明治三十五年十一月十日印刷
明治三十五年十一月十五日發行
大正十年五月十五日五版印刷
大正十年五月廿五日五版發行

校訂 古事記傳奥附

定價金參拾圓

著者 本居宣長

校訂者 本居豐穎

東京市京橋區鈴木町十二番地

發行者 吉川半七

東京府下田端二百二十二番地

印刷者 有川軍治

東京市京橋區鈴木町十二番地

發行所 合資會社 吉川弘文館

電話京橋二九九、六九七番
振替東京二四四番

發推古天皇山陵之由と云り）大和志に、在南山田村と云り、（前皇廟陵記にも如此云り）

古事記下卷終

終字は無き本もあり又卷字も共に無き本もあり

古事記傳四十四之卷終

十八歳とすれば、二十七歳にあたれり、いかゞ、崇峻天皇崩の年、三十九歳とあるは合へども、三十四歳云々とは合ず、）或書に春秋七十三、一云七十、一云八十五と云り、○大野岡上は、書紀敏達巻に、十四年蘇我大臣馬子宿禰、起塔於大野丘北、設齋云々、とある地なるべし、（大和志に、高市郡廢大野丘塔、在和田村、礎石猶存、陵達天皇十四年云々、即此と云り、）又天武巻に、云々、到大野以日落也、及夜半到隱郡、（此大野は、山邊郡にして、大和より伊賀の名張へ越る道にて、今も大野村大野寺あり、承元三年三月、後鳥羽太上皇の御幸ありし、宇陀郡大野石佛と云是なり、宇陀郡界近き處なり、）又諸陵式に、大野墓、在大和國平群郡、（此墓大和志に在高安村といへり、）などもあれど、此らには非じ、○科長大陵、（師は大字は上の誤かと云れしは、科長中陵あればなり、されど此は科長なる御陵どもの中に、大なる故に大とは云なるべし、）書紀に、天皇崩之云々、秋九月己巳朔云々、先是天皇遺詔曰、比年五穀不登、百姓太飢、其爲朕興陵、以勿厚葬、便宜葬于竹田皇子之陵、壬辰葬竹田皇子之陵、とある竹田、皇子陵、何處とも記されざるはいかゞ、若是大野岡か、はた科長か、詳ならず、（此記に依れば竹田皇子陵大野岡なるべし、さて後に科長に改葬奉りし事の、書記には漏たるなるべし、かの遺詔に、民の苦をおもほしめして、厚葬ることを停め賜へるに、科長御陵は大陵とあれば、甚大なりと聞ゆれば、初に葬奉し御陵には非じ、然るを扶桑畧記に、竹田皇子陵、河内國石川郡磯長山田と云るは、此天皇の御陵によりて云るなるべければ、據としがたし、）諸陵式に、磯長山田陵、小治田宮御宇推古天皇、在河内國石川郡、兆域東西二町南北二町、陵戸一烟、守戸四烟、（扶桑畧記に、康平二年六月二日河内國司言上盗人

右に引る續紀に、小治田岡本宮とあるは、即飛鳥岡本宮と聞え、靈異記に雷岡とあるは、即今も雷土村と云て、飛鳥の神奈備山と云處なり、又萬葉に小墾田の坂田橋とあると、用明紀推古紀に、南淵坂田寺とあると同地にて、今飛鳥の東南の方近く南淵村坂田村などあり、これらを思ふに、飛鳥の地を廣く小治田と云しなるべし、此小治田宮を、大和志に、豊浦村にありと云り、豊浦村も近き地にはあれども、此天皇初に坐し豊浦宮ぞ、彼村のあたりにはあるべき、小治田宮は、今の雷土村飛鳥村岡村坂田村などのあたりの地の内にぞありけむ、又或説に、十市郡の大福村其地なりと云るは、違へり、〇參拾漆歲、（眞福寺本には卅七歲と作り、）此年數は、即位の年より計へたるものなり、〇此に舊印本眞福寺本又一本などに、戊子年三月十五日癸丑崩、と云例の細注あり、（舊印本には本文なり、又眞福寺本には、癸丑の下に日字あり、又舊印本には、年字歲と作り、今は眞福寺本又一本に依れり、上の例然ればなり、）年と月とは書紀と合り、十五日は差へり、（但癸丑は書紀と合り、此細注に、干支を記せること、外に例なければ、是は書紀に依て後に加へたるにや、又若もとよりの文ならば、書紀と干支の傳への異なるなり、書紀は丁未朔なれば、癸丑は七日なり、此細注にては己亥朔なり、）書紀に、三十六年春二月、天皇臥病三月丁未朔壬子、天皇病甚之、癸丑天皇崩之、（時年七十五）即殯於南庭、とあり、（此天皇の年紀書紀に記されたる、違あり、崩の年七十五ならば、欽明天皇の十五年に生坐るなり、然るに敏達天皇の五年に、皇后に立賜へるを、此御卷の初に、十八歲とあるはいかゞ、其年は廿三歲にあたれり、又三十四歲の時敏達天皇崩とあるも違へり、彼天皇崩の年は、三十二歲にあたり、立后

倉橋村東、今曰赤坂陵畔有冢六と云り、(此御陵、赤坂と云坂上に在、圓き塚にて、松樹多く生繁れりと云り)

小治田宮卷

豐御食炊屋比賣命。坐小治田宮。治天下參拾漆歲。御陵在大野岡上。後遷科長大陵也。

眞福寺本には、此首に妹とあり、○此天皇、後の漢樣の御諡、推古天皇と申す、○小治田宮、此地穴穗宮段に出、又書紀安閑卷に、小墾田屯倉、欽明卷に、蘇我稻目大臣之小墾田家など見ゆ、さて此御卷に、泊瀨部天皇五年十一月、天皇爲大臣馬子宿禰見殺、嗣位既空、群臣請渟中倉太珠敷天皇之皇后額田部皇女、以將令踐祚、皇后辭讓之、百寮上表勸進、至于三、乃從之、因以奉天皇璽印、十二月壬申朔己卯、皇后即天皇位於豐浦宮、十一年冬十月己巳朔壬申、遷于小墾田宮と見ゆ、又皇極卷元年十二月、天皇遷移於小墾田宮、孝德卷に、小墾田宮云云、齊明卷に、元年冬十月、於小墾田造起宮闕、擬將瓦覆云々、天武紀に、小墾田兵庫、續紀廿三に、幸小治田宮、また小治田岡本宮、廿六に、行幸紀伊國云云、是日到大和國高市小治田宮、萬葉十一(二十七丁)に、小墾田之坂田乃橋之、(今本坂字を板に誤れり) 靈異記に云々、其雷落處者、今呼雷岡(在古京小治田宮者)などあり、小治田は、即飛鳥と同地にて、飛鳥を此御世のころ、小治田と云しなるべし、(其故は、

卅七速總別王のところ〕○柴垣宮は、多治比之柴垣宮の下にいへるが如し、〔傳卅八〕此宮は、今の倉橋村の金福寺と云寺、其跡なりと云り、○肆歳、〔肆字、眞福寺本には四とあり〕書紀に、二年夏四月橘豐日天皇崩云々、八月癸卯朔、甲辰、炊屋姫尊與群臣勸進天皇、即天皇之位云々、是月宮於倉梯とあり、四歳は彼紀と一年差へり、○書紀には御子たち二柱を擧られたるに、此記に記さゞるは、畧けるなるべし、〔此記のさま、近き御世御世になるまゝに、漸に事を畧ければなり〕○肆歳とある下に、舊印本眞福寺本又一本などに、壬子年十一月十三日崩と云細注あり、〔又眞福寺本には、崩下に也字あり、又舊印本には、本文に連けて書り〕書紀と年月は合て、日は差へり、〔書紀の乙巳は三日なり、若くはかの巳字は卯の誤か、乙卯ぞ十三日なる〕或書に、年七十二とも七十三ともあれど、並年紀違へり、○倉椅岡上、書紀に五年冬十月、有獻山猪、天皇指猪詔曰何時如斷此猪之頸、斷朕所嫌之人、多設兵仗、有異於常、蘇我馬子宿禰聞天皇所詔、恐嫌於己、招聚儻者、謀殺天皇、十一月癸卯朔乙巳、馬子宿禰詐於群臣曰、今日進東國之調、乃使東漢直駒殺于天皇、是日葬天皇于倉梯岡陵、〔或本云、大伴嬪小手子恨寵之衰、使人於蘇我馬子宿禰曰、頃者有獻山猪、天皇指猪而詔曰云々〕とあり、天皇崩坐て、即日葬奉れること、古今にわたりて例あらめや、當時馬子賊が威權のほど、おしはかられたり、諸陵式に、倉椅岡陵、倉梯宮御宇崇峻天皇、在大和國十市郡、無陵地幷陵戸、〔陵地陵戸の無きこと、是又例なし、何の故もなくして如此くなるは、これも又馬子賊が威權を畏みてなるべし、然れども後に至りてだに陵地陵戸を置るべき事なるに、然ることも無かりしはいかにぞや〕此御陵、大和志に、

るに、是は字を變て、上字なるは彼地名とは異にして、此はたゞ石村池の上と云ことならむか、)石村に掖上と云地は聞つかず、(葛城に掖上と云はありて、上に出たり、) 書紀に、二年云々、七月甲戌朔甲午葬于磐余池上陵とあり、大和志に、十市郡石寸腋上荒陵、在谷長門二邑界、○科長中陵、科長は上に出、書紀推古卷に、元年秋九月、改葬橘豊日天皇於河内磯長陵、諸陵式に、河内磯長原陵、磐余池邊列槻宮御宇用明天皇、在河內國石川郡、兆域東西二町、南北三町、守戸三烟とあり、中とは、此御陵敏達天皇御陵と、推古天皇御陵との中間に在を以て、後に分て云なるべし、(式には此御陵を磯長原陵とあるに、石姫皇女の御墓をも、磯長原墓とある、其は敏達天皇御陵と同域なるに、敏達天皇の御は磯長中尾陵とあり、是を以て思へば、此の中も中尾にて、尾字の脱たるにもあらむか、いさゝか紛らはし、太子傳暦には、此御陵をも、中尾山陵とあれども、信がたし、彼書に、此天皇二年秋七月天皇葬於河内科長中尾山陵と云るも、改葬なることをわきまへざるひがことなり、) 前皇廟陵記に、或曰、在春日村上、太子御墓山辰巳可五六町、(大和志にも、在春日村と云り、)

倉椅宮卷

長谷部若雀天皇。坐倉椅柴垣宮。治天下肆歲。御陵。在倉椅岡上也。

眞福寺本には、此始に弟とあり、○此天皇、後の漢様の御謚、崇峻天皇と申す、○倉椅上に出、(傳

即其地に居坐るにや、）又御母の姓を取れるか、書紀には麻呂子皇子とありて、推古巻十一年の處に、以來目皇子之兄當麻皇子、爲征新羅將軍、云々とあるは、此王なり、（されば此巻に、更名當麻皇子とあるべきが、漏たるなり、）姓氏錄に、當麻眞人、用明皇子麻呂古王之後也、〇須賀志呂古郎女、（賀字眞福寺本には加と作り、）淸白子の意か、（但記中、白黒のろには、漏路を用ひたれば、此は異意か、）又書紀に、酢香手とあれば、志呂は代か、（代を弖と云例此彼あればなり、）書紀に、葛城直磐村女廣子、生一男一女、男曰麻呂子皇子、此當麻公之先也、女曰酢香手姫皇女、歴三代以奉日神、また天皇即位の月、以酢香手姫皇女拜伊勢神宮奉日神祀、（此皇女自此天皇時、逮于炊屋姫天皇之世、奉日神神祀、自退葛城而薨、見炊屋姫天皇紀、或本云、三十七年間、奉日神祀、自退而薨）とあり、（此王、三代の間、伊勢齋と坐つるは、大御父天皇の崩坐し時も、退坐ざりしなり、これを以ても、古に服と云事無かりしを知べし、）〇上の例に依るに、此に二柱と云細注あるべきに、諸本に無し、

此天皇。御陵在石寸掖上。後遷科長中陵也。

此天皇の下に、舊印本眞福寺本又一本などに、丁未年四月十五日崩、と云例の細注あり、（舊印本には本文なり、）年と月とは書紀と合り、日は合ず、（癸丑は九日なり、）書紀に、二年夏四月乙巳朔癸丑崩于大殿とあり、或書に、年六十九と云るは、年紀違へり〇石寸掖上、（寸字舊印本に才に誤れり、）寸字は、村の偏を省けるにて、石村なり、（此事傳卅八の始に委いへり、）掖は、書紀に依るに、池字を寫誤れるなるべし、（但此記にも書紀にも、大宮の號には、邊字を書れた

元年春正月、立穴穗部間人皇女爲皇后、是生四男、其一曰廐戸皇子、(更名豐聰耳聖德、或名豐聰耳法大王、或云法主王、) 此之皇子、初居上宮、後移斑鳩、於豐御食炊屋姬天皇世、位居東宮、總攝萬機、行天皇事、語見豐御食炊屋姬天皇紀、其二曰來目皇子、其三曰殖栗皇子、其四曰茨田皇子、○當麻之倉首比呂、當麻は姓、(大和國葛下郡なる當麻より出たる姓なるべし、) 倉首は尸なり、久良毘登と訓べし、(複姓には非ず、クラノオビトと訓は非なり、) 此尸の例は、天武紀に次田倉人椹足、續紀二に春日倉首老、(萬葉一にも見ゆ、) 十一に河內藏人首麻呂、廿七に春日藏毘登常麻呂、廿九に白鳥椋人廣、卅に秦倉人呰主、萬葉十九に高安倉人種麻呂など見え、姓氏錄にも池上椋人、河原藏人、日置倉人などあり、(字はいろ〳〵に書たれども、皆同じ尸なり、) 首を毘登と訓は、淤を省きたるにて、意は淤毘登の意なり、(此尸、凡て人と書たるも、皆首の意なり、さて首を毘登と云て、人とも書たる例は天武紀に忌部首子首、又三輪君子首などを、子人とも書たり、又續紀卅に、以去天平寶字九歲改首史、如並爲毘登、彼此難分、氏族混雜、於事不穩、宜從本字とある、是も首を毘登と云る例なり、さて右の文に九歲とあるは、五歲の誤なり、天平寶字五年より此時までは、首の尸も、史の尸も、毘登と記せり、) さて此倉首と云尸は、もと倉の事に仕奉れるより起れり、其起り古語拾遺に見えたり、比呂は名なり、○飯女之子、(眞福寺本には女字なし、又師は之子二字衍ならむと云れき、) 名義ことなることなし、書紀には父の姓名も異にして、此名も廣子とあり、(此記眞福寺本に、女字なきに就て思ふに、伊比乃古と比呂古と相近し、又父名比呂と、此名と、彼此の間、紛れやありつらむ、) ○當麻王、地名か、(御母の姓なれば、

生知、十人一時訟白之狀、一言不誤、能聞之別、故曰豐聰耳、進止威儀、似僧而行、加以制勝鬘法華等經疏、弘法利物、定孝積功勳之階、故曰聖德、天皇宮住上殿、故曰上宮皇也、）九年皇太子初興宮室于斑鳩、十三年皇太子居斑鳩宮、二十九年春二月己丑朔、癸巳、半夜、厩戸豐聰耳皇子命薨于斑鳩宮云々、是月葬上宮太子於磯長陵、（扶桑畧記に、二月廿二日薨、時年卌九と云り、書紀の癸巳は五日なれば、廿二日は異說なり、又年卅九にては、年紀合ざることあり、卅は卌の誤なるべし、（或書に四十九とあり、）諸陵式に、磯長墓、橘豐日天皇之皇太子名云聖德、在河內國石川郡、兆域東西三町、南北二町、守戸三烟、（河內志に、石川郡叡福寺山號科長、又呼御墓山、因有厩戸太子墓也、墓上建小堂、遶以石柵、又云々と云り、上太子と云ところなり）〇久米王、御母の姓か、姓氏錄に、久米朝臣、久米臣、久米直などあり、又地名にてもあらむ、（高市郡）書紀推古卷に、十年來目皇子爲擊新羅將軍、十一年春二月來目皇子薨於筑紫、云々、後葬於河內埴生山岡上、（續紀廿八に、參議從三位山村王薨、橘豐日天皇皇子久米王之後也、姓氏錄に、登美眞人、出自諡用明皇子春日王也、とある春日王を、一本には來目王とあり、此は來目を春日と寫誤れるか、又敏達を誤て用明の御子と傳へたるにもあるべし、若然らば、來目とは、後にさかしらに改めつるならむ、登美眞人のはじめ、續紀四十に見ゆ、）〇植栗王、御乳母の姓か、姓氏錄に、殖栗連あり、又地名か、神名帳に城上郡殖栗神社あり、（書紀天武卷に同名見ゆ、）姓氏錄に、蜷淵眞人、出自諡用明皇子殖栗王也、〇次茨田王、此四字諸本に脫たり、今は延佳本に書紀に依て補へたるに依れり、四柱とあれば、脫たること著ければなり、さて繼躰天皇の御子に同御名あり、（茨田郞女）書紀に

遺りて、十市郡に上宮村あり、(池邊古の地に近し、) 宇閇能美夜と呼ふなり、然れば此御名も然訓べきなり、(書紀に、カムツミヤと訓るは、たゞ字に就てあるべきまゝに訓るにて、此地名を尋ねての訓には非ず、凡て今世に遺れる古の地名、おのづから訛れるは多けれども、かむつみやを易て、うへのみやと云が如き例は、をさ〳〵なければ、初より宇閇能美夜とぞ唱へけむ、但もとは上國などの例の如く、宇波都美夜と云しを、今うへのみやと云むことは、あるまじきに非ず、古都と云しを、後に能と云例は多ければなり、さて此宮の事を、太子傳暦に、今謂坂田寺、是其宮處矣、と云るはいかゞあらむ、坂田寺は、書紀此卷、又推古卷に、南淵坂田寺とありて、其寺は高市郡坂田村にあり、池邊宮より南方にはあれども、なほ上宮村ぞ其跡なるべく思はる、) 聰耳は刀美々と訓べし、利の意なり、字鏡に聆止彌々、又耳止之とあり、(書紀竟宴集に、此太子をよめる哥に、登與止美己とある美己は、美々を誤れるなるべし、續後紀四に、矢田部造聰耳と云人名も見ゆ、) 書紀推古卷に、元年夏四月、立廐戸豐聰耳皇子、爲皇太子、仍錄攝政、以萬機悉委焉、橘豐日天皇第二子也、母皇后曰穴穗部間人皇女、皇后懷姙開胎之日、巡行禁中、監察諸司、至于馬官、乃當廐戸而、不勞忽產之、(此時は用明天皇いまだ天皇に坐まさねば監察諸司と云ことはいかゞ、思ふに此はたゞ何となしに、其あたりへ行しゝをりの事にぞありけむかし、) 生而能言、有聖智、及壯一聞十人訴、以勿失能辨、兼知未然、且習內敎於高麗僧惠慈、學外典於博士覺哿、並悉達矣、父天皇愛之、令居宮南上殿、故稱其名謂上宮廐戸豐聰耳太子、(靈異記に聖德皇太子有三名、一號曰廐戸豐聰耳、二號聖德、三號上宮也、向廐戸產、故曰廐戸、天年

御宇など見ゆ、(雙槻とは、此地に大木の槻の二木殖りしに因て、負せたる宮號なるべし、大和志に、此宮今の安部の長門邑と云處なりと云り、又石寸山口神社も、長門邑に在て今稱雙槻神社と云り、或書に、此宮を高市郡と云るは非なり、)〇三歳、(參字眞福寺本には三と作り)此年數は(書紀と一年差へり)御位に即坐たる年より計へたる物なるべし、〇稻目宿禰大臣、(眞福寺本には、宿禰二字なし、)上に出、(此卷師木嶋宮卷始)〇意富藝多志比賣、名意師木嶋宮條、岐多斯比賣の下に云るが如し、意富は大なり、さて此名に疑あるは、彼と同名にて、此は大と云るは、姉と聞えたるに、彼は妹にて大御父天皇の妃、此は姉にて其御子の妃なる事いかゞ、書紀には此名石寸名とあり、(石寸はいしきか、いはれか、石村をも古書には多く石寸と作り、但し書紀には、石村をばみな磐余と作れたれども、是は人名なれば、古書に書るまゝに、かく書れたるか、詳ならず凡て彼紀の、地名人名などの用字は、かゝる類の紛らはしき事多し、)〇多米王、敏達天皇の御子に同御名あり、書紀に、立蘇我大臣稻目宿禰女石寸名為嬪、是生田目皇子、(更名豐浦皇子)〇間人穴太部王、上に出〇上宮之厩戸豐聰耳命、上宮は書紀推古卷に、父天皇愛之、令居宮南上殿、故稱其名謂上宮云々、とあるに依に、大宮の南に、別に上宮と云宮の有て、(上殿と書れたるは文なり、宮南とあれば、別に一の宮なること著明し、)其は殊に上れるやむことなき宮なりし故に、上宮とは稱けられたるなるべし、かくて其名後まで殘りて、其の地名となれるなり、書紀此御卷に、初居上宮、後移斑鳩、とあるは、既に地名となれる後を以て、初へ及ぼして云るなり、(文のさま、たゞ彼宮を指て云るにはあらず、)さて此地名今に

御陵六あり、(此天皇、用明天皇、推古天皇、孝德天皇、又石姬皇后、聖德太子、)神名帳に、科長神社もあり、

池邊宮卷

橘豐日命。坐池邊宮。治天下參歲。此天皇。娶稻目宿禰大臣之女。意富藝多志比賣。生御子。多米王。一柱又娶庶妹間人穴太部王。生御子上宮之廐戸豐聰耳命。次久米王。次植栗王。次茨田王。四柱又娶當麻之倉首比呂之女。飯女之子。生御子。當麻王。次妹須賀志呂古郎女。

眞福寺本には、此首に弟とあり、又命字王と作り、○此天皇後の漢様の御謚、用明天皇と申す、○池邊宮は、伊氣能辨と訓べし、(和名抄讃岐國の郷名池邊、伊介乃倍とある、是傍例なり、但辨の清濁はいかならむ、)和名抄に、大和國十市郡池上郷の地なり、萬葉七(二十七丁)に、池邊小槻下とあるは、此地か、(八に、御在西池邊云々これはたゞ池の邊なり、其哥も同じ、さて池上眞人、池邊直など云姓は、此地よりぞ出けむ、)さて此地名は、石村池の邊なるを以て負るなるべし、石村池は書紀履中卷に、二年十一月作磐余池と見え、繼躰卷の哥、又萬葉三にも見ゆ、なほ石村の事上にいづ、(傳卅八の始、)書紀に十四年秋八月、淳中倉太珠敷天皇崩、九月甲寅朔戊午、天皇即天皇位、館於磐余、名曰池邊雙槻宮、續紀五に、石村池邊宮御宇聖朝、廿八に、池邊雙槻宮

は阿夜と訓、御乳母の姓なり、漢直明宮段に見ゆ、さて此王の何れの御子にか、詳ならず、齊明紀に同名（天皇初適於橘豊日天皇之孫高向王而生漢皇子と）見えたり、○大俣王、同名上に見ゆ、○智奴王、御乳母の姓なるべし、血沼別、境岡宮段に見え、姓氏錄に珍縣主あり、又地名か、此地上（白檮原宮段）に出、此王は、皇極天皇孝徳天皇の大御父に坐り、書紀皇極巻に、天皇押坂彦人大兄皇子孫茅渟王女也、諸陵式に、片岡葦田墓、茅渟皇子、在大和國葛下郡、兆域東西五町、南北五町、無守戸、○桑田王、同御名上に見ゆ、○山代王、笠縫王、此二柱も、欽明天皇の御子に同御名なるあり、以上三柱連ねて、かく近く同御名あることを、いさゝか疑はし、若くは傳の紛れには非るか、

御陵在川內科長也。

此上に、此天皇御年若干と云言あるべし、たとひ御年をば記さずとも、此天皇と云ことは、必有べき處なり、（例皆然り、殊に此は幷七王より、直に御陵云々とつゞきては、日子人太子の御陵と聞えていかゞなり、）○此上に、舊印本眞福寺本又一本などには、甲辰年四月六日崩、と云例の細注あり、（舊印本には、本文につゞきて大字に書り、此注年も月も日も、書紀と異なり、）書紀云、十四年秋八月乙酉朔己亥、天皇病彌留、崩于大殿、是時起殯宮於廣瀨云々、御年は記されず、或書に四十八と云り、○川內科長、書紀崇峻巻に、四年夏四月壬子朔甲子、葬譯語田天皇於磯長陵、是其妣皇后所葬之陵也、諸陵式に、河內磯長中尾陵、譯語田宮御宇敏達天皇、在河內國石川郡、兆域東西三町、南北三町、守戸五烟とあり、大和志に、在葉室村西と云り凡て此科長に

年九月葬息長足日廣額天皇于押坂陵、（或本云、呼廣額天皇為高市天皇也、）とあり、（下の葬字の上に、改字脱たるか、）諸陵式に、押坂内陵、高市岡本宮御宇舒明天皇、在大和國城上郡、兆域東西九町南北六町、陵戸三烟、（太子傳暦には、押坂内山陵とあり、此御陵、大和志に在忍坂村上と云、今稱丹冢と云て、押坂墓田村皇女、押坂内墓大伴皇女、押坂墓鏡王三倶在舒明天皇陵域内と云り、此御陵、忍坂村の東北方の山上にありて、南方崩れて、大なる岩搆へ少し顯れて見ゆとぞ、）さて岡本宮は、書紀彼御卷に、二年冬十月天皇遷於飛鳥岡傍、是謂岡本宮とある是なり、（また八年六月災岡本宮、天皇遷居田中宮、）此宮又齊明卷に、二年於飛鳥岡本、更定宮地、遂起宮室、天皇乃遷、號曰後飛鳥岡本宮、とあるも同地なり、此宮、帝王編年紀に、高市郡島東岳本地是也と云り、（嶋は今嶋莊と云處、岳本は今の岡と云處なり、岡本宮と云名、推古紀にも見えたり、）大和志に、在岡村と云り、さて此に此御子を擧たるさま、凡ての例に異なり、（なべての例は、たとひ後に治天下天皇といへども、皆御名を擧て、さて下に至て某命者治天下と記せり、此の如く、始より坐某宮治天下天皇、と擧たる例はなし、）是に二の義あるべし、一には此は天武天皇の大御考天皇に坐が故に、殊に尊崇奉てにや、（此記は彼天皇の詔命に因れゝばなり、又彼天皇大御口づから誦賜へるまゝなれば、更なり、）二には、此記は推古天皇に終りて、此天皇（舒明）の御世までは記さざるに、後に治天下天皇に坐ば、例を變て如此は擧たるにや、なほ前の意ならむ、○中津王は、三柱の内の第二の御子に坐ば、仲と申せるなるべし、（津の下に之を附ずして讀べし、）○多良王、御乳母の姓か、（姓氏錄に多く良公はあり、）地名か、詳ならず、○漢王、漢

糠代比賣命。生御子。坐岡本宮治天下之天皇。次中津王。次多良王。三柱又娶漢王之妹大俣王。生御子。智奴王。次妹桑田王。二柱又娶庶妹玄王。生御子。山代王。次笠縫王。二柱并七王。

十七王之中、こは上なる例に依らば、之の上に此字脱たるかとも云べけれど、日代宮段などにも、并八十王之中云々とあり、〇田村王、(此王上には寶王とあれば、此も書紀も、村字は、柄の誤かとも思へど、然にはあらず、) 書紀にも糠手姫皇女、更名田村皇女とあり、田村は地名なるべし、其故は、此生坐る御名も田村皇子(舒明天皇)と書紀にあれば、御母の居坐る地に、其御子も居坐るものとおぼしければなり、さて其は姓氏錄(吉田連條)に、奈良京田村里、(續紀十八に、藤原朝臣仲麻呂田村第、また廿に田村宮、卅七に田村後宮などあるも、此地なり、)とある地なるべし、諸陵式に、押坂墓、田村皇女、在大和國城上郡舒明天皇陵内、無守戶、(書紀皇極卷に、二年九月吉備嶋皇祖母命薨とあるを、此田村皇女なりと云說あるは、祖母の字に就て誤れるなり、祖母は親母の義にて、皇極天皇の大御母なり、又天智卷にも、三年六月嶋皇祖母命薨とあるは、右の同事の誤て重なりたるなり、) 〇坐岡本宮治天下之天皇は、舒明天皇なり、書紀彼御卷に、息長足日廣額天皇、渟中倉太珠敷天皇孫、彦人大兄皇子子也、母曰糠手姫皇女云々、元年春正月癸卯朔丙午、云々、即日即天皇位、(御位に即賜はぬ前の御名、田村皇子とあり) 十三年冬十月己丑朔丁酉、天皇崩于百濟宮云々、皇極卷に、元年十二月葬息長足日廣額天皇于滑谷岡、二

姓氏錄に、路眞人、守山眞人、甘南備眞人、飛多眞人、英多眞人、大宅眞人、成相眞人など、此王の後と見えたり、又橘朝臣も、此王の後なり、(姓氏錄に、橘朝臣、甘南備眞人同祖、敏達天皇、難波皇子男、贈從二位栗隈王男、治部卿從四位下美努王、美努王娶從四位下縣犬養宿禰東人女、正一位縣犬養橘宿禰三千代太夫人、生左大臣諸兄、中宮大夫佐爲宿禰、贈從二位牟漏女王云々、和銅元年十一月己卯、大嘗會、廿五日癸未曲宴、賜橘宿禰姓於太夫人、天平八年十二月丙子、詔參議從三位行左大辨葛城王、賜橘宿禰諸兄とあり、續紀十二、天平八年十一月丙戌云々、壬辰云々、考ふべし、十八に左大臣正一位橘宿禰諸兄、賜朝臣姓とあり、又萬葉六の卅二葉考ふべし、)○桑田王、御乳母の姓なるべし、當時此姓ありぞえけむ、(姓氏錄に桑田眞人あれど、其は此天皇の御孫の後とあれば、非ず、)地名には非じ、(丹波國に桑田郡あり、)下に同御名あり、○春日王、地名なるべし、(此二柱の次第、書紀と異なり、)此王崇峻紀に出、さて姓氏錄に、香山眞人、出自諡敏達皇子、春日王也、春日眞人、敏達天皇皇子、春日王之後也、高額眞人、春日眞人同祖、春日王後也、○大俣王、御乳母の姓か、地名か、詳ならず、なほよく考ふべし、玉穗宮段同名見え、下にも同名の人(女王なり、)あり、舒明紀に、八年秋七月、大派王云々、皇極紀にも見ゆ、姓氏錄に、茨田眞人、敏達天皇孫、大俣王之後也、(孫とは誤なるべし、)書紀に、四年春正月云々、是月立一夫人、春日臣仲君女曰老女君夫人、(更名藥君娘也、)生三男一女、其一曰難波皇子、其二曰春日皇子、其三曰桑田皇女、其四曰大派皇子、

此天皇之御子等。幷十七王之中。日子人太子。娶庶妹田村王亦名

遲部も）あり、書紀に七年春三月、以菟道皇女侍伊勢祠、即姧池邊皇子、事顯而解、〇三柱（此二字諸本に無し、今は一本に依れり、）書紀に、四年春正月、立息長眞手王女廣姫爲皇后、是生一男二女、其一曰押坂彦人大兄皇子、（更名麻呂古皇子、）其二曰逆登皇女、其三曰菟道磯津貝皇女、とあり、此磯津貝と申す御名は、傳の紛れの誤なるべし、（其故は、上に菟道貝鮹皇女、更名菟道磯津貝皇女とあるを、御兄弟の中に、かく全く同じ御名は、あるべくもあらざればなり、上なるは、此記も同じければ、誤に非ず、此の御名は、此記に宇遲王と見え、書紀にも七年の處には、たゞ菟道皇女とあれば、磯津貝は、彼上なると紛れて誤れるなり、共に菟道と申せるからなり、）

〇春日中若子、此春日は地名と聞えたるに、書紀には春日臣とあれば、なほ姓か、中若子は、書紀に仲君とあれば、若字は君を誤れるか、なほ何れにても穩にも聞えぬ名なり、（書紀には、和加には稚字をのみ用ひたれば、彼君字は、若の誤には非ず、但君の下に子字脱たるか、仲君と云名はいかゞに聞ゆ、吉彌侯部と云姓もあれば、君子と云名はあるべし、續紀廿に、改君子部姓爲吉美侯部とあり姓氏錄に吉彌侯部あるを、今本に侯を隻に誤れり、）〇老女子、郎女、老女は意美那と訓べきこと、上に云るが如し、（傳九八保遠呂智段）續紀十三に、紀朝臣意美那、家原音那等云人名も見ゆ、（書紀に、此の名を老女君夫人とある君字、類聚國史には子と作れば、君字は子を誤れるなるべし、此に因て見れば、父名の君字も、子を誤れるにもあるべし、仲子と云名例あり、又藥君の君も、子の誤か、又此記には郎女とあるを、夫人と書れたるは、例の漢文ざまなり、）

〇難波王、御乳母の姓なり、姓氏錄に、難波忌寸、難波、難波連、などあり、此王崇峻紀にも見ゆ、さて

にかあらむ、未思得ず、（糠は借字なり、）書紀に、次采女伊勢大鹿首小熊女曰菟名子夫人、生太姫皇女、（更名櫻井皇女、）與糠手姫皇女、（更名田村皇女、）○息長眞手王、（諸本に眞字なし、書今は延佳本に依れり、此事上に云り、）上に出づ、（此卷の始、）○比呂比賣命、稱名なるべし、書紀に四年春正月云々、同年冬十一月、皇后廣姫薨、諸陵式に、息長墓舒明天皇之祖母名曰廣姫、在近江國坂田郡、兆域東西一町、南北一町、守戸三烟○忍坂日子人太子、太子は美古能美許登と訓べき事、上に云るが如し、（傳卅九刑部の條）忍坂は居坐る地なるべし、此地上に出、（傳十九忍坂大室の條）日子人は稱名にて、景行天皇の御子にも、日子人大兄王と申す坐り、（此御名も、書紀には、彥人大兄皇子とあり、）御名義彼處に云り、（傳廿六のはじめ）書紀孝德卷に、皇祖大兄（謂彥人大兄也）とあり、（彼天皇の大御祖父王に坐なり、）さて此王、太子に立坐りし事は、書紀に見えざれども、（故或說に此の太子字を、大兄の誤かと云るは、中々にわろし、）用明卷にも、太子彥人皇子とあり、舒明天皇の大御父王に坐ませば、彼御世にや追尊て太子とは申奉給ひけむ、諸陵式に、成相墓、押坂彥人大兄皇子、在大和國廣瀨郡、兆域東西十五町、南北廿町、守戸五烟、（かくこよなく兆域の廣きは、いかなる故にか、地形によれることにや、大和志に、在平尾村、稱王子冢、隣疋相村、墓畔小冢六、）姓氏錄（未定雜姓）に、御原眞人淳中倉太珠敷皇子彥人大兄王之後也、○亦名（諸本亦字を脫せり、いまは眞福寺本延佳本に依れり、）○坂騰王、東大寺なる古文書の中に、大和國添上郡酒登莊と云見えたり、此地名なるべし、○宇遲王、（遲字諸本に庭に誤れり、今は一本に依れり、）御乳母の姓なるべし、姓氏錄に宇治宿禰（又宇

は未見當らねど、御乳母の姓なるべし、(式に阿波國勝浦郡宇母理比古神社あり、) ○小張王、小字書紀に尾と作り、御乳母の姓なり、此姓上に出、○多米王、御乳母の姓なり、姓氏錄に多米連、多米宿禰など見ゆ、さて用明天皇の御子にも同御名あり、○櫻井玄王、欽明天皇の御子にも同御名あり、御名義彼處に云るが如し、(彼は書紀の如く、たゞ櫻井王なりけむを、此の御名より紛れて、彼王をも玄玉とは傳へたるなるべし、) 書紀に冬十一月、皇后廣姫薨、五年春三月、立豐御食炊屋姫尊為皇后、是生二男五女、其一曰菟道貝鮹皇女、(更名菟道磯津貝皇女、)是嫁於東宮聖德、其二曰竹田皇子、其三曰小墾田皇女、是嫁於彥人大兄皇子、其四曰鸕鷀守皇女、(更名輕守皇女、) 其五曰尾張皇子、其六曰田眼皇女、是嫁於息長足日廣額天皇、其七曰櫻井弓張皇女、○伊勢大鹿首は、神名帳に、伊勢國河曲郡大鹿三宅神社あり、此地より出たる姓なり、續紀十七詔に、伊勢大鹿首云々、(又廿三卅四に大鹿臣子虫と云人見えたるは、同姓か、異姓か、) 姓氏錄に、(未定雜姓) 大鹿首津速魂命三世孫、天兒屋根命之後也、(大神宮雜事記に、治曆三年の處に、河曲神戶預大鹿武則云々、東鑑に、伊勢國に大鹿俊光、大鹿兼重、大鹿國忠など云人見えたり、) ○小熊子郎女、名義未考へず、書紀には父名小熊にて、此女の名は菟名子夫人、(夫人字は、例の漢文ざまに造りて書れたるなるべし、) とあり、久麻と宇那と、唱への似たるから、何方にまれ紛れたるなるべし、○布斗比賣命、布斗、稱名なり、(命とあるめづらし、) ○寶王、御名義、又同御名等上に云り、(傳廿九志賀宮卷の始、) ○糠代比賣王、(舊印本又一本又一本などに王字なし、今は眞福寺本延佳本に依れり、) 奴加と云こと、男女の名に多くあるは、如何なる義

他田のあたりまで石村と云て、十市郡に屬たりし時もありしにこそ、書紀に、元年夏四月壬申朔、甲戌、皇太子即天皇位、是月、宮于百濟大井、四年云々、是歳命卜者、占海部王家地、與絲井王家地、卜便襲吉、遂營宮於譯語田、是謂幸玉宮、○壹拾肆歳（眞福寺本には十四歳とあれど、書ざま前後の例に違へり、）此年數書紀も同じ、○庶妹は、麻々伊毛と訓べき由、上に云り、（傳卅九日代宮段の末）○靜貝王、（貝字、舊印本又一本等に見と作、眞福寺本に且と作る、皆誤なり、今は延佳本に依れり、次なる二の貝字も同じ、）御名、義未思得ず、（[illegible]なる竹田王の亦名の小貝と、並びたる御名か、若然らば、貝は借字にて、異意あるべし、又は貝は亦名の貝鮹に因れることにて、靜は賛たる御名か、萬葉十一に、新室蹈靜子とあるも、蹈までは序にて、靜子は賛たる稱と思はる、）○貝鮹王、（鮹字鮪と作る本は誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり、）和名抄に、日本紀私紀云、貝鮹加比太古とあり、（此物貝内にある小き鮹にて、兩手兩脚を其殼の外へ出して、海をおよき行く物なりと云り、）主計式に、貝鮹鮨六斤など見ゆ、此物に由縁ありて、負賜へる御名なるべし、○竹田王、御名御乳母の姓か、姓氏錄に竹田臣、竹田連などあり、又地名か、十市郡に、竹田神社式に見え、竹田原、竹田莊など萬葉に見ゆ、書紀推古卷に卅六年天皇崩云々、遺詔曰、比年五穀不登、百姓太飢、其爲朕興陵、以勿厚葬、便宜葬于竹田皇子之陵、壬辰葬竹田皇子之陵、扶桑略紀に竹田皇子陵、河内國石川郡磯長山田とあり、○小貝王、御名、義未考得ず、書紀雄略卷に、小鹿火宿禰と云人も見ゆ、○小治田王、御乳母の姓か、姓氏錄に、小治田朝臣小治田宿禰、小治田連などあり、又地名か、（下に出）○葛城王、上に同御名あり、書紀には此王なし、○宇毛理王、此姓

寶王。亦名糠代比賣王。二柱又娶息長眞手王之女比呂比賣命。生御子。忍坂日子人太子。亦名麻呂古王。次坂騰王。次宇遲王。三柱又娶春日中若子之女老女子郎女。生御子。難波王。次桑田王。次春日王。次大俣王。四柱

眞福寺本には、此首に、例の如く御子とあり、○此天皇、後の漢様の御諡、敏達天皇と申す、○他田宮、(他字舊印本に池と書るは誤なり、)他は袁佐と訓、書紀に譯語と書れたる意なり、(推古紀に通事ともあり、又欽明紀姓氏錄和名抄筑前郷名などに、曰佐とあるは假字なり、但此も韓國より書る字なるべし、さて此曰字を日と作るは、寫誤なり、さて袁佐と云は、或人韓語なりと云る、然もあるべし、又他と書は、此も韓國よりのことか、將皇國にての事にて、隈を前、股を俣と書類にや、其意知がたし、他國の語を通はす由かとも思へど、然にはあらじ、)和名抄、駿河國有度郡郷名にも、他田と云ありて、乎佐多とあり、さて此宮は、神名帳大和國城上郡に、他田坐天照御魂神社あり、(持統紀に、賜死皇子大津於譯語田舍、)此地なり、大和志に、此大宮を、同郡太田村に在と云り、(右の神社をも同村に在と云り、こは他田と大田と、唱の似たるを以ての推當には非るか、外によりどころあることにや、おぼつかなし、)或説には、同郡の戒重と云處なりとも云り、さて靈異記及神明鏡には、磐余譯語田宮とあり、帝王編年記には、十市郡とあり、(かの大田村も、古市郡の堺に、遠からず、戒重は今少し彼郡、堺に近し、磐余は十市郡なり、)古は此

書に御年六十二と云り、○御陵は、書紀に三十二年云々五月、殯于河内古市、九月葬于檜隈坂合陵、(推古卷に、廿八年冬十月、以砂礫葺檜隈陵上、則域外積土成山、仍毎氏科之、建大柱於土山上、時倭漢坂上直樹柱勝之大高、故時人號之曰大柱直也、) 諸陵式に、檜隈坂合陵、磯城島金刺宮御宇欽明天皇、在大和國高市郡、兆域東西四町、南北四町、陵戸五烟とあり、此御陵、大和志に在高市郡平田村、呼俗梅山、傍有翁仲二軀、(荒木田久老云、此御陵は、岡より平田村へゆく間、道の北方なり、陵上は、ことごとく礫にておほへり、其御山の中ほどに、石人四立り、一は男形にて、袴をかゝげて陰處を露せり、一は女形にて、左右の手して左右の乳を隱し、是も陰處をあらはせり、此二共に頭にあやしくめなれぬさまなる物を蒙れり、さて又一は法師に似たる形、一は猿に似たり、四皆高さ四尺ばかりあり、あやしき物なり、如何なる由の物にか知がたけれど、若は鈿女命のわざをきに傚へる形にて、御陵の御魂を招奉る意ばへにやあらむといへり、)

他田宮卷

沼名倉太玉敷命。坐他田宮。治天下壹拾肆歳也。此天皇。娶庶妹豊御食炊屋比賣命。生御子。靜貝王。亦名貝鮹王。次竹田王。亦名小貝王。次小治田王。次葛城王。次宇毛理王。次小張王。次多米王。次櫻井玄王。八柱。又娶伊勢大鹿首之女小熊子郎女。生御子。布斗比賣命。次

く異なるをや、天武紀などに見えたる姓の泥部も同じ、）敏達紀用明紀に、たゞ穴穂部皇子とあるも此王なり、崇峻卷に、蘇我馬子に殺され賜へり、○須賣伊呂杼、日代宮段に、須賣伊呂大中日子王といふあり、浮穴宮段に、蠅伊呂泥蠅伊呂杼といふあり、御名義、彼等のところに云るがごとし（傳廿六同廿一）○長谷部若雀命、（雀字舊印本に鵜鷀とかけるは、後人のしわざなることゝ、大雀命御段にいへるが如し、）長谷部は御乳母の姓なり、長谷部君上に見ゆ、（傳二十二）又姓氏錄に長谷部造もあり、若雀は、武烈天皇の大御名（小長谷若雀命）とあまり同じさまなるは、彼御名と紛へて誤傳へたるにやあらむ、書紀にはたゞ泊瀬部皇子とあるぞ正しかるべき、（彼御卷にも、泊瀬部天皇とありて、凡て若雀と申す御名は見えず、）さて此御子、書紀に第十二子とあり、○廿五王、記中加此御子たち多き御段には、此下に細書に、男王幾柱、女王幾柱と、男女を分て、各其數をも擧たる例なるに、此には其注なし、此は男王十六柱、女王九柱なり、○次長谷部之云云、此御子の治天下は、炊屋比賣命より先なれども、此は上に擧たる次第に依て、次に擧たるなり、（眞福寺本には、此下の天下の下に也字あり、上の三柱の治天下の下には、其字無けれども、此は終なれば、あるもよけむ、）○幷四柱云々、凡そ御世々々の間に、同御子たちの中に、四柱天下を治せる例は、此天皇（と、近き御代の後水尾天皇の御子たちの內、明正天皇、後光明天皇、後西院天皇、靈元天皇四柱と）のみぞ坐ける、いとめづらかなる御事なる故に、殊にかく書せるなるべし、○此天皇御年を記さず、御陵をも記さず、（例の細注も無し、）書紀に三十二年夏四月戊寅朔、壬辰、天皇寢疾不豫云々、是月天皇遂崩于內寢、時年若干とあり、或

三枝部は御乳母の姓なり、此姓上にいづ、(傳七のをはり)穴太部は、姉王の御名、此王の御名に同く負坐るに就て不審きを、左右に考るに、なほ二柱の御名同地名にて、大和國にありて、(大かた此御世のころに至ては、御子たちは、皆京近き大和國の内に住居るさまにおぼゆればなり、)御兄弟共に其地に住居坐るを以て、共に穴太部王とは申せるなるべし、但大和に此地名は、物に見あたらず、今も聞えず、(吉野の奥に穴太はあれど、必其處には非じ、)古に有しなるべし、(此地名は、穴太部なる人等の住有しより負るなり、傳廿四伊許婆夜和氣王、條、沙本穴太部のところに云り、沙本穴太部と云も沙本に居る穴太部なり)若くは安康天皇の穴穗宮の地を、穴太部とも云るか、(河内なる日下をも、日下部とも云る例あり、)何れにまれ、此御名は、地名とこそ所思ゆれ、(若くは二柱の御名、共に御乳母二人の姓を重ねたる御名か、穴穗部造と云姓も、天武紀などに見えたりとも思へど、若二人の姓を負給はむには、三枝部王とも、穴太部王とも申すことはあるべけれど、二の姓を一に負給むことは、あるべくもおぼえず、さる例も見えず、殊に此は二柱共に負賜へれば、御乳母の姓とは云がたし、又二柱の御名共に、複姓かとも思へど、御兄弟の御乳母の、共に複姓にて、共に穴太部氏ならむこともあるべくもおぼえず、されば此御名は、地名とするより外は考へ得ず、後人なほよく考へてよ、)さて此王、書紀には泥部穴穗部皇子とあり、傳の異なるなり、(此は此記の方正しかるべし、其故は、御兄弟全く同じ御名なること、あるべくもあらざればなり、殊に泥部は、御乳母の姓なれば、更なり、さて泥部は波志毘登なるを、本にハセツカベと訓て、傍に丈部と書るはいみじき非なり、丈部とは大

けれども、凡て古へは姉に對へて、妹をば弟と云る例にて、妹と云ることは、一もなし。)〇小兄比賣は、兄比賣弟比賣と云名の例多き、其兄比賣に小を添たる名なり、(此姉に大兄比賣ありしか、縱其はなくとも云べし、師は書紀の小姉の訓に依て此をも袁那泥と訓れたれど、那泥を兄と書むこと、此記のさまに非ず、なほ書紀の小姉をも、此の字に依て、同く袁延と訓べくこそおぼゆれ。)〇馬木王、書紀には茨城皇子とあり、宇婆良の良を省きて、宇麻紀とも云しなるべし、(婆と麻と通ふは常なる中に、萬葉廿には、茨を即宇萬良とよめり。)此も御乳母の姓なるべし、姓氏錄に、茨木造二氏見ゆ、〇葛城王、姓氏錄に、葛城朝臣、葛木忌寸、葛木直など見ゆ、敏達天皇の御子にも、同御名あり、又天智天皇も、初に葛城皇子と申せり、其外も同名あり、〇間人穴太部王、(太字、眞福寺本には大と作り、何れにても可し。)間人は波志毘登と訓べし、(ハシウドと訓は、後の頽たる音便なり。)間は借字にて、(物の間を波志と云こと、例多し。)土師人のよしなり、(土師は波爾志なるを、爾を省きて云時は、志を濁りて、波自と常に云を、此御名に、間字を借て書るを以見れば、志を淸ても云けむ、猶土師の事は傳廿五比婆須比賣命條に委く云り。)かくて此御名の間人は、御乳母の姓なり、姓氏錄に、間人宿禰、間人造など見ゆ、丹後國竹野郡に、間人鄕もあり、穴太部の事は次に云べし、此御名、書紀用明卷、推古卷に、穴穗部間人皇女ともあり、(舒明天皇の御子にも、間人皇女と申すあり。)さて此は用明天皇の大后に坐り、諸陵式に、龍田淸水墓、間人女王、在大和國平群郡、兆域東西三町、南北三町、墓戸二烟、(天智天皇六年に、小市岡上陵に合葬、とある間人皇女は、舒明天皇の御子にて、別なり、混ふべからず。)〇三枝部穴太部王、

れるあり、凡て記中に、野の假字には奴を書ず、怒を書る例なれば、怒字ぞ宜しかるべき、此奴も、野の意と聞ゆればなり、）此も地名か、御乳母の姓か　（姓氏錄に眞野臣、眞野造など見ゆ、）此王、書紀には肩野皇女とあり、（河內國に交野郡あり、姓氏錄に肩野連見ゆ、又思ふに、肩字は間字の門の落たるにて、此記と同きには非るか、）○橘本之若子王、橘は地名かと思へど、本と云ことと心得ず、若くは橘樹の下にて生坐などしたる由緣あるか、○泥杼王、此御名不審し、書紀には舍人皇女とあるに依らば、杼泥を下上に寫誤れるものか、されど杼は濁音の假字なれば、いかゞあらむ、（遠飛鳥宮段哥にも、必淸音なるべき處に、誤て杼を書る例は一あるなり、）さて此は御乳母の姓なるべし、天武紀に舍人連糠虫と云人見え、姓氏錄にも舍人氏見ゆ、さて書紀推古卷に云々、當麻皇子到播磨時、從妻舍人姬王薨於赤石、仍葬于赤石檜笠岡上、とあるは、此王か、別なるか、書紀に、次蘇我大臣稻目宿禰女、曰堅鹽媛、生七男六女、其一曰大兄皇子、是爲橘豐日尊、其二曰磐隈皇女、（更名夢皇女）初侍祀於伊勢大神、後坐奸皇子茨城、解、其三曰臘子鳥皇子、其四曰豐御食炊屋姬尊、其五曰椀子皇子、其六曰大宅皇女、其七曰石上部皇子、其八曰山背皇子、其九曰大伴皇女、其十曰櫻井皇子、其十一曰肩野皇女、其十二曰橘本稚皇子、其十三曰舍人皇女、（稚の下に子字脫たるならむ、）抑此記には、男王女王、共に同く某王と記して、（これ即當昔の稱呼のまゝなり、）差別なし、書紀に依て男女を分別奉るべし、○姨は稻目大臣の妹なり、（但小兄比賣といひ、書紀にも小姉君とある名に依らば、大臣の姉にぞありけむ、）書紀に堅鹽媛同母弟とあるは、傳の異なるなり、（書紀に就て、此の姨字は、妹を誤れるかとも云べ

には、石上部皇子とあり、○山代王、御乳母の姓か、はた地名（山代國に、山代と云地もありけむ事、傳卅六石之比賣大后下に云り）か、天武紀に、山背姫王と云もあり、○大伴王、此は御乳母の姓と聞ゆ、（淳和天皇の大御名の大伴も然なり、桓武天皇の御子たちの御名、男王女王共に、皆御乳母の姓なり、）凡て皇子皇女の御名に、其御乳母の姓を取る事、傳廿巻の始に委云り、考ふべし、但上つ御代々々には、其例の御名見えず慥に其と聞ゆるは、此御世（欽明）の御子たちより見えたり、次々に云が如し、（但し此より先にも、近き御世には、既に有りやしけむ、細には分別がたければ、地名と云たる御名の中に、御乳母の姓なるもあらむか、繼躰天皇の御子の内に、出雲郎女、神前郎女、茨田郎女、小野郎女など、宣化天皇の御子若江王なども、其ならむも知がたし、）諸陵式に、押坂内墓、大伴皇女、在大和國城上郡押坂陵域内、無守戸、○櫻井之玄王、玄は弦字の偏を省きて書るなり、（凡て古には、の偏を省て書る例多きこと、上に云り）持統紀にも、正月上玄とあり、由美波理（又由波理とも）と訓べし、和名抄に、（劉熙釋名云、弦月月之半名也、其形一旁曲、一旁直、若張弓弦也、）弦、和名由美八利、有上弦下弦とあり、天武紀に、紀朝臣弓張と云人も見ゆ、さて此御名は、月の上下弦の程に生坐る由等にて、負給へるにや、櫻井は地名か、（傳廿二建内宿禰之子條）御乳母の姓か、敏達天皇の御子にも同御名あり、書紀には、此の王の御名は、たゞ櫻井皇子とあり、（故思ふに、此は書紀の方正しくて、此記は、彼敏達天皇の御子の御名より紛れて、是をも玄とは傳へたるなるべし、同名も事にこそよれ、櫻井も玄も連ねて、共に同御名は、あるべくもあらざればなり、）○麻奴王、（奴字眞福寺本に怒と作るは、怒を寫誤

は、今京になりてのなり、）〇岐多斯比賣、此名書紀に堅鹽と書て、訓注に、此云岐拖志とあり、和名抄に、崔禹錫食經云、石鹽一名白鹽、又有黒鹽、今按俗呼黒鹽爲堅鹽、日本紀私記云、堅鹽木多師是也と見え、大膳式に、堅鹽一千五百顆などあり、（今世に燒鹽と云物なり、）此物に由ありて、名に負坐るなるべし、（神名式に、大和國城下郡岐多志太神社と云もあり、）書紀推古卷に、廿年二月、改葬皇大夫人堅鹽媛於檜隈大陵、云々、〇橘之豊日命、書紀に第四子とあり、橘は地名にて、上に云り、豊日は御稱名なるべし、（三代實錄七に、大和國豊日神と云見ゆ、大和志に、此社を、山邊郡豊井村にありと云り、）孝德天皇をも、天萬豊日尊と申せり、〇石坰王、地名なるべし、其地未考得ず、〇足取王、此御名、書紀に臘子鳥（本に子字脫たり、）とありて、鳥名なり、和名抄に、辨色立成云臈觜鳥阿止里、一云胡雀、楊氏漢語抄云、獦子鳥、和名上同云々、或說云、此鳥群飛如列卒之滿山林、故名獦子鳥也、とある是なり、（天武紀に、臘子鳥蔽天自西南飛東北、また云々、萬葉廿に、久爾米具留阿等利加麻氣利由伎米具利云々かまけりは、かまびすしきなり、）此鳥に由ありて、負坐る御名なるべし、〇豊御氣炊屋比賣命、此御名は、如何なる由にて負坐けむ、かの厩戸皇子の御名の由の類にや有けむ、（書紀彼御卷に、幼曰額田部皇女とあり、）〇次亦、こは上にも麻呂古王ある故に、又と云なるべし、（此亦と云る辭を以ても、上なる麻呂古王の古字無きは、わろきことを知べし、）〇麻呂古王、繼躰天皇の御子にも同御名あり、此御名の事、彼御段に云り、（傳此卷のはじめ）〇大宅王、地名にて上に出、（傳廿一大宅臣條下）又御乳母の姓にてもあらむか、（其事は次に云）天武紀にも同名あり、〇伊美賀古王、御名義詳ならず、書紀

て重れるにて、誤れるなり、書紀にも、次春日日抓臣女曰糠子、生春日山田皇女、與橘麻呂皇子とあれども、是も傳の紛れなること、此記と同じ、○宗賀之倉王、(諸本に王字を脱せり、今は眞福寺本延佳本に依れり、)宗賀も倉も地名にて上に出、さて此王も小石比賣命の御腹なるが、如此紛れつるなるべし、書紀に次有皇后弟、曰日影皇女、是生倉皇子とあるも、實は御母は小石比賣命なるを、誤て別に一柱としたる傳にて、日影皇女と申すは、卽小石比賣命の亦御名にぞありけむ、宣化天皇御卷に、日影皇女と申す御子は無ねばなり、(故分注に、此曰皇后弟云々とて、是を不審れり、然るに帝王編年紀に、宣化天皇皇女に、倉稚綾媛皇女の同母妹に、山下日影皇女あるは、書紀此卷に依て加へたるものなるべし、)かゝれば、此三王は、(山田郎女、麻呂古王、倉王、)此記も書紀も共に皆紛れありて、山田郎女と麻呂古王とは重複りたる誤り、倉王は御母を誤るものなり、○宗賀之稻目宿禰大臣、宗賀は姓にて上に出、(傳廿二武內宿禰之子條)稻目宿禰は、姓氏錄(田中朝臣、又岸田朝臣條)に、武內宿禰五世孫稻目宿禰と見え、又(櫻井朝臣、又箭口朝臣條)蘇我石川宿禰四世孫、稻目宿禰大臣など見え、(石川宿禰は武內大臣の子なり、)公卿補任に、蘇我稻目宿禰、滿知宿禰之曾孫、韓子之孫、高麗之子也と見えたり、(滿智宿禰、履中紀に見ゆ、石川宿禰の子なるべし、韓子宿禰は、雄略紀に見ゆ、)書紀宣化卷、元年二月以蘇我稻目宿禰為大臣、此御卷に、三十一年三月蘇我大臣稻目宿禰薨、(一代要記に年六十五とあり、さて又駿河國風土記に、益頭郡烏羽陵天國排開廣庭天皇三十七年庚寅二月蘇我稻目薨逝以夢之兆、藏骸於茲、其骸似烏羽色、故號之、また富士郡懸畑神社、所祭蘇我稻目也などあり、此風土記

を、）大津淳名倉之長峡とある倉も、谷を云かと思はるればなり、されど稱名となるべき由は詳ならず、太玉敷は、御稱名なり、（大御兄王の玉勝と、並びたる御名なるべし、）○笠縫王、書紀崇神卷に、笠縫邑（此を十市郡にありと云なれど、慥ならず、）あり、此地名か、忍坂彦人太子の御子にも同御名あり、書紀に元年春正月云々、立正妃武小廣國押盾天皇女石姫爲皇后、是生二男一女、長曰箭田珠勝大兄皇子、仲曰譯語田淳中倉太珠敷尊、少曰笠縫皇女、（更名狹田毛皇女、）○上王、（延佳本に石上王と作るは、書紀に依て私に石字を補へたるなるべし、諸本共に石字は無し、）和名抄に、大和國に、葛下郡宇智郡吉野郡城下郡高市郡などに、賀美郷あり、是らの中の地名なるべし、（姓氏錄に、上村主など云姓も、是らの地名なるべし、）書紀崇峻卷に、上女王と云もあり、さて書紀に、二年春三月納五妃、元妃皇后、弟曰稚綾姫皇女、是生石上皇子、とあるは、傳の紛れなるべし、（稚綾姫とあるは、此記には、倉之若江王とありて、其は男王に坐こと、檜坰宮段に云るが如し、然るに皇女とせるは、小石媛命を誤れるものなるべし、又石上皇子も、此記に上王とあるぞ正しかるべき、）○春日之日爪臣之女糠子郎女生御子春日山田郎女とは、既に廣高宮段に見えて、（上の春日を彼段には丸邇とあれど、丸邇も春日の内にて、同じことなり、）山田郎女は、彼天皇（仁賢）の御子なるに、又此に如此あるは、傳の誤なり、（春日山田郎女は、安閑天皇の大后に坐ば、仁賢天皇の御子なることは明らけし、されば此欽明御段の方を誤と定むべし、）○麻呂古王、（諸本に古字なし、書紀にも麻呂皇子とあり、然れども今は眞福寺本に、古字あるに依れり、其故は下に云むとす、）此王も、下なる麻呂古王の紛ひ

と云類なり、此事なほ委くは國號考の秋津島條、師木嶋條に云り、されば此も彼秋津嶋宮、輕嶋宮などの例の如く、師木の地なるを、師木嶋とは云なり、書紀敏達卷に、此天皇を、即磯城嶋天皇と見え、孝德卷にも、磯城島宮御宇天皇とある、さて凡て天皇の宮を、大宮と申すは、常なれども、御世々々の段の首には、皆坐某宮とこそ云れ、某大宮と記せる例は、記中に無し、いかゞ、(續紀十二に、昔者輕堺原大宮御宇天皇、云々など云ることはあり、) 但是は殊にめでたき御世にて、此宮號は、後世まで大倭の大號にさへなれるばかりなれば、殊に大宮とは標たるにや、さて書紀には、元年秋七月、遷都倭國磯城郡磯城島、仍號爲磯城島金刺宮とあり (大和志に、此宮在城上郡金屋村西南初瀬川南と云り、) ○檜坰天皇、(坰字、舊印本又一本などに隈とあるは、此記の例に違へり、今は眞福寺本延佳本に依れり、下なる石坰の坰も同じ、) ○八田王、和名抄に大和國添下郡矢田郷、(神名式に、矢田坐云々神社もあり、萬葉十に八田乃野とよめるも、此地なり、) 此地名なり、書紀には、箭田珠勝大兄皇子と、ありて、(此勝は、カチと訓べきか、又麻佐と訓べきか、勝を然訓べきこと、傳卅三秦造之祖條下に云るが如し、) 此御世十三年夏四月薨とあり、○沼名倉太玉敷命、書紀に第二子とあり、御名、義沼名の事は中卷神沼河耳命のところにいへり (傳廿) 稱名なるよしは詳ならず、なほ沼名と申す御名の例などは、水垣宮段、沼名木之入比賣命のところに云へり、(傳廿三) 倉は谷の意か、(谷を久良といふこと、上卷闇淤加美神の下、傳五にいへるがごとし、) 沼名河とも、また天武天皇の大御名淳名原とも申すをおもへば、(河とも原ともつゞけば、) 谷とも云べきか、また書紀神功卷に、(住吉大神の鎭坐む地

娶宗賀之稻目宿禰大臣之女岐多斯比賣。生御子。橘之豐日命。次妹石坰王。次足取王。次豐御氣炊屋比賣命。次亦麻呂古王。次大宅王。次伊美賀古王。次山代王。次妹大伴王。次櫻井之玄王。次麻奴王。次橘本之若子王。次泥杼王。十三柱 又娶岐多志比賣命之姨小兒比賣。生御子。馬木王。次葛城王。次間人穴太部王。次三枝部穴太部王。亦名須賣伊呂杼。次長谷部若雀命。五柱 凡此天皇之御子等。并廿五王。此之中沼名倉太玉敷命者。治天下。次橘之豐日命。治天下。次豐御氣炊屋比賣命。治天下。次長谷部之若雀命。治天下也。并四王治天下也。

眞福寺本には、例の如く此首に弟とあり、○廣庭天皇、凡御段の初に其大御名を擧たる例、何れも某命なるを、如此天皇と擧たる例は、中卷に景行天皇、成務天皇、仲哀天皇、此卷に崇峻天皇などのみなり、さて此天皇、後の漢樣の御謚、欽明天皇と申す、○師木嶋大宮、師木は上に出、(傳廿三の始)嶋とは、凡てもと周廻に界限のありて、一區なる域を云名にて、(海中にはかぎらず、)秋津嶋と云も、本孝安天皇の都の名にて、大和の內の地名、應神天皇の都も輕なるを、輕嶋明宮

帳に、高市郡牟佐坐神社など見ゆ、(今世に三瀨と云處なり、三瀨は、即牟佐を訛れる名なるべし、牟佐坐神社も、今三瀨にある境原天神と云社なりと云り、古は此御陵のあたりまでも、身狹の内なりけむ、)桃花鳥坂は、書紀神武卷に、築坂邑とある處なり、垂仁卷に、葬倭彥命于身狹桃花鳥坂、ともあり、大和志に、身狹桃花鳥坂上陵、在高市郡鳥屋村西南、東有小陵、俗呼倶知山、以皇后橘皇女及其孺子、合葬于此、周廻有池、廣三百三十畝、域外有小冢五、と云り、(前皇廟陵記に云々、或云鳥屋村と云り、或人云鳥屋村にあり、御陵の廻りは池にて、中に御陵はありて、西方に御陵へ上る道一筋ありと云り、今思ふに、綏靖天皇の御陵の桃花鳥田も、田と云坂と云は、其地の狀を以て分てる名にて、此桃花鳥坂と同地なるべきか、傳廿一の始考あはすべし、桃花鳥田丘陵、桃花鳥坂陵、又彼倭彥命の御墓など彼此とあれば、よくせずは紛ひぬべし、己いまだ此あたりを行て見ざれば、いかにとも云がたし、なほよく尋ね考ふべきことなり、)

師木嶋宮卷

天國押波流岐廣庭天皇。坐師木嶋大宮。治天下也。天皇。娶檜隈天皇之御子石比賣命。生御子。八田王。次沼名倉太玉敷命。次笠縫王。三柱 又娶其弟小石比賣命。生御子。上王。一柱 又娶春日之日爪臣之女糠子郎女。生御子。春日山田郎女。次麻呂古王。次宗賀之倉王。三柱 又

麻呂見え、同巻十三年冬十月、丹比公賜姓曰眞人、また同巻持統巻に、丹比眞人嶋見えたり、（持統巻四年に、此人右大臣とせらる、續紀二に、大寶元年七月左大臣正二位多治比眞人嶋薨云々、大臣宣化天皇之玄孫、多治比王之子也とあり、）姓氏録に、多治眞人、宣化天皇皇子賀美惠波王之後也、續後紀に、天長十年、改多治比眞人氏、賜姓丹墀眞人、（そも〳〵此姓も地名も字を畧て、丹比とも、多治とも書ならへれば、此丹墀もたゞ字を改められたるのみにて、語は舊のまゝに多治比か、然れども改て賜姓とあるは、語をもたんちと改賜へるにや、）三代實錄十二に、丹墀眞人貞峯等上表曰云々、（此間の文上に引り、）以名爲姓、存其舊意云々、左大臣志摩眞人、是貞峯之高祖父也、天平六年遣唐使多治比眞人廣成、入唐之日、改作丹墀、復命之後、猶用舊姓、傳來百年、無心變改、天長九年多治比眞人貞成等奏請、改多治比三字、爲丹墀兩字、云々豈偏賞入唐之新文、訛所生舊字乎、伏願以古多治字、換今丹墀姓、但緣煩文、請省比字、雖除一字、稱謂不變、然則存先祖之感生、貽孫謀於不朽、拜表以聞、詔許之、○此天皇御年を記さず、（安閑天皇よりして終まで七御世、皆御年を記さゞるは、いかなる由にか、又此段には、此に例の細注もなきは、後に文の脫たることあるにや、）御陵をも記さず、書紀に、四年春二月乙酉朔甲午、天皇崩于檜隈廬入野宮、時年七十三冬十一月庚戌朔丙寅、葬天皇于大倭國身狹桃花鳥坂上陵、以皇后橘皇女、及其孺子、合葬于是陵、（皇后崩年、傳記無載、孺子者蓋未成人而薨歟、）諸陵式に、身狹桃花鳥坂上陵、檜坰廬入野宮御宇宣化天皇、在大和國高市郡、兆域東西二町、南北二町、守戸五烟とあり、身狹は、書紀欽明巻に、遣蘇我大臣稻目宿禰等於倭國高市郡、置韓人大身狹屯倉、天武巻に牟狹社、神名

公夏吉、川原公有利等五戸、課役、宣化天皇第二皇子、火焔親王、是川原公爲奈眞人等之祖云々、)○韋那君、和名抄に、攝津國河邊郡爲奈郷、續後紀十四にも、河邊郡爲奈野、三代實錄二にも此如あり、(此野哥多し、神名帳爲那都比古神社は、豐嶋郡に入れり、) 書紀に、殖葉皇子是、丹比公偉那公、凡二姓之先也と見ゆ、氏人は、孝德卷に猪名公高見、天武卷に韋那公磐鍬など見ゆ、(書紀には、凡て人名地名などの字を、舊く書ならへるをば易て、新に設けて書れたる例にて、此と彼と異にして、紛らはしきこと多し、此姓をも、猪名とも、偉那とも、韋那ともかゝれたるが如し、此は思出たるまゝに、事のついでに驚かしおくなり、) 同卷十三年冬十月、猪名公賜姓曰眞人、(凡て眞人は、天武天皇の御世に定められたる八色姓の中の第一にして、其時初めて此尸を賜へる十三氏、皆繼躰天皇より以來の近き御世御世の皇胤なり、姓氏錄に載れるも皆然り、其中に、若沼毛二俣王の後のあるも、繼躰天皇の御族なるべし、) 姓氏錄には、爲奈眞人、宣化天皇皇子火焔王之後也、また攝津國皇別爲奈眞人、宣化皇子火焔王之後也と見え、(上にも引る)三代實錄卅八にも、火焔親王、是川原公爲奈眞人等之祖とあるなどは、此記書紀の傳と、御兄弟の間差へり、○多治比君は、三代實錄十二に、丹墀眞人貞峰等上表曰、云々宣和天皇皇子加美惠波皇子生十市王、十市王生多治比古王、此王生産之夕、忽多治比花飛浮湯沐釜、以斯冥感名多治比古王、成長之後固執謙退、奏請求姓、因賜姓多治比公、便以名爲姓、存其舊意、云々とあり、(此文のうち、和字は化を後に誤れるなるべし、さて此多治比花の故事を、書紀に、反正天皇の御事に記されたるは、傳の紛れの誤なること、傳卅五の始に云るがごとし、) 氏人は、天武卷に丹比公

(河内國、古は大河内とも云り、)玉穗宮段に、阿倍之波延比賣なども、ある類なり、若子の名義、こ
となることなし、○火穗王、書紀に火焰と書れたり(凡て本能富と云は、即火之穗の意にて、即
俗に火焰と云是なり、)如何なる由縁にて此御名は負給ひけむ、詳ならず、さて三代實錄廿二
に、第二皇子とあり、(攝津志に、河邊郡火闌神祠在東桑津村、或曰火焰王祠、また同郡火焰皇子
墓、在東桑津村、)○惠波王、(波清音なり、濁るべからず、)御名義未考得ず、(書紀に、上殖葉皇
子、姓氏錄にも、賀美惠波王とあり、若くは地名にて、上は下惠波に對へる名にや、)書紀には、前
庶妃大河內稚子媛生一男、是曰火焰皇子とあり、(て、殖葉王は異御腹にて、上に出たり、)又崇
峻卷に、宅部皇子と云見えて、細注に、宅部皇子、檜隈天皇之子、上女王之父也、未詳とあるは、此御
卷に見えず、

故火穗王者。志比陀君之祖。**惠波王者。**韋那君多治比君之祖也。

志比陀君、地名なり、攝津國河邊郡に在べし、其由は次次に云む、(今彼郡に椎堂村と云あり、椎
田を訛れる名か、)書紀にも、火焰皇子是椎田君之先也とあり、此氏此より他に見あたらず、姓
氏錄にも載らず、(姓氏錄に攝津國皇別川原公、爲奈眞人同祖、火焰親王之後也、天智天皇御世、
依居賜川原公姓と見ゆ、河邊郡に、今も河原村あり、三代實錄七に、攝津國河邊郡人、九世川原公
清永云々、十一世爲奈眞人宮雄等五人之戸、並蠲課役、清永等、宣化天皇皇子火焰之後云々、又卅
八に、免攝津國河邊郡人九世川原公福貞、川原公福繼、有馬郡人川原公千被、河邊郡人十世川原、

とをも示したることも、かの天の訓の例と全同じ、さて師は此の訓注の下の石字を岩としてイハと訓れたれども非ず、書紀には、凡て伊波に磐字を書れたるを、此記にはたゞ石とのみ書て、磐岩などの字を書ることも一もなし、且若伊波と訓べきならば、云伊波と注する例なり、如某と注せるは例なし、又記中に石を伊波と訓處はいと多きに、此に至て初て注すべき由なし、上巻に訓石云伊波と云注あるは、此字の始めて出たる處なる故なり、其より下、此字皆伊波と云にのみ用ひたり、千引石なども、イハと訓べきこと、其處に云るがごとし、○小石比賣命、姉王の御名の石を承て、小石と申すなり、(廣國と小廣國との御名の例のごとし、)此皇女も、欽明天皇の妃に坐り、○倉之若江王、倉は、今大和國添上郡に、倉庄村と云あり、其なるべし、和名抄に、大和國廣瀬郡上倉郷下倉郷、(蘇我倉山田麻呂などの倉も、同地なるべし、)若江は、河内國若江郡か、(地名の二重なるは、いかゞなる如くなれども、初に若江に居坐て、若江王と申せるが、後に倉と云處に坐るが如き故にて、初よりの御名とつらねて申せるなり、)さて此王、此記にては男王なるを、(次注に男三とあるを以て知べし、彼男三の三字、眞福寺本には二とあり、若男二ならば、女二の二字を、三の誤とせむか、されど男二とある二ぞ誤字なるべき、)書紀には、皇女とあり、此事論あり、師木嶋宮段に云べし、書紀に元年三月云々詔曰、立前妃億計天皇女橘仲皇女為皇后、是生一男三女、長曰石姫皇女、次曰小石姫皇女、次曰倉稚綾姫皇女、次曰上殖葉皇子、亦名椀子云々、(上殖葉皇子の御母も、此記と異なり、)○川内之若子比賣、川内は(書紀には大河内とあれば、姓氏か、されど尸もなく父兄などの名も見えざれば、なほ)國名なるべし、

の意の名かとも思はるれど、然にはあらじ） 阿波國風土記に、檜前伊富利野乃宮、三代實錄十二に、私撿古記、檜隈廬入野宮云々、（此を印本には、古字を吉に誤り、記より下五字を脱して、吉野宮とあり、今は古本を以て引り、世に吉野の藏王權現と云神を、安閑天皇なりと云説のあるは、此三代實錄本の誤に依り、又宣化を安閑と誤れるには非るか） 慶雲四年威奈大村と云人の墓誌には、檜前五百野宮とあり、（理を省きても云しなるべし） 又書紀敏達卷には、於檜隈宮御寓天皇ともあり、さて書紀に、元年春正月、遷都于檜隈廬入野、因爲宮號也とあり、○橘之中比賣命、意富祁天皇御段に見えざるはいかゞ、書紀には、彼卷に橘皇女とありて、此御卷に橘仲皇女とあり、橘は地名なり、大和國高市郡なり、（今も橘村、橘寺などあり、橘寺、天武紀萬葉十六などに見ゆ、萬葉七に、橘之嶋とあるも、此か） ○石比賣命、此御名、御姉妹共に同く負賜へるは、石に由縁ありしにや、（或人云、書紀神代卷に、國稚地稚とある稚にて、若と云意かと云れど、彼いしてふ言おぼつかなき由、傳三に云るが如し） 此皇女、欽明天皇の大后に坐り、（諸陵式に、磯長原墓、石姬皇女、在河内國石川郡、敏達天皇陵内、守戸三烟） ○ （註） 訓石如石とは、伊志と訓べき由なり、（此は心得ぬ注しざまなれども） 上伊に訓天如天ともある例なり、石字は、（常には伊志と訓ども） 記中には伊波と云にのみ用ひて、伊志と訓處はをさ〳〵無きうへに、仁德天皇の大后石之比賣命の御名の伊波なるにも紛ふが故に、此注あるなり、（かの訓天如天とある注も、アメノ、アマノなど、能を添ず、アメ某と直つゞけ云時の注なるを、此もかの石之比賣の能を添るに紛はむことを思ひて、是は能を添ずして、直にイシヒメと訓べきこ

皇居陵記に、此御陵を、或曰、今高屋村城山是也、明應中、畠山尙慶築城、或曰、近年土民發陵、得古代器物等と云り、この築城と云るは、御陵とは別なるか、此城の事、大和志に、高屋城と標て、在古市村と云り、なに委記せり、考見べし、)

檜坰宮卷

建小廣國押楯命。坐檜坰之廬入野宮。治天下也。天皇娶意富祁天皇之御子橘之中比賣命。生御子。石比賣命。〔訓石如石、下效此〕次小石比賣命。次倉之若江王。又娶川內之若子比賣。生御子。火穗王。次惠波王。此天皇之御子等。幷五王。〔男三。女二。〕

眞福寺本には、此首に弟とあり、○此天皇、後の漢樣の御謚宣化天皇と申す、(此御謚、續紀二に始めて見えたり、)○檜坰は、和名抄に、大和國高市郡檜前郷、(比乃久末)諸陵式にも、檜隈諸陵、並在高市郡と見ゆ、(今も檜隈村あり、)書紀雄略卷に、檜隈民使、また檜隈野、欽明卷に、檜隈邑、天武卷に檜隈寺、萬葉七(八丁)に、佐檜乃熊檜隈川之、(十二卷にも見ゆ、佐は眞と云に同じ、)さて此天皇を欽明紀細注に、檜隈高田天皇とあれば、是皇子の時の御名と聞ゆれば、本より檜隈に住居坐りしなり、(高田は、葛下郡の今の高田か、其は何處にもあれ、)○廬入野宮、(入字は、廬をば常に伊本とのみ云故に、理に當て添たる字なり、書紀にも此字あれば、伊本伊理

々有媛、物部木蓮子大蓮、女宅媛、云々、冬十月、天皇勅大伴大連金村曰、朕納四妻、至今無嗣、萬歳之後、朕名絶矣、云々、（山田皇女の御事は、既に繼躰卷七年に見え、八年の處には、太子妃云々とある物を、此に納采と記されたるは、前後違へり、凡て彼記の、漢文の潤色の信がたきこと、かくの如し、）○此天皇御年壽を記さず、書紀に、二年冬十二月癸酉朔己丑、天皇崩于勾金橋宮、時年七十とあり、○眞福寺本舊印本又一本などに、此に乙卯年三月十三日崩とあり、（舊印本には、大字本文に書り、眞福寺本又一本などには、例の如く細注にせり、又、眞福寺本には、十三日と作り、舊印本にも二字の傍に三イと記せり、）乙卯年は、書紀と合り、（上の御世々々の此細注の崩の年、書紀とは皆合ざるに、此は始めて合るは、稍近きが故なるべし、）月日は合ず、○河内之古市は、（諸本に之字なし、今は眞福寺本に依れり、）和名抄に、河内國古市郡（不留知）とあり、古市郷もあり、（今もあり、）書紀景行卷に、至河内、留舊市邑、雄略卷に、河内國言云々、古市郡、欽明卷に、殯于河内古市、など見えたり、○高屋村は、神名帳に、河内國古市郡高屋神社あり、此地なり、（今も古市に近く隣て、高屋村あり、萬葉九に、衣手高屋於とあるは、此高屋か、又大和國城上郡にも同名地あれば、何れならむ、辨へがたし、）書紀に、冬十二月云々、是月葬天皇于河内舊市高屋丘陵、以皇后春日山田皇女及天皇妹神前皇女、合葬于是陵、諸陵式に、古市高屋丘陵、勾金橋宮御宇安閑天皇、在河内國古市郡、兆域東西一町、南北一町五段、陵戸一烟、守戸二烟とあり、大和志に、古市高屋丘陵、古市高屋墓、倶在古市郡高屋村、（墓、春日山田皇女今稱八幡山、隣安閑帝陵、）と云り、（是を以見れば、合葬とあるは、同地に葬れる由にや、此墓も諸陵式に見えたり、さて前

後の漢様の御謚、安閑天皇と申す、○勾は、大和國（に此地名此處彼處にありつとおぼしき中に、是は）廣瀬郡なるべきか、書紀崇峻卷に、廣瀬勾原と見え、和名抄に、大和國廣瀬郡に、下句と云鄉あり、是志母都麻賀理と訓べし、（句は勾の正字にて說文に曲也と云り、然るを麻賀理には、勾とのみ書ならへる故に、句とは別なるが如く思ふめり、凡て口を省きてムと書、例、圓雖などは常の事にて、多くあり、さて伊邪河宮段に、當麻勾君とある勾は、此の勾と、同地か別か、詳ならず、）但此宮は、帝王編年記には、大和國高市郡と云り、（神明鏡と云書にも、高市郡勾金橋宮と記したり、此高市郡にありと云は、懿德天皇の都を、書紀に、輕の地曲峽宮と見え、欽明卷に、輕曲殿と見えたるなど、同地にやあらむ、大和志に、此金箸宮を、在高市郡曲川村と云、曲川村舊名曲金と云り、此曲川村は、輕とは放りて遠くして、廣箸郡の界に近ければ、若此宮其地ならば、かの崇峻卷なる勾原、和名抄の下句など、一地にて、古は廣瀬郡なりしが、後に高市郡には屬るにや、なほよく考ふべし、）何れならむ、定めがたし、さて此天皇の御名、書紀に勾大兄皇子とあれば、本より此地に住居坐りしなり、（然るを書紀に、遷都云々と記されたるは、例の文なり、）○金箸宮、箸は橋の意か、はた箸に由ありて名けられたるか、知がたし、さて此を書紀には、本よりの地名の如記されたれども、此宮を賛稱たる名の如くにも聞えたり、（續紀十八に、勾金崎宮とあるは、椅を崎に誤れるなり、）書紀に、元年春正月、遷都于大倭國勾金橋、因爲宮號、とあり、（大倭國とは、例なき記しざまなり、）○無御子、書紀に、元年三月、有司爲天皇納采億計天皇女春日山田皇女、爲皇后、（更名山田赤見皇女、）別立三妃、立許勢男人大臣女紗手媛、紗手媛弟香

ある地なり、(今も同郡に安威村ありて、安威山安威川などもあり) 書紀に、二十五年云々、冬十二月丙申朔庚子、葬于藍野陵、諸陵式に、三嶋藍野陵、磐余玉穗宮御宇繼躰天皇、在攝津國嶋上郡、兆域東西三町、南北三町、守戸五烟、(嶋上は、嶋下を寫誤れるか、但安威は上下兩郡の堺に甚近ければ、此御陵の地は、古は上郡なりしにや、今は下郡なり) 前皇廟陵記に、今在嶋上郡嶋下郡界大田村、俗云池上亦茶臼山と云、攝津志にも、在嶋下郡大田村、土人曰池上陵と云り、(大田村は安威村と隣べり、或説に、嶋下郡十日市村の西方に、糠塚と云あり、灰塚とも云、これ藍野陵なりと云るは、誤なるべし、十日市村は、太田村より西なり、又山城名跡志に、綴喜郡内里村の山に王塚と云あり、相傳へて繼躰天皇の陵と云は不審、此帝の陵は、攝津國にあるなりと云り)
○御陵也、御陵二字例なし、後人の添たるなるべし、除去べし、(眞福寺本には陵也とありて、御字なし、是に依て思へば、陵字は野を誤れるにて、陵に誤れるから、又後に御字を補へたるかとも思へど、然には非じ、彼本は、又後に御字を脱せる物なるべし、

金箸宮卷

廣國押建金日命。坐勾之金箸宮治天下也。此天皇無御子也。御陵在河內之古市高屋村也。

眞福寺本には、此初に御子とあり、○廣國押建金日命、(命字眞福寺本には王と作り) 此天皇、

甲寅崩しを、廿五年崩とは、元百濟本紀に依て定められたり、と聞えたり、抑此御世などはや、近きことなれば、崩の事などは、詳にて、左右に異說はあるまじき物なるに、如此論ありて、異國の書に依て定められたるは、いかにぞや、一本に、此細注なきは、かゝる事をいかゞと思ひて、後人の加へたる物として、除き捨たるなるべけれども、後に加へたる物とは見えざるなり、さて若廿五年辛亥に崩したらむには、壬子癸丑二年、御位を空くしたるは、何の由とかせむ、其所由を記されざることいかゞ、此を以思へば、廿八年崩とせる方正しきか、若然らば、其年を即安閑天皇の元年としたるなり、若又廿五年崩しならば、安閑天皇論なく御位に即坐べきを、大后の御腹の欽明天皇に讓り賜ひ、欽明天皇も互に讓り賜ひて、二年が間御位空しが、其交讓給ひし事の、傳に漏たるにやあらむ、欽明紀初に、安閑天皇の皇后に讓賜へる事のあるも、なほ其なごりにやありけむ、）○此間に、舊印本眞福寺本又一本などには、丁未年四月九日崩と云例の細注あり、（舊印本には大字にて、本文に書つゞけたり、又眞福寺本には、崩の下に也字あり、）丁未年は、書紀にては廿一年なれば、四年差へり、又月も日も差へり、此も一の傳にぞありけむ、○御陵者の者字は、在を誤れるなり、（他の例みな在とあり、者字は例なし、上卷日子穗々手見命御段に、御陵者即在云々とあるのみなり、彼は下に在字あり、）○三嶋は、中卷白檮原宮の段に、いづ（傳廿）○藍は（延佳本に野字をくはへたるは例のさかしらなり、藍といふ地名なれば、野と云であるべし、履中天皇の御陵も、在毛受也とあるを、さかしらに野字を補へたるに同じ、）和名抄、攝津國嶋下郡安威（阿井）鄕、神名帳に、同郡阿爲神社、書紀雄略卷に、三嶋郡藍原、など

上妻縣多有篤疾、蓋由茲歟、(此文のうち、周六丈は、六上に卅などの字の脱たるか、六丈にては、高七丈に叶はず、又偸人の下の細注の生字は坐を誤れるか、掠は搦か捕か、羅は罸の誤なるべし、さて書紀竟宴哥に、阿羅賀比羽都久志野伊者井多禰良氣豆、古許呂由賀須曾於毛布倍良奈留、とよめる下句、此風土記に追尋失蹤とあるに叶へり、書紀に、遂斬磐井とあるには叶はず、さて此石井が墓の事、或人の考ありて云、上妻郡一條村の十町許南方に、長嶺の山中に、わづかに石人一殘りてあり、又其より十間許東方に、石屋の形あり、是は風土記に云る石藏ならむか、此石屋奥へ七尺五寸、横三尺五寸、高二尺八寸、棟高一尺三四寸、口廣一尺三寸餘あり、石人は、地上より高六尺ありと云り、なほ其圖もありて、彼石人の前の方や、離りて石人の首の半なる一と、石人の下方の、莖の如くなる石一と、圖に見えたり、)

天皇御年肆拾參歲。御陵者三嶋之藍御陵也。

肆拾參歲、書紀には廿五年春二月、天皇病甚、丁未天皇崩于磐余玉穗宮、時年八十二、(或本云、天皇二十八年歲次甲寅崩、而此云二十五年歲次辛亥崩者、取百濟本記為文、其文云、大歲辛亥三月云々、又聞日本天皇及太子皇子俱崩薨、由此而言、辛亥之歲當二十五年矣、後勘校者知之也、)とあり、(春二月の下辛丑朔是月五字あるべし、然らざれば、丁未何の日とも知がたし、辛丑朔は、安閑卷に見えたり、さて此御年は、武烈天皇崩し年、此天皇五十七歲とあれば、元年五十八にて、廿五年八十二に合り、此記の傳とは大く異なるなり、さて右の細注を思ふに、一說には、廿八年

豐二國、勿令修職、外邀海路、誘致高麗百濟新羅任那等國年貢職船、內遮遣任那毛野臣軍、亂語揚言曰、今爲使者、昔爲吾伴、摩肩觸肘、共器同食、安得卒爾爲使、俾余自伏儞前、遂戰而不受、驕而自矜、是以毛野臣乃見防遏中途淹滯、天皇詔大伴大連金村、物部大連麁鹿火、許勢大臣男人等曰、筑紫磐井反掩有西戎之地、今誰可將者、大伴大連等僉曰、正直仁勇、通於兵事、今無出於麁鹿火右、天皇曰可、秋八月詔曰、咨大連云々、物部麁鹿火大連、再拜言云々、詔曰云々、二十二年冬十一月、大將軍物部大連麁鹿火、親與賊帥磐井、交戰於筑紫御井郡云々、遂斬磐井、果定疆場、十二月筑紫君葛子、恐坐父誅、獻糟屋屯倉、求贖死罪とありて、金村大連を遣したる事は見えざるは、傳の異なるなり、(但し右の麁鹿火大連の再拜言せる語の中に、在昔道臣爰及室屋、助帝而罰云々と言せるは、金村大連の語にこそ如此と申すべけれ、物部氏の人の、他姓の大伴の祖の功をのみ申さむこと、あるべくもおぼえず、されば此度の大將軍此記の如く兩人にて、此奏せる言は、金村大連の言なりけむが、紛れて麁鹿火大連の言とはなれるにや、書紀の趣疑はし、) 筑後國風土記に、上妻縣、縣南二里、有筑紫君磐井之墳墓、高七丈、周六丈、墓田南北各六十丈、東西各卌丈、石人石盾各六十枚、交陣成行、周匝四面、當東北角、有一別區、號曰衙頭、(衙頭政所也、) 其中有一石人、從容立地、號曰解部、前有一人、裸形伏地、號曰偸人、(生爲偸猪、仍擬決罪、) 側有石猪四頭、號賊物、(賊物盜物也、) 彼處亦有石馬三疋、石殿三間、石藏二間、古老傳云、當雄大迹天皇之世、筑紫君磐井、豪強暴虐、不偃皇風、生平之時、預造此墓、俄而官軍動發欲襲之間、知勢不勝、獨自遁于豐前國上膳縣、終于南山峻嶺之曲、於是官軍追尋失蹤、士怒未泄、擊折石人之手、打墮石馬之頭、古老傳云、

に限れることと、中巻志賀宮段、大臣といふ號のところに云るが如し、考へあはすべし、（傳廿九）
○大伴之金村連、大伴姓の事は上巻に出、（傳十五天忍日命條）金村連は、道臣命の九世孫にして、（姓氏錄仲丸子條に、日臣命九世孫、金村大連とあり、）室屋大連の孫なり、（書紀此御卷、此人の言に、臣祖父大連室屋とあり、さて室屋大連は、姓氏錄佐伯宿禰條に、道臣命七世孫と見え、高志壬生連條にも然見え、又狹手彥連は、此金村大連の子と宣化卷に見え、三代實錄五に、金村大連公第三男狹手彥とあるを、姓氏錄大伴連條に、道臣命十世孫佐弖彥とあるなど、皆世數合へり、然るに姓氏錄神松造條に、道臣八世孫金村大連公、とあるのみは、一世違へり）父は詳ならず、（欽明紀元年に、此大連の住吉宅見ゆ、神名帳に、大和國葛下郡金村神社あるは、若此大連を祠れるには非るか、他神か、未知らず、）さて此人、書紀武烈卷初に、以大伴金村連爲大連とありて、此御世（繼躰）にも大連たりしこと、荒甲大連の下に引たるが如し、然るに此記にただ連とあるは、書紀と傳への異なるにて、此時は未大連には非りしほどか、將大字の後に脫たるか、さて安閑宣化欽明の御世々々、相繼て大連たりし事、上に書紀を引るが如し、かくて敏達卷に至ては、（元年に物部守屋大連爲大連爲故、とのみありて、）此人見えざれば、既に欽明天皇の御世に、薨られしなるべし、（一代要記に、欽明天皇二年薨とあり、）○殺石井、石井也、殺を登流と訓べき事は、上に云り、（傳廿三大毘古命下）さて石井が事、書紀には、廿一年夏六月、近江毛野臣、率衆六萬、欲往任那、爲復興建新羅所破南加羅喙己呑、而合任那、於是筑紫國造磐井、陰謨叛逆、猶豫經年、恐事難成、恒伺間隙、新羅知是、密行貨賂于磐井所、而勸防遏毛野臣軍、於是磐井掩據火

年）に、物部十千根大連とある、是に始めて見えたり、（但し此大連の初と云ことは見えず、又大連に爲られし事も見えず）然るに延喜式一歴運記に、仲哀天皇始置大連、（元年詔大伴建持爲大連）とあるは、如何ならむ、（書紀仲哀卷九年に、大伴武以連と云は見えたれども、大連とは見えず、若此延喜式の說正しくは、かの物部十千根を大連と記されたるは、書紀の誤か、詳ならざることなり、さて舊事紀に、尾張連祖瀛津世襲命を、孝昭天皇の御世に大連とする由云、又物部連祖大新河命、垂仁天皇御世に、元爲大臣、次賜物部連公姓、則改爲大連、其大連之號、始起此時と云るは、共に信がたき說なり）さて書紀履中卷に、二年物部伊莒佛大連云々と見え、次に雄略卷初に、以大伴連室屋物部連目爲大連、（正しく爲大連と云ことは、是に始めて見えたり、室屋連は、武持大連の子なり、目連は、伊莒弗大連の子なりと、一代要記公卿補任などに見えたり）淸寧卷に、先年以大伴室屋大連爲大連云々、並如故、武烈卷初に、以大伴金村連爲大連、此御卷（繼躰）に、元年云々、（上に引るが如し）安閑卷初に、云々宣化卷初にも云々、（共に上に引るが如し）欽明卷初に、大伴金村大連物部尾輿大連爲大連云々、並如故、（尾輿を大連とせられしことも上に見えず、但し安閑卷元年に、物部大連尾輿とあり）敏達卷に、元年以物部弓削守屋大連爲大連如故、（此人を大連とせられしことも上に見えず、公卿補任に、大連尾輿之子也とあり、舊事紀の說も同じ）用明卷初に、云々物部弓削守屋連爲大連並如故、さて崇峻天皇の御世の初に、此守屋大連滅され賜ひて後は、大連見えず、（さるは、思ふに蘇我大臣馬子、己が權勢を專にせむために、大連をは停しめたるなるべし）そも〳〵此號は、連の尸なる姓の人

八に、肥前國人筑紫公云々、）○天皇之命は、意富美許登と訓べし、○无禮、上に出、（傳廿七熊曾建條）○物部、この氏のこと、中卷白檮原宮の段にいへり、（傳十九）○荒甲之大連、書紀には麁鹿火とあり、この記も、甲下に斐字ありしが、脫たるなるべし（又甲を加布と訓て、比と布と通へるか、上なる三尾君加多夫を、書紀には堅樋と見え、又伊豆國那賀郡石火郷、神名式には伊志夫神社とあり、又萬葉廿に、葦火を安之布とよめるなど、比と布と通はし云る例なり、然れば此人の名も、あらかひとも、あらかふとも云るかとも思へど、此記の例を思ふに、加布に甲字は書べくもあらず、又師は加比に甲字を書るは、貝の意なりと云れたれど、其もいかゞなり、貝の意に甲と書むも、此記の例にあらず、）故加比と訓つ、（此記の例、加比とつゞきたる言には、必甲斐と書たり、）名義未思得ず、（書紀雄略卷に、小鹿火宿禰と云人も見ゆ、）さて此人は、姓氏錄（高岳首條）に、饒速日命十五世孫、物部鹿火大連とあり、（此は麁字の脫たるにて、此人なり、）舊事紀に、物部麁鹿火大連公、麻佐良大連之子、（麻佐良大連は木蓮子大連之子と見えたり、）とありて、饒速日命の十四世孫にあたれり、書紀には、武烈卷の初より見えて宣化卷に、元年秋七月薨と見えたり、さて大連たることは、武烈卷にも然記されて、（彼卷に、此人の名の初めて見えたる處に、既に大連とあり、）此御卷に、元年云々、以大伴金村大連爲大連、云々、物部麁鹿火大連爲大連、並如故、と見えたり、（始めて大連とせられし事は見えず、仁賢天皇の御世よりやなられけむ、）さて安閑卷初にも、以大伴金村大連、物部麁鹿火大連爲大連、並如故、宣化卷初にも如此見えたり、さて凡て大連と云號は、書紀垂仁卷（二十六

書に、齋王世々を記せるに、五百野皇女の次に、伊和志眞内親王と云ありて、仲哀天皇皇女と記せれども、其は誤なるべし、仲哀天皇には皇女は坐々ず、此記に、應神天皇の御子、根鳥王の御子に、伊和嶋王あり、其にや、然れども其を入ても、なほ年數に足らず、又稚足姫皇女は、雄略天皇の三年に薨坐しかば、其より此繼躰天皇の御代になるまでの齋王も坐べきを、此彼漏て、其由の傳はらざるがあるなるべし、又上代のほどは、後世の如くにはあらで、齋王の坐まさぬ間々もありしか、かにかくに、今詳には知がたし、）拜は、伊都伎麻都理と訓べし、（かの水垣宮、玉垣宮段の文と合せて見るに、此は祭字を略きて書るものなり、大御神の御字を略きても書るたぐひなり、記中然る例多し、又拜を伊都伎と訓べき例は、上卷にあり、）

此御世。竺紫君石井。不從天皇之命而。多无禮。故遣物部荒甲之大連。大伴之金村連二人而。殺石井也。

此御世、（眞福寺本には、此字下に、之子あり、）○竺紫君、書紀には筑紫國造とありて、其子の葛子は、筑紫君とあり、實は君なるを、國造とも云るなり、（凡て諸國にある國造、君、別、直などの類の惣名をも、國造と云りしかば、此石井も君なるを、國造とは、惣名を以て云傳たるなり、）書紀孝元卷に、兄大彥命是阿陪臣云々、筑紫國造云々、凡七族之始祖也、（大彥命の御事は、傳廿二に出）國造本紀に、筑志國造、志賀高穴穗朝御世、阿倍臣同祖、大彥命五世孫田道命定賜國造とあり、書紀欽明卷に、能射人筑紫國造云々、天智卷持統卷に、筑紫君薩夜麻と云人見ゆ、（續後紀十

豆王、書紀には厚皇子とあり、(阿豆と厚とは、都の清濁かはれり、)御名、義未考得ず、書紀には、次和珥臣河內女曰荑媛、生一男二女、其一曰稚綾姬皇女、其二曰圓娘皇女、其三曰厚皇子、とあり、さて書紀には、上件の外に、次根王女曰廣媛、生二男、長曰菟皇子、是酒人公之先也、少曰中皇子、是坂田公之先也とあり、此記と傳の異なるなり、(此記には、此二柱御子なく、又酒人君、坂田君の祖も異なること、傳卌四の末に云るが如し、)此數男七は合れども、十九王と女十二は合す、(現數は、女王十柱なり、)○十九王、(男七、女十二、)故上件の如く、書紀に依て二女王を補へたり、○天國押波流岐廣庭命者云々、こゝに此御子の御事を、先第一に擧たるは、大后の御腹に坐が故なるべし、○次云々、此次と云るは、たゞ此に擧る次第に就て、假に云るのみの言なり、次なる二も同じ、○拜伊勢神宮也、中卷水垣宮段に、豐鉏比賣命、拜祭伊勢大神宮也、玉垣宮段に、倭比賣命者、拜祭伊勢大神宮也と見え、日代宮段にも、伊勢大御神宮とあり、(大神とあるをも、オホミカミと訓べきこと、是に准へ知べし、御字なきは、省きて書る例なり、)かゝれば此も神の上に大字有しが、脫たるか、又省きてたゞ神宮とも申せるなるべし、(書紀天武卷にも、伊勢神宮とあり、)さて此記、女王の伊勢齋に立坐ることは、右の豐鉏比賣命、倭比賣命を除奉ては、記せることなきに、此にのみ如此あるは故あるか、將殊に故ありてには非るか、(書紀に、伊勢齋王の見えたるは、倭比賣命の次に、景行天皇の御子五百野皇女、次に雄略天皇の御子稚足姬皇女、次に此佐々宜皇女なり、今思に、景行天皇の二十年に、五百野皇女立坐てより、雄略天皇の御世までは、三百七十年に及べれば、必其間にもかはり坐る齋王坐べし、大神宮例文と云

如し、書紀此御卷に、詔に、懿哉摩呂古云々、また朕子麻呂古、云々などあるは、勾大兄皇子を指てかく詔へり、(これ此勾大兄皇子の亦御名には非ず、たゞ親み愛みて詔へるなり、) さて然親み愛みていふ稱を、やがて御名にも負せたるなり、欽明天皇の御子にも、此御名なるあり、敏達天皇の御子、忍坂日子人太子の亦御名も、麻呂古と申せり○耳上王、(上字は、耳を上る聲に唱る由なり、其例上卷神御名に多し、) 御名こゝろ、上卷忍穗耳命のところに云るがごとし、(傳七) ○赤比賣郎女、御名義ことなることなし、書紀に、次三尾君堅楲女曰倭媛、生二男二女、其一曰大郎子皇女、其二曰椀子皇子、是三國公之先也、其三曰耳皇子、其四曰赤姫皇女、(これに大郎子皇女とある子字は、衍なるべし、女名に郎子と云る例なし、三國公の先は、この記と傳へ異なり、傳卅四のするに云るがごとし、さて書紀の今本、此御卷第三葉より、第五葉までの間、文の錯亂れたる處あり、其錯は、第三葉の計之大王の次は、第四葉の子民治國云々へつゞき、第五葉の於二兄治後の次は、第三葉の有其天下云々へつゞき、第四葉の曰耳皇子の次は、第五葉の其四曰云々へつゞきたる文なり、これは彼紀を見む人のために、事のついでにさとしおくなり、) ○阿倍は、此は地名か、(若姓ならば尸を擧べく、又某が女若は妹などあるべきにさることゞも無ければなり、) 此地の事上に云り、(傳二十二阿倍臣條) ○波延比賣、名義光映にやあらむ、(書紀に荑と書れたるは、借字なるべし、荑は字書に、草木初生貌と注せり、生の意なり、) 書紀に、顯宗天皇仁賢天皇などの御母の御名も、荑媛とあり、○若屋郎女、孝靈天皇の御子に、おなじ御名あり、名義彼處にいへり、(傳廿一) ○都夫良郎女、反正天皇の御子に、おなじ御名あり、○阿

ることなし、(目は上に例あり、)○三柱は、諸本に四柱とあり、眞福寺本又一本などには、二柱とあるを、今は現數に依て改めつ、(四柱と作るは、脱文のまゝに計へて改めたるなるべく、二柱とあるは、三字を二に誤れるなるべし、)そも〳〵此處書紀と合せ見るに、脱たること多きは、本より傳への異なるにやとも思へど、眞福寺本に、田郎女の下に、今一、茨田郎女とあるなど、又茨田の茨字、小野の小字などの脱たるなどを思ふに、なほ脱文なり、且下に凡ての御子たちの數を、十九王、又女十二と云る、現本のまゝにては、二柱足らず、故今は書紀に依て、上件の如く補へたり、書紀には、次坂田大跨王女曰廣媛、生三女、長曰神前皇女、仲曰茨田皇女、少曰馬來田皇女、云云、茨田連小望女(或曰妹)曰關媛、生三女、長曰茨田大郎皇女、仲曰白坂活日姫皇女、少曰小野稚郎皇女、(更名長石姫)とあり、(これに活日の日字を曰に誤れり、此記又舊事紀に依て改めつ、又小野の小字を北に誤れり、一本及舊事紀に小とある宜し、)○三尾君は上なると同族なるべし、○加多夫、書紀には堅楲とあり、(楲一本には梭とあり、何れにても比なり、布と比とは、殊に近く通ふ音なり、)名義詳ならず、書紀雄略卷に、凡河內直香賜、(香賜此云舸拖夫、)と云人も見ゆ、○倭比賣、同名あり、○大郎女、かく御名負坐るは、皇女だちの中の御長にぞ坐けむ、○丸高王は、麻呂古と訓べし、(高をコとよむは、字音なり、高志などの如し、)書紀には椀子とあり、(呂と理とは通音なり、師は此をも書紀に依て、マリコと訓れたれど、丸はマロとは訓がたし、且欽明天皇の御子にも、書紀には椀子皇子とあるを、此記には麻呂古王とあり、其に准へても玄るべし、)凡て麻呂古とは、子を親み愛みて呼稱にて、麻呂は自稱なれば、吾子と云が

郎女、和名抄に、近江國神崎郡神崎郷（加無佐木）あり、此地名の御名なるべし、（此皇女、安閑天皇の御陵に合葬奉るよし、書紀に見ゆ、）○茨田郎女、（諸本茨字無し、今は延佳本に依れり、延佳本は、書紀に依て補へたるなるべし）此も地名にて、上に出、（傳卅五茨田堤下）○次馬來田郎女、（諸本此六字皆がら無し、眞福寺本に、次田郎女とありて、馬來二字無し、今は眞福寺本に依り、又書紀に依て補へたり）馬來田は、上總國の地名にて上にいづ、（傳七のをはり）此皇女何の由にて此地名を負賜へるにか、詳ならず、（茨田と馬來田と、唱の似たれば、もと茨田郎女の紛れて二柱と傳はりたるには非るにや、）書紀天武卷に、男名に、大伴連馬來田と云もあり、○三柱、二字は、前後の例に從ひて、今補へたり、○又娶茨田連小望之女關比賣、生御子茨田大郎女、（此二十字諸本共に無し、今は書紀に依て補へたり、其由は下に云べし）茨田連上に出、（傳二十日子八井命條）此皇女、御母家の由に縁て、茨田に住居坐りしなるべし、さて上なる茨田郎女より前に生坐る故に、大郎女とは申せるなり、（上なる茨田郎女も、由ありて同く茨田に住居坐りけむを、御姉に坐方を、大郎女と申して、御名を分別てるものなり、）○白坂活日子郎女、（子字は衍なり、書紀に依て削去くべし、凡て女の名に、日子と云ことは、例もことわりもなければなり、）白坂は地名なるべし、未考出ず、活日は稱名なり、書紀崇神卷などに例あり、（高橋邑人活日とあり、）○小野郎女、（諸本小字を脱せり、今は延佳本に依れり、延佳本は、舊事記又書紀、一本などに依て補へたるなり、）小野は、近江國滋賀郡の地名なり、此地の事、上にいへり、（傳廿一大宅臣下）○長目比賣、御名義ことな

（催馬樂東屋に、おしひらいてを、一本に、おしはらひてとあるも、拂ひには非ず、開いての意なり）廣庭は、上よりかゝりて稱名なり、（書紀齊明卷に、朝倉橘廣庭宮と云宮號も見ゆ。）○息長眞手王、（諸本皆眞字なし、下他田宮段に見えたるにも、此字なし、然るにたゞ延佳本にのみ、此處も彼處も眞字あるは、書紀に依て補へつるなるべし、此にも彼にも、諸本共に此字無きは、若くは息長手王かとも思へど、何とかや聞つかぬこゝちすれば、今も姑書紀に依て、延佳本のまゝに書つ、なほよく考ふべし。）何れの王の御子にか、詳ならず、息長は、近江國坂田郡なり、上に出、眞手の意未考得ず、○麻組郎女、袁久美と訓べし、書紀には麻績とあり、（然れば此も袁美と訓べきかとも思へど、績と組とは、意異にして、組は然訓べき由なし、又美の借字に、組と書べくも非ず。）袁美は、袁宇美なれば、宇と久と通ひて、此名は袁久美とも袁宇美とも傳はりしなるべし、（肥後國風土記に、肥君等祖健緒組と云名も見えたり。）○佐々宜郎女、御名意、書紀に書れたる字の如きか、彼物に由縁ぞありけむ、和名抄に、大角豆一名白角豆、色如牙角、故以名之、和名散々介とあり、（又師は息長近江なれば、此も近江の地名、佐々木なるべしと云れき、和名抄に、彼地名、篠筒とあれば、此説も由なきに非れども、彼地名、此記には、佐々紀とあれば、宜字を書べきに非ず、宜を師のギと讀れたるは違へり、宜はゲの假字なり。）書紀に、次息長眞手王女曰麻績娘子、生荳角皇女、（荳角此云娑佐礙。）是侍伊勢大神祠、○坂田大俣王、坂田は、近江國坂田郡なり、大俣も地名にやあらむ、敏達天皇の御子にも、同御名あり、（さて此大俣王、若くは大富杼王の御子、或は御孫などにて、即坂田君氏の祖には非るにや。）○黑比賣、上に同名あり、○神前

廿一）○凡連、凡は意布志とよむべし、大の意なり、（これ等のこと、上卷凡河內國造のところ、傳七にいへり、さて姓氏錄に、凡海連といふ姓も見えて、火明命乃後也とありて、尾張連の支別なり、）○目子郎女、目微比賣などいふ類の、賛たる名なるべし、○廣國押建金日命、こは天下所知看ての御稱名なるべし、押は大の意なり、金日の意は未おもひ得ず、（師は宮號の金箸のハ。シ。の反となれば、金日即金箸かと云れつれどいかゞ、）○建小廣國押楯命、（舊印本などに、建の上にも小字あるは衍なり、）是も御稱名なり、御兄命の御名の廣國を承て、小廣國とは申せり、書紀に、元妃尾張連草香女曰目子媛、（更名色部）生二子、皆有天下、其一曰勾大兄皇子、是爲廣國排武金日尊、其二曰檜隈高田皇子、是爲武小廣國排盾尊、（欽明卷分注に、檜隈富田天皇とあり、）○意富祁天皇、（諸本に富字なし、今は眞福寺本延佳本に依れり、）○手白髮命、上に出（傳四十三廣高宮卷始）○是大后也、（眞福寺本には、也字なし、）書紀に、元年二月云々、大伴大連奏請曰、臣聞前王之宰世也、非維城之固、無以鎭其乾坤、非掖庭之親、無以繼其趺蕚、云々、請立手白香皇女、納爲皇后、遣神祇伯等、敬祭神祇、求天皇息、允答民望、天皇可矣、三月詔曰、云々、立皇后手白香皇女、修教于內、遂生一男、是爲天國排開廣庭尊、（開此云波羅企、）是嫡子而幼年、於二兄治後有天下、とあり、諸陵式に、衾田墓、手白香皇女、在大和國山邊郡、兆域東西二町、南北二町、無守戶令山邊道勾岡上陵戶兼守、○天國押波流岐廣庭命、これも天下所知看ての御稱名なるべし（初の御名は傳はらざりけむ、）波流岐は、書紀に開と書れたる意なり、心をはるくなど云も、開く意にて同じ、出雲國造神賀詞に、麻蘇比乃大御鏡乃面乎、意志波留志天、見行事能己登久、云々、

に知られずして已ぬべきものをや、）さて此御曾祖父意富富杼王を、中昔の書どもに、速總別命の御子としたるは、取るべきに非ず、（そも〳〵意富富杼王は、若沼毛二俣王の御子に坐こと、此記中卷明宮段末に見え、又右の上宮記にも然あれば、論なきを、速總別皇子の御子としも云るは、本いかなる紛にかありけむ、昔さる一の傳もありしにや、今は古き書には、此傳見えたることなし、然るを中昔の諸書には、皆然記せるはもと何の書にか依けむ、其はいかにもあれ、此記及上宮記の、古く慥なる方をさしおきて、正しき據も見えぬ說に、依るべきにはあらず、）

○此天皇、後の漢樣の御諡、繼體天皇と申す、○伊波禮、上にいづ、（傳卅八の始、）○玉穗宮、書紀に、五年冬十月、遷都山背筒城、）筒城は傳卅六に出たり、さて初越前より上坐てより、此五年までは、何の宮に坐々けるにか、物に見えず、）十二年春三月、遷都弟國、（弟國は傳二十五に出）二十年秋九月丁酉朔己酉、遷都磐余玉穗、（一本云七年也、）とあり、此に依ば、玉穗は舊よりの地名のごとく聞ゆれども、なほこの宮を美稱たる號とこそ聞ゆれ、（大和志に、この宮の跡未詳といへり、）○三尾君、中卷玉垣宮段にいづ、（傳廿四）近江國高嶋郡なり、○若比賣、父の名は傳はらざるなり、さて先祖の姉妹などをも、只に某氏之祖といへること、例多く見ゆ、（傳廿一の始に云るがごとし、）○大郎子、高祖父の御名に同じ、（大とは御長子に坐よしなり、御妹に大郎女と申すも坐り、さて郎子郎女とは、親しみて申す稱なれば、御長子を如此申せるには同御名あるべきことなり、）○出雲郎女、大和國城上郡に出雲村あり、彼地に住坐けるにや、書紀云、次妃三尾角折君妹曰稚子媛、生大郎皇子與出雲皇女、○尾張連、中卷掖上宮段にいづ、（傳

までは、振媛命の御世系を擧たるにて、書紀に活目天皇七世孫とあると合り、（されば、彼文は約めて云ば、汙斯王娶伊久牟尼利比古大王七世孫布利比彌命と云ことなるを、其七世の系を、直につゞけて擧たるにて、いたく古文のさまなり、然るを後世人、古文を見知らず、訓點を誤りて、釋に次に記したる系圖は、甚く違へり、看む人惑ふこと勿れ、右の振媛命の世系は、伊久牟尼利比古大王の御子伊波都久和希、其御子偉波智和希、其御子伊波己里和氣、其御子麻和加介、其御子阿加波智君、其御子乎波智君、其御子都奴牟斯君と、布利比彌命と二柱にて、御母は余奴臣祖、阿那爾比彌なり、）さて上宮記上件次文云、汙斯王坐彌乎國高嶋宮時、聞此布利比賣命甚美女、遣人召上自三國坂井縣而娶、所生伊波禮宮治天下乎富等大公王也、父汙斯王崩去而後王母布利比彌命言曰、我獨持抱王子、無親族部之國、唯我獨難養育比陀斯擧之云、爾時下去於在祖三國、命坐多加牟久村也とあり、（御母振媛命の御事は、書紀にも此同じさまに見えたり、彌乎國高嶋宮は、書紀には、近江國高嶋郡三尾之別業とあり、上宮記のさまは、いと古く見ゆ、和名抄に、近江國高嶋郡三尾郷、高嶋郷、これなり、三國坂井縣は、書紀にも三國坂中井とありて、中此云那とあり、和名抄に、越前國坂井郡、佐加乃井とあり、神名式に、同郡三國神社、續紀卅五に、越前坂井郡三國湊とあり、多加牟久村は、書紀に高向とありて、越前國、邑名と注せられたり、和名抄に、越前國坂井郡、高向郷多加無古、神名式に、同郡高向神社もあり、）抑此繼躰天皇の御祖先の御世系、他古書には皆漏たるに、わくらばに此上宮記の文に殘れるは、甚も甚も歡しくたふときわざにぞありける、（若此文の傳はらざらましかば、此御世系の古く正しき說は、終に世

造名伊自牟良名女子、名久留比賣命、生兒、汙斯王、娶伊久牟尼利比古大王生兒、伊波都久和希兒、偉波智和希兒、伊波已里和氣兒、麻和加介兒、阿加波智君兒、乎波智君、娶余奴臣祖名阿那爾比彌、生兒、都奴牟斯君、妹布利比彌命也云々、(凡牟都和希王は、應神天皇なり、經俣の經は、誤字なるべし、此記に、咋俣とあり、母恩己は、母の下に弟字脱たるべし、恩已は息長を誤れるなり、踐坂は、此記には忍坂とあり、中斯知の知は、和を誤れるなり、釋下に和と作るぞ正しき、伊久牟尼利比古は、活目入彥にて、垂仁天皇なり、) 此御世系の趣は、應神天皇の御子、若野毛二俣王、御母は咋俣中津比古の御女なり、さて若野毛二俣王の御子大郎子より、布遲波良己等布斯郎女まで、四柱にて、共に御母は息長麻和加中比賣なり、(是れまでの御世系は、此記にも、明宮段のするに見えたり、さてこの息長麻和加中比賣の御名は紛あり、その由傳卅二にいへり、) さて大郎子の御子宇非王、御母は中斯和命なり、(此宇非王、中昔の書どもには、皆私斐王とあれども、私字は、古書に假字に用ひたる例なければ、誤なるべし、然るを後世何れの書にも皆然あるは、始に誤れる書に據て、次々に書るなり、さて私字は何の字を誤れるならむ、未考得ず、若は弘か、弘と宇とは通へば、ウヒとも、ヲヒとも傳はりたるか、されど弘字は、書紀の外には、をさ〳〵假字に用ひたることなければ、いかゞあらむ、又玖を誤れるか、宇と玖と横に通音なり、) さて宇非王の御子汙斯王、是即彥主人王にて、御母は牟義都國造氏の女なり、(牟義都は、美濃國武藝郡なり、此國造の事、傳廿六大碓命下に出、) 中昔の一說に、大郎子の御子彥主人王として、宇非王一世無きは、非なるべし、さて右の文に、伊久牟尼利比古大王云々と云より、布利比彌命也と云

次丸高王。次耳上王。次赤比賣郎女。四柱又娶阿部之波延比賣生御子。若屋郎女。次都夫良郎女。次阿豆王。三柱此天皇之御子等。并十九王。男七。女十二。此之中天國押波流岐廣庭命者。治天下。次廣國押建金日命治天下。次建小廣國押楯命治天下。次佐佐宜王者。拜伊勢神宮也。

此始に眞福寺本には、品太王五世孫と云六字あり、抑此五世孫の事、書紀にも、譽田天皇五世孫、彥主人王子也、母曰振媛、振媛活目天皇七世孫也、とあり、(彥主人は、比古宇志と訓べし、續紀一に、阿倍朝臣御主人とある名なども、宇志を主人と書り、これらの主人を、アルジ、又ヌシヒトなど訓るは、皆非なり、さて書紀に此に此五世の世系を、具に擧らるべきことなるに、たゞ五世孫とのみあるは、いと粗し、思ふに續紀に、此書紀のことを、紀三十卷、系圖一卷とあれば、もと別に系圖卷ありて、其に此御世系も記されたりしにや、また、この記にも、中卷明宮段するに、この五世の御世系をつぶさに記さるべき例なること、傳卅四に云るがごとし、) かくてこの御世系は、書紀釋に引る上宮記、云、一云凡牟都和希王、娶經俣那加都比古女子名弟比賣麻和加、生兒若野毛二俣王、娶母恩己麻和加中比賣、生兒大郎子、一名意富富等王、妹踐坂大中比彌王、弟田宮中比彌、弟布遲波良己等布斯郎女四人也、此意富富等王、娶中斯知命、生兒、宇非王、娶牟義都國

古事記傳四十四之卷

本居宣長謹撰

玉穗宮卷

袁本杼命。坐伊波禮之玉穗宮治天下也。天皇。娶三尾君等祖名若比賣生御子。大郎子。次出雲郎女。二柱又娶尾張連等之祖凡連之妹目子郎女生御子。廣國押建金日命。次建小廣國押楯命。二柱又娶意富祁天皇之御子手白髮命是大后也生御子。天國押波流岐廣庭命波流岐三字以音。一柱又娶息長眞手王之女麻組郎女生御子。佐佐宜郎女一柱又娶坂田大俣王之女黑比賣生御子。神前郎女。次茨田郎女。次馬來田郎女三柱又娶茨田連小望之女關比賣生御子茨田大郎女次白坂活日子郎女。次小野郎女。亦名長目比賣。三柱又娶三尾君加多夫之妹倭比賣生御子。大郎女。

古事記傳四十三之卷終

る如くに聞ゆれども、古への道に非ず、外國のしわざにして、いとも可畏く、此より天皇の御稜威は、漸に衰へ坐て、臣の勢いよ〱強盛になれるにあらずや)

獨難養育比陀斯擧之云爾時下去於在祖三國命坐多加牟久村也とあり、○合於手白髮命は、(合字を令に誤れる本あり、今は眞福寺本延佳本又一本などに依り、)合は、令婚奉なり、(めあはすと云あはすも是なり、又俗に一にすると云も、令合意なり、) 此は臣連たち相議て、如此定奉れるなり、(故娶と云すして、合とは云なり、阿波世は、他より令むるを云言なり、) ○授奉とは、是は前天皇の讓賜ふには非で、臣連たちの相議て爲奉れる事なる故に云り、(さては臣連の、己が物ならぬを、授と云むこと、いかゞと思ふ人もあるべけれど、凡て佐豆久と云言は、必しも己が物ならでも、人に付屬るを云言にぞあるべき、) ○或人問けらく、此武烈天皇崩坐て後、袁富杼命を迎立奉れる間のさまを以見るに、當時大伴金村大連を始めて、いと賢く忠なる臣連たちは無きに非ざりしに、此天皇の御所行の、さばかりいみしく暴く惡く坐々しを、いさゝかも議れることと無くして、御世の限、御心の隨に荒び賜へるを、徒に居て見過しゝは、いかにぞや、答、善くもあれ惡くもあれ、君をば臣の計奉ること無きは、是ぞ古の道の勝れたるにて、君と臣との義の、永く全くして、頽れず廢れざる道には有ける、然るを、君惡ければ、臣として左右に計るを、美き事にするは、外國の道にして、實には逆なる爲なれば、中々に諸の亂の本なるをや、(君のしわざの甚惡きを、臣として議ることとなくして、爲給ふまゝに見過すは、さしあたりては、愚にして不忠るに似たれども、然らは、君の惡行は其生涯を過ざれば、世人の苦むも限ありて、なほ暫のほどなるを、君臣の道の亂は、永き世までに、其弊害かぎりなし、陽成院天皇、御所行惡くまし〳〵しによりて、藤原基經大臣の、下し奉られしは、國のため世のため、賢く忠な

ば、凡て幾世之孫とあるは、みな美古また古と訓べし。）さて此御世系の事は、此袁本杼命、御段に委いふべし。○袁本杼命、御名の義、中巻意富々杼王のところに云るがごとし、（傳卅四） 書紀に、更名彦太尊とあり、（正御名の例、彦太瓊尊、彦太忍信命などあり。）○自近淡海國云々、（近字は讀べからず、文には遠淡海に對へて、近と書ども、語には、古も今もたゞ阿布美と云はなり。） 書紀（此命の御卷初）に、天皇父聞振媛顔容姝妙甚有媺色、自近江國高島郡三尾之別業、遣使聘于三國坂中井、以爲妃、遂産天皇、天皇幼年父王薨、振媛廼歎曰、妾今遠離桑梓、安能得膝養、爾歸寧高向奉養、（高向者、越前國邑名。） 云々、小泊瀬天皇崩、元無男女、可絶繼嗣、大伴金村大連議曰云々、元年春正月、大伴金村大連、更籌議曰、男大迹王性慈仁孝順、可承天緒、冀慇懃勸進、紹隆帝業、物部麁鹿火大連、許勢男人大臣等、僉曰、妙簡枝葉賢者、唯男大迹王也、遣臣連等、持節以備法駕、奉迎三國、云々とあり、（三國も高向も、越前國坂井郡なり。） 奉迎三國とは、此記と異なり、抑此天皇は、御曾祖父意富々杼王よりして、淡海國に坐々けむこと、其由縁多ければ、（意富富杼王の御末に、息長君、坂田君などある皆近江國の地名なり、なほ傳卅四此氏々の下考ふべし。） 此天皇も御本居は淡海國にぞありけむ、（書紀に見えたる御父王の三尾別業、又此天皇の妃たちの父三尾君祖、又息長眞手王、又坂田大俣王など、皆近江國の地名なり、さて御本居は近江にて、越前三國にも通住居坐しなるべし。） 書紀釋に引る上宮記に云々、汙斯王、坐彌乎國高嶋宮時、聞此布利比賣命甚美女、遣人召上自三國坂井縣而娶、所生伊波禮宮治天下乎富等大公王也、父汙斯王崩去而後、王母布利比彌命、言曰我獨持抱王子、無親族部之國、唯我

は本よりの地名にやありけむ、(此宮の蹟、或云、長谷寺の南なる出雲村の北方に、武烈天皇の御屋敷と云處あり、是なりとぞ、) 〇无太子は御子とあるべきを、(前々の例然り、) 太子としも云るは意あるか、此天皇にして、遠く仁德天皇より以來の皇統は絶坐ることを思ひて、日繼御子坐まさずとは云るにや、〇御子代は、(子字を、延佳本に、名とかけるは、例のさかしらに改めたるなるべし、) 中卷、玉垣宮の段に、子代とあるところにいへり、(傳廿四) 〇小長谷部は、書紀には、六年秋九月、詔曰、傳國之機、立子爲貴、朕無繼嗣、何以傳名、且依天皇舊例、置小泊瀨舍人、使爲代號萬歲難忘者也とあり、〇此天皇、御年を記さず、書紀にも、八年冬十二月壬辰朔己亥、天皇崩于列城宮とありて、御年は見えず或書には十八と云、或書には五十七と云り、(十八と云も、五十七と云も、書紀の紀年には叶はず、) 〇片岡石坏岡、書紀繼躰卷に、二年冬十月辛亥朔癸丑、葬小泊瀨稚鷦鷯天皇于傍丘磐杯丘陵、諸陵式に、傍丘磐杯丘北陵、泊瀨列城宮御宇武烈天皇、在大和國葛下郡、兆域東西二町、南北三町、守戸五烟とあり、大和志に、在葛下郡平野村と云り、(或書に、字石の北と云、又或書に、字片岡山と云、) 〇既崩、上に御陵を記して、此は崩を記せるには非ず、崩の後を記す文なるが故に、既と云り、〇五世之孫は、伊都々藝能美古と訓べし、(續後紀十五の哥に、那々都義乃美與爾云々、古今集序に、世はとつぎになむなれりける、此らは御代嗣の數を云るなれど、父子の世繼も同じことなり、さて孫はかくさまのはミマゴと訓は非なり、此は子の子のよしには非ず、後裔のよしなればなり、まごとは、子の子に限りて云り、且古は、子の子をば、比古とこそ云れ、麻碁と云は後なり、さて美古と云は廣く後裔まで通へる稱なれ

市郡、兆城東西二町、南北二町、守戸二烟、○若雀命、（諸本に命上に之字あり、今は眞福寺本に無きに依れり、又一本に、命下に坐長谷三字あり、）○此天皇、御年をも御陵をも記さず、いかゞ、書紀に、十一年秋八月庚戌朔丁巳、天皇崩于正寢とありて、御年は見えず或書には五十、或書には五十一と記せり、○御陵は、書紀に、同年冬十月己酉朔癸丑、葬埴生坂本陵、諸陵式に、埴生坂本陵、石上廣高宮御宇仁賢天皇、在河内國丹比郡、兆城東西二町、南北二町、守戸五烟とあり、埴生坂、上に見ゆ、（傳卅八墨江中王下）河内志に、埴生坂本陵、在丹南郡黒山村管内、陵畔有冢二と云り、（是を天武天皇の御陵と俗に云は誤なり、又此御陵を、或は葛井寺の南に在と云、或は錦部郡野中村に在など云は皆誤なり）

列木宮卷

小長谷若雀命。坐長谷之列木宮。治天下捌歳也。此天皇无太子。故爲御子代。定小長谷部也。御陵在片岡之石坏岡也。天皇既崩。無可知日續之王。故品太天皇五世之孫。袁本杼命。自近淡海國令上坐而。合於手白髮命。授奉天下也。

此天皇後の漢樣の御謚、武烈天皇と申す、○列木宮、書紀に云々、於是太子命有司、設壇場於泊瀬列城、陟天皇位、遂定都焉、また仁賢卷にも、及有天下、都泊瀬列城とあり、此らの文に依れば、列木

を宇迦之御魂、天を天原など、之とつゞく時も、第一音に轉言例も多ければ、此も之臣とつゞけ云る處なる故に、都麻に爪字を書るなるべし、又抓字の木偏を、例の省きて、爪と作りとしてもあるべし、かにかくに、爪はツマと訓べく、抓は、ツメとは訓がたければ、必ひつまなり、抑此日爪の訓、まぎらはしくして、惑ふ人ある故に、今委く云なり、）○糖若子は、奴加能和久碁と訓べし、（糖、和名抄には見えず、字鏡に、又俗作糠、云々、又奴可と見え、又萬葉四に、不欶と云辭に、糠と借て書り、此の糠を、書紀にアラと訓るは非なり、あらに此字を用ひむこと、あるべくもあらず、さて若子は、和久碁と訓べき例なり、又某若子と云例、皆之と云り、但し女に某若子と云る名はめづらし、さて又書紀に、此名糠君娘とある君字は、若を誤れる本を、其まゝに取られたるなるべし、）○春日山田郎女、（山字、諸本に少と作、眞福寺本に小と作り、今は延佳本に依れり、）春日は御母の家、丸邇は即春日の内なり、（故丸邇氏を、書紀に春日和珥臣ともあり、）かくて春日に坐々しこと、書紀繼躰卷、勾大兄皇子の御哥に見えて、其處には、春日皇女とあり、山田は、和名抄に、河内國交野郡に山田鄕あり、是か、後に山田と云處に坐しことぞありけむ、書紀に、次和珥臣日爪女糠君娘生一女、是爲春日山田皇女、（一本云、和珥臣日觸女、大糠娘生一女、是爲山田大娘皇女、更名赤見皇女、）とあり、（神名帳に、近江國犬上郡山田神社、坂田郡山田神社、伊香郡赤見神社などあり、是らの地名にや、）さて安閑卷に、元年三月、有司爲天皇納采億計天皇女春日山田皇女、爲皇后、（更名山田赤見皇女、）二年冬十二月、天皇崩、葬于河內舊市高屋丘陵、以皇后春日山田皇女、及天皇妹神前皇女、合葬于是陵、諸陵式に、古市高屋墓、春日山田皇女、在河內國古

人の、書紀に依て改めたるなり、今は眞福寺本延佳本又一本又一本などに依れり、次々なるも皆同じ、）小長谷は、長谷に坐坐るに因り、大長谷天皇に對へて、小と申せるなり、若雀も、大雀天皇に對へたる御名なり、書紀に、七年春正月立小泊瀬稚鷦鷯尊為皇太子、○眞若王、同名多し、書紀に依れば皇女なり、（同名の例は、男にも女にもあり、）書紀云、皇后遂產一男六女、其一曰高橋大娘皇女、其二曰朝嬬皇女、其三曰手白香皇女、其四曰樟氷皇女、其五曰橘皇女、其六曰小泊瀬稚鷦鷯天皇、其七曰眞稚皇女、（一本以樟氷皇女列于第三、以手白香皇女列于第四、）とあり、此中に、橘皇女、此記に、此には漏たり、盧入野宮段に、天皇娶意富祁天皇之御子、橘之中比賣命云々とあり、○丸邇は、（諸本に、邇下に臣字あり、今は眞福寺本に無きに依れり、此字名の下にもあればなり、凡て加婆禰は、名下に稱ば、姓下には云ざることなり、重ねて云ることとなし、）姓にて上に出、（傳廿二伊邪河宮卷始、）○日爪は、比都麻と訓べし、（爪を延佳本に瓜と作て、フ。リ。と訓るは、例のさかしらのひがことなり、其は書紀の分注に、日觸とあるに思ひてなるべけれども、彼分注の說は、應神天皇の妃に、和珥日觸使主の女なるがあると混ひたるひがことなり、彼日觸、此記に比布禮とあり、さて又瓜をふりと云ることとなし、）此人師木島宮段にも紛れて又出たるを、書紀に日抓と作れたる、抓は爪を誤れるにて、都麻なり、（神代紀に、抓津姫命などありて、抓はツ。マ。と訓字なり、萬葉に、眞木のつまでなどあるも是なり、字鏡に、抓、搯也、爪刻也云々、豆牟とあれど、此字にはあらず、）さて爪は、都米なれども、都麻とも常に云り、（爪を都麻と云は、酒をさか、船をふな、稻をいなと云類の例にて、爪某と下に言を連云ときのことなれども、又食

本に依れり、又命字、眞福寺本には王と作り、）○此天皇後の漢様の御謚、仁賢天皇と申す、○石上は上に出、（傳十八熊野高倉下處）○廣高宮は、稱賛へたる號なるべし、書紀神代卷に、其造宮之制者、柱則高太、板則廣厚などもあり、書紀に、元年春正月辛巳朔乙酉、皇太子於石上廣高宮即天皇位とあり、此宮の地、帝王編年記に、山邊郡石上左大臣家北邊田原とあり、（大和志に、山邊郡嘉幡村と云り、）○春日大郎女、朝倉宮段には、此皇女漏て見えず、書紀に見えて、彼御段に引り、（傳四十一の始）また此御卷に、元年云々、二月辛亥朔壬子、立前妃春日大娘皇女、爲皇后、（春日大娘皇女、大泊瀨天皇、娶和珥臣深目之女童女君所生也、）○高木郎女、景行天皇の御子に、高木比賣命、應神天皇の妃に、高木入比賣命など云あり、書紀に高橋大根皇女とある、是なるべし、（高橋は、大和國添上郡の地名なり、書紀崇神卷、又武烈卷の哥などに見ゆ、御母の更名も、高橋皇女とあり、同地なるべし、）○財郎女、御名義上（傳廿九志賀宮卷始）に云り、書紀に、朝嬬皇女とある、是なるべし、（朝嬬地名なり、上にいづ、）○久須毘郎女、御名の義、上卷熊野久須毘命のところにいへるが如し、（傳七）○手白髮郎女、（白髮は借字なり、）御名、瓦器の名なり、貞觀儀式（大甞會儀）に、水部一人、執多志良加、（大嘗祭式、宮内式、江家次第などにも、かく見ゆ、）四時祭式（供神今食料）に、多志良加四口、大嘗祭式（供神御雜器の中）に、多志良加八口、主計式に、多志良加二口、（受一斗、）また手白髮部四口、などある是なり、（水部執とあるを思へば、水を入るゝ器にや、又受一斗ともあれば、やゝ大なる器と見ゆ、此物和名抄には見えず、）さて御名に負坐るは、其由あるべし、○小長谷若雀命、（雀字、舊印本又一本に、鷦鷯と作るは、後

し、(師は後人の注なりと云れき、) ○片岡は、上に出、(傳廿一のをはり) ○石坏岡、(舊印本又一本なとに、坏岡の二字を脱せり、今は眞福寺本延佳本に依れり、) 書紀仁賢卷に、元年冬十月丁未朔己酉、葬弘計天皇于傍丘磐杯丘陵、諸陵式に、傍丘磐杯丘南陵、近飛鳥八釣宮御宇顯宗天皇、在大和國葛下郡、兆域東西二町、南北三町、陵戸一烟、守戸三烟とあり、(南陵とは、後に北陵もある故に云り、) 大和志に、傍丘磐杯丘南陵、昔在葛下郡今市村、寶永年間、陵崩遂爲民居と云り、(いとも畏きわざなりけり、) 或書に、平野村にありと云、又或書に、平野村の北に在、字片岡山と云など云るは、武烈天皇の御陵か、まぎらはし、なほよく尋ぬべし、)

廣高宮卷

意富祁命。坐石上廣高宮。治天下也。天皇。娶大長谷若建天皇之御子春日大郎女。生御子。高木郎女。次財郎女。次久須毘郎女。次手白髮郎女。次小長谷若雀命。次眞若王。又娶丸邇日爪臣之女糠若子郎女。生御子。春日山田郎女。此天皇之御子。拜七柱。此之中。小長谷若雀命者。治天下也。

此首は、眞福寺本はに、袁祁王兄とあり、○意富祁命 (多くの本に富字なし、今は眞福寺本延佳

へるにて、己命の所思看るよりも、其理の優れるよしなり、○如命可也は、美許登能碁登久亙余志と訓べし、命は、意富祁命の申給へる御言なり、(余志と云に可字を書るは、漢國にて、臣下の申す事を王が聽入れ許して可と云、これなり、制曰可など漢籍に常に見ゆ、書紀にも見えて、ヨシと訓たり、)○書紀云、二年秋八月、天皇謂皇太子億計曰、吾父先王無罪、而大泊瀨天皇射殺、棄骨郊野、至今未獲、憤歎盈懷、臥泣行號、志雪讎恥、吾聞云々、願壞其陵、摧骨投散、今以此報、不亦孝乎、皇太子億計、歔欷不能答、乃諫曰、不可、大泊瀨天皇正統萬機、臨照天下、華夷欣仰、天皇之身也、吾父先王、雖是天皇之子、遭遇迍邅、不登天位、以此觀之、尊卑惟別、而忍壞陵墓、誰人主以奉天之靈、其不可毀一也、又天皇與億計、曾不蒙遇白髮天皇厚寵殊恩、豈臨寶位、大泊瀨天皇、白髮天皇之父也、億計聞云云、陛下饗國、德行廣聞於天下、而毀陵、翻見於華裔、億計恐其不可以莅國子民也、其不可毀二也、天皇曰善哉、令罷役、

故天皇崩。即意富祁命知天津日繼。天皇。御年參拾捌歲。治天下八歲。御陵在片岡之石坏岡上也。

天皇崩は、書紀に、三年夏四月丙辰朔庚辰、天皇崩于八釣宮とあり、○意富祁命、(多くの本に富字なし、今は眞福寺本、又延佳本に依れり、)○天津日繼、(繼字、眞福本には續と作り、)上卷に見ゆ、(傳十四大國主神國避條)○參拾捌歲、書紀には御年は見えず、或書には三十一、或書には四十八とあり、○治天下八歲、初にも如此あるを同じことを、又記せるはいかゞ、固記中例もな

祖字を省きて、從父とは書るなるべし、然れども、從父某と云稱はこれかれあれども、たゞ從父と云稱は見えず、もとより父の伊登古を然云ることなし、又和名抄に、從母、爾雅云、母之姉妹曰從母、母方乃乎波とあるに准へば、父の兄弟をこそ從父とは云もせめ、其も此には叶はざるをや、）さて父の從父兄弟をば、古何と云けむ、和名抄にも見えざるを、今思ふに、其も古へは廣く通はして、袁遲とぞ云けむ、さる類あり、倭迹々日百襲姫命は、孝靈天皇の御子にて、崇神天皇の王姑に坐をも、書紀、崇神卷に、天皇姑とあり、此に准へて、此從父も、袁遲と訓べし、○取は、執泥みてなり、○唯は、多陀志と訓べし、後世の文に、但字を然訓て意を轉して云處におくを、此も其意なり、古言なるべし、（猶をナホ。ナホシ。と訓ことある類にて、唯をたゞしと云こともありけむ、）○以是恥は、加久波遲美世麻都理弖阿禮婆と訓べし、（字のまゝに訓むは、漢文ぶりなり、）人を恥辱しむるを、令見恥と云は、古言なり、上卷に、令見辱吾とあり、此は少にても其御陵を掘たるは、大谷長、天皇に恥を見せ奉り賜へるなり、○示後世とは、市邊王を殺賜ひし怨を報られて、今かく御陵を掘壞られ賜ふことを、後世まで見せ知らしむるを云、○足は、阿閇那牟と訓べし、（俗言にこれでよい、それでよいと云意なり、）凡て云々するに足れり、云々するに、不足と云は、漢文にて、皇國の語に非ず、（此記は、勤めて古語のまゝに書りと云ども、なほをり〳〵はかゝる漢文ぶりもまじれるなり、）字のまゝには訓べからず、○是亦大理とは、天皇の、父王の怨を報むと所念看ることを、富意祁命の、誠理也と申賜へるに應へて、是亦と詔ふなり、是とは、意富祁命の今申賜へることを指て詔ふなり、さて大てふ言を加へて、大理としも詔へるは甚く感給

出は、參人と云と同じことなり〕○隨命宜幸行とは、天皇の詔詞ながら、意富祁命は大御兄命に坐が故に、崇めて命又幸行とは詔へるなり〕○下幸而は、（多くの本に而字なし、今は眞福寺本延佳本に依れり〕大長谷天皇の御陵は、河內國丹比郡なり、○傍は、此は加多閇と訓べし、○少堀、こゝには破壞と云ずして、掘と云るは、意富祁命は、破壞奉むの御心なき故なるべし、（次の御答に申給へるも同じ〕○既とは、甚早く還上坐て、未破壞訖るべき間もなきに、早既破壞つと云意にて申賜ふにて、天皇の必異み問賜はむことを、此方よりも催し給ふ意にて、故にかく申給ふなり、○異其早還上は、大凡天皇の御陵などは、甚大にして、廣く高く築きたる物なれば、其悉毀壞むには、いかに多くの人を役ふとも、易く時の間に破訖るべきに非るに、餘り速く還坐る故に、異み賜へるなり、○如何は、伊加佐麻爾と訓べし、（俗言にどのやうにと云意なり〕○悉破壞とは、築上たる限りをば、殘さず壞り去て、平地になすを云、（これ彼、父王を地と等く埋み給へりし報に、然爲むとおもほせるなり〕○答曰、（師は、曰字を白なるべしと云れき、信に上なるも答白なり〕○爲然は、たゞ少掘て止ぬるを云、○怨此は阿多と訓べし、次なるも同じ、（字書に仇也と云る意なり〕○父之怨、同事の度々出る故に、王字をば省けるなり、讀にはちゝみことと訓べし、御陵の御字を省きて、陵とも書るも同じ、○還は、加閇理弖波と訓べし、仇なると表裏なるを云、○從父は、父の從父兄弟を云り大長谷天皇は、市邊王の從父兄弟に坐ばなり、（そも〳〵父の伊登古は、爾雅釋親に、父之從父昆弟爲從祖父と云る是なり、昆はと同じ、從祖父とは、祖從而別れたる父と云意なり、かくの如くなれば、此は從祖父と書べきを、

名抄に、靈日本紀云、美太萬、一云美加介、又用魂魄二字とあり、續紀廿八の詔に、御世々々乃、先乃、皇我御靈乃、云々、廿九の詔に、開闢已來、御　宇　天皇御靈云々、○毀は、夜夫流と訓べし、此同事の下文に、幾度も出たるを、多く破壞と書又壞とも破とも書たり、皆同く然訓べし、(師は何れをも、皆アバタス。。。。と訓れき、其は鎮火祭祝詞に、吾乎見阿波多志給比津、とあるに依れたるにて、彼考に、阿波多志は、荒破と云言にて、あばれ、あばら、あばく、など云類なりと云れたれど、かの、阿波多志は、顯露にする意の言にて荒し破る意には非ず、あばる、あばら、あばくなども、皆あらはなる意、あらはにする意なり、荒る、意、荒す意と心得るは俗なり、さて此も御陵を發き顯はし賜はむとには非ず、たゞ高く築きたる山を毀破り賜はむとなり、故破壞とは書るなり、書紀に、摧骨投散などあるは、例の潤色文とこそ聞えたれ、)夜夫流と云は、萬の物に亘る言なり、(今世の心にては、塚などを毀つを、夜夫流と云むは、いかゞともおぼゆべかめれど、然らず)抑かく御陵をしも毀らむと所思しよれるは、彼父王の御屍を、地と等く埋賜ひしに報賜ふ御心なりけむかし、○遣は都加波須と訓べし、(つかはし賜ふと云は俗し、凡てつかはすと云に、賜ふと云ことを添ることなし、)○意富祁命、(諸本に富字なし、今は延佳本に依れり、次なるも同じ、)○不可遣他人は、他人にては、大御心の如くに得あらずとの意にて、申賜へるにて、裏の御心には、少し掘て止むと所思せるからなり、○專は、他人を雜へず、唯一人なり、(但し御從人、又役夫なども無くてとには非ず、此事を執掌るに、他人を雜へざるよしなり、)○天皇、此は意富伎美と訓奉るべし○參出は還參入むなり、(師は出字を來かど云れつれど、出にて宜し參

其意にて、隱るべき處と自占たる栖と云義なり、)さて此地名、物に見えたることあるが、(又今もありて、此故事を語り傳へたる處などはなきにや、)尋ぬべし、

天皇。深怨殺其父王之大長谷天皇。欲報其靈。故欲毀其大長谷天皇之御陵而。遣人之時。其伊呂兄意富祁命奏言。破壞是御陵。不可遣他人。專僕自行。如天皇之御心破壞以參出。爾天皇詔然隨命宜幸行。是以意富祁命自下幸而。少掘其御陵之傍。還上。復奏言既掘壞也。爾天皇。異其早還上而。詔如何破壞。答白少掘其陵之傍土。天皇詔之。欲報父王之仇。必悉破壞其陵。何少掘乎。答曰。所以爲然者。父王之怨。欲報其靈。是誠理也。然其大長谷天皇者。雖爲父之怨。還爲我之從父。亦治天下之天皇。是今單取父仇之志。悉破治天下之天皇陵者。後人必誹謗。唯父王之仇。不可非報。故少掘其陵邊。既以是恥。足示後世。如此奏者。天皇。答詔之是亦大理。如命可也。

其靈は、大長谷天皇の御靈なり、今は其現御身は世に坐々ざれば、其靈に報奉給はむとなり、和

ろしきいかき者ども、一山にみちて、云々などもあり、志米は、しめゆふなど云しめと同言にて、處を求めて、此處と見定むる意なり、さて此は、其見占たる者を、誰とも、如何なる人とも擧ずして、如此云るは、穩ならず聞ゆるを、(故思ふに、此はもと故其老人、能見志米岐所在と其老の二字を上に書べき意にて、彼老人が、人に知らるまじき處をよく見占て、隱れ居たりしよしにて、見志米は、老人が自身を隱すべき處を見占たるなりけむを、傳への間にまがひて、事の違へるには非るか、若右の如くなるときは、見志米てふ言の意も、かの天武紀うつほの物語などにあると、今一きは殊によく合へり、) たすけて云ば、其人は誰とも傳はらざれども、誰にまれ、此老人のいかで見顯されじと深く隱れ居たりけむを、よくも見占たることゝ、稱たるにやあらむ、○故其地、(師は、其の上に號字脱たるかと云れたり、記中の例、かゝる處、多くは號字あり、然れども、又無き處も彼是あるなり、) こは何國とも記さゞれば、今何處とも考へがたし、○志米須、志米は、上の見志米の志米なること論なし、須は、(師は村の意かと云れたれど、村を須と云べき由なし、若村主などを思はれたるにや、其は謂れず、又示すと云言は、令占にて、人に見定めしむる意にて、志米は此の志米と同じけれど、須は令の義なれば、此は示には非ず、又書紀神功巻に、開寶藏以示諸珍異云々、此示を、ミ。シ。メ。と訓るは、示と見占と一の如く思ふ人あるべけれど、然らず、此示は、只令見にて、人に見するよしなり、しめすと意は通へども、言は異なり、思ひ混ふべからず、) 栖か、若然ならば、見占られたる彼老人の栖と云意なり、(須美加を須と云は古言なり、さて上の見志米岐を、老人の自隱るべき處と見占たる意とするときは、此、志米須も、

古卷にも見え、孝德卷に、飛鳥河邊行宮、齊明卷に、飛鳥川原宮、又飛鳥川原など見え、（凡て川原と云は、今世に云川原のみには非ず、川近き地を云り、さて此飛鳥の川原は、やがて地名にもなれるか、川原寺と云も、此川邊なり、）萬葉二（三十一丁）に、飛鳥明日香乃河之上瀬爾云々、三（二十九丁）に、明日香能舊京師者、山高三河登保忠呂之云々等、猶卷々に多く、後世まで哥いと多く、名高し、○斬は、猪甘老人をなり、○族上に出、（傳四十一志幾大縣主下）○膝筋は、膝の裏（俗に云ひつかがみ）の筋なるべし、和名抄に、膝比佐、また、筋須知とあり、書紀神功卷に、拔新羅王臏觔云々、（和名抄に、膝臏、師說比佐乃加波良、髕膝骨也、阿波太古、俗云阿波太、今按臏與膝臏名異實同とあり、これは今云膝頭なり、）とあるは、筋には非れども、似たる事なり、○是以、（諸本には以是とあり、今は眞福寺本に依り、）○至今、（眞福寺本には、至下に于字あり、）○子孫は、古杼母と訓べし、先祖をも淤夜と云、子孫をば末々までも古と云は、古言なり、○上於倭之日、日はたゞ時と云意か、又思ふに、國より上る道の間は然もあらで、正しく倭に至着日の意にて、日とは云るにもあるべし、○自跛也、和名抄に、說文云、蹇行不正也、訓阿之奈閇、此間云、那閇久と見え、字鏡に、驂足奈戸久馬ともあり、なほ中卷にも見えて云り、（傳廿五曙立王等下）考合すべし、さて御咎めを蒙て、先祖の膝筋を斷れたりしに因て、子孫末々まで如此るを以ても、天皇の御德の、可畏きほどを知べし、○其老の下に、人字脫たるか、○所在は、在處の意なり、○見志米岐は、書紀天武卷に、令視占應都之地、とある視占と同じ、岐は過往し事を語辭なり、うつほの物語（後蔭卷）に、四五百人の兵にて、人ばなれたる處を求むるに、此山をみしめて、おそ

に、夜蘇之麻我久里、又（十二丁）久毛爲可久里奴十七（四十五丁）に、久母我久里など見ゆ、さて此は山の隔たりて見えぬを云るなり、（山へ入り隠るゝにはあらず、）○美延受加母阿良牟と、不所見歟もあらむなり、（契冲云、續古今集に、此哥を、さゝなみや近江のをとめ明日よりと、み山がくれて見えずもあらなむ、と改めて載らる、置目は老女なるを少女、見えずかもあらむを、見えずもあらなむと改められたること、尤おぼつかなしと云る、まことに然ることなり、凡て代々の撰集に、萬葉などの古哥を、詞を改めて入られたるには、此類のひがことい多き中にも、是は見えずもあらなむとては、見えずあれかしと願ふ言にて、其意表裏のたがひにて、聞える哥となれるをや、そも〳〵撰者、かばかりのことを辨へられざるにはあらざめれど強て直さむとせらるゝから、かゝるいみしきひがこともあるなり、）書紀云、二年九月、置目老困乞還曰、氣力衰邁老耄虚羸、要假扶繩不能進歩、願歸桑梓以送厥終、天皇聞惻痛、賜物千段、逆傷岐路重感難期、乃賜歌曰云云、

初天皇逢難。逃時。求奪其御粮猪甘老人。是得求。喚上而。斬於飛鳥河之河原。皆斷其族之膝筋。是以至今。其子孫上於倭之日。必自跛也。故能見志米岐其老所在。志米岐三字以音 故其地謂志米須也。

逢難逃時云々、この事穴穂宮段のをはりに見ゆ、（傳四十）○求字は、初字の上に在る意なり、○喚上は、京へなり、○飛鳥河、この事は上にいへり、（傳卅八墨江中王の處）河は、書紀推

江國來田綿蚊屋野中、掘出而見、果如婦語、臨穴哀號、言深更慟、自古以來、莫如斯酷、仲子之尸、交横御骨、莫能別者、爰有磐坂皇子之乳母、奏曰仲子者上歯墮落、以斯可別、於是雖由乳母、相別髑髏、而竟難別、四支諸骨、由是仍於蚊屋野中、造起雙陵相似如一、葬儀無異、詔老嫗置目、居于宮傍近處、優崇賜郵使無乏少、是月詔曰、老嫗伶俜羸弱、不便行歩、宜張縄引絙扶而出入、縄端懸鐸、無勞謁者、入則鳴之、朕知汝到、於是老嫗奉詔鳴鐸而進、天皇遙聞鐸聲歌曰、云云、○退時は、夜理賜時爾と訓べし、凡て聴して往去しむるを、夜流と云こと、萬葉哥などにも見え、常にも云ことなり、(又麻氣賜時とも訓べし、麻氣は、令罷の切りたる言にて、官に任をマケ。。と訓も、他國の官に罷らしむるを云なり、京官には云ことにあらず、此事上にも云り、)○見送は、其出立處に行臨坐て、送賜ふなり、萬葉廿(二十八丁)に、麻都能氣乃、奈美多流美禮婆、伊波妣等乃、和例乎美於久流等、多々理之母己呂、○意岐米母夜は、置目もやなり、母夜は助辭なり、書紀には慕與とあり、萬葉二(十一丁)に吾者毛也ともあり、○阿布美能淤岐米は、淡海之置目なり、(契冲が、淡海の海の奥とつゞけさせ賜ふ意もあるべし、と云るは、ひかことなり、其意は更に無し)○阿須用理波は、自明日者なり、○美夜麻賀久理豆は、御山隱而なり、美夜麻は眞山と云むが如し、加久禮を加久理と云は、古言の活用なり、(契冲が、利と禮と五音通せりと云るは麁し、こはたゞ通用たるには非ず、古と後と、言の活用のかはれるなり此言、古はかくらむ、かくり、かくると活き、後は、かくれむかくれかくるかくるると活用けり、此たぐひなほ彼此あり、)上巻哥に、比賀迦久良婆、書紀推古巻哥に、訶句理摩須、萬葉五(十六丁)に、許奴禮我久利豆、十五(九丁)

たゞ鐸の枕詞ともすべし、(其時は、此詞には多くの野山を經る意はなくてたゞ驛路の鈴に依れる枕詞なり、) 何れにまれ、驛路は鈴を鳴して經行ことなる故に、かく戯賜へるなり、(契冲が、置目が縄を傳へて、多く足を運ぶ意なりと云るは、いみしきひがことなり、) 萬葉十四(十七丁) に、須受我禰乃、波由馬宇馬夜能、云々、十八 (廿七丁) に、須受可氣奴波由麻久太禮利、○奴弖由良久母は、(弖清音なり、延佳本には、母下に夜字あり、今は諸本に依れり、) 書紀には、母の下に與字あり、鐸瑲々もあり、奴弖は、奴理弖の理を省ける名なり、(或人奴弖はもと百濟言なりと云り、若然らば、もと奴理弖も然るにや、なほよく考ふべし、) 由良久は、玉又鈴などの搖きて鳴る聲なり、上卷玉緒母由良邇、云々とある處にいへるが如し、(傳七の始) 母は助辭なり、(母與母夜と云も同じ、) ○淤岐米久良斯母は、置目來らしもなり、良斯は、推測る辭なり、(鈴の音のするを所聞て、置目が來るよとおしはかり賜ふよしなり、さて此御哥、書紀の文の趣にてはことわりよく當りて聞ゆるを此記にては、鐸を引鳴し給ふと、此老女を召時の事なるに、其音を聞して、此老女が來るよとおしはかり賜ふは、いさゝかことわり違へるが如し、但し此鐸を引鳴して召せば、いつも程なく來る故に、其音を聞賜へば、老女が來る如く思看て、かくもよませ賜ふべきにや、) 書紀云、二年二月詔曰、先王遭離多難、殞命荒郊、朕在幼年、亡逃自匿、猥遇求迎、升纂大業、廣求御骨、莫能知者、詔畢、與皇太子億計泣哭憤惋、不能自勝、是日召聚耆宿、天皇親歷問、有一老嫗進曰、置目知御骨埋處、請以奉示、(置目、老奉名也、近江國狹々城山君祖、倭帒宿禰妹、名曰置目、見下文、) 於是天皇與皇太子億計、將老嫗婦、幸于近

字なり書紀にも清音の底字なり）字鏡に、鋹奴利氐、（鋹字は心得ず）政事要略に、鐸倭訓塗手などあり、鈴の大なるを云り、鐸字、説文に大鈴也、と云るに當れり、萬葉十七（四十五丁）に、之良奴里能鈴、（須受は總名にて、其中に大きなるを奴理弖とは云なり、故古書に、須受をば鈴と書き、奴理弖をば鐸と書て、鈴とは書ず）和名抄には、楊氏漢語抄云、鈴子須々、三禮圖云、鐸今之鈴其匡以銅爲之、とありて、奴理弖と云名は見えず、（又古語拾遺に、鐵鐸、古語佐那伎とある、佐那伎と云名は、外に見えず）○引鳴は、其鐸を懸たる綱の長きを、大殿の内より引て鳴すなり、○阿佐遲波良は、淺茅原なり、○袁陀爾袁須疑弖は、小谷を過てなり小谷は、只谷にて、小は小野小川など云類なり、（地名にも、小初瀬、小佐保、小筑波など云り、さて此袁陀爾は、峯谷かとも思へど陀は濁音なれば、然らず）書紀には、此御句、鳴贈爾鳴須擬とあり、其に就ては、淺茅原も、小谷も、地名かとも思はるれど、（淺茅原は、書紀崇神卷に、神淺茅原此卷に、彼々芽原、淺茅原神樂哥に、かさの淺茅原などある是にて、今も城上郡に笠村あり、茅原村あり、さて鳴贈爾には、高市郡に尾曾村あり、是か、又曾爾にて、鳴は例の小にてもあるべし、小谷と云地名もあるべし）是は實に其處々を經て來るに非ず、たゞ戯に詔へるなれば、某處と地名を指て詔ふとせむよりは、たゞ野山を經たる由にてぞ宜しかるべき、（然れば、書紀の鳴贈爾はいかゞ、若字を寫誤れるにはあらざるか）○毛毛豆多布は、百傳ふなり、中卷輕嶋宮段大御哥に見えて、彼處にいへり、（傳卅二）こゝは冠辭考に、百とおほくの野山を經つたふ意にて、淺茅原小谷を過てと詔へり、此老嫗は、宮邊に居れども、鐸の音して參れば、御戯に、驛路のさまに詔へるなりとあり、又

改葬奉給へる地を云では、あるべくもあらず、師は、凡の御骸をば蚊屋野に葬奉りて、かの御齒を志るしために持上坐るか、又は前に埋たりし土、又衣冠などを以葬て、御骨をば持上坐るかと云れたれど、其も右に云ると同じことにて、かにかくに持上坐る事のみを記せるは、心得がたし、他物ならばこそあらめ、御骨をしも持上て、遂に葬奉らずて、徒に置奉賜ふべき物かは、）○還上坐は、天皇淡海の蚊屋野より、倭の京になり、○其不失見置知其地は、（不上の其字は、讀べからず、）其地とは、昔彼御屍を埋たりし處を云、不失は、師の和須禮受と訓れたるに從ふべし、見置は、（置字、舊印本又一本などには眞に誤り、眞福寺本には貞に誤れり、今は延佳本又一本などに依れり、）慥に其處に目を著心を著置意なり、（今世にも常に見て置、聞て置など云も、本其意なるを今世に云は、置てふ言輕く聞ゆれども、輕き言には非ず、重き言なり、）○置目老媼は、（目字、舊印本に其に誤り、一本又一本には図に誤れり、今は眞福寺本延佳本に依れり、）上の見置に因れる名にて、置たる目と云意なり、（目を置と云意には非ず、）○仍は加久弖と訓べし、（加禮と訓べけれど、近く下に故とあると重なりて、かしがましければなり、なほ此字中卷明宮段にもありて、傳卅四の始にいへり、）○敦廣慈賜、續紀十の詔に、厚支廣支德乎蒙而、又書紀神代卷に、廣厚稱辭祈啓焉、大神宮儀式帳に、厚廣多々倍申などもあり、（又神代紀に、板則廣厚ともあり、）○所住屋は須牟夜と訓べし、（所字あるは、スメル。と訓べきが如くなれど、此はすめると云べき處に非ず、凡て今人は、此言づかひの格を得辨へず、すむと云も、すめると云も、只同じことと心得ためり、）○鐸は、奴理弖と訓べし、（弖は常に濁りて呼ども、清音

にありて、御廟野とも御骨野とも云て、御陵今現存て、内なる石構露れて見ゆ、(傍に藥師堂あり、此御陵の域内へ、牛馬を牽入ときは、其牛馬忽に死ぬと云て、里人いたく畏るとなり、さて日本紀には、此御陵二同じさまに築けるよし記されたれども、今二は無し、一なり、さて又此陵に葬奉れる前、初に埋奉し處は、こぼち塚と云て、蒲生野の内にあり、此御陵の地とは、やゝ遠し、と里人語り傳へたり、)と云り、又近きころ或人の云、(右の音羽村なるは、市邊王の御墓にはあらず、彼は息長墓なり、)今山城國愛宕郡(の北の極)に、久多谷あり、(久多越とて、近江若狹へ越る處なり、村々ありて、久多莊と云、)近江國高島郡に和田村あり、若狹國遠敷郡に蚊屋野あり此處々、山城と近江と若狹と丹波と、四國の堺にて、皆相近くして、其蚊屋野と云に塚二ありて、御子塚と云、近江の久多綿之蚊屋野とあるは此地にて、此塚ぞ市邊王の御陵なるべきと云り、何れか正しからむ、なほよく尋ねて定むべし、○然後持上其御骨也、上に作御陵葬とあれば、御屍は、蚊屋野の御陵に葬奉賜へりと聞えたるに、又如此云るは、いとも心得がたきことなり、(延佳本に、葬字を墓に改めたるは此處の文を見て、御骨をば倭へ持て上り坐れば、蚊屋野の御陵は、たゞ本より埋奉し處の表ばかりに、作賜へるものと心得ての所爲とおぼしけれども、記中御陵はたゞ御陵と書る例にて、御陵墓と書る例もなく、又御骨をば持上坐たらむには、必倭國にて、又改めて其處に葬奉ると云ことのあるべきに、其事見えず、後世までも、倭に此御墓あることは、曾て聞えざるをや、又然後とあるに依に、一度蚊屋野に葬奉給へれども、ほど經て後に又さらに持上坐て、改めて倭に葬奉賜へるにやとも思へど、然るにては殊に其倭國の

俣遠呂智段）さて此老媼、書紀には狹々城山君祖、倭帒宿禰妹とあり、（倭帒が事、下に云べし）此記の傳へは、賤老媼とあれば、たゞ賤民と聞ゆ、○參出は、天皇の行在所（淡海なるべし、）になり、○所埋は、埋處と云意なり、（此書ざまの事、傳初卷に云り、）○專は、吾を除て、外には知れる人無きよしの言なり、○亦以其御齒可知とは、吾今其處をよく知れりと申せども、信に是なりや非やの知がたく、猶疑はしく思賜ふべきを、其も亦御齒にて辨別へ知るべきなりと申すなり、（亦と云るは、是か非ぬかも亦と云意なり、）○三枝は、冠辭考さきくさの條に見ゆ、信に、さゆりのことなるべし、（福草と書るは、たゞ佐伎と云に福字を借れるのみなり、字に意なし、漢國の瑞草とするは非なり、白檮原宮の段に、山由理草とあるところに云ることをも考ふべし、（傳廿）○押齒は、和名抄に、蒼頡篇云、齵齒重生也、齵齒於曾波とあるこれなり、冠辭考（おしてるの條）に此を引て、襲重なれる齒のおはせるを云とあり、如三枝とは、彼草の三莖の相對へる狀に重なれる御齒にぞありけむ、○掘土は、彼老女が示教たる處の地を掘るなり○蚊屋野上に出、（傳四十のすゑ處々）○葬は、（延佳本に墓と作るは、私に改めたるなるべし、其由は下に云べし、）哀佐米奉弖と訓べし、中卷倭建命段に、取其櫛作御陵而治置也、○韓帒上にいづ、（傳四十のすゑ）○令守其御陵、書紀に、元年五月、狹々城山君韓帒宿禰云々、（この文も上傳四十のすゑに引り、考へあはすべし、倭帒宿禰は韓帒が兄弟等にやありけむ、さて倭帒と置目とは、同母にて、韓帒は異母にやありけむ、詳ならず、）さて此は、後に陵戸と云物なり、續紀十七詔に、大御陵守仕奉人等、云々、さて此市邊王の御陵の事、或は云、近江國蒲生郡日野の内、音羽村

御骨所埋者。專吾能知。亦以其御齒可知。御齒者。如三枝押齒坐也。爾起民。掘土。求其御骨。即獲其御骨而。於其蚊屋野之東山。作御陵葬以韓帒之子等。令守其御陵。然後持上其御骨也。故還上坐而。召其老媼。譽其不失見置知其地以。賜名號置目老媼。仍召入宮內。敦廣慈賜。故其老媼所住屋者。近作宮邊。每日必召。故鐸懸大殿戶。欲召其老媼之時。必引鳴其鐸。爾作御歌其歌曰。阿佐遲波良。袁陀爾袁須疑弖。毛毛豆多布。奴弖由良久母。淤岐米久良斯母。於是置目老媼。白僕甚耆老。欲退本國。故隨白退時。天皇見送。歌曰。意岐米母夜。阿布美能淤岐米。阿須用理波美夜麻賀久理弖。美延受加母阿良牟。

御骨は、加美婆禰と訓べし、御屍の義なり、(其由は中卷明宮段、傳卅三大山守命條に云るが如し、)この御屍は、淡海國久多綿之蚊屋野に埋しことを、穴穗宮段すゑに見えたり、(傳四十)○求は、此御屍與土等埋とありて、塚も築ざりし故に、其處の知がたかりしかばなり、さて此は天皇御親淡海に幸行て求尋賜へるなり、下文に還上坐とあるにて知べし、(書紀も同)○老媼は、(媼は、說文に、老女稱とあり、)意美那と訓べし、其由、上卷に老女とある處に云り、(傳九、八

えず、）○石木王之女難波王、書紀に、元年春正月云々、是月立皇后難波、小野王、とあり、此女王、初、難波に住居賜ひしなるべし、小野も地名なるべし、（上に引る書紀分注なる少郊を、私記にヲ。ノと訓り、是と同地ならむか、されど少郊としも書るは、いかゞあらむ、）石木王は、書紀に、雄略天皇の御子に、磐城皇子あり、（此記には無きは、漏たるなるべし、）是なるべし、（此皇子、同母弟星川皇子の亂によりて、御母吉備稚媛、又異父兄など、星川皇子と共に、燔殺され賜ひし事、清寧卷の初、に見えたり、さて難波、小野王を、書紀分注に、雄朝津間稚子宿禰天皇曾孫磐城王、孫、丘稚子王、之女也とあるは、誤なるべし、允恭天皇の御子に、磐城王と申すは、書紀にも此記にも見えざれば、雄略天皇の御子なるを、傳へ誤れるなるべし、さて難波王を、磐城王の子と云と、孫と云とは何れか正しからむ知がたし、）書紀仁賢卷に二年秋九月難波、小野皇后、恐宿不敬、自死、とありて、分注に、弘計天皇時云々、（こは心得ぬ事なり、其故は、然るまじき人の、俄に天皇になり給ひたらむにこそ、かゝる事もあるべけれ、億計天皇は、本より皇太子に坐々て、後には、その御代になるべきは、豫てよく知られたることなるにかく自死賜ふばかり恐れ賜はむには、當昔いかでかさる不敬をばし給はむ、又自死賜ふべきほどのいみしき不敬にもあらぬを、恐誅など云文もいかゞなり、たゞかばかりのいさゝかなる事に依て、此天皇いかでか皇后と坐王を、誅奉賜ふばかりのことはあらむ、

此天皇。求其父王市邊王之御骨時。在淡海國賤老媼參出白。王子

袁祁之石巢別命。坐近飛鳥宮。治天下捌歳也。天皇。娶石木王之女難波王。无子也。

此始に、眞福寺本には、裝束別王、御子、市邊、忍齒王、御子と云十三字あり、（裝束は、伊奢本の三字を誤れるなるべし。）〇石巢別と申す大御名は、此を除て外には見えず、（書紀にも見えず。）御名義未考得ず。〇此天皇、後の漢樣の御謚、顯宗天皇と申す。〇近飛鳥宮、近飛鳥遠飛鳥の事、若櫻宮段（傳卅八墨江中王條）に委く云るが如し、然るに此天皇の宮は、大和（高市郡）にてかの遠飛鳥の地なるを、近と云る所以は、彼允恭天皇の遠飛鳥宮（大和なり）と云號に對へてなるべし、（允恭天皇の宮を、遠と號るは、かの河內の近飛鳥に對へてなるを、後には河內なるも大和なるも、其國にては、各たゞ飛鳥とのみ云なれたる上にて、同じ飛鳥ながら、允恭天皇の宮の遠に對へて、此御世のをば近と云なり、彼始の近遠は、地の遠近を以て云、此御代の近は、かの遠飛鳥宮の御代の遠きに對へて云るにて、其義異なり、此を辨へずは、思惑ひぬべし。）書紀云、元年春正月己巳朔、大臣大連等奏言云々、制曰可、乃召公卿百僚於近飛鳥八釣宮、即天皇位云々、（或本云、弘計天皇之宮有二所焉、一宮於少郊、二宮於池野、又或本云、宮於甕栗、）とあり、（八釣は地名なり、此地の事、傳廿二八瓜入日子王條に云り、帝王編年記に、此宮を大和國高市郡龍田郡宮西北是也とあり、大和志に、上八釣村なりと云り。）〇捌歳、此に如此年數を擧たること、是より前には例なし、（此後には例多し、師は此二字は後人の注なりと云れつれど、然もおぼ

御坐、云々、元年春正月、大臣大連等奏言云々、制曰可云々、(白髮天皇の御世より、袁祁命の御位に即賜ふまでの間の事ども、此記と書記と、傳への趣の異なること多し、まづ此記の傳へは、意富祁命袁祁命二柱を、針間より迎へ奉り賜へるは、白髮天皇崩坐て後の事にて、飯豐王の政所聞看てありしほどなるを、書紀の傳へは、二柱王を迎へ奉り給へるは、白髮天皇の御在位のほどにて、既に兄王を皇太子に立奉り、弟王をも皇子とし奉り給へり、又飯豐王の御事も、此記にては、白髮天皇崩坐て、天津日嗣所知看すべき王坐々ざりし故に、女王ながらしばらく政きこしめせるなり、然るを書紀の趣は、白髮天皇崩坐て、皇太子意祁命御位に即給ふべきを、弟命と相讓りて、御位に即き賜はで、ほど經へける故に、此女王其間政所聞看るなり、此ら傳への趣の異なる物ぞ、)〇此白髮天皇、御年を記さず、御陵を記さず此より前には例なきことなり、(此後には記さざる例も多し)書紀に、五年春正月甲戌朔、己丑、天皇崩于宮、時年若干とあり、御年は、或書には三十九とも四十一ともあり、御陵は、書紀に五年春正月云々、冬十一月庚午朔戊寅、葬于河內坂門原陵、諸陵式に、河內坂門原陵、磐余甕栗宮御宇清寧天皇、在河內國古市郡、兆域東西二町南北二町陵戶四烟とあり、(帝王編年記に、葬河內國高安郡椎田原陵とあるは誤なるべし、)河內志に、在古市郡西浦村、稱曰白髮山陵、傍有圓丘、曰后白髮と云り、(前皇廟陵記には、或曰今平野山中觀音堂上大松樹之所生と云り、

近飛鳥宮卷

於是二柱王子等。各相讓天下意富祁命讓其弟袁祁命曰。住於針間志自牟家時。汝命不顯名者。更非臨天下之君。是既爲汝命之功。故吾雖兄。猶汝命先治天下而。堅讓。故不得辭而。袁祁命。先治天下也。

各は、師の加多美爾と訓れたるに從ふべし、○意富祁命（此には、眞福寺本にも、富字あり、）云々是なり先に、數遍互に相讓賜ひし御語どもの有けむをば、上の各相讓と云にこめて、略きて、此には其終に申賜へる御語のみを擧たるなり、○非臨の間に、爲字など脱たるか、（非は不の意に用ひたるなり、其事首卷にいへり、）○既は、全と云むが如し、書紀繼躰卷には、全をスデニと訓り、相證すべし、さて此上に如此天下治べくなれるは、と云ことを加へて心得べし、○先治、此次にも先治とあり、此先とあるに心を着べし、吾は天下治さじとにはあらず、吾も治すべけれども袁祁命先との意なり、○不得辭而は、右に云る如く、數遍讓りあひ給へる上に、かく申賜ふに依て遂に得辭終賜はざるなり、書紀顯宗卷云、白髮天皇崩、是月皇太子億計、王與天皇讓位、久而不處、由是天皇姉、飯豐靑皇女、於忍海角刺宮、臨朝秉政、云々、冬十一月飯豐靑尊崩、十二月百官大集、皇太子億計、取天皇之璽、置之天皇之坐、再拜從諸臣之位、曰、此天皇之位、有功者可以處之、著貴蒙迎、皆弟之謀也、以天下讓天皇、天皇顧讓、以弟莫敢即位、又奉白髮天皇先欲傳兄立皇太子、前後固辭曰、云々、皇太子億計曰云々、天皇於是知終不處、不逆兄意、乃聽、而不即

し、いかにもあれ加禮と云べきところなり、○亦寢、（亦字延佳本に必と作り、此も私に改めつるにやと疑はしけれど、必加那良受と云べき處にてはあるなり、）志毘臣昨夜通霄加賀比明しつれば、眠たくて、今は寢てあらむとなり、○亦其門無人とは、旦のほどは、臣連八十伴緒、みな朝廷に參赴る時なればなり、○難可謀は、波加理賀多祁牟と訓べし、（祁牟は加良牟の意なり、）○乃殺也（眞福寺本に乃字無し、其は上なる臣之家の之字を誤て、乃と作たれば、其に紛ひて、此は落たるなるべし、其はいかにまれ、此字は讀べからず、）は、登理賜伎と訓べし、殺すを登流と云こと、上に云り、（傳廿三日子坐王條）○書紀武烈卷云、億計天皇崩、大臣平群眞鳥臣、專擅國政、欲王日本、陽爲太子營宮、了即自居、觸事驕慢、都無臣節、於是太子思欲聘物部麁鹿火大連女影媛、遣媒人向影媛宅、期會、影媛會奸眞鳥大臣男鮪、（鮪此云茲寐）恐違太子所期、報曰、妾望奉待海石榴市巷、由是太子欲往期處、遣近侍舍人就平群大臣宅、奉太子命、求索官馬、大臣戲言陽進、曰官馬爲誰飼養、隨命而已、久之不進、太子懷恨、忍發顏、果之所期、立歌場衆、執影媛袖、躑躅從容、俄而鮪臣來、排太子與影媛間立、由是太子放影媛袖、移廻向前立、直當鮪歌曰、之哀世能云々、鮪答歌曰、飫瀰能古能耶陛能哿羅哿枳云々、太子歌曰、飫哀陀攞嗚云々、鮪臣答歌曰、飫哀枳瀰能耶陛能云々、太子歌曰、於彌能姑能耶賦能云々、太子贈影媛歌曰、擧騰我瀰儞云々、鮪臣爲影媛答歌曰、於哀枳瀰能云云、太子甫知鮪曾得影媛、悉覺父子無敬之狀、赫然大怒、此夜速向大伴金村連宅、會兵計策、大伴連將數千兵、徼之路、戮鮪臣於乃樂山、（一本云鮪宿影媛舍、即夜被戮、）是時影媛云々、

本には闕と作り、今は一本又一本等に依れり、（此は開字も夜の明るに由あれば、其に依て、ア。ケ。ボ。ノ。若はア。カ。ト。キ。など訓べきにやとも思へども、なほ開明とは書べくもおぼえず、闕字宜しかるべくぞおぼゆる、其故は、加賀比は、男女哥をよみかはし、互に挑み競ふ意あれば、闘とも云べし、闕と作るも、闘を誤れるなるべし、開字とは形遠し、さて加賀比は、萬葉に、加賀布と用言にも云れば、闘を即用言に、加賀比と訓べきなり、）互に哥を詠交し、挑爭ひて、夜を明せるなり、○各退は、阿良氣麻志奴と訓べし、阿良久とは、會有者の、各別れて、罷散るを云、書紀神代卷（黄泉段）に、云々、乃散去矣、齊明卷に、誘聚散卒などあり、（上の疎く放るを荒と云と、本一意なり、又俗言に、物の間を濶くするを、阿良久と云も、意同じ、）○明旦之時は、都登米弖と訓べし、其よしは、穴穗宮段に、明旦とあるところ（傳四十）にいへり、翌朝のことなり、○意富祁命、富字有無の事、上にいへり、（傳四十のをはり）○二柱、此二字、諸本に分注にしたるは誤なり、今は延佳本に大書なるに依れり、○朝廷、廷字、眞福寺本又一本には、庭と作り、（記中朝廷の廷字、彼寺本は、皆庭とあり、萬葉などにも、然書る處あり、古へは然も書るなるべし、）○志毘門、門は家を云、皇大宮をも朝廷（御門の意なり）と申す如く、臣の家をも、内々ならず、外さまの事に就ては、門と云るなり、又詔詞などに、家統の事をも、氏門家門、又たゞ門とも云り、（今世の言にも、家統の事を、門と云つねのことぞ、）さて此の御言は、志毘、臣が、威權の甚しき由なり、其狀書紀に見えたり、○亦今者、亦字は誤なるべし、（眞福寺本又一本には亙とあり、其も誤なり、又延佳本には此字無きは、例のさかしらに除きたるにこそ、）師は介なるべしと云れき、然もあるべ

きよしあらめやは、又師は、志毘臣を殺して、嬢子をば吾得むほどに、鮪は嬢子を戀しく思はむとなり、と云れたるも、聞えぬことなり、何れの説も、海人よ、しがあればと云語に、さらに叶はず、皆是鮪衝を、志毘臣を殺す譬とのみ心得られたるからの誤なり、）さて志毘都久志毘、と再詔ひ結めたるは、古哥の格にて、此嬢子の、志毘臣に從ひ依れることを、返す／＼恨めしく慨く所思せる御心見えたり、（此志毘都久も、海人の、鮪魚のあたりへ慕依るよしなり、下の志毘は、又志毘都久と重ねて云べきを、都久を畧ける詞なり、契冲が、終に哀字落たるか、鮪衝、鮪をなるべし、と云る、哀字落たるには非れども、意は其意とせむもあしからず、）さて書紀に、太子贈影媛歌曰、擧騰我彌儞、枳謂屢箇皚比謎、拖摩儺羅麼、婀我哀屢拖摩能、婀波寐之羅陀魔、（琴頭に來居る影媛玉ならば、吾欲玉の鰒白玉なり、來居までは、影の序なり、）とあるは、即此御哥（おふをるし云々）なるが、傳の異なるなり、（御詞は皆異なれども嬢子を思給へる狀は同じ、）次に鮪臣爲影媛答歌曰、於裒枳彌能、彌於寐能之都波拖、夢須寐陀黎、陀黎耶始比登謀、阿避於謀波儺倶儞、（王の御帶の倭文服結垂、誰やし人も相思はなくになり、上句は、誰の序のみにて、哥の意は、吾は鮪臣をおきて、外には誰人をも思はずと云るなり、）とあり（此記の傳には、此答哥は無きなり、又有しが脫たるにもあるべし、）此哥は、志毘臣己が思ふ隨によみつらめども、嬢子の心も信に如此ぞありけむ、其は此次の、是時影媛云々の文、又二首の哥（いすのかみ云々、あをによし云々）にて知られたり、○如此歌而は、上件の王及志毘臣の歌どもを併せて云なり、

○鬪明は、加賀比阿加斯弖（加賀比、用言）と訓べし、鬪字、舊印本延佳本には開と作き、眞福寺

て、心を云り、萬葉十四（二十五丁）に、宇良毛等奈久毛と云るも、心もとなきなり、又戀しを、古哥には、胡本斯と云る多し、書紀齊明卷、皇太子御哥に、枳瀰我梅能、姑褒之枳舸羅儞、萬葉五（十七丁）に、毛々等利能、己惠能古保志枳、（又二十五丁）伊加婆加利、故保斯苦阿利家武、十七（三十七丁）に、曾己乎之母、宇良胡非之美登、又（四十四丁）宇良故非之、和賀勢能伎美波などあり、又此祁牟は、加良牟の意なり、○志毘都久志毘は、鮪衝鮪なり、さて此御哥、第二句は、鮪魚を捕むとする海人は、其鮪魚のあたりに、心を掛て慕ひ依るものなれば、其を此孃子の、志毘臣に慕ひ依るに譬へ賜ひ、（されば衝と云には意なし、たゞ鮪を捕る海人のさまを以て譬給へるのみなり、然るを契冲も師も、此御句を、海人の鮪を衝如く、志毘臣を殺さばと解れたるは、此衝と云言に泥みて、心得誤られたるものなり、此譬の意、よくせずは紛ひぬべし、一首の意をよく得て、さとるべきなり、）斯賀阿禮婆云云は、譬を離れて、直に詔へるにて、（斯賀とは海人に譬へたる物を指て、其がと云言にて、即孃子の事にはあれども、孃子に向ひて、汝がと云とは異なり、さては斯賀と云る他の例にたがへり、）其海人の、鮪魚のあたりに慕ひ依る如く、汝（孃子）が志毘臣に従ひ依て、吾に疎く放りなば、吾汝を戀しく思はむとなり、（然るを契冲も師も、阿禮婆を、在者とせられたるは、聞えぬことなり、さては此御句いたづらにあまりて、何の意ともなし、且在者ならば、阿良婆と云では、下の祁牟に叶はず、又うらこほしけむを、契冲、汝を誅せば、今こそ君臣の禮を亂りて惡けれども、戀しく思ひ出ることもあらむぞとなるべし、と云るも非なり、さては斯賀阿禮婆よりのつゞきは、いかに心得べきぞ、又志毘臣を戀しく思出賜ふべ

も、なほ慥には決め難き事ども、あるを、なほよく考ふべきことなり、○爾王子亦歌曰、こは志毘臣と贈答し賜へるには非ず、別に孃子に贈り賜へる御哥なり、○意布袁余志は、大魚よにて、鮪の枕詞にて、冠辭考に見ゆ、(但し布字を本の誤りとして改められたるはわろし、契冲も云る如く、保宇を切めて布とはなれるなり、中卷白檮原宮段大御哥に、大石を意悲志とよみ賜へる類なり、彼も保伊の切りて悲となれる、此も同じ、又意富を通はして、意布と詔へるにもあるべし、凡河内の凡は、和名抄丹後の鄕名の凡海を、於布之安萬とあれば、意布志なるに、又書紀などに、大河内とも書れ、續紀四十に、凡と大押と通へることとも見え又書紀雄畧卷なる、紀大磐宿禰を、顯宗卷には、生磐宿禰とあり、これら意富と意布と通へる例なり、○此段の孃子の名を、大魚とあるは、此の枕詞の意布袁を、彼孃子の名をよみ賜へるものと心得誤りて、云傳へたるには非じか、女名に、大魚は似つかはしからず聞ゆればなり、こは試に驚すなり、)○斯毘都久阿麻余は、鮪を銜海人よなり、鮪をば其喉を窺ひて銜て捕ると云り、萬葉十九(二十九丁)に、鮪衝等、海人之燭有、伊射里火之、(又六に、鮪釣ともよめり、)余は呼出す辭なり、(但し此は、其者に向て、直に呼意には非ず、只大方に其名を呼出すなり、海人に向て、呼辭としては、次なる斯賀と云言にかなはず、)○斯賀阿禮婆は、其之荒者なり、斯賀の事、上に云り、(傳卅六石之日賣大后條)荒とは、(此は常に云荒ぶる事にはあらず、)疎く放るを云り、萬葉二(二十九丁)に、住鳥毛荒備勿行、十一(四十六丁)に、不肯緣、荒振妹爾、戀乍曾居、などなほ多し、疎く離りて依來ぬことなり、○宇良胡本斯祁牟は、心裏戀しからむなり、宇良は、うら悲し、うら不樂しなどの宇良に

本に氣と書るは、次なる夜氣の氣より紛ひて、誤れるなり、今は眞福寺に依れり、）將ㇾ截柴垣なり、（契沖、編る繩のきれむなりと云るはわろし、繩には非ず、垣の斷截れむなり、）○夜氣牟志婆加岐は、將ㇾ燒柴垣なり、一首の意は、王の宮の垣をば、いかに堅く結周らし給ふとも、吾截らば截ぬべし、燒ば燒ぬべければ何の堅きことかあらむ、と怒れるまゝに、詠るなり、（契沖、此哥の事を、又謀反して、大宮をも打破り、燒亡さむと思ふ心をあらはせるかと云る、其意を以て詠るには非ず、然れども本より朝廷を恐れず、輕しめ侮りて無きになし奉れる心は、此哥ともに顯はれて、いちじるし、）さて譬へたる意は、上の王の御哥（吾ㇾ心寛にて今こそ其孃子をしばし汝に縱しかけ後遂には吾心を果して得てむとすと云意こもれる故に、其）を恣りて、王假令後に此孃子を得て、如何に堅く守防ぎて領じ給ふとも、吾さて縱しおかめや、易く取返してむものをと云なるべし、さて此哥、書紀には、かの鮪臣が、王之八重之隱垣云々の哥の次に、太子歌曰、於彌能姑能、耶賦能之魔柯枳、始陀騰余彌、那爲我與蘿據魔、耶黎夢之魔柯枳、（一本以耶賦能之魔柯枳、易耶陛哿羅哿枳、）とあり、（第三句以下、下響動地震が震來ば破む柴垣なり、此哥詞異なる處々あれど、此記の美古能志婆加岐云々と同哥なり、）傳への異なるなり、但し此記の傳へも、上にかの志毘臣が耶陛能矩彌哿枳云々の哥の脱たるならば此哥は王の御哥なるべし、（何れか正しからむ、今決めがたし、）抑上件哥垣に贈答し賜へる哥ども、此記書紀共に、傳の紛の誤ありと見えて、或は作者易り、或は次第亂れ、或は脱たるかと所思きなど、穩ならざることどもの互にあるを、今よく考正さむとして、つら〱思ひめぐらして、心の及べる限りは云へれど

みもみこも同じことなるを、重ねて云るなり、天皇の御子と云意には非ず。）王の柴垣にて、王
の宮の御垣なり、上の王の御哥に、志毘が家の垣を詠給へる故に、又如此報へたるなり、○夜布
士麻理は、八節結なり、夜布は、契冲十府の菅薦など云が如し、と云るが如し、（但し府字を書る
は、心得ず、とふの菅薦は、陸奥のとふの菅薦七ふには、君を寝させて三ふに吾寝む、と云る哥こ
れなり。）垣に云るは、八段に結たるなり（薦の十ふも同じ。）但夜は例の彌の意にもあるべ
し、貞觀儀式大嘗祭條に、次鎭稻實殿地云々、其院方十六丈、以柴爲垣、（高四尺、以樹結之、四節。）
とあり、此四節にて、布は節なることを知べし、萬葉十四（二十八丁）に、麻乎其母能、布能未知
可久豆、（眞小薦の節而已近くてなり、編る節の間の近きをいへり。）などもあり、士麻理は
（夜布に連ける故に、士を濁る。）結堅めたることなり、結を志麻流と云る例は、續紀四の詔に、彌
務爾彌結爾、廿六の詔に、益須益須勤結理、奉寺止之天奈毛、類聚國史弘仁十四年十一月詔に、日
夜忘事無久、務米志麻理、伊佐乎志久奉仕流爾依豆、（此志麻理に效ひて、續紀の結字と、然訓べ
きこと著明し。）などなり、今世にも云言なり、（但し今の俗言に志麻流と云は、堅まることに
て、堅むるをば志米流と云を、古言の志麻流は、堅むるを云て俗言の志米流に當れり、然るを契
冲が、夜布士麻理を、垣の結目のしまるなりと云るは違あり、結目をしむるなりとこそ云べけ
れ、縛と本同言なり、（萬葉十二に、玉勝間嶋熊山と續けたるも、籠を結堅むる由なり。）○斯麻
理母登本斯は、結令廻なり、母登本斯上に出、（傳卅一品陀和氣太子條）垣を結周らし堅めた
るを云、さて此下に多理登母と云ことを添て心得べし、○岐禮牟志婆加岐は、（下の岐字を、諸

御答なり、(許々呂袁由良美の御哥を、志毘が哥とせるも、か丶る紛れ故にやあらむ、) さて書紀に、右の哥の次に、太子歌曰、飫裒陀撥嗚、多黎播枳多撥弖、農哿儒登慕、須衞婆陀志弖謀、阿波夢登茹於謀賦、(大横刀を、垂佩立て、不抜ともとは、孃子に御心を掛ながら、しばし得逢給はざる譬なり、契冲第三御句を、鮪が影媛の邊を避ずとも、と解たるは非なり、農はヌの假字なり、) と云歌あるは、此許々呂袁由良美の御歌の傳の、異なるなり、(其に取て、おほたちを云々は前後の歌に縁なければ、此記の、こ丶ろをゆらみの方正しかるべし、) 詞は皆異なれども、意は通へばなり、さて次に鮪臣答歌曰、飫裒枳瀰能耶陛能矩瀰哿枳、哿々梅騰謀、儺嗚阿摩之弭儞、哿々農俱彌柯枳、王の八重の組垣雖將造、汝よ海鮪に不造組垣なり、汝王よ、八重の組垣を造堅めたる如く、此孃子を堅く深く領せむとおぼすべけれど、其孃子は、既に此海鮪が領じたる故に、得領じ給はぬこそいとほしけれと嘲りたるなり、契冲が、此矩瀰哿枳を、私の家の垣をば韓垣と云て、朝家の垣をば組垣と云は、顚倒して、君臣の道地を易たりと云るは、漢意なり、さる意あることなし、) と云垣あり、此記にも此歌も有しが、脱たるにや、(若然らば、許々呂袁由良美の御歌の答なり、飫裒陀撥嗚の答には、縁もなく、意も疎し、) ○爾志毘臣愈怨云々は、大匠云々と詠て、己が歌 (大宮の彼つ鰭手云々) を云滅賜へるだに慨きに、又如此 (大君は心を寬み云々) 詠賜へるを以て、愈怨るなり、(然るを本の如く、斯本勢能云々の御歌此上に在ては、愈怨と云理聞えがたし、) 又若右に引る書紀の歌ども、此にも有しが脱たるならば、此言は、右の耶陛能矩瀰哿枳、云々の歌の上にあるべし、○意富岐美能、上に同じ、○美古能志婆加岐は、(おほき

コと訓る、是なり。）書紀雄略卷哥に、飫瀰能古簸、天智卷童謠に、於美能古能、野陛能比母騰俱、比騰陛陀爾、伊麻拕藤柯禰波、美古能比母騰矩、これも王に對へて云り、さて此は、志毘臣を指て詔ふなり、○夜幣能斯婆加岐は、八重之柴垣なり、（常には加を濁れども、古書に皆清音字をのみ書り。）柴垣と云ば、賤き垣のごと聞ゆれども、然らず、皇大宮の號にも、彼此見えて、賛たる名とおぼしきなり、（この事多治比の柴垣宮のところ、傳卅八にいへり。）此も堅固き由なり、○伊理多々受阿理は、不入立有なり、さて此御哥は、上の志毘臣が哥に、王の宮の事を詠るに因て、又志毘臣が家の垣を以て、報へ賜へるにて、吾今入立むと思はゞ、汝たとひ八重の柴垣を結堅めて防ぐとも、易く破りて入立べけれども、吾心寛やかなれば、しばらく宥めて、入立ずてあるぞと詔ふなり、（契冲も師も、本のまゝに是を志毘が哥として、其意を以て解れたるはたがへり、志毘が哥としては、伊理多く受阿理と云詞、おだやかならず、此詞の勢、必王の詠たまへるさまなり。）さて譬賜へる意は、彼孃子を、吾今速く得むと思はゞ、汝いかに妨ぐとも、其に障るべきならねども、暫のどめて、汝に縱しおくぞとなり、○書紀には、上の意富美夜能云々、意富多久美云々の哥は無くて、斯本勢能云々の御歌の次に、鮪答歌曰、飫瀰能古能、耶陛能賀羅賀枳、瑜屢世登耶瀰古（おみのこは、志毘自云り、やへの韓垣は己が家の垣の堅き由にて、かの孃子を堅く己が領じたる由に誇れるなり、さて然己が堅く領じたる孃子を王の、吾に縱せとのことにや、其は思ひもよらず、叶はぬことゝよめるなり。）と云歌あり、此記にも、意富多久美云々の御哥の次に、此、志毘臣が歌の有しが、傳への間に脫たるにや、若然らば、許々呂袁由良美の御哥は、其

家良我波奈乃、伊呂爾亙米也母、此由多爾思と同意なり、さて由多と由良と通へるは、同七（三十四丁）に、湯谷絶谷、浮萍、十一（三丁）に、大舟之、由多爾將有、など云ると、大舟乃由久良久良爾と云ると通ひ、（由久良と由良と通へり）又十四（七丁）に阿之我利能、刀比能可布知爾、伊豆流湯能、余爾母多欲良爾、云々、又（十丁）筑波禰乃、伊波毛等杼呂爾、於都流美豆、代爾毛多由良爾、和我於毛波奈久爾、此多欲良、多由良は、（湯又水の）多くて、寛大なる意のつゞけにて、由多と通ひ、上に多と云るも、右に引る絶谷と（多由多、多由良）同きを思ふべし、かくて右の多由良爾和我於毛波奈久爾は、十四卷なる、由多爾於毛敝良婆と同意にて、此の由良美と、意も同じ、（ゆるぶ、ゆるやか、俗言のゆつたり、ゆつたり、ゆるりと、又ゆだれなど、皆本一言なり、）さて、美は風を痛み、夜を寒みなど云美にて、心の寛なるに依てと云意なり、（又思ふに、此哀と云美と云る辭は、常に風を痛みなど云類には非じか、其故は、風を痛みなどの類は、皆他のうへを云言なるに、此は王の御自の御心を詔へるなれば、彼例とは違へるが如くなればなり、されば此由良美は、故に御心を寛に爲賜ふにて、おのづから寛なるには非るか、然らば由良米とあるべきを、美とあるは、おのづから寛なる如く聞ゆれども、故に爲すを云言にも、美牟と活く例、埋む埋み、圍む圍み、刻む刻み、積む積みなど、なほ多かり、然れば寛にすることを、古言には、由良牟、由良美とも云しなるべし、如此も思へども、なほいかゞあらむ、其は御心のもとよりおのづから寛なると、ことさらに寛にし賜ふとの差のみこそあれ、何れにても寛の意は異なることなし、）○淤等能古能は、臣之子之にて、たゞ臣と云ことなり、（書紀に、ところ〳〵に、臣をオ。ム。ノ。

は、拙劣みこそなり、續紀卅詔に、先乃人波、謀乎遲奈之、我方能久都與久謀天、必得天牟止念天、佛足石哥に、乎遲奈伎夜、和禮爾於止禮留、比止乎於保美、書紀雄略卷に、舍人性懦弱、緣樹失色また怯、欽明卷に、微弱、竹取物語に、おじなき事する船人にもあるかな、などあり、拙愚なる意、弱き意などを兼たる言なり、美は、風疾み露繁みなど云美なり、○須美加多夫祁禮は、（加字、諸本に賀と作り、今は眞福寺本に依れり、上なるも加字なればなり、）隅傾有なり、惣ての意は、然隅の傾けるは、宮を造れる大匠の拙愚き故にこそあれ、と詔ふなり、（契沖、疊の木にも石にもあらねば、弱き如く、心の懦弱なる者と下し給ふなりといひ、をとつはたでの隅の傾けるには非ず、大疊の隅こそ傾けとなりと云るは、いみじき強説なり、弱き譬へに、疊を云むこと、あるべくもあらぬうへに、疊の隅の傾くと云こと、あるべきものかは、）さて此御哥は、志毘臣が哥の末を續給へるにて、表はたゞ本句の隅の傾ける所以を自解釋たるさまにて、裏に其隅の傾けるは、大匠の拙き故にこそあれ、吾に於て何事かあらむと云意をこめて、志毘臣が哥を、言滅たまふなり、○爾志毘臣亦歌曰は、又傳への誤りにて、是も袁祁命の御哥とこそ聞ゆれ、然るは上の意富多久美云々は、たゞ志毘臣が哥の末を續賜へるのみなる故に、又別に詠て、御情を述賜へるなり、故此は、志毘臣三字を除さて心得べし、○意富岐美能は、王之なり、袁祁命御自詔ふなり、御自意富岐美と詔へる例、上なる輕太子の御哥のところに云るがごとし、（傳卅九）○許々呂袁由良美は、心を寛みなり、由良は由多と通ひて、こゝの意は、迫く心いられしたまはず、長けく緩やかにおぼすよしにて、萬葉十四（二十六丁）に、安齊可我多、志保悲乃由多爾、於毛敝良婆、宇

云ることなし、此事上に委く云るが如し〕○袁登都波多傳は、彼つ鰭手なり、鰭手とは、屋端を云なるべしと師の云れたる、然もあるべし、然らば、左右の脇へ張出したる檐などを云るなるべし、又は左右の脇に附たる小舍、或は廊などを云るにもあるべし、彼とは、たゞ打見やりたるさまに、輕く云る言にて、(必しも此方に對へて彼方と云には非ず、たゞ俗言に、阿乃と云が如し〕大祓詞に、彼方乃繁木本乎とある彼方の類にて、如此云例多し、(其例はかの大祓詞後釋に、引出たるがごとし、さて、契沖、此句を、弟津旗手歟と云て、袁祁王は、弟にましませば、かくはよそへてよめるなるべし、と云るは非なり、袁と意と、假字の異なるをも思はざるは、いかにぞや〕○須美加多夫祁理は、隅傾有なり、書紀欽明卷に、人名に傾子と云ありて、此云㆓舸拕部古㆒とあり、さて此哥は、王の御哥に、鮪が鰭手とよみ給へるに因て、又王の宮の鰭手を以て報へたるにて、(是にても、斯本勢能の御哥は、此上にあるべきこと、いよゝ明らけし〕王の、彼嬢子を得手携へ賜はず、獨のみ立て、傍さびしく、御形勢無きよしを、其宮の鰭手の隅の傾降りて、見苦しく窄れるに譬へて、侮り嘲奉り、且己が其嬢子を得たる狀を誇りたるなり、(契沖、旗の頭の風に吹るゝ時、傾くにことよせて云々、と云るは非なり、旗の頭を隅と云ことやはあるべき、又師は、此女の心、吾方へかたぶきたりと云なりといはれたれど、其もわろし〕○乞㆓其歌末㆒は、中卷倭建命の段に、續㆓御歌㆒とあるところにいへり、考合すべし、(傳廿七〕○意富多久美は、大匠なり、書紀舒明卷に、造㆓作大宮及大寺㆒云々、以㆓書直縣㆒爲㆓大匠㆒とあり、匠の中の長なる者を云なるべし、(契沖久字を又に誤れる本に依て、大疊なるべしとて、其事を云るは非なり〕○袁遲那美許曾

志毘賀波多傳爾は、鮪之鰭手になり、和名抄に、鮪和名之比鰭和名波太、俗云比禮と見ゆ、(波多傳を、契沖が又旗手歟と云、又旗手を鰭によそへて詔ふ歟など云る、皆わろし、たゞ鮪魚の鰭の意のみなり、)○都麻多弖理美由は、妻立有所見なり、契沖云、多弖流美由とあるべきを、如此あるは古風なり、萬葉にも、恐海爾船出爲利所見とも、安麻能伊射里波、等毛之安敝里見由、ともよめり、と云り、さて此御哥は、志毘臣を、其名に因て、魚の鮪に譬へ賜へるにて、(上三句は、たゞ其魚に就たるのみの御詞なり、)第四句は、志毘臣が傍を、彼魚の鰭に譬へ賜ひ、結句は、彼孃子の、志毘臣に携ひて其傍に立るよしなり、されば此御哥は、上文の、志毘臣立歌垣云々の狀を見賜ひて、詠給へるなれば、必此處にあるべきこと決し、(然るを此御哥、本の如く下に在ては、其上なる哥を受たる意も言もなくて、續きの趣穩ならず、又其次に、志毘臣愈怒哥曰、とあるも穩ならず、此御哥のさまは、さしも怒るべきことなし、師は、魚にたとへたるを怒れるかと云れつれども、もとより志毘と云名を負る人を、志毘と云むに、何の怒るべきことかあらむ、又其怒てよめる哥も、此御哥を受たることゝなければ、次への續きも穩ならざるをや、さて又契沖、あそびくるしびがはたでにとあるを、志毘臣が禮義もなく、儀勢をなして振舞ふを、鮪のひれをひろげて誇るに譬へさせ給へるかと云、又つまたてりみゆを、鮪が袖をひろげて立る陰に、影媛が隱れて立るが見ゆるとよませ賜へるか、又足をつま立て見ゆるか、など云る、皆いとわろし、)さて於是志毘臣歌曰と云詞は、此次にあるべきなり、○意富美夜能は、大宮之なり、こは袁祁命の御うへを譬へたるにて、其大殿を云故に、宮と云るなり、(宮とは、王に限りて云ことにて、臣の家には

某に立と云類多し、○袁祁命云々、書紀にては、武烈天皇の皇太子に坐しほどの事なり、○將婚は、賣佐牟登須流と訓べし、其事書紀に見えて、下に引るが如し、○美人は袁登賣と訓べし、次に孃子と書ると、たゞ同じことなり、○菟田首等、(菟字、眞福寺本には菟と作、一本又一本などには、苑と作り、)此姓、此を除て他には見えず、大和の宇陀より出たる氏にやあらむ、(但、記中、宇陀、水取、宇陀、酒部なども、凡て皆宇陀とのみ書るに、菟田の字は疑はし、)等は氏と云むが如し、此父名は傳はらざる故に、等と云るなり、○大魚、此名の事論あり、下に云べし、さて此孃子、書紀にては、物部麁鹿火大連女影媛なり、○志毘臣歌曰、云々、此は傳の間に、歌の次第の亂れたるにて、書紀に、太子の、之哀世能云々の御哥を、先此に擧られたるぞ正しかりける、其故は、此處は志毘臣が、彼孃子の手を取て、傍立るを見賜へる所なれば、先袁祁命よりこそ詠かけ賜ふべき物なれ、志毘臣先詠むも、又此哥(おほみやの云々)も、上文のさまに叶はず、故今は下なる斯本勢能云々の御哥を此處に移して、先其御哥より解べし、又其に就て、此の文も、爾袁祁命亦立歌垣而歌曰、とあるべきなり、○斯本勢能は、潮瀬之なり、凡て海には、潮の筋ありて、通れるものなる、其を潮瀬と云、書紀に、此御句を、一本易彌儺斗、とあり、○那袁理袁美禮婆は、波折を見者なり、波折とは、波の高く立處を云、萬葉七(十五丁)に、今日毛可母奥津玉藻者白波之、八重折之於丹亂而將有、廿(二十五丁)に、海原見禮婆、之良奈美乃、夜幣乎流我宇倍爾、安麻乎夫禰波良良爾宇伎弖、などある、八重折とは、浪の重起が、撓折る形なるを云り、波折と云も是なり、(此那袁理を、人皆許と袁と同韻通ひて、餘波と心得たるは、誤なり、)○阿蘇毘久流は、遊來るなり、○

えされども、古より書ならへる字なるべし、嬥歌は、往來、貌とも注し、蠻人歌也などは云れども、加賀比に用有べき由は見えず、さて又今世の言に、加氣阿比といひ、又人と物を互に云あらそふを、加良加布と云なども、加賀比よりうつれる言にやあらむ、）されば哥賀伎とは、互に哥をよみて、加具禮交すよしの名なるべし、さて上に引る風土記萬葉などに依に、哥垣は、田舍にては山上にてもしたりと見ゆるを、倭などにては、市にて爲しにこそ、此時のも、書紀に依に、海石榴市なり、（萬葉十二に、海石榴市之八十衢爾立平之、結紐乎解卷惜毛、これも哥垣の處にて契しことゝ聞ゆ、）さて續紀十一に、天平六年二月癸巳朔、天皇御朱雀門覽歌垣、男女二百四十餘人、五品以上有風流者皆交雜、其中云々等爲頭、以本末唱和、爲難波曲、倭部曲、淺茅原曲、廣瀬曲、八裳刺曲之音、令都中士女縱觀、極歡而罷、賜奉歌垣男女等祿有差、また三十に、寶龜元年三月庚申、車駕行幸由義宮、云々、辛卯、葛井船津文武生藏六氏、男女二百三十人、供奉歌垣、其服並著青摺細布衣、垂紅長紐、男女相並、分行徐進、歌曰、乎止賣良爾乎止古多智蘇比布美奈良須、爾詩乃美夜古波與呂豆與乃美夜、其歌垣歌曰、布智毛世毛伎與久佐夜氣志波可多我波、知止世乎萬知天須賣流可波可母、毎歌曲折、擧袂爲節、其餘四首、並是古詩、不復煩載、時詔五位已上內舍人、及女孺、亦列其歌垣中、歌數闋訖、河內大夫從四位上藤原朝臣雄田麻呂已下奏和儛、賜六氏歌垣人、商布二千段、綿五百屯、（西京は、河內の弓削にて、即由義宮とある是なり、博多川も、其あたりにあり、此時行幸ありて彼宮に留坐々ほどなり、）此續紀の頃のは、實の哥垣には非ず、古の哥垣の狀ばかりを、まねびて爲し、一種の風流藝にぞありけむ、○立とは、其處に往て、其事に預かるを云、

歌垣山、昔者男女集登此山、常爲歌垣、因以爲名、常陸國風土記に、香島郡童子女松原、古有年少僮子、（俗云加味乃乎止古、加味乃乎止賣、）男稱那賀寒田之郎子、女曰海上安是之孃子、並貌容端正、光透鄕里、相聞名聲、同存望念、自愛心滅、經月累日、嬥歌之會、（俗云宇太我岐、又云加我毘也、）邂逅相遇、于時郎子歌曰、云々、孃子報歌曰云々とあり、是に見えたる如く、哥垣は、加賀比と全同事なり、萬葉九（二十三丁）に、登筑波嶺爲嬥哥會日作哥、鷲住、筑波乃山之、裳羽服津乃、其津上爾、率而未通女壯士之、往集、加賀布嬥歌爾、他妻爾、吾毛交牟、吾妻爾、他毛言問、此山乎、牛掃神之、從來、不禁行事叙、今日耳者、目串毛勿見、事毛咎莫、嬥歌者、東俗語、曰賀我比と見ゆ、（六卷に、櫂合之聲所聆とある櫂合を、カヾヒと訓るは非なり、合字は衍にてかぢのとなり、と師の云れたるが如し、）哥垣の狀態、正しく此長哥の如し、さて哥垣と云名の意は、（垣は借字なり、書紀に哥場と、書れたるも名の義には當らず、場とは、常に、哥垣と書ならへる垣字に依て、書れたるなるべけれど、此名は其事を云る名にこそあれ、其處を云名には非れば、場とは云べきに非ず、）哥加賀比にて賀比を切めて伎とは云なり、（さては清濁たがへれども、哥より連く故に古の音便にて、上の加を濁り、加を濁るから、伎を清なり、此例、上卷豐久士比泥別の處に云るが如し、）さて加賀比と云は、右の長哥に、加賀布とある如く、本用言なるを、躰言になしたる名なり、其名は又加具禮交の切まりたるなるべし、萬葉九（三十四丁）勝鹿、眞間娘子を詠る長哥に、夏虫之、入火之如、水門入爾、船己具如久、歸香具禮、人乃言時、云々、（加具禮と云言、此外には見えざれども、妻をよばふ事を、然云る古言のありしなるべし、）是なり、（嬥歌の字は、よく當れりとも、見

命二柱議云。凡朝廷人等者。旦參赴於朝廷。晝集於志毘門。亦今者志毘亦寢。亦其門無人。故非今者。難可謀。即興軍。圍志毘臣之家。乃殺也。

將治天下之間、此言は、二柱王に係れり、故御名を擧ざるなり、（此時未二柱の內、何れ御位に即賜ふべしとも定まらざるほどなれば、御名は擧がたし、又御位に即賜ふべきは、必一柱なれば、此王等とも、二柱王とも擧べきに非ればなり、）さて此言に二の義あるべし、一には、志毘臣を殺し給へる事に係りて、哥垣の事も、其志毘臣が威權つよくして、天下を治看むとする此王等をも、畏奉らず、無禮く爭奉れる由にて云るなり、今一には、たゞ時を擧たるのみにて、此間に、次なる事どものありし由なり、○平群臣、上に見ゆ、（傳廿二建內宿禰子條）○志毘臣は、眞鳥大臣の男なり、此臣の此時の凡ての有狀、書紀に見えて、下に引るが如し、さて凡て此件の事ども、書紀には、武烈卷の初に出て、仁賢天皇崩坐て、彼天皇（武烈）の、皇太子に坐て、天下所知看むとするほどの事なり、此記の傳と異なり、（此二の傳、何れか正しからむ、今定めがたし、但大伴金村連、平定賊訖、反政太子、請上尊號曰云々、この請たる語のおもむきは、此意富祁命、袁祁命にてこそ、よく當りて聞ゆれ、彼武烈天皇は、もとより皇太子に坐て、仁賢天皇のたゞ一柱の御子に坐せば、御位に即賜るべきは、論なき事なるを、何の由にてかは煩はしく請奉ることのあらむ、○歌垣は、書紀に、歌場此云宇多我岐とあり、攝津の國風土記に、雄伴郡波比具利岡、此岡西有

(以王青蓋車は、例の漢文の潤色なり、皇朝には、古へも今も、さる制の御車あることなし、其外も、上件の文の中には、うるさき漢文のかざり、いと多し、）上件の事を、清寧天皇の、御位に坐間の事とせられたるは、此記と甚く異なる傳なり、）

故將治天下之間。平群臣之祖。名志毘臣。立于歌垣。取其袁祁命將婚之美人手。其孃子者。菟田首等之女。名大魚也。爾袁祁命亦立歌垣。於是志毘臣歌曰。意富美夜能。袁登都波多傳。須美加多夫祁理。如此歌而。乞其歌末之時。袁祁命歌曰。意富多久美。袁遲那美許曾。須美加多夫祁禮。爾志毘臣亦歌曰。意富岐美能。許許呂袁由良美。淤美能古能。夜幣能斯婆加岐。伊理多多受阿理。於是王子亦歌曰。斯本勢能。那袁理袁美禮婆。阿蘇毘久流。志毘賀波多傳爾。都麻多豆理美由。爾志比臣愈忿歌曰。意富岐美能。美古能志婆加岐。夜布士麻理。斯麻理母登本斯。岐禮牟志婆加岐。夜氣牟志婆加岐。爾王子亦歌曰。意布袁余志。斯毘都久阿麻余。斯賀阿禮婆。宇良胡本斯祁牟。志毘都久志毘。如此歌而。鬪明。各退。明旦之時。意富祁命袁祁

山氏毀墓建八幡神祠と云り、○宮は、角刺宮を指て云なるべし、○令上は、二柱王をなり、○書紀云、二年冬十一月、依大嘗供奉之料、遣於播磨國司、山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡縮見屯倉首忍海部造細目新室、見市邊押磐皇子子、億計弘計、畏敬兼抱、思奉爲君、奉養甚謹、以私供給、便起柴宮、權奉安置、乘驛馳奏、天皇愕然驚歎、良以愴懷曰、懿哉悅哉天垂博愛、賜以兩兒、是月使小楯、持節將左右舍人、至赤石奉迎、語在弘計天皇紀、三年春正月、小楯等奉億計弘計、到攝津國、使臣連、持節以王青蓋車、迎入宮中、夏四月、以億計王、爲皇太子、以弘計王、爲皇子、また顯宗卷云、白髮天皇二年冬十一月、播磨國司云々、適會縮見屯倉首、縱賞新室以夜繼晝、爾乃天皇謂兄億計王曰、云々、屯倉首命居竈傍左右秉燭、夜深酒酣、次第儛訖、屯倉首謂小楯曰、僕見此秉燭者、貴人而賤己、先人而後己、恭敬撙節退讓以明禮、可謂君子、於是小楯撫絃、命秉燭者曰起儛、於是兄弟相讓、久而不起、小楯嘖之曰、何爲太遲、速起儛之、億計王起儛既了、天皇次起、自整衣帶爲室壽曰、云々壽畢、乃起節歌曰、伊儺武斯廬、哿簸泝比野儺擬、寐逗愈凱磨、儺弭企於己陀智、曾能泥播宇世儒、小楯謂之曰可怜、願復聞之、天皇遂作儛備、誥之曰、倭者彼々茅原、淺茅原、弟日僕是也、小楯由是、深奇異焉、更使唱之、天皇誥之曰、石上振之神榲、伐本截末、於市邊宮治天下、天萬國萬押磐尊御裔僕是也、小楯大驚、離席悵然再拜、承事供給率屬欽伏、於是悉發郡民造宮、權奉安置、乃詣京都、求迎二王、白髮天皇聞憙咨歎曰、朕無子也、可以爲嗣、與大臣大連、定策禁中、仍使播磨國司來目部小楯、持節將左右舍人、至赤石奉迎、白髮天皇三年春正月、天皇隨億計王、到攝津國、使臣連、持節以王青蓋車、迎入宮中、夏四月、立億計王爲皇太子、立天皇爲皇子、

此二柱王の坐々御事を、云々と倭に告申すなり、(書紀には、小楯みづから詣て奏すとあり、さて此度の功を以て、小楯を賞賜ひし事、顯宗卷元年に見ゆ。) ○飯豐王聞歡而とは、此時此姫尊暫く天下の政所聞看て坐々程なればなり、(世に天下治看べき男王の絕て坐まさぬほどなる故に、聞歡ばしたるなり。) 書紀云、五年春正月、白髮天皇崩、云々、冬十一月、飯豐青尊崩、(これに依るに、白髮天皇正月に崩坐てより、其年の十一月まで、此姫尊の、政をば所聞見たりしなり、かくて正しく天皇とは記されず、一御世にも立られざれども、尊字を用ひ、崩と云ひ、陵と記されたるなど、意ばへは此記も同じ、さて此姫尊、御年の事、一代要記に、四十五とあり前皇廟陵記に、紹運錄曰、皇代曆云、飯豐天皇、不註諸王系圖、依和銅奏聞入、云々、扶桑畧記云、此天皇不載諸王之系圖、但和銅五年上奏日本紀載之、甲子歲二月生、年四十五歲、今按云々、甲子當作丙子、四十五歲、當作四十八歲と云り、甲子歲生なれば、四十九歲なり、四十八と云るも、一年違へり、今思ふに、甲子歲二月生は、甲子歲十一月崩を誤れるなり、されば、四十五と云る、違へるに非ず、さて此姫尊、此記に、履中天皇の御子とせるに依らば、書紀の年紀にては、八十歲以上なるべく、又上に云る、此記の細注の年紀にては、百廿三歲以上なるべし、又押齒王の御子にて、仁賢天皇の御姉にても、細注の年紀にては、百十歲以上なるべし、然れども、此は何れも書紀の方正しく聞ゆ。) 葬葛城埴日丘陵、諸陵式に、埴口墓飯豐皇女、在大和國葛下郡、兆域東西一町、南北一町、守戸三烟とあり、(書紀に埴日とあるを、式には埴口とあり、舊事紀にも口とあり、何れか正しからむ。) 大和志に、埴口墓、在葛下郡北花内村、天和中、桑

紀に御裔僕とあるに依て、改めつとおぼゆ、（ふと思へば必末奴とある方宜きが如くなれども、）熟思ふに、奴末とあるぞ、却て味ありける、其は、奴は押齒王の御末なりと、云意なるを、如此詔へるは、御詞の勢なり、（此處は、殊に勢を着て詔ふべき處なるに、かく打緘して詔へるにて、こよなく勢まさりて聞ゆるなり、）されば押齒王之、と姑讀絶て、讀べし、さて凡て王は、奴と詔ふべきに非れども、今は現に志自牟が奴にて坐が故に、奴とは詔へるなり、（書紀に僕と書れたるも、漢文に卑下りて云意としては、古意にあらず、卑下て僕など云は、漢國のことなり、皇國には、古にはさることなし、殊に王たちはさらなり、此事上に委云り、）さて直に御子なるを、御子とは詔はで、末とは、大らかに詔ふなるべし、（又上に云る如く、若實は御孫なる故にもあらむか、）○床は阿具良とも訓べし、○墮轉而は、上卷に轉落ともあり、さて此は痛く驚きたる狀にて、急に降むとして、周章て、落轉びたるなり、（王たちの尊かりしほど、是にても知べし、）○室人は、牟路那流比登と訓べし、宴に、此新室に來集有る人どもなり、○追出は、王と凡人と、一室に雜居ることを畏みてなり、○左右膝上とは、心得ぬ言なり、其故は、此王等此時實に童には坐さじ、又假令童には坐とも、上件の如き御詠詞をも爲賜ふばかりなれば、膝上に居奉るばかり、むげに幼稚くは坐まじければなり、されば此はたゞ、火燒少子と云傳へたる稱に就ての文なるべし、○坐は、麻世麻都理弖と訓べし、（此訓の事、上に云り、）○泣悲而は、甚も可畏く、王のかくおちぶれて、賤き奴になりて、坐せる事を悲むなり、○人民は、此は多美杼母と訓べし、○假宮上に出、（傳廿五品遲部條）王は、暫の間も、凡人の家に坐奉らむ事は、可畏ければ、かく處分

と訓べきにや、(同言ながら、志良夫と云は、調子を合すこと、志良倍多流と云は、調子を合せて、調子の合たることなり、)天下のよく治まれることを、琴の調のよく整ひたるに譬ひたるなり、(此御世のほどなどには、既く漢ざまの律調のさだも有つるにや、たとひ未その定はあらずとも、琴笛などの調のとゝのへるとゝのはざるさだは、もとより自に必あるべきことなり、)出雲國造神賀詞に、水江玉乃行相爾、明御神登、大八嶋國所知食天皇命乃云々、また麻蘇比乃大御鏡乃面乎、意志波留志天、見行事能己登久、明御神能大八嶋國乎、天地日月等共爾、安久平久知行牟云々、などの類なり、〇所知賜天下は、押齒王へ係て見べし、書紀に云々、於市邊宮治天下、云々とあればなり、(但し此記のさまは、伊邪本和氣天皇へ係れる如くにも聞ゆ、)抑押齒王を如此申し給へる故は、青柳種麻呂(筑前國人にて、吾教子なり)が云、雄略天皇紀に、此皇子を殺奉賜はむことを謂賜ふ前に云、天皇恨穴穗天皇曾欲以市邊押磐皇子傳國而遙付囑後事、とあるを以て見れば、穴穗天皇の御世より此皇子に御位は傳へ賜はむの御定なりし故に、彼天皇崩坐ては、群臣百官、皆此皇子に屬て、雄略天皇に殺され給ふまでは、此皇子天下政所聞看つらむと云り、是信に然ぞありけむ、穴穗天皇弑られ坐て後、亂事ありて、此皇子の雄略天皇に殺され賜へるまでは、稍程を經たりと思しければ、(此事傳四十安穗天皇御陵下にも云り、考へ合すべし、)其間は、此皇子ぞ、市邊宮にして、天下は所知看てありけむ、然るを、雄略天皇に恨みられ賜ひて、殺され坐て、遂に雄略天皇の御世になりぬる故に、此王の暫天下治めし・事は、世にも傳へずなりぬるなるべし、〇奴末は、諸本に皆如此あるを、延佳本にのみ、末奴と作るは、書

し、是一の考なり、又は魚は合の誤か、魚と合と、草書似たり、簀は笛音二字を誤れるか、然らば合笛音にて、笛音に合せて、琴を調と云なり、さて此考に依るとき、上の竹矣云々に、二の取ざまあるべし、その一には、竹矣云々は、初の考の如く、別に一の譬には、笛へは關らざるなり、今一には、竹矣云々は、此笛と次の琴とに造る料に云るなり、琴も竹以て造ることは、書紀繼躰巻の哥に、駄開能以矩美娜開、余嚢開、漠等陛鳴莒等儞都倶唎、須衛陛鳴磨、府曳儞都倶唎、府企儺須云々、とあり、府企は笛、儺須は鳴すにて、琴に係れり、さて以矩美竹と余竹と、二云るは、以矩美竹は琴に作るに宜く、余竹は笛に宜き由などありてにやあらむ、上件一の考なり、さて又、若魚簀の下に言の有しが、脱たるならば、編那須などやありけむ、魚簀を編如くに、竹を並べ聯ねて、琴に作るよしなり、竹を以て琴を作らむには、必幾條も並べ合せて、作るべければなり、さて若其意ならむには、魚簀編なすとのみにては、なほ琴に造ると云ことと無くては、足らざる如くなれども、其ことは、畧きて云ざるぞ古語の例なる、大祓詞に、天津金木乎云々、千座置座爾置足波志弖、などあるも、置座に造りてと云ことをば、云はで、直に置座の事を云る、此も彼と全同じさまなり、是も一の考なり、そもそもかく種々思ひよれることどもはあれども、正しく然るべしと思ひ定めべくもおぼえず、) 此はたゞ試に云るのみなり、なほよく考ふべし、○八絃琴は、東遊哥にも、奈々川平乃、也川平乃古止平、之良部太留、云々とあり、上代の琴は、絃の數定まれることは無かりしにこそ、六帖の琴の哥には、六の緒とよめり、(其哥は、六の絃のよりめごとにぞ香はにほふ、彈處女子が袖やぶれつる、後世の (和琴) も、定まりて六絃なり、○如調は、志良倍多流碁登

て書むことは、萬葉などこそあれ、此記などにはいかゞとも云べけれど、凡て如此く言に章をなせる文には、殊に借字を多く用ひたりしこと、見えて、古き祝詞の類にも、めづらしき借字をり〳〵見え、此御詠詞の內にも、赤服にも赤幡と書、發語の伊にも五十と書り、されば此魚簀も古へは常に云ことなりけむを、借て書るなるべし、）此句、須惠淤志那備加須那須と訓べし、(用言を承て那須と云る例、萬葉一に、衣爾著成などあり、）那備加須は、萬葉十七（四十八丁）に、須々吉於之奈倍、又一（二十一丁）に、楚樹押靡、云々、旗須爲寸、四能乎押靡、六（十七丁）に、淺茅押靡、（これらの靡も、皆十七卷なる奈倍に效ひて、ナ。ベと訓べし、ナ。ミと訓ては、自靡くことになりて、意たがへり、）などある奈倍と同じ、那倍は、那備氣の切まりたるにて、令靡と云ことなればなり、（かくて此は、那須へつゞく故に、那備加須と訓つ、）さて古文に、本云々、末云々と云る例は、書紀の此時の御詞にも、石上云々と見え、大祓詞にも、天津金木乎、本打切、末打斷弖云々、天津菅曾乎、本苅斷、末苅切弖などの如し、さて書紀に、石上振之神榲、伐本截末、於市邊宮治天下、とあると合せて思ふに、この竹矣云云も、一の譬にて、次なる、如調八絃琴とは、別事なるべし、譬をいくつも重ねて云る例、大祓詞には、科戶之風乃云々、朝之御霧云々、大津邊爾居云々、彼方之繁木本乎云々、と四重ねても云り、（そも〳〵上件の考は、本のまゝにて解るなり、若又魚簀二字誤ならば、組簀にてもあらむか、和名抄に、簜阿自賀、又用簀字とあり、魚と組とは、字形似ざれども、草書にては誤りもすべし、かくて譬の意は、簀を組むに、竹を圓にも方にも撓めて、心の隨に用ふ如く、天下を御心のまゝに治め賜ふよしなり、次なる如を、此譬も係て心得べ

らるれば、さらに見えず、隱るるよしにて、竹の茂きを云む料の序にぞありける、見者云々と云るは、よく見えたるが、俄に見えずなるよしなり、(かの赤色どもの儀して、山路を行さまを以て云るにて、今までよく見えたるが、竹の彼方になれる狀なり、さて師は右の序を、其緒は赤幡に裁りて立と讀て、大刀緒を、竿に著たるを、幡と云るなりと云、赤幡見ればと讀て、こは凶徒の赤幡を見て、恐れて山に隱れしと云ことか、さてその山の御尾の竹とつゞけたるなりと云れたれど、凡て心得ず、大刀緒を幡にせむ事も、由なくてはいかゞなるうへに、凶徒のことは、殊に由なし、又たゞ山を云むために、さる事どもを序にすべくも思えず、)○訶岐苅、訶岐は搔なり、凡て手してする態には、搔云々と云、常のことなり、さて古文の例、かくさまの處は、本云々、末云々と云れば、此も此上に本字有しが、脫たるなるべし、(師は、上なる矣字を、本の誤かと云れつれど、矣字は必有べき處なり、)竹矣訶岐苅とつゞけて、一句かとも思へば、此序は、竹と云こと主なれば、竹矣は、別に離して、一句に讀ぞ宜く聞ゆる、○末押縻魚簀は、(縻字、舊印本延佳本には磨に誤れり、今は眞福寺本、又一本、又一本などに依れり、簀字、眞福寺本には箐と作、一本には箐と作り、今は舊印本、延佳本、又一本などに依れり、)縻は、麻と通ふなり、魚簀は字の誤か、又上下に言の落たるなるべし、と師の云れたる、信に然聞ゆれども、其字も脫たらむ言も、未正しくは考得ず、故姑く本のまゝにて、強て解ば、此二字をば、如くの意の那須の借字として、(魚を積置簀を魚簀とぞ云けむ、その事上卷に、拆竹之、登遠々登遠々邇、獻天之眞魚咋也とあるところ、傳十四にいへり、考ふべし、さて借字も事にこそよるべけれ、かゝる聞なれぬ物名の字を、借り

は、此をも字のまゝに心得て、赤幡に裁りと訓れたれど、わろし）書紀に、赤絹赤織絹などもあり、さて其赤き布帛を、細く裁て、大刀緒に爲たるよしなり、（大刀緒は、細き物にて、布帛を裁て用る故に、裁とは云るなり、玉篇に、裁裂也といへり、萬葉七に、衣裁吾妹、裏儲、吾爲裁者、差大裁、）〇立赤幡、これは字の如く幡なり、續紀十四に、始以赤幡、班給大藏內藏大膳大炊造酒主醬等司、供御物前、建以爲標、宮內式に、凡供奉雜物、送大膳大炊造酒等司者、皆駄擔上、竪小緋幡、以爲標幟、靈異記に、泊瀨朝倉宮廿三年、小子部栖輕が事を記したる處に、栖輕奉勅、後宮罷出、緋蘰著額、擎赤幡桙、乘馬走往云々、〇見者五十隱は、美由禮婆伊加久流と訓べし、見者は、上の丹畫著云々の見ゆればなり、伊は發語、（五十と書るは、借字なり書紀などにも、伊と云に、多く如此書り、）朝倉宮段大御哥に、袁登賣能、伊加久流袁加袁、（袁加は岡なり、）萬葉六（十二丁）に、伊隱去者、〇山三尾之、山の尾の事、上（傳四十二言離之神下）に云り、三は（借字にて）御なり、上卷に、坂之御尾ともあり、〇竹矣、初より此上まで、十句の語は、たゞ此竹を云むための序のみなり、かくて其つゞきの意は、先立赤幡までは、人の目にたちて、よく見ゆるさまを、取集めて云り、赤き色は、殊に目に立て、著明く見ゆる物なる故に、（右の立赤幡の處に引る書ども、思ひ合すべし、）赤き儀を數々云るなり、さて竹は、葉繁く籠りたる物にて、久美竹と云、刺竹の君とつゞくるも、隱の意なること、冠辭考に見えたるが如く、又萬葉十一（四十丁）に、刺竹、齒隱、吾背子之、（此第二句、はごもりてあれと訓べし、然らざれば、下に叶はず、）など云るも、竹葉には、物のよく隱る、由を以てつゞけたり、されば世にいちぢるく見ゆる、赤色の儀どもすら、竹の茂きに隔

り、(さて母能々布に、物部と書ては、母能々辨と混るれども、布と辨とは、通音にて、清濁の異はあれども、相近き故に、古へより通はしてぞ書りけむ、萬葉などにも、多く然書たり、此も決くものゝべには非ず、もの、ゝふなることと明らけし、さて又いと上代には、もの、ゝふと云稱は見えずと、師の冠辭考には云れつれど、なほ此もいと上代よりの稱とこそは聞えたれ、假字にもの、ゝふと書る處も、萬葉におほし、)萬葉一(二十二丁)に、物乃布、三(五十八丁)に、物乃負、十七(三十六丁)に、物能乃敷、十八(二十一丁)に、毛能乃布などなほあり、○我夫子之は、此は人を敬ひ親みて云るなり、書紀允恭卷の哥に、和餓勢故餓、(これは夫を指て云り、)なほ此稱、萬葉に許多く見ゆ、其中に、人を敬ひ親み云るも、三(十四丁)に、和我世故我など多し、和賀勢と云と同じことなり○大刀之手上、上に出、(傳五迦具土神條)○丹盡著は、盡字は、畫を誤れるなりと師の云れたるが如し、邇加伎都氣と訓べし、中卷明宮段大御哥に、麻用賀岐許邇加岐多禮、とある加岐と同じ、萬葉七(三十三丁)に、菅根乎、衣爾書付、ともあり、彈正式に、凡畫餝大刀、五位以上聽レ之、兵衞式に、丹畫細布甲形冑形なども見ゆ、又大神宮式に、須我流横刀一柄、云々其鞘、以二金銀泥一畫レ之、○其緒者は、曾能袁爾波と訓べし、其大刀の緒にはなり、大刀緒のこと、上卷に見ゆ、(傳十一の始)○載赤幡は、載字は、師の裁の誤とせられたる宜し、阿加波多袁多知と訓べし、幡は借字にて、赤服なり、帛絹布の類、織たる物を、凡て波多と云、(此事上にも云り、さて古書に、波多にはおほく服字を書り、故今も其字を書る、此處に幡と書るは、次なる赤幡と、言の同きままに、同く書るなり、凡て古へは、文字にはかゝはらざることと、此類常多し、思ひまがふべからず、師

に御兄王を指て申給ふなり、○其兄は、意富祁命に坐り、○汝弟は、那淤登と訓べし、萬葉十七(二十一丁)に、奈弟乃美許等、(これも弟をさして云り、)○會人は、師の都度閇流人、と訓れたるに依べし、宴樂に會集居る人どもなり、○咲其相譲之狀とは、甚賤き火燒少子の如き奴の、身に負ず、人がましきふるまひを笑ふなり、○遂は、兄弟譲あひけれども、終に兄ぞ先舞けるなり、○爲詠曰は、那賀米碁登斯都良久と訓べし、那賀米碁登は、長め言にて、聲を長く引て云詞なり、(師はウタヘラクと訓れき、うたふもながめも同じさまなれども、此語は、哥の體には非ず、別に一種なり、故哥とは云ず、然るをうたふと訓ては、哥とわきためなし、詠は字書に、長言也と注せり又歌也とも注して、同じことなれども、なほ歌と一には訓べきに非ず、)後世にも、樂に詠と云ことなり、(字音にえいと唱ふ、)但其は朗詠などの如く、皆詩の如き漢言なり、されど其本は、上代より有て、此の御詠の如くなる物にぞありけむ、(源氏物語紅葉賀卷、朱雀院行幸の試樂の時、青海波舞の處に、詠などし賜へるは、これや佛の御迦陵頻伽の聲ならむと聞ゆ、河海抄に、青海波云々、但詠小野篁朝臣作、詠とは、舞の中にうたふことなり、詠曰桂殿迎初歲、桐樓媚早春、煎花梅樹下、蹀燕畫梁邊とあり、躰源抄に、狛朝葛續敎訓抄云、舞詠事、或人云、舞樂之曲に、詠と云ことあり、思をのぶる義なり、其心を口にのぶる故に、囀とも云なり、)○物部は、是は師の母能々布と訓れたるに從ふべし、母能々布の事、又母能々布と、母能々辨との差別のことなど、中卷白檮原宮の段、物部連の下にいへるが如し、(傳十九)上代には、すべて人は、武勇きを尊みつるゆゑに、人を賛ても、母能々布と云、又朝廷に仕奉る人をも、惣て然云り、此に云るは、賛てな

くかくししのびて、さる民間に終世坐る故に、其御名も傳はらず、世に知られ賜はぬなるべし、さて古へは、子孫末々までも通はして、子と云し故に、其王の御子たちをも、押歯王の御子と申して、遂に其直の御子の如くに申傳へたるにや、次なる御名告にも、押歯王の御子とは詔はで、末としも詔へるも、御孫なるが故にてもあらむか、若此考への如くならば、此二柱王は、其父王の流離坐りし間に、丹波播磨などにて生坐て、此時も實に童にぞ坐けむ、さて此考へに就て思ふに、飯豊王と、書紀の傳への如く、押歯王の御子なりけむを、此記に、二柱王の姨とあるは、二柱王は、押歯王の御孫なれば、實に御姨なり、さて又雄略天皇を、上に云る如く、此記の細注に依て、在位九十二年としたるも、此二柱王を、押歯王の御孫とするときは、此時なほ童にても、年紀たがふことなし、但し此時若いまだ實に童ならば、生坐るは、彼父王の九十歳の時にあたるべけれど、古へは百餘歳にても子ありしこと、めづらしからざれば、其は妨なし、さて上件の考へ、こゝろみに一わたり擧といへども、なほうけばりては云がたし、雄略天皇の御陵を毀たむと詔ひし事又置目媼が事などを思へば、押歯王は、なほ御父とこそ聞えたれ、御祖父にては物遠くぞきこゆ、されば此御事慥には定めがたし、） ○二口は布多理と訓べし、二人なり、書紀にも六口、二口、三口など見えたり、（人數を幾口と云ことは、戸口より出たるなり、） ○竈傍は加麻能閇と訓べし、此は、宴樂の席の明りのために、火を燒く竈なるべし、（爐なり、かく云故は、宴樂は飯を炊く竈處近きあたりにては爲まじければなり、） ○其一少子は、袁祁命に坐り、○汝兄は、萬葉十四（十九丁）に、奈勢能古、（これは夫を指て云り、）十六（二十九丁）に、名兄乃君などあり、此は實

きなり、）此次第は、會集へる人の貴賤、又老少などの次第なるべし、さて新室樂に、皆儛ふことは、右に引る允恭紀と、合せて知べし、○燒火少子は、（少字諸本小とあり、今は延佳本に依れり、小と少とは、古書には通用ひたること多けれど、此は次々なるみな少とあればなり、）肥多伎和良波と訓べし、中卷倭建命段に、御火燒之老人とある處、考あはすべし、（傳廿七のをはり）齋宮式に、火炬少子二人、また凡齋王到國之日、其炬火、取當郡童女、大炊式に、御火童四人云々、主殿式に、火炬小子四人、取山城國葛野郡秦氏子孫、堪事者爲之、齒及冠婚、申省請替、など見えたり、古火燒には、多く童子を用ひたりしなるべし、（右の式どもなるは、古よりの例のまゝなりしなり、）さるから必しも童ならぬをも、火燒少子とぞ云けむ、（後世の車の牛飼童も、必しも童ならず、年長たるをも然云たぐひなり、）さて此意富祁命、袁祁命は、既に御父押齒王の殺され賜へる時に、逃去坐るよしあるを、其後雄略清寧二御代を經て、今なほ童なるべきに非ず、袁祁命治天下八歲、御年參拾捌歲、と下にあるに依れば、此時は三十歲の御時なり、されば、是も火燒なるに因て、少子とは云るにて、實に童なりしよしにはあるべからず、（然るを下文に、坐左右膝上と云、書紀には兩兒とあるなどは、火燒少子と云より、まぎれたる言なるべし、爰に別に又一の考あり、可畏けれど、こゝろみに云む、そはまづ上に論へる如く、雄略天皇の紀年の、かにかくに不審きにつきて、なほつら〳〵思ふに、此二柱王は、實は押齒王の御子にはあらで、御孫にや坐けむ其は押齒王の殺され賜へる時に、逃去賜ひしは、二柱にまれ、一柱にまれ、其一柱は、此意富祁命袁祁命の御父王にて、丹波播磨などに、民間に流離て、薨坐けむ、さるは御名を深

じ、今世に牟漏と云物も、土を以て塗籠たるを云り、さて又後世に母屋と云は、身屋と聞ゆるを、又室屋の切りたるにてもあらむか、又僧の住庵を、古今集詞書などに牟漏と云るは、庵室と云室字に就て云るなり、）書紀神代巻に、無戸室、天武巻に御窟殿、また御窟院などあるも、塗籠たる殿なるべし、（和名抄古本に、辨色立成云、窨、地室也一云漆屋）なほ中巻白檮原宮の段、忍坂大室とあるところに云り、（傳十九）萬葉十一（二丁）に新室、壁草苅邇、（かきは即かべなり）また新室、蹈靜子之、（新室を蹈しづむと云つゞけにて、ふみ堅むるをいふ）十四（二十六丁）に、爾比牟路能云々、○樂は、宇多宜須と訓べし、宇多宜の事、又新室樂の事、中巻倭建命段に云り、（傳廿七熊曾建條）室を新に造りては、殊に宴樂せしことゝ見えたり、書紀允恭巻には、讌于新室、天皇親之撫琴、皇后起儛、云々、おちくぼの物語、衞門督三條の殿に、始めて遷りたる處に、三日がほどあそびの、しりて、いと今めかしうおかし、とあるも、古の新室樂の心ばへなるべし、さて此の語は、（此樂を、小楯が故に行ひたるごと聞ゆめれど、然には非ず）志自牟が新室樂する處へ、小楯がたま〳〵到て、共に其樂に預れるよしなり、○盛樂酒酣、は佐加理爾宇多宜弖、那加婆那流登伎、と訓べし、其由は、彼倭健命段に、盛樂、故臨其酣時、とある處に委云り、（傳廿七熊曾建條）さて酣を多宜那波と訓は、宇多宜那加婆と云事なるを此の酣は、上に宇多宜と云より連きたる故に、たゞ那加婆とは訓るなり、○以次第は、師の都伊傳能麻々爾、と訓れたるに從ふべし、（さて凡て都伊傳と云言は、やゝ後に音便にくづれたるにて、正しくは、都岐弖なり、然れども、然云る古言傳はらざれば、しばらく尋常のごとく、都伊傳と訓べ

任大山位以下人などあり、さて後世の書どもに、或は國造と國司とを、同じことに云、或は皇極天皇の御時に、國造を國司と改めらると云、或は國造と國司とを並置るなど云る、みな古のさまを委くも考へずして、みだりに云るひがことなり、凡て後世の書どもに、古の事を云るは、何事も皆此類にて、いとうひ〳〵しきことのみなり、そも〳〵國造の事は、上に委く云る如くにて、代々傳へて、其處に在て、動くことなき物なり、國司は、時々に人をえりて、朝廷より任たまふ物にて、もとより國造とは甚く異なる物なり、）職員令に、大國守一人云々、介一人云云、大掾一人云々、少掾一人云々、大目一人云々、少目一人云々、史生三人、上國云々、中國云々、下國云々、これ國司なり、○任は、麻加禮流と訓べし、（凡て任を麻氣と訓は、麻加良世と云ことにて、其國へ罷らしむるよしなり、故此字を麻氣と訓ことは、京外の官に限れることなり、さて此は、其任をうけて、往人のうへを云處なる故に、麻氣とは訓ず、まかれるとは訓なり、）書紀孝德卷に、國司之任、（まけどころは、天皇のまけ賜ふ處なり、まかては、まかりてなり、）とある訓、よく古言にかなへり、○人民は、意富美多加良と訓べし、中卷玉垣宮段、淨公民とある處、考あはすべし、（傳廿四のをはり）○志自牟は、（多くの本は自字を脱せり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、）上に見ゆ、（傳四十のをはり）○新室、すべて牟漏と云は、たゞ舍など云とは異にして、家の内にても、奥方に在て、（室字をかくも、此意なり、升堂未入室、など云るにても知べし、）籠りかなる屋にて、古は土を以て築きて、塗こめて、（夏は涼しく冬は暖にて、）寢る處なり、（書紀履中卷に、室をよどのとも訓り、大和物語に、紀の國のむろの郡にゆく人は、風の寒さも思ひえられ

膝上。泣悲而。集人民。作假宮。坐置其假宮而。貢上驛使。於是其姨飯

豐王。聞歡而。令上於宮。

山部連、上に出、(傳卅七女鳥王下) ○小楯は、近き先祖の名にも、大楯と云あり、(高津宮の御世なり) 袁陀弖と云ことを、明宮段大御哥に見ゆ、○針間國、上に見ゆ、(傳廿一黒田宮巻始) ○宰は、美許登母知と訓り、御命持にて、天皇の大命を、承賜はり、持て往て、其國の政を執行ふよしの名なり、萬葉二 (十四丁) に、君之御言乎、持而加欲波久、(これは、宰のことにはあらねど言は同じ) 五 (三十一丁) に勅旨、戴持弖、唐能遠境爾、都加播佐禮、(これは遣唐使の事なり) 十七 (四十二丁) に、須賣呂伎能、乎須久爾奈禮婆、美許登母知、多知和可月奈婆、(これは宰の事なるを、みこともちを、用言に云り、又同巻に、於保伎美乃、美許等可之古美、乎須久爾能、許等登里毛知弖、これは、御命を持てと云には非れども、事は同じ) などあるが如し、さて宰の始は、詳ならず、上代より有しものなるべし、書紀神功巻に、新羅宰、應神巻に、海人之宰などあり、國司と云も是なり、仁徳巻に、遠江國司、雄略巻に、任那國司などあり、さて古は、後世の如く、國毎に常に必置れたりとは見えず、國別に、必置て、後世の如くに定められたるは、孝徳天皇の御世よりの事と見えたり、(孝徳紀の記しざま、玄どけなき故に、慥には聞えざれども、大かた然聞ゆるなり、大化元年八月に、拜東國等國司、仍詔國司等曰、云々、これ東國とあれども、畿內七道、諸國の國司に、詔ありし趣と聞ゆるなり、天武巻に、詔曰、凡任國司者、除畿內陸奥長門國以外、皆

必此に由ある事のありけむを、書紀に采擇て記さるとて、如此由もなき事にはなりぬるなるべし。）顯宗卷に、五年春正月白髮天皇崩、是月皇太子億計王、與天皇讓位、久而不處、由是天皇姉、飯豐青皇女、於忍海角刺宮、臨朝秉政、自稱忍海飯豐青尊、當世詞人歌曰、野麻登陛彌、我保指母能婆、於尸農瀰能、莒能拕哿紀儺屢、都奴娑之能瀰野、（倭方にて欲見き物は、忍海の此高城なる角刺宮ぞとなり、此哥にて、此宮の尋常に超たりしほどを知べし、農は、紀中の例、皆ヌの假字なり）とあり、此紀と異なることゞもあり、

爾山部連小楯。任針間國之宰時。到其國之人民名志自牟之新室。樂。於是盛樂。酒酣。以次第皆儛。故燒火少子二口。居竈傍。令儛其少子等。爾其一少子曰。汝兄先儛。其兄亦曰。汝弟先儛。如此相讓之時。其會人等。咲其相讓之狀。爾遂兄儛訖。次第將儛時。爲詠曰。物部之。我夫子之。取佩。於大刀之手上。丹畫著。其緒者。載赤幡。立赤幡。見者五十隱。山三尾之。竹矣。(本) 訶岐（此二字以音）苅。末押縻魚簀。如調八絃琴。所治賜天下。伊邪本和氣天皇之御子。市邊之押齒王之。奴末爾。即小楯連聞驚而。自床墮轉而。追出其室人等。其二柱王子。坐左右

和國忍海郡、於之乃美とあり、(此郡は、葛城上下郡の中間に在て、古は葛城の内なり、今も忍海村と云もあり) 此地名、書紀神功卷、五年の處に見えたり、○高木角刺宮、高木は地名には非じ、白檮原宮、段の御哥に、宇陀能多加紀などある類にて、山を云を、(山を紀と云る例多し、其は遠飛鳥宮段の哥に、阿志比紀能とあるところ、傳卅九に云るがごとし) 宮の號に負るなり、(此は宮號と見べし) 角刺は、いかなるよしの名にか、未思得ず、(若くは此宮もとより高城にて、高き地なるを、其造りざま、尋常にこえて、高く秀たるが、角の刺上りたる如しと云意などを以て、名けたるにや、書紀の哥を思ふに、世に殊なる宮と聞えたり) さて如此此皇女の、此宮に坐ことを云るは、此時天津日嗣所知看べき王を尋求むるに、すべて男王は存座ず、唯此女王一柱のみ世に存坐るよしにて、又殊に其宮をしも擧云ることは、此宮に坐々て、暫く天下所知看つる意を含めたる文なり、抑此時、此姫尊を除奉ては、王坐ざれば、天下の臣連、八十伴緒、おのづから君と戴き仰ぎ奉りけむ、(然るを、別に一御代に立奉らず、又此に治天下とも云ざる由は、其間わづかに暫のほどにて、一年にも滿ざりし故か、又は女王にして治天下せることと、神功皇后はうけばりたる天皇の例にあらず、さる故に、此記などにも、一御代とは立奉らず、後の御謚なども、なほ皇后と申して、天皇とは申さず、されば未例なきが如くなる故にもあらむか) さて此を下文の其姨飯豐王聞歡而、云々と云へ係て心得べし、書紀には、清寧卷に、三年春正月、云々、秋七月、飯豐皇女、於角刺宮、云々、(此事を事の因もなきに、ふと此に記されたるは、何の由ぞや、記しざまいと拙し、殊に於角刺宮と云ことも、用なく聞ゆ、思ふに是は古傳書に記せる趣は、

り、傳四十のはじめ) ○無は、麻志麻左受と訓べし、次なるも同じ、○無御子、多くの本に、無字なし、無きもあしからず、今は眞福寺本、延佳本に依れり、) ○御名代、上に出(傳卅五葛城部下)例皆爲某命御名代と爲字あり、此は爲字ありしが、脱たるか、但無くてもありなむ、○定白髪部、此事既に朝倉宮段に見えたり、(傳四十一の始) 二度定められたるか、はた一事の二度に傳はりたるか、○可治天下之王、此時、何の天皇の御子も坐ざりしなり、○日繼上に出、(傳十四大國主神國避段) ○所知之王也、(眞福寺本には也字なし、なくても可し、) ○問は、斗布爾と訓べし、求め尋ぬる意なり、○市邊忍羽別王、上にいづ、(傳卅八の始) 此御名、此にのみ別字あり、(他處に出たるには、別字なし、) ○忍海郎女、上にいづ、(傳卅八の始) 忍海と申す御名の由、次の文にてしるし、上には青海郎女、亦名飯豐郎女とあり、(青字は、若は忍を誤れるかとも思へど、書紀にも青海とあり) さて此皇女の御事、書紀には、顯宗卷に、天皇、姉、飯豐青皇女とありて、其卷初分注にも、押磐皇子の御子とせり、是は甚紛らはしきを、(其故は、此皇女は、既に履中卷に、押羽皇子の御同母妹に、青海皇女ありて、一曰飯豐皇女とあるを、顯宗卷に至て、忽かはりて、其御女とすることゝ、あるべくもおぼえず、) つら〳〵考るに、書紀は、此記とは、傳の異なるにて、書紀の傳は、飯豐皇女は、かの履中天皇の御子の、青海皇女とは、別なるなり、(然るを、かの青海皇女の下に、一曰飯豐皇女とある分注は、青海皇女の亦名を、かくも申すとにはあらず、是は一説を擧たるにて、かの押羽皇子の御子なる、飯豐皇女を、履中天皇の御子にて、此青海皇女のことなりとする説もあるよしなり、其一説は、即此記の傳と同じきなり、) ○忍海は、和名抄に、大

古事記傳四十三之卷

本居宣長謹撰

甕栗宮卷

白髮大倭根子命。坐伊波禮之甕栗宮。治天下也。此天皇。無皇后。亦無御子。故御名代。定白髮部。故天皇崩後。無可治天下之王也。於是問日繼所知之王。市邊忍齒別王之妹。忍海郎女。亦名飯豐王。坐葛城忍海之高木角刺宮也。

此始に、眞福寺本には、御子と云二字あり、前の雄略天皇の御子のよしなり、(此例の事、傳三十八の初葉に云り、)○大倭根子と申す御號の事、上に申せり、(傳廿一秋津嶋宮段始)書紀には、白髮武廣國押稚日本根子天皇とあり、○此天皇、後の漢樣の御諡、清寧天皇と申す、○伊波禮、上に出、(傳卅八の始)○甕栗宮、如此號けられたること、由縁あるべし、此宮は、帝王編年紀に、十市郡白香谷是也と云り、(白香谷と云地名、今は聞えず、)大和志に、池内御厨子邑と云り、書紀云、大泊瀨天皇、於諸子中、特所靈異、二十二年立爲皇太子、廿三年云々、元年春正月戊戌朔壬子、命有司設壇塲於磐余甕栗、陟天皇位、遂定宮焉、○皇后は大后なり、(皇后と書る例、上にもあ

古事記傳四十二之卷終

齡には拘らざりけむこと、傳四十大長谷王條に云るが如くなれば、是はた違ふ事なし、然れども右の細注の紀年にても、又いたく違ふことあり、意富祁命袁祁命は、御父押齒王の殺され賜ひし時に、倭を逃去坐るよし見えたるに、若此天皇の御世九十二年を經たらむには、清寧天皇の崩坐るころは、百餘歳になり賜ふべければなり、此事は、なほ次御段に論ふべし。）○河内之多治比、上に出、（傳卅八阿知直條）○高鸇は、（鸇字、舊印本に嶋に誤り、又一本又一本に鷄に誤れり、今は眞福寺本延佳本に依れり、舊事紀にも鸇とあり、字鏡に、鷲和志、和名抄に、鵰和名於保和之、鷲古和之とありて、鸇は鵰の屬と見えたれば、和志にはあらざれども、古に此字をも用ひたりしなるべし。）書紀清寧卷に、元年十月癸巳朔辛丑、葬大泊瀨天皇于丹比高鷲原陵、諸陵式に、丹比高鷲原陵、泊瀨朝倉宮御宇雄略天皇、在河内國丹比郡、兆域東西三町、南北三町、陵戸四烟と見ゆ、河內志に、在丹北郡嶋泉村、（隼人墓、在高鷲原陵北、云々と云り、此隼人の事、書紀清寧卷に見えたり、さて此御陵、俗に丸山と云よしなり、志紀郡、又丹南郡の堺に近き處なり。）

とひ御父天皇崩坐年に生坐りとしても、五十六歳なれば、聘賜ふべき御齢にあらず、又此天皇允恭天皇の七年に生坐て、位に坐こと廿三年にて崩坐ては、彼引田部赤猪子が事なども、年數合ざればなり、故今書紀の紀年を離れて、別に此記の御代々々の細注に依て考るに、仁徳天皇丁卯年崩とある年四、即位五十五年なり、履中天皇壬申年崩とある年は、書紀にては仁徳天皇六十年なり、反正天皇丁丑年崩とある年は、書紀にては仁徳天皇六十五年なり、允恭天皇甲午年崩とある年は、書紀にては仁徳天皇の八十二年なり、雄畧天皇己巳年崩は、書紀にては、仁賢天皇の二年なるを、此年紀に依て、此天皇御年百廿四歳なるときは、仁徳天皇の五十四年に生坐るにて、大御父允恭天皇の五十歳の御時なり、さて安康天皇段には、細注闕たれば、姑く書紀に依て、其御世三年崩として、次に此雄略天皇の元年は、戊戌年、御齢三十三の御時にて、書紀にては、仁徳天皇八十六年とせる年にして、其より己巳年まで、在位九十二年なり、そも〳〵此年紀に依るときは、仁徳天皇又允恭天皇などの御世、書紀とはこよなく縮まりて、年數いたく異なれども、其は必しも書紀になづむべきに非ず、彼紀に、繼躰天皇は、廿五年に崩として、分注には、或本云二十八年甲寅崩とあり、や・近き御世すら、なほかく異なる傳ありけむには、況て其より以往をや、此記の分注も、上に云る如く、古き一の傳とおぼしくて、右の紀年に依るときは、仁徳天皇の崩坐しより、安康天皇の元年まで、三十年に滿ざれば、大后若日下王の御齢もたがふことなく、又此天皇の御世久しければ、赤猪子が事もよく年數合なり、又安康天皇崩坐し時、此天皇童男とあるは、何の説に就ても合ざるが如くなれども、凡て袁具那と云稱は、必しも

をしも云るは、身を卑下りたる意あるにや、然れども、なほ師の説ぞ古への意にはかなふべき、)
○阿世袁は、吾兄よなり、師云、即脇机を云と云れたるが如し、倭建命の御哥に、一ッ松吾兄を、とあるがごとし、此言のこと、彼處にいへり、(傳廿八) さてこゝに如是云るは、天皇の大御身に親きを、羨みたる意あり、○一首の意は、天皇の朝夕に常に倚座て、大御脇の下なる脇机の板にも爲て、大御身に親く近く仕奉らまほしとなり、○志都歌は、高津宮段に出、(傳卅六のをはり)

天皇。御年壹佰貳拾肆歲。御陵在河内之多治比高鸇也。

壹佰貳拾肆歲、書紀には、二十三年秋七月辛丑朔、天皇寢疾不預、云々、八月庚午朔丙子、天皇疾彌甚、與百寮辭訣、歔欷、崩于大殿、とありて、御年は見えず、(允恭卷に、七年に生坐るよし見えたるに依らば、崩年六十二歲なり、此記と甚く異なり、帝王編年記云、雄略天皇崩、年百四、此天皇百四有疑、其故者、天皇安康天皇同母弟也、又今年以往百四年者、當仁德天皇六十四年丙子、父允恭天皇者、彼仁德六十二年生、然則三歲、不可生子歟、曆錄云、百廿四云々、然者彌可云生父之前、と云り、是に百四とあるは、何の記に見えたるにか、若は書紀の古本に然有しにや、) 或書に九十三とあり、○舊印本眞福寺本又一本などに、此間に、己巳年八月九日崩也と云例の細注あり、己巳年は、書紀にては仁賢天皇の二年なり、(此天皇の紀年いと不審し、まづ書紀も信がたき事あるは、大后若日下王は、仁德天皇の皇女に坐を、安康天皇の元年に、大長谷命のために聘賜ふとある、其年は、大長谷命は卅七歲にあたり、若日下王は、六十餘歲になり賜ふべし、た

脇机にて、脇息のことなり、和名抄坐臥具に、几西京雜記云、漢制、天子玉几、公侯皆以竹木爲几、和名於之萬都岐、今按凡屬、又有脇息之名、所出未詳、とありと云れたるが如し、(於志麻豆伎は、押座凡と云名にて、即脇息なり、脇息と云名も、漢籍にも、戰國策の注などに見えたり、後撰集の哥に、脇息をおさへて坐へ、云々、小右記には、腋息ともあり、こは腋と脇と同じことゝ、心得て、書れたるなるべし) 書紀齊明卷に、夾膝自斷、また案机之脚、无故自斷、天武卷に、高市皇子以下、小錦以上大夫等、賜云々及机杖、唯小錦三階、不賜机、などあり、和伎豆紀と云ぞ上代よりの名なりしを、稍後には、おしまづきと云、又後には脇息と云なり、(契沖が、此句を、和字舊印本に誤て知と作るに依て、千木槻とせるは、論にたらず、) さて脇机は、座てこそ倚かゝる物なるに、余理陀多須とあるは、如何なる如く聞ゆめれば、座賜ふ御狀をも、立すと云べし、(立と座とを對へて思へば、座たるをば、立とは云まじきが如くなれども、其形につきては、座たるをも立と云べし、凡て物の形の高きをば、みな立と云る例なれば、人の座たる形も、高きものなれば、然云むこと妨なかるべし、又古は、立ながら倚る脇机も有て、其にやとも思へど、なほ然にはあらじ、) ○斯多能は、下之なり、○伊多爾母賀は、板にもがなにて、其板にもならまほしと願ふ詞なり、契冲云、萬葉第十一云、如是許、戀乎不有者、朝爾日爾、妹之將履、地爾有申尾、此意に似たりと云り、同八に、玉切、命向、戀從者、公之三舶乃、梶柄母我、など云る類、なほ多し、さて師云、下の板と云る、即脇机の板なりと云れたるが如し、脇机は、押へて腕の下に在物なるが故に、下とは云るなり、(又思ふには、古への脇机には、脚の下にも又板ありて、其を云るにや、若然らば、上の板をおきて、下なる

とて、いよ〳〵善くせよと警め勵ますは、常にあることなり、）○宇岐歌は、いかなる由の名にか、未思得ず師は、酒盞哥なりと云れつれど、そは上なる三重婇の哥こそさは云め、此御哥には由なし、若くは詠ふ聲の浮沈を以て號たるにて、浮哥にや、（其に就て思ふには、次なる志都哥も、沈哥かと思へど、彼はなほ上に云る如く、徐哥なるべし、）○阿佐斗爾波、斗字諸本に計に（眞福寺本には許に）誤れり、今は次なる由布斗に准へ效ひて改めつ、斗なること決ければなり、（記中に、計字は假字に用ひたる例なく、計とあるは、皆許、又斗の誤なり、されば計と作る方に就て云る説は、皆あたらず、）朝戸に者なり、○伊余理陀多志は、伊は發語にて、倚立なり、萬葉十七（三十一丁）に、安之可伎能、保加爾母伎美我、余里多々志、○由布斗爾波は、（斗字、眞福寺本延佳本には計に誤れり、今は舊印本、又一本、又一本などに依れり、）夕戸に者なり、さて朝戸には云々、夕戸には云々とは、朝の戸、夕の戸と、二あるには非ず、萬葉二（三十二丁）に、朝宮乎、忘賜哉、夕宮乎、背賜哉、（たゞ朝夕常に坐宮と云ことなり、）と云ると、同じ云ざまにて、朝に戸を開く時とては云々、夕に戸を閉る時とては云々、と云ことにて、其はたゞ朝夕はと云意、朝夕と云ば、即何時も何時も常にと云意になるなり、（俗言にも、朝も晩もと云がごとし、）されば戸に用は無けれども、戸と朝と夕とに開閉る物なる故に、朝夕を云むために、御殿の御座の邊のさまを以て云るなり、（契冲は、朝異夕異として、朝に異にと云る詞なり、夕異も問じ、毎朝毎夕を云と云ひ、師は朝影夕影なりと云て、萬葉一に、朝庭、夕庭、とあるをさへ、此を據にして、アサケニハ、ユフケニハと訓れ、或人は、朝食夕食なりと云る、みなたがへり、）○和岐豆紀賀は、師云、

も、又中巻明宮段の哥に、斗理とも、斗良牟ともあれば、斗字にて違ひなし、）秀罇取なり、此より嬢子を賛て、誡め賜ふ御詞なり、○加多久斗良勢は、堅固く取れなり、此加多久は、書紀、此御巻の哥に、云々、飫裒枳瀰爾、柯拖倶都柯陪麻都羅武騰、云々とある柯拖倶と同意にて、懈ることなく、勤め勵む意なり、○斯多賀多久は、（諸本皆賀の下に、今一ツ加字あり、今は眞福寺本に、加字は無きに依れり、）下堅くなり、（師は斯を上句へ屬、次句の夜を此句へ屬て、誰堅くや、とせられたれど、わろし、契沖も、夜を此句へ屬たり、）○夜賀多久斗良勢は、上堅く取れか、宇波は和と切まれども、（和行夜行）通はして、夜とも云るにや、（佐和久、佐夜久など、和と夜と通ふ例もあり、）屋（屋根なり、）も、上の意か、又いやがうへと云も、上が上と云にて、凡て彌も上と云意にやあらむ、（又夜字は、麻の誤にて、眞堅くか、はた彌にて、いよ〳〵堅くか、されど下とあれば、上ともあるべくおぼゆ、）なほよく考ふべし、（師は、是まで三句を解て、堅く取しは誰爲に思ひ堅めしぞ、吾ためにと堅く思ひ定めよとなりと云れつれど、さては御句のつがひ調あしく、御詞のさまも、然る意としては、聞えぬことなり、且此は然る意をよみ賜ふべき處に非ず、）さて此下上は、罇の下方上方なり、其形長高ければ、下と上とに手を掛て、取持べきなり、○本陀理斗良須古、古は子にて、袁杼比賣を指て、秀罇取れる子よと詔ふなり、○一首の意は、袁杼比賣か大御盞に盛るべき御酒の罇を執、持たる容儀の、正しく美麗きを見そなはし感て、賛稱賜へるにて、罇の下上を堅く取れと詔ふは、いよ〳〵淨き心を以て、勤めてよく仕奉れ、勿懈りそと罇を取に託て、凡て仕奉ることを誡め賜へるなり、さて然誡賜ふは、即賛賜ふなり、（萬の事に、善きを賞む

にはあらず、銚子は、佐之奈閇とありて、酒器には非ず、然るに此二後世には、酒を注ぐ器となれる、皆古と後世と、其形も、用ひざまも、うつりかはれるなり、）多理と云名の義は、垂にて其口より酒の垂出るよしなるべし、（後世には、多流と云は、轉れるにて、鳴鏑をも、古はなりかぶらと云しを、後にはなるかぶらと云、椽をも古はたりきと云しを、後にはたるきと云類なり、）和名抄には、漆器類に、辨色立成云、樽、字亦作䥞、見說文、今按無和名とあり、延喜式にも、酒䥞はいと稀に見えたるのみなり、（是を見れば、古に多理と云し名、中ごろ京畿には失て、邊鄙に殘れるが、後に又廣く普くなれるにや、）秀とは、其形の長高きを云なるべし、登良須は、登流を延たる言、母は、（萬葉に、うぐひす鳴も、など云る類の母なり、）此孃子の、噂を執持たるさまを見そなはして、詔へる御辭なり、（契冲は、此御句を心得かねて、若本陀理とは、相撲の名にやと云て、次々の御句をも、皆相撲の事にて解たるは、云にたらぬひがことなり、又師は、延佳本に、本を太に改めて絡垜には非る故を云むには、まづ太字は、記中に大かた假字に用ひたることなきを、中卷に只一所にあれども、濁音に用ひたり、書紀萬葉などにも、皆濁音にこそ用ひたれ、清音には用ひたることなし、又此は豊樂にて、大御酒を獻るところなるに、糸具の絡垜を取ることをよみ賜はむこと、さらに由なし、且絡垜は立置て糸をかくる器にこそあれ、手に取持て用ふ物には非るを、取と云むも、似つかはしからざるをや、）〇本陀理斗理は、（本字舊印本に夫に誤り、又一本又一本には、大に誤れり、今は眞福寺本に依れり、又斗字は、此より次々四皆諸本共に計に誤れるを、今は延佳本契冲本に依れり、さて取の假字は、此上には登を用ひ記中多くは登なれど

には非るを、於なりと思へるは、於と乎との屬ごころを辨へざる誤なり、又師は、かの仁徳紀の於字をも、弘に改め、此の淤字をも、泓に改めて解れたれども、此記には、泓字などを假字に用ひたる例さらに無し、そのうへ、此記も書紀も、云かはしたる如く、同言をしも同く、寫誤るべきにもあらざれば、かた〴〵強言なり、凡て師の、古書の文字を、誤として改められたる中には、此類の行過のひがこと多し、心して見べし、）○淤美能袁登賣は、（多くの本に、袁字なきは、脫たるなり、今は眞福寺本延佳本に依れり、）契沖が、臣之孃子なりと云る宜し、書紀武烈卷、哥、又天智卷、哥に、飫瀰能古、（臣之子なり、）萬葉三（卅五丁）に、臣之壯士などある類の稱なり、（師云淤字は、泓の誤にて、麻績の少女なり、女と云も、麻績女と云ことなり、と云れたるは、非なり、麻を績事を殊に職とする女ならばこそ、麻績の少女とは云め、なべての女を、いかでか然は云べき、又女と云名を、麻を績ゆゑの名なりとは、契沖も然云へれど、此はた非なり、女の袁は、嫗の淤に對ひて、淤は大、袁は小の意にこそあれ、麻の意にはあらず、かの萬葉なる臣之壯士に對へても、此は臣之少女なること、明けきをや、）此は即袁杼比賣を詔へるなり、○本陀理登良須母は、（此本字、此御哥に三ある、延佳本には、皆太と作るは例のさかしらに改めたるなり、諸本皆本とあり、）秀罇取もなり、罇は、もと酒を盃に注き入るゝ器なり、（說文に、尊注酒器、とあるにて知べし、尊と、罇樽と、同じことなり、此方にて多理と云物も、古へは酒を注く器なりし故に、此字を當たるなり、されば古への罇は、後世に、瓶子銚子などを用る如く、用ひたりし器なり、然るに後世には、樽は酒を入置器となりて、注く器には非ず又瓶子は、和名抄に、加米とありて、古へは酒を注く器

伊余理陀多志。由布斗爾波。伊余理陀多須。和岐豆紀賀斯多能。伊多爾母賀。阿世袁。此者志都歌也。

是豐樂は、上の長谷の百枝槻下のなり、○袁杼比賣、上に出、(傳此卷十八葉) これも、婇にやありけむ、(其由は上に云り。) ○美那曾々久は、(久清音なり) 水灌にて、次御句の淤に係れる枕詞なり、冠辭考に見ゆ、(又其みなそこふの條をも考合すべし、さて水中にあることを、曾々久と云は、少しいかゞなるごと聞ゆれども、水に浸れることをも、曾々久と云なり、されば此は常に水に浸りてあるよしなり、) 淤とつゞくは、魚の意なり、そも〳〵魚は宇袁なるを、淤と云は、上の曾々久の久の韻宇にて、長く引て詠へば、久宇淤となる、其宇淤は袁と切まれば、おのづから魚と聞ゆるなり、(魚を、宇を省きて、袁と云は、常なる中に、是は韻の宇よりつゞけば、さらなり、さて此淤とつゞけることには、種々の説あれども、みなわろし、まづ契沖は仁德紀の御哥につきて云く、於瀰の於は阿と通じて、阿瀰と云鳥名なり、又古はやがて於瀰と云たるにもあるべければ、水の下に潛て經る於瀰、とつゞけさせ賜へるかと云て、みなくゞるあみのはがひの、云々と云哥を引たれども、阿美と云鳥、古に聞ゆることなし、そは萬葉三に、牽留鳥と云ことあるを、鳥名と心得誤れるなるべし、かの留鳥は、網のことなるを、鳥を留むと云義を以て書るにこそあれ、又或人は、言を隔て、處女の袁へかゝると云、或は大海之魚とつゞくと云る、皆わろし、又或人は、宇乎反於なれば、假字のことわり明らけしと云れど、宇乎反は乎にこそあれ、於

るなり、此事彼哥の處、傳十三に委云り、考合すべし、）○天語歌は、（朝廷を天とせる例萬葉哥に、ひさかたの京ともよみ京人を天人ともよめれば、公の宴の哥なるを以て、云にやとも思へど、然にはあらず、又師は、高光日御子と云語あるを以て名けたるなり、と云れたれど、其もわろし、）餘語哥なるべし、三哥、皆終に許登能、加多理碁登母、許袁婆、と云ことの添れるが、哥の意の外にて、餘れる語なればなり、（上巻にも、此語の添りたる哥はこれかれあれども、其は神代のにて、別に神語と云て傳はりたれば、こととことにぞありけむ、さて又姓氏錄に、天語連と云姓も見えたるは、如何なる由の姓にか、しらず、續紀八に、海語連とあると一姓か、）○譽其三重婇而は、（舊印本又一本などには、而字なし、今は眞福寺本、延佳本などに依れり、）上件の甚もめでたき哥をよみて、壽奉れるを、譽賜へるなり、○給多祿也、若櫻宮段にも、多祿給とある、祿の事彼處に云り、（傳卅八黑江中王下）さて後世に至るまで、彼伊勢國三重郡に、采女鄕と云もあることは、全此婇が、此哥をよみて、いみじく賞美られ奉て、いと〳〵名高かりし故なるべしあなたふと、（今世にも、采女村と云あり、）

是豊樂之日。亦春日之袁杼比賣。獻大御酒之時。天皇歌曰。美那曾曾久。淤美能袁登賣。本陀理登良須母。本陀理斗理。加多久斗良勢。斯多賀多久。夜賀多久斗良勢。本陀理斗良須古。此者宇岐歌也。爾袁杼比賣獻歌。其歌曰。夜須美斯志。和賀淤富岐美能。阿佐斗爾波。

々保利、弟曾々保利二人、天皇勅有何才白有造酒之才、令造御酒、於是賜麻呂、號酒看都子、賜山鹿比咩、號酒看都女、因以酒看都爲氏、（此文印本は誤字あり、今は古本に依れり、）などある酒美豆は、即酒のことにて、然云意と、榮水なるべし、さて其を佐氣とのみ云は、水を省たる名なるべし、（師云、酒と云名は、榮と云ことなり、是を飲めば、心の榮ゆるよしなり、）かくて酒宴するを、佐加美豆久と云は、榮水飽にて、酒を飽まで飲、樂ぶよしにもやあらむ、良斯は、推度る辭なり、○比能美夜比登は、日之宮人にて、即上の大宮人なり、天皇は日御子に坐々て、萬を日神になずらへて申す例にて、大宮をも日宮と申すなり、萬葉一に、日之御門、五に、高光日御朝庭などもあり、さて此宮人は、宮女等を指て詔へるなり○此大御哥、此處に入れることはいぶかし、其故は、祁布母加母（加は歟にて、疑の辭なり、）と詔ひ、良斯（おしはかれる辭なり、）と詔へる、御目のあたり看行したる狀をよみ賜へる御詞に非れば、此槻下の豐樂に坐て、同くよみ賜へるとは聞えず、（若くは同豐樂に、宮女等の物隔てなどして、彼方にて宴するけはひを聞看て、此方より推度らしてよみ賜へるにはやとは思へど、然てはなほ今日もかもとある御言通えがたし、）故思に、此は一時後宮にて、女方の豐樂ありしを、別殿よりおもほしやりて、よみ賜へるにて、上なる哥どもとは、異時の御哥なるが、混ひて此には出たるにやあらむ、（其混ひたる故は、後に此の三首共に、樂府にて、同く天語哥の部となれるから、上の二首に引れて、此御哥も、此に入りて、傳はり來つるなるべし、さる例あり、かの神代卷なる、あまざかる云々の哥の、あめなるやおとたなばたの云々の哥と同時の哥となりて傳はりたるも、同く夷振の部なるよりまがひつ

受は、群るにて、上卷に宇士多加禮とある宇士と通ひて、(士と受とは、殊に親しく通音なり。)同じ、宇士の事、彼處に云るを、考へて知べし、(傳六夜見國段) 彼蛆も、多く群がる意の名なるべし、(微小虫を、俗に宇受虫と云も、宇士虫と云に同じ。) 須麻理は、書紀に、八坂瓊之五百箇御統、御統此云美須磨屢、(これ玉を多く貫連ね、集めよせたるを云り、萬葉十又十八に、白玉之五百箇集、とよめるも是なり。) とあると同言にて、多く會集へるを云、されば此御句は、庭雀の如く、多く群集居てと詔へるなり、(契沖、須と久と同韻なれば、蹲居而なりと云、師も受は豆の誤にて、うづくまりなりとて、祝詞の集侍を引て、同言なりと云れたれど、皆ひがことなり、まづ蹲居の譬へには、庭雀も似つかはしからず、又婦人のうつくまり居むこともあるべくもあらず、さて又かの集侍も、うづくまりの意にはあらず。) ○祁布母加母は、契沖今日歟なりと云り、此詞古哥にある例皆然にて、二の母は、共に助辭なり、○佐加美豆久良斯は、萬葉十八 (十一丁) に、多知婆奈能、之多泥流爾波爾、等能多弖天、佐可彌豆伎伊麻須、和我於保伎美可母、又 (卅丁) 左加美都伎安蘇比奈具禮止、云々、十九 (卅九丁) に、酒見附、榮流今日之、安夜爾貴左、などもありて、宴樂のことなり、然云言の意は、師云、萬葉廿に、美豆久白玉とある美豆久と同くて、沈醉淵醉など云が如し、と云れき、今思に、又萬葉十八 (二十一丁) に、海行者、美都久屍、(續紀天平廿一年の詔にも、此語あり。) とあるなども、水に所漬ことなれば、酒に所漬よしにて云にや、(俗言にも、酒を甚く好みて、ゑば〳〵飲者を、酒に漬り居ると云り。) 又思ふには、神名帳に、造酒司坐酒殿神二座、酒彌豆男神、酒彌豆女神、姓氏錄酒部公條に、大鷦鷯天皇御代、從韓國參來人、兄曾

き斑あり、領巾掛たるさま、其にぞ似たりけむ、）○麻那婆志良は、鶺鴒の一名と云り和名抄には、此名は見えず、（和名爾波久奈布理、日本紀私記曰、止豆木乎之閇止里とのみあり、）字鏡に、鵈彌左古、又萬奈柱、また鴗加利、又萬奈柱、また鵯豆々萬奈柱などあれど、皆詳ならず、○袁由岐阿閇は、尾行令合なり、阿閇は、阿波世の切りたるにて、阿比と云とは異あり、（凡て比と活用く言を、閇と云には、令の意なる多し、集をつどへと云は、令集なり、添をそへと云は、令添なり、浮をうかべと云は、令浮なり、此類多し、）かくて此行合は、彼方此方より對ひて、行合には非ず、相並び連なるを云て、鵲の行合の間、など云行合と同じ、彼まなばしらと云鳥の、群居る尾どもの、多く並べるを以て譬へたるにて、領巾掛たる宮女等の、あまた並座たる裳どもの、後方に、長く引れたるが、相並び連なりたる狀を詔へるなり、（又上は女、此は男にて、裾を引て座る狀かとも思へど、然には非じ、其故は、上の此禮登理加氣の處に、弖とありて、此由岐阿閇の下には、弖と云辭なきは、上より一連にて、女と男とを並べ云るさまに非ず、且男女相混り坐て、宴すべくもあらず、されば此はたゞ女官たちの狀を詔へるにて、男官人の狀にはあらじ、さて此御句、契沖云、鶺鴒は尾を引てよく敢て行ば、宮女の裳のすそを長く引ても、つまづかず、よくふるまふに喩へ給ふかと云るは、いみじきひがことなり、是は次の御句に居てとあるに、よく行たとへは由なし、そのうへ尾を引てよく行ことを、尾行敢とは、いかでか云む、さる拙き語は、あるべくもおぼへず、）○爾波須受米は、庭雀なり、（雀はよく庭に降て群り居る物なる故に、庭雀とは詔なるべし、）此は次の御句の序なること、上二の例の如し、○宇受須麻理韋弖と、群統居而なり、宇

は、誤なり、さばかり假字の事を重き物に云れたるには似ず、此記の假字づかひの例をも思はれざりしはいかにぞや、且蔓にては、次の二の鳥名を擧てよそへ賜へる例には違へるをや、)

○比禮登理加氣弖は、領巾取掛而なり、領巾と云物の本のよしは、上卷蛇比禮とあるところに云るがごとし、(傳十) さて是を振ことは、書紀欽明卷の哥に、柯羅倶爾能、基能陪儞陀致底、於譜磨故幡、比例甫囉須母、云々、萬葉五 (二十三丁) に、麻都良我多、佐欲比賣能故何、比例布利斯、云々など見え、古へは凡て女は、此を掛たりとおぼしくて、書紀崇神卷に、埴安彦之妻吾田媛、取倭香山土、裹領巾頭而云々、萬葉十三 (八丁) に、濱菜摘、海部處女等、纓有領巾文光蟹、云々など見えたり、大神宮儀式帳に、生絹御比禮八端、(須蘇長各五尺、弘二幅、) 外宮儀式帳にも、生絁比禮四具、(長各二尺五寸、廣隨幅、) さて色は、凡て白きか、萬葉哥に、栲領巾乃白とも、細比禮乃鷺ともつづけよめり、和名抄に、領巾婦人項上餙也、日本紀私記云、比禮、さて書紀天武卷に、十一年三月、詔曰、云々、亦膳夫釆女等之手繦肩巾、並莫服、續紀三に、慶雲二年四月、先是諸國釆女肩巾田、依令停之、至是復舊焉、縫殿式、年中御服、中宮料に、領巾四條料、沙三丈六尺、(別九尺、) 北山抄内宴條に、陪膳女藏人、比禮料羅事、舊年仰織部司、人別一丈三尺、など見えたり、(又式の中に、帔とある物も、比禮の如く聞ゆれども、いかゞあらむ、よく尋ぬべし、漢籍どもに云る帔は、比禮には非ず、思紛ふべからず、) 枕册子にも、釆女の裝束に、比禮を掛たること見えたり、大殿祭祝詞に、比禮懸伴緒云々、大祓詞にも如此あり、さて此上に、鶉鳥と詔ふ意は、契冲が鶉のふの肩より胸まであるを、領巾掛たるさまに喩へて詔へり、と云るが如し、(まことに此鳥、頂より胸かけて白

野山司萬葉十（四十五丁）に見え、野豆可佐、十七（十一丁）又廿（十五丁）に見え、涯之官、四（廿丁）に見ゆ、皆その高き處を云りと聞ゆ、さて此市も、即上の高市なり、（別に物賣る市を云には非ず、）○爾比那閇夜爾、上の哥なるに同じ、さて此も大宮内にて、天皇の新嘗所聞食す殿なるを、上なる哥と、上の詞を變て、かくはよみ賜へるなるべし、（高市の中にて、小高く、最高き處は、必大宮なるべければなり、たとひ最高き地には非ずとも、大宮を必如此云べきものなり、）○淤斐陀亙流、これより三句、高津宮の段、大后の御哥にいづ、（傳卅六）○曾賀波能は、其之葉之なり、これより四句も、かの高津宮段の御哥にいづ、たゞしかれは斯賀波那能、亙理伊麻斯、芝賀波能、比呂理伊麻須波とあり（傳卅六）○多加比加流、比能美古爾、上にいづ、○登余美岐句多亙麻都良勢、上巻須勢理毘賣命の御哥に見ゆ、（傳十一）さて此は上に比能美古爾とあれば獻れと人におほせたまふなり、○毛々志紀能は、大宮の枕詞にて、冠辭考に見ゆ、○淤富美夜比登波は、大宮人者にて、大宮につかへ奉る人たちなり、（宮人と云とき、比は清音なり、後世に濁るは、古にたがへり、）○宇豆良登理は、（延佳本に、宇字を可と作るは、例のなまさかしらに改めたるひがことなり、記中には、可字を假字に用ひたる例なし、諸本みな宇とあり、鶉鳥なり、（常には宇豆良とのみ云て、鳥とは云ざれども、常には然云ぬ名には、某鳥、某魚、某の木など添て云ことも、記中に和邇魚、萬葉に鴨鳥など、例なほ多し、）和名抄に、鶉、和名宇都良、（或説に、宇豆良は韓語なり、今朝鮮にてももづらと云、と云り、皇國言の彼國にもうつれるなるべし、さて延佳本に、此を可豆良とせるを用ひて、師も蔓として、登理を、取掛の意なり、と云れたる

大后は、若日下王なり、○夜麻登能は、倭之なり、○許能多氣知爾は、此高市になり師云、こは高市郡を云には非ず、京をほめて云なりと云れき、凡て市とは、四方より人の集まる處を云なれば、(必しも物賣者の集まるをのみ云名にはあらず、)京をもほめて、高市と云べきなり、神代に、高天原にても、會八十萬神於天高市とありて、人の集まる處を云名なり、大和國の高市郡も、神武天皇の、畝火宮の他に就ての名なるべし、(但此郡名は、高市御縣と云處あるを以て見れば、其處より出たる名の如くなれども、然にはあらで、かの御縣は、高市の内なる御縣の由にて、高市はなほ京によれる名なるべし、さて此の高市を、契冲が、朝倉宮有處の市なりと云るは、後世の市と云名になづみて、別に市と云物と見たるひがことなり、又大和志に、此高市を、城上郡柳本村と云るも、例の信がたし、)○古陀加流は、小高有なり、(古陀加々流と云べきを、同音の重なるは、一は省く例にて、かく云るなり、)山などの如く高きには非で、平地の高き處なる故に、小高とは云なり、今世の言にも、常に云ことなり、(契冲も師も、木高るなりと云れつれど、記中假字の例、木には、許を書て、古をかゝず、小には必古を書り、)○伊知能都加佐は、市之高處なり、師云、都加佐とは、最高處を云、契冲云、萬葉に、山のつかさ、野のつかさ、岸のつかさなどよめり、高き方を云べし、水のかさなど云も、つかさの上略なるべしと云り、凡て官司と云は、もと最高處を云より出たるなるべし、(然るを契冲が、つかさどる意にて、高き方を云べしと云るは言の本末違へり、つかさどると云は、官司より云言にて、末なるをや、また水のかさなど、凡て物のかさと云は、まことに都加佐より出たる言にもあるべし、かさが高いかさがないなど、常に云り、)

爾加志古志は、此はたふとく好き意をかねて聞ゆ、上句の斯母と云辭は輕く、却てと云意を帶たれば、今御盞に落葉の浮るを知らで、其隨に獻れる過失、却てたふとくめでたき御事なり、と申すなり、○多加比加流、比能美古、上に出、こゝは天皇に對奉て、直に指て申すなり、○許登能加多理碁登母許袁婆、上卷に出、（傳十一八千矛神御歌條）○獻此歌とは、物に書て獻れるごと聞ゆれども、此のさまを思ふに、然には非ず、たゞ歌ひ擧て聞看さするを云るなり、○赦其罪、哥のさまも、よめる趣も、すぐれて美ければ、厚く賞賜へること、理ともことわりなり、

爾大后歌其歌曰。夜麻登能。許能多氣知爾。古陀加流。伊知能都加佐爾比那閇夜爾。淤斐陀弖流。波毘呂。由都麻都婆岐。曾賀波能。比呂理伊麻志。曾能波那能。弖理伊麻須。多加比加流。比能美古爾。登余美岐。多弖麻都良勢。許登能。加多理碁登母。許袁婆。即天皇歌曰。毛毛志紀能。淤富美夜比登波。宇豆良登理。比禮登理加氣弖。麻那婆志良。袁由岐阿閇。爾波須受米。宇受須麻理韋弖。祁布母加母。佐加美豆久良斯。多加比加流。比能美夜比登。許登能。加多理碁登母。許袁婆。此三歌者。天語歌也。故於此豐樂。譽其三重婇而。給多祿也。

をも云、或は底に沈むをも云、或は渡るをも云て、何れも水に著ことに云り、(萬葉を見て知べし、なほ玉勝間に委く云り、此言、昔より物知人みな解誤れり、さて此は、御盃の酒に浮べるにて、水には非れども、酒も水の類なれば、違へることなし、) 其中に、浮ぶを云る例は、萬葉三 (四十八丁) に、云々、黒髪者、吉野川、奥名豆颯、四 (十六丁) に、鳥自物、魚津左比去者、(水鳥の、水に浮て行、如くと云なり、) 十二 (十二丁) に、爾保鳥之、奈津柴比來乎、などなほあり、さて此まで三句の意は、彼神代の初に、空中に浮し脂の、今此玉盞に落浮びてと、かの槻の落葉を祝て、如此云なせるなり、(語のつづきをよく味ひて知べし、此處よくせずは紛ひぬべきなり、) ○美那許袁呂許袁呂爾は、水凝々になり、上の浮し脂と相照して見べし、上卷に、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也、故二柱神、立天浮橋而、指下其沼矛以畫者、鹽許袁呂許袁呂邇畫鳴而云々、(傳四) 此は、この國土の成始めたることにて、いとも〱たふとく好き故事なるゆゑに、いま落葉の御盞に浮べるを、是によそへて、壽奉れるなり、美那とは、本語に、鹽とあるを、今は酒なる故に、水と易て云るなるべし、(又美那は、御魚にて、御肴に奉るよしにとりなせるかとも思へど、然にはあらじ、又契沖、こをろこをろを、槻の葉の落る聲なりと云るは、かの本語の鳴の借字なることを知らずして、鳴すこと、心得たるより誤れるひがことなり、美那を皆と云るもわろし、師も皆として、酒も葉も共になりと云れつれど、皆と云べき處にはあらず、) さて如此言捨て、下に凝て淤能碁呂嶋と成れる、是此國土の生出べき始なり、と云意を含めたる壽辭なり、○許斯母は、是しもなり、○阿夜

り、（佐々宜流と云べきを、如此云は、立るをたゝせる、行るをゆかせる、と云たぐひの格なり）
○美豆多麻宇岐爾は、みづ〳〵しき玉盃になり、（美豆は玉へ係れるか、盃へ係れるが、何れにてもあるべし、又玉盃とは、玉の盃か、玉とは、たゞ盃をほめて云か）書紀景行巻に、十八年八月、到的邑而進食、是日膳夫等遺盞、故時人號其忘盞處曰浮羽、今謂的者訛也、昔筑紫俗、號盞曰浮羽、筑後風土記に、昔景行天皇、巡國既畢、還都之時、膳司在此村、忘御酒盞、云々天皇勅曰、惜乎朕之酒盞、（俗語云酒盞爲宇枳）因曰宇枳波夜郡、後人誤號生葉郡、（忘字は、忘を誤れるなるべし）などあり、盞を宇伎と云こと、是に見えたり、（但し、宇伎と云こと、書紀に見えたる如く、筑紫言にて、他國にては云ぬ名にや、此の外には見えず、然るに、此に其名をしも云るは、契冲が云る如く、景行天皇の彼故事を思ひてにもやあらむ）○宇岐志阿夫良は、浮し脂にて、神代の初に、國稚如浮脂而多陀用幣琉之時、とある浮脂の如くなる物を、やがて脂として云るなり、其由は次に云べし、（されば、上句は此一句をへだてゝ、落なづさひへつゞきて、此浮しはかの神代の初に浮しと云にて、今の御盃に、落葉の浮たるを云には非ず、思ひまがふべからず、契冲此意を知らずして、酒の濃くして、膩の凝れるに似たるを云と云るは、非なり、さて又和名抄に、酒膏佐賀阿布良と見え江家次第に、大臣家大饗條に、公卿等參集、於辨少納言座、小飲、謂之待油云、云、中關白御時、於細殿有待膏、云々など云こともあれど、これらは此には由なき事なり、思ひまがふること勿れ、但し酒に待油と云ことのあるは、もと此の哥より出たる事にもやあらむ、そはしらず）○淤知那豆佐比は、淤知は落なり、那豆佐比は、浮ぶを云、凡て此言は、或は水に浮ぶ

是は槻の枝の刺覆へることの、廣く遠きよしを云るなれば、遠き處をのみ擧て、近き都の內は、さらなれば、云ざることおもしろし、(契冲が、比那とは下界を云か、然らば、下界に准へて、畿內と東海道との外を、比那と云ならむと云るは、皆ひがことなり、下界と云も由なく、東海道を除きて、比那に非ずとせむことも、いはれず、此は東を別に云るからの說なれども、中々にわろし、又阿米と云を、畿內に准ふと云るもわろし、比那を擧て京を擧ざることは、右に云るが如し、)○本都延能は、秀枝之なり、○延能宇良婆波は、枝之末葉者なり、末を宇禮とも、宇良とも落、常のことなり、○淤知布良婆閇は、落觸なり、(契冲が落降なり、降をふらばへと云るは、古語なりと云るは、非なり、)布禮を布良婆閇と云は、延て活かしたる言なり、(良婆閇を切むれば、禮となるなり、) 萬葉二(三十一丁)に上瀨爾、生玉藻者、下瀨爾、流觸經、(此觸經を、今本には、フ。レ。フ。ル。と訓たれど、此の此句に依て、ク。ラ。バ。ヘ。と訓べきこと明らけし、又此萬葉に、觸と言るにて、此の意をも知べし、經は借字なり、) ○斯毛都延爾は、下枝にて、志豆延と同じ、(契冲が、上に准ふるに、毛は衍文なるべしと云るは、中々にわろし、さては豆と都と清濁も違へり、) かくさまに同言を二たび云とき、少し易て云こと、古の哥に例多し、(上卷八千矛神御哥に、阿理登岐加志豆、云々、阿理登岐許志豆、云々などの如し、) ○阿理岐奴能は、三重の枕詞にて、鮮衣之なり、此事、玉勝間六の卷に云り、○美幣能古賀は、三重之子之にて、婇みづからのことなり、(三重とつゞけく意は、表と裏と中重と三重か、又たゞ何となく三重か、萬葉九に、吾疊、三重乃河原、ともつゞけり、) ○佐々賀世流は、(賀字多くの本に加と作り、今は眞福寺本延佳本に依れり、) 指擧有な

○都紀賀延波は、槻之枝者なり、(こはまづ惣ての枝をいひて、其枝者云々と、次に上中下の枝を分て云なり、)○本都延波は、秀枝者にて、上枝なり、○阿米袁淤幣理は、天を覆有なり、(契沖が、淤幣理を負とせるは非なり、延佳も師も、覆へりとせられたる宜し、但し延佳が袁を覆の淤と心得たるは、假字づかひを知ざるひがことなり、袁は辭なるをや、)淤本幣理と云べきを、本幣を幣と切めて云り、さて天を覆ふとは、御殿を天之御陰、日之御蔭など云如く、天の覆ひとなる意なり、(大虚空におほふばかりの袖もがな云々、)○那加都延波は、中枝者なり、○阿豆麻袁淤幣理は、吾妻を覆へりなり、東方國を、吾妻といふ事のよしは、中卷倭建命段に見ゆ、(傳廿七、)さて鄙といふに、東國もこもれるを、かく別に東をいへるは、只上枝中枝下枝と、三に分充ていはむ料のみなり、凡て歌は、さしも事の理をきはめて云物には非ず、事實に違はず、理りに背ける事にだにあらざれば、依來るまゝに廣く云て、詞を文なすぞ常なりける、(契沖が、本朝に於ては、東國は畿内に次意なり、七道を數ふる時も、東海道を以て五畿内に次なりと云、古今集の東哥の處にも、かの豊城命の事などを引て、殊に東方國をば別に擧べき由を云れど、皆わろし、)されば鄙の外に、西國をば云ずして、東國を云ること、何の意も故もあるにはあらず、○志豆延波は、下枝者なり、(次には、斯毛都延波とも云り、)上枝中枝下枝、みな上に出、○比那袁淤幣理は、鄙を覆へりなり、都の外を、總て何處にても、比那と云り、書紀神代の哥に、あまざかる鄙つ女とあり、(比那と云言の本の意、舊き説に、日無と云、師は田居中とも、日の下とも云れき、何れもよろしとも聞えず、)さてかく天を云、鄙を云、東をさへ云るに、都をしも云ざることは、

に堅めたるを、次々に許多並べ積重ねて築く故なるべし、又御垣のみならず、宮のなべての地をも、然して堅むるにもあるべし、○伊岐豆岐能美夜は、杵築の宮にて、伊は發語なり、杵築とは、杵して搗堅めて築を云、出雲風土記、出雲郡杵築郷の處に、所造天下大神之宮將奉而、諸皇神等參集、宮處杵築、故云寸付とあるが如し、さて朝日之と云より此までは、日代宮を賛たるなり○麻紀佐久は、眞木拆にて、檜の枕詞なり、冠辭考に見ゆ、○比能美加度は、檜之御門なり、(師は多加比加流比能美夜比登とも、萬葉一に、日之御門ともあるに依て、此をも檜を日に轉して云かけたるにて、日之御門なりと云れつれども、若其意ならば、たゞに高光とこそ云べけれ、眞木さくとはいかでか云む、そも〳〵此檜と日との事、萬葉一なる、日之御門は、日は例の借字としてもあるべく、又五卷に、高光日大御朝庭ともあれど、其はやゝ後の哥なれば、檜を日の意に取りかけてよめりとも云べければ、古は日之御門と云ことは、無かりしとも云べし、然れども、此次なる大御哥に、高光日之宮ともあるうへは、日之御門とも云べきこと論なし、されば、古より、檜之御門とも、日之御門とも云て、其は各異言にして、一言には非りしなれば、眞木拆と云るは、たゞ檜之御門にて、日の義はなきなり、)○爾比那閇夜爾は、師の新嘗屋になりと云れたる宜し、(契冲が、上の爾を上句の終に屬て、引並屋かと云るは、ひがことなり、)天皇の新嘗所聞看殿なり、上卷に、聞看大嘗之殿とあるに同し、新嘗の事、彼處にくはしく云り、(傳八)○淤比陀豆流は、生立有なり、○毛々陀流は、百足なり、(此は次句の枝へ係れり、)枝々の多く茂り足へるをいふ、應神天皇の大御哥に、毛々知陀流夜爾波、ともあるところ、考あはすべし(傳卅二)

て、今の百枝槻を、即其に云なして、首より新に作れるにもあるべし、(契冲、西國の熊襲云々、准へ奉ぬと云るはわろし又彼御時、膳夫御盃を忘れたる事ありしかど、御咎めなかりしことの、今盃に槻葉の落て浮びしを、知らざりしも、似たる事なるに依て、却てめでたき由によみなさむためなりと云るは、御盞を宇岐としもよめるなども、由ありて、おもしろく、然もときこゆ、)○阿佐比能、比傳流美夜は、朝日之日照宮なり、上卷に、此地者、朝日之直刺國、夕日之、日照國とあるところ、考あはすべし、(傳十五) ○由布比能は、夕日之なり、○比賀氣流美夜は日陰る宮なり、賀氣流は、日影の刺たるが、刺ずなりて、陰になるを、中昔の哥に、加宜呂布とよみ、今世の言に、加宜流といふ是なり、然るに賀を濁り、氣を清るは、古の音便にて、この例此彼とあり、上卷豊久士比泥別のところ(傳五)に云るがごとし、(契冲は、日隱なりといへり、龍田風神祭祝詞にも、夕日乃、日隱處とあれども、隱るを賀氣流とは云べくもあらざれば、此はなほ隱には非ず、又或人は、日影入なりと云れど、そは殊にわろし、) ○多氣能泥能は、竹之根之なり、○泥陀流美夜は、根足宮なり、○許能泥能は、木之根之なり、○泥婆布美夜は、根蔓延宮なり、萬葉三(五十二丁)に、礒上丹、根蔓室木、さて此四句は、竹木の根にて、地の堅きよしに壽たるか、はた竹の根の如く、よろづ滿足ひ、木の根の如く、長く久しかるべきよしに壽たるか、○夜本爾余志は、八百土にて、余志は助辭なり冠辭考に見ゆ、(契冲、余志を吉とせるは、いまだしき説なり、) そも〱土は、數を以て云べき物に非るを、八百と云は、(必しも數には非れども、物の量の多きをも、如此さまに云も常なれども、なほ是は然にはあらじ、) 御垣を築くには、埴土を、よきほどの大さ

中卷倭建命段にも、その美夜取比賣、捧大御酒盞以獻と見え、續後紀五、遣唐使に餞を賜ふところに大使常嗣朝臣、避座而進、喚采女二聲、采女擎御盃、來授陪膳采女、常嗣朝臣跪唱平、天皇爲之擧訖、行酒人進賜常嗣朝臣、云々、西宮記に陪膳事、節會陪膳、采女奉仕、また延長二正廿五、(甲子)自院被奉子日宴於大裏、天皇御南殿、中務卿親王、避座立喚采女、采女稱唯進、御酒陪膳采女、擎盞欲獻、爰親王進跪唱平天皇即執盞御飲畢稱精○不知葉葉浮於盞、こは面を俯し、目より高く擎て、獻る故に見えざるなるべし、○猶は、改むべきを改めず、猶其まゝなり、(俗言に、やはりと云意なり、) 古は、盞に酒を盛て獻りしことなり、○看行のこと、中卷倭建命段にくはしくいへり、(傳廿七) ○打伏其婇、云々は、愼まず、おろそかにして、忘れるを、大く怒坐るなり、○應白事、(白字、舊印本又一本などには、日に誤り、延佳本には、曰と作り、今は眞福寺本によれり、) ○麻岐牟久能、比志呂乃美夜波は、纏向之日代宮者なり、此宮の事、中卷にいへり、(傳二十六の始) 抑此は、景行天皇の大宮の名なるを今此御世にかく哥へることは、いぶかしきを、(こゝは長谷の槻の下の宴なれば、其木をこそうたふべけれ、又大宮は、長谷朝倉宮のことをこそ申すべけれ、古の御世の大宮を云ること心得ず、故若くは、此段の故事は、凡て景行天皇の御代の事なりけむが、まがひて、此御世の事になりて傳はりしにやとも思へど、然にはあらじ、) 若は此哥、しづえはひなをおへりと云までは、かの景行天皇の御代に、大宮に名高く美き槻の大樹の有しを、賛たりし哥にて、名高く傳はれるを取出て、今の長谷の百枝槻を、其に准へて、其次を新に作り繼てうたへるにやあらむ、又は、彼日代宮の槻木、名高く美きためしに語傳へたる大木なるを、以

む、(書紀、此御卷には、百濟より采女を貢りしことも見えたり、) さて婇は、其姓を呼ず、其國其郷を以て、其處の婇と呼例なり、(古書皆然り、後まで同じ、源氏物語にも、肥後、采女などあり、) さて婇の員は、物に見えず、後宮職員令に、宮人とありて、義解に、婦人仕官者之總號也とある、此内に婇もあるべし、員は定まりは無かりけむ、同令水司下に、采女六人、膳司下に、采女六十人とあり、こは總ての數には非じ、采女司式に、凡采女四十七人、賜近宮城地、これは總ての員とも聞えず、(續紀二に、大寶二年、令筑紫七國、及越後國、簡點采女兵衛貢之、但陸奥國勿貢、これらの國は、遠き故に、此時までは、貢らざりしなるべし、又神護景雲二年には、常陸國筑波采女、壬生宿禰小家主上野國佐位采女、上野佐位朝臣老刀自など、本國の國造とせられ、寶龜二年の處に、因幡國高草采女、國造淨成女など見えたるは、常ならぬことなるべし、類聚國史に、大同二年五月、停諸國貢采女、また十一月、停諸國貢采女、但云々、若叙五位已上、及補雜色者、即除采女名、また弘仁四年正月、制令伊勢國壹志郡、尾張國愛智郡、常陸國信太郡、但馬國養父郡、貢郡司子妹年十六已上、二十已下、容貌端正、堪爲采女者各一人、などあり、後世にも、台記久安六年、女御入內別記、祿法の處に、御膳宿采女卅二人云々とあり、此ころも多くありしことゝしらる、禁秘御抄には、陪膳采女、尤可然事也、近代漸令零落、無極、尤可有沙汰事也、云々) 職員令に、采女司、正一人、掌撿校采女等事、佑一人、令史一人、采部六人、使部十二人、直丁一人とあり、○指擧大御盞、(師は、こゝの盞を、宇伎と訓れたり、哥によれば、其もさることなれども、他處なる例をかむがへわたすに、なほ佐加豆伎と訓べくおぼゆ、) 上卷八千矛神段にも、其后取大御酒坏、立依指擧而、云々、(傳十一)

を氏之女の畧轉なりと云れたるは、いとわろし、うちのめを、うねめと畧轉せむこと、いかゞなるうへに、氏之女と云こと、あるべくもあらず、女王をおきては、氏の女ならぬ女やとある、）婇は、主と御饌に仕奉るものにて、項に領巾を掛る故に、嬰部とは云なり、（御食に仕奉るに、殊に比禮を掛る由は、比禮は、もと振て虫などを撥はむために掛る物なりしかば、御食のをりなど、殊に其備へに掛たりしが後遂に禮服となれるなり、上代に虫をはらふに、比禮を振しことは、上卷傳十にいへるがごとし、）大祓詞に、比禮挂伴男とあるも、主と采女などをいへりと師も云れたるがごとし、（婇の比禮の事、天武紀に云々、續紀三に云云、下に引り、）さて婇の事の見えたるは、書紀仁德卷、四十年の處に、采女磐坂媛あり、これ始なり、但これ婇の始なるにはあらず、上代より有し物なるべし、（帝王編年記などに、履中天皇の御代より始まるよし云るは、履中紀に、倭直吾子籠が、妹日之媛を獻て、死罪を赦されたる處に、倭直等貢采女、蓋始于此時歟とあるを、心得誤れるひがことなり、又倭姫命世記に、采女見えたれども、信がたし、）さて婇の、主と御饌の事に仕奉し事は、次に云べし、（書紀履中卷に、令小墾田采女、賜酒于玉田宿禰、雄略卷に、使倭采女日媛擧酒迎進、などもあり、後宮職員令にも、水司と膳司下に、采女あり、）さて書紀孝德卷に、凡采女者、貢郡少領以上、姉妹及子女、形容端正者、（從丁一人、從女二人、）以一百戸宛采女一人粮、庸布庸米、皆准次丁、後宮職員令に、凡諸氏氏別云々、其貢采女者、郡少領以上、姉妹及女、形容端正者皆申中務省奏聞、（軍防令に、若貢采女郡者、不在貢兵衞之例、）これらは、やゝ後の定めにこそあらめ、上代には必しも如此くにしもあらざりけめど、大方はかくぞありけ

どに、齋宮諸司の中に、采部司とあるは、采女司なり、思ひまがふべからず、）さて字は、此記にはみな婇とのみ作り、是古の書ざまなるべし、（婇字、玉篇に婇女也、とあり、後漢書、皇后紀論に、又置美人宮人采女三等、並無爵秩、歳時賞賜充給而已、漢法常因八月算民、遣中大夫與掖庭丞及相工於洛陽郷中閲視良家童女年十三以上二十以下、姿色端麗合法相者、載還後宮、擇視可否、乃用登御、所以明愼聘納詳求淑哲、と云註に、采擇也、以因采擇而立名、と云り、佛ぶみ大智度論に、昔有須陀須摩王、云々、晨朝乘車將諸婇女入園游戲、晋譯華嚴經に、王得道時、於其正殿婇女圍繞七寶自至、など云り、これらの婇女も、采女のことゝ聞えたり、然れば、此方の古書に、婇と書るも、よりどころあることなり、婇字は、もと采女の二字を一に合せたる意なるべし、）萬葉四にも、駿河婇女と見え、政事要畧（廿五）に、昌泰三年、注進興福寺縁起曰、公主命婦、姝女（姝は、婇を寫誤れるなるべし、）などあり、然るに、令又書紀などに、采女と書れたるよりして、後世には、凡て然のみ書ことゝなれり、（後には婇と書ことをば知らずして、延佳が、此記の婇をも、みな采女に改めつるは、古に昧きなり、）さて宇禰辨と云名は、宇那宜辨の切りたるなり、（那宜は禰と切まる、）宇那宜とは、物を項に掛るを云、（和名抄に、項頸後也、和名宇奈之、）萬葉十六（二十七丁）に、宇奈雅流珠之、（神代の哥に、うながせるとあるも、うながるを延たる言なり、）書紀神代卷に、其頸所嬰などある、是なり、萬葉の哥に、玉手繦畝火山、とつゞけよめるも、冠辭考の説の如く、嬰の意に、宇禰とはつゞけるなり、此同例を以ても、婇の宇禰の、宇那宜なることを知べし、（允恭紀の、畝火と云るが、采女にまがひつる事をも思ひ合すべし、師の萬葉考に、宇禰倍と云名

九丁）に、出立、百兄槻木、虛知期知爾、枝刺有、如春葉、茂如云々、百枝とは、枝の多く繁きを云うちに、此は次にも、其百枝槻葉落、と云る云ざまを思ふに、殊に大なる樹にて、長谷の百枝槻と名に負りし樹にぞありけむ、○豐樂、上に出、（傳卅二髮長比賣條）爲は伎角志賣須と訓べし、又世須とも訓べし、其由上に云り、（傳卅八墨江中王條）さて槻樹の下にして、豐樂するとは、萬葉廿（十二丁）に、家持之莊門槻樹下宴飲と見えたり、其頃までもありし事なり、其外書紀天武卷に、饗多禰嶋人等於飛鳥寺西槻下、持統卷に、饗蝦夷男女二百一十三人於飛鳥寺西槻下、なども見え、皇極卷に、於法興寺槻樹之下、云々、孝德卷に、於大槻樹之下、召集群臣、云々、持統卷に、觀隼人相撲、於飛鳥寺西槻下、（此飛鳥寺の西なりし槻も、殊なる大樹なりしと聞ゆ、）なども見えたり、○三重婇、（婇字諸本妹と誤れり、又延佳本に采女と作るは、例のさかしらに改めたるなり、今は眞福寺本、又一本に依れり、次々なるも皆同じ、）三重は、和名抄に、伊勢國三重郡、美倍とある是なり、此地上にも出て、其處に云り、（傳廿八倭建命條）此郡に采女郷もあり、さて婇は、宇禰辨と訓べし、右の郷名も、和名抄に、宇禰倍と注せり、六帖に、平假字にも、するがのうねべとあり、其外古き物うねべと多く書り、辨は部の意なり、女の意には非ず、（賣と常に唱るは、部を音便に然云なり、公卿を、かんだちめと唱るたぐひなり、）さて職員令の采女司に、采部六人とあるは、別にて、男にて、采女のことには非ず、これは、采女部と云べきを、略きたるものなり、宮内省式に、大齋云々、采女司二十八人とある分注に、官人二人、采部六人、采女二十人、とあるにて、別なることを知べし、續紀廿六に、采女司、采部、采女臣家足と云人見ゆ、さて又令集解、簾中抄、拾芥抄な

乃美夜波。阿佐比能。比傳流美夜。由布比能。比賀氣流美夜。多氣能泥能。泥陀流美夜。許能泥能。泥婆布美夜。夜本爾余志。伊岐豆岐能美夜。麻紀佐久。比能美加度。爾比那閇夜爾。淤斐陀㠯流。毛毛陀流都紀賀延波。本都延波。阿米袁淤幣理。那加都延波。阿豆麻袁淤幣理。志豆延波。比那袁淤幣理。本都延能。延能宇良婆波。那加都延爾淤知布良婆閇。那加都延能。延能宇良婆波。斯毛都延爾。淤知布良婆閇。斯豆延能。延能宇良婆波。阿理岐奴能。美幣能古賀。佐佐賀世流。美豆多麻宇岐爾。宇岐志阿夫良。淤知那豆佐比。美那許袁呂。許袁呂爾。許斯母阿夜爾加志古志。多加比加流。比能美古。許登能加多理碁登母。許袁婆。故獻此歌者。赦其罪也。

百枝槻、槻は和名抄に、唐韻云、槻木名、堪レ作レ弓也、和名豆木乃木、（字鏡には、欟豆支とあるは、槻字を寫誤れるか、）とあり、師云、今けやきと云木の類なり、（或人云、今つきとも云、白けやきとも、云でとも云、杣人の云るは、けやきと、つきの木とは、いとよく似て、見分きがたきを、削りて見ればわかる、なり、けやきは理堅にのみあり、つきは、理たてよこにありと云り、）萬葉二（三十

に出せり、(傳卅八) 波奴といふ言は、萬葉二(二十四丁)に、奥津加伊、痛勿波禰曾、邊津加伊、痛勿波禰曾とあり、○一首の意は、此媛女をよく見むと所思せるに、岡の彼方に隱れて見えざるを、くちをしく所念看て、金鉏を多く五百箇も得まほし、此岡を、土を鉏き起し、撥やりて、崩してむ物を、然せば、隱れたる媛女の、形貌の見ゆべきにとなり、○金鉏岡、(金字を全と作る本は誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり、) 此岡、金鉏に由縁は無けれども、今此御大哥に、加那須岐母云々と賦賜へる岡と云意を以て、かくは名けたるなり、さて此地、長谷より春日までの間に在べし、其處詳ならず、書紀崇神卷に和珥武鐰坂と云見えたり、(これ處の和珥なるは、鐰と云が同きとの由はあれど、同地なるべくもおぼえず、契沖が金字を全と作る本に依て、タケスキと訓て、崇神紀を引て、若今の金鉏にやと云る、全をタケと訓べき由あらめや、又大和志に、全鉏丘、在添上郡櫟本村と云て崇神紀を引、又此の御哥を引て、那加須岐母とせり、書紀の武字も、タカとは訓べくもあらず、全はさらなり、そのうへ那をタの假字とせるも、いみじき强事なるをや、)

又天皇坐長谷之百枝槻下。爲豐樂之時。伊勢國之三重婇。指擧大御盞以獻。爾其百枝槻葉落。浮於大御盞。其婇不知落葉浮於盞。猶獻大御酒。天皇看行其浮盞之葉。打伏其婇。以刀刺充其頸。將斬之時。其婇白天皇曰。莫殺吾身。有應白事。即歌曰。麻岐牟久能。比志呂

備などもあり、○逃隱は、畏み恥てなり、○其御歌（御字、諸本に無し、今は眞福寺本に依れり、記中か丶る處には、多くは御字は無き例なれども、あるも宜しけむ、）○袁登賣能は、媛女之なり、○伊加久流袁加袁は、隱る岡をにて、伊は發語、（萬葉一にも、山際、伊隱萬代などあり、）下の袁は、余と云むが如し、（又常の袁として、須岐婆奴流へ係ても宜し、さて後世の心にては、かくるる岡とあるべく、かくる岡にては、言つゞかぬ如くなれども、隱は、古は、かくらむ、かくり、かくると云て、登る、渡るなどの類の活用なれば、かくる丶と云で、下へつゞくなり、）○加那須岐母は、（加那を那加と作る本は、下上に寫誤れるなり、今は延佳本に依れり、）金鉏もなり、高津宮段、大御哥に、許久波（木鍬なり）ともありて、鍬にも木なるがある如く、鉏にも木なるもある故に、金鉏と云名もありしなるべし、（契冲、那加須岐と誤れる本に依て、長鉏もなり、加は賀なるべし、と云るは、非なり、）○伊本知母賀母は、五百箇も欲得なり、知は、廿、卅、百、千などの知にて、一二の都と同くて、伊本都と云と同じ、（契冲、五百千とせるはわろし、）萬葉十八（二十三丁）に、安波妣多麻、伊保知毛我母、○須岐婆奴流母能は、鉏き撥るものにて、（此須岐は、須久とも活く用言なり、）すきばねむ物をの意なり、契冲が、萬葉五、云、阿麻等夫夜、等利爾母賀母夜、美夜故摩提、意久利摩遠志弖、等比可弊流母能、此落句に同じと云るが如し、又思ふに、如此さまに云る母能は、云々せむものをと云意には非ずして、母能とは、即上に云る、金鉏、又鳥を指て云にもあらむか、書紀應神卷大御哥に、吉備那流伊慕塢阿比彌莵流莫能、これも同格か、此外母能袁と云に、母能とのみいへる例は、猶若櫻宮段、大御哥に多都碁母々、母知弖許麻志母能、とあるところ

逐一鹿、相辭發箭、並轡馳騁、言詞恭恪、有若蓬仙、於是日晩田罷、神侍送天皇至來目水、是時白姓咸言、有德天皇也、

又天皇。婚丸邇之佐都紀臣之女袁杼比賣。幸行于春日之時。媛女逢道。即見幸行而。逃隱岡邊。故作御歌。其御歌曰。袁登賣能。伊加久流袁加袁。加那須岐母。伊本知母賀母。須岐婆奴流母能。故號其岡。謂金鉏岡也。

丸邇は姓なり、上に出、(傳廿二伊邪河宮卷始)○佐都紀臣は、名なり、名義、五月か、臣は尸なり、○袁杼比賣、名義未考得ず、(師は小戸にて、地名ならむと云れつれど、假字の例、門戸の濁にて、度を用ひて、杼は用ひざればいかゞ、)此比賣の事、下にも見ゆ、(書紀に、春日大娘皇女を生奉れる、春日和珥臣深目女童女君と云は、若くは父名女名、共に傳の異なるにて、同人ならむか、此袁杼比賣も、下に見えたるさま、婇にやとおぼしきを、彼童女君も、本采女なりしとあり、)○春日上に出づ、(黑田宮卷の始)丸邇臣の本居は、丸邇なるを、(此地の事、傳廿三建波邇安王條に云り、)春日に幸行と云は、古春日は廣き名にて、丸邇も春日の内なりしなり、故下に春日之袁杼比賣とあり、○媛女逢道は、袁登賣能道爾逢流と訓べし、此媛女は、誰ともなし、(袁杼比賣を云には非ず、)○岡邊は、袁加備と訓べし、萬葉五(十七丁)に、乎加肥爾波、宇具比須奈久母、十七(十八丁)に、乎加備可良、秋風吹奴などあり、備は辨と通音にて、同言なり、濱備、夜麻備、可波

む輩などの、造出たることとなるべし、そも〳〵此一言主大神は、此天皇すら如此畏み賜ふばかり、いみじき御威德まし〳〵て、尊き大神に坐々ものを、小角が如き微賤き者の、いかでかよくいさゝかも制し奉ることを得む、かへす〴〵おふけなくいとも可畏き妖言にこそありけれ、さるはかの小角は、葛城山に久しくこもり居たりと云なるを、其ほど此大神の御怒に觸奉らざりしは、彼が幸にぞありける、小角か事は、續紀一に、役君小角流于伊豆嶋、初小角住於葛木山、以呪術稱、韓國連廣足師焉、後害其能、讒以妖惑、故配遠處、世相傳云、小角能役使鬼神、汲水採薪、若不用命、即以呪縛之、と見えたり、世相傳云々は、慥ならざることにて、愚なる俗の云あへりしことなり、況此にも一言主神の御事は見えず、又小角を讒したるは、韓國連廣足なるを、かの靈異記に、一言主神の讒し賜ふと書たるはいかにぞや、大かた此らにても、僞造れるほどは玄るきものをや、)○彼時所顯也とは、上に宇都志意美と見え、書紀に此大神御みづから現人之神と詔へる如く、現御身の、顯れて見え賜へるを云なるべし、(又中卷訶志比宮段に、住吉大神の御事を、此時其三柱大神之御名者顯也、とあると同くて、一言主大神と申す御名の始て顯れ坐ることとかとも思へど、是は御名とはあらざれば、然にはあらじ、又御社も、此時に始まれるかとも思はるれど、然らじ、宇都志意美坐むとは覺らざりきと、天皇の申し賜へるさま、御名又御社などは、もとよりありしさまの詔ひざまなり、)○書紀云、四年春二月、天皇射獵於葛城山、忽見長人來望丹谷、面貌容儀、相似天皇、天皇知是神、猶故問曰、何處公也、長人對曰、現人之神、先稱王諱、然後應道、天皇答曰、朕是幼武尊也、長人次稱曰、僕是一事主神也、遂與盤于遊田、駈

言社と云ありと云り、續古今集神祇、賀茂氏久、君を祈る、たゞ一言の神の宮二心なきほどはえるらむ、さて土左國風土記に、有土左高賀茂大社、其神名爲一言主尊、云々、暦録曰雄畧天皇獵于葛城山、云々、或說云、時神與天皇相競、有不遜之言、天皇大瞋、奉移土左、神隨而隱、神身已隱、以祝代之、初坐賀茂之地、後遷于此社、而高野天皇寶字八年云々、國記曰、云々、多氏古事記曰、云々、大神答曰、吾是吉事一言、凶事一言、言放之葛木一言主神也、天皇大驚、下馬而拜、百官羅拜、大神答拜、又如天皇而射狩山獸、言語相通者、蓋疑此時有不恭之言乎、論者曰、云々、これまで皆彼風土記の文なり、寶字八年云々の事は、續紀廿五に見えて、傳十一に引り、そも〳〵此風土記の說は、高賀茂神と、一言主神とを、一に混へたる物にして、非なり、かの土左國に遷され坐しは、高賀茂神にこそあれ、一言主神には非ず、此天皇の、此山に御獵の時に、現坐りし事の狀のよく似たるに依て混ひつるなり、されど一言主神の御事は、此記書紀に見えたる如くなれば、放逐られ賜ふべき由なければ、彼高賀茂神の事は別事なり、されば書紀釋に、此一言主神の處に、彼風土記を引るも誤なり、なほ此事、傳十一迦毛大御神條にも辨へたり、さて又世に役君小角、いはゆる役行者、咒術を以て鬼神を使ひ、葛城山より金峯山に石橋を渡さしむる事によりて、怒りて一言主神を縛りたりと云故事ありて、後撰集よりこなた、哥にも多くよみ、哥書などにも見えて、人のよく知れる事なり、此事古くは靈異記に記して、その終りに、彼一語主大神者、役行者前咒縛、至于今世不解脫と云り、大かたかゝる類の說は、神を卑き者に貶して、佛の法を尊き物にしなさむための謀にて、例の僧のともがらの虛說なり、右の說も、小角みづから造りたるか、或は其流を汲

となり、手を拍を、かしは手と云ことは、古にかつて無きことなり、然るをなほ助けて、膳部と引合せて云説などは、いみじき強説なり、さてから書周禮に、九拜を擧たる中に、振動と云拜ありて、法に、以二兩手一相擊也と云、また今倭人拜、以二兩手一相擊、蓋古之遺法など云ることあり、(○捧物(眞福寺本には、捧字を、奉と作けり、)中昔の書どもに、捧物の事多く見ゆ、物語書に、ほうもちと字音にても見えたり、(但中昔に云るは、皆佛事の時に、佛に奉る物の名なり、これまた〳〵其に古き名の殘れるなり、)○滿山末、滿字は決く寫誤なり、其字考ふべし、(延佳本に、深と作るは、例のさかしらに改めつるなるべし、師云、みやまと云に、深山と書は、後世のことにこそあれ、古書にはなし、みやまは、眞山の意なるをやと云て、此滿字を、從の誤とせられたる、意はさることなれども、山末と云むことと、此には穩ならず、故思ふに、(若くは滿は降、(草書にて、滿と降と、稍似たり、)末は來の誤にやあらむ、(山上を、山末と云ことは、古書に多くして、事もなけれども、此は然云べき處には非ず、)かく思ひよれる任に、姑山を降來坐てと訓る○於二長谷山口一は、大宮近きあたりまでなるべし、(書紀には、來目水までとあり、傳の異なるなり、さて於字を、師はマデと訓れたる、意はさることなれども、なほ字の任に訓べし、)○送奉は、一言主大神の天皇をなり、○一言主大神、神名帳に、大和國葛上郡葛木坐一言主神社、(名神大月次相嘗新嘗、)とある是なり、(此御社、今森脇村と云にあり、)文德實錄二に、嘉祥三年十月葛木一言主神等ニ授二正三位一、三代實錄二に、貞觀元年正月、正三位勳二等葛木一言主神等、奉レ授二從二位一、(同書廿四に肥前國葛木一言主神に、從五位下を授られしことも見ゆ、又山城國下鴨社内に、一言二言三

手四段拍、又後四度拜奉、手四段拍畢、また四段拜奉、八開手拍互、短手一段拍、拜奉、又更四段拜奉、八開手拍互、短手一段拍即一段拜奉など見えたり、まづ八開手とは、四度、度別八遍とあるは、八づゝ四度にて、合せて三十二拍を云如く聞ゆれども、所謂八開手是也と云るは、一度に八づゝ拍ことを云るにて、四度合せたるを云には非ず、然れば八拍を、八開手と云なり、さて短手とは、八開手の半にて、四拍を云、然れば、短手二段とあるは、四づゝ二段にて、即八開手の數なるを、八開手と云ざるは、四づゝ二段に切て拍ゆゑなるべし、又たゞ手四段とあるは、短手四段にて、合せて十六なり又上に引る書どもに、たゞ拍手とのみあるも、短手一段にて、四拍なり、拍手一度とあるも同じ、たゞ一拍にはあらず、さて大神宮年中行事に云る拜は、拜八度、手兩端とあり、端は段なり、これも、一段に四づゝにて、兩段は、合せて八なり、さて拜八度とあるは、四度拜二段を云るにて、其四度一段ごとに、手は八つゝ拍て、合せて十六なり、今世も是に依て、四度拜て手八拍て、膝退して、又四度拜、手八拍、後手を拍なり、と荒木田經雅神主云れたり、後手とは、後に拍を云、右の拜式、又儀式帳に見えたると同じことなり、さて神を拜むに、手を拍數の事、後世には說々ありて、さま〳〵なれども、上件の數ぞ正しかりける、さて又江次第抄に、上卿拍手作法、不令有聲、手のさきを合せて、やをら〳〵打合すなり、とあるは、いと後世のさまにて、甚く本意を失へることなり、其は聲高く大に拍をば、貌よからぬ態として、たゞ容貌をつくろへる物なり、いかにも〳〵聲高く、大に拍こそ、本意にはありけれ、さて又此手を拍ことを、世に加志波手と云なるは、拍と柏と、字形のよく似たるに、膳部のことを思ひよせて、思ひ紛へたる後世のひがこ

酒次給臣下、（稱名給之、拍手飲之、） 土左日記に、おひ風の吹ぬる時は行舟も、帆手打てこそ喜しかりけれ、（悦びて手拍ことを、船の帆手に云かけたり、） などある、みな樂しく歡ぶ心より拍なり、又物を受取るとて、拍こともあり、貞觀儀式、園韓神祭儀に、蘰木綿を賜ふ處に、神祇官人、又參議以上、五位以上、諸司判官以下、召使以上、諸司史生以下、歌女以上、並拍手受之、また、平野祭儀に、蘰木綿を賜ふ處に、云々、轉獻皇太子、拍手稱唯、受面著之、云々、また、九月十一日、奉伊勢大神宮幣儀に、勅忌部參來、忌部稱唯升殿、跪拍手四段、先執豊受宮幣、授後執大神宮幣、（拍手如元、）自持復版、（毎執幣拍手一段） 大神宮儀式帳、六月祭儀に、即大神宮司、以御蘰木綿參入弖、正道同重跪、向大神宮侍、即命婦退出、受取奉親王爾、即親王拍手弖取木綿着蘰、大神宮司復執太玉串弖、參入弖、跪同侍、即命婦亦出、受取奉親王爾、即親王拍手弖、自執弖捧參入、云々、（九月祭も同じ親王は、齋内親王なり、） これらは、自物を得て歡ぶには非ず、たゞ物を受取とて拍なり、又貞觀儀式、大原野祭儀に、次神馬四疋、走馬八疋、牽列神殿前、次神主就祝詞座、兩段再拜、大臣以下共拜、讀祝詞了、兩段再拜拍手、平野祭儀に、云々、皇太子以下、亦兩段再拜、拍手四段、江家次第、公卿勅使儀に、次使以下、奉拜四度、了拍手、次四拜又拍手、などは拜て拍なり、（但しこれらも本は、其事を爲畢て、歡ぶ意より出たるにやあらむ、又本より拜むにも拍禮事にや、さて手を拍數の定まりたるは、やゝ後のことなるべし、其數の事、上に引る大嘗會儀式に、拍手四度、度別八遍、神語所謂八開手是也と見え、大神宮式に、再拜兩段、短拍手兩段、膝退再拜兩段、短拍手兩段、一拜、大神宮儀式帳に、四段拜奉弖、短手二段拍、一段拜、又更四段拜奉、短手二段拍弖、一段拜奉畢、また、四度拜奉、

國段）考ふべし、大とは尊みて申賜へるなり、○有し者は、麻佐牟登波と訓べし、（阿流を尊みては坐と云なり）○注字の下に都字ある本は誤なり、今は眞福寺本に依れり、○所服は、師の祁勢流と訓れたるよろし、中巻倭建命の御哥に、那賀祁勢流とあり、（傳廿八の始）○衣服は、かの着紅紐青摺衣どもなり、○獻は、百官人より獻るには非ず、天皇の獻賜ふ由なり、（然るを獻り賜ふとは訓ざるは古語の例なり、凡れ古語には奉と云に賜ふを連ねて云ることとなし、必賜ふと云べきにもたゞ奉ると云る例なり）○手打は、物を得賜ふを歡喜賜ふ態なり、書紀顯宗巻室壽御詞に、手掌憀亮拍上賜吾常世等（宴と云は即此拍下にて手を拍上るよしの名なり、中巻日代宮段傳廿七熊曾建下に委云り考ふべし）持統巻に皇后即天皇位、公卿百寮羅列匝拜而拍手焉、續紀廿八に、云々是日緇侶、進退無循法門之趣、拍手歡喜一同俗人、三代實錄卅六に、大極殿成、右大臣設宴於朝堂院含章堂賀落也、云々飛驒工等二十許人不任感悦起座拍手哥舞合座大爲咲樂、貞觀儀式踐祚大嘗會儀に、（卯日の儀）國栖奏古風五成悠紀國奏國風四成、次語部奏古詞、次隼人司率隼人云々、奏風俗歌舞、皇太子以下、五位以上、就庭中版、跪拍手四度、（度別八遍、神語所謂八開手是也、云々）六位以下亦如是、（其小齋人不在拍限、この事、江家次第にも見ゆ）又春日祭儀に、云々、觴三行、拍手一段訖、また園幷韓神祭儀に、云々、屬趨入就版申云、御飯賜了、神祇官拍手三段、酒盃三行了、拍手一段、（平野祭儀にも如此あり）鎭魂祭儀に、云々、大膳進屬以下、共起賜神祇官、次大臣以下、訖大膳進就版申云、御飯賜畢、共拍手三度、（先後稱唯）觴三行、亦拍手一度、（此事式にも見えたり）北山抄、十一月辰日節會儀に、次供白黑御

曰一言主神、また或書に入峯者問神名、神答曰主、由是以主之一言號曰一言主神、など云るは一言主と申す御名に就て造りたる説とこそ聞ゆれ、此記又風土記の趣に違へり。）○言離は、許登佐加と訓べし、土左國風土記に言放と書き、書紀神代卷に、泉津事解之男、孝德卷に爲事瑕之婢、事瑕此云居騰作柯、これらに依れり、（右の神代卷なる神名も放り離る、意なり、解字の意も通へり、さて孝德卷なるは瑕字は心得ねども、許登佐加と云る由は、右の神名の意と同く聞ゆれば同音なり、瑕字は遐と通ふことあれば、若くは遠ざかる意を以て書れたるにもやあらむ。）さて此御名を負坐る由は、凶事にても吉事にても此神の一言にて解放離る意なるべし、然れば言は借字にて事離なり、（事は凶事吉事の事なり、さて凶事を離賜はむは然るべきことなるを、吉事をも離賜はむことはいかゞと思ふ人あらむか、其は御怒などに因ては人の吉事を離給ふこともなどか無からむ、たゞ御一言にて、凶事も吉事も忽に解離らむはいといと尊く可畏き大神にぞ坐ける。）○葛城之、（眞福寺本には之字なし。）○一言主之大神、御名の義、上文にてきこえたり、（この神を大物主神なりとも、事代主神なりとも申す説あれど、其は詳ならざることなり。）○恐我大神、中卷訶志比宮段にも、建內宿禰白恐我大神云々、（傳三十）○宇都志意美は、現大身なり、と師のいはれたる如し、（大は御といはむがごとし。）書紀に、この時この大神の御答に、現人之神と申給へると同じことなり、（現人神とは顯れて人の體なる神と云ことなり。）大かた神は形は隱坐て顯には見え賜はざるを、是は御身の現しく見え賜へるを申給へるなり、書紀神代卷に、顯見蒼生此云宇都志枳阿烏比等久佐、なほ傳六（夜見、

なるべし、〇矢刺は、上に見ゆ、(傳十手間山段)〇其人等は、向の山尾より登行なる人等なり、〇然とは上のかの答を承て詔ふなり、〇告其名は、曾能那袁能良佐泥と訓べし、(其と云も上の答の言を承て詔ふなり、)萬葉一(七丁)に、名告沙根、〇各は、其方も此方もなり、〇彈は、波那多牟と訓べし、中卷水垣宮段にも此字を書たり、〇見問は、登波延多禮婆と訓べし、(とはえは、とはれの古言なり、)〇吾先爲の先字無き本どもあり、今は眞福寺本延佳本に依れり〇雖惡事は、麻賀許登母と訓べし、御門祭祝詞に、惡事古語麻我許登とあり、(惡字には泥むべからず、次に引土左風土記に、凶事と書るぞ廣くてよく當れる、惡も凶の内にあり、)さて母と云辭に雖字の意をもてり、(此字は意を以て書るなれども、イヘドモと訓ては古語のさまにあらず、又師はマガコトトテモと訓れたれども、とてもと云こと古言にあらず、さて萬葉十に雖立雖居君之隨意、とある訓にては、此と同じさまなれど、哥のさまを思ふに、是はタツトモウトモと訓ざれば叶はざれば、此とは異なり、事の下なる而字は雖字によれる漢文の格を以て書るのみなり、)〇善事は余基登と訓べし、(雖は上と同格なり、)萬葉廿(六十三丁)に新年之始乃波都波流能家布敷流由伎能伊夜之家餘其騰、これ正月元日に雪の降れるを吉事と云るなり、(凡て余基登と云るに言と事との異あり、壽詞賀詞などは言なり、事に非ず、されど古書には其字は多く言と事と相通はして書り、其文によりて辨ふべし、さて此善事も善字には泥むべからず、是も土左風土記に吉事と書るぞ廣くてよく當れる、)さて此凶事も吉事も一言と詔へる意は次に云ふべし、(或書に、雄畧帝獵葛城時神現其形帝問誰哉神答曰主也故世號

て今一は尾頭の尾にて、鳥獸などの尾も同く、山の裔の引延たる處を云り、(山には腹とも足とも常に云、記中に御富登などもある類にて、尾とも云なり、) 此は其なり、山上に對へて云るにて知べし、中卷白檮原宮段に、畝火山之北方白檮尾上、また古今集、(春上) 哥に、山櫻わが見に來れば春霞峯にも尾にも立かくしつゝ、これらは尾なり、(然るにかの高處を云哀にも多く尾字を借て書るから、右の二まぎらはしくして詳ならざるがごとし、よく〳〵辨ふべし、)
○旣は、盡といふ意なり、この事序の解にいへり、(傳二) ○鹵簿は (漢宮儀云、天子車駕次第謂之鹵簿、兵衛以甲盾居外爲前導皆著之簿故曰鹵簿、) 美由伎能都良と訓べし、天武紀に然訓り、美由伎と云も古言なり、萬葉に吾行などもあれば、天皇のをば御行と云つべし、○裝束、(眞福寺本には束裝と作り、上卷にも書紀神功卷一云云の文にも然あれば、古に然も書りしなるべし、) ○不傾は、決く寫誤なるべし、(師は傾は揖の意なりとてヲロガマスと訓れたれど、上の相似よりのつゞき穩ならず、又延佳は聧の誤ならむと云れど心得ず、) 其字詳ならず、強ていはゞ頒字の誤として、和加禮受と訓べきにや、(字義は當らざれども分也とも注したれば、無別の意に、借るまじきにも非ず、) 他に思得たることなければ姑然訓つ、なほよく考ふべし、○望は、美夜良志弖、(見遣と云も古言なり、) 萬葉十 (十三丁) に、吾者見將遣君之當波、熱田社寛平緣起倭建命御哥に、奈留美良乎美也禮波止保志、○除吾、萬葉五 (二十九丁) に、安禮乎於伎弖人者安良自等、○無王は、伎美波那伎哀と訓べし、○誰人云云、上卷に誰來我國忍々如此物言、とあると似たる文なり、○亦如天皇之命とは、彼方より母又同じさまに咎め奉れりし

故是一言主之大神者。彼時所顯也。

百官人等、かく聯きたる四字、孝德紀、又諸の祝詞宣命などに多く見ゆ、古の定まりたる書ざまなりけむ、百官は、明宮段に出、（傳卅三大山守命條）〇著紅紐之青摺衣は、高津宮段に出、（傳卅六口子臣下）〇給は、多麻波理弖と訓べし、百官人の、受て服たる方より云處なればなり、（多麻比弖と訓ときは、天皇の、與へ賜ふ方より云言となる、）〇服は、伎多理と訓べし、（下文には、伎奴と云に衣服二字を書たれども、此は然訓ては、伎流と云言なくて、語たらざれば、服字は、必別に離して讀べきなり、彼高津宮段に見えたるも、服とあり、見合すべし、）さて此に、かく裝束の事を殊に擧云るは、下に其裝束之狀云々、また脫百官人等所服之衣服、云々などの事あればなり、〇山尾、凡て山に袁と云るに二あり、一には高き處を云、上卷に、谿八谷、峽八尾、（これ谷に對へて云へれば、峽は高處なること知べし、古書に、高處を云袁に、多く峽字を用ひたり、山間を云意には非ず、尾は借字なり、さて此峽八尾の袁を、書紀には、丘と書れたり、此字も、袁と云に多く用ひたり、）高山尾上、坂之御尾、（此尾の事、傳十卷に云るは違へり、中卷水垣宮段に、坂之御尾神とあるは、必坂の上に坐神と聞えたればなり、）萬葉に、向峯、八峯、峯之上、峯字を書るは、高處なるを以てなり、然れども、袁は必しも峯には限らず、袁能閇といへば峯のことゝ思ふは、くはしからず、）など、又岡の袁、（袁加は、高處を袁と云に、加を添たる名にて、加は、すみか、ありかなどの加と同く、處と云意なり、坂の加も同じ、されば丘字など、袁にも、袁加にも通用ひたり、萬葉七に、向岡とも書り、）これら皆高き處を指て云るなり、（尾と書るは、みな借字なり、）さ

そ聞えたれ、臨刑而作るさまには非ず、又書紀には、此哥の次に、皇后云々の事あり、其中に、樂哉云々、朕獵得善言而歸と天皇の詔へりとあるは、いといと漢めきてこそ聞ゆれ、皇國の上古の人の云べき言にあらず、まして此天皇など、いかでか然ることを詔はむ、凡てかゝる言云を、いみじきわざにするは、から國のならひにて、いはゆる俳諧ざまのことなりかし）

又一時天皇登幸葛城山之時。百官人等。悉給著紅紐之青摺衣服。彼時有其自所向之山尾。登山上人。既等天皇之鹵簿。亦其裝束之狀。及人衆。相似不傾。爾天皇望令問曰。於茲倭國。除吾亦無王。今誰人如此而行。即答曰之狀亦。如天皇之命。於是天皇大忿而。矢刺百官人等。悉矢刺爾。其人等亦皆矢刺。故天皇亦問曰。然告其名。爾各告名而彈矢。於是答曰。吾先見問故吾先爲名告。吾者。雖惡事而一言。雖善事而一言。言離之神。葛城之一言主之大神者也。天皇時是惶畏而白。恐我大神。有宇都志意美者自宇下五字以音不覺白而。大御刀及弓矢始而。脫百官人等所服之衣服。以拜獻。爾其一言主大神手打受其捧物。故天皇之還幸時。其大神滿山末。於長谷山口送奉。

能は、猪之なり○夜美斯志能は、病猪之にて、俗にいはゆる手負猪なり、書紀には此句なし、後に脱せるなるべし、○宇多岐加斯古美は、宇多岐畏みなり、○和賀爾宜は、朕逃なり、○能煩理斯は、登りしなり、○阿理袁能は、師の荒岳なり、と云れたる、宜しかるべきか、(延佳も荒峡と傍に玄るしたり、) 荒磯などの例なり、(荒磯は、阿良伊蘇の良伊の切りたるにてこそ、阿理とは云れ、荒岳などは、阿良袁とこそ云め、阿理と云むことは、いかゞ、とも思はるれども、なほ荒を阿理とも云べきか、) 書紀には、下に宇倍能とあり、(契冲云、在尾上之なり、萬葉第一に云在根良、對馬乃渡、云々、此在根と阿理嗚と、同じ意なるべきか、在て久しき嶺、在て久しき尾と云にや、と云るは非なり、萬葉の在根良は、字の誤なり、そのうへ在とのみ云て、在て久しき意とせむもいかゞ、又たとひ其意にもあれ、在て久しきと云こと、何のためぞや、) ○波理能紀能延陀は、榛木之枝なり、書紀には、婆利我曳陀、阿世嗚とあり、この記は、阿勢袁といふ三言一句、脱たるなるべし、この言必有べきなり、阿勢袁は、中巻倭建命の御哥に、一松阿勢袁と見ゆ、(傳廿八) こゝも、彼御哥に詔へると、全同意なり、○書紀云、五年春二月、天皇挍獵于葛城山、靈鳥忽來、其大如雀、尾長曳地而、且鳴努力努力、俄而見逐嗔猪、從草中暴出逐人、獵從緣樹大懼、天皇詔舍人曰、猛獸逢人則止、宜逆射而且刺、舍人性儒弱、緣樹失色、五情無主、嗔猪直來、欲噬天皇、天皇用弓刺止、擧脚踏殺、於是田罷、欲斬舍人、舍人臨刑而作歌曰、云々、(此哥舍人が作るとせるは、傳への異なるなり、舍人が作るとせる方勝りて聞ゆ、わがおほきみの云々と云て、わがにげのぼりしと云る、必天皇の御哥とは聞えず、但し云々阿西嗚、とよめるは、此樹に登りて、命たすかりける時によめりとこ

をも花咲芽子と一なりと云れたるは誤なり、一卷に、引馬野爾仁保布榛原入亂衣爾保波勢とあるも、色よくにほへる波理の木原に入交りて、衣を摺れと云ことなり、三卷に、往左來左君社見良目とあるも、榛木を見むと云にはあらず、眞野之榛原の凡て地を見むと云るなり、此上なる哥に、猪名野者見せつ角松原何時しか見せむ、とある類なり、榛を、萩の花のことゝ、勿思ひまがへそ、十四卷に、伊可保呂乃蘇比乃波里波良和我吉奴爾都伎與良之母與云云、一卷に、狹野榛能、衣爾著成、此二首など、衣に著と云る趣同きを以ても、榛は波理と訓べきことを知べし、さて又、榛字をサに从て、蓁とも書るに就て、なほ萩ならむかと疑ふ人もあるべけれども、蓁は榛と字の通ふを以て、通はし書るのみ也、）○夜須美斯志和賀意富岐美能、二句上に出、○阿蘇婆志斯とは、射賜へるを云り、凡、阿蘇夫とは、先主と樂するを云ど、（其事は、傳卅控御琴云々の下に委く云り、）又廣く加此る事をも云り、上卷に、鳥遊とあるも、鳥を狩る事なり、（傳十四言代主神下）うつほ物語にも、弓射る事を、あそばすとあり、其外甕栗宮段哥に、阿蘇毘久流志毘賀波多傳爾、書紀天智卷哥に、于知波志能、都梅能阿素弭爾萬葉三（三十二丁）に、世間之遊道爾、五（十七丁）に、烏梅能波奈、家布能阿素毘爾、阿比美都流可母、烏梅能波余、多乎利加射志弖、阿蘇倍等母、十三（二十八丁）に、云々登之而、國見所遊、拾遺集、（雜下）詞書に、御碁あそばしけるなどもあり、（皆今俗に云遊ぶと、大方同意なり、源氏物語橋姫卷に、琴ならはし、碁うち、偏突など、はかなき御遊びわざにつけても、云々、又阿蘇夫を尊みて、阿蘇婆須と云るも、今世の言も同じ、さて其よりうつりて、今世には、凡て爲と云ことを尊みては、被成とも、被遊とも云り、）○志斯

り、是若猪のうたきに因れる神號には非るか、遠きことなれども、言の同きまゝに引つ。）俗言に宇那流と云に通ひて聞ゆ、○榛は、（諸本に榛と作るは誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり、）此は波理能紀と訓べし、（たゞ波理とのみ訓むはわろし、）今俗に、波牟能木と云物なり、萬葉の歌に、榛とあるも是なり、（皆波理と訓べし、波岐と訓て、萩と心得たるは誤なり、）契沖云、顯昭萩と榛とを一に云れど、萬葉に草のはぎをば、芽とも芽子とも書り、木のはぎに、榛字を書り、榛ははりなり、はぎと云は、はり木と云べきを、りもじを畧せるなり、俗にははんの木と云、日本紀に、蓁摺衣などあり、萬葉に、衣を染とよめること多し、今も田舍などには、榛を植置て、染具とするなり、萩も萩が花ずりと云こともある故に、顯昭は誤られたり、榛は全く芽子に非ず、よく萬葉を見て辨ふべし、と云るが如し、（但し云ざままぎらはしきこともあり、草のはぎと云るは萩のこと、木のはぎと云るは波理のことなり、是混らはし、其故は、萩に草なると木なると二種ありて、顯昭が榛と云るは、木なる萩のことにて、榛を其に當たるは誤なれども、契沖なほ此を波岐と訓て、木のはぎと云るは、かの木なる萩のことの如くにも聞えて、まぎらはしきなり、榛と書るは、波理の木にして、萩には非ず、但し波理をも波岐とも云しことは有しか、知らず、若波岐とも云しことあらば、契沖が云るごとく、波理木の畧なるべし、そはいかにまれ、萬葉に榛と書るは、波理なり、たとひ波岐とは訓とも、萩のことには非ず、又萬葉なる榛を、波岐とは訓べきに非ず、凡て萬葉によめる榛と、芽子とは哥のさま異にして、よく分れたり、榛は衣に摺ることをのみよみて、花をよめることなく、芽子はむねと花をよめり、然るを師の萬葉考、別記に、榛

古事記傳四十二之卷

本居宣長謹撰

朝倉宮下卷

又一時天皇登幸葛城之山上。爾大猪出。即天皇以鳴鏑。射其猪之時。其猪怒而。宇多岐依來。（宇多岐三字以音）故天皇畏其宇多岐。登坐榛上。爾歌曰。夜須美斯志。和賀意富岐美能。阿蘇婆志斯。志斯能。夜美斯志能。宇多岐加斯古美。和賀爾宜。能煩理斯。阿理袁能。波理能紀能延陀。

葛城は上に出。○山上は、たゞ夜麻とのみも訓べきか。○登幸、書紀には獵とあり、此記には、然は見えざれども、御哥に、夜美斯志とあれば、御獵なるべし、○大猪は意富韋と訓べし、仁徳天皇の御哥に、意富韋古とあり、（御獵には、斯志と云ぞ常なれど、此はさは訓べからず、）○鳴鏑、上卷に出、（傳十根堅洲國段）○宇多岐は、怒れる聲なるべし、（岐は、書紀に枳字を書れたれば、清べし、記中、岐字は、清にも濁にも書り、此事首卷に委云り、）出雲風土記秋鹿郡大野郷の處に、和加布都奴志命の、猪を狩給へりし事見えて、同郡に、大野津神社、宇多貴神社と並びあり、式にも載れ

云ことは、今かくの如く蜻蛉が、朕に仕奉て功を立て、國名を己が名に負むとてのためぞと云も同じことなり、さて此は實に然るには非れども、たまく此虫名の國名に同じきに因て、此虫の功を讃賜はむとて、かく取成して詔へるにて、是哥のつねなり、)さて此五句、書紀には、波賦武志謀飫裒枳瀰瀰磨都羅符儺我柯陀播於柯武婀岐豆斯麻野麻登、とありて、(これは、汝が形は置む、とあるを思ふに、此地を蜻蛉野と名けて、汝が名を遺し置むと云意と聞えたるに、結の蜻蛉嶋倭と云こと心得がたし、傳の誤には非るか、契冲是に二の意を云れども、共に通えがたき說なり、)一本云々とて細注に擧られたるは此記と全同じ、(但し、登布は、登伊符とあり、)

○故自其時云々是より以前の名は、河上小野とぞ云けむ、書紀に然見えたり、(今世にも、川上莊と云地の内なり、)さて師云、紀に此野を今即如此名け給へる如く記されたるはいかゞ、只此時の事に因ておのづから蜻蛉野とは云なりと云れたり、此記の御哥の趣にては、さもあるべし、書紀の御哥には、汝が形はおかむとあれば此時に殊に名け賜へるごと聞ゆ、)書紀云因讃蜻蛉名此地爲蜻蛉野。

古事記傳四十一之卷終

阿娛羅爾陀々伺斯々魔都登倭我伊麻西麼佐謂麻都登倭我陀々西麼、とあり、(佐謂麻都登は、眞猪待となり、) 此も書紀の方勝りて聞ゆ、(此記なるは、おほまへにまをすの下、何とかや言足はぬこゝちす、) ○多古牟良爾は、手腓になり、腕は、足の腓と同じければ、手の腓なり、和名抄に、陸詞云腓脚腓也、訓、古無良、とあり (說文に、腓脛腨也と云り、腨も、こむらと訓り、) 字鏡には、蹲脛腹也、古牟良とあり、書紀には、此御句、陀倶符羅爾、とあり、○阿牟加岐都岐は、虻搔著なり、書紀には、下の岐の下に都と云辭あり、○曾能阿牟袁は、其虻をなり、○阿岐豆波夜具比は、(具は必清音なるべきに、此濁音字を書るは、後に誤れるなるべし、書紀に、倶とあるぞ正しき、師は即倶の誤とえて改められしかども、記中には、倶を假字に用ひたる例なし、) 蜻蛉速咋なり、咋而と而を添て心得べし、(谷川氏云、蜻蛉にかつむしと云名ありと云は、勝虫にて、此の御哥の意によれる名なるべし、) ○加久能碁登は、如此なり、(碁諸本基とあり、今は眞福寺本によれり、萬葉廿 (十三丁) に、夜麻夫伎乃花能左香利爾可久乃其等伎美乎見麻久波知登世爾母我母、○那爾淤波牟登は、名に將負となり、(登は、後世に、登豆と云意なり、) ○蘇良美都は、虛空見つにて、倭の枕詞なり上に出、(傳三十七) ○夜麻登能久爾袁は、倭國をなり、○阿岐豆志麻登布は、蜻蛉嶋と云なり、(登布は、登伊布なり、) 蜻蛉嶋の事は、國號考に委云り、萬葉一 (七丁) に怜恦國曾蜻嶋八間跡能國者、などなほ多く見ゆ、さて此、(加久能碁登より、) 五句の總ての意は、今蜻蛉が云々して、此倭國の名を己が名に負持てかくの如く朕に仕奉て功を立むとて、其爲に豫て古より倭國を蜻蛉嶋とは云なりけりと詔ふなり、(其は古より此倭國を蜻蛉嶋と

(一本以飫哀磨陛儞麻嗚須易飫哀枳彌儞麻嗚須)とあり、師云此は、紀の方勝れり、今は字落などえつるならむと云れき、(まことに然り、此記は多禮曾の下に、許能許登の四字の脱たるにもあるべし、されど本のまゝにても、理は聞ゆるなり、)○夜須美斯志和賀淤富岐美能は、安見し吾大君之なり、此言中巻に出、(傳廿八のはじめ)さて天皇は、御自も大君と詔はむことは論なければ、和賀と詔へること、御自は、いかゞと聞ゆるを、猶然もあることにや、(朕大君と云意に見むは、他例に違へり、)○斯志麻都登は、猪鹿待となり、萬葉七(二十八丁)に、袖纒上宍待我背、○阿具良爾伊麻志は、呉床に座しなり、○斯漏多閇能は、白服之なり、白多閇の事、冠辭考に見ゆ、○蘇弖岐蘇那布は、(弖は、濁音なるべければ、傳と書べきに、清音の弖を書るは古は清て云るにや、萬葉にも、弖と書る處もあり、されど多くは蘇泥蘇田蘇埿など、濁字を書り、)契冲云、袖著具なりと云り然るべし、(又思ふに、古言に見賜ふを、美蘇那波須と云は、見し行はすと云を約めたる言にて、其由上に云るが如し、されば此も其例にて、着し行ふを、約めたる言にもあらむか、然らば著賜ふと云意なり、さて又萬葉五に、布可多衣安里能許等其等伎曾倍騰毛、これは著裝へどもの意か、又十七に、加吉都播多衣爾須里都氣麻須良雄乃服曾比獵須流月者伎爾家里これは服裝ひて獵するなり、服字を書るにて知べし、競獵と心得たるは非なり、これらは此とは異意なるべけれど、似たる言なる故に引つ、)さて著具ふは、御袖のみには限らぬを袖としも詔へるは、御手の事に因てなり、さて(夜須美斯志より)此まで六句書紀には、飫哀枳瀰簸蘇廬鳴枳舸斯題拖磨々枳能阿娯羅儞陀々伺、(一本以陀々伺易伊麻伺)施都魔枳能

足らぬこ、ちすれば登備伊爾伎と訓つ、書紀に、將去とあり、〇書紀云、四年秋八月辛卯朔戊申行幸吉野宮、庚戌幸于河上小野、命虞人駈獸、欲躬射、而待、虻疾飛來嚙天皇臂、於是蜻蛉忽然飛來、齧虻將去、天皇嘉厥有心、詔群臣曰、爲朕讃蜻蛉歌賦之、群臣莫能敢賦者、天皇乃口號曰云々、〇美延斯怒能は、御吉野之なり、書紀には、野磨等能とあり、〇袁牟漏賀多氣爾は、(牟の下に今一牟を重ねて書る本は誤なり、多清音なり、書紀には、濁音の陀字を書れたれども、此御哥の中に此陀字多くある皆清音の處なれば此も然り、世に某之嶽と云皆多を濁れども、古へはみな清たりき、)書紀には、鳴武羅能陀該爾とあり、大和志に、小牟漏岳在國栖莊小村上方、靑峯喬聳溪水遠繞、山中有祠と云り、是か、なほよく尋ぬべし、(契冲地名かと云るは宜し、又齊明紀の、乎武例我禹坏爾、とあるを引て私記に、小山之上也、と云るを引て云るは叶はず、多氣とあれば地名なることは、決し、夫木集十二に、御獵するをむらの嵩にすむ鹿はうちとけがたきねをやなくらむ、)〇志斯布須登は、猪鹿伏となり、布須とは、隱れて在を云、さて獵に就ては、猪鹿の類凡て志斯と云、書紀神代卷に、獸をも然訓り、(故兄持弟之幸弓入山覓獸終不見獸之乾迹、)〇多禮曾意富麻幣爾は、誰ぞ大前になり多禮加と云べきを多禮曾と云は、萬葉十四(廿丁)に、多禮曾許能屋能戸於曾夫流、催馬樂淺水に、多禮曾古乃名加比止太天々美毛止乃加太知世宇曾己之止不良比爾久留也、(色葉哥にも、わが世たれぞ常ならむ、)などあり、大前は、天皇の御前なり、(祝詞などに、大前とあるを、フトマヘと訓は誤なること此御哥にて知るべし、)〇麻袁須は、(三言の御句なり、)申すなり、この二句、書紀には、拖例柯擧能居登、飫褒磨陛爾、麻鳴須

置而御山者射目立渡朝獵爾十六履起夕狩爾十里蹋立馬並而御獵曽立爲春之茂野爾、(これは、神龜二年五月、吉野離宮に幸の時の哥なり、)〇蛧は、(延佳本に蝱と作るは、さかしらに改めたるなり、今は諸本のまゝに物しつ、)虻なり、書紀には、虻とも蝱とも書れたり、(虻と蝱とは、同字なり、)和名抄に說文云、蝱、齧人飛虫也、和名阿夫とあり、蛧は、字書には見えざれども皇國にて古に書ならへる字なるべし、然る類多し、(師云、冈と亡と同じければ虻を蛧と書るかと云れたり、冈と亡と同じきこと未考へず、若さることあらば、此說の如くにてもあるべし、字書を考るに、罔网冈など同じき由あれば、亡をも通はして書るにや、字鏡に、蛧奴可我、また、虻蝖同奴可我とあれば、蛧と虻と通ふよしあるにこそ、)〇腕は、和名抄に、陸詞切韻云、腕手腕也、和名、太々無岐、一云、宇天と見え、上卷哥に、斯路伎多陀牟伎、高津宮段大御哥にも、斯漏多陀牟岐とあり、又御哥に依らば、多古牟良とも訓べし、〇蜻蛉は、書紀神武卷にも見えたり、和名抄には、蜻蛉和名加介呂布とありて、阿伎豆と云名は擧ず、(古へは、阿伎豆と云しをや、後より、加牙呂布とは云なるべし、但萬葉に、加藝呂肥と云に、蜻蜓玉蜻など借て書れば、そのかみより、加牙呂布とも云しにこそ、加牙呂布は、加藝呂肥の訛れるなり、或人云今も陸奥の仙臺南部などにては、阿氣豆と云と云り、)今世に、とんばうと云虫なり、(此虫に種々ありて、種々の名あり、さて哥に、かげろふのあるかなきかなどよめるは、もと虫名の、かげろふには非ず、其は漢文に、陽炎と云哥に、糸ゆふと云物のことなるを、此虫名と混ひて、蜻蛉の一種殊に細く小くして、微なるを云と心得て、哥にも然よむことゝなれるは誤なり、)〇飛は登備伎とのみ訓ては何とかや言

即幸阿岐豆野而御獵之時。天皇坐御呉床。爾蝈咋御腕。即蜻蛉來。咋其蝈而飛。訓蜻蛉云阿岐豆 於是作御歌。其歌曰。美延斯怒能。袁牟漏賀多氣爾。志斯布須登。多禮曾意富麻幣爾。麻袁須。夜須美斯志。和賀淤富岐美能。斯志麻都登。阿具良爾伊麻志。斯漏多閇能。蘇弖岐蘇那布。多古牟良爾。阿牟加岐都岐。曾能阿牟袁。阿岐豆波夜具比。加久能碁登。那爾淤波牟登。蘇良美都。夜麻登能久爾袁。阿岐豆志麻登布。故自其時。號其野謂阿岐豆野也。

即幸は、上段の同度の事なり、○阿岐豆野は、吉野の内にあり、(大和志に、在川上荘西河村と云り、さもあるべし、契沖が、今下市と云處なりとか、と云るは、いかゞ、)萬葉一(十八丁)に、御心乎吉野乃國之花散相秋津乃野邊爾宮柱太敷座波云々、六(十丁)に、三芳野之蜻蛉乃宮者云々、又、三吉野之秋津乃川之、十(五十六丁)に、蜓野之、十二(二十四丁)に、三吉野之蜻乃小野爾、など此外にも多く見ゆ、(後世の哥に、かげろふの小野とよむも、此野のことにて、其は後世に、蜻蛉を、かげろふと云より誤れる名なり、)○御獵之時は、美加理世須登伎爾と訓べし、世須は、爲賜ふと云むが如し、萬葉一(十九丁)に、神佐備世須登、又(二十一丁)多日夜取世須など、なほ多く見ゆ、六(十四丁)に、安見知之和期大王波見芳野乃飽津之小野笑野上者跡見居

なり、○麻比須流袁美那は、儛爲女なり、○登許余爾母加母は、常世にも願なり、(萬葉六の十三葉に加母に願字を書り、)此登許余は、人の常不變に存命るを云、(余は人の齡なり、凡て登許余と云に種々の異あり、傳十二の始に云るがごとし、)かくて此は、此孃子の形姿と儛とを感賞賜ひてあかず所思看て如此ながら常世に何時までも儛てあれかしと願ひ給ふなり、(たゞに孃子の命のみを詔ふには非ず、儛を主と詔ふなり、)母加母は、願ふ辭にて、萬葉四(二十一丁)に、水空往雲爾毛欲成高飛鳥爾毛欲成、などの類なほ多し、(凡て願ふ意の加母は、常に賀母と濁るを此に清音の加を書るは、古へは清しにこそ、さて契沖此御句を常世歟なり、仙女などにやと怪み思召すなり、と云るはいみしき非なり、仙女の事を常世とのみ云ては聞えぬことなり、そのうへ歟と云ことを爾母加母とはいかでか詔はむ、若仙女にやの意ならば、常世の孃女かもなど云はでは聞えず、)さて、本朝月令に、五節儛の始を云る説、(云、五節舞者淨御原天皇之所製也相傳云天皇御吉野宮日暮彈琴有興俄爾之間前岫之下雲氣忽起疑如高唐神女髣髴應曲而舞獨入天矚他人無見擧袖五變故謂之五節云々其歌曰、乎度綿度茂邑度綿左備須茂可良多萬乎多茂度邇麻岐底乎度綿左備須茂、と江家次第十細注また政事要畧廿七、また河海抄などに見ゆ、)は此の御故事を取て作れる物と見えたり、(哥は、萬葉五なる長哥に、遠等咩良何遠等咩佐備周等可羅多麻乎多母等爾麻可志云々、とあるを取て作れるなり、そも〱五節舞は、天武天皇の造賜へる由は續紀十五の詔に見えたるに、上件の神女の事はさらに見えず、)

和期於保伎美余思努乃美夜乎安里我欲比賣須、なほ御代々々此、離宮に幸行の時の哥ども、集中に多く見えたり、○吉野川も彼、白檮原宮段に出、萬葉一（十九丁）に雖見飽奴吉野乃河之常滑乃絶事無久復還見牟、九（十五丁）に、古之賢人之遊兼吉野川原雖見不飽鴨、なほ多し、○有童女は、袁登賣能阿幣流、と訓べし、（有は、字のまゝに訓ては、此は宜しからず、）下文にも、童女之所遇とあり、上巻に於笠沙御前遇麗美人、と見え、若櫻宮段に、到幸大坂山口之時遇一女人などある類なり、○其童女之所遇、遇字諸本に過と作るは誤なり、今は眞福寺本に依り、所遇は、遇處と書意なり、（漢文に所遇と書、意には非ず、記中此例の書ざま例有、）前度の幸行の時に此童女の、行遇奉れりし地を云り、○於其處、處字諸本に、家と作るは誤なり、今は眞福寺本に依れり、（延佳本に、留其童女之所過於其家とよみたれど、然ては同事の徒に重なりて、語とゝのはず、過は、書紀雄略巻に、行至吉備國過於其家また景行巻に枉道など見え、後の物語書などにも、よきると云言あれば然も訓べけれど、なほ語とゝのひがたし、此處の文、眞福寺本にて明らけし、）○大御呉床、呉床は、阿具良と訓べし、即御哥に出たり、中巻明宮段にも見ゆ、（傳卅三大山守命下）なほ此物の事上巻に、胡床とある下に云り、（傳十三天若日子段）○阿具良韋能は、呉床座之にて呉床に坐ますと云むが如し、○加微能美弖母知は、神之御手以なり、神とは、御自詔ふなり凡て天皇は御自の御うへをも尊みて詔ふこと常なり、以は、後には、母弖と云へども古くは、母知又母知弖と云り、此事首巻（助字の下）に云り、萬葉六（二十五葉）に天皇朕字頭乃御手以掻撫曾禰宜賜打撫曾禰宜賜、○比久許登爾は、彈琴にゝて、彈琴に應せての意

須流袁美那。登許余爾母加母。

吉野宮、吉野は、中巻白檮原宮段にいづ、(傳十八)その宮は、書紀應神巻に、十九年冬十月幸吉野宮とある、これ史に見えたるはじめなり、彼御世に始て造られたるか、はた前の御世より有しか其は知がたし、此地は世に勝れたる地なれば御世々々に時々に幸行て遊覧坐し離宮なり、齊明紀に二年作吉野宮、五年三月天皇幸吉野而肆宴焉天武紀に天命開別天皇十年冬十月東宮入吉野宮、八年五月幸于吉野宮、持統紀に三年正月天皇幸吉野宮と見えて、此御世此宮に幸行のこと年々度々記されたり、萬葉一(十六丁)に、天皇幸于吉野宮時御製哥、淑人乃良跡吉見而好常言師芳野吉見與良人四來三、此は、天武天皇なり、(又同天皇の、三吉野之耳我嶺爾云云、と云御長哥も幸行の時よみ給へるなるべし、)又(十八丁)幸于吉野宮之時柿本朝臣人麻呂作哥八隅知之吾大王之所聞食天下爾國者思毛澤二雖有山川之清河内跡御心乎吉野乃國之花散相秋津乃野邊爾宮柱太敷座波、云々、又安見知之吾大王神長柄神佐備世須登芳野川多藝津河内爾高殿乎高知座而、云云此らは持統天皇の御世なり、六(三十一丁)に天平八年夏六月幸于芳野離宮之時山部宿禰赤人應詔作哥八隅知之我大王之見給芳野宮者云々反歌自神代芳野宮爾蟻通高所知者山河乎吉三、(此幸の事續紀にも見ゆ、)十八(二十二丁)に、天平感寳元年五月爲幸行芳野離宮之時、儲作哥、多可美久良安麻能日嗣等天下志良之賣師家類須賣呂伎乃可未能美許等能可之古久母波自米多麻比弖多不刀久母左太米多麻敝流美與之努能許乃於保美夜爾安里我欲比賣之多麻布良之、云々、反哥伊爾之敝乎於母保須良之母

都良河波多麻斯麻能有良爾和可由都流伊毛良遠美良牟比等能等母斯佐、六（十八丁）に、嶋隱吾榜來者乏毳倭邊上眞熊野之船、七（十九丁）に、妹爾戀余越去者勢能山之妹爾不戀而有之乏左、又吾妹子爾吾戀行者乏雲並居鴨妹與勢能山、十七（二十七丁）に、夜麻扶枳能之氣美登毘久々鸎能許惠乎聞良牟伎美波登母之毛、廿（四十一丁）に、佐伎母利爾由久波多我世登刀布比登乎美流我登毛之佐毛乃母比毛世受、これら正しくうらやましき意なり、又十七（四十丁）長哥に、於登能末毛名能末母伎吉底登母之夫流我禰、これは、羨く思ふをともしぶると云り、さて哥の意は、後の大御哥（ひけたの云々）に、答へて吾今かく年老ざらましかば、婚れまし物をと、少盛なる人をうらやめるなり、（其にとりて、日下江之としもよめるは、若日下大后をうらやみ奉れるかとも云べけれど、さる意はあらじ、さて契冲此ともしきを、少き意と、めづらしき意にほめたるとの、兩方をかねて見るべきかと云るは叶はず、さては哥の意いと物遠し、是うらやましきを、乏しと云る例を考へざる故の非なり、）○多祿給は、若櫻宮段にも如此あり、（傳卅八墨江中王下）○志都歌上に出、（傳卅六のをはり）

天皇幸行吉野宮之時。吉野川之濱。有童女。其形姿美麗。故婚是童女而。還坐於宮。後更亦幸行吉野之時。留其童女之所遇於其處立大御呉床而。坐其御呉床。彈御琴。令爲儛其孃子。爾因其孃子之好儛。作御歌。其歌曰阿具良韋能。加微能美弖母知。比久許登爾。麻比

と云言に叶はず）〇加微能美夜比登は、（比清音なり）神之宮人なり、此はたゞ御室の垣を築人を云て自譬へたるなり、（但し自の身の譬は築餘したる物にありて、築人には非るを如此よめるは、たゞ大らかに云るのみなり）萬葉七（十一丁）に、皇祖神之神宮人云々、さて此哥は初の御哥の返しなりと契沖云り、然聞ゆ、〇久佐迦延能は、日下江のなり、此日下は、河内なるか、和泉の大鳥郡なるか、二處の内何れならむ詳ならず、蓮の殊に多かる江なるべし、萬葉四（二十八丁）にも、草香江之入江爾求食蘆鶴乃、〇伊理延能波知須は、入江之蓮なり、〇波那婆知須は、花蓮なり、契沖云、花橘花薄など云が如し、〇微能佐加理毘登は、身の盛人なり、師云、身之を隔てゝ、花蓮盛と、つゞくなりと云れたるが如し、（微能はたゞ人の身にて、蓮の實の意は無きなり、但し、記中草木の實の假字に、美を書ずして必微を用ひたるを思へば、人の身には非ずして、蓮の實にてさて盛人と云るにもあらむか、實の盛と云むはいかゞとも聞ゆめれど、蓮は、和名抄に、爾雅云、其子蓮云々とある如くもと實の名なり、又波知須と云も、蜂房にて實の名にて、花のみならず、實をも主とする物なれば、實の盛とも云べきなり、さて實の盛と云て盛人とつづけたるなり、然れども、人の身にも微の假字を用ひたるか、其は未考へ見ざれば定めがたし、身にも微を用ひたらば、人の身の方に定むべし、萬葉に身の若かへに、ともあればなり）身の盛人は、若く壯なる人をいふ、〇登母志岐呂加母は、乏き哉にて、呂は、助辭なり、呂加母の例、中卷明の宮段の大御哥にいへり、（傳卅二）さてこの乏きは、羨き意なり、萬葉に、この言多かる中に、一（二十四丁）に、朝毛吉木人乏母亦打山行來跡見良武樹人友師母、五（二十二丁）に麻

令餘なり、上なる句初の意なれば、垣を築竟て、其土の餘りたるを云、（契冲が玉垣を築そめてたゆみて築殘したるなり、と云、師も未築はてぬを云、と云れたる皆、阿麻斯と云るに叶はず、）後の意なれば、御室の境域を程よりも廣く垣を築て、其域の無用に餘れるなり、○多爾加母余良牟は、誰にかも將依なり、誰を多とのみ云は、（聞なれぬ如くなれども）誰之と云も同じ、此は、吾を和、己を淤能、其を曾、此を許、と云と同格なり、（契冲が多禮の下畧と云るは、精しからず、たゞ何となく畧ける例にはあらず、）さて此句、垣を築譬の方は、（初の意なれば）築竟て餘りたる土をば、何にかもせむ神の御垣の料なれば、他に用ふべきに非ず、と云意、又（後の意なれば）御室の用に垣を築たる域の無用に餘れるをば何の塲にかもせむ、と云意なるを、誰としも云るは哥の意の方にて云る詞にて、天皇の將婚と契り置賜ひて、（神の御室の料に譬へたり、）老極たる身の、（無用に餘れるに、譬へたり、）今は誰にかも依む依るべき方なしとの意なり、凡て物に譬へたる古の哥は、其譬の物のうへの詞と、哥の意を直に云る詞とを相雜へて云ること、萬葉などにも常多きぞかし、（凡て古の譬哥を見るに、此例を知らざれば、詞に惑はしきことあるなり、此哥も譬の方にていはゞ、何にかもせむとあるべきを、誰にと云、依らむと云るは、哥の意の方の詞なり、此哥の意、契冲が說は非なり、實なき心を神の知しめして後は依る方なきに喩へたるか、と云る心得ぬ說なり、師の、玉垣をつきかけたる宮人は、他事によるべきに非ず、その築はつるを待のみなりと云を、己が他心あるまじきに譬へたりと云れたるも叶はず、垣を築かけたる宮人は、他事によるべきに非ず、と云こといと物遠く、其うへ、阿麻斯

赤猪子之泣涙は、(かくても聞えはすれども、)之と云辭穩ならず、赤猪子泣而涙云々などあるべき處なり、〇所服は、祁勢流と訓べし、中卷倭建命段の哥に、和賀祁勢流意須比能須蘇爾、とある處考ふべし、(傳廿八の始)〇丹揩まづ凡て揩衣のことは、高津宮段に、青揩衣とある處にくわしく云り、(傳卅六)揩字の事も彼處にいへり、さて丹揩は、赤土黄土を以て揩たるなり、萬葉に黄土をも赤土をも波邇とよめり、(和名抄に埴云云和名波爾、)波邇と云は色美えく艶ふ由の名にて光映土の義にやあらむ、書紀神代卷に、赭(曾富は赤きを云)ともあり、さて其色好き土を以て衣を揩ることは、萬葉一(一十七丁)に、岸之埴布爾仁寶播散麻思乎、六(十五丁)に住吉能岸乃黄土粉二寶比天由香名、などよめる爾本布とは黄土に觸て衣に其色の移り染るを云り、(十卷に、ことさらに衣はすらじ女郎花咲野の芽子に丹穗日而將居、十五卷に、秋芽子に爾保敞流吾裳云々、これらの爾本布も同し、相照して知るべし、)土以て衣揩ることのあるよりかくもよめるなり、〇悉濕ば、登本理弖奴禮奴、と師の訓れたる宜し、萬葉二(二十丁)に、敷妙乃衣袖者通而沾奴、とあり、又十五(二十八丁)に、和我袖波多毛登等保里弖奴禮奴等母、〇而歌、二字、眞福寺本には無し、(脫たるにや、)〇美母呂爾は、御室になり、〇都久夜多麻加岐は、築や玉垣なり、(玉はほめたる言なり、加清音なり、濁るべからず、)築と云は土以て築たる垣にて、今世に所謂る築地なり、(ついぢは、築土と云ことなり、)古には神社にも築たる垣ありけむ、とて此に二の意あるべし、一には御室の周に垣を築なり、今一には垣を築て、御室の境域を定むるなり、(此意なれば、御室爾は、御室に爲る意なり、)〇都岐阿麻斯は、築

白檮をゆゝしと云は、恐み憚る意なるを、其に譬へて賛ては、いかでか直にかしはらをとめとは詔ふべき、序よりのつゞきの意と、哥の意とは異なるは常なれども、是は直にかしはら媛女とととぢめ賜へれば、序のつゞきの意と必同じからでは叶はざるなり。）さて老嫗を、少女としも詔へるは、婚まほしく所念看に就ての御哥なればなり。○比氣多能は、引田之なり。○和加久流須婆良は、若栗栖原なり、次の御句の、和加久閇を詔はむための序なり、此老嫗の郷の引田に栗林のあるに因て詔へるなるべし、さて栗樹を多く植生したる地を栗栖と云る（處々地名にもなれる多し。）栖はいかなる意にか、此木に限りて云こと（他木には、某原、某園、某生などは云ども、某栖と云例はおぼえず。）未思得ず、（御栖と云物はあり、田原、御栖、丹波、御栖など見えたり。）○和加久閇爾は、（契沖厚顏抄には、久字を加と作るは萬葉に依て改めたるなるべし、上の加よりつゞきて加々とありしを、加久に誤れることもあるべけれど、諸本みな久とあれば、今は本のまゝに物しつ。）契沖云、萬葉十六云、所射鹿乎認河邊之和草身若可倍爾佐宿之兒等波母、若き時になどの意かと云り、（萬葉の和草は和の下に加字脫たるか、いかにまれわか草なるべし、）（久は、加と通音なれば、萬葉の若可倍と同言とは聞ゆるを、其意は未思得ず（師は久は加留の約、閇は方にて、さまと云に同じ、若かるさまになりと云れつれど、加留の約と云こといかゞ、）閇は、伊爾斯閇牟加斯閇などの閇なるべし、されば（赤猪子が）若かりし間にと云意とは聞ゆ、書紀齊明卷大御哥に、伊喩之々乎都那遇何播抒能倭柯矩娑能倭柯保阿利岐騰云々、○韋泥弖麻斯母能は、率寢てまし物をなり、○淤伊爾祁流加母は、老にける哉なり、○

さて此の御哥の意は、上に憚其極老とある意にて甚しく老たる容貌の憚られて、婚に不忍るよしなり、(契冲は、志を堅く執たることをほめ賜ふなりと云る其もさることなれども、さては、由々斯てふ言の用ひざま古に非ず、後世の用ひざまなり、又かしはら媛女と結め賜へるにもかなひがたし、其由は次に云べし、)凡て古に由々斯とは、忌憚らるゝことを云て、其に恐みて憚らるゝあり、(此御哥の序の神木の如きこれなり、)嫌はしくて憚らるゝあり、(此御哥の老たる客貌を詔へる如き是なり、又忌々しきを云もこれなり、)さて此二より轉りて後には、善惡きにわたりて甚しきをも云り、(ゆゝしき大事など云賛ても云惡みても云みな是なり、又伊美斯伎も、由々斯伎と言も態も通ひて皆同じく聞ゆ、)萬葉二(三十三丁)に、桂文忌之伎鴨、三(五十七丁)に、言卷毛齋忌志伎可物、四(十七丁)に、獨宿而絶西紐緒忌見跡、六(十九丁)に、言卷毛湯々敷有跡、又(三十六丁)繫卷裳湯々石恐、十(五十四丁)に、言出而云忌染、十二(七丁)に、忌々久毛吾者歎鶴鴨、十五(七丁)に、湯種蒔忌々伎美爾故非和多流香母、十七(四十四丁)に、許登爾伊泥底仰波婆由遊思美、○加志波良袁登賣は、白檮原媛女なり、白檮原は、即上の嚴白檮の生たる處を云て、御句の意は、甚く老たる容貌し忌々しく憚らるゝこと嚴白檮の如き媛女よと詔ふなり、(契冲說の如く、由由斯伎加母を志を堅く守れる字ほめ賜ふとしては、此御句に叶はず、其故は、上の序を取て直にかしはら媛女と詔へるは、即嚴白檮に譬へて、其が如くなる媛女と云意なるを、若ほめたる意とするときは、由々斯と云言、或は白檮の色變ず常葉なるなどを賛たるならばこそ、其に譬へてかしはらをとめとは詔ふべけれ、

極などはあれども、そは云ざま異なり。）○憚は、御哥に、由々斯伎加母とよみ賜へる意なり、○美母呂能は、御室之なり、凡て神社を云、美牟呂とも美母呂とも通はし云り。）又三輪山を云るも常なれば、然にてもあるべし、（引田部三輪に縁もあればなり。）なほ御室の事既に上巻に云り、（傳十二幸魂奇魂段）○伊都加斯賀母登は、嚴白檮之本なり、（此つは濁音なれば、必豆と書べきに、都と書るはいぶかし。）伊都は忌清めて齋く意、萬葉十一（二十八丁）に、天飛也輕乃社之齋槻、と云る意、嚴白檮のたくひなり、（書紀に皆嚴と書れたり。）母登は、たゞ其木のことなりと師の云れたる然り、（凡て木を本と云ること多し、常に木下を木本と云とは異。）大祓詞に彼方之繁木本とあるなども然なり、書紀垂仁巻に、一云云々以天照大神鎭座於嚴橿之本而祠之、（これを倭姫命世記に倭國伊豆加志本宮とあり、されど別に地名にはあらじ、たゞ嚴橿木の下なるべし。）萬葉一（十一丁）に、吾瀬子之射立爲兼五可新何本、（これに五字をかき、此の大御哥に伊都と書るに就て、伊豆の豆の清濁疑はしきが如くなれども、萬葉廿に、五手船を二處まで伊豆手船と書れば、五は古は豆と濁しなるべし、さて右の二の嚴橿が本は其極の下を云るにて、此とは異なり、思ひ混ふべからず。）○加斯賀母登は、白檮之本にて、即上なる嚴白檮を重ねて詔へる古哥の例なり、○由由斯伎加母は、忌々しき哉なり、上三句は此御句を詔はむための序にて、神社の樹を恐み忌憚る由のつゞけなり、萬葉四（十八丁）に、神樹爾毛手者觸云乎、又（四十八丁）味酒呼三輪之祝我忌杉手觸之罪歟君二遇難寸、七（四十丁）に、三幣取神之祝我鎭齋杉原燎木伐殆之國手斧所取奴、これら神の樹をば恐み憚るよしなり、

なり、○彼は、萬葉廿（十五丁）に、可之古伎夜美許等加我布理、（我を濁り布を清てよむべし、同五にも、可賀布利と書り、）○至于今日、（于字諸本に無し、今は眞福寺本に依つ、）○參出耳、此耳字は上を云々登志弖許曾と訓て、其許曾に當れり、此事傳初卷に委云り、（さて登志弖許曾と云は、さてこそと云に同じ、古言には、さてとは云ず、）○驚の下に、詔字若くは、曰字など必あるべし脱たるにこそ、○守志は、美佐袁爾と訓べし、（操字字書に、所守也とも持念也とも注せり、）靈異記に、風三左乎、また氣調彌佐乎などあり、拾遺集（雜下）に、三瀬川渡る美佐袁もなかりける云々、（竿をかねてよめる哥なり、）○盛年は、師の、微能佐加理と訓れたるに依れり、なほ此事次なる大御哥の處に云べし、○愛悲は、（愛字本どもに受に誤れり、延佳本に、憂とあるは、さかしらに改めたるなるべし、今は眞福寺本に依れり、）伊登富志と訓べし、續紀廿四詔に愧自彌伊等保自彌奈母念須、（此に准ふるに、同紀四の詔などに、勞彌とあるをも、イトホシミと訓べきなり、）なほ物語書などに多き言なり、（今の俗言に、いとしいと云も即此言なり、）○心裏欲婚は、（心裏を上句に屬て訓るはわろし、記中如此さまの文は多く一句を四字に書る例なり、）賣佐麻久富志久淤母富世杼母、と訓べし、さて此欲は常に、願欲ふを云とは意異にして、此は守志に大命を待て嫁ぎもせで徒に老ぬることを愛悲く所念て、老女の爲に一度は婚て彼が心を慰めま欲く所念看なり、○極老は、伊多久淤伊奴流と訓べし、（萬葉十一は、極太を、イタクと訓る處あれど此訓は決めがたし、師はオイキハレルと訓れたれどいかゞ、又オイハテタルと訓べきかとも思へど、然るさまの波弖は古言には未例を見ず、萬葉九に、船將

能登志、と訓べし、大祓詞に、許々太久乃罪乎、と見え、萬葉四（四十四丁）に、幾許雖待、五（十八丁）に、許許陀十四（七丁）に、己許太十七（四十八丁）に、許己太久母、十八（六丁）に、許己太久爾など其外幾許と云こと卷々に多し、なほこの言の例中卷白檮原宮段大御哥に、許紀志とある處にくはしく云り、（傳十九）○委體は、加本加多知、と訓べし、（二字をたゞ加本とも訓べけれど此は、瘦委と云、下に容姿既者ともあれば、加多知と云言もあるべくおぼゆ）○瘦萎は、夜佐加美加自氣弖阿禮婆、と訓べし、（加自氣の、自の假字は遲か詳ならざれども、志氣と云言に近ければ姑自と書つ）書紀垂仁卷に、淳名城稚姬命既身体悉瘦弱以不能祭天智卷に、憂悴極甚などあるに依れり、○無所恃は、喚さるべき恃のなきなり、○不忍於悒は、伊夫世久弖延阿良自、と訓べし、悒は、伊夫世久と訓べき由其外にも訓べき言など中卷明宮段、無悒とあるところに委いへり、（傳卅二）不忍は、（こゝは多閇自など訓むは、何とかや漢籍訓に近くきこえて、古言ともおぼえねば）延阿良自とは訓るなり、（自は受ともよむべけれど、上に以爲、とあるには自ぞかなへる）萬葉四（二十三丁）に、默然得不在者などある意なればなり、○百取之机代物は、上卷に見ゆ、（傳十六）○參出は、皇大宮になり、○所命は、能理多麻閇理斯、と訓べし、○忘は、萬葉五（二十五丁）に、和周良志奈牟迦、○誰は、書紀繼躰卷哥に、駄例夜矢比等母、（夜矢は助辭なり、萬葉には、たれしの人もともあり）○老女は、淤美那と訓べき事上卷に云り、（傳九八俣遠呂智段）○何由以は、萬葉廿（十六丁）に、奈爾須禮曾とあるに依て訓つ、（今も漢文にナンスレゾとよむとあるは、此古言の遺れるなり）○其年其月、其は、二共に某

あるには必父の名を申すべきわざなるをや、〇引田部は、大御哥に比氣多能とあるに依て訓べし、(和名抄に、讃岐國大内郡に引田郷ある其も、比介多と云るせり、) 神名帳大和國城上郡に曳田神社あり、此地に因れる姓なるべし、(又佐渡國雜太郡に引田部神社あり、) 書紀天武巻に三輪引田君難波麻呂と云人、持統巻に、引田朝臣廣目引田朝臣少麻呂など云人見えたるは、此姓か、三代實錄五十に、大神朝臣良臣云々、大神引田朝臣等遠祖雖同派別各異云々、(此大神引田朝臣は、即かの三輪引田君なるべし、) 此に依れば大神朝臣の支別なり、(大神朝臣の事傳廿三活玉依毘賣下に云り、考合すべし、) 〇赤猪子は、赤猪に由縁ありてつけたる名なるべし、〇不嫁夫は、登都賀受弖阿禮と訓べし、鎭火祭祝詞に、妹背二柱嫁繼給弖、(嫁繼必ト。ツ。ギ。と訓べし、) 和名抄に、鶺鴒日本紀私記云、止豆木乎之閇止里、書紀神代巻に、交道、敏達巻、孝德巻に嫁、又女自適人などあり、(とつぐと云は、漢籍訓の如く思ふめれど、然らず古言なり、大かた古言の漢籍訓に遺れる此たぐひ多し、さて此を師は、ツ。マ。シ。ア。ラ。ズ。ハ。と訓れたれど其意には非ず嫁がずして朕召むを待べしと詔ふなり、夫なくは召むとのたまふにはあらず、こゝは童女と書る字の如く、いまだ幼き女と聞えたり、) 〇今將喚、今は、今還り來むなど云今なり、(俗にやがて追付近い内になど云意なり、) 此時に直に娶ずして如此詔へるは、いまだ童女なるが故なり、〇天皇之命は、御契の如く喚賜ふ詔命なり、下なるも同じ、〇仰待は、萬葉の哥に、高々に待と多くあるも仰ぐ意、此次に此同事を望と書るも其意なり、(俗言に、頸を長うして待と云も、仰く意にて同じ、) 〇望これをも師の、阿布岐待都流、と訓れたる宜し、〇多年は、許々陀久

事。然汝守志待命。徒過盛年。是甚愛悲。心裏欲婚。憚其極老。不得成婚而。賜御歌。其歌曰。美母呂能。伊都加斯賀母登。加斯賀母登。由由斯伎加母。加志波良袁登賣。又歌曰。比氣多能。和加久流須婆良。和加久閇爾。韋泥弖麻斯母能。淤伊爾祁流加母。爾赤猪子之泣淚。悉濕其所服之丹揩袖。答其大御歌而歌曰。美母呂爾。都久夜多麻加岐。都岐阿麻斯。多爾加母余良牟。加微能美夜比登。又歌曰。久佐迦延能。伊理延能波知須。波那婆知須。微能佐加理毘登。登母志岐呂加母。爾多祿給其老女以。返遣也。故此四歌者。志都歌也。

遊行は、阿蘇婆志都々と訓べし、中卷白檮原宮段に、七媛女遊行於高佐士野とある類なり、○美和河は、初瀨川の流なり、美和の事は、白檮原宮段（傳廿）水垣宮段（傳二十三）に、いでたり、萬葉十（四十八丁）に、暮不去河蝦鳴成三和河之清瀨音乎聞師吉毛、○其容姿甚麗の訓のこと、白檮原宮の段にいへり、（傳廿）○己名云々、上卷に邇々藝命の、木花之佐久夜毘賣命に誰女と問賜へる御答に、大山津見神之女名云々と申賜ひ、中卷に應神天皇の宮主矢河枝比賣に汝者誰子と問賜へる御答にも、丸邇之比布札能意富美之女名云々と申せり、然るにこゝにはたゞに己が名をのみ告申て某之女と申さゞるは傳へに父の名は漏たるなるべし、誰子と

るも然もあるべし、御言傳をも持と云べきなり、上卷に、獻歌とあるも、神代なれば御言傳なり、
○返使これに二の解あり、一には、加幣志都加波志伎と訓て、日下山より天皇の御使として女王の御許に遣すなり、返とは今出て來坐る方へ遣すなれば云り、今一には、都加比袁加幣志賜伎と訓て、使は女王より天皇の御許に奉遣せる使なり、（其は先此度の事、天皇未女王の宮まではは至坐ずして、日下山を越坐て其あたりなどより、彼御妻問の命を傳へ給へるに、其御答として女王の御許より、天皇の來坐る處へ使をたて、背日云々と令奏賜へる其使を此御哥を令持て返し賜ふなり、此解に依ときは、上件の事も此趣に見べし、）

亦一時天皇遊行。到於美和河之時。河邊有洗衣童女。其容姿甚麗。天皇問其童女汝者誰子。答白已名謂引田部赤猪子。爾令詔者。汝不嫁夫。今將喚而還坐於宮。故其赤猪子。仰待天皇之命。既經八十歲。於是赤猪子以爲。望命之間。已經多年。姿體瘦萎。更無所恃。然非顯待情。不忍於悒而。令持百取之机代物。參出貢獻。然天皇既忘先所命之事。問其赤猪子曰。汝者誰老女。何由以參來。爾赤猪子答白。其年其月。被天皇之命。仰待大命。至于今日。經八十歲。今容姿既耆。更無所恃。然顯白己志。以參出耳。於是天皇大驚。吾既忘先

遠飛鳥宮段太子の御哥に、多志陀志爾韋泥亙牟能知波とあるところに云り、考あはすべし、(傳卅九) ○能知母久美泥牟は、後も久美將寢なり、久美の意上に云るがごとし、此度は得逢見ずて空く還るとも又後にも逢てむと詔ふなり、(後もは、今のみならず後もと云意に云とは異なり、此は俗言に重ねてと云意なり、) さて此御哥上件の趣たゞ二の竹のみ用ありて、葉廣久麻白檮は無用なる如くなれども、(伊久美竹は、伊久美を詔はむ料、多斯美竹は、多斯爾を詔はむ料なるに、白檮は下に承たることなし、) よく思へば然らず、其は白檮も葉稠く入交りて繁立ること竹と同じ狀なる物なれば、伊久美 (波泥受) と云、多斯爾と云こと (竹のみに非ず、) 意は白檮よりも承たり、又山之峽に立榮ると云も、(白檮のみならず、) 竹へも係れり、されば凡ての意を直に云ば、山之峽の下方上方に生て立繁榮えて、伊理久美たる白檮と竹となり、然るを白檮をば離して別に詔ひ、又山の峽と本末とをも別に詔へるなど、御詞のつゞきたしかならざる如くなれども、如此さまに言を參差にして連ねざまの髣髴なるも歌の製にて、古へのに例多く、後世のにもかゝる類多くあることなり、よくせずは紛ひぬべし、(師云、久麻加斯をよみ賜へるは、山の本末に竹の生たるを詔はむためにまづ中の峽にある物を詔へるのみなり、と云れたるは、上件の意を得られざりしからの强說なり、) ○曾能淤母比豆麻は、其思妻なり、○阿波禮は、阿怜なり、遠飛鳥宮段輕太子御哥にも、淤母比豆麻阿波禮とあり、○令持此歌而とは、此御代のころは、既に歌を字に書て贈る事もありて、是も然るか、又師は、御言持宰と云たぐひにて、御哥をうけたまはりて、行て傳へ申すよしなり、書たるを持には非ずと云れた

り合を入くむと云も同言なり、契冲が、いく美竹は、竹の名なりといへるはたがへり、一種の竹の名には非ず、たゞしげれるよしなり。）淤斐は、生なり、書紀繼躰卷哥に、以矩美娜開余簍開、○須惠幣爾波は、（眞福寺本には、爾字なし。）末方に者なり、上方を云、（幣清音なり。）さて此本末は、山之峽の下方上方を云なり、（熊白檮の下方上方には非ず。）其由は下に云、○多斯美陀氣淤斐は、師説に立繁竹生なりとあり、（冠辭考さす竹條に見ゆ。）立は生立るさまを云るにて、萬葉一（二十三丁）に、春山跡之美佐備立有などもあり、立榮の立も同じ、（契冲がたしみ竹を、竹の名なりと云るは違へり。）さて上の伊久美竹と此と二種には非ず共にたゞ凡の竹の貌なるをかく二に分て云は、古歌に此類多し、（萬葉二に秋山下部類妹奈用竹乃騰遠依子等と云る類にて、是も二人にはあらず、一人をかくいへり。）○伊久美陀氣、上のいくみだけおひは、此御句を詔はむための序、此御句は、次の御句を詔はむための序なり、○伊久美波泥受、（美の下に陀字ある本は、上なる御句によりて衍れるものなり、今は眞福寺本、延佳本によれり。）伊久美の意上に同じ、師説にては籠り寝るなり、今一の己が考によるときは、夫婦一に交はり寝るなり、何れにしても、伊は入なり、（籠りなれば、閨内に入籠りなり、交りなれば、夫婦互に躰を入れ交へて寝るなり。）泥受は、不寝なり、（契冲云神代紀に、相與を、久美度と訓り、伊は發語陀は度と通ずれば、相與者不寝か、若は、陀は衍文にて、與者不寝かと云るは、大凡は違はざれども、詞の細なる意違へり。）上卷、久美度邇興而、とある處考合すべし、（傳四陽神陰神下）○多斯美陀氣、序の由、伊久美陀氣に同じ、○多斯爾波韋泥受は、契冲、憶には不率宿なりと云るが如し、

九(二十一丁)に、白雲乃立田山乎云々許智期智乃花之盛爾、などある皆然り、さて此は此の日下部、山と彼方の平群、山と各其此方なり、(又日下山の內の彼此と、平群、山の內の彼此とに、山の各彼此かとも思へど、なほ然には非じ、)○夜麻能賀比爾は、山之峽になり、(賀字は必加なるべし大方記中假字清濁混れたること無れは後に何心もなく賀加たゞ同じこと、思ひて寫し誤れるなるべし、)和名抄に考聲切韻云、峽山間陜處也俗云山乃加比、○多知邪加由流は、(邪を濁るは古への音便なり、古言に此類多かり、)立榮ゆるなり、書紀仁德卷大后、御哥に、箇波區朞珥多知瑳箇踰屢毛毛・多羅儒椰素麼能紀破、○波毘呂久麻加斯は、葉廣久麻白檮にて中卷玉垣宮、段に出ツ(傳廿五曙立王下)○母登爾波は、本に者なり、下、方を云、(契沖が後の須惠幣に准らふれば今の母登の下にも、幣字ありて、本邊にはなるべし、と云るは然らず、同言を二たび云に少し替へて云ことゝ、古哥のつねなり、)○伊久美陀氣淤斐は、伊は伊理の理を省けるなり、久美は、師、説に久麻加斯の久麻とひとしくて葉の繁ければ隱り竹と云を約めて久美竹と云なりとあり、(冠辭考さす竹、條に見ゆ、其說の中にはたすゝき久米と云ことをも例に引れたるは叶はず、かのはたすゝきは、四、句の三穗へ係れり、御穗の意なり、又伊を發語なりと云れたるもいかゞ、發語に伊と云は、用言に限れり、躰言の頭に置る例なし、此の久美は、本は用言なれども、久美竹と云ときは、躰言なれば然るときに、發語の伊を置ことはなきなり、)又思ふに、物の彼と此と一に相交はる意にもあるべし、(組と云名も糸を相交へたるよしなり、)されば伊久美竹は、葉の茂くして、彼此相入交り合へるよしなるべし、(俗言にも事の彼此と繁く雜

王の御諫に従ひて還坐しことをよく思ふべし、古人の日に背向事を恐みたるほど、又婚の始を甚く重みし愼みたりしことゝ、かの二柱大神の、みとのまぐはひの始などを思ひわたし奉るにも甚々嚴なりけり、(なほざりに看過すべからず、) ○其山は日下山なり、○坂上は、かの直越道のなり、○久佐加辨能は、日下部之なり、日下の地名をも日下部とも云りしこと、此御言にて知らる、(もと日下部と云は、此日下の地に居住るより負る部の號なるを、其部の居住るに因て立返て又地名をも日下部とも云りしなり、日下部てふ部の此地に居住りしことは、中卷伊邪河宮段日下部連の下に云り、傳二十二、) ○許知能夜麻登は、此方之山與なり、(與は次なる、平群山與なり、) ○多々美許母幣具理能夜麻能、此二句既に中卷倭建命の御哥にも見えて、(傳廿八のをはりところ〳〵) 大和國平群郡の山なり、○許知碁知能は、此方此方之なり、(下なる碁を濁るは、重なる故なり、) こは彼方此方なるを此方此方とも云は、此方より彼方と云處は彼方にては又此方なれば、此方の此方彼方の此方なり、(此説は、荒木田久老が萬葉の哥なるにつきて云る説にて信に然ることなり、然るを昔より誰も許と袁と通ひて直に、彼此と云言とのみ心得居るは精しからず、さては彼と此と混つになりて差なし、) 各と云言の如し、(各は、己己と云ことなり、是も己と云は自のことなるを、自も他もと云ことを己己と云は自が己、他の己なり、) 萬葉二 (三十八丁) に、槻木之己知碁智乃枝之、又 (三十九丁) 百兄槻木虚知期知爾枝刺有如、三 (二十七丁) に、奈麻余美乃甲斐乃國打縁流駿河能國與己知其智乃國之三中從出立有不盡能高嶺者、(久老云、甲斐國の此方と、駿河國の此方と各此方なり、)

十七丁）に、嬬問爾、十六（八丁）に、妻問迹、十八（三十四丁）に、氣奈我伎古良何都麻度比能欲曾、十九（二十六丁）に、玉剋壽毛須底亙相爭爾嬬問爲家留などあり、物は娉すとて贈る物なり、○令奏は、此時天皇いまだ此宮の内には入坐ずて外に坐々す間なれば、人を出して奏さしめ賜ふなり、故令と云り、上の令詔も然なり、（又は殿の内には入賜ひながらいまだ面見給はで、處を隔てゝにもあるべし、其も令の意は同じ）○背日は、比爾曾牟伎亙と訓べし、曾牟久は、背向なり、東なる倭より西なる河内へ幸行すは、東より出る日を背後に爲賜ふ由なり、中卷白檮原宮段に、向日而戰不良云々背負日以擊とある頬にて其義は彼とは表裏なり、（彼は敵と戰ふなれば日を負持給ふ義なること彼處に云るが如くなるを、此は背違ふ義なればなり）後にし賜ふことは彼も此も同じことながら、事に依て、如此順くも逆くもあるなり、○己直參上、直は仕奉へ係りて、（參上へ係れるにはあらず）天皇は河内へ幸行すことなく爲て、京の大宮に坐々ながら直に娶賜ふべく、參上て仕奉むの意なり、○此間に、弁能誰知能の五字ある本は誤なり、其は次なる御哥の初二句の中の御詞の紛ひて此處にも入たるなり、（誰字は、許を又誤れるなり）○還上坐於宮、宮は、倭の大宮なり、さて大御哥を合せて此段を考るに、此天皇の此女王の御許に通坐ことは是初にぞありけむを、此度は右の恐みに因て御合坐ずて徒に還坐るなり、さてかく日に背向て幸行すことを深く恐み賜へるは、婚の始なりしが故なり、（凡て何となく西方に行を恐むべきにあらず、又妻問ならむからに後々までいつも然愼み敢ふべきには非ればなり）そも〳〵此天皇はさばかり健く荒き御心に坐るに、かく此女

ラと訓たれど、ヴガラと訓べし、）○腰佩續紀廿五に、船ノ連腰佩と云同名の人見えたり、○若日下部王、（眞福寺本延佳本には、部字なし、）○賜入、入は奉を奉入ともある、（萬葉二に奉入哥、祝詞式に、齋内親王奉入時、天長五年宣命に、大神御杖代止之弖奉入多留、三代實錄卅に、進入流などある）入と同じさまに聞、又奉出ともあり、（奉出の例、上卷傳十六大山津見神詛段に出せり、）さて此入字は別に讀でもあるべきかとも思へど、女王の御許に賜へるなれば、少し尊みたる言の如く聞ゆれば、字の隨に訓つ、（今世の言に、申入と云進入贈入など書、入も少尊みたる言にて同意に聞ゆ、）又（次の文に）令詔、令奏とある令てふ言を以思へば、此時天皇未（女王の）宮内には入坐す、外に坐ての事なる故に内に入るゝ意にもあるべし、（右の奉入も、入るゝ意あるなり、何れにまれ、伊禮と訓べきを、タマハリと訓は非なり、たまはるは、被賜にて受る方の言なれば、彼此のたがひあり、）○奇物は、（アヤシキ物ともクスシキ物とも訓べけれど、）師の、米豆良志伎母能と訓れたる宜しくおぼゆ、靈異記にも、奇めづらしく、又云阿也し支、此言は、書紀神功卷に云々皇后曰希見物也、希見此云梅豆邏志、履中卷に、希有、崇峻卷に、爰有萬養、白犬云々、此犬世所希聞、（萬は、人名なり、）萬葉八（四十三丁）に、希將見、十（二十一丁）十一（二十丁廿四丁）にも、如此あり、十二（三十六丁）に、目頰志之などあり、（此は字は異なれども、意は全希見に同じ、）○都麻杼比之物、（麻字諸本摩と作り、今は眞福寺本に依れり、こは何れにても可きを多きによれり、）萬葉三（四十八丁）に、倭文幡之帶解替而盧屋立妻問爲家武（冠辭考、ふせやたての說はわろし、ふせ屋は、妻問のために立るなり、）四（三

志、比宮段に、獻易名之幣とあるところ（傳卅一）に云るがごとし、また穴穗宮段に、爲其妹之禮物云々とあるところ（傳四十）をも考あはすべし、（此は御字あれば、ミテグラと訓べきかとも思へど、なほ然らじ、御字は、天皇に獻る物なる故に添たるなるべし、又師は、ミマヒと訓れたれど、いかゞと聞ゆ、）書紀允恭卷に、玉田宿禰則畏、有事以馬一匹授吾襲爲禮幣この禮幣をもキヤジリと訓べし、（但此は、マヒと訓てもよし、）〇布繫白犬は、白犬爾奴能乎加氣弖と訓べし、（繫は、字書に、繫也ともあれば、加氣弖と訓べし、）此は犬を絆く料の布には非ず、（絆ぎたる繩は別に有て、）別に衣を著せたる如くに布を身に纏ひたるべし、（されば、布にて犬をと訓ては義たがへり、たとひ繫はツナグと訓とも犬に布をと訓べきなり、犬をとは訓べからず、繫字をしも書る故は、纏て結固むればなるべし、此字に泥みて繫絆げることゝ、勿思ひまがへそ、）犬は和名抄に兼名苑云、犬一名尨爾雅集注云、猲犬子也和名惠沼又與犬同とあり、（こは心得ぬ記しざまなり、犬の下に和名を擧ず猲の下にのみ擧たるはいかゞ、又古へより伊奴と云こそ正しけれ其をおきて、惠沼はいかゞ、此は猲の和名か、又與犬同も和名まぎらはし、）さて此獻れる犬は下に奇物とあれば尋常なるには非で殊に勝れたる犬（いはゆる逸物）にぞありけむ、能美の幣物なれば然あるべきわざなり、〇著鈴古へは凡て物に鈴を著ること多かりし中に、犬などに著ることは今世にもする甚古き事なりけり、〇族は、書紀神代卷に訓注に、宇我邏とあるに依て訓べし、（此訓注に依に、宇賀良夜賀良波良賀良など皆賀を濁るべき言なり、登母賀良は今も濁ていへり、）萬葉三（五十四丁）に親族兄弟（此親族今本に、ヤカ。

王に對へて臣下を云ふ次なるも同じ、(賤めて詔ふには非ず、臣を夜都古と云こと上に云るが如し、奴字に泥むべからず、) 乎は余と云むか如し、上卷に愛我那邇妹命乎、穴穗宮段に、己妹乎などなほあり、○似天皇之御舍而造、此天皇は意富伎美と訓べし、さて此は諸王までにわたるか(字には泥むべからず、天皇と書るは其中の上たるに就てなり、抑天皇と諸王とは共に大君と申して萬事其差少く王と臣とは其差こよなくして、家をも王のは天皇とひとしく宮と云臣のは家と云り、されば王の宮の造りざまも、天皇の大宮と大く異なることはあるまじければなり、) はた天皇に限れるか、何れにまれ、意富伎美と訓べきなり、似は(爾世弖と訓べきが如くなれど、其似たるさまに就て云なればなほ爾弖と訓ぞ宜き、) 堅魚を置こと臣の家には無きことならば此を置たるが(天皇の御舍に) 似たるなり、又造狀に異のあるならば造狀の似たるなり、(此二の意上に云るが如し、) ○稽首白は、能美麻袁佐久と訓べし、此言上卷に有て彼處に委云り、(傳十七綿津見宮の段末) ○奴有者は、奴なればなり、(凡て那禮婆は、爾阿禮婆の切りたるにて同じ、那理は爾阿理なり、) 奴は王に對へて云臣なり、(漢文に、やりくだりて僕と云とは異なり、) ○隨奴は、夜都古那賀良と訓べし、奴なるまゝにと云意なり、隨は、天皇を神隨と申すに同じ、萬葉二(三十四丁) に、皇子隨ともあり、○不覺而とは、王は貴ければ貴きまゝに覺もあるを臣は賤ければ賤きまゝに如此る差別(堅魚のこと) をも覺らずてと云なり、○甚畏の甚字を其と作るは誤なり、今は眞福寺本に依れり、○能美之御幣物、能美てふ言の意は、彼上卷なる稽首白の下に云り、御幣物は、韋夜士理と訓べし、その由は中卷訶

し、阿能と云意なり、○答白の、白字諸本に曰とあり、今は眞福寺本に依れり、○志幾之大縣主、志幾は、和名抄に、河内國志紀、(之岐)郡これなり、志紀郷もあり、なほ此地の事は、中巻倭建命段に出て彼處に云り、(傳廿九白鳥御陵下)さて此大縣主は、姓氏錄河内國神別に大縣主と云姓ありて、天津彦根命之後也とある是なるべし、大縣主といふ例は、中巻伊邪河宮段に、旦波大縣主といふあり、大と云例など彼處にいへり、(傳廿二)さてまた師木縣主といふ二流ありて、一は饒速日命の後、(此氏の事は中巻高岡宮段傳廿一の始に委くいへり、)一は、神八井耳命の後なるを、若此二流の内にてもあらむか、若然らば、神八井耳命の後の方なるべし、(彼饒速日命の後なるは、大和の師木より出、神八井耳命の後なるは、本より河内の志幾より出たり、)其は、姓氏錄河内國皇別志紀縣主、多朝臣同祖神八井耳命之後也、また志紀首、志紀縣主同祖云々とある是なり、(又右京皇別志紀首云々、和泉國皇別志紀縣主云々、これらも同じ、)三代實錄六に、河内國志紀郡人志紀縣主員成同福主同福依等三人賜姓宿禰、即改本居隷左京職、神八井耳命之後與多朝臣同祖也、(右の外に姓氏錄に、大和國神別志貴連、和泉國神別志貴縣主などは、かの饒速日命の後の方なり、)さて神名帳に、河内國志紀郡志貴縣主神社あるは二流の内何の縣主ならむ、(かの饒速日命の後の方も、此河内の志幾にも、由縁あることと、傳廿一に云るが如し、)さて此の大縣主も大と云は大國造大宿禰など云例もあれば右の志紀縣主のことにてもあるべけれど、なほ姓氏錄に別に大縣主あれば其ならむとぞ所思る、天津彦根命の後、河内國に凡河内國造額田部湯坐連津夫江連などもあれば由縁もあるなり、○奴乎、奴とは

て、）似天皇之御舍而造、と云に造りざまの異なる意はあるか、（もし臣民の家には此物を置ことかなはざるならば、上はたゞ置ことなり、又造りざまの異なるならば、上に右の二の意あるべし、）此らの意慥に決めがたし、さて又屋上に此物を置ことは、もと風の防の爲に棟を押へ鎮めたるなりと云説あり、然もあるべし、（或人云、山城國愛宕郡雲が畑と云村の民の家々今も棟にかつう木と云てありて、風の防とせり、其外凡て田舍の草葺に棟に烏をどりと云物あるは同じことなりと云り、此説まことに然るべし、）但し天皇の御殿にのみありて、臣民の屋には置ことかなはざる物ならむには風防には非で（若風防ならむには、臣民などの家は、大宮よりはかりそめなれば殊に此物はあるべければなり、）本より殊なる故あるか、若又造狀に異あることならば、本は風防のためにて、貴賤きたしなべてある物なるを、やゝ世移りては、天皇の御殿などのはおのづから錺となりて、こよなく莊麗かりけむ、さて又此物常には堅魚木と云を此には木といはで直に堅魚とのみあるは、時代に合せては畧き過たるさまに聞ゆるに就て又思ふには屋に此物を置は、（本より風防などにはあらで）魚名の加都袁を、勝雄の意に取成て祝て彼鰹節の形代を造りて置たるにて、本よりたゞに堅魚と云しにもあるべし、（若然らば堅魚木と云は、後に木てふことを加へて呼名なるべし、）若然らば天皇の御殿などのは殊に莊麗しかるべきことわりなり、總て此らのこともなほよく考て決むべきなり、○家とは、構を總て云名、舍屋とは其中に建たる舍屋なり、さて日下山より志幾はやゝ間あれども、此家の屋の堅魚殊にいかめしく目にたつ故によく見えたりけむ、○其上の其は、加能と訓べ

豆平以呂利とあるも、鰹節の煎汁なり。）さる故に堅魚とは云なり、もと生魚の名には非ず（今世とても、海ありて此生魚ある國々にてこそ生なるを加都袁と云、鰹節をば鰹節といへ、京などにては常に加都袁と云は、鰹節のことなり。）さて屋上に置加都袁岐も其形の鰹節に似たる故の名なり、（然るを或は加棟木固木など云、或は鰹は水物なる故に其名を取て火の防なりなど種々の說あれども皆非なり。）貞觀儀式に大嘗宮正殿一宇云々甍置五尺堅魚木八枚著搏風延喜式（大嘗祭）にも如此見えたり、（搏風は千木なり延喜式には高搏風とあり。）大神宮儀式帳に、正殿一區云々堅魚木十枚（長各七尺徑一尺七寸）材木別端以金餝とあり、さて此物後世にはたゞ神の宮にのみ有れども、上代には然らず、此の事を見れば天皇の御殿にも有しなり、かくて此大縣主の家に、是を上たるを咎め給へるを思へば、此物を置は天皇の御殿のみにして、（王たちの宮には、如何にありけむ知らず、神の社にあることは、凡て神は天皇に准らへて尊み奉る事多ければ論なし。）臣又民の家には、置ことかなはざりし定か、將置ことは臣民の家までおしなべてのことにて、（是を置るを咎賜ふには非で。）其造りざま置ざまに異あるを、此は（臣の家の堅魚木のさまに非ずして。）天皇の御殿のに似たる狀なる故に咎賜へるか、若然らば天皇の御殿のは臣の家のとは、甚く異なる狀にぞありけむ、（此御世のころに至ては、やうやう天皇の宮なとは、莊麗くなりて上代の形ながらにかゝる物の造り狀も異にぞありけむ。）さて其造りざまを咎賜ふとするときは、此文上とは尋常ならず、高く莊くなど造れるを云るにて、上と云言を重く見べきか將（上はたゞ置を云て殊なることとなく

葉六に、超草香山神社忌寸老麻呂作歌二首、難波方潮干乃奈凝委曲見名云々直超乃此徑爾師豆押照哉難波乃海跡名附家良思裳、(此二首日下山の坂路より見渡したるさまをよめるなり、)八(十五丁)に、草香山歌、忍照難波乎過而打靡草香乃山乎暮晩爾吾越來者云々などあり、直越と云ことは同十二(三十九丁)に、磐城山直越來益、十七(四十九丁)に、之乎路可良多太古要久禮婆、などもあり、○幸行河內は、若日下部王の坐日下に天皇の幸行すなり、○山上は、日下山の上なり、○望國內は、久爾美志世禮婆と訓べし、高處より國內を見渡すを古に國見と云り、萬葉一(七丁)に、天乃香具山騰立國見乎爲者、又(十九丁)高殿乎高知座而上立國見乎爲波、三(三十八丁)に國見爲筑波乃山矣、十(二十二丁)に、雨間開而國見毛將爲乎、などなほあり、さて美志世禮婆は、美志は見と云を尊みて云言にて(見賜ふを美志賜ふと云類なり、古言にて、此格多し志は過去し事を云志には非ず、又助辭の志にもあらず、)國見爲賜へばと云意なり、萬葉十九(三十九丁)に、國看之勢志豆とあり、○堅魚は、屋上なる堅魚木なり、まづ堅魚と云魚は、和名抄に唐韻云、鰹大鮦也云々、漢語抄云、加豆乎式文用堅魚二字、とあれど、漢國の鰹は當らず、加都袁と云名は、加多宇袁の切りたるにて、即堅魚とは書るを(古書には皆此字を書り、)後に此二字を合せて、此方にて鰹字は作れるにこそあれ、(漢國の鰹字を當たるには非ず、漢國の鰹は、鱧にて堅魚とは大く異なり、)さて古に堅魚と云るは此魚の肉を長く裂て煎て乾たるいはゆる鰹節のことにて、貞觀儀式延喜式などに多く見えたる皆是なり、(故に堅魚幾斤とあり、儀式に堅魚一連ともあり、又和名抄鹽梅類に本朝式云堅魚煎汁加

に、日下之高津池などあるは、和泉國にて別なり、其由彼處々に云るが如し、）地名の義詳ならず、（今時暗がり峠と云を以て思へば、若くは暗坂と云ことにもやあらむ、師は低坂の比を省けるなり、と云れつれどいかゞ、）日下と書由も詳ならず、（こは波都世を、長谷佐伎久佐を、三枝と書たぐひにて由あるべし、按に此地名暗坂の意にて、其を日下と書は、日の下れば暗きものなるを以てにやなほよく考べし、師は低坂にてその比を日と書き、久を省き下ると云訓を借て坂を下と書るにや、と云れつれど甚物遠し、さて此地名書紀には草香と書れたり、凡て彼紀は地名などの字多くは舊きに依ずして新に改て書れたり、古くは皆日下と書りしなり、）姓氏錄日下部宿禰も此地より出たり、即河内國にも日下連日下部連などあり、さて御兄の大日下王、此大后共に此地に住坐りし故に御名に負給へるなり、○之時の之字、舊印本又一本などに、也と作るは誤なり、今は眞福寺本延佳本又一本などに依れり、○日下之直越道は、倭の平群郡より伊駒山の内（南方）を越て、河内國に至り、（若江郡を經て）難波に下る道にして（今世に暗峠と云是なり、此暗峠を萬葉にいはゆる立田山小鞍嶺なりと云は非なり、かの小鞍嶺は、龍野越のことなり、さて今の日下村は此道には非ずや、北方なれども久佐加と云名は此坂より出て古は此坂のあたりをも日下とぞ云りけむ、さて此暗峠の道今世にも大坂に下る道にて、津國東生郡なる深江と云處に至て大坂には至るなり、）此道近き故に直越とは云なり、書紀神武卷に、乃還更欲東踰膽駒山而入中州、とあるも此道のことなり、（次文には孔舍衛坂とあるを思へば、久佐加と云は、もと久佐惠邪加の畧かりたる名にてもあらむか、）萬

家。答白志幾之大縣主家。爾天皇詔者。奴乎。己家。似天皇之御舍而造。即遣人。令燒其家之時。其大縣主懼畏。稽首白奴有者。隨奴不覺而。過作甚畏。故獻能美之御幣物。能美二字以音布縶白犬。著鈴而。己族名謂腰佩人。令取犬繩以獻上。故令止其著火。即幸行其若日下部王之許。賜入其犬。令詔。是物者。今日得道之奇物。故都麻杼比此四字以音之物云而。賜入也。於是若日下部王。令奏天皇。背日幸行之事。甚恐。故己直參上而仕奉。是以還上坐於宮之時。行立其山之坂上。歌曰

久佐加辨能。許知能夜麻登。多多美許母。幣具理能夜麻能。許知碁知能。夜麻能賀比爾。多知邪加由流。波毘呂久麻加斯。母登爾波。伊久美陀氣淤斐。須惠幣爾波。多斯美陀氣淤斐。伊久美陀氣。伊久美波泥受。多斯美陀氣。多斯爾波韋泥受。能知母久美泥牟。曾能淤母比豆麻。阿波禮。即令持此歌而。返使也。

大后は、若日下部王なり、書紀に元年春三月立草香幡梭姫皇女為皇后とある是なり、○日下は、河内國河内郡にて今も日下村あり、伊駒山の西方なり、(白檮原宮段に日下之蓼津、玉垣宮段

八年呉國朝貢、又此天皇六年呉國遣使貢獻とあるこれらも疑はし、思ふに韓國人の僞れる所爲なるべし、）かくて此度參來たる呉人、書紀には呉國使とあれども、實に彼（南朝）國王より奉りたる使には非じ、（例の韓國人どもなどの議りて呉國王の使としなして呉國の人を奉遣したるにこそありけむ、これらの事も馭戎慨言に論へり、）○呉原の、書紀に檜隈野とあれど大和國高市郡なり、（今世に栗原村と云あるは久禮を久理と訛れるにて此處なるべし、）神名帳に同郡に呉津孫神社と云もあり、（此社右の栗原村に在と云り、）○安置は、暫時駐留る間のことなり、（永く留まりて國に還らざるには非ず、）書紀に、八年春二月遣身狹村主青檜隈民使博德使於呉國、十年秋九月身狹村主青將呉所獻二鵝到於筑紫、云々十二年夏四月身狹村主青與檜隈民使博德出使于呉、十四年春正月身狹村主青等共呉國使將呉所獻手末才伎漢織呉織及衣縫兄媛弟媛等泊於住吉津、是月爲呉客道通磯齒津路、名呉坂、三月命臣連迎呉使、即安置呉人於檜隈野、因名呉原、以衣縫兄媛奉大三輪神、以弟媛爲漢衣縫部也、漢織呉織衣縫是飛鳥衣縫部伊勢衣縫之先也、（これに、八年と十二年と、二度使遣とあるは、實は一度なりしが、年の違ひにて紛ひて二度に記されたるには非るか、磯齒津路呉坂の事、傳卅五墨江津の條下に委云り、漢織呉織の事、傳卅三百濟手人の條下に云り、）

初大后坐日下之時。自日下之直越道。幸行河內。爾登山上。望國內者。有上堅魚作舍屋之家。天皇令問其家云。其上堅魚作舍者誰

故に、後世まで語り傳へしめむために、一部の舍人の號に負せて遣し賜へるなり、(其に取ては河瀬とのみにては事遠きがごと聞ゆれどもさるべき由ぞありけむ、師は川の魚を守る人を云と云れつれど、さては此に由なく又舍人にも由なし、) 天武紀に、川瀬舍人造と云姓も見ゆ、(姓氏錄に、川瀬と云姓もあり、舊事紀にも、川瀬造といふあり、)

此時吳人參渡來。其吳人安置於吳原。故號其地謂吳原也。

此時は、中卷明宮段に此之御世云々、などあるに效ひて然訓べし、○吳人、吳は、唐國の內の國名なり、(其王は吳泰伯と云しより初りて周代にも聞えたりし國なり、) 昔唐國漢代の後に魏吳蜀と三に分れて三國と云しを、其後又南朝北朝とて二に分れたりしころも、南朝の國はかの吳地なり、(かの魏は、漢の跡にて、北朝は魏の跡なり、) 此天皇の御代のころは、其南北朝のほどにて吳とは云ざりしかども、韓國などにては昔より云來つるまゝになほ (北朝を漢と云) 南朝を吳と云ならへるなり、(かくて此南北朝のころ、皇朝より彼國へ度々御使など遣して通好賜ひし事、唐國の史どもには記せれども、其はいたく物のまぎれありつる事どもにて、實の皇朝の御使には非ず、其ほどの事ども委くは己取戎慨言に辨へたり、さて彼國の史どもには、皇朝より御使遣はしゝ事のみ見えて、彼國より使を獻りしことは一も見えず、さて又書紀應神卷に見えたる、三十七年云々四十一年云々の事は、此雄略天皇の御世の事の亂ひて彼、御世の事にも傳へたるにて、實は應神天皇の御世には、然る事は無かりしなり、其由傳卅三の吳服の處にくはしく云り、考へ合すべし吳國の事も彼處にも云り、又書紀に、仁德天皇の五十

に出、書紀清寧卷に、元年春正月云々尊葛城韓媛爲皇太夫人、○白髮命、（凡て白髮の加は、常に濁て云ども清言なり、其證あり、萬葉十七に、之路髮とも見えたり、）書紀清寧卷に、白髮武廣國押稚日本根子天皇、大泊瀨幼武天皇第三子也母曰葛城韓媛、天皇生而白髮云々と見ゆ、大御名の由是なり、○若帶比賣命、御名義ことなることなし、書紀云元年春三月庚戌朔壬子立草香幡梭姬皇女爲皇后、（更名橘姬）是月立三妃元妃葛城圓大臣女曰韓媛生白髮武廣國押稚日本根子天皇與稚足姬皇女、（更名栲幡娘姬皇女）是皇女侍伊勢大神祠次有吉備上道臣女稚媛、（一本云吉備窪屋臣女）生二男長曰磐城皇子少曰星川稚宮皇子、（見下文）次有春日和珥臣深目女曰童女君生春日大娘皇女、（更名高橋皇女）云々（稚媛の事七年の處に、是歲吉備上道臣田狹云々、）磐城皇子、此記にも近飛鳥宮段に、石木王とある是なるべし、春日大娘皇女は、此記にも、廣高宮段に、天皇娶大長谷若建天皇之御子春日大郎女云々、とあるに此には漏たり、○白髮太子、書紀に二十二年春正月己酉朔以白髮皇子爲皇太子、○御名代上に見ゆ、（傳卅五葛城部下）○白髮部の事も上の御名代の處に云るが如し、孝德記に白髮部連、天武紀に、白髮部造など云姓も見ゆ、（續紀卅八に、改姓白髮部爲眞髮部とあるは、光仁天皇の大御名に觸る故なり、姓氏錄に、眞髮部見ゆ、）○長谷部舍人は、天皇の大御名代なり、姓氏錄に、長谷部造と云姓も見えたり、書紀武烈卷に、依天皇舊例置小泊瀨舍人使爲代號萬歲難忘、（これも彼天皇の大御名代なり、）舍人の事は上に見ゆ、（傳卅三大山守命下）○河瀨舍人書紀に、十一年夏五月近江國栗太郡言白鸕鷀居于谷上濱因詔置川瀨舍人とあり、此は世に希見き事なりし

皇位遂定宮焉とあり、姓氏錄秦忌寸條云、云々大泊瀨稚武天皇御世云々役諸秦氏構八丈大藏於宮側納其貢物故名其地曰長谷朝倉宮是時始置大藏官員以酒爲長官とある、宮號の由是なり、但書紀に依ときは本よりの地名の如くにも聞ゆ、いかゞ有けむ、(凡そ朝倉と云地名處々にあり、中卷玉垣宮段に、曙立王に賜へる稱名、倭者師木登美豐朝倉曙立王、とある是も地名か、別に由あるか、齊明天皇の西國の行宮の處も朝倉橘廣庭宮と云り、凡て朝と云はいかなる義にかあらむ、かの熊野高倉下の故事に依て祝て云るなどにや、なほよく考ふべし、又和名抄に、校倉阿世久良とある、此名朝倉の轉れるにて一にや、)さて此大宮は、帝王編年記に城上郡磐城谷也とあり、大和志に、在黑崎岩坂二村間と云り、○大日下王、上に出、○若日下部王(延佳本に、部字無きはさかしらに削きたるなるべし、其由上に云るがごとし、)も上にいづ、(傳卅五の始、)安康天皇大日下王の御許に、根臣を遣して、此天皇の御爲に、此女王を聘賜へりし事彼御段に見ゆ、(傳四十の初、)○書紀履中卷に、次妃幡梭皇女生中蒂姬皇女七年立草香幡梭皇女爲皇后、とあるはいと心得ず、これは此記に應神天皇の御宇に、幡日之若郎女あれば、若其にやとも思へども、かの幡日之若郎女は、此仁德天皇の御子の紛れつる傳なること上に云るが如し、思ふに允恭天皇の御子に、橘大郎女ありて此若日下王も、書紀此御卷に、更名橘姬とあれば若此紛れにて、允泰天皇の御子の橘大郎女には非るか、又かの中蒂姬皇女は、大日下王の妃なれば其緣より紛れたるか、かにかくに、此若日下王を履中天皇の后となり賜ふと書紀にあるは、傳の紛れにて、中蒂姬皇女の、御母皇后は別女王なるべし、)○都夫良意富美、韓比賣共に上

古事記傳四十一之卷

本居宣長謹撰

朝倉宮上卷

大長谷若建命。坐長谷朝倉宮治天下也。天皇。娶大日下王之妹。若日下部王。无子。又娶都夫良意富美之女。韓比賣生御子。白髮命。次妹若帶比賣命。二柱。故爲白髮太子之御名代。定白髮部。又定長谷部舍人。又定河瀨舍人也。

大長谷若建命、若建と申す大御名は、此に初て出たり、○此天皇後の漢樣の御謚雄略天皇と申す、○長谷は、和名抄に、大和國城上郡長谷(波都勢)鄕神名帳に、同郡長谷山口神社もあり、遠飛鳥宮段輕太子御哥に、許母理久能波都世能夜麻能、此御段に長谷山口、書紀繼體卷哥に、莒母唎矩能簸都細能哿婆庾、萬葉には一(二十一丁)に、隱口乃泊瀨山者云々、と云を始にて卷々に甚多く後世の哥も甚多く古も今も名高き地なり、名義は未思得ず、(若くは此川大和の國の眞中を流れたる其初の瀨の意か、川上はなほ遠けれども國中にては此地ぞ上瀨なる、さて長谷と書ことは地のさまに因てなるべし、さて此地名中昔より、波世とも云り、今世にはもはら、波世とのみいへり、)○朝倉宮、書紀に、十一月壬子朔甲子天皇命有司設壇於泊瀨朝倉即天

すべし、(傳廿三建波邇安王下) 苅羽井を經て此に至るは、古に倭より山代國を經て、西國に下る大道にして、(此道今もあり、) 此渡を彼方へ渡れば、津國嶋上郡なり、○針間國、上に出、○志自牟は、書紀に、縮見屯倉首忍海部造細目とありて、地名なるを、此に名とあるは、其處の屯倉首なりし故に、おのづから名の如くにも傳はりけむかし、(後世ならば志自牟殿など云むが如し、然云ば其名の如くに聞ゆるなり、) さて其地は、書紀に播磨國赤石郡と見え、和名抄には、同國美嚢郡志深 (之々美) 鄕とあり、津國の有馬より、播磨の姫路へゆく丹生山田越と云道の間に今も志深といふ處ありと云り、) ○馬甘、中卷息長帶姫命段に見ゆ、(傳三十新羅之國王の下) ○牛甘、これらは志自牟が家の牛馬を養者を云り、(後世の車の牛飼童の類には非ず、) 書紀天武卷に、都努臣牛甘と云人名も見えたり、○書紀顯宗卷云、穴穗天皇三年十月天皇父市邊押磐皇子、及帳內佐伯部仲子、於蚊屋野、爲大泊瀨天皇見殺因埋同穴、於是天皇與億計王聞父見射恐懼皆逃亡自匿、帳內日下部連使主與其子吾田彥竊奉天皇與億計王、避難於丹波國余社郡、使主遂改名字曰田疾來、尙恐見誅從茲遁入播磨國縮見山石室而、自經死、天皇尙不識使主所之、勸兄億計王、向播磨國赤石郡俱改字曰丹波少子、就仕於縮見屯倉首、吾田彥至此不離固執臣禮、

古事記傳四十之卷終

書紀などを合せて思ふに鯨者をば皆諸飼部とせられたりと見ゆ、但諸飼部皆鯨者のみにて
はあらざりけむ、さて此鯨を面鯨とも書きヒタヒキザムともメサクとも云る、面と云額と云
目と云る、皆同じことなり、又めさくと云も實に目を裂には非ず、目の邊を刻むなり、）さて此
老人が事、又近飛鳥宮段に出たり、○不惜粮然は、加禮比波袁志麻奴袁と訓べし、（然字は粮を
惜みてにはあらざれども、と云意にて書るなり、袁と云辭に其意ばへあり、雅語にはかゝる處
は袁と云例なり）○猪甘、甘は養なり、（養に甘字を書ること中卷玉垣宮段、鳥甘部のところ、
（傳廿五にいへり、）古は上下おしなべて、常に獸肉をも食たりし故に、其料に猪をも養置る
なり、（中昔よりこなたには、獸肉を食こと無き故に、猪を養こともなくして、猪といへばたゞ
野山に放れ居る猪のみにて、其は漢國にて野猪と云崇峻紀には、山猪とあり、人家に養る猪は
豕にて俗に夫多と云彘と云も同物なり、豕を韋能古と云はたゞ猪と云ことにて、鹿を加古と
云馬を古麻と云と同じ、猪之子のよしには非ず、猪之子は豚字なり、）赤猪上卷に見え、（傳十
手間山段）白猪中卷倭建命段に見え、（傳廿八伊服岐山下）偉能古書紀武烈卷哥に見ゆ、
（此もたゞ猪なり猪子にはあらず、）さて猪を養たりしことは、續紀十一天平四年七月詔和買
畿内百姓畜猪四十頭、放於山野、令遂性命、とあるにても知べし、書紀天智卷に猪槽見え、仁德卷
に猪甘津と云地名も見え、（此地津國東生郡なり、）姓氏錄に猪甘首と云姓も見えたり、さて
猪甘と云物は公の猪を飼職を仕奉る者なり、（私に此を産業とするにはあらず、）山代の彼
國に猪を飼置る、牧など有て、其に仕奉るなるべし○玖須婆之河、中卷水垣宮段に見ゆ、考合

凡山城國樺井渡瀨者云云などある是なり、(加理波を後に加爾波と云るなり、今は加婆井と云り、伊邪河宮段に、見えたる人名の苅幡も同國相樂郡なり、其も和名抄には蟹幡とありて、加無波多と注したり、今は加婆多と云り、さてかの苅幡と、此苅羽井とは、隣郡なれば、本は一地には非るにや、地理をよく尋ねて考ふべし、五社百首に、俊成卿しづのめが加婆多の原につむ芹もたがためにとて袖ぬらすらむ、是はかの萬葉の哥によりて、芹をよまれたるに、加婆多とあるはふと思ひまがへられて、かはた加爾波と加婆多と同じき故か、)○食御粮之時(多くの本に時字なし、今は眞福寺本延佳本に依れり、)は、師の美加禮比所聞食時爾と訓れたる宜し、中卷倭建命の段にも、到足柄之坂本於食御粮處云々とあり、粮のことそのところに云り、(傳廿七)○面黥老人は(諸本に人字を入と作るはわろし、今は眞福寺本に依れり、)米佐祁流淤伎那と師の訓れたるに從ふべし、中卷白檮原宮の段に、黥利目また哥に那杼佐祁流斗米とあり、黥のこと、彼處考あはすべし、(傳廿)書紀履中卷に、阿曇連濱子云々然垂大恩而免死科墨 即日黥 因此時人曰阿曇目、また天皇狩于淡路嶋、是日河內飼部等從駕執轡先是飼部之黥皆未差時居嶋伊弉諾神託祝曰不堪血臭矣、因以卜之兆云惡飼部等黥之氣、故自是後頓絕以不黥飼部而止之、雄略卷に、鳥官之禽爲菟田人狗所嚙死天皇瞋黥面而爲鳥養部(黥の刑は上代より有しか、はた右の履中紀に時人曰阿曇目とあるを思へば、彼時より始まりしにやとも聞ゆるはいかにありけむ、さて同御時に飼部の黥を止られたるは、馬飼部に限れることなるべし、此の猪甘、雄略紀の鳥養部などなほあればなり、さて此の猪甘右の履中紀雄

て袁祁王の亦、御名來目稚子とある、萬葉三に、皮爲酢寸久米能若子我伊座家留三穗乃石室者雖見不飽鴨とある皮すゝきは、三穗へ係れる枕詞なり此哥端書に依に紀伊國なり、然るに袁祁王は紀國に坐けることを見えざれば、此久米若子は別人にやとも思はるれども、なほ此御子なるべきか、若播磨より前に紀國にもしばし坐しことありしが、二記に其事は漏たるにや、なほ詳ならず、又同巻に、風早の美保乃浦廻之白つゝじ見れども不怜なき人思へば、見津々四久米能若子我伊觸家武礒之草根乃干卷惜裳、これもかの紀國の三穗、石室のあたりの海邊にてよめるなるべし、端書は亂れたる誤なり、さて萬葉の同巻に生石村主眞人哥大汝少彦名乃將座志都乃石室者幾代將經或説に、此志都石室は今播磨國にある石之寶殿と云物にて、其前に社ありて、生石子と云と云り、此説に就て己さきに思へるは、かの三穗、石室の哥と、此志都石室の哥と互に末句の入紛ひたるにて、久米若子の坐しは播磨の志都、石室なるべし、生石子と云も御兄王の大石てふ御名に由ありと思へりしは非にぞありける、かの石寶殿と云物を志都、石室なりと云ももとより非なり、彼は人の入居るべき物のさまにはあらず、）袁祁王、此記此、命、御段には、袁祁之石巣別命とあり、○聞此亂は、近江國にての亂を大倭にして聞給へるなり、○逃去書紀に依るに、御馬王さへに殺され賜へれば、況て此二柱御子等も尋ねられ賜へりけむを、甚疾く逃出坐るなるべし、○苅羽井は、神名帳に、山城國綴喜郡樺井月神社、（續紀續後紀三代實錄臨時祭式などにはたゞ樺井神社とあり、）萬葉廿（四十八丁）に、云々從山背國云々報贈歌麻須良乎等、於毛敝流母能乎、多知波吉氏、可爾波乃多爲爾、世理曾都美家流、雜式に、

代苅羽井。食御粮之時。面黥老人來。奪其粮。爾其二王言不惜粮。然。汝者誰人。答曰。我者山代之猪甘也。故逃渡玖須婆之河。至針間國。入其國人名志自牟之家。隱身。役於馬甘牛甘也。

意富祁王、(諸本に富字無し、今は延佳本に依れり、眞福寺本にも此には此字なけれども、下に二處に此字あり、さればもと有しを諸本に無きは後人の書紀に依てさかしらに除きたるべく、眞福寺本に無き處のあるも脱たるものか、(袁祁王、書紀には、億計尊弘計尊とあり、億は即意富なり、意とのみにても大の義にて袁に對へたる例は伊邪河宮段に意祁都比賣命袁祁都比賣命(是も姉妹の名なり、)などあり、(古は意と袁と口に云音も異なりし故にかくの如し、後世に意袁一に混ぬる今世の心以て疑ふべからず、是らの御名を以ても、古意袁の音差別なりしほどをさとるべし、)御名義大笥小笥か書紀顯宗卷云、弘計天皇大兄去來穗別天皇孫也、市邊押磐皇子子也、母曰荑媛、細書云荑此云波曳、譜第曰、市邊押磐皇子娶蟻臣女荑媛、遂生三男二女、其一曰居夏姫、其二曰億計王、更名嶋稚子、更名大石尊、其三曰弘計王、更名來目稚子云々、蟻臣者葦田宿禰子也、仁賢卷云、億計天皇諱大脚、字嶋郎、弘計天皇同母兄也、細書云、更名大爲、自餘諸天皇不言諱字、而至此天皇獨自書者、據舊本耳、(大脚大爲大石は、文字のかはれるのみにこそあれ皆一にて意富志なり、又嶋稚子と嶋郎とも一なり、郎字わくごと訓べし、さて大脚も嶋郎も共にたゞ亦御名なるを、諱と云字と云るは、漢ざまに書るのみなり、古になきことぞさ

なれば、布禰とは云がたきに似たれども、此は御屍を入て埋とあれば、板には非ること明し、玉篇にも養馬器とあれば、板のかぎりには非じ、板ならむには器とは云べからず、されば櫪にもさま〴〵のある中に、和名抄に之岐以太と云るは、板のかぎりなるに就て云、此に云るは槽の如く造りたる物なるべし、かくて其槽の如くなるをば通はして、馬舟と云べくして志伎伊多とは云まじければなり、）〇入は、忍齒王の御屍をなり、〇與土等とは、（凡て王たちなどを葬るには高く山を築上て、其中に埋奉ることとなるに、これは）いさゝかも地を築上ることなくして穴を掘て低くたゞ平地と等く埋み奉るを云なり、土は地の意なり〇書紀雄畧卷初云、冬十月天皇恨穴穗天皇曾欲以市邊押磐皇子傳國而遙付囑後事、乃使人於市邊押磐皇子陽期狡獵勸遊郊野曰、近江狹々城山君韓俗言今於近江來田綿蚊屋野猪鹿多有其戴角類枯樹末其聚脚如弱木株呼吸氣息似於朝霧願與皇子孟冬作陰之月寒風肅然之晨將逍遙於郊野聊娛情以騁射、市邊押磐皇子乃隨馳獵、於是大泊瀨天皇彎弓驟馬而陽呼曰猪有、即射殺市邊押磐皇子、皇子帳內佐伯部賣輪抱屍駭惋不解所由反側呼號往還頭脚、天皇尙誅之是月御馬皇子以曾善三輪君身狹故思欲遣慮而往不意道逢邀軍於三輪磐井側逆戰不久被捉臨刑指井而詛曰此水者百姓唯得飲焉王者獨不能飲矣、（御馬皇子は忍齒王の御同母弟に坐り、）忍齒王を殺奉賜へる所以、此記と傳異なり、

於是市邊王之王子等。意富祁王袁祁王。二柱 聞此亂而。逃去。故到山

王を指て申せるにて、大長谷王の白すなり、宇多弖のことは、上巻に其惡態不止而轉、とあるところ（傳八）にいへり、物云と云こと古言なり、中巻玉垣宮段にも見えて例ども彼處に云り（傳廿五のはじめ）さて、此時忍齒王の詔へる、此御言を思ふに、さしも咎むべきふしも聞えざるに、如此白せるは如何なることにか、（上に以平心とあれば異心はさらにましまさゞりしなり、然れども、大長谷王の未寤坐ぬを、甚遲しと所思して御心のいそぎ賜へるまゝに、おのづから御顔色又物詔へるさまの奇偉ある狀に見えたまへるにぞありけむかし、）○應愼は美許々呂志賜閇と訓べし、○衣中云々は大長谷王の御出立なり、○甲は、明宮段末にも衣中服鎧、また衣中甲などあり、（傳卅三大山守命下）○倏忽之間は、多知麻知爾と訓べし、中巻白檮原宮段に、倏忽とある處に云り、（傳十八熊野村の下）○自馬、（自字諸本に白に誤れり、今は眞福寺本延佳本に依れり、）自は步より行、舟より行など云、自にて、御馬に乘て行賜ふなり、萬葉十三（二十五丁）に、人都末乃長從行爾、己夫之、步從行者、○往雙は、忍齒王の御馬に、乘て立坐る處へ、同じ並に行立賜へなり、（透間なく近く雙び給ふと云には非ず、矢を射賜ふなれば少し間はあるべきなり、）○拔矢は、佩坐る靫なるを拔出してなり、○馬槽は宇麻夫禰と訓べし槽字は、玉篇に槽櫪也養馬器と云り、かくて和名抄、鞍馬具に唐韻云槽馬槽也和名與舟同（和名與舟同の五字、古寫本には馬舟也とありさて說文に槽畜獸之食器とあり、）また唐韻云櫪馬櫪也和名之岐以太とあれば、槽は志伎伊多と訓べきが如くなれど、なほ然は訓べからず、（まづ槽は、櫪なることは右の玉篇にて知べし、さて和名抄に依るときは櫪は馬を立置下の板

は訓べからず。)凡て前夜の事を云て、其明る旦の事をば、都登米弖云々と云例なり、(此も上に宿と云は前夜の事なれば其翌朝なり。)○未日出之時、この時は刀爾と訓べし、書紀繼躰卷哥に、于魔伊禰矢度儞、萬葉十(六丁)に、夜之不深刀爾、十五(卅三丁卅四丁)古非之奈奴刀爾十九(十四丁)に、左欲布氣奴刀爾、廿(三十三丁)に、和我可敝流刀禰などあり、(これらの刀を、時の略と心得るは非ず、此は俗言に、夜の更ぬうちになど、云うちにと同意にて、外になり、其を俗に内にと云は、此方を内にし、彼方を外にして云、外にと云は、彼方を内にして、此方を外にして云言にて、意は同じ、行を求と云も通ふが如し、此は既に日出たる後を内にして、未出ざる前を外とは云なり。)○以平心は、(心字を止と作る本は誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり)那爾能美許々呂母那久と訓べし、(師はウラモナクと訓れき、其も意は同じけれど此にはかなはず。)何心なくなり、○傍は、閇と訓べし、○到立は、由伎多々志弖と訓べし、朝倉宮段に、行立其山之坂上、○御伴人、書紀に、從、從人、傔人などあり、○未寤坐は、伊麻陀佐米麻佐奴爾許曾と訓べし、(師はイマダオドロキマサヌヨと訓れたれどいかゞ。)大長谷王の御事を詔ふなり、既に寤坐たらんには、速く出立賜ふべきことなるに、然もあらぬは、未寤坐ざるにこそなり、○早可白也は、吾如此言て既に出行つ、と早く大長谷王に申せなり、○晤訖は、阿氣奴と訓べし、○獵庭は、御獵場なり、(凡て某場と云場を中昔よりこなたには、婆と云なれども、其は、爾波の音便に頽れたるなり大庭、馬場、獵場などの類古はみな爾波と云りしなり。)○乃進馬云々は、上件の如く云すて、御自は即一人、先立て出行坐るなり、○宇多弖物云王とは、忍齒

蚊野、鄕はあり、）さて如此地名を三重ねて云るはいかゞなれば、久多と綿之蚊屋野と二處にても、あらむか、（若然らば此二處を申せる中に先蚊屋野へ御獵に幸行るなり、）なほ此地どの事は、近飛鳥宮段考へあはすべし、（傳四十三市邊王御骨云々の條）○猪鹿は、師の斯志と訓れたる宜し、朝倉宮段大御哥に、志斯布須又斯志麻都などあり、凡て獵に就ては、猪をも鹿をも斯志と云例なり、なほ彼大御哥の下にいふべし、（傳四十一のをはり）○荻は、須々伎と訓べし、書紀神功卷に、幡荻仁德卷に、茅荻などあればなり、（荻字は、萬葉にも袁岐に用ひ、後世にも然れども、古へは凡て草木などの名の字は、定まれることもなく、書人の心々にてかはれること多し、書紀の右の荻は決く須々伎なれば、此は然るべし、）又思ふに是を書紀には、弱木林とありて、景行卷には云々、欺曰是野也麋鹿甚多氣如朝霧足如茂林臨而應狩とあり、かくて此の荻字も、眞福寺本には、莪と作り、然れば茂原を寫誤れるにもあるべし、（志母登は、師說に茂本にて、本とは木を云なり、）猪鹿の立る足を譬へむには、荻よりは弱木の方似つかはしくも聞ゆ、さてかく譬へたるは多きよしなり、○指擧は、佐々牙多流と訓べし、書紀顯宗卷、室壽御詞に、牡鹿之角擧而、○枯樹は（樹字眞福寺本又一本又一本などには松と作り、）加良紀と訓べし、書紀にも然訓り、（古へは枯を多く加良と云り、加良賀志多紀枯山枯野などの如し、）さて此譬は一木のうへにて、枝の茂く刺立るを云り、書紀には枯樹末とあり、○市邊之忍齒王、上にいづ、（傳卅八の始）○相率は、阿比伊邪那比弖と訓べし、○其野は、蚊屋野なり、○各は、忍齒王と大長谷王となり、○明旦は、都登米弖と訓べし、（書紀には、此字をクルツアシタと訓たれど、此はさ

(傳卅三山部山守部條下)さて、書紀顯宗卷に、元年五月狹々城山君韓帒宿禰事連レ謀レ殺二皇子押磐一、臨レ誅叩頭言詞極哀、天皇不レ忍レ加レ戮、充二陵戸一、兼二守山一、削二除籍帳一、隷二山部連一、惟倭帒宿禰、因二妹置目之功一、仍賜二本姓狹々城山君氏一とあり、此記の彼御段にも、以二韓帒之子等一令レ守二其御陵一とあり、(かゝれば韓帒は、顯宗天皇の御世に至て、佐々紀山君の姓をば削られて陵戸に充られて山部連に屬るなり、守山を兼しめ給へるは、本より山君なりし故なり、さて同氏の倭帒は本の如く此姓を賜へるなり、然るを己レさきに思へらくは、此姓はかの顯宗卷なる事に因て、韓帒より始まりて佐々紀は、陵の義にて、忍齒王の陵を守れるに依れること、山君は兼二守山一とある是なり、さて近江に佐佐紀と云地名のあるは、此氏人の居住る故なるべしと思ひしは非なり、其故はかの小月山君、春日山君などの例も、皆其地に居住る山君なれば、此レも然るべく、又かの顯宗卷に倭帒に此姓を賜へるを本姓とあれば、此姓は舊よりの姓にぞ有ける、)さて續紀に、此氏人蒲生郡司なるも、然らぬも、彼此見え、(文德實錄にも見え、)三代實錄卅二にも、近江國蒲生郡大領外正六位上佐々貴山公是野授二外從五位下一、以下獻二米二千斛穀三千斛一助中國用上也、と見えたり、皆倭帒が子孫にぞありけむ、(後の此氏人倭帒が子孫ならむには、此に韓帒を此氏の祖とあるいかゞと思ふ人あらむか、凡て其氏の先祖の兄弟姉妹などをも、皆祖と云る例なり、)倭帒が事は、近飛鳥宮段に云べし、○韓帒、書紀顯宗卷に、同氏倭帒宿禰もあり、共に如何なる由の名にか、未思得ず、○白は、大長谷王に白すなり、○久多さだかならず、○綿さだかならず、(尾張國には神名帳に中嶋郡に久多神社、山田郡に綿神社あり、)○蚊屋野さだかならず、(愛智郡に

其大長谷王子之御伴人。未寤坐。早可白也。夜既曙訖。可幸獵庭。乃進馬出行。爾侍其大長谷王之御所人等白。宇多弖物云王子（宇多弖三字以音）故。應愼。亦宜堅御身。即衣中服甲。取佩弓矢。乘馬出行。倐忽之間自馬往雙。拔矢。射落其忍齒王。乃亦切其身。入於馬槽。與土等埋。

淡海、上に出。〇佐々紀山君は、書紀孝元卷に、大彦命是阿倍臣膳臣阿閉臣狹々城山君云々、凡七族之始祖也、此記には、大毘古命の末はたゞ阿倍臣のみを擧たり、姓氏錄に（左京皇別）佐々貴山君、阿倍朝臣同祖（攝津皇別にも此姓ありて如此見ゆ）と見えたり、神名帳に、近江國蒲生郡沙々貴神社あり、（此社安土又觀者寺山などに近き地なり、或書云、佐々木神社祭神四座第一少彦名命、第二大鷦鷯尊、第三狹々城山君、是大彦命也、第四宇多皇子敦實親王也、と云るはいかゞあらむ、少彦名命と云は、神代紀に、此神鷦鷯羽を衣としてとあるに因ての附會か、大鷦鷯尊と云も御名に、因れる附會なるべし、さて後世の宇多源氏の佐々木、族は此地より出たれば敦實親王は、其族の後に合祭れるなるべし）　和名抄に同郡篠笥郷あるは是なるべし、此氏はこの地に居住る山君なり、山君といふ姓のこと中卷玉垣宮段に、小月之山君春日山君などあるところに云り、考あはすべし、（傳廿四）　また明宮段山部山守部の處をも考ふべし、

佩兵とあるを、今復取佩くなり○力窮は、知加良都伎と訓べし、上に力を竭し、と云るに合り、○矢盡は、夜母都伎奴禮婆と訓べし、○手悉傷は、師の伊多弖淤比奴と訓れたるに從ふべし、(手字を書るかならず手負と云言に依れり、) 白檮原宮段に負賤奴之痛手、訶志比宮段、哥にも、伊多弖淤波受波とあり、○無可爲は、師の勢牟須辨那志と訓れたるに從ふべし、此言萬葉に多し、○死也、也字諸本に無し、今は眞福寺本に依れり、○書紀雄略卷初に云々、天皇使使乞之、大臣以使報曰、蓋聞人臣有事逃入王室、未見君王隱匿臣舍、方今坂合黒彦皇子與眉輪王深恃臣心來臣之舍、誰忍送歟、由是天皇復益興兵圍大臣宅云々、大臣裝束已畢進軍門跪拜曰、臣雖被戮莫敢聽命云々、伏願大王奉獻臣女韓媛與葛城宅七區、請以贖罪、天皇不許縱火燔宅、於是大臣與黒彦皇子眉輪王、俱被燔死、時坂合部連贄宿禰抱皇子屍見燔死、其舍人收取所燒遂難擇骨、歷之一棺合葬新漢擬本南丘、(擬字未詳蓋是槻乎、) とあり (使使乞之とは、圓意美の許へ、御使を遣して、目弱王を乞賜ふなり、韓比賣の事も、此記の傳といさゝか異なり、)

自茲以後。淡海之佐佐紀山君之祖名韓帒白。淡海之久多（此二字以音）綿之蚊屋野。多在猪鹿。其立足者。如荻原。指擧角者。如枯樹。此時相率市邊之忍齒王。幸行淡海。到其野者。各異作假宮而宿。爾明旦。未日出之時。忍齒王以平心。隨乘御馬。到立大長谷王假宮之傍而。詔

なり、(奴婢の意には非ず、古へはたゞ言だに同じければ、字はいかさまにも假て書り、)さて此ノ詔にても王は君の列にて、臣と對ひて遙に差あることをさとるべし、(此詔の意は、故にあるまじき極の事をあげて、たとひ然ることにても、汝の隨意となり、王と臣との混れざることかくの如し、奈良朝のころは既く何事も漢ざまにうつりぬる世なりしかどなほ古への意は殘れりけり、)さて此に賤奴と云るは、都夫良意美自のことにて、是レはた王に對へて臣とは云るなり、(漢文に我と云ことを卑下て臣と云とは意ばへ異なり、思ひまがふべからず、よくせずは紛ひぬべし、)○意富美、上に出、みづから如此云ることは、めづらし、○竭レ力は、漢文めきてはあれど、心をつくすと云こと古ければ然も云けむ、(師はチカラノカギリと訓れき、)○無可勝は、延加知奉良士と訓べし、○己は、我と云むが如し、○隨家、隨字は決く寫誤なり、(然れども今諸本皆同じたゞ延佳本にのみ、隱と作るは上文に效ひて、私に改めたる例のさかしらなり、されど此は隱にてはさらに聞えぬことなるをや、)師は賤の誤とせられたり、其も(字の形も遠ければ、)いかにあらむ知ねども、理よく叶ひたれば、姑く從ひて夜都古能伊閇と訓つ、賤と臣の義なり、(但し自卑下て云臣には非ず、自のことは上に己と云り、)王として臣なる者の家に入坐るよしなり、(上に未レ聞二王子隱一於臣之家一とあると合せて思ふべし、例もなきに臣の家を賴みて入坐ることを深く憐み奉れるなり、)○王子は、目弱王を指す、○死而は、(而ノ字は無き本どもあり、今は眞福寺本延佳本に依れり、)伊能知斯奴登母と訓べし、死ぬるを古言に如ク此云る例、書紀雄畧ノ卷の哥に、伊能致志儺磨志と見え、萬葉にも見えたり、○取二其兵一は上に解ケ所

舒明卷に、云云于泥備椰摩、虛多智于須家苫、多能彌介茂、氣菟能和區呉能、虛茂邏勢利祁牟、○王子、記中王と書るも王子と書るもたゞ同じき例なり、○臣之家、此臣は上の臣連と同じかるべければ、意美と訓べけれども、臣連を一略きて、臣とのみ云むことは如何なれば、(若は之字は連を誤れるか、王宮には之字なし) 君臣の臣が、(何れにても意は違ふことなし) 姑く夜都古と訓つ、さて王には宮と云、臣には家と云る、此はた古よりの差別なるべし、(今世に至るまで宮と申すは親王皇子などに限りて、臣には云ざるは古の意の遺れるなり) ○隱於、(舊印本又一本などには、於字無し、今は眞福寺本又一本延佳本に依れり、又眞福寺本には臣之の之字無し) 王の臣の家に隱坐る例は、輕太子の大前に前宿禰の家に、逃入坐る事は甚近くてあるを、かく未聞と申せるは心得ぬことなり、故按ふに、彼輕太子の大前小前宿禰の家に、逃入坐るを、穴穗御子の攻賜ひし事と、今此都夫良意美の家の事と、事の狀の甚よく似たるうへに、時代も同じと云べく近ければ、此臣連隱於王宮云々の言は、彼時に大前宿禰の申せりし言なるが、傳への紛ひつるには非るにや○是以思とは、臣連の王の宮を賴みて、隱るゝことあるは、王は尊くして、仕奉る人も多く、勢强ければなり、王の臣連の家を賴みて、隱坐る例のなきは、臣連は卑くして仕る者も少く勢力弱き故なり、是を以て思へばと云意なるべし、○賤奴は、たゞ夜都古と訓べし、君臣の臣の義なり、此事白檮原宮段に賤奴とあるところ (傳十八) にくはしく云り書紀舒明卷に、賤臣とあるもたゞ臣の意なり、(漢文の如く卑下して賤と云るにはあらず) 續紀廿五詔に、王乎奴止成止母奴乎王止云止毛、汝乃爲牟末爾末爾云々、この奴も臣の義

たる處に、百官臣連國造伴造百八十部羅列匝拜○王凡古は皇子より諸王まで通ひて御子と申して王字を書り、(凡て古へは遠祖までを通はして淤夜と云、子の末々までを通はして古と云り、故天皇のをも御末まで御子とは申すなり、然るを後に親王と申す號出來ては、美古とは親王をのみ申して、諸王をば意富伎美と申して美古とは申さぬことゝなれり、)さて天皇を始奉て皇子諸王まで通ひて大君と申して、かの王字を意富伎美とも訓り、(然れども古は其御名に附て、某王と申す時は王は美古とのみ訓て、オホキミとは訓ざりしを、後には親王を美古と申すに別て、もはら諸王をのみ某王とは云て、其をば某おほきみと唱へて、親王と別つことゝなれり、そも／＼意富伎美とは、天皇を始奉て申す御號にして、殊に尊きを、後にはもはら諸王のみの號の如くなれり、)かくて大君は(諸王に至るまで)皆君の列にして、臣の列に非ず、(これ異國と大く異なり、然るを後にはたゞ天皇をのみ君とは云奉りて、皇太子を始奉て御自臣と御名告賜ふことゝなれるは、漢制にうつれるなり、古へは皇子はさらにも申さず、諸王といへども、臣と名告賜ふことなかりき、)故王と臣とは、君臣の差別ありて相混らず、萬の事尊卑甚異なりき、(然るに諸事ひたふるに漢制になれるまに／＼、漸々に臣家の威勢高くなりもてゆきて、遂に古への君臣の分は消亡て臣尊く、諸王は殊に威勢なく卑き物にぞなれりける、然るに後世まで、諸王諸臣と連稱ふことのあるは、古への差別のわづかに名のみのこれるなり、)されば目弱王は、天皇の皇子にもあらず、皇子の御子なれども、なほ君の列なるが故に、臣連に對へて申せり、○隱は、許母流と訓べし、上卷に見畏閉「天石屋戸」而「刺許母理坐也、書紀

村の地なるべし、(忍海郡は、葛城上下郡の間に在て、葛城の内なり、姓氏錄大和國諸蕃に、園人首と云あるも、此地より出たる姓なるべし、)○正身は、上に出、(傳廿八伊服岐能山下)俗に其本人と云事にて訶良比賣を云るなり、○所以不參向者とは、訶良比賣は奉るべし、然るに其正身の今此處に參らざる所以は、云々の故なれば、吾手よりは奉らじ、吾死たらむ後に娶賜ふべしと云なるべし、○臣連臣は意美にて(後世にオ゜ン゜と訓は、音便に頽れたるにて、正しからず、又オ゜ン゜ノコ゜とも訓るは子と云ことを添たるなり、)大身の意なり、(朝倉宮段に、葛城神の顯れ坐るを、宇都志意美とあるも、現大身にて言は同じ、)さて此は、朝廷に仕奉る人を、傍より尊みて云稱なり、(朝廷に仕奉る人なるを以て、臣字は書なれども君に對へて云、臣の意には非ず、君に對へて云臣は夜都古と云て、書紀などには然訓り、此事傳七のをはりにも云り、然るに夜都古と云は、たゞ賤き者の如くなりて、後には君臣をも伎美夜都古とは訓ずて、伎美意美と訓ことにはなれりけむ、)氏々の尸の臣も是なり、連の事は上卷に云り、(傳六綿津見神下)さて臣連とつらね云は、大凡諸の氏々の中に臣と連とは京近く住居て、殊に親近く朝廷に仕奉る人等なり、故古に仕奉る人等を總て都鄙を廣く云ときは、臣連伴造國造と云、(伴造國造の事、傳七のをはりより末に云り、)諸國までは及ばぬには臣連と云り、書紀雄略卷より持統卷まで卷々に多く見えたり、(上代の卷々には、却て此稱の見えざるは、漢ざまに改めて書れたるものなり、凡て群卿百僚公卿大夫などある類は、皆漢文にして皇朝の古の稱には非ず、)推古卷に錄天皇記及國記臣連伴造國造百八十部幷公民等本記、孝德卷に、即位の儀を記され

へるなり、後世にも妻をとふと云り、(又訪ふを問と云も言の意は同じ、)○訶良比賣朝倉宮段に、又娶₂都夫良意富美之女韓比賣₁云々とある是なり、○侍は、佐母良波牟と訓べし、大前に侍候はむと云意の言にて、即進らむと云ことなり、侍てふ言の意は上卷に云り、(傳十四大國主神國避の下)○亦副の亦字、諸本に立と作るは誤なり、今は眞福寺本に依れり、○屯宅(舊印本又一本又一本などには屯字脱たり、眞福寺本には屯を乇に誤れり、今は延佳本に依れり、)の事、中卷日代宮段、倭屯家の處に委云り、(傳廿六)○獻、すべて屯家は、朝廷の御料の御田につきたる御倉、又其官所の事なるに、今私の物の如く、其を大長谷王に獻らむと云は、書紀仁德卷に額田大仲彦皇子の將₂掌倭屯田及屯家₁而云々(其文日代宮段傳に引り)の如く、都夫良意美の古より掌來つるなるべし、孝德卷に云々獻₂屯倉一百八十一所₁(此文も上に引り)などもあり、副て獻るとは、訶良比賣を獻るに副て獻るなり、○註に、五村屯宅(屯字舊印本に長、一本又一本などに長、眞福寺本に乇と作る皆誤れるなり、今は延佳本に依れり、)こは本文の如く五處とあるべきに、五村とあるは、次なる五村より紛ひて、寫誤れるなるべし、(師は村字を處と改められき、)伊都登許呂と訓べし、○葛城之五村苑人也(苑字舊印本又一本などには夗とあり、今は眞福寺本延佳本に依れり、)苑人は御苑に役はるゝ民なり、職員令に園池司正一人、掌₂諸苑池種₁殖蔬菜樹菓₁等事、佑一人令史一人使部六人直丁一人園戸、とある園戸即苑人にて、其戸皆園池司に屬るなり、かくて此は葛城の內に在し苑人の戸五村なり、さるはもと屯家なりしが後に其民苑人にてありしなり、和名抄に大和國忍海郡に園人郷ある是其五

るにやなども思ひしかど、然にはあらず、）さて射る矢の繁きを物に譬へたるは、萬葉二（三十四丁）に引放箭繁計久大雪乃亂而來禮、書紀欽明卷に發箭如雨などもあり、○爲杖は、御杖爾都加志弖と訓べし、○其内は、都夫良意美の家の内なり、○臨は、上卷石屋戸段に、稍自戸出而臨坐之時とあるにおなじ、この言の意彼處にいへり、（傳八）さて然ばかり稠く射出る矢を、いさゝか恐れ賜はざるこの御さま、勇める御氣のいみしきほど見奉るが如し、○所相言之は、阿比伊弊流と訓べし、この言若櫻宮段に見えて彼處に云り、（傳卅八墨江中王條）此王是より先に、此都夫良意美の女を聘ひ賜へるなり、（其よし下文に見ゆ）中昔の哥物語などにも、女を聘ふことを物言など云るが如し、○若と云る言今世の心には、穩ならず聞ゆれども、古語にはかゝる處にも云りけむ、（上卷海神宮段に若有何由、また若渡海中時云々などある若も今は穩ならず聞ゆ、）中昔より以降の語以て云ば、若てふ言を除きたる意なり、○有此家乎、有字諸本同じ、在を寫誤れるか、はた字に拘はらず書るか、（延佳本に在と作るは私に改めつるなるべし、）○都夫良意美、延佳本には意の下に富字あれども、諸本並に其字無し、（延佳は例のさかしらに補へたるなるべし、）此事上に云り、○大命とは、天皇ならでは申すまじきが如くなれども此王は後に天皇になり坐れば、後を以てかくも云傳ふべきことなり、○參出は、大長谷王の御前になり、○所佩兵は、大刀弓矢矛などを云べし、○解は、結佩るを解き、又手に持れるを置くをも兼云るなるべし、下に亦取其兵とあり、○八度拜の事上（此御段）に、四拜とある處に云るか如し、○先日は、佐伎爾と訓べし、（日字は讀べからず）○所問賜は、聘ひし賜

詔然者更無可爲。今殺吾。故以刀刺殺其王子。乃切己頸以死也。

亦與軍、亦は上件の事ありて、又此事あるよしなり、(軍を又與し給ふと云にはあらず、) ○都夫良意美、(舊印本延佳本には、意の下に富字あり、今は眞福寺本又一本又一本などに依れり、但し富字あるはわろしとには非れども、次なるには諸本皆此字なき故に此も無きに依れるなり、) 意富美を約めて、意美とも云りしなるべし、(かの比布禮能意富美をも、書紀には、日觸使主とある類なり、) ○爾與軍云々、爾の下に、都夫良意美亦、と云ことあるべきを略けるなり、○待戰は、大長谷王の御軍を待受て戰ふなり、○葦來散とは葦の穗の散來るを云、たゞ葦とのみ云て穗と云ざるも、萬葉廿(十八丁廿六丁三十四丁)に、難波の枕詞にも、安之我知流とあるが如し (堀川百首に寒蘆、難波がた綱手になびく葦の穗のうらやましくも立のぼるかな、又なにはがた葦の穗末に風ふけば立よる浪の花かとぞ見る、) 古は海邊など葦の殊に多かりしかば、其穗の盛に散さまはおびたゞしかりし故に、(難浪の枕詞ともなり、) かく射る矢の甚稠き譬にも云るなり、さて來と云ること穩ならず聞ゆるは、誤字なるべし、(敵の軍の射出る矢は、此方ざまにのみ來るを譬へたるなれば、來散とも云べきにや、とも思へどなほいかが、) 故つら〱考るに盛を誤れるなるべし、(盛と來と草書いと近し、) 佐加理爾と訓べし、(師は華字の誤とせられたれど記中に花を華と書る例なし、花字は形遠し、又己思ひしは葦散なりしを誤りて葦字を重ねて書るを、又誤りて一を來とせるにや、又は葦之散なりしを誤れ

文いふかしきことあり、まづ初に白彦皇子を忽に殺し賜へるいきほひにては、黒彦皇子をも、必忽に殺し賜ふべきさまに聞えたるに、忿怒彌盛とあるにも似ず、いかなれば殺さずしてそのまゝに縱しおきて、眉輪王の所には行坐るぞ、さて又眉輪王をも必忽に殺し賜ふべき事の勢なるに、いかなればゆるやかにして、黒彦皇子と語ひて共に遁れて圓おほみの家に入坐る間はありしぞや、事のさま相叶はず聞ゆるは、例の漢文をつくろはる、につきてその間に事の違ひぞありつらむ〕

亦興軍。圍都夫良意美之家。爾興軍待戰。射出之矢如葦來散。於是大長谷王。以矛爲杖。臨其內詔。我所相言之孃子者。若有此家乎。爾都夫良意美聞此詔命。自參出。解所佩兵而。八度拜。白者。先日所問賜之女子訶良比賣者。侍。亦副五處之屯宅以獻。所謂五村屯宅者。今葛城之五村苑人也。然其正身所以不參向者。自往古至今時。聞臣連隱於王宮。未聞王子隱於臣之家。是以思。賤奴意富美者。雖竭力戰。更無可勝。然恃己。入坐于隨家之王子者。死而不棄。如此白而。亦取其兵還。入以戰。爾力窮。矢盡。白其王子。僕者手悉傷。矢亦盡。今不得戰。如何。其王子。答

○告狀如前は、佐伎能碁登阿理佐麻都宜申賜布爾と訓べし、(如前は、前に黒日子王に告申給へる如なり、)○綏亦如黒日子王は、此王母亦黒日子王能碁登意富呂加爾淤母富世理斯加婆と訓べし○小治田は、大和國高市郡なり、この地の事、なほ小治田宮段に云べし、(傳四十四の終)同郡なれば八瓜より程遠からじ、○隨立は、(隨字諸本墮とあり、其もあしからず、今は眞福寺本又一本に依れり、)多知那賀良爾と訓べし、○埋者、(舊印本延佳本などには者字なし、今は眞福寺本又一本又一本などに依つ、)○至埋腰時、(埋字無き本もあり、又此字至字の上にある本もあり、)○兩目は、師はメフタツナガラと訓れたる其も宜し、さてこはたゞ埋むとのみはあれども、事の狀を以て思ふに、たゞ土以て埋みたるのみにはあるべからず、若くは大きなる石などを衝入れなどして痛く窘迫て堪がたきさまに(俗にいはゆる、石こづめ、)云たりしなるべし、若然らずば、僅に腰まで埋みたらむばかりに、目の拔出るばかり堪がたく苦きことは、あるまじければなり、(或人云、此白日子王を埋みし塚は今も高市郡野口村にありて、大和志に倭彦王の墓と云る是なり、今も里人も生ながら埋みたる塚なり、と云傳へたり、倭彦王の墓と云は誤なりと云り、いかゞあらむ、)○書紀雄略卷の始に云く、是日大舍人驟言於天皇曰、穴穗天皇爲眉輪王見弑、天皇大驚、即猜兒等、被甲帶刀、卒兵自將、逼問八釣白彦皇子、皇子見其欲害、嘿坐不語、天皇乃拔刀而斬、更逼問坂合黒彦皇子、皇子亦知將害、嘿坐不語、天皇忿怒彌盛、乃復幷爲欲殺眉輪王、案劾所由、眉輪王曰、臣元不求天位、唯報父仇而已、坂合黒彦皇子深恐所疑、竊語眉輪王、遂共得間而出逃入圓大臣宅、とあるは、傳の異なることあるなり、(此書紀の

には當るべし、されど此はオ。コ。タ。ル。などは訓べきにあらず。）おほろかと云言、書紀仁德卷の大御哥に見えたり、萬葉に多く意富爾とあるも同言なり、（おろそか、なほざりなど云も同意なり。）○詈、この言中卷白檮原宮段に見ゆ、（傳十九の始）○一は比登都爾波と訓べし、續紀廿四詔に、又一爾波云々、○無恃心は、師の多能母志牙那久と訓れたるに從ふべし、怠乎と云へ係れる言なり○殺は、上に取とあるに效ひて然訓べし、○聞は、伎々都々と訓べし、○不驚而は、此は淤杼呂伎母世受弖と訓べし、○怠乎は、意富呂加爾淤母富世流と訓べし、（乎字讀べからず、此を夜と訓は非なり、凡て何などいへる下は夜とは云ぬ格なるを、後世の人此格を知らず、何誰などの下をも皆夜と云は皆誤なり、そは漢文には、何などの下に乎耶などの字あるを訓ならへる癖なるべし、此に乎字のあるも、たゞ漢文ざまのことのみなり、古言の方に置たるには非ず。）此は上に怠緩之心とあると同言なるを、字を略きて書るものにて、次に緩とのみあるも然なり、（上に怠緩之心と書き、此に怠と書き次には緩と書て、此三を相照して同言なることを知らせ、一方の略けるをも一方の備なるに倣はせたるものなり、記中如此き書ざまをり〳〵あり。）○衿は、中卷倭建命段に、取熊曾之衣衿以劒自其胸刺通とあるに同じ、彼處を考ふべし、（傳廿七熊曾建條に云り、此衿をヒ。キ。オ。ビ。と訓るは誤なり、ひきおびは、和名抄に衿帶とありて別なるを思ひ混へたるなり。）○白日子王、上に出（傳卅九の始）師は、この王字の下に之許の二字を補へられたり其も然ることなれども、此は上なる黑日子王之許と同じさまなる故に、略きて云るにもあるべし、さて此王は上に八瓜之とあれば、八瓜にや住坐りけむ

兄。不驚而怠乎。即握其衿控出。拔刀打殺。亦到其兄白日子王而。告狀如前。緩亦如黑日子王。即握其衿以。引率來。到小治田。掘穴而。隨立埋者。至埋腰時。兩目。走拔而死。

童男は、袁具那と訓り、此稱の事中卷日代宮段にいへり、(傳廿六の始) さて此御子此時の御所爲さらに童の御時とはおぼえざるに、如此申せることは、思に凡て袁具那とは、其齡には拘らず、童の髮の形にてあるを云るなるべし、さて古へは卅歲にあまるほどまでもなほ然る形にて在し人もありけむかし(今世にも相撲人などに、年長てもなほ前髮とて童形にてあるもあるが如し、(此王は、この時は卅歲に餘らせ賜へりけむ、其由は朝倉宮段終に云るが如し、(傳四十二) ○此事とは、目弱王の天皇を弑奉給ひし事を云、○慷愾上に出、(傳卅四伊豆志袁登賣下) ○忿怒、(忿字眞福寺本に怨と作る誤なるべし、) ○黑日子王上に出、(傳卅九の始) 境之とあれば境にぞ住坐りけむ、○取は、(師は殺字の誤なるべしと云れつれど然らず、) 弑奉れるを云、殺すを取と云ること、中卷水垣宮段、(傳廿三、日子坐王條) 又若櫻宮段、(傳卅八墨江中王條) に云るが如し、考へて知べし、○不驚而は師の宇知母淤杼呂加受弖と訓れたる宜し、(然訓て宜き勢なる處なり、) ○有怠緩之心は、意富呂加爾淤母富勢理と訓べし、(師は那牙良那理と訓れたる、意はさることなれども、言いかゞなげらと云言、中昔の哥などには見えたり、書紀天武卷に或見惡人也倦之匿以不正とあるなどやゝ似たることにて、怠緩の字

伊蘇と訓ざることを得ず。）書紀には、三年秋八月甲申朔壬辰天皇爲眉輪王見弑とありて、御年は見えず、（一代要記編年記などにも五十六とあるは此記に依れるなるべし。）○此間に某年某月日崩、と云例の細注此御段には諸本共に無し、○菅原、上に出、（傳廿五の末陵の下）○伏見岡、（伏見翁と云る者、此處の岡に臥て三年がほど起ず、これに因て此處を伏見と云と云る説は、此地名によりて造れる妄説なり。）書紀に三年、後乃葬菅原伏見陵、（三年に至るまで葬奉らざりしは、書紀には此天皇崩座し年の十月に亂事平ぎて十一月に雄略天皇御位に即賜ふとあれども、亂事年をぞ經けむ、故此御葬も滯りしなるべし、さて清輔朝臣奥義抄に、此御陵の事を日本紀云、安康天皇崩菅原伏見野中陵に葬と云るは、書紀の古本に野中と云ことの有しかども云べけれども然には非じ、こはたゞ後に伏見野中陵とも申せしことの有しままに、如此は云るなるべし。）諸陵式に、菅原伏見西陵、石上穴穂宮御宇安康天皇、在大和國添下郡、兆域東西二町南北三町守戸三烟、（靈龜元年四月に此御陵に守陵四戸を充られたりし事續記に見ゆ。）此御陵大和志に在寶來冢邑と云り（或書に字を兵庫山と云と云り、○式に西陵とあるは、垂仁天皇の菅原伏見東陵ある故なり。）

爾大長谷王子。當時童男。即聞此事以。慷慨忿怒。乃到其兄黑日子王之許曰。人取天皇。爲那何。然其黑日子王。不驚而。有怠緩之心。於是大長谷王詈其兄。言一爲天皇。一爲兄弟。何無恃心。聞殺其

以て、分別られたるなるべし、こはなほよく考ふべし、さて書記仲哀卷に中臣烏賊津連とある人を神功卷には烏賊津使主と書れたる、是も使主は例の混れにて臣なり、中臣氏は臣の尸に非れば、此臣は下に附て云るにはあらで、伊加都意美と云名なり、此氏には先祖にも臣と云る名彼此系圖に見え、續紀卅六に、此人の父の名も意美佐夜麻と見え、此人も伊賀都臣と見えたり、又三代實錄姓氏錄などに雷大臣命とあるも此人にて、此又臣を例の大臣に混へたるものなり、大かたかくの如く、古書ども大臣と臣と使主と混ひたること多し、心して看別べし又此伊加都臣の臣は、姓の尸を名の下に附て云臣とも紛ひぬべし、さて又書紀に允恭卷にも中臣烏賊津使主と云人あるは、仲哀神功卷なるとは異人なり、時代も遠く又仲哀神功卷なるは重き公卿、允恭卷なるは一舍人とあれば、さらに同人には非ず、然るを姓名共に同きを以て、同人かとして疑ふはひがことなり、此中臣氏には此外にも同名の人彼此見えたり、）さて此人の家は葛城にぞ在けむ、下文に葛城の事見え、書紀雄略卷には、葛城圓大臣（公卿補任にも葛城云々、）とあればなり、〇書紀雄略卷初に云く三年八月穴穗天皇意將沐浴幸于山宮遂登樓遊目因命酒肆宴爾乃情盤樂極間以言談顧皇后曰吾妹汝雖親睦朕畏眉輪王眉輪王幼年遊戲樓下悉聞所談既而穴穗天皇枕皇后膝晝醉眠於是眉輪王伺其熟睡而刺弑之、

天皇御年伍拾陸歲。御陵在菅原之伏見岡也。

伍拾陸歲、（五十は古言にて常には伊と云例なれども、かくさまに物の數をたしかに云には、

が如し）と云あり、是一の號なり、然るにかの比布禮を、書紀に日觸使主と書、大前小前を此記に大臣と書、此圓を書紀履中卷には、大使主、雄略卷には大臣と書れたるなど、皆紛ひたるなり、（此中に比布禮は丸邇氏は、臣の尸なれば、意富美は即臣なりとも云べし、凡て臣と云ももと意富美の切りたる稱なればなり、又此圓も建內宿禰の子孫なれば臣なりとも云べし、建內宿禰の子孫の氏々は臣の尸なればなり、然れどもかの大前小前は物部氏にして、臣の尸に非れば臣と云べき由なし、）此ら大臣と意富美と大使主と臣と使主とよくせずは混ひぬべし、此都夫良は臣とは云もすべけれども、大臣になられたることは見えざれば、必大臣には非ず、（大臣とあるは、かの大前小前をも大臣と書ると同例の混ひなり）又使主と云は戎人の號なれば必大使主にも非ず、（使主に大を添て大使主と云るは例もなきことなり、姓氏錄などに某大使主と云名の見えたるも紛ひたるなり）なほ意富美は別に一の號なりけり、（ついでに云む使臣と云號は、書紀應神卷に、阿知使主都加使主と云人あり、此記高津宮段に見えたる奴理能美も姓氏錄に努理使主とあり、書紀雄略卷に漢使主等賜姓曰直とあるは、かの阿知使主都加使主の子孫にて漢人なり、又姓氏錄に使主の尸の姓これかれ見えたるも皆諸蕃なり、されば此はもと韓國などより出たる號か、はた皇朝にて蕃人の料に制られたるか何れにまれ蕃人の號なり、さて此を意美と云ことは書紀顯宗卷に日下部連使主と云人名ありて使主此云於瀰と訓注あり、そも〳〵於瀰は韓語とも聞えざれば、此は皇國にて臣の稱を、此使主の訓にも兼用ひられたるにやあらむ、さて臣と口語は同じけれども戎人のは使主と書る文字を

とあるに對へて、吾は云々と詔ふなり、○何者は、那爾叙登伊幣者と訓べし、其所思す事は何事ぞといへばなり、○殺は、舊印本又一本などには弑と作り、其にても可し、今は眞福寺本又一本延佳本などに依れり、○還は、(師は都比爾と訓れたり、そは遂字の誤とせられたるにや、)報い復すなり、(又加閇理豆とも訓べし、加閇志は、彼方より報復なり、カヘリテと訓ときは、此方へ報復るなり、)○邪心は、上に出、(傳廿三建波邇安王下)若櫻宮段に、穢邪心ともあり、(傳卅八墨江中王下)抑目弱王の御父の仇を復いむとし賜むと、彼より云ばひたふるに邪心にも非れども、(天皇を弑奉むはなほ邪心なり、殊に此は天皇の御言なれば本よりにて、)天皇の御爲には邪心なり、○爲有は、阿良牟と訓べし、(爲字はあらむとすと云意を以て須に當て書るか、記中にさる例もあり、されどなほアラムと訓べし、)○聞取は、聞て此方へ取て失はぬ意なり、(たゞ聞とのみ云とは異なり、)此にて天皇の其父王を殺し賜ひしことを、始めて知り給へるなるべし、○竊伺は、若櫻宮段に出、(傳卅八墨江中王下)○傍大刀、古天皇も御大刀を平恒に大御身に副坐ること、是を以て知べし、(萬葉の哥に身に副の枕詞に劒刀と云り、)○都夫良意富美、書紀には圓大臣とあり、同履中卷に當是時平群木菟宿禰蘇賀滿智宿禰物部伊莒佛大連圓大使主共執國事(圓此云豆夫羅)とあり、此人何處にも姓を擧ざるはいかなる由にか、(未姓をば賜はざりしにや、さて公卿補任に、葛城圓使主武内宿禰曾孫葛城襲津彥孫玉田宿禰子也とあり、(さて意富美と云號の例は、明宮段に丸邇之比布禮能意富美と云人あり、遠飛鳥宮段に大前小前宿禰大臣(こは大臣と書たれども、大臣には非ず、其由彼處に云る

此は晝なれば御牀には坐まじき時なるに坐る故に殊に云るにもあらむか）されど諸本並神と作る上に水垣宮段にも此目あれば、今は本の隨にてあるなり、さて神牀としてつら〳〵思ふに、此時何事にまれ神の御命を請賜ふこと有て、神牀には坐けむに、其齋を怠りて晝しも后と御寢坐むは甚有まじきわざなるを、此天皇は大日下王の妃を取來て后とし給ふが如き、不義ね御爲もあれば、此も此后を深く寵賜ふあまりに、御物齋をも犯し賜へるにて、此時所念かけぬ害に遭て崩坐ぬるは、神の御咎にやありけむ、猶よく考ふべし、○寢は美禰坐伎と訓べし次の文に御寢と見え、白檮原宮段に、御寢坐也とあり、さて此は次文を思ふに、大后と共に御寢坐るなり○被天皇之敦澤は、吾大君能美宇都久志美能深祁禮婆と訓べし、（また天皇能深伎美宇都久志美袁加賀布禮婆とも訓べし萬葉廿に美許等加我布理などもあり）天皇はかかる處は吾大君と申す例なり、敦澤の字は、漢文ざまなり、（敦はアツシと訓字なれども、愛寵などは古言にはなほ深しとぞいふべき）○先子は、先に大日下王に婚て生坐る御子なり、○目弱王、御名は和名抄龜貝類に辨色立成云石炎螺萬與和楊氏說同とある此物に依れるなり、書紀に初中蔕姬命生眉輪王於大草香皇子乃依母以得免罪常養宮中、また雄畧卷初（細注に大草香皇子娶長田皇女生眉輪王也などあり○當于其時而は、曾能袁理志母と訓べし、○其殿は、天皇大后と、御寢坐て語給ふ殿なり、○少王は、和訶伎古と訓べし、書紀齊明卷大御哥に建王（其時八歲）を、門餓倭柯枳古とよまし賜へり、（天智卷に、稚子と云人名も見ゆ）をさな子と云ほどのことなり、○吾恒有所思は、常に御心に懸る事ありとなり、上なる御言に、汝有所思乎

爲己寶。則詐之奏天皇曰。大草香皇子者不奉命。乃謂臣曰。其雖同屬。豈以吾妹得爲妻耶。既而留縵入己而不獻。於是天皇信根使主之讒言。則大怒之起兵圍大草香皇子之家。而殺之云々。爰取大草香皇子之妻中蒂姬納于宮中。因爲妃。復遂喚幡梭皇女。配大泊瀨皇子云々。二年春正月癸巳朔己酉。立中蒂姬命爲皇后。甚寵也。

自此以後。天皇坐神牀而。晝寢。爾語其后曰。治有所思乎。答曰。被天皇之敦澤。何有所思。於是其大后之先子目弱王。是年七歲。是王。當于其時而。遊其殿下。爾天皇不知其少王遊殿下以。詔大后言。吾恒有所思。何者。汝之子目弱王。成人之時。知吾殺其父王者。還爲有邪心乎。於是所遊其殿下目弱王。聞取此言。便竊伺天皇之御寢。取其傍大刀。乃打斬其天皇之頸。逃入都夫良意富美之家也。

神牀は、(牀字舊印本に材と作きまた一本また一本眞福寺本などには林と作るみな誤なり、今は延佳本に依れり、)中卷水垣宮段にも云々、天皇愁歎而坐神牀之夜大物主大神顯於御夢曰云々とあり、(傳廿三)たゞし彼は神の御命を祈請て齋はりて坐ところなれば、こともなきを、此は后と晝御寢坐るは神牀似つかはしからず聞ゆれば、若神字は誤にやあらむ、(故師は御牀なるべしとぞ云れし、そは寢とあれば殊に御牀とは云でもあるべきが如くなれども、

卷十四年に委く見えたり、○嫡妻は、御牟加比賣と訓べし、上卷に出づ、(傳十根、堅洲國段) ○長田大郎女は、書紀雄略卷に、去來穗別天皇女曰中蒂姫皇女、更名長田大娘皇女也、大鷦鷯天皇子大草香皇子娶長田皇女、生眉輪王也、云々とある女王にて、履中卷に、次妃幡梭皇女生中磯皇女とある是なり、(中蒂中磯同じ、)然るを此記に履中天皇の御子には此中磯皇女は無くて、允恭天皇の御子に、長田大郎女あるは、履中天皇の御子の、允恭天皇の御子に紛れたる傳の誤なり、(又書紀に、允恭天皇の御子にも名形大娘皇女あるは、かの同じ誤の傳を取て記されたるものにして、長田と名形と字を異て書れたれども、實はかの履中天皇の御子の長田大娘皇女と一つにぞありける、)若し允恭天皇の御子とするときは、天皇(安康)の御同母妹に坐すものを、いかでか后とは爲賜はむ、○取持來持は輕く添へ言辭にて、以伊都久など云類の以字と同じ、(師は持字を將の誤としてキテと訓れつれど然らじ、)萬葉十一に、紅花西有者、衣袖爾染着持而、可行所念、(これらの持も以の意なり、)○皇后は意富佐佐伎と訓べし、大后とあると同じ、(記中みな大后と書るを、皇后と書るはたゞ此と今一處、甕栗宮段にあるとのみなり、)此事中卷白檮原宮段にくはしく云り、(傳二十)○書紀云、元年春二月天皇爲大泊瀨皇子、欲聘大草香皇子妹幡梭皇女、則遣坂本臣祖根使主、請於大草香皇子曰、願得幡梭皇女、以欲配大泊瀨皇子、爰大草香皇子對言、僕頃患重病、不得愈、云々但以妹幡梭皇女之孤、而不能易死耳、今陛下不嫌其醜、將滿荇菜之數、是甚之大恩也、何辭命、故欲呈丹心、捧私寶名押木珠縵、(一云立縵又云磐木縵)附所使臣根使主、而敢奉獻、願物雖輕賤、納爲信契、於是根使主見押木珠縵、感其麗美、以爲盜

等族之下席は、比登志宇賀良能斯多牟斯呂爾那良牟と訓べし、(爲は那佐米夜と訓べきが如き語の勢なれども、米夜と訓べき字なければ然は訓がたし師は此をヒトシキヤカラノムシロトラセムヤと訓れたれどいかゞ、下をトルとは訓がたきうへに、席をとると云ことあるべくもあらず、) 族は書紀神代巻に、宇我邏と訓注あり、又親屬顯宗巻に、親族安閑巻に、同族などあり、(宇賀良と夜賀良との差別、宇賀良は生族、夜賀良は家族の意か、なほよく考ふべしさて宇賀良も夜賀良も波良賀良も、皆加を淸て呼へども、右の書紀の訓注に依らば、准へて皆濁るべきか、はた濁ると淸むとあるか、悉には知がたし、登母賀良は今も濁りて云り、さて萬葉三の長哥に親族兄弟とある親族もウガラと訓べきにや、) 此に等族と云は、若日下王と大長谷王とは、姨甥に坐て、共に天皇の御子なれば、同品の御族に坐よしなり、下席に爲るとは大長谷王の妃に爲坐ことを、如此は云るなり、夫婦は交合時に婦をば夫の下に敷故に、下に敷れむと云意なり、(下席とはたゞ下に敷よしなり、上席に對へて云にはあらず、) さるは正しき言には非ず、たゞ怒りて嘲りたる、戯言のよしなり、〇曰字眞福寺本には白と作り、〇横刀は、たゞ大刀なり、上に出、〇手上は、上巻に、御刀之手上とあり、其處(傳五迦具土神下)に云り、〇取は、師の登理志婆理弖と訓れたるに從るべし、書紀神武巻に、撫劔而雄誥之曰慨哉大丈夫云々、撫劔此云都盧耆能多伽彌屠利辭魔屢とあればなり、同巻又天武巻に、按劔をもかく訓り、〇怒歟、歟字は、記中にたゞ矣焉などゝ、同じさまの助字に用ひたる用あり、此も然なり、(此事首巻にも云り、疑ひて加と云るにはあらず、) 根臣がこの惡事顯はれて殺されたること書紀雄畧、

るにやあらむ、書紀に立縵ともあるを思ふに、其押木のさまに造りたる莖に玉を貫て立たるにや、磐木縵と云も其狀の巖の立たる如く見ゆるを以て云か、（木とは其莖を云べし、）貞觀儀式元日禮服制に、親王四品以上冠者漆地金裝云々以白玉八顆立櫛形上以紺玉廿顆立前後押鬘上と見え、（又玉を以て立前押鬘上とも立後押鬘上とも見ゆ、）また立玉者有莖幷座居玉者有座無莖と見えたり、（禮服の制は、大かた唐國のをまねび賜へる物なれども、右の玉のかざりのさまなどは皇國の上代の縵の制を用ひられたる物と聞えたり、）是に押鬘とある物、押木と同じきか異なるか、なほよく尋ぬべし、さて玉を立とあるは、莖をつけて立たる物なること、右の立玉者云々とある以て知べし、大かた此らを以て、押木玉縵の形狀おしはかるべきか、（儀式に、押鬘と云名あるを以て思へば、押木も同じことにや、立玉に就て木とは云るか、然らばかの大神宮式の押木とは別ことなり、さて押と云由は壓にて、かの立玉の莖を立る料の物を居て、頭上を壓すよしの名にやあらむ、）さて此押木玉縵の大貴最好き物なりしこと、書紀雄畧卷十四年の下に見えたり、さてなべての縵のことは上卷黑御鬘とある處にくはしく云り、（傳六）○讒は與許志奉理と訓べし催馬樂葦垣に、太禮加己乃己止乎、於也爾末宇與己之介良之毛、云々安米川知乃可美可美毛、曾宇之多戶、和禮波萬宇與己之萬宇左春、（末宇は申しなるべし、曾宇之は證しなり、）萬葉十二（四丁）に、人言之讒乎聞而、書紀應神卷に、讒言于天皇、字鏡に讒與己須などあり（續紀廿五詔に、讒治奏とあるは、細書の治字あれば、ゑ。こ。ぢ。か、）○己妹乎、この乎のこと、上卷に愛我那邇妹命乎、とあるところにいへり、（傳五）○爲

和紀郎子の同母妹八田若郎女を、大雀命に進賜へりしさまも然なり、(書紀に見ゆ)〇言以白事は、許登母豆麻袁須許登波と訓べし、(下の許登はたゞ輕く附て云辭なり事字に拘るべからず、)たゞ言にて如此白すばかりにてはと云意なり、〇其字、讀がたし者を誤れるか、(上の許登波の波なり、)〇思は、此字言以の上にある意にて大日下王の御心に言以云と思給へるなり、〇禮物は、師の韋夜士漏と訓れたるに從べし、其は遣唐使時奉幣祝詞に悅己備嘉志美禮代乃幣帛乎云々師考に此言次の神賀詞に神乃禮自利臣能禮自登云々と見え、續日本紀の伊勢大神宮への詔にも禮代の大幣とあり、其外にも見ゆ韋夜は、ゐやまひかへり申すことの代は、其奉る物實なり、古事記に云々、崇神天皇紀に取倭香山土裹領巾頭祈曰是倭國之物實則反之物實此云望能志呂とある是なり、と云れたるが如し、又彼神賀詞の禮自利の所の頭書に流志の約理にて、禮自利は禮の表るしと云ことなりとも云れたり、此說の如し代自利同じことにて共に禮の表なり、(表を濁るは神賀詞の自字に依れり、さて士理とよまでなほ士呂と訓るは代字によれり、)かの物實の實も同じ、さて此は若日下王を大長谷王に奉り給ふ禮の實の物なり、上卷大山津見神の御女を邇々藝命に奉賜へるところに令持百取机代之物奉出とあるもその禮代なり、(傳十六)また中卷訶志比宮段のすゑに、易名之幣ともあり考あはすべし、(傳卅一)〇押木之玉縵は、書紀に押木珠縵一云立縵、また云磐木縵とあり押木としも名けたるは、いかなる由か知りがたけれど、こゝろみに云ば大神宮式正殿御餝金物の中に妻塞押木、打鋪十二口(徑各一寸五分云々)とあり、されば押木と云物ありて、其形に造りた

拜なり、）とも見え、大神宮式にも、再拜兩段短拍手兩段膝退再拜兩段短拍手兩段一拜訖退出、（一拜とあるは拜の數には非ず、敬のあまりに終に屈伏て退のみなりと、荒木田經雅神主の云れたる然るべし、此終の一拜儀式帳にも見ゆ、）江家次第公卿勅使儀にも、次使以下奉拜四度了拍手次四拜又拍手と見えたり、（公卿勅使記に記せるも如此し、）中右記に、寛治八年九月一日早旦出河原解除、是今月伊勢遷宮行事可潔齋也、祓了後十六度拜、（先外宮次內宮各八度、）是付兼政說也、（兼政は卜部氏なり、）同記に云々拜八度先四度次拍手次四度、又打手是名兩段再拜、）是名兩段再拜とあるは誤なり、兩段再拜と云は、上に云る如く四度拜のことなり、然れば八度拜は兩段再拜二度なるをや、）大神宮年中行事に拜八度手兩端とあり、（大神宮にては今世にも此拜法を用ひらるとぞ、）又うつほ物語に、俊蔭七たびふし拜むに云々又いといたう歡び起居七たび拜給ふなども見えたり、さて今大日下王のかく拜賜ふも甚く歡び敬ひ賜ひてなり、○疑有は、阿良牟加登淤母幣流と訓べし、萬葉にも疑ふ意の加てふ辭に疑字を書る處あり、○不出外は若日下王をやむことなき物にしてかしづきおき給へるよしなり、萬葉九菟名負處女をよめる長哥に、並居家爾毛不所見虛木綿乃牢而座在者見而師香跡悒憤時之云々、○是恐此言の事上卷に云り、（傳九八俣遠呂智段）○奉進、これまで大日下王の白賜る言なり、そも〳〵古は同母なるを波良加良と云て、（異母なるをば、波良加良とは云ず、然るを中昔より異母なるをも然云は漢ざまのうつれるなり、）殊に親くして、妹はよろづ己が女の如くにして悲く慈くせり、故此の趣も全大日下王の御女の如くなり、應神天皇の御子宇遲之

む、(四拜と云ずして兩段再拜と云は、かの再拜を兩度するよしなり) 又類聚國史に延曆十八年春正月丙午朔皇帝御大極殿受朝、文武官九品已上蕃客等陪位減四拜爲二拜不拍手以有渤海國使也とあるも、此時なほ常には四拜と見えたり、(渤海國使の有しに因て手を拍ことを止め四拜をも止められしは、全漢儀に見せむためにていとあぢきなし、異國人にはことさらにも皇大御國の禮儀をこそ示せまほしきわざなれ) 其後遂に、四拜は止ておしなべて再拜になれるを、ただ神を拜むにのみぞ、後までもなほ四拜は用ひられける、北山抄一分注に本朝之風四度拜神謂之兩段再拜と見え、伊勢宮儀式帳にも、諸祭の時の儀に四段拜奉と多く見えたり、(小右記に寛弘二年三月十二日大原野御社神殿預狛茂樹宿禰云々、仍今日給祿纒頭兩段再拜如拜神太奇也と見えたるこれそのころ既に神を拜むより外に四拜ことは無かりしが故なり、又同記に、長和五年三月十四日石清水臨時祭云々、攝政云御拜三度歟四度歟諸卿申憖不覺由、攝政云、被奉宇佐神寶之時有三拜之由云々、余申云、今日之儀偏被用神明儀有何事乎有御幣東遊等之故也、攝政云然事也仍有四度御拜云々とあるは、宇佐大神をば、佛の如く祀り賜ふ事ある故にもし佛法の拜ならば、三度なるべきかとての論なり) さて此御段の下に、八度拜ともある、(こは例のいや度にて、必しも八度に定まれるには非じかとも思へど、既に四度拜ともあれば、なほたしかに八度なるべし) 其は、四度拜を重ねて再するなり、是はいよゝ、恭敬の至にて、上代より自然ぞありけむ後までも神を拜むには此儀あり、伊勢宮儀式帳に八度拜奉とも、また四度拜奉手四段拍、又後四度拜奉手四段拍、畢退、(これも合せて八度

儀は今世俗人の禮を爲ると云爲狀の如く、俯て頭を下げて兩手を衝て拜みしなるべし、神代記一書に、彥火々出見尊海宮にして云々、於中床則據其兩手と見え、推古紀十二年の詔に、凡出入宮門以兩手押地兩脚跪之越梱則立行と見え、漢ぶみ魏志の皇國傳にも傳辭説事或蹲或跪兩手據地爲之恭敬と云り、此らを見るに手を據を敬としたりしこと知られたり、然るに續紀に文武天皇慶雲元年正月始停百官跪伏之禮とある、是よりぞ朝廷の拜は漢風になれりけむ、然れとも同四年十二月の詔に、往年有詔停跪伏之禮今聞内外廳前皆不嚴肅進退无禮陳答失度云々、宜自今以後嚴加糺彈革其弊俗使靡淳風とあるを見れば、上代よりならひ來し禮の止がたかりしなり、官人等すら然れば況て民間の拜は制もなくて、今に至るまで上代のまゝに兩手據地跪伏す、拜の傳はり來ぬるにて、かの笏を持て起居して拜むは中々に、後に漢風をまねび賜へるものなり、今の民俗の拜ぞ上古の拜にはありけると云り、まことに然ることゝおぼゆ、(然るに今世も神を拜むさまは、かの漢風に近きは如何と云に、そは昔より僧どもの佛を拜むさまを敎へたるまゝに其より神を拜むにも移りたるものなり、今も賤者は神をも合掌て拜むを以て知るべし、)さて四度拜八度拜など云は、跪伏ながら頭を上げみ下げみする數を以て云なり、(後の公の拜の如く起居する度の數を以て云にはあらず、)恭敬ふ心の至りには、自ら頭を上み下みせらるゝなり、さて其を四度するも上代よりおのづからの定まりなりけむ、後の漢風の拜は、再拜とて二度なるを、續紀十三に、藤原廣嗣が勅使に對ひて、即下馬兩段再拜申云々とあるは、當時漢風の拜ながら數はなほ上代のまゝに四度にぞありけ

〇穴穂宮、此天皇、後の漢様の御謚安康天皇と申す、〇石上は、既に出、(傳十八布都御魂下)〇穴穂宮、此宮の御趾帝王編年記に、山邊郡石上左大臣家、西南古川南地是也とあり、大和志に山邊郡田村にありと云り、(田村は丹波市に近き處なり、布留村も近くして布留川の南なり、)さて此天皇早くより此地に居住坐けるを以て穴穂王とは申せるなり、書紀云、四十二年、(允恭天皇のなり、)十二月己巳朔壬午穴穂皇子即天皇位云々、則遷都于石上、是謂穴穂宮、〇此天皇は、御子坐まさず、(姓氏録未定雑姓の中に孔王部首、穴穂天皇之後也とあるは心得ず、さて此記にては、天皇に御子ましまさゞるは此始なり、書紀にては是より先成務天皇も御子ましまさず、)〇坂本臣上に出、(傳廿二木角宿禰條)〇根臣名義未考得ず、書紀には根使臣と書れたり、〇大日下王は、仁徳天皇の御子なり、〇汝命之妹、凡て古に某之妹と云は其同母妹なり、〇若日下王、此皇女の御事、なほ朝倉宮段に見ゆ、其處に云べし、〇欲婚は、阿波世牟登須と訓べし、列木宮段に云々、合於手白髪命とあり、〇四拜は、余多備袁賀美弖と訓べし、下に八度拜白者ともあり、拜と云は、書紀推古巻哥に、烏呂餓美弖菟伽陪摩都羅武とある、(私記に謂拜為乎加無言乎禮加々無也といへり、)呂を省ける言にて、身を屈めて匍伏よしなり、萬葉三(十三丁)に、四時自物伊波比拜、(四時は鹿、伊は發語なり、)とあると同二(卅五丁)に、鹿自物伊波比伏管三(三十七丁)に、十六自物膝折伏などあるとを合せて、其狀を知べし、(今世俗には、袁賀牟と云は、たゞ掌を合すこと、心得たるを佛法の拜より云るひがことなり、又尊むべき物を見奉ることを袁賀牟と云も、中昔までは無きことなり、)さて吾徒長瀬眞幸が云、上代の拜禮の

本居宣長謹撰

穴穗宮卷

穴穗御子。坐石上之穴穗宮。治天下也。天皇爲伊呂弟大長谷王子、而。坂本臣等之祖根臣。遣大日下王之許。令詔者。汝命之妹若日下王。欲婚大長谷王子。故可貢。爾大日下王。四拜白之。若疑有如此大命故。不出外以置也。是恐。隨大命奉進。然言以白事。其思无禮。即爲其妹之禮物。令持押木之玉縵而貢獻。根臣即盜取其禮物之玉縵。讒大日下王曰。大日下王者。不受勅命曰。己妹乎。爲等族之下席而。取横刀之手上而怒歟。故天皇大怒。殺大日下王而。取持來其王之嫡妻長田大郎女。爲皇后。

眞福寺本には、此首に御子とあり、(前の御世允恭天皇の御子のよしなり、) 此事若櫻宮段の初に云るが如し、○穴穗御子、御段の首に、かく其大御名を標たるに御子と云ること例なし、(末に至りて眞福寺本には、某王と作るは彼此あれどそれらも餘本にはみな命とかけり、) ○

るか、はた後に仙覺などが加へたるか）さて凡て此段の御哥ども皆、いと〳〵あはれなるものなり、○自死は、美豆加良志勢賜比伎と訓べし、志勢は、殺すことなり、上卷哥伊能知波那志勢多麻比曾、とあるところに云るがごとし、（傳十一）命の極に至らずて、故に死るは自殺すなり、（此其自死給へるは、今俗に心中と云事の始とやいはまし）○讀歌は、樂府にて他の歌曲の如く、聲を詠めあやなしては歌はずして、直誦に讀擧る如唱へたる故の名なるべし、凡て余牟と云は、物を數ふる如くにつぶ〳〵と唱ふることなり、（故物を數ふるをも余牟と云り、又哥を作るを余牟と云も心に思ふことを數へたて、云出るよしなり、されば哥余牟と云は、漢國にて詩を作るを賦すと云、賦とおのづからよく似たり、さて此の讀歌と云は、自作れることを云には非ず、樂府にての歌ひぶりのことなり、或人この讀歌を漢國にて徒哥と云る如く、ただにうたへるのみの歌ならむ、と云るは叶はず）

古事記傳三十九之卷終

比爾波は、眞杙に著なり、〇麻多麻袁加氣は、眞玉を掛なり、師云、川瀬に杙を打て、鏡玉を掛ることは、神樂の時常に有し事なるべしと云れたり、さて初より此までは、次の眞玉と鏡とを云む料の序のみなり、〇麻多麻那須は、眞玉如なり、〇阿賀母布伊毛は、吾思妹なり、〇加賀美那須は、鏡如なり、〇阿賀母布都麻は、吾思妻なり、抑玉鏡は殊に賞る物なるを以て思ふ人の譬に詔へるなり、〇阿理登（三言一句）は、在となり、〇伊波婆許曾爾は、（延佳本に爾字なきは、さかしらに削りしなるべし、眞福寺本には、余と作るは誤なるべし、其餘の本には皆爾と作り、契冲は衍文なりと云り、）云者こそなり、許曾の下に、爾を添て云ること、（後には聞なれねど）高津宮段、哥にも、麻許曾邇とあり、（傳卅七武内宿禰下）さて此二句は、たゞ在らばこそと云意にて云と云ことは添たる辭なり、此例常に多し、〇伊幣爾母由加米は、家にも將往なり、古へは凡て旅にして、本郷のことをば家とも國とも云り、（其を故郷と云は後世のことなり、）〇久爾袁母斯怒波米は、國をも將偲なり、（斯怒布と云言後世には、布を婆毘夫倍と濁れども古へは淸りと見えて、此を始めて、萬葉などに多かる皆清音の、波比布閇を書り、斯怒布は、斯那布と通ひて、しなへうらぶれて思ふ意の言なるべし、）〇一首の意は、鏡の如く眞玉の如く吾愛思ふ妹が、倭に在らばこそ、國倭にも還るべけれ、家をも戀偲ふべけれ、今は如此妹が此處に來坐つれば、家も國も戀しくもあらず、又還るべきにもあらずとなり、此御哥萬葉十三に載て末つ方を、眞珠奈須我念妹毛鏡成我念妹毛有跡謂者社國爾毛家爾毛由可米誰故可將行、とあるは、いたく劣れり、誤傳へたるなるべし、（さて次に檢古事記曰云々とあるは、萬葉集めたる人の書入た

り、〇阿豆佐由美は、梓弓なり、〇多弖理多弖理母は、立り立りもなり、(契冲云、上の理は、前の許夜流云々に准ふるに、流にやあらむと云ることなり、但し云さまを變てかくも云るにや、)許夜流許夜理、多弖理多弖理、共に同言を重ね云るは、如何なる由にかあらむ、さて許夜流云々、多弖理云々は、契冲云、弓を久之く伏置立置たるに、相見ぬ程を譬へたるなりと云り、(此は久しく手に取らで横さまに伏置き物に倚せ立て置なり、常に云弓を執て伏せ起しつる事には非ず、さては譬の意聞えず、)女を弓に譬へて、其を手に取るを相見るに譬へたること、萬葉哥に多し、此は倭より別來坐て後、久之く相見賜はざりしことを、弓を取らで置たるに譬賜へるなり、(槻弓と梓弓と二を云ひ又伏と立と二に云るは、例の古の哥の文にて、意はたゞ弓を取らで置よしのみなり、)〇能知母登理美流は、後も取見るなり、かの置たる弓を、又手に取見るにて別居賜へりしも、後今又相見給ふ譬なり、〇意母比豆麻阿波禮、上に同し、〇許母理久能、上に同じ、〇波都勢能賀波能は、(賀は、必清音なるべき處なれば、加を後に、ふと誤れるものなるべし、)長谷之川之なり、〇賀美都勢爾は、(此賀も上に云るに同じ、)於上瀬なり、〇伊久比袁宇知は、齋杙を打なり、(契冲も師も、伊を發語と云れたるはかなはず、凡て伊と云發語は、用言の上にこそ置れ躰言の上に置ること無し、此は鏡玉を掛とあれば、神祭の事とおぼしければ、齋杙なるべし、中卷明宮段大御哥に、韋具比とあるとは異なり、)齋を伊と云は、齋垣などの如し、〇斯毛都勢爾は、於下瀬なり、さて上瀬下瀬と分て云は、言の文のみにて、只川瀬なり、〇麻久比袁宇知は、眞杙を打なり、〇伊久比爾波は、齋杙にはなり、〇加賀美袁加氣は、鏡を掛なり、〇麻久

豆もなほいかなる意の譬へとも心得がたし、又此上なる句、眞福寺本、又一本、又一本などには、意富袁余斯と作り、甕栗宮段の哥に、意布袁余志斯毘都久阿麻余、とあるを合せて思ふに、若くは大魚よと云るにて、上の波多波理陀豆も其大魚の、鰭張立にやとも思へど、さては長谷の山の云々に由なし、かにかくに心得がたき御哥なり、なほよく考ふべきなり、〕○淤母比豆麻阿波禮は、念妻何怜なり、朝倉宮段大御哥にも、曾能淤母比豆麻阿波禮とあり、萬葉十一（三十九丁）に、奥山之石本菅乃根深毛所思鴨吾念妻者、十三（十六丁）に、思妻心乘而、○此まで一首にて、次は別哥と聞えたるを、（同時につらねてよみ賜へる御哥なる故に）はやくよりつゞけて一哥と云て傳へたるなるべし、（師は下に此二哥者とあるによりて、次も別哥には非ずつゞけて見べしと云れたれど、なほ初は別哥にぞありけむ、）○都久由美能は、槻弓之なり、書紀神功卷哥にも、菟區喩彌珥末利椰塢多具陪とあり、槻木の弓なり、（槻を都久と云は、月夜をも、都久用と云る同例なり、後世の哥には、つき弓とよめり、）○許夜流許夜理母は、伏る伏りもなり、伏を許夜流、と云は古言なり、書紀推古卷太子の御哥に、許夜勢屢諸能多比等阿波禮、萬葉五（五丁）に、宇知那比枳許夜斯努禮、九（三十五丁）に、妹之臥勢流、十三（三十三丁）に、偃爲公者、（此外集中に、臥有と書る皆、コ。ヤ。セ。ル。と訓べし、フ。シ。タ。ル。と訓るはわろし、）などあり、古今集なる哥、よこほりふせる佐夜の山中、と云を奥義抄に、よこほりくやる、とある本あるよし見えたり、久夜流、許夜流洞じ、又萬葉五（二十八丁）に、宇知許伊布志提、十二（十二丁）に、反側、十七（二十三丁）に、等許爾許伊布之、此外、展轉、反側などある、許伊も、許夜理と一言の活用な

言なり、○許母理久能は、隱國之にて、長谷の枕詞なり冠辭考に出、○波都世能夜麻能は、長谷の山のなり、此地の事は、朝倉宮段に云べし、○意富袁爾波は、契冲云、大峽者なり、山口祭祝詞に、奥山乃大峽小峽爾立留木乎云々、日本紀に、峽を乎とよめりと云り、(書紀に、峽を乎と訓るは、神功卷に、長峽などある是なり、又丘をも乎と訓り畝丘頓丘など是なり、又萬葉に向峯八峯などもあり、如此字はさま〳〵に書れども、袁と云名は一なり、) ○波多波理陀弖は、幡張達か、○佐袁々爾波は、眞小峽にはなり、○意富袁爾斯は於大峽にて、斯は助辭なり、○那加佐陀賣流は、未考得ず、(延佳は、汝之定と云たれども、聞えぬことなり、師は、泣爲とせられたり、こは那加佐はさもあるべけれど、陀賣流と云こと聞えず、契冲が云る説も、強言にて聞えがたし、) 此句詳ならざるが故に上なる事も何の由とも知がたし、(師云、此句の下に句多く落たるものなり、上の意富袁をのみ承て、佐袁々を承たる言もなく、又波多波理陀弖の由もなしと云れたる、まことにさることなり、凡て古哥の例上に、大峽と小峽とを云ば、其を承て下にも必大峽の事と、小峽の事を云べきに、此は下にはたゞ、大峽にしとのみありて、小峽の事なきはとゝのはざるなり、句の脱たるなるべし、其脱たるは、意富袁爾斯の次に、七言の一句、次に佐袁々爾斯とあるべきなり、然れども又思ふに此は句の脱たるには非で、本より下には、大峽の方のみを云るにもあらむか、其は先大峽には云々、小峽には云々と、二方を擧こゝろみて終に、大峽の方によれる趣の譬なり、其意ならば、佐陀賣流は、大峽の方により定めたるよしなるべし、然れどもなほ、那加と云る言詳ならず、夫婦の中とせむも、後世めきたる云ざまなり、其うへ上なる、波多波理陀

などが書入れたるか、辨へがたし、）○註に是今造木者也は、造字は、建を誤れるものなるべし、伊麻能多都宜那理、と訓べし、（木を氣と云例は上巻、子之一木とある處、傳五陰神御石隱段に云るが如し、此は上に引る儀式帳に、立削とあるに依て、宜と訓つ、又和名抄には、岐とあれば、然訓むもあしからず、）建木は、借字にて即かの立削鐇などある名なり、さて此註のさまは、上巻に赤加賀智の注に此謂赤加賀知者今酸醬者也、また中巻玉垣宮段（本文）に、其登岐士玖能迦玖能木實者是今橘者也、などあると同例にて、當時の名を以て注したるものなり、（造木者也と云ては、者字叶はず、袖中抄に、者と物とは通ひて書る常の事なりと云て、たすけたれども記中に、者也、と云る例みな、者字は添へたるのみにて、たゞ那理と云べき處なり、此御段上に、今時之矢者也と云、其外上巻に、云々神者也などいと多し、師はこゝの、者字を斧の誤とせられたれど、なほわろし、造木者にても者は斧にても、さては今と云ふにも叶はざるなり、此物古へは木を造る物には非りしが、今時は木を造る物となれらばこそ然はいはめ、木を造ることは、古へより同きを、いかでか今とはことわるべき、今とは必當時の名を擧べき言なるをや、造は誤字なること決し、萬葉に引るにも、造木とあるに就て、誤字には非じかと疑ふ人もありぬべけれど、かれは仙覺などが書加へたるならむか、たとひ萬葉あつめたる人のしわざにまれ、そのかみ既く誤れるならむ、凡て古書どもの誤字の中には、思ひの外に古くより誤れるがあることぞかし、）○追到は、衣通王なり、○待懷は、衣通王を待取て太子の懷ほせるなり、（衣通王を思ひ賜へるなり、懷と云言輕く見べからず、）記中に、待問待取待撃待向待攻待遮などある皆古

べからぬうへに、都と豆との清濁も異なりと云へれども、山多豆と云は本名にてそを後に多都岐とは云るなるべし、清濁の異なることは上に云るが如し、又師は廣乃斧の類なるべし、と云て、迎へとつゞくるは、斧以て木を刻るには左右手して、眞向ひに振上て撃を云ならむ、幣帛など左右手に捧げて供るを手向と云を思ひ合すべしと云れたる、廣乃斧の類はさることなれども、迎への意は非なり、其故は左右手を振上て眞向ひに打は斧に限らず、大刀又槌なども同じければ分て斧を云べきにあらず、又斧も必眞向にのみ打物に非ず、斜にも打こと常なり、迎への序とすべきに非ず、又幣帛を手向と云例もあたらぬ事なり、かにかくに此枕詞は必迎ふる物ならでは叶はざるを、右に云釿は必乃を我方に向へて打物にして、其は釿に限れることにてもあれば必此物なるべくおぼゆ、○牟加閇袁由加牟は、迎將行なり、袁は助辭なり、迎へ行とは、迎に行と云に同じ、萬葉六(二十五丁)にも、山多頭能迎參出六公之來益者、○麻都爾波麻多士は、待には不待なり、麻多士は、師の待に不堪なりと云れたる上に不堪戀慕とあると合せて思ふに信に其意なるべし、(但し、待に不堪と云ことをたゞ不待と云ては、今はいさゝか足はぬこゝちするを、かくても聞ゆることにやありけむ、)さて此御哥を、萬葉二に、難波高津宮御宇天皇代磐姫皇后、思天皇御作歌四首、君之行氣長成奴山多都禰迎加將行待爾可將待、右一首、歌山上憶良臣類聚歌林載焉と載なるは、御作者をも詞をも誤りて傳へたるものなり、(結句まちにかまたむにては上に叶はず、又山と云こともいかゞに聞ゆ、さて其四首を擧て、次に、古事記曰云々とて、又右の哥を此の如くに擧たるは、萬葉を集めたる人のしわざか、はた仙覺

。ゲにも用ひたれば此は、削と相照して、ゲ。と訓べし。）さて此に鉾又大鉾とあるは、鐇と聞え、立削義とあるは、材を伐るに用ふ釿と聞えたり、然るに和名抄に、鐇をしも多都岐とあるは古に鐇をも釿（材を伐るに用る物）をも共に山多豆と云けむをや、後には又共に多都宜とも云けむ、（多豆と多都と清濁の變れるは下に宜を添る時は、濁音の重なる故におのづから豆は清て云るなるべし、さて又儀式帳には削とあるに和名抄に岐とあるは古は凡て岐と宜と通はし云ること多し、其はなほ次に云べし、さて又和名抄に、多都岐は鐇にて、釿は天乎乃とあれば、多都岐と云は、鐇のみの名の如く聞ゆめれども、儀式帳に大鉾とあるぞ決く鐇と聞えたれば立削は釿なることしるし、且迎の枕詞には、釿ならでは叶はざること次に云が如し、されば、儀式帳と和名抄とを合せて、鐇も釿も共に古は多都宜とも云しことを知べし、又釿は古より弖乎能とも云しなり、弖乎能は、即多能宜乎能の切まりたる名にてもあるべし。）さて迎とつゞく所由は、凡て釿は刄を吾方へ向へて用ふ物なればなり、大かた刄物の中に刄を此方ざまに向けて用は此物のみなり、故迎の枕詞とはなれるなりけり、此にても、山多豆は、材を伐る釿なることいよゝ明らけし、（此山多豆の事、袖中抄に説ども皆詳に心得がたし、又契冲も袖中抄に本づきて、此御哥の萬葉に山たづねとあるに就て、杣人のごとくして杣人は山に入てよき材を尋ねたる者なれば、山尋と名けたるを下略して云るにやと云、迎とつゞくることを、杣人は材を伐置て水の多き時を待て、河上より流して下に下りて是を迎へて取ればなりと云る、皆いと物遠きしひごとなり、又鐇なるべしと云説を破りて、多都岐の岐は略す

一丁）に、吾行者久者不有、十九（三十四丁）に、君之往若久爾有婆、廿（四十丁）に、和我由伎乃伊伎都久之可婆安之我良乃美禰波保久毛乎美等登志怒波禰、これら皆然り、○氣那賀久那理奴は、月日長くなりぬなり、氣は、來經の切まりたる言、（師の褻なり、と云れたるは叶はず、また契沖が、息のことに云るも、非なり、）來經は、年月日の經行ことにて、中卷美夜受比賣の哥のところに云るがごとし、（傳廿八）萬葉十三（三十四丁）に、草枕此羈之氣爾妻放とよめるなども、旅にして月日を經る間を旅乃氣と云り、長くは久しくなり、氣長くと云ること、萬葉に多し、五（二十三丁）に、枳美可由伎氣那我久奈理努、奈良遲那留志滿乃己太知母可牟佐飛仁家理、○夜麻多豆能は、山釿之なるべし迎の枕詞なり、山釿なるべしと云所以は、まづ和名抄（工匠具）に、釋名云、釿所以平滅斧迹也、和名天乎乃と見え、字鏡にも、釿氐乎乃とありて、今も手斧と云物なり、さて此物今世には、杣にて材を伐るには用ひざるか知らねども、古へは伐るにも用ひたりとおぼしくて、萬葉七（四十丁）に、三幣取神之祝我鎮齋杉原燎木伐殆之國手斧所取奴、とあり、さて其材を伐るに用る釿を山多豆なぞ云りけむ、（凡て古へに材を伐り出す事に、山と云ること多し、材を伐り初るを山口と云るなどの如し、）多豆と云るは、和名抄に唐韻云、鐇廣刄斧也、漢語抄云、多都岐と見え、（此は麻佐加理といふ物なり、）大神宮儀式帳（木本祭用物、中）に、釿四柄立削一柄、また（忌鍛冶の造り進る物の中）大鐇二柄立義鐇二柄前鐇八柄、外宮式帳にも（同木本祭）小鐇一柄大鐇一柄立削鐇一柄などある是なり、（この立削と立義とを相照して考るに、同物にて、共に多都宜と訓べし、削は弓削の例の如し、義字は古書にギにも

毛金津足檜木之山鳥尾之永此夜乎、十四（二十二丁）に、古非都追母乎良牟等須禮杼遊布麻夜萬可久禮之伎美乎於母比可禰都母、拾遺集に、（冬貫之）思ひかね妹がりゆけば冬の夜の川風寒み千鳥鳴なり、○往は、伊麻須と訓べし、萬葉三（三十八丁）に、好爲而伊麻世荒其路、四（三十二丁）に彌遠君之伊座者、五（三十一丁）に佐伎久伊麻志弖速歸坐勢、十二（三十八丁）に、山越而往座君乎者何時將待、十五（四丁）に、大船乎安流美爾伊太之伊麻須君都追牟許等奈久波也可敝里麻勢、又（五丁）新羅邊伊麻須伎美我目乎、廿（四十四丁）に、安之我良乃夜敝也麻故要弖伊麻之奈婆、これらみな、往坐ことを、伊麻須と云り、これたゞ坐を伊麻須と云と同言にて其を往坐ことにも用ひたるなり、萬葉十七に、和我勢古我久爾敝麻之奈婆、これも往坐なるをたゞ麻之と云る（伊と云ず）にて知べし、（然るに此伊麻須を伊伎坐、又伊邇坐の畧と心得るは非なり、さては右の十七卷なるをば何とか解むとする、又古今集に、法皇西川におはしましける日云々、又布引の瀧御覽せむとて七月七日の日おはしましてありける時に云々これらの類も、往坐ことをおはしますと云る、おはしますは、坐ますと同きを思ふべし、今の俗言にも物へ往ことを某處へ御座ると云、又來ることをも御座ると云彼おはしますも來賜ふことにも云り、然れば坐こと、往坐こと、來坐こと、を同言以て通はし云こと、古も今もおのづから同じことなりけり、但し萬葉などに來坐ことを、伊麻須と云る例はいまだ見及はず、）○歌曰は、同く衣通王なり、○岐美賀由岐は、君之行なり、君は太子を指り、行は體言にて旅行の事なり御幸の由伎と同じ、（用言に行てと云意とは異なり、）萬葉三（三十

故後亦不堪戀慕而。追往時歌曰。岐美賀由岐。氣那賀久那理奴。夜麻多豆能。牟加閇袁由加牟。麻都爾波麻多士。此云山多豆者。是今造木者也。故追到之時待懷而。歌曰許母理久能。波都世能夜麻能。意富袁爾波。波多波理陀弖。佐袁袁爾波。波多波理陀弖。意富袁爾斯。那加佐陀賣流。淤母比豆麻阿波禮。都久由美能。許夜流許夜理母。阿豆佐由美。多弖理多弖理母。能知母登理美流。意母比豆麻阿波禮。又歌曰。許母理久能。波都勢能賀波能。賀美都勢爾。伊久比袁宇知。斯毛都勢爾。麻久比袁宇知。伊久比爾波。加賀美袁加氣。麻久比爾波。麻多麻袁加氣。麻多麻那須。阿賀母布伊毛。加賀美那須。阿賀母布都麻。阿理登。伊波婆許曾爾。伊幣爾母由加米。久爾袁母斯怒波米。如此歌。即共自死。故此二歌者。讀歌也。

亦は、此も歌曰に係たる言なり、○不堪戀慕而は、淤母比加泥弖と訓べし、萬葉四（十五丁）に、球衣乃狹藍左謂沈家妹爾物不語來而思金津裳、十一（七丁）に、山科強田山馬雖在歩吾來汝念不得、又（二十九丁）暮月夜曉闇夜乃朝影爾吾身者成奴汝乎念金、又（四十三丁）念友念

はあらず。）○加岐賀比爾は、（賀字眞福寺本には加とあり。）蠣貝になり、和名抄に四聲字苑云、蠣相著虫殼似石者也、本草云、蠣蛤和名加木、また貝和名加比、また唐韻云、殼虫之皮甲也和名與貝同などあり、さて此は蠣の身を取たる殼の濱べに多く棄られあるを云るなるべし、○阿斯布麻須那は、勿足踏にて、（足踏は、足にて踏なり、布牟を延て布麻須とは云り。）蠣殼のある上を踏て足を傷ひ賜ふ勿と詔ふなり、萬葉十二（二十三丁）に、淺茅原茅生丹足踏、十四（十一丁）に、信濃道者伊麻能波里美知可里婆禰爾安思布麻之牟奈久都波氣和我世、○阿加斯呂杼富禮は、（杼字は、後に寫誤れるなるべし、此は而の下なれば音便濁るべきに非ず、必清音なるべき處なり。）令明而行去れなり、令明とは、かの足を傷ふべき蠣殼どもをよく掃ひ却て、道を明けて行去給へと云なり、（俗言にも、道を明ると云是なり、源氏物語末摘花卷に、ふみあけたる跡もなく云々、これも雪をふみて道をあくるを云り、さて初の二句を、若夏草の靡合たる濱路とするときは、此句は其茂りたる草に隱れて蠣貝のあるも見ゆまじければ、其をよく見明して行去賜へと云意なり、契沖が、夜を明してと云ことに解たるは、誰もふと然思ふべきことなれども然ては、夜と云こと無くては、言足らはず。）萬葉十一（三十一丁）に、櫻麻乃苧原之下草露有者令明而射去母者雖知、この令明而も同意なり、（こは露の干むを待て去けと云るなり、衣ぬらす露の無くなるは、道の明くなり、結句に、母は知るともと云れば、こは殊に夜を明してと聞ゆめれど然らず、夜は明ても朝のほどは露は干るものにあらず、露の干るを待てゆかば母の知むことは、いよゝ論なかるべし。）さて此御哥は、殊にあはれなる御哥なり、

宿禰に捕へられ賜へりし處をも、書紀には太子自死于本前宿禰之家と記されたる此も誤にて、其處に一云流伊豫國とあるぞ正しき傳なるべき、よく〳〵事のさまを始終考へわたして、傳のまぎれを知べし）○夷振之片下夷振は既に出、片下は上の尻上哥上哥などの上と相照して心得べし、上も下も哥ふ音振を以て云なり、片とは三句の哥を片哥と云如く、本にまれ末にまれ片を下してうたふなるべし、諸擧と云と相對へて心得べし、古き東遊譜に、先一二哥次駿河舞次求子次加太於呂之とあり、（此は一の哥になれる物か、はた、何の哥にまれ、片下にうたふを云か）夫木集（卅二）寂蓮法師哥に、さ夜深き貴布禰の奥の松風にきねが皷のかたおろしなる、拾芥抄風俗部にも、片下と云あり、（同書神樂、採物哥の中に片折諸擧と云あり、諸擧と並べたれば、片折は片下と聞えたり、淤呂志を、中昔より便よきまゝに淤理とも唱へたるにや、されど折は假字違へり）○獻は、多弖麻都理賜布と訓べき理なれども、古語には、奉ると云ときは、賜ふとは云ざる例なり、（其例諸の祝詞などに見ゆ）上卷に、附其弟玉依毘賣而獻歌之、○那都久佐能は、夏草之にて阿比泥の枕詞なり、冠辭考に見ゆ、（別に一の考もあり、次に云）○阿比泥能波麻能は、地名なるべし、（相寢、濱歟と契沖云り）契沖も師も、伊豫國にあるなるべしと云れたり、然るべし、（されど今彼國人これかれに問ども、皆知がたしと云り、又此名此の外に物に見えたることもなく、又名のさまも上代の地名めかざる如くにも聞ゆるにつきて、なほつら〳〵思へば、若くは此時夏にて草葉の茂りて靡き合たる濱邊をよみ給へるにもやあらむ、其由は次に云べし、若然らば、濱は廣く道の海邊を詔へるなり、初句も枕詞に

子奸同母妹輕大娘皇女因推問焉辭既實也太子是爲儲君不得罪則流輕大娘皇女於伊豫、是時太子歌之曰とて載せられたり傳への異なるなり、(此書紀の趣はいかゞと聞ゆ、其故はまづ凡て同じ罪にても女をは宥めて男より輕く刑ふこと、古へも今も定まりなり、然るに、太子を刑はずして、大郎女ばかりを刑ひ賜ふことはあるべくもおぼえず、若太子は、儲君に坐を以て刑ひがたしとならば、大郎女も其に引れて共に宥めらるべきわざなり、殊に此は奸の罪なれば男の方重かるべきをや、又御哥の趣も大郎女の流たれ給ふをよみ給へるさまには非ず、伊賀幣理許牟叙とあるなど、必御自詔へる言のさまにこそあれ、和賀多々彌由米も、必行く人の云べき詞なるをや、されば大郎女を流つとある傳はかにかくに誤にて、此記の如く流たれ賜へるは太子にて其は時も天皇崩坐て後、御兄弟の爭に因てなるべし、さて此傳へのまぎれに就て此記と書紀とを合せて此事の始終をとほして、つら〱考ふるに、初廿四年云々の時に、此奸は既に顯れつれども、儲君に坐ば刑ひがたしとして、其時は宥められて事なくて在けむを、書紀に此時大郎女を流とあるは紛れつる傳へなり、かくて天皇崩坐て後、百官人を始め天下の人、此奸を忌惡みて太子に背き、穴穗皇子に歸たりしを、太子爭ひて穴穗皇子に敵みて負賜へれば、穴穗皇子の命以て流奉給へるなり、さるは旨とは敵み賜へる故を以てなるべけれども、其故とは無しにかの奸の罪と言擧して流奉給へるなるべし、其は此御爭の亂の起りしも、本此奸に因てなれば、然言擧し賜はむもいと理なることなり、さてかの大郎女を流つと云事の、かの廿四年此奸の顯れたる所にあるも此言擧に依てまきれつるものなり、かくて大前

なり、と云て、此の御哥、又萬葉十五に、伊敝妣等能伊波比麻多禰可多太未可母安夜麻知之家牟云々、(此は韓國へ御使にまかれりし人の道にて死たるを哀みてよめる長哥なり、今本に未字末と作るを、師の末と云て解れたる、信にさもあるべし、)とあるを引れたり、(又云古は、人死て一周の間は、其夜床に手をもふれず、忌愼みしなり、よみ路にても事なからむことを思ふは人の情なればさもあるべきわざなり、又來ぬ人を待とても、床に塵のつもるとも荒るとも云るも、其床を齋て手ふれぬ故なり、とぞ云れける、)まことに古は、其人の床の席を大切にせし趣古き哥どもに多く見えたり、されば此御句も其意にて、吾疊をゆめ〳〵過ちし賜ふなと詔へるなり、(契冲が、我疊よ謹て大君の歸るを待てとなり、と疊に詔へる意に注したるは、古を知らざるひがことなり、)さて此まで五句にて一首の御哥なるを、次三句は其餘れる意を片哥以て云足し賜へるさまなり、○許登袁許曾は、言をこそなり、此詞高津宮段の大御歌に見ゆ、(傳卅七の始)考あはすべし、○多々美登伊波米は、疊と將言なり、○和賀都麻波由米は、吾妻者謹なり、大郎女を指て詔へり、三句の總ての意は、言にこそなべて世人の云ならひの如く疊と云べけれ、實は疊のみには非ず、吾妻よゆめ〳〵あやまちなく、平安くて吾が還るを待賜へと詔へるなり、さて和賀都麻波の、波の、書紀には烏とあれば余の意にて事も無きを、波はいさゝかむつかしく聞ゆ、故思ふに此波は(疊に對へて云るにはあらず、)太子の御自に對へて、吾こそかく放れゆけ吾妻はゆめ〳〵の意にやあらむ、さて此御哥は書紀には、二十四年夏六月、御膳羹汁凝以作氷、天皇異之卜其所由、卜者曰、有內亂蓋親々相奸乎、時有人曰木梨輕太

たるは、いみしき非なり、契沖云、崇神紀に溢をハフルと訓り、今の俗物を捨るをはうると云も是か、波と阿と同韻にて、あふる、はふる同じ、）さて此御句書紀には、志摩珥波夫利とあり、○布那阿麻理は、船餘にて還來むの枕詞なり、（哥の意には關らず、）如此續くる由は、船に乘らむとする人の乘る人多くて其船に滿贏りぬれば、得乘らで姑く回來る意なり、（渡し舟などにもさる事よくあるものなり、契沖は、船荷の餘りて重ければ船の覆るによそえて、かくはつゞけ給へるかと云れども其は荷の重きにこそあれ餘るには非ればいかゞ、且此御哥は嶋より歸り來むと詔ふなるに、枕詞ながらも舟の覆ることは忌てよみ賜ふまじくこそおぼゆれ、）○伊賀幣理許牟叙は、（叙字諸本に殿と作るは誤なり、今は延佳本に依れり、眞福寺本に、鉙と作るも、叙の誤なり、）回將來ぞにて伊は發語なり、（發語の、伊の下を濁れるはいかゞなれども萬葉十四にも、伊波能倍爾伊賀可流久毛能ともあり、古の音便なるべし、書紀にも餓字を書れたり、）さて此は嶋には留らずて遁て回來む、（若くは道よりかへり來む、）と云意にて、（還るべき時になりて還るを云とは異なるべし、故船餘と云も舟に乘て行べきに行ずして、回り來る意の枕詞なり、）大郎女の御心を慰めむために、かくは詔へるなるべし、○和賀多々彌由米は、吾疊謹なり、吾疊とは己が常に座もし寢もする床の席を云なり、（萬葉九に吾疊三重乃河原之、などもあり、凡て古は疊は後世の如く、屋内になべて敷滿ることは無く、なべては板敷にして、疊は、殊に敷設けたるなり、故吾疊なども云り、）さて師の説に、人の旅行たる家にては、其人の床の疊を齋愼みて大事とす、これ其疊に若あやまちすれば其人旅にて事ありとて

へるなり、）御自大君と詔へる例、雄略天皇の大御哥、書紀推古天皇の大御哥などに見ゆ、袁は、余と云むが如し、（常の袁とは、異なり、）○斯麻爾波夫良婆は、（婆字諸本波と作り、今は眞福寺本に依れり、）嶋に放溢者なり、四國は離れたる國なる故に、嶋と詔へり、波夫流は、放棄遣る意の言なり、契沖が、はふらしすつる意にやと云る是なり、）波と阿と通ひて溢るも同じ、萬葉十四（二十七丁）に、久爾波布利禰爾多都久毛乎、（國にあまり溢れて、峯に立雲なり、）十九（三十九丁）に、四方之人乎母安夫左波受、（はぶらかさずなり、夫字本に、天に誤れり此を師は末の誤と云て、餘さはずなり、と云れつれどわろし、）續紀卅一詔に、彌麻之大臣之家內子等乎母波布理不賜失不賜慈賜波牟、（此波布理不賜と、右の萬葉十九なる、安夫左波受と全同意なり、）など見え後の物語書などにも、波夫良加須とも、阿夫良加須とも多く見え、（古今集に、身は捨つ心をだにもはぶらさじ、源氏物語若紫巻に、心にまかせてゐてはぶらかしつるなめり、夕皃巻に、かゝる道のそらにてはぶれぬべきにやあらむ、明石巻に、かくながら身をはぶらかしつるにや、東屋巻に、見ぐるしきさまにて世にあぶれむも、橋姫巻に、おちあぶれてさすらへむ、手習巻に、いかでさるゐなか人のすむあたりにかゝる人のおちあぶれけむ、玉葛巻に、おとしあぶさずとり云たゝめ給ふ、河海抄に、あぶさすは、はぶれさせずなり、）又死人を葬ると云も、家より出しやりて、野山に放らかす意にて、言の本は同じ、（故死人の葬と云は、家を出して送りやる事なり、土中に埋藏すをば、波夫流とは云ず、然るを後世には、ひたぶるに葬字に依て混ひたるなり、さて放溢も葬も言の本は一なれども此の波夫良婆を、書紀、私記に、葬の義と云

亦は、歌曰へ係れる辭なり、○將流之時は、波那多延賜波牟登世斯時爾と訓べし、(延は、禮の意なり、)○歌曰太子なり、○阿麻登夫は、天飛なり、(上なる御哥には、阿麻陀牟とあれば、此も同じかるべきに、言の異なるは、後に樂府にて轉りたるなるべし、)○登理母都加比曾は、鳥も使ぞなり、鳥を使と云ことは、遠き處を行往來ふ物なればなり、萬葉十一(十二丁)に、妹戀不寐朝明男爲鳥從是飛度妹使、十五(二十一丁)に、安麻等夫也可里乎都可比爾衣弖之可母奈良能彌夜古爾許登都礙夜良武、(廿に、美蘇良由久久母母都可比等々波伊倍等云々、)又此記神世の哥に、伊斯多布夜阿麻波勢豆加比とあるも虛空飛鳥ならむか、其由彼處に云るが如し、(傳十一八千矛神下)○多豆賀泥能は、鶴之音之なり、○岐許延牟登岐波は、將所聞時者なり、○和賀那斗波佐泥は、吾名問へなり、斗閇を延て斗波世と云、又延て斗波佐泥とは云なり、(行をゆかさね、名告をなのらさね、など例多し、)名を問へとは、吾うへを問へと云ことなり、人のうへを問ふには、某は如何と、名を云て問ばなり、○天田振は、上なる二首の初の言を取て、阿麻陀牟振と云なり、(牟を畧けり阿麻登夫も同言なり天田の字は借字のみなり、丹波國に天田郡、肥後國飽田郡天田鄉などあれど、それらなどに由あることにはあらず、)○又歌曰、これは太子なり、(師の考に、此哥は衣通王のよみ給へるなり、又字の下に、衣通王とありしが落たるなるべし太子の御哥にては理なしと云れたるは中々に非なり、若此を又衣通王歌曰とするときは、下に衣通王獻歌とあると入かへざれば、此も彼も叶はず、且衣通王にては御哥の趣もいかゞなり、)○意富岐美袁は、大君をにて御目詔へるなり、(書紀にては、輕皇女を指て詔

命二軀爲一度也、以上宮聖德皇爲一度及侍高麗惠總、僧葛城臣等也于時立湯岡側碑文記曰、法興六年十月歲在丙辰我法王大王與惠總法師及葛城臣逍遙夷與村正觀神井歎世妙驗欲叙意聊作碑文一首惟夫云々以岡本天皇幷皇后二軀爲一度以後岡本天皇近江大津宮御宇天皇淨御原宮御宇天皇三軀爲一度此謂幸行五度也）萬葉三（二十八丁）に、山部宿禰赤人至伊豫温泉作歌、皇神祖之神乃御言乃敷坐國之盡湯者霜左波爾雖在嶋山之宜國跡極此疑伊豫能高嶺乃射狹庭乃岡爾立之而歌思辭思爲師三湯之上乃樹村乎見者臣木毛生繼爾家里鳴鳥之音毛不更遐代爾神左備將往行幸處、（仙覺抄に、伊豫國風土記云、云々以上宮聖德皇子爲一度及侍高麗惠慈僧葛城王等也立湯岡側碑文其立碑文處謂伊社邇波之岡也所名伊社邇波者當土諸人等其碑文欲見而伊社那比來因謂伊社爾波本也云々）など見えたり、後世まで名高き温泉なり、（中昔の書どもにも見えたり、今世に、道後の湯と云是なり）○流は、波那知麻都理伎と訓べし、源氏物語（須磨卷）に、遠く波那知遣すべきさだめなども侍るなるは云々、濱松中納言物語に、公につみせられ賜ひて、筑紫へ波那多禮おはせしに云々などある、流罪を云る古言の殘れるなるべし、（又うつほの物語俊蔭卷に、としかげが舟は波斯國に、はなたれぬとあるは、風に漂ひて至りしを云り、されど言の意は本同じ）又波夫理奉伎とも訓べし、其由は次なる御哥に、嶋に波夫良婆とある處に云べし、（後には、那賀須と云ども此は古言とはおぼえず、後に流字に依て云言なるべし、書紀推古卷、孝德卷などに、流刑見えたれど訓なし、天武卷に、配流を、ナガサレタルと訓り、又遠流中流近流などの定めは、漢國にならひてのことなり）○

樋なり、伊豫へ下賜りはむ道のほどのことをのたまへるなり、

故其輕太子者。流於伊余湯也。亦將流之時。歌曰。阿麻登夫。登理母都加比曾。多豆賀泥能。岐許延牟登岐波。和賀那斗波佐泥。此三歌者。天田振也。又歌曰。意富岐美袁。斯麻爾波夫良婆。布那阿麻理。伊賀幣理許牟叙。和賀多多彌由米。許登袁許曾。多多美登伊波米。和賀都麻波由米。此歌者。夷振之片下也。其衣通王獻歌。其歌曰。那都久佐能。阿比泥能波麻能。加岐賀比爾。阿斯布麻須那。阿加斯弖杼富禮。

伊余湯、伊余は上卷に出、湯は、和名抄に、伊豫國温泉湯郡神名帳に、同郡湯神社あり、此地なり、美き温泉のあるより負る地名なり、（此に湯と云るは、其温泉のある處と云には非ず、たゞ地名なり、）書紀欽明卷に、十一年十二月幸于伊余温湯宮、天武卷に、十三年冬十月、大地震云々時伊豫湯泉沒而不出、（釋云伊豫國風土記曰、湯郡大穴持命見悔恥而宿奈毘古那命欲活而大分速見湯自下樋持度來以宿奈毘古奈命而浴漬者暫間有活起居然詠曰眞暫寢哉踐健　跡處今在湯中石上也、凡湯之貴奇不神世時耳於今世染疹痾萬生爲除病存身要藥也、天皇等於湯幸行降坐五度也以大帶日子天皇與大后八坂入姫命二軀爲一度也、以帶中日子天皇與大后息長帶姫

此御歌書紀には、(允恭天皇)二十四年の處に、於褒企彌烏云々の御哥と並べ出して、云々流輕大娘皇女於伊豫とある時の(太子の)御哥とせるは傳への異なるなり、(此事なほ下に云べし、)○阿麻陀牟(是牟をも、舊印本には、手に誤れり、其餘の本にはみな牟なり、)上なるに同じ、○加流袁登賣上に同じ、○志多々爾母は、師云、下々にもなり、と云れたる宜し、下泣の下と同くして志奴比志奴比にと云むか如し、(契冲云、此句意得がたし、若天田と云が、高田ならば下田にもか云々と云るはひがことなり、)○余理泥弖登富禮は、(余字諸本に尓と作るは誤なり今は眞福寺本に依れり、契冲も師も尓は余の誤とせられたり、)倚偃而行去れ、なり余理は物の陰などに倚隠るゝなり、泥は那延の切りたる言にて、(其由は冠辭考夏草之條に見ゆ、なほ下なる御哥に、夏草のあひねの濱のとある處に云べし、)此は身を潛めて偃し屈みて行を云て、是も人に隠ぶよしなり、登富流は、書紀神代卷に行去と書れたる如く行過ることなり、(俗言には、某處を行と云ことを、某處を登富流と云ども、たゞ行とは異なり、)されば此御句の意は、道かひにても、人にしのびて物の陰などにより、身を潛めて行過よ、甚く悲しみ泣さまを人に知らるなど詔へるにて、上の御哥と同意なり、(泥弖を、契冲が寢而として、依寢て後にいねの意なり、と云るは非なり、此御哥に寢ることは由なし、又往るを、登富流と云こと、あるべくもあらず、)○加流袁登賣杼母は輕媛女等なり、等とは一人にも云り、子等など云も同じ、さて此御哥は書紀には無し、(さて書紀には上なる、下泣に泣と云御哥を、輕大郎女を伊豫國に流す時の御哥とせる傳へに從ふときは、此御哥も其同時のとすべし、さては登富禮と云言今少し

か、と云て、田を刈とつゞくなり、と云るは天田振とある、字に惑へるひがことなり。) ○加流乃袁登賣は輕之媛女にて輕大郎女を詔ふなり、書紀には乃字なし、○伊多那加婆は、甚泣者なり萬葉三(五十三丁)に、君爾戀痛毛爲便奈美、(イトモ、と訓るは、わろし。) 十五(三十九丁)に、伊多母須敝奈之などあり、伊多は、痛くと云に同じ、(伊多母は伊登母と云に同し、四卷に伊等ともあり。) ○比登斯理奴倍志は、人知ぬべしなり、書紀には志を、瀰とあり、此事次に云べし、○波佐能夜麻能は、契冲云、履中紀云、鳥往來羽田之汝妹者羽狹丹葬立往、此羽狹かと云り、(同人又高市郡にある山の名かと云るは、輕高市郡なる故に云るなるべけれど、是は輕にかゝはるべきことに非れば、何の郡とも知かたし、又大和志に、羽狹山在吉野郡北莊馬佐村上方と云るは、例の信がたし、馬佐と云村名に依てのおしあてなるべし。) ○波斗能は、(三言一句) 鳩之なり、和名抄に、野王按鳩、此鳥種類甚多、鳩其惣名也、和名夜萬八止また本草云鴿、頸短灰色者也和名以倍八止とあり、鳩は種々ある何れも喉聲に鳴て、其聲高くさやかには非ず、故下泣の序にのたまへるなり、(鳩の如くと心得べし。) ○斯多那岐爾那久は、下泣に泣なり、但し此結は必那氣とあるべきことなり、(那久にては上に、倍志とあると、語のかけあひ調はず。) 聲を揚て甚く泣なば人の知ぬべければ、密びて下に泣けと詔ふなり、(上の人知ぬ倍志の言若書紀の如く、倍美ならば、那久と結めて調ふなり、其時は、人の知るべきに依て下に泣、と云意なり、然れども此は、那氣とあるべき御哥なり、那久とは後に誤傳へたるものなるべし。) さて此は是、時此大郎女も太子に從ひて、大前宿禰の家に共に坐るによみかけ賜へるなるべし、さて

は、多くは兵器なれば、是も然にて及兵とは後世の言に、及に掛ると云ほどの事ならむか、然らばつはものあてたまふな、など訓べきにやとも思ひしかども、然る意には非じ、記中軍士のことをも、兵と云る例なきにあらず、）○人咲は、世人誹笑はむなり、○僕捕以云々は、上の無及兵を此へ係て心得べし、輕太子を攻賜ふこと勿れ、其太子をば吾捕へて獻らむとなり、捕は書紀神功卷哥に、于泥珥等邏倍菟とあり、さて大前宿禰の今如此申せるは、初より此心にて太子をば、己家に匿置奉りしが、將初は太子の御方なりしかども、穴穗皇子の御軍の勢を見てかなふまじきことを悟りて俄に、如此は思ひなれるか知がたし、（太子此家にて、兵器を作り備給へるを以て見れば、大前初は、太子の御方の心なりしにや、）○解兵は、伊久佐袁夜米弖と訓べし、（夜米は興し賜へる軍士を、罷たまふなり、）○退坐は、師の佐理麻志伎と訓れたる宜し、さるはひたぶるに棄て還坐と云には非じ、進攻る事を止めて弛べ退き坐るなるべし、○參出は、穴穗皇子の御前になり、○貢進は、太子をなり書紀云、時太子知群臣不從百姓乖違、乃出之匿物部前宿禰之家、穴穗皇子聞則圍之、大前宿禰出門而迎之、穴穗皇子歌之曰、おほまへ云々、大前宿禰答歌之曰、みやひとの云々、乃啓皇子曰、願勿害太子、臣將議、由是太子自死于大前宿禰之家、（一云流伊豫國、）○阿麻陀牟は、（牟字舊印本、又一本などに手と作るは誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり、）天飛にて、天飛鴈と云意につゞきたる輕の枕詞なり、冠辭考、（あまとぶやの條）に委し、なほ萬葉十（五十丁）に、天飛也鴈之翅、十五（二十一丁）に、安摩等夫也可里乎都可比爾衣弖之可母、などもあり、（契沖が牟字を手と作る本に就て、乎と見て、天田を

首皆譬にて、其譬へたる意は、此度太子を滅し賜はんは、甚易き御事なるに、然ことごとく御軍を起して向ひ賜ふは（たとへば）足結の小鈴の落失たるいさゝかの事に宮人里人の騒くが如し、そは甚あるまじき御事なり、ゆめ〳〵騒ぎ給ふこと勿れ、（太子をば己易く捕へて奉らむ）と云るなり、（宮人里人と云は、たゞ譬のうへのみの言にて、哥の意にはあづからざるを、契冲も師も、哥の意へもかけて云れたるはわろし、）○宮人振とは、哥の首の詞を取て名けたるものなり、凡て某振と云ことの由上巻に夷振とある處に云り、（傳十三天若日子段）○參歸は、麻韋伎弖と訓べし、（歸服ひて參れるなる故に歸字を書り、）○我天皇之御子とは穴穗皇子を指て申せり、如此申すは殊に尊み親みて申す詞なり、我は御子までに係れり、天皇は意富伎美と訓べし、（凡て古書に天皇と書るにも、オホキミと訓べき處も多きなり、）○伊呂兄王は、輕太子を申すなり、○無及兵はいと訓がたきを強て、勢米多麻布那と訓つ、（まづ及兵の字は漢文に依て書たりげに見ゆるを、其出處は未考へず、さて字のまゝに兵を及ぼすなど訓むは、漢文訓にて、古言のさまに非ず、古言には如何に訓べきぞ、かにかくに思ひめぐらせども未思得ず、故強て攻賜ふなとは訓つるなり、又那勢米賜比曾と訓むも同じことなり、さて上に於伊呂兄王とある、於は、兵を及すと云、漢文訓に就て書るか、於と訓ては及兵を訓べき古言未思得ず、故此をも強て字に依らずて、袁と訓つ、なほよく考ぶべし、師は無及兵を、ナミイクサシタマヒソと訓れたる意はさることなれども、古に伊久佐と云しは、軍士のことにこそあれ、戰を然云ることなければ、伊久佐爲とは云べくもあらず、己又思へりしは、記中に兵と云る

韗門云々、皇極卷に、野麼騰能飫斯能毘稜栖鳴倭拖羅務騰阿庸比拖豆矩梨擧始豆矩羅符母、萬葉七（八丁）に、足結者所沾、十一（二丁）に、朝戸出公足結乎潤露原十七（四十三丁）に、和可久佐能安由比多豆久利、などあり、（和名抄には、行旅具に、行縢和名、無加波岐、また行纏、本朝式云、脛巾俗云、波々岐などは見えて、足結は見えず、天武紀に、脛裳見ゆ、同紀に脚帶も見ゆ、かゝればむかはき、はゞきなどゝは、足結は異なる物と聞えたり、）右の雄畧紀の文と哥と、又脚帶と書る字とを合せて考るに、袴をかゝげて其を膝のあたりなどにて結固むる帶と聞えたり、皇極紀又萬葉の哥どもゝ然て叶へり、（或說に襪のことなりと云は由なし、）小鈴は、古は足結にも鈴を著たりしなり、足玉とて玉をも餝りしなり、○淤知爾岐登は、落去きとなり、（登は、とての如し、）爾岐と云は、落失て見えぬ意なり、（若落たる鈴に就て云ときは、淤知多理と云なり、）○美夜比登々余牟は、宮人響動にて騷ぐを云、萬葉二（四十二丁）に、白浪散動、六（十四丁）に、足引之山毛野毛御狩人得物矢手挾散動而有所見などの如し、（此外、とよむと云言は多く見ゆ、）○佐斗毘登母由米は、（里人の毘は、古書みな濁音を用ひたり、）里人も謹なり、由米は禁止る言なり、萬葉三（十四丁）に、浪立莫動、七（三十二丁）に、風吹莫謹など多く見ゆ、（謹忌などもかけり、）さて此二句は、宮人も里人もとよむ、宮人も里人もとよむなゆめと云意を約めて云るなり、（母てふ辭にて然聞ゆるなり、此一の母にて多く畧きたる意の聞ゆるは、甚めでたし、然るを契冲が、宮人のとよみてとかく云ほどの事に非ず、まして里人までとよむべしや、努々里人は勿とよみそとなり、と云るは非なり、母と云語の勢に違へり、）さて一

一枝おし折て御插頭にさして、けしきばかりうちかなでさせ給へりし、神樂歌古本其駒、哥の左に、此歌時人長立座天必かなですなど見えたり、體源抄に、乙と云こと多く見ゆ、(そは、大神景通家日記云、早韓神間人長乙、また恒方云、かなでは哥ごとに有之、而近代は不舞之也、只上拍子は、韓神と其駒とにかなづるなり、哥の心を舞也云々、今世にも度々折て興あらむ時は、必乙づべきなり、また乙肘も踏足も、方角もすごすことをせぬなり、また古人云、陵王還城樂の亂序安摩鹿禮の大鼓は、打樣同事也、但安摩は、早く可打也、其故は舞人拍子に應じて乙づるに、大鼓延ぬれば、不被舞也、また承和十二年正月八日、尾張濱主年既百十五歲に至て內に參りて、帝王の御前にて、和風長壽樂と云舞を舞ふ、年老て起居するにたへず、然れども手をかなで足を踏に若人の如し、其時の濱主哥、春ごとに百色鳥の囀りて今年は千代と舞ぞかなづる、などあり、訶那豆に奏字をあてたるは、禮記樂記に、節奏とある、注に、節謂曲節、奏謂動作とある意なるべし、然れども、訶那豆は、もはら手に云言なれば、動作はよくは當らず、又乙字を書るは、かなづる手の形にとりて、たゞ假に書るのみなるべし、) さて今大前宿禰の如此爲る由は、穴穗皇子の園攻賜ふに防禦ふ意なく、又驚怖るゝことなく心は安く樂めることを示せるなるべし、歌又白せる語と合せて心得べし、○參來は、穴穗皇子の門前に御坐す御許へなり、○美夜比登能は、(比淸音なり、凡て宮人の比には、古書みな淸音の假字を用ひたり、) 宮人之なり、○阿由比能古須受は、足結之小鈴なり、書紀雄畧卷に、大臣出立於庭索脚帶、時大臣妻持來脚帶、愴矣傷懷而歌曰、飫瀰能古簸多倍能婆伽摩鳴那々陛鳴絕爾播彌陀々始諦阿遙比那陀須暮、大臣裝束已畢進

方に參らず、門の陰に雨を止る如く、世の亂を治めむと喩へ給へるなるべしと云るは非なり、たゞ御方の軍士に門まで進みよりて攻よと云ことを、雨やどりせむと云に託て詔へるのみなり、又同人の泥をデ。とも訓べしと云て、萬葉九の哥を證に出したるもわろし、此記には、泥をデ。の假字に用ひたる例なきうへに、よりこでなど云言は、古へにはあることなし、萬葉なるも、氐字は誤にて、一本に尼とあるぞよき。）○打膝は、𪫧怜く樂む時の態なり、大神宮儀式帳に、六月月次祭の條に、同日夜御氣奈保良比云々、奈保良比御歌仕奉其歌波、佐古久志侶伊須々乃宮仁御氣立止宇都奈留比佐婆宮毛止々侶爾、次儛歌令仕奉其歌波、毛々志貴乃意保美也人乃多乃志美止宇都奈留比佐婆美也毛止々侶爾、（九月祭の時も同歌なりとあり。）神樂竈殿遊歌に本、止與戸川比美安所比須良之毛比左可太能安萬能可波良爾比左乃己惠須留比左乃己惠須留、末比左可多乃安萬能可波良爾止與へつひ三安會比春良之毛ひ左能己惠寸る比左能己惠須る體源抄に、儛に膝打手と云ことも見えたり、（萬葉十六、安積山哥の左に右歌傳云、云々有前采女風流娘子左手捧觴右手持水擊之王膝而詠此歌とあるは、膝に水をうちそゝぐなり、俗にも水を打と云これなり、膝を打にはあらず。）○儛訶那傳は、舞て手を動かしはたらかすなり、（儛と訶那傳と二には非ず、訶那傳は、即舞ふ手のさまなり。）榮華物語御裳著巻に、ありつる樂の者ども道のほどつゝましげに思へりつる、彼處にては我まゝにのゝしり遊びかなでたるさまどもいみじうをかし、（一本には、かなでの三字なし。）又御賀巻に、明日少將は御賀に、舞かなでむとすらむと度々のたまひて、大鏡に、寢殿のすみの紅梅さかりに咲たるを云々、

御哥にはたゞ阿米とあれば、此は尋常の雨の甚く降るを云か、はた阿米と云は降る物の總名にて實に雹なりしか決めがたし、氷雨の事彼中卷に委云り、考合すべし、(傳廿八倭建命條下)○零は、舊印本又一本には、雹と作り、今は眞福寺本又一本延佳本などに依れり、○意富麻幣は、大前なり、○袁麻幣須久泥賀は、小前宿禰之なり、此二句は二人の名なれば、大前宿禰小前宿禰かと云ことなるを、然はよみがたき故に二の宿禰を兼て一によみ賜へるなり、さて此家は、書紀に、大前宿禰之家とあるを、此御哥には彼紀にも如此二人の名をよみ賜へるは、弟の小前宿禰も共に此家に住居るなるべし、○加那斗加宜は、(斗清音なり、濁るべからず、)金門陰にて門の屋の陰なり、○加久余理許泥は、如此倚來ねなり、(許泥は來れと云意なり、)書紀には、訶區多智豫羅泥とあり同意なり、さて此は引率坐す御方の軍士に詔へるにて、吾如く皆此門に進寄りて攻よと云ことを、をりゑも雨ふれば雨やどりせむと云によせて詔へるなり、(加久とは、今世にも、人を率て先に立行者の言に、かう參れと云と同じ意ばへなり、此御句を契冲は、太子の方人をせずして、御方に參れと、大前宿禰によみかけさせ給ふなりと云、師も然云れたれど、さては初の二句も穩ならず、加久と云言も聞えがたく、結の御句にも疎く、又次の大前宿禰の哥及次に申せる語との照合も宜しからず、よく味ふべし、)○阿米多知夜米牟は、(眞福寺本、延佳本に下の米字を末と作るは誤なり、今は舊印本又一本などに依れり、記中、末を假字に用ひたる例もなく、語も末にてはとゝのはず、書紀にも梅字を書り、メの假字なり、)雨立止めむなり、物の陰によりて立休らひて雨の止を待にて、いはゆる雨やどりなり、(契冲が、汝御

本、書紀釋に引るなどみな者字あり、記中かゝる處は、然書る例なり、）尋常の鐵、鏃なるを云なり、（此は上代よりの製なるを、今時と云は古に對へて云るには非ず、古より今も同くて、今時普く用る尋常の矢と云ことなり、）○穴穗箭、こは尋常の矢ならば、分て如此名くることはあるまじきに似たれども、此時彼輕箭の製あるに因て、其に對へてかくは云るなり、（是字、舊印本又一本釋に引るなどには此と作り、今は眞福寺本延佳本などに依れり、こは何れにてもよし、）書紀云、爰太子欲襲穴穗皇子、而密設兵、穴穗皇子復興兵將戰、故穴穗括箭輕括箭始起于此時也、（これに括箭とあるは心得ず、其故は、括は筈なり筈の製は、さばかり異なることあるべからず、たとひ異なる製なりとも筈を以て名に負することあるべくもあらず、されば此は鏃と筈と紛ひたる誤なるべし、括字にかゝはらず、此記に從ひて、アナホヤカルヤと訓べし、さて又輕矢こそあれ、穴穗矢はもとよりある製なれば始起とは、たゞ穴穗矢輕矢と云名のことなるべし、）○箇は、加久美と訓べし、書紀仁徳卷大后御哥に、箇區彌夜儴利（箇八人なり、）萬葉廿（三十七丁）に、乎知己知爾左波爾可久美爲、○門は、（舊印本又一本などに、明と作るは誤なり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、）加那斗と訓べし、即此の御哥に見え、又萬葉四（四十九丁）に、小金門爾、九（十八丁）に、金門爾之人乃來立者、十四（二十九丁）に、兒呂我可那門欲、又（三十四丁）佐伎母理爾多知之安佐氣乃可奈刀低爾などあり、金門とは、金物を稠く打て堅くする故に云か、又古はみながら金を押たるにもあるべし、（加度と云は、加那斗の畧きなり、）○大氷雨は、中卷倭建命段に見ゆ、此はたゞ比佐米と訓べし、（大字はよまてあるべし、）

夫良意富美の下にいふを考合すべし、(傳四十)大臣といふ號は、師の云れたるごとく、臣の尸の姓の人ならでは無きことなり、(此事は上に既に委云り、)物部氏に此號有べくもあらず、○兵器は、都波母能と訓べし、此事白檮原宮段に云り、(傳二十神八井耳命下)○、銅其箭之內は、內字は前を誤れるなり、字形や、似たる所あり、(矢の內と云ことは有べくもあらず、然るを延佳が、銅字疑洞之誤と注したるは非なり、矢の內を空にすとは聞えぬことなり、師は內字を、末か若は本の誤なるべし、矢じりのことなり、と云れつる、矢ぢりは然ることなれども、末も本も字形遠く、又矢に本末と云ことも聞つかず、)上卷に、御刀之前などもあり、和名抄に箭釋名云笶其躰曰幹其旁曰羽其足曰鏑或謂之鏃訓夜佐岐俗云夜之利と見え、字鏡にも鏃箭鏑也佐支と見えたり、さて銅とは、鏃は凡て神代より鐵以て造ることなるを、今新に銅以て造れるなり、(師の古の鏃は角以て造りたれば鹿兒矢とも云り、と云れたるは非なり、こは鹿兒矢と云を、鹿角以て鏃に爲たる故の名と心得られたるからの誤なり、鹿兒矢と云は、其由には非ること上卷に云るが如し、鏃は上代より鐵にて作れること、書紀綏靖卷に、倭鍛部、天津眞浦造眞麛鏃とあるにても知べし、角ならむには、鍛の作るべきに非るをや、)○輕箭、鏃を銅にせるは、此時輕太子の新製ら爲め給へることなる故に如此名を負たるなり、(舊印本に箭也の下にまた箭也如本と云四字あり、又一本には、箭也、とあり、眞福寺本には云々とあり、これら皆衍なり、今は延佳本に無きに依れり、)○今時之矢者也とは、舊印本、又一本などに、者上にも也字あるは衍なり、延佳本に、者字無きは、例のさかしらに削れるなるべし、眞福寺本、又一

せり、かくて同母兄弟奸くることは、上代より重く忌たりしこと、書紀に此の事の見えたる趣を以て知るべし、然るに、桓武天皇同母妹酒人内親王を妃として、朝原内親王を生賜へりしは心得ぬことなり、此は同母とせるは、史の誤にやあらむ、）○歸は、余理奴と訓べし、師は、都伎奴と訓れき、其もあしからじ、書紀安康巻始に、喪禮畢之是時太子行暴虐淫于婦女國人謗之群臣不從悉隷穴穂皇子、○大前小前宿禰大臣は、（此の御哥、又書紀神功巻の哥にも、伊佐智須區禰とあるを思へば、凡某宿禰と云名は、某之と之を添てよむはわろきにや、と思はるれど、今は姑く舊き讀のまゝに之とよみつ、哥はしらべによりて、之を省くこともあればなり、）書紀には、物部大前宿禰とありて、既に履中巻にも見えたる人なり、舊事紀に、宇摩志麻治命の九世孫、物部麥入宿禰連公、物部目古連公女全能媛爲妻生四兒、（四兒は）物部大前宿禰連公、物部小前宿禰連公、物部御辭連公、物部石持連公、これなり、然れば麥入宿禰の子にして、大前と小前とは兄弟二人の名なるを（書紀にも、大前とのみありて、小前といはず、姓氏錄には、二處まで小前とありて、大前といはず、二人なること明し、）此に一人の名とせるは御哥の辭に因て誤れる傳へなるべし、（名のさまも兄弟と聞えたり、一人の名とは聞えざるなり、）舊事紀に、大前宿禰は、氷連等祖（姓氏錄に、氷連伊己燈宿禰之後也、とあり、伊己燈宿禰は、麥入宿禰の父にて、大前宿禰の祖父なり、）小前宿禰は、田部連等祖と見え、姓氏錄に、高橋連、饒速日命十二世孫、小前宿禰之後也、また鳥見連、同神十二世孫小前宿禰之後也など見えたり、さて大臣は意富美と訓べし、大臣の字は紛ひたるものなり、凡て此意富美と云號は紛ひたる例此彼あること、穴穂宮段、都

其大前小前宿禰。擧手打膝。儛訶那傳自訶下三字以音歌參來。其歌曰。美夜比登能。阿由比能古須受。淤知爾岐登。美夜比登登余牟。佐斗毘登母由米。此歌者。宮人振也。如此歌參歸。白之。我天皇之御子。於伊呂兄王無及兵。若及兵者。必人咲。僕捕以貢進。爾解兵退坐。故大前小前宿禰。捕其輕太子。率參出以貢進。其太子。被捕歌曰。阿麻陀牟。加流乃袁登賣。伊多那加婆。比登斯理奴倍志。波佐能夜麻能。波斗能。斯多那岐爾那久。又歌曰。阿麻陀牟。加流袁登賣。志多多爾。母余理泥弖登富禮。加流袁登賣杼母。

是以は、上の奸其伊呂妹輕大郎女とあるを承たり、(其間に御哥を擧たるは、奸を云る事のついでなり、)又上に天皇崩之後とあるも、此處へ係る言にて、其事の次第の隨にいはゞ、木梨輕太子、定所知日繼、奸輕大郎女、是以天皇崩之後未即位之間、百官云々とつゞくなり、○百官は、此は、毛々能都加佐と訓べし、なほ中卷明宮段に見えたる處考ふべし、(傳卅三大山守命下)○及は此は、波士米弖と訓べし、○背は、同母妹に奸賜へる事、書紀に見えたる如く、いみしく不義わざなる故なり、(そも〱古は、同母兄弟を、波良加良と云て、殊に親く、異母兄弟は疎くして、波良加良とせず、故異母兄弟相婚ことは常なりき、今京に至ても、天皇にも其例これかれ坐ま

振は、上卷に見ゆ、(傳十三天若日子段)此哥を夷振と云由も、彼處に云るが如し、(此哥には、比那と云詞は無けれども、かの避奈菟謎廼と云哥と音振の同きを以て同部に收たるなり、)上歌は、書紀神代卷にも、飫企都鄧利云々、阿軻娜磨廼云々、凡此贈答二首號曰擧歌、と見え、神樂採物哥に、諸擧と云あり、上に後擧歌と云あり、下に片下と云あり、此らを相對へて思ふに、皆其歌ひざま音振に依て負たる名なり、(然るをかの神代の擧歌の注に纂疏に可擧而唱之歌也などあるは、おしあてのみだり說なり、又梁塵愚按抄に、諸擧の注に、哥のふしなり、とあるは、さもあるべきを、次に第一句を畧して、第二句を三かさねてうたふを云り、とあるは心得ず、)さて右の御哥は、二首なれば、此二歌者と云べき例なるに、(其例此卷の中處々に見ゆ、)然云はずてたゞ、此者と云るは古より一につゞけて、一首の如くに奏ひならへりしなるべし、故此にもつゞけて記せるなり、

是以百官及。天下人等。背輕太子而。歸穴穗御子。爾輕太子畏而逃入大前小前宿禰大臣之家而。備作兵器。(爾時所作矢者。銅其箭之内。故號其矢謂輕箭也。)穴穗王子亦作兵器。(此王子所作之矢者。即今時之矢者也。是謂穴穗箭也。)於是穴穗御子興軍。圍大前小前宿禰之家。爾到其門時。零大冰雨。故歌曰。意富麻幣袁麻幣須久泥賀。加那斗加宜。加久余理許泥。阿米多知夜米牟。爾

つれば、今も准へて知べしと云り、白檮原宮段、大御哥に、延袁斯麻加牟、とある延も、可愛媛女なり、(今俗に兒を愛えみて、伊登と云も、いとほしき子と云意なると同じ、又小き兒を、ちひさとも云り。) ○佐泥斯佐泥弖婆は、眞寢し眞寢而者なり、(斯は助辭、弖婆は、而有者の意なり、契沖云斯は、八田皇女の御哥にもありて、注せるが如く、助語ながら、陀爾の意あり、萬葉第十五に七夕哥に、安伎波疑爾々保敝流和我母奴禮奴等母伎美我美布禰能都奈之等利弖婆、此類多し、今の哥是に同じといへり。) 佐は、例の眞の意にて、(此事上に委く云り。) 凡て佐寢と云は、男女率て熟く寢ることなり、(たゞ寢るに、佐を添たるにはあらず。) 中卷倭建命の御哥に、佐泥牟登波阿禮波意母閇杼、とあるところに云るがごとし、(傳廿八) 萬葉十四 (十三丁) に、佐禰乎佐禰弖婆、(此乎は、之を誤れるか。) ○加理許母能は、契沖云刈蒋のなり、刈たる蒋は亂るゝ物なれば、亂ると云枕詞に萬葉に數もなくよめり、古今集にも、刈薦の思ひ亂れて云々、○美陀禮婆美陀禮は、亂者亂なり、(契沖よの字を加へて意得べしと云り、凡て此類、後世に、余と云言古は、余と云ざること多し。) 心の亂るゝを云なるべし、○佐泥斯佐泥弖婆は、(波字諸本に、波と作り、今は眞福寺本に依れり。) 例の上なる言を返して云るなり、宇流波斯登より一首なるべし、(其故は多志陀志爾韋泥と云ると、佐泥と云るとたゞ同事なるうへに、比登波加由登母と、美陀禮婆美陀禮、とも心ばへ同きを、然似たる事を一首の内に重ねてよみ給ふべくもあらず、上と下と、凡てのさまもよく似たればなり、かくさまに似たる意をば、二首によむぞ古の常なりける、一首の内に同じ事を打返して二度云とは、そのさま異なるをや。) ○夷振之上歌、夷

なり、率寢の事上卷（傳十七鵜羽産屋段）に云り、女を率て寢るなり、○比登波加由登母は、人に雖レ被レ議なり、人とは百官人などを云、人とのみあるを、人爾の意とするは、常に人忘れず人わらえなど云も、人に不レ所レ知人に被レ笑と云ことなり、（これらを以て見れば、云々せらると云ときは人にと云べき、爾を畧きても云例なるべし、）これらの例を以さとるべし、さて波加由は、波加良由の（良流を、良由と云は、古言の例にて、古き哥には皆然よめり、）良を省けるにて（かくさまの良又理を省くは常なり、）例は、齊明紀の大御哥に、伊喩之々乎繼ぐ川邊の若草の云々、伊喩は、被レ射と云ことなり、又神武紀に中矢而、天武紀に、被矢などあるも、被レ射の意にて伊延と訓るなり、これらを以て語の格をさとるべし、（然るを人議るの、流を同韻に通はして、由と云りとして、人は議るともと心得むは精しからず、かの伊喩之々も、射る鹿にはあらで、射らるゝ鹿なるを、おもひあはすべし、）此まで一首なるべし、御哥の意は先上なる御哥に膚觸とよみ賜へるは、僅に假そめに逢見賜へるにて、（其時にあたりては、娛しく御心も休まりておぼしゝかども、）なほあかねば冀で假そめならず、慥に逢見む由もがな、慥に逢見てあらむ後は、たとひ百官人等などに、相議られ罪に落さるとも、縦やさもあらばあれとなり、（終句を契冲が、由と布と同韻にて通へば、人者雖レ易か、太子の位をよし、人者易ともさもあらばあれなり、と云るは非なり、さては、人者と云ること用なく、又太子の位を易ることをたゞ、易とのみは云べくもあらず、）○宇流波斯登は、契冲云與レ愛にて、愛き妹とゝ云意なり、萬葉第十四云、會能可奈之伎乎刀爾多豆米也母、又云、可奈之伎我古麻波多具等毛、これら悲しと思ふ人をかくよみ

まれるを云なり、(容易くと云にはあらず、) 布禮は意は、布流禮と云と同くて、言の活用は、振降などを布禮と云と同じ、(布流禮を切めて、布禮と云にはあらず、) 觸も古へは、然も活用きしなるべし、(そも〳〵觸は中昔よりこなたは、布禮、布流、布流々、布流禮、と活くのみなれども、古へは、振降など、同く、布良牟、布理、布流、布禮とも活きしなるべし、さる例他にも多し、隱なども古へは、加久理と多く云て、良理流禮の活きなれば、後世と異なり、觸もこれらに准へて知べし、) 神樂哥、階香取に、和支毛古仁夜比止與者太不禮云々、萬葉二 (三十一丁) に、多田名附柔膚尚乎劒刀於身副不寐者、(書紀に此句、津娜布例とある、津字は波を誤れるなり、紀中假字に訓を用ひたる例もなく、又傳ふれにしては、娜の濁音なるも叶はざるをや、) ○志良宜歌は、後擧歌を切めたる名なり、掻上を、加々宜、指上を佐々宜、持上を母多宜など云に同じ、神樂哥譜に一前張云々、各尻上、また次薦枕静歌云々、尻上、また尻擧は、三度拍子乎用留、即榊乃音振也、などあり、なほ次なる夷振之上歌の下と考合すへし、○佐佐婆爾は、小竹葉になり、○宇都夜阿良禮能は、(夜は、助辭なり、) 打や霰のなり、萬葉一 (二十六丁) にも、霰打とよみて、霰の物にあたるは、信に打つくるが如し、さて此二句は次句の序なり、○多志陀志爾は、上よりのつゞきは、小竹の葉に霰の降る音にて、其を慥々に云かけたるなり、朝倉宮段大御哥にも、多斯爾波韋泥受と見え、なほ慥てふ言は、萬葉十二 (四丁) に、慥使乎無跡、出雲風土記、(嶋根郡手染郷の處) に、所造天下大神命詔此國者丁寧所造國在詔而故丁寧負給而今人猶誤手染郷云耳、(この丁寧をも、多志と訓べし、然らざれば、手染と云に由なし、) などあり、○韋泥牟能知波は、率寢てむ後者

乃上丹不出、(これも山名を下樋の意に取てよめり、)など見ゆ、伊勢國神郡の堺に、下樋小川と云もあり、和志勢は、契沖が、和之良勢の、畧語なりといへるが如し、(凡てかくさまの、良又理を省く例多し、或人の、和多志の誤なりと云るは非なり、)走は、水の行を云て、伊勢物語に水はしらせといひ、走井、石走瀧など云が如し、此は山田を佃るに、山の高くて水のかゝり難き故に、地下より樋を通して水を通はし取るなり、さて是まで四句は、次の句を云むとての序なり、○志多杼比爾は、下聘になり、かの下樋の水の地中を行如く下に忍びて妻聘するなり、○和賀登布伊毛袁は、吾聘妹をなり、袁は余と云むが如し、次なるも同じ、さて書紀には此二句無し、(下聘は序に親きを、下泣のみにては、少し序に疎し、)○斯多那岐爾は、下泣になり、忍びて泣を云、同此太子の下なる御哥にも、斯多那岐爾那久とあり、○和賀那久都麻袁は、(麻字諸本摩と作り、今は眞福寺本に依れり、)吾泣妻をなり、書紀には、袁てふ辭無くて此次に、箇多儺企貳和餓儺句莵摩と云二句あり、○許存許曾婆は、(婆字は、波をふと誤れるなり、)存字は布を寫誤れるにて(存は書紀釋に引る、又眞福寺本、延佳本などに作る隨なり、舊印本又一本などには、在と作り、共に誤なり存も在も假字に用ひたる例なし、書紀には縛とある、其も綒の誤なるべし、)今日こそはなり、(今日を、許布と云る例は、未見及ばざれども、)祁布は、此日と云意なれば(昨日今日などの布は、比の通音にて、活轉けるなり火をも布とも云が如し、)許布とも云べきこと今夜今年などの許に准へても知べし、(若は許字は祁の誤かとも思へど、書紀にも去とあれば、然らず、)○夜須久波陀布禮は、休く肌觸なり、休は、下聘下泣に苦みわびつるが休

などにも多くある、皆比には清音の假字を書り、濁るは非なり、）山の枕詞にて（此枕詞是に始めて見えて後いと多し、）足引城之なり、足は山の脚、引は長く引延たるを云、城とは凡て一構なる地を云て、此は即山の平なる處を云、其は周に限ありて自ら一かまへなればなり、（引城を、比紀と云は、同音の重なる言は、一省きても云例にて、旅人を多毘登と云る類多きこと既に上にも云り、）されば此枕詞は、足を引たる城の山と云つゞきなり、書紀神武卷に、又高尾張邑有土蜘蛛云々、因改號其邑曰葛城、とあるも、其邑の地、山上なるを以て、城と云名は負られたるなり、（高尾張と云る、高にても知らる、）欽明卷の哥に、柯羅倶爾能基能陪爾陀致底於譜磨故幡比例甫囉須母耶魔等陛武岐底、この基能陪も山上なり、又白檮原宮、段、大御哥に、宇陀能多加紀、高津宮、段、大御哥に、美母呂能曾能多迦紀那流、書紀顯宗卷に、於尸農瀰能茝能拖稽紀儺流、などあるも高城は、皆山を云るなり、（もし然らざれば、顯宗卷なる哥角刺宮とつゞきたるに叶はず、さて白檮原宮の大御哥の處に前に注したる説はわろかりき、彼をもたゞ山と見べし、）そも〳〵此、あしひき昔より種々の説あれど皆あたらず、〇夜麻陀袁豆久理は、（豆は必清音なるべき處なるに、濁音の字を書るは後に寫誤れるなるべし、記中の假字清濁混へることなし、書紀には、菟とあり清音なり、）山田を佃りなり、〇夜麻陀加美は、山の高き故にと云意なり、（陀は古の音便にて濁れり、書紀にも娜と書り、）〇斯多備袁和志勢は、下樋を令走なり、下樋は地中を通せる樋なり、萬葉十一（三十四丁）に、水鳥乃鴨之住池之下樋無鬱悒君、（下樋なき故に、池の水の洩通ることなき由にていふせきの序なり、）九（三十一丁）に、下檜山下逝水

天皇崩之後此言は、下なる百官云々に係れり、(定木梨之云々へ接けては見べからず、輕太子云々は、天皇未崩坐ざりし前の事なればなり、)〇定━所知日繼は、日繼所知賣須爾定麻禮流袁と訓べし、(師は、定字太子の下に在べしと云れつ、まことに、此字讀にくき書ざまなり、若は立、又は令などを誤れるかとも思へど、誤れるには非ず、)此は、此御子は書紀に記されたる如く既に皇太子にて坐々せば、天皇崩坐ては、天津日嗣所知看べきに定まれるとなるをと云意なり、(此處よくせずは紛れぬべし、天皇崩坐て後に始めて太子と定奉りし如く聞ゆめれど、然には非ず、御名に係て太子と記せるも既に太子に坐ます由なり、又此御子既に太子にて坐ませば天皇崩坐ぬれば、此御子に天津日嗣所知看しめむと定めたる由かとも思はるれど、さては此上に、百官など云言無くてはいかゞなり、)〇未即位、凡て位に即と云言は本よりの皇國言とは聞えず、もと漢籍に依れる言なるべけれど、此程は既に漢學ありしかば然云つらむ、字の隨に訓べし、さて此言下なる、百官云々に係れり、(姧云々へ接けては見べからず、)〇伊呂妹、上卷に見ゆ、(傳十三天若日子段)〇姧は、多波祁と訓べし、白檮原宮段考ふべし、(傳廿當藝志美々命條)さて此姧も御哥も、天皇世に坐々し程の事なり、(崩坐て後の事には非ず)其由は下に是以百官云々とある處に云べし、書紀云、二十三年春三月、立木梨輕皇子、爲太子、容姿佳麗見者自感、同母妹輕大娘皇女亦艶妙也、太子恒念合大娘皇女、畏有罪而默之、然感情既盛殆將至死、爰以爲徒非死者、雖有罪何得忍乎、遂竊通、乃悒懷少息、因以歌之曰云々、(非死者は、死なむよりはと云意なり、萬葉に此格多し、)〇阿志比紀能は、(比は淸音なり、此言書紀萬葉

字あり、甲午年は書紀にては、安康天皇の元年なり、(此は、此天皇の崩玉、年を、安康天皇の元年とすれば合へり) 正月は書紀と合へり、十五日は一日違へり、(戊子は十四日なり) ○惠賀長枝、書紀云、冬十月庚午朔己卯葬天皇於河内長野原陵、(一代要記云、葬河内國志紀郡惠我長野北原陵) 諸陵式に、惠我長野北陵遠飛鳥宮御宇允恭天皇在河内國志紀郡、兆域東西三町南北二町陵戸一烟守戸四烟とあり、(北陵と云は、南方に惠賀裳伏岡陵、西方に惠我長野西陵などあるに對へて云なり) 此地の事は、訶志比宮段にいへり、(傳卅一のをはり) 河内志に在志紀郡澤田村陵畔冢十三其七在澤田村三在道明寺村餘在古室村管内と云り、(廟陵記に在國府市野山と云るは、國府澤田並びたれば一なるべし)

天皇崩之後。定木梨之輕太子。所知日繼。未即位之間。姧其伊呂妹輕大郎女而。歌曰。阿志比紀能。夜麻陀袁豆久理。夜麻陀加美。斯多備袁和志勢。志多杼比爾。和賀登布伊毛袁。斯多那岐爾。和賀那久都麻袁。許存許曾婆。夜須久波陀布禮。此者志良宜歌也。又歌曰佐佐婆爾。宇都夜阿良禮能。多志陀志爾。韋泥弖牟能知波。比登波加由登母。宇流波斯登。佐泥斯佐泥弖婆。加理許母能。美陀禮婆美陀禮。佐泥斯佐泥弖婆。此者夷振之上歌也。

由あるに非ず、又刑部の字は、忍坂部と云名に由あるに非ず、本は別なり、然るを於佐加辨を本より刑部の職名と心得るは非なり、師のおしかべなへ部と云ことなりと云れたるも違なり、刑部の職名を、於佐加辨と云ることは無し、其は和名抄に、刑部省、宇多倍多々須都加佐と見え、書紀持統卷にもウタヘノツカサと訓り、）○田井中比賣は、中卷明宮段のすゑにいづ、（傳卅四）書紀には、弟姫とありて、衣通郎姫と申ゝも、この御事として、七年より十一年までの處に天皇の御寵の事ども、その間の御哥どもなど見えたり、されど天皇に深く寵幸られ奉り賜へる故に衣通郎女と申す名は、此記の傳へと其人異なれども、其餘の事は異なることなく書紀の傳へは委きなり、）殊に御名代をも定賜へるなり、○河部おほかた御名代は、其御に負せる地名を取れる例なるに、此は地名なるべくもおぼえず、凡て御名に由緣あるべきこともおぼえず、（若河の上又は下に字の脫たるかと思へど、某河河某と云ことも、由あるべきこと未考へ得ず、）されば田井部なりけむを、田字を脫し、井を河に誤れるか、はた二字を河一字に誤るか、なほよく考ふべし、書紀には、弟姫云々、別構殿屋於藤原而居也云々、十一年云々、先是衣通郎姫居于藤原宮云々、科諸國造等、爲衣通郎姫、定藤原部、とあり、

天皇御年漆拾捌歲。御陵在河內之惠賀長枝也。

漆拾捌歲書紀には、四十二年春正月乙亥朔戊子、天皇崩、時年若干とあり、一本に年八十一とも六十八ともあり、（舊事紀に、七十八と云るは、此記に依れるなり、一大要記編年記などには八十とあり、）○舊印本、眞福寺本、又一本などには此間に例の如く甲午年正月十五日崩と云九

百姓不安或誤失己姓或故認高氏其不至於治者蓋由是也云々詔曰群卿百寮及諸國造等皆各言或帝皇之裔或異之天降云々故諸氏姓人等沐浴齋戒各爲盟神探湯則於味橿丘之辭禍戸砷坐探湯瓮而引諸人令赴曰得實則全偽必害於是諸人各著木綿手繦而赴釜探湯則得實者自全不得實者皆傷是以故詐者愕然之豫退無進自是之後氏姓自定更無詐人(注に或埿納釜煮沸攘手探湯埿或燒斧火色置于掌とあるは、後人の加へたるものなり、さて禍戸は、マカツヘと訓べし、比と閇とは通音にて禍津日と同言なり、本にマガトと訓るは非なり)○輕太子太子は、美古能美許登と訓べし、日嗣御子と申すは常なれども、御名に係て(某太子とある)は御子命と申せるぞ例なる、(某之日嗣御子とは申さぬことなり)書紀推古卷に、廐戸豊聰耳皇子命、天武卷に、草壁皇子尊高市皇子命などあるが如し、(これら皆皇太子に坐り)續紀一又萬葉一に、日並知皇子尊とあるを、續紀四には、日並知皇子と書れたるにて、皇太子をもミコノミコトと訓べきこととえるし、(萬葉三の哥に、安積皇子を、御子乃命とよめるは、皇太子には坐ざれども、聖武天皇のたゞ一柱の彦御子に坐せは、皇太子に准へて申せるなり、哥の詞も其趣なり)○御名代上に出○刑部は、忍城部なり、於佐加辨と訓、和名抄に、伊勢國三重郡、遠江國引佐郡、備中國賀夜郡英賀郡などに刑部と云郷名ありて、皆於佐加倍とあり、(因幡國高草郡にも同じ郷名ありて、於無左加倍とあり)さて此は大后の御郷大和國城上郡の忍坂なるを、刑部としも書故は、其郷なる忍坂部の人等の刑部の職に仕奉しことのありしより、やがて其職名の字を書ならへるなり、(されど於佐加辨と云名は、忍坂部にて刑部職には

事をするを云、(陀智は、役などの陀智にて、凡て其事に趣くを、某に立とも某立とも云こと昔も今も多し、さて探湯は、訶を清、陀を濁る言なるを、訶を濁り陀を清て讀は非なり、)書紀應神卷に、九年云々天皇則推問武内宿禰與甘美内宿禰於是二人各堅執而爭之是非難決天皇勅之令請神祇探湯是以武内宿禰與甘美内宿禰共出于磯城川濱爲探湯武内宿禰勝之、繼體卷に日本人與任那人頻以兒息諍訟難決元無能判毛野臣樂置誓湯曰實者不爛虛者必爛是以投湯爛死者衆など見ゆ、(湯を探て誓ふ事から書にも見えたり、)垂仁卷に中臣連祖探湯主と云人名も見ゆ、(日本紀竟宴集に、此天皇を甘樫乃丘乃久可太知支與介禮波爾己禮留多見毛可波禰數末之幾、また、萬賀布宇智遠久可倍溫須惠傳和玖能美箇王多濃當摩讃部安羅波禮仁計驪、かの武内宿禰を川久之弊天久可多知世之爾支與支見波武與乃須兎良爾都か弊支爾けり、)瓮は、其探湯立の湯を沸す釜なり、(閇と云は此類の器の惣名にて、加那閇は金瓮なり、鍋は、魚菜を煮る瓮なり、其外某瓮と云名多し、)さてかく其瓮を居たることばかりを云て探湯せし事をば畧きて云ざるは、古文のさまなり、(大祓詞に天津金木を打切と云て、其を置座に造ることをば云ずて、直に置座に置足はしと云るなど、同じ格なり、)○八十友緒のことは、上卷に五伴緒とあるところ(傳十五)にいへり、萬葉十八(二十三丁)に、夜蘇等母能乎とあり、崇神紀に、八十諸部とあるをも如此訓べし、(ヤソモロトモノヲと訓るは古言にあらず、)○定賜は、眞僞を糺し決め賜ふなり、姓氏錄序に、允恭御宇萬姓粉紜時下詔旨盟神探湯實者全冐虛者害自茲厥後涇渭別流とあり、書紀云四年詔曰云々、上下相爭

(其本を推究めて思へば、天下の人等の氏姓を悉に朝廷より賜ふべきには非れば、初はおのづからに定まりたる多かるべけれど、既に定まりたる上にては、私には漫にせず、皆朝廷よりぞ治賜へる。)いさゝかも私にすること能はず、古へは是を甚重くして嚴なりしこと、世々の史に見えたるが如し、然はあれども猶おのづから紛ひても忤ひ又僞る者もありしなり、○味白檮は、中卷玉垣宮段に見ゆ、(傳廿五曙立王條)味は宇麻とも訓べけれど多く甘字を書き書紀などにも阿麻と訓れば今も其に依つ、○言八十禍津日前は、尋常の地名とは聞えず、故思ふにこは此度の探湯の事に依て殊に負給へる名なるべし、されば即味白檮前のことなり、八十禍津日のことは、上卷禍津日神のところに云るがごとし、(傳六)氏姓の忤過つは、世の禍事なるを糺し賜ふ地なるよしにて、如是は負せ賜へるにや、(甘樫坐神社四座も若くは此探湯立に依て齋祭賜ふ神には非るか、若然もあらば、其四座は、八十禍津日、大禍津日、神直毘、大直毘の四柱神などにや坐らむ、此はたゞこゝろみに云のみなり、)言は、氏姓を忤へ僞り云言歟、(師は、古文の言なるべし、と云れつれど心得ぬ説なり、)萬葉十四(十九丁)に、宇都世美能夜蘇許登乃敝波思氣久等母安良蘇比可禰弖安乎許登奈須那、(許登乃敝は、稲掛、大平云言那比なるべし、音を音なひといふに同じ、)此と下上の異あれど、八十と續きたるさま同じ、前は崎なり、(師は、久麻と訓て檜隈と云地是なるべし、と云れたる檜隈も同きあたりの地なれば其説もさることなれども、書紀に⿰石甲と作れたればなほ崎なり、記中の例、崎にもみな前字を書たり、)

○玖訶瓮、玖訶は、書紀に、盟神探湯此云區訶陀智とある如く、熱湯中に手を漬探りて、神に盟ふ

故に、此間の宇遲加婆禰の事此字につきていよ〳〵まぎらはしく思ふなり、かの國にて、姓と氏とは別なるが如くなれども、常に通はして一にもいへり、姓某氏と云るにて知べし、然れども用ひざまは同じからず、姓某氏とは常にいへども氏某姓とは云ること無きにて知べし、さて源藤原の類は、姓と云ても氏と云ても宜しく、凡て宇遲加婆禰と云に、氏姓と書くも當れることなれども、加婆禰と云中に、姓字の當らぬ處ある故は、いかにと云に、朝臣宿禰の類は、漢國には無き物なれば、是に當る字は無きなり、姓字は、源藤原などを云時の、加婆禰には當れども、朝臣宿禰の類を云時の、加婆禰には當らざるを強て漢文に讀むとする時は、止事を得ず、此字を用ひて、書紀などに賜姓曰朝臣など書れたるから紛れて、朝臣宿禰の類を姓、藤原大伴の類を氏と心得たる人もあれど非なり、若然云ときは源も平も藤原も共に、朝臣なれば、皆同姓と爲むか、されば朝臣宿禰の類を、姓と心得ては、源藤原の類と混ひて分別なし、故後世の書どもには、朝臣宿禰の類には尸と書て分つなり、此はなゞ借字なれば、姓字を書むよりは紛れなくて勝れり、然れども正しき漢文には、尸字などは書くべくもあらざれば姑く姓と書むも難なし、讀人の心にわきまへて字に惑ふまじきなり、凡て萬の言漢字によりて意を誤ることは常なる中に、此加婆禰の事は、殊に字に依て人の思ひ惑ふことなり、ゆめ〳〵姓字には拘はるべからず、此字を忘れて思ふべきなり、）書紀推古巻に、令誅氏姓之本、續紀廿九詔に、丈部姉女乎波內都奴止爲弖冠位擧給比根可婆禰改給比治賜伎、（云々）一等降弖其等我根可婆禰替弖遠流罪爾治賜布、（根も尊みたる稱なり、）○忤過は、凡て氏姓は朝廷より賜ふ物にして

なり。〕云々、先祖乃名乎興繼比呂米武止不念阿流方不在、これらを以て氏々の職をも姓をも名と云ることを知べし、續紀十七の詔に、進弖波挂畏天皇大御名乎受賜利退弖波婆々大御祖乃御名乎蒙弖之食國天下乎婆撫賜惠賜夫云々男能未父名負弖女波伊婆禮奴物爾阿禮夜立雙仕奉自理在止云々、こは天津日嗣所知看御職業を天皇大御名〔又婆々は母にて、〕後宮の御政を御母の御名と詔へり、〔次に父名負弖とあるも、父の職業を承繼を云り、〕○氏姓ば宇遲加婆禰と訓、宇遲と云物は常に人の心得たるが如し、〔源平藤原などの類是なり、〕加婆禰と云は、宇遲を尊みたる號にして即宇遲をも云り、〔源平藤原の類は、氏なるを其をも、加婆禰とも云なり、〕宇遲ももと賛て負たる物なればなり、〔是はた言は賛たる言に非るも、負たる意はほめたるものなり、〕又朝臣宿禰など、宇遲の下に著て呼ふ物をも云り、此は固賛尊みたる號なり、又宇遲と朝臣宿禰の類とを連ねても加婆禰と云り、〔藤原ノ朝臣大伴ノ宿禰などの如し、〕されば宇遲と云は、源平藤原の類に局り、〔朝臣宿禰の類を宇遲と云ることはなし、〕加婆禰と云は、宇遲にも朝臣宿禰の類にも、連て呼ふにも亘る號なり、宇遲と加婆禰との差別大かた如此し、さて宇遲加婆禰と連ねて云には、宇遲〔源平藤原の類〕と加婆禰〔朝臣宿禰の類〕とを分て並べて云るもあり、又たゞ何となく重ねて云るもあり、此の氏姓何れに見ても違はず、〔さて宇遲に、氏ノ字を書くはよく當れり、加婆禰に姓ノ字は、當る處と當らぬ處とあり、然るを世人宇遲加婆禰の義をひたすら此ノ氏ノ姓ノ字に因て分別むとする故にいとまぎらはしきが如し、故今これを委曲に辨へ云む、まづ漢國にて、姓と氏との事まぎらはしきが如くなる

うつりなり、後のならひを以て古を疑ふことなかれ。」さて古は氏々の職業各定まりて、世々相繼て仕奉りつれば、其職即其家の名なる故に、(氏々の職業は、もと、其先祖の德功に因てうけたまはり仕奉るなれば、是も賛たる方にて名なり。)即其職業を指ても名と云り、さて其は其家に世々に傳はる故に其名即又姓の如し、されば名々と云は職々にて即此も氏々と云にひとしきなり、書紀孝德卷に詔曰云々始王之名々臣連伴造國造分其品部別彼名々復以其民品部交雜使居國縣遂使父子易姓兄弟異宗夫婦更互殊名云々、また詔曰云々、天皇名々或別爲臣連之氏、或別爲造等之色云々各守名々、(これに品部とあるは、某部某部と云類なり、始王之名々天皇名々とあるは、御名代を云るにて、其御名ども臣下の姓となり、或はかの某部々々の類の號となるを云なり、さて此に名々とあるは、天皇又皇子の御名とものことなるを、御名代なる部々家々に相傳へたるは其名即姓なり、故夫婦殊名とあるは、姓を異にすと云むが如し。)續紀九詔に其負而可仕奉姓名賜、十八に、遂絶骨名之緒、永爲無源之氏、(これらの名も即姓を云り。)萬葉十八(二十一丁)に大夫乃伎欲吉彼名乎伊爾之敝欲伊麻乃乎追通爾奈我佐敝流云々祖名不絶云々、又(二十三丁)毛能乃敷能夜蘇等母能乎毛於能我於敝流於能我名々負大王乃麻氣能麻久々々云々、可久之許曾都可倍麻都良米、(この名々負を今本に、名負名負と誤れり。)廿(五十一丁)に都加倍久流於夜能都加佐等許等太弖々佐豆氣多麻敝流云々、安多良之伎吉用伎曾乃名曾云々、於夜乃名多都奈、(これら皆先祖より承嗣來たる家の職業を名と云り。)續紀廿五の詔に先祖乃大臣止之天仕奉之位名乎繼止念弖(位名は位と職と

求良醫於新羅。秋八月醫至自新羅。則令治天皇病。未經幾時病已差也。天皇歡之厚賞醫以歸于國。四十二年天皇崩新羅王聞天皇崩驚愁之貢上調船八十艘乃種々樂人八十云々、とあるは、傳の異なるなり、(何れか正しからむ、)

於是天皇。愁天下氏氏名名人等之氏姓忤過而。於味白檮之言八十禍津日前。居玖訶瓮而。玖訶二字以音定賜天下之八十友緒氏姓也。又爲木梨之輕太子御名代。定輕部。爲大后御名代。定刑部。爲大后之弟田井中比賣御名代。定河部也。

天皇、皇字舊印本又一本などには、王と作り今は眞福寺本、延佳本に依れり、○氏々、高津宮段に、氏々之女等、書紀崇峻卷に、氏々臣連、皇極卷又孝德卷に氏々人等、續紀廿にも氏々人等、廿五の詔に、諸氏々人等などあり、○名々、まづ名は(名と云言の本の意は、爲なり爲とは、爲りたるさま狀を云、其は常に爲人と云も爲りたる形狀を云事、又物の形を那理と云も同意にて名と云ももと其物のある狀なり、たとへば筆は文を書手なる由の名、硯は墨を摩る由の名なるが如し、萬の物の名皆然り、人の名も其ある狀に依て負たるものなり、)もと其人のある狀(行狀容貌由緣、其外くさ〳〵)を賛稱て負けたる物にて名を呼は尊みなり、(其名たとひ賛たる言には非るも負けたる意は賛たるものなり、故名を呼は尊みなり、然るに漢國にては人の名を呼を不敬とするは反の差なり、皇國にても後になりては、人の名を呼を不敬とするは漢の

て云は、二品親王など申す心ばへと聞ゆ、）さて此に波珍の珍を、鎭と作き、旱岐を漢紀と作るは、同音の字を通用る古の例にて、都を堵（萬葉）復命を服命（書紀）なども書るが如し、（もとより彼國にても、これらは假字にて、たゞ字音を用ひたるのみにて意なければ、波を破、旱を干なども作るをや、）武は名なり、（かの北史に、波珍干とあるに依らば此も波鎭漢は爵にて、名は紀武かとも思へど、神功紀に、波珍干岐と見え、天武紀に、波珍飡とあれば、波鎭は、波珍飡、漢紀は旱岐にて、名は武なり、）さて金は姓なるを爵の上に置るは彼國の古の云ざまなるべし、（御國にても、源二位、藤大納言なども云ことあり、天武紀に、波珍飡金智祥などあるは、漢國の云ざまなり、）○藥方は、久須理能美知と訓べし、（方は和邪とも訓べし、）書紀神代卷に、定其療病之方、（此方をば、サマとも訓れど然は訓べくもあらず、）さて知藥方とは、藥を用ひて病を治むる術を知れるを云なり、（醫を藥師と云も是なり、漢國の醫書どもに藥品を合せたるを藥方と云とは異なり、）書紀天智卷に、百濟の人どもの中に解藥と注したるあるに同じ、○帝皇、書紀仁德卷に、御宇帝皇、また帝皇之子、此卷に帝皇之裔、續紀卅に、天乃御門帝皇我御命以天などもあり、古に如此も書奉しなり、須賣良賀と訓べし、（かく云は古言なり例多し、之を賀と云は、不敬きがごと思ふは後世の心なり、）○治差を、袁佐米奉伎と訓べし、（差字は義を以て添たるなり、）何事にても善くなすを治むと云り、續紀四の詔に、御病欲治、卅六の詔に、病止弖、三代實錄廿六の詔に、皇帝御體爾勞苦給處有爾依弖云々即愈息萬利給比奈无止、（愈息はヲサマりとも訓むか、）廿九の詔に、御病平治賜比などあり、さて書紀には三年春正月遣使

罸干貴如相國次伊尺干次迎干次破彌干次大阿尺干云々と云り、北史に、干と云るを、東國通鑑には、皆飡と云るは音にて異れるなるべし、天武紀にも飡とあり、さて北史に破彌干とある彌字は、珍を誤れるものなり、さて私記に、波珍を正三位に當ると云るは、一階違へるが、第四等なれば、從二位に當ると云べきにや、但し正一位をば除きての當か、)書紀天武卷に、新羅遣波彌飡金智祥大阿飡金健勳請政仍進調とある彌字は、珍を誤れるなり、(北史には、彌とあれど、神功紀にも、波珍、此記にも波鎭、東國通鑑にも波珍とあればなり、)漢紀は、彼國の王族の號なり、書紀、私紀曰、師說云々干岐號也、(此次に弘仁私記曰、冠名とあるは、波珍の註なるべし、波珍干岐とつゞきたる處の註なればなり、若干岐の註ならば誤なり、干岐は、冠位には非ず、又南史、新羅傳に其官名有子賁旱支壹旱支齊旱支謁旱支壹吉支奇貝旱支と云る、支字はシの音なれども必旱岐と聞えたり、皇國にても支字キの假字に用ふ、韓國にならへるにや、さて此旱支どもを官名と云るも傳聞る誤なるべし、又壹吉支は、支の上に旱字を落せるなるべし、)まづ書紀神功卷に卓淳王末錦旱岐(卓淳は國名なり、)加羅國王己本旱岐、繼體卷に、任那王己能末多旱岐、にれらは王を旱岐と云り、崇神卷に、意富加羅國王之子、都怒我阿羅斯等が亦名、于斯岐阿利叱智干岐、繼體卷に、新羅改遣其上臣伊叱夫禮智干岐、欽明卷に、任那諸國旱岐等、また安羅加羅卓淳旱岐等、また新羅下旱岐、(なほ旱岐と云ること多く見ゆ、)これらは其國々の王の族なるべし、されば韓の諸國にて王をも其族をも通はして、旱岐と云るなり、(これ皇國にて天皇を始奉て諸王までに亘りて意富伎美と申すと同じこゝろばへなるべし、波珍旱岐と連ね

其是之縁也、仁徳卷に、十七年云々於是新羅人懼之乃貢獻調絹一千四百六十疋及種々雜物幷八十艘、此御卷にも云云、(これらに依らば、此に八十一艘とある一字は衍か、又は實は八十一艘なりけむを、書紀には何れも一字を畧きて記されたるか。) ○大使、(師はツカヒザチと訓れたれど、なほ字のまゝに訓べし、書紀にも然訓り。) 書紀欽明卷に、詔于百濟曰云々宜以馬武爲大使遣朝而已、また高麗使云々大使云々、敏達卷に、高麗大使謂副使等曰云々、舒明卷に高麗大使宴子拔小使若德百濟大使恩率素子小使德率武德共朝貢、皇極卷に、大使翹岐など此後の卷々にも見ゆ、(皇朝より蕃國に遣すにも、大使小使ありしこと欽明紀齊明紀天武紀などに見ゆ、孝德紀には、押使大使副使判官あり。) ○金波鎭漢紀武、金は姓なり、新羅王の姓金なれば(唐書の新羅傳に、王姓金と云り、朝鮮の東國通鑑と云書に、新羅脫解王九年春三月新羅王得小兒閼智養以爲子王夜聞金城西始林間有鷄聲遲明遣瓠公視之有金色小櫝掛樹梢白鷄鳴於下瓠公還告王使人取櫝開之有小男兒在其中姿貌奇偉王喜謂左右曰此豈非天祚我以胤乎名閼智閼智鄉言小兒之稱以其出于金櫝姓金氏有鷄怪改始林名鷄林因以爲國號と云り。) 其族なるべし、書紀に彼國人に此氏なる多く見えたり、(但古くは見えず、孝德卷より見ゆ。) 波鎭は、彼國の爵なり、書紀神功卷に、新羅王波沙寐錦即以微叱己知波珍干岐爲質、(波珍と、波鎭と同じ。) 釋に波珍干岐私記曰師說新羅爵級也當此國正三位、(これは波珍の註なり、干岐の註は次に干岐號也と云ればなり。) 東國通鑑に、新羅設官有十七等一曰伊伐飡二曰伊尺飡三曰匝飡四曰波珍飡五曰大阿飡皆授眞骨々々王族也云々、(北史新羅傳にも其官有十七等一曰伊

り記せる詞なり、）○始而、この言の例、中卷神功皇后の段に、金銀爲本云々とあるところに云り、（傳卅）○諸卿等は、麻閇都岐美多知と訓べし、書紀景行卷の哥に、魔幣菟者彌（其端詞に百寮云々とあるを指てよめり、）とあり、前つ公の意にて、天皇の御前に候ふ公等といへことなり、書紀に、侍臣群卿群僚群臣卿大夫公卿大夫卿等大夫將相など皆、マチギミとも、マチギムダチとも訓り、（凡てまちぎみまうちぎみなど云は、まへつぎみを音便に訛れるなり、又凡てきんだちと云も、きみたちの、音便にくづれたるなり、凡て書紀の訓には後の音便言多し、）○奏は、天津日嗣所知看べき由を請申し給ふなり、○乃は、曾と訓べし、凡てかゝる處に曾と云辭は甚重くして、乃字に當れり、書紀云元年冬十有二月妃忍坂大中姫命苦群臣之憂吟而親執洗手水進于皇子前仍啓之曰大王辭而不即位位空之既經年月群臣百寮愁之不知所爲願大王從群望强即帝位然皇子不欲聽而背居不言於是大中姫命惶之不知退而侍之經四五剋當于此時季冬之節風亦烈寒大中姫所捧鋺水溢而腕凝不堪寒以將死皇子顧之驚則扶起謂之曰云々何遂謝耶爰大中姫命仰歡則謂群卿曰皇子將聽群臣之請今當上天皇璽於是群臣大喜即日捧天皇之璽符再拜上焉皇子曰云々乃即帝位、○此時は、初て御位に即給へる時を指て云か、又たゞ廣く此御世を云るにも有べし、○新良は、新羅にて、中卷に出、（傳卅息長帶日賣命段下）○國主も彼處に見ゆ、（傳同處）○御調のこと、中卷水垣宮段にくはしく云り、（傳廿三）○八十一艘、書紀神功卷に、爰新羅王波沙寐錦即以微叱己知波珍干岐爲質仍齎金銀彩色及綾羅縑絹載于八十艘船令從官軍是以新羅王常以八十船之調貢于日本國

知藥方。故治差帝皇之御病。

天津日繼上卷に出(傳十四大國主神國避下)○爲將所知之時は、所知めすべかりける時と云むが如し、(所知看むと所念たるには非ず、)○天皇辭、此天皇字讀べからず煩はし、○一長病(一字讀べからず、此は漢文ざまに添たる字にて、記中に、一横刀一賤夫一高樹などもある一字の例なり、眞福寺本には、此の一字は無し、)は、宇知波閇多流夜麻比と訓べし、(長字は、久也とも、常也とも注したる意なり、故師は、トコシヘナルと訓れたり、されど然は訓まじくおぼゆ、)長く久しく引延て何時となく恒なる意なり、古今集に貫之、屏風の繪なる花をよめる、咲初し時より後はうちはへて世は春なれや色の常なる、(萬葉十三に、打延而思之小野者、こは異意と聞ゆ、)書紀に、及壯篤疾容止不便と見え、此辭賜ふ御言に離篤疾不能歩行云々、(容止不便とあるは、この不能歩行を云なるべし、其は篤疾を治賜はむとて峻き療を之賜へるに因て、不能歩行なりぬるにや、密破身治病とあればなり、又不能歩行も篤疾のしわざか、)さて此辭賜へる御事は書紀に、瑞齒別天皇崩、爰群卿議之曰方今大鷦鷯天皇之子雄朝津間稚子宿禰皇子與大草香皇子然雄朝津間稚子宿禰皇子長之仁孝即選吉日跪上天皇之璽雄朝津間稚子宿禰皇子謝曰我不天久離篤疾不能歩行且我既欲除病獨非奏言而密破身治病猶勿差由是先皇責之曰汝患病縱破身不孝孰甚於茲矣其長生之遂不得繼業亦我兄二天皇愚我而輕之群卿共所知云々寡人弗敢當群臣再拜言夫帝位不可以久曠云々猶辭而不聽於是群臣皆固請曰云々願大王聽之、○大后は、忍坂之大中津比賣命なり、(是時は未大后とは申さねども後よ

り、何れか正しからむ、）〇註に御名云々、書紀に、彼弟姫の事を、容姿絶妙無比其艶色徹衣而晃之是以時人號曰衣通郎姫也とあり、〇八瓜之白日子王、八瓜は大和國高市郡の地の名にて、中巻、伊邪河宮の段、八瓜入日子王のところにいへり、（傳廿二）白とはいかなる所由の御名にか、（若くは、御兄の黒日子は色黑く坐し、此王は白く坐りしにもやあらむ、神名式能登國能登郡白比古神社あり、されど其は此に由あることには非ず、彼郡には、某比古某比咩と云社多し、）此王の御事も下に見ゆ、〇大長谷命、長谷に居住坐しなるべし、御宇せりし大宮も即其處なりき、〇橘大郎女、橘は地名にて、大和國高市郡也、（今も橘村とてあり、橘寺も此處なり、）萬葉二（二十九丁）に橘之嶋宮とよめるも此地なるべし、（さて此御名を書紀に、但馬橘とある、但馬は、すなはち橘なるを、誤りて重なりたるなり、）〇酒見郎女、これも地名か、（和名抄に、播磨國賀茂郡酒見郷、神名式に、尾張國中嶋郡酒見神社などあり、）〇註に、九柱、延佳本には此二字なし、〇等字諸本に無し、今は眞福寺本延佳本に依れり、書紀云皇后生木梨輕皇子名形大娘皇女、境黒彦皇子、穴穗天皇、輕大娘皇女、八釣白彦皇子、大泊瀨稚武天皇、但馬橘大娘皇女、酒見皇女、

天皇初爲將所知天津日繼之時。天皇辭而詔之。我者有一長病。不得所知日繼。然大后始而。諸卿等因堅奏而乃。治天下。此時新良國主。貢進御調八十一艘。爾御調之大使。名云金波鎭漢紀武。此人深

立二忍坂大中姫一爲二皇后一〇木梨之輕王、木梨も地名か、はた梨の一種にて其を負給へる御名か、(神名式に、播磨國賀茂郡、木梨神社あり、) 輕は、大和國高市郡の地名にて上に出、さて此王の御事下に見ゆ、〇長田大郎女、長田地名なるべし、(和名抄に、攝津國八田部郡、伊賀國伊賀郡、伊勢國飯野郡、遠江國長上郡などに長田郷あり、阿波國に名方郡あり、神名式に、近江國高嶋郡、美作國大庭郡などに、長田神社あり、なほ有べし、) 此は、履中天皇の御子なるが紛誤りたる傳なり、其由は穴穗宮段に云べし、(傳四十のはじめ) 〇境之黑日子王、境は地名なるべし、(書紀雄畧卷に、此王の燔死され給ふ處に、坂合部連贄宿禰抱二皇子屍一而見二燔死一とあるを見れば、此人は若くは、御乳母方の人か、然らば境は、御乳母の姓かとも思はるれど、なほ然にはあらじ、) 黑とは、いかなる所由を以負給へる御名にか詳ならず、此御子の御事下に見ゆ、〇穴穗命、御名地名なり、此地の事此命の御段に云べし、〇輕大郎女、輕は御兄王の御名の輕と同し、此女王の御事下に見ゆ、〇衣通郎女、この御名、曾登富志と訓べし、その由は、明宮段のすゑ琴節郎女の下にいへり、(傳卅四) さて此御名を、書紀に、皇后 (大中津比賣命) の御妹弟姫の、亦名とせるは、傳の異なるなり、此は何れ正しからむ、甚紛らはし、(其故は、此記にも彼琴節郎女は、正しく書紀の弟姫と聞えたるに、琴節と云名、衣通と通へば、衣通郎女と申すは、書紀の說の如くなりけむを、此記に、此輕大郎女の亦名とあるは紛れたる傳か、はた衣通郎女は、此記の如く輕大郎女にて、かの琴節は、別義の御名なるを、書紀の傳は、其言の似たるから、紛れて、弟姫の亦名とせるものか、彼弟姫も、皇后の御妹、此輕大郎女も、皇后の御子なれば、御姨と、御姪との間まぎれつるな

古事記傳三十九之卷

本居宣長謹撰

遠飛鳥宮卷

男淺津間若子宿禰命。坐遠飛鳥宮。治天下也。此天皇。娶意富本杼王之妹。忍坂之大中津比賣命。生御子。木梨之輕王。次長田大郎女。次境之黑日子王。次穴穗命。次輕大郎女。亦名衣通郎女。御名所以負衣通王者。其身之光。自衣通出也。次八瓜之白日子王。次大長谷命。次橘大郎女。次酒見郎女九柱凡天皇之御子等。九柱。男王五。女王四。此九王之中。穴穗命者。治天下也。次大長谷命。治天下也。

眞福寺本には初に弟とあり、又御名の命字同本には、王とあり、○此天皇後の漢樣の御諡允恭天皇と申す、○遠飛鳥の事は、若櫻宮段に云り、(傳卅八近飛鳥の條) ○此天皇の、此字諸本に無し、今は眞福寺本に依れり、(中卷より是まで皆此には、此字あり、次々には有もあり、無きもあり、有は、古言のまゝなり、無きは漢文樣なり、餘處なるも同じ、) ○意富本杼王、忍坂之中津比賣命、共に中卷明宮段すゑに出、(傳卅四品陀天皇御子條下) 書紀云、二年春二月丙申朔己酉

古事記傳三十八之卷終

天皇辭て未御位に即賜はざりしほどに、五年は經たりけむ故に、此御葬は遲くなれるにやあらむ、然るを、允恭天皇の御位に即賜へるを、此天皇の崩坐し明年とせるは、傳のまぎれにやあらむ、若明年ならむには、既經年月とまでは申給ふまじくや、）諸陵式に、百舌鳥耳原北陵、丹比柴籬宮御宇反正天皇、在和泉國大鳥郡、兆域東西三町、南北二町、陵戸五烟とあり、和泉志に、在大山陵北、屬中筋村、今稱楯井原陵、陵畔有墓、曰鈴冢と云り、（此御陵、里人は、田出井山と云り、）

爲皇夫人、生香火姬皇女、圓皇女、（大宅臣は、丸邇臣と同祖の氏なれば、一なるべし）○財王、書紀に、皇女とあり、（此記には、皇子皇女共にたゞ王と記せる例なれば、男女の間知がたし、但此天皇の皇女たち、他はみな郎女とあるに、此御子のみ王とあるは、いかならむ）中巻高穴穂宮段に、弟財郎女といふあり、御名義、またおなじ御名の御子たちなど、彼處にいへり、（傳廿九）○多訶辨郎女、御女は地名か、（神名式に、大膳職坐高倍神社と云あり）又鳥名か、（萬葉三、又十一に、此鳥名見ゆ、和名抄に、爾雅集註云、鶅一名沈鳧、貌似鴨而小、背上有文者也、漢語抄云、多加閉）書紀には、皇子とあり、傳の異なるなり、書紀云、又納夫人弟弟媛、生財皇女與高部皇子、

天皇之御年陸拾歲。御陵在毛受野也

天皇之、眞福寺本には、之字無し、○陸拾歲、書紀には、六年春正月甲申朔丙午、天皇崩于正寢とありて、御年は記されず、○舊印本眞福寺本又一本などには、此間に、丁丑年七月崩と云六字あり、（日の無きは、傳はらざりしにや）丁丑年は、書紀にては仁徳天皇六十五年、又允恭天皇廿六年にあたれり、（但し此記に、履中天皇、壬申年崩とあるに依ときは、丁丑は、此天皇の五年に當れり）○毛受野、書紀允恭卷云、五年秋七月、地震、先是命葛城襲津彥之孫玉田宿禰、主瑞齒別天皇之殯、則當地震夕云々、冬十有一月甲戌朔甲申、葬瑞齒別天皇于耳原陵、（そも〳〵此御葬の、かく數年を經てありしは、いかなる故にかありけむ、思ふに書紀に、允恭天皇御位に即たまふべきことを、群臣勸ば〳〵ねもころに請申しつれども、篤疾にて、不能步行とて、固く辭給ひしを又妃の請申賜ふ御言の中に、大王辭而不即位、位空之既經年月、とあるを思へば、實には允恭

玉の如くなるを云なるべし、貫とは、並びたるさまに因て云ならむ、(等齊ひたる形を以て云には非じか、古の玉には、細く長くして、管なるがあれば、此御齒の形、其に似たるめれど、さる玉は、竪にこそ貫れ、横には貫ることなければ、御齒の並びたる形には似ず、されば形の方は、たゞ大らかに譬へて、色のうるはしき方をむねと譬へたるなるべし、さて此三字は、漢文にも常にある言なれども、其を取れるには非じ、おのづから云べき譬なればなり、) 書紀には、生而齒如一骨、容姿美麗とのみあり、(如一骨は、等齊と云に合へり、) さて水齒別と申す御名は、如此御齒の美麗く坐るに因て、負賜へるなり、

天皇。娶丸邇之許碁登臣之女都怒郎女。生御子。甲斐郎女。次都夫良郎女。二柱 又娶同臣之女弟比賣。生御子。財王。次多訶辨郎女。幷四王也。

丸邇は、丸邇臣といふ姓にて、伊邪河宮段のはじめに出、(傳廿二) ○許碁登臣、名義未考得ず、書紀神代卷に、興台產靈 (此云許語等武須毘) と云神名もあり、姓氏錄 (布瑠宿禰條) に、天足彥國押人命七世孫、米餠搗大使主命之後也、男木事命とあるは、此人なるべし、(時代も、仁德天皇御世とあれば、合へり、) ○都怒郎女は、名意未考得ず、○甲斐郎女、御名義未考得ず、○都夫良郎女、御名義未考得ず、繼躰天皇の御子に、同御名あり、(書紀には、彼御母も、丸邇臣氏なり、) 穴穗宮段に、男に都夫良意富美と云人もあり、書紀云、元年秋八月、立大宅臣祖、木事之女津野媛、

には多氣と云、然らぬ物には那賀佐と云、字は同じけれど、皇國言は、差別あり、後世に、すべて多氣と云はたがへり、）○一寸、或書に、齒一寸八分、また一寸一分、なども云り、○二分は、布多伎陀と訓べし、分を伎陀と訓ゆゑは、書紀景行卷に、碩田と云國名見えて、此云於保岐陀、とあるは、和名抄に、豐後國大分（於保伊多）郡、とある地なり、（伎を伊と云は、後の音便なり、）是伎多に分字を用ひたり、寸分の分の意なるべし、（寸分の分を、伎陀と訓る例は、未見及ばざれども、必然るべくおぼゆ、さて寸も刻の意なるときは、分と同くして、別なきに似たれども、凡てかゝる類の名は、意は同じけれども、いさゝか言の異れるを以て、別ち云ことも、例あることなり、さて此の二分を、師はフタワキと訓れたれど、いとわろし、）さて御齒の廣さ二分ならむは、尋常と異なることも無きに、かく擧云るは、如何なる故ならむ、（若古への一尺、今の七寸ばかりならむには、二分は殊に尋常のよりも細かなるべし、）若くは此は却て細きを奇しとするにもあらむか、（長さ一寸なるに、廣さ二分ならむは、殊に細くして奇しかるべきなり、さて凡て物の長さを度るに、尋と云、束と云は、本よりの古言なり、丈尺寸分と云は、漢字につきて、設けたる訓なるべきか、されど慥には知がたし、さて其量は、古への一尺は、今世の七寸計やありけむ、此事未委くは得考へず、今の時の御定は、もはら、唐代のから國のさだめに依られたりと見ゆ、）○上下は、上御齒下御齒なり、○等齊は、比登斯玖登々能比弖と訓べし、俗に云揃ふなり、○既は、上にも云る如く盡くと云意にて、全くと云に通へり、此は全くの意に近く聞ゆ、（師は宛字などを誤れるかと云れしかど、然らず、かゝる處に、既と云こと、古言なり、）○如貫珠とは、色の白く美麗くして、

天皇の御世のころをや、然れば實に柴の御垣なるには非れども、かの水垣宮と云し類にて、柴垣と云は、上代にはみづ〳〵しく美きかたに、稱て云りし名なる故に、其意にて名けられたるにもあらむか、はた質素を示さむために、故に柴の御垣に構へられたるか、猶考ふべし、）書紀に、元年冬十月、都於河内丹比、是謂柴籬宮、（かく記されたれども、此天皇は、皇子にて坐しほどより、此多治比に居住給へりしこと、多治比水歯別命と申せしにて知べし、）さて此宮の事、帝王編年記に、丹比郡、今宮坂上路北、空地是也、と云るせり、河内志に、丹北郡柴籬宮、在松原荘植田村廣庭神祠東北、と云るは、據あるにや、（これ編年記に云る坐と合へりや、いかゞ、なほよく尋ぬべし、）○此天皇、眞福寺本に、此字なし、○御身之長、長は多氣と訓べし、高さと云ことなり、○九尺二寸半、尺を佐加と云は、此字音を取れるものか、はた本よりの古言か、（いかにまれ古き言なり、）寸を伎と云は、刻の意なり、萬葉に、玉刻春と、伎に刻字を書るも、（十三巻に、眞刻持ともあり、）其意にて、伎と云ぞ、伎陀、伎邪牟などの本語なる、さて二寸半は、二寸五分を云なれば、此半は、伊都伎陀と訓べし、（ナカラと訓ては違へり、）書紀孝徳巻に、二尺半を、フタサカアマリイツキと訓るに效ふべし、（二尺半は、二尺五寸なり、）さて御身之長九尺に餘り坐るは、あまりに過て異く聞ゆめれども、（若は九字は、六などの誤かとも思へど、）書紀に、倭建命を、身長一丈、仲哀天皇を、身長十尺、とあると合せて思へば、古の丈尺の量、今のとは異にて、然もありけむ、（若古の一尺は、今の七寸ばかりならば、九尺餘も一丈も、さることとなるべし、なほ次に云む、）○御歯、和名抄に、説文云、歯口中折骨者也、和名波、○長は、那賀佐と訓べし、（凡て立る物

凡てかゝる事のいとくはしきなり）書紀に、冬十月己酉朔壬子、葬百舌鳥耳原陵、諸陵式に、百舌鳥耳原南陵、磐余稚櫻宮御宇履中天皇、在和泉國大鳥郡、兆域東西五町、南北五町、陵戸五烟とあり、和泉志に、在大山陵南、上石津村陵畔有墓、有龜冢乳岡冢飲酒冢等號、と云り、（大山陵と云は、仁德天皇の御陵なること、彼御段に云るが如し、此御陵は、其南方に在て、上石津村の北方なり、

多治比宮卷

水齒別命、坐多治比之柴垣宮。治天下也。此天皇。御身之長九尺二寸半。御齒長一寸廣二分。上下等齊。既如貫珠。

眞福寺本に、初に弟とあり、（前天皇の御弟に坐よしなり）此事若櫻宮段に云るが如し、○此天皇、後の漢様の御謚、反正天皇と申す、○多治比、此地の事、若櫻宮段に、多遲比野とありし處に云り、（上阿知直下）○柴垣は、上卷に、靑柴垣とありて、訓柴云布斯、と注せるに依ば、此も然訓べけれど、甕栗宮段、哥に、夜幣能斯婆加岐、また美古能志婆加岐などあれば、なほ新婆と訓す、（常には加を濁れども、みな淸音の加字を用ひたれば、淸べし）神名帳（伊勢國鈴鹿郡）に、支婆加支神社と云も見ゆ、さて崇峻天皇の宮をも、倉椅柴垣宮と云、書紀欽明卷に、泊瀨柴籬宮と云も見えたり、抑柴の垣は、かりそめなる構なるを、かく彼此と宮名にしも故に負られたるは、如何なる由にか、（此御世のころに至ては、皇大宮の御垣の、實に柴なるべきに非ず、況て崇峻

は、云々登伊布加婆爾袁賜比伎と訓べし、續紀廿七詔に、物部淨之乃朝臣止云姓袁授末津流止勅とある、是其據なり、(何れも此に效ひて訓べし、)さて此氏は、日代宮段に、祖と見えたれど、此記の外には、書紀にも、姓氏錄などにも、見えたることなし、傳廿二(菟上王下)に云るが如し、然るに、此處に如此殊に擧たるは、(若櫻部などの如くに是も、)比賣陀と云由緣のありけむを、傳はらぬなるべし、之君の君字、諸本に、名と作るは、(上の若櫻部名の名に效ひて、)寫誤れるなり、今は延佳本に依れり、○伊波禮部は、大宮地の石村に依れる部なるべし、

天皇之御年陸拾肆歲。御陵在毛受也。

陸拾肆歲、書紀には、六年三月壬午朔丙申、天皇玉體不豫、水土不調、崩于稚櫻宮、(時年七十)とあり、(仁德天皇の三十一年に、立爲皇太子、時年十五とあるに依らば、七十五歲なるべきに、七十とあるは違へり、若七十と云によらば、彼三十一年は、八歲にあたれり、)○舊印本眞福寺本又一本などには、此間に、例の如く、壬申年正月三日崩、と云八字あり、(或は細注、或は大字にかけり、)壬申年は、書紀にては仁德天皇の六十年、又允恭天皇の二十一年にあたり、又月も日も合ざるは、各一の傳なるべし、(但し此記には、仁德天皇を丁卯年崩とあるに依るときは、壬申年は、此天皇の五年にあたるを、若仁德天皇の崩しゝ年を、元年として計ふれば、六年にあたれば、書紀に、六年とあるはあへり、)○毛受、(延佳本には、受下に、野字あるは、次なる御陵に效ひて、補へたるなるべし、されど今は諸本に無きに依れり、古へ此あたりの地のさま、彼は野と云べき地、此は然は云まじき地にて、異ありしも知りがたし、此記は、古への傳のまゝに書るものにて、

飛來浮于御盞、天皇異之、遣物部長眞膽連尋求、乃俘得掖上室山獻之、天皇歡之、賜余磯姓稚櫻部臣也、とあるは、書紀の文を取て記せり、然るに、此は若櫻部造條なるに、余磯に姓を賜へることのみを記して、長眞膽連に、若櫻部造の姓を賜へることを記さゞるは、ひがことなり、また若櫻部造、速日命十世孫、止知尼大連之後也、履中天皇御世、採櫻花獻之、仍改物部連、賜姓若櫻部造、ともあり、速日の上に、饒字落たるべし、大宮の號の若櫻の由縁も、此に見えたり、(若とは、櫻花のうるはしきを賛て云なり、清正集に、いつしかと植て見たれば若櫻、さかずて春のすぎぬべきかな、とよめるは、若木の櫻と聞えたり、此は其には非ず、)さて此時に、若櫻部と賜へる二氏の中に、臣の方は、姓氏錄(右京皇別)に、若櫻部朝臣、阿部朝臣同氏、大彥命孫、伊波我牟都加利命之後也、これなり、(牟都加利命は、膳臣の祖なり、膳臣の事、傳廿二にくはしく云り、)氏人は、天武紀に、稚櫻部臣五百瀨と云見ゆ、(百字を、十とも作る處あるは、誤なり、此人持統紀にも見ゆ、)同御世、十三年十一月、若櫻部臣、賜姓曰朝臣、續紀廿五に、若櫻部朝臣上麻呂、若櫻部朝臣伊毛など云人見えたり、さて此は、書紀にも、始めて余磯に賜へる處に、姓と云ずして號と云、此記にも、名を賜ふとあるは、(此記の名字を、師は君の誤とせられつれど、君はよりどころなし、)初賜へる時は、姓には非で號なりけむを、子孫相嗣て、遂に姓とはなれるなるべし、(さて此に、於若櫻部臣等と云るは、是より前にも、既に若櫻部臣と云し如く聞ゆめれど、然らず、凡て始を語るに、後の名を以て云は、常の例なり、)○比賣陀君等云々、(師云、こゝは比賣陀、某等、と人名なるべきに、君とあるは誤りか、と云れたるは非ず、於若櫻部臣等と同例なるをや、)賜姓謂云々

にも、周禮に、稟人倉人あり、されど其を取て此間にも云にはあらず、久良毘登と云は、いと古し、おのづから合るなり、○後世に、藏人と云ものは、日本紀畧に、弘仁元年三月、正四位下左中將巨勢朝臣野足、從四位下中務大輔藤原朝臣冬嗣、並爲藏人頭、大舍人大允淸原眞人夏野、右近將監朝野宿禰鹿取、並爲藏人、とある、是始なり、職原抄に、藏人所嵯峨天皇御宇、弘仁年中、初置之、模異朝侍中內侍等職歟、云云、なほ委し、此は天皇の大御前に近習る職にして、倉庫の事には預らざるに、藏人としも云は、古の藏部より出たる名なるべし、其は古內藏の出納などを仕奉る人は、おのづから大御前に近く親しく仕奉しから、其名によれるものなるべし、既に高津宮の御段に倉人女と云者見えて、大后に近習る者と聞えたり、倉人女の事は、傳卅六に云り、○粮地は、師の、多杼許呂と訓れたるに依べし、書紀淸寧卷に、又以田地與于漢彥、孝德卷に、給與田地、また、田莊などあると、同じさまに聞ゆればなり、(又師、カキべとも訓れたれど、そは顯宗卷に、民地、又卷々に、部曲とあるを、ウヂヤツコとも、カキノタミとも訓れば、加伎とは、其領る民を云稱と聞えたれば、此には叶はず、) ○於若櫻部臣等云々、書紀に、三年冬十一月、天皇泛兩枝船于磐余市磯池、與皇妃各分乘而遊宴、膳臣余磯獻酒、時櫻花落于御盞、天皇異之、即召物部長眞膽連、詔之曰、是花也、非時而來、其何處之花矣、汝自可求、於是長眞膽連獨尋花、獲于掖上室山而獻之、天皇歡其希有、即爲宮名、故謂磐余稚櫻宮、其此之緣也、是日改長眞膽連之本姓、曰稚櫻部造、又號膳臣余磯、曰稚櫻部臣、(姓氏錄に若櫻部造、饒速日命三世孫出雲色男命之後四世孫、物部長眞膽連、初去來穗別天皇諡履中、泛兩枝船於磐余市磯池、與皇妃分駕遊宴、是時膳臣余磯獻酒、櫻花

藏大藏主鎰、藏部之緣也とあり、（東西文氏は、東は倭文直にて、阿知直の末、西は河內文首にて、王仁の末なり、この二氏のこと、傳卅三和邇吉師下に委云り、漢氏は、阿知直の末の氏々を、廣く云るにて、漢直なり、倭文直も、漢直の一流なり、漢直事、傳卅三に委云り、考合すべし、）姓氏錄に、（攝津諸蕃）藏人、阿智王之後也、（阿智王は、即阿智直なり、）又（右京諸蕃漢）內藏宿禰、都賀直四世孫、東人直之後也、（都賀直は、阿知直の子なり、）と見ゆ、大藏氏は、姓氏錄に、は見えざれども、續紀續後紀に見えて、同く阿知直の後なり、（傳卅三に引たる文の如し、）か、れば、阿知直より初めて、子孫に至るまで、藏官に任れしなり、さて大藏の事は、書紀淸寧卷に、云々星川皇子云々、遂取大藏官、鏁閉外門、戒備乎難、權勢自由、費用官物、云々、欽明卷に、寵愛秦大津父者、云々、拜大藏省、また、以大藏掾、爲秦伴造、天智卷に、八年十二月、災大藏、十年十一月、災近江宮、御大藏省第三倉出、持統卷に、難波大藏など見えたり、職員令に、大藏省、卿一人掌出納諸國調及錢金銀珠玉銅鐵骨角齒羽毛漆帳幕權衡度量賣買估價諸方貢獻雜物事、大輔一人、少輔一人、大丞一人、少丞二人、大錄一人、少錄二人、史生六人、大主鎰二人、少主鎰二人、藏部六十人、價長四人云々、內藏寮、頭一人、掌金銀珠玉寶器錦綾綵氈褥諸蕃貢獻奇偉之物、年料供進御服、及別勅用物事、助一人、允一人、大屬一人、少屬一人、大主鎰二人、掌主當出納、少主鎰二人、藏部四十人、云々、（なほ延喜大藏省式內藏寮式に見えたり、和名抄に、大藏省、於保久良乃都加佐、內藏寮、宇知乃久良乃豆加佐とあり、內藏を、後世に、たゞ久良とのみ云は、大藏に對へて、此をばたゞ藏とのみ云ならへるなり、物語書などにも、くらづかさと云るは、內藏寮のことなり、さて藏部と云ものは、漢國

子陰喚刺領巾而誂之曰、爲我殺皇子、吾必敦報汝、乃脱錦衣褌與之、刺領巾恃其誂言、獨執矛以伺仲皇子入廁而刺殺、即粽于瑞齒別皇子、於是木菟宿禰啓於瑞齒別皇子曰、刺領巾爲人殺己君、其爲我雖有大切、於己君無慈之甚矣、豈得生乎、乃殺刺領巾、即日向倭也、夜半臻於石上而復命、於是喚弟王以敦寵、仍賜村合屯倉、

天皇於是以阿知直。始任藏官。亦給粮地。亦此御世於若櫻部臣等。賜若櫻部名。又比賣陀君等。賜姓謂比賣陀之君也。亦定伊波禮部也。

天皇於是は、此御世にとあるべき所なるに、其をば下に云て、此處には如此云るは、阿知直を賞賜ふは、初に御難を救奉れりし功を賞賜へるにて、其功は大御身の御於につきたる事なる故に、殊に天皇とは記せるにやあらむ、○任藏官、書紀にはたゞ、六年春正月、始建藏職、因定藏部、とありて、阿知直を此官に任し事は見えず、古語拾遺に、(神武天皇段に、當此之時、帝與神其際未遠、同殿共牀、以此爲常、故神物官物亦未分別、宮內立藏號齋藏、令齋部氏永任其職、) 至於後磐余稚櫻朝、三韓貢獻、奕世無絶、齋藏之傍、更建內藏、分收官物、仍令阿知使主與百濟博士王仁記其出納、始更定藏部、(此御世に王仁が在世りしは、疑はしきこと、傳卅三に云るが如し、) 至於長谷朝倉朝、秦氏云々、自此而後、諸國貢調、年々盈溢、更立大藏、令蘇我麻智宿禰、檢校三藏、(齋藏內藏大藏) 秦氏出納其物、東西文氏、勘錄其簿、是以漢氏賜姓、爲內藏大藏、令秦漢二氏、爲內

十五年改元曰朱鳥元年、仍名宮曰飛鳥淨御原宮、(此飛鳥は、トプトリノと訓べし、これをアスカと訓は非なり、其故は、朱鳥の祥瑞の出來たるをめで賜ひて、年號をも然改め賜ひ、大宮の號にも、其朱鳥を取て、飛鳥の云々とは名け賜へるなり、あすかと云むは、本よりの地名なれば、殊更に、仍名宮曰、など云べき由なきを思ふべし、)とありて、大宮の號を、飛鳥云々と云から、其地名にも冠らせて、飛鳥の明日香と云、終に其枕詞の字を、即地名にも用ひて書たる物にて、加須賀を春日と書例に同じ、(古き哥に、春日の、加須賀と云る、其は春日の霞むと云意のつゞけなるを、其枕詞の春日てふ字を、やがて地名に用ひたるなり、明日香を、飛鳥と書も、此例なり、)かくて河内の明日香も、此倭のに倣ひて、同く飛鳥とは書なり、○政既平訖、平訖は、許登牟氣袁閇弖と訓べし、中卷水垣宮段に、和平所遣之國政而覆奏、とありて、彼處に云り、(傳廿三)考へあはすべし、また倭建命段にも、所遣之政遂、應覆奏とあり、こゝは天皇の大命を奉りて、墨江中王を殺すを、政とはいふなり、○侍之、此言上卷傳十四(櫛八玉神條)に委云り、考ふべし、中卷玉垣宮段に、登岐士玖能迦玖能木實持參上侍ともあり、○相語は、加多良比賜伎と訓べし、○書紀云、於是瑞齒別皇子、知太子不在、尋之追詣、然太子疑弟王之心而不喚、時瑞齒別皇子令謁曰、僕無異心、唯愁太子不在而參赴耳、爰太子傳告弟王曰、我畏仲皇子之逆、獨避至於此、何且非疑汝耶、云々汝寔勿黑心、更返難波而殺仲皇子、然後乃見焉、瑞齒別皇子啓太子曰、云々冀見得忠直者、欲明臣之不欺太子、則副木菟宿禰而遣焉、爰瑞齒別皇子云々、則詣于難波、伺仲皇子之消息、仲皇子思太子已逃亡而無備、時有近習隼人、曰刺領巾、瑞齒別皇

越と云道にて、河内の飛鳥村を經て、大和へ越れば、此近飛鳥、すなはち今の飛鳥のあたりなるべし、)○留此間云々、かく詔へるは、遠飛鳥の地にての事なり、○祓禊は、波良比と訓べし、(又美曾岐とも訓べし、)こは石上神宮を拜賜はむとすればなるべし、又然らでも、人を斬賜ひて、穢れ賜へれば、おほかたにてもあるべきなり、○遠飛鳥は、大和國高市郡にて、神名帳に、飛鳥坐神社、飛鳥山口坐神社、飛鳥川上坐神社、などある地にて、允恭天皇の遠飛鳥宮、又顯宗天皇舒明天皇皇極天皇齊明天皇天武天皇などの都も、みなこの飛鳥にて、かくれなき地なり、なほ近飛鳥宮の段に、飛鳥川とある下にもいふべし、(傳四十三)さて名意は、二ともに、此に見えたるごとく、明日と詔へるに依れり、(たゞ明日と詔へるのみにて、地名に負むことは、少しいかゞなるが如くなれども、是はたゞ何となく詔へる御言のみに因れるには非ず、かの河內にても此處にても、直に其日に、幸すべきを、延て、明日になし賜へるが、兩處全同じ趣なるは、めづらしき事なればなり、)加は、ありか、すみかなどの加と同くて、處の意なるべし、さて此名は、二處共に、此水齒別命の御世になりて、故に名け賜へるなるべし、(此王此時はいまだ天皇に坐ざれば、たやすく地名を改め給ふべきにあらず、此はおのづから云出たる地名にもあらず己命の御世に至て、初時に、かく重き故由ある地なる故に、改名け給へるなるべし、)然れば、近遠とは、丹比之柴垣宮より、近き遠きを以て云るなり、(さきには、難波より上幸す道のついでにて、先近き方、さて遠き方を以て云りと思ひしは非ず、○顯宗天皇の都も、此遠飛鳥なるに、近飛鳥宮と云へるは、まぎらはし、其事は、彼御段に云べし、)さて此地名を、飛鳥と書由は、書紀天武卷に、

器類に、金鋺、日本靈異記云、其器皆鋺、俗云賀奈萬利、今按鋺字所出未詳、古語謂椀爲磨利、宜用金椀二字、（鋺字はまことに當らず、椀なり、然れども、古書どもに、皆椀と作り、凡て古には偏をかへて書る例多くあり、鞍を桉とかき、鉾を桙とかける類なり、あやしむべきにあらず、）○進は、須々牟流と訓べし、羞なり、○覆面は、飲時に傾くる故に、面を覆隱すなり、○置席下は、隼人を斬むために、豫て隱して設置給へるなり、（さて此時に、隱面大鋺を用ひ賜へるも、此大刀を取出し賜ふを、隼人が疾く見付て、速に逃遁むことを危ぶみ賜ひて、大刀を取出すを見せじとの設なり、）席は牟斯呂と訓べし、（書紀垂仁卷、顯宗卷、齊明卷などに、シ。キ。と訓たり、其も古言とは聞えたれど、）書紀仁德卷哥に、椰須武志呂とあり、和名抄に、筵和名無之呂、席訓上同、○頸は、（舊印本には頭とあり、）上卷にも、斬其字迦具土神之頸、（傳五のすゑ）穴穗宮の段にも、打斬天皇之頸、とあり、○明日、こゝは久流比とよむべし、其由は、上卷に、來日とあるところ（傳十）にいへり、（上にもある明日は、御言なる故に、阿須と訓るを、此は地詞なる故に、阿須とは訓ず、）○上幸は、倭になり、○其地とは、斬其隼人之頸、と云までの地を指て云るにて、大坂山口なり、（既に倭に上幸ての地にはあらず、）○近飛鳥、書紀に、自大坂向倭、至于飛鳥山、和名抄に、河內國安宿郡、安須加部、（此郡名は、飛鳥部造、氏人の居住るより負り、さてその飛鳥部と云氏は、此飛鳥に居住るより負るなれば、郡名も本は飛鳥なり、飛鳥郡造は、姓氏錄河內國諸蕃の中に見えたり、）神名帳、同郡に、飛鳥戶神社あり、今は古市郡に飛鳥村ありて、此社も其處にあり、（此あたり古は安宿郡の內なりけむ、さて大坂は、中卷傳廿五大坂戶下に云る如く、今世に穴蒸

は上に委云り、）褒稱にて、其にも自其位在しなり、書紀皇極卷に、擬大臣位、天智卷に、授大織冠、與大臣位、續紀廿五詔に、本乃大臣乃位仁仕奉之武流事乎、廿七詔に、右大臣藤原朝臣遠婆、左大臣乃位授賜比云々、吉備朝臣仁、右大臣之位授賜、卅一詔に、太政大臣之位爾上賜比など、官と位とは別にある世になりてすら、なほ古言のまゝに如此言り、（三代實錄卅三に、辱大將之位、なども見え、物語文などにも、官を某位と云ること多し、）○其山口は、上にいへるところにて、大坂の河內の方より上る口なり、○假宮、上に出、（傳廿五）○忽は、師の、爾波加爾と訓れたる宜し、○爲は、勢志弖と訓べし、爲賜てと云意の古言なり、萬葉十九（三十九丁）に、國看之勢志弖、（看之は、看にて、國見を爲賜てなり、）又（四十二丁）豐宴見爲今日者、（此見爲を、ミシセスと師のよまれたる宜し、今本の訓はあやまれり、）○百官は上に出、（傳卅三）此時水齒別命いまだ天皇にましまざるに、かく云は、吾爲天皇と欺き賜へる御所爲にて、大臣位を賜へると同じ、○令拜は、古の定まれる式なるべし、後に江家次第に、任太政大臣事、云々、新任大臣先到本家、公卿以下列於中門外、主人當南階東柱立、尊者入自中門外、立、再拜畢云々、また新任大臣大饗處に、群卿於中門外徘徊、主人降南階、當座下方立、尊者以下、入自中門、列立階前、再拜、訖云々などある、此にあたるべきか、（但しこれらは、大饗によりての拜か、）○飲同盞酒は、豐樂のをりになり、○隱面大鋺とは、傾けて、盛たる酒を飲時に、面の隱るばかり大なる鋺を云なり、鋺は、書紀神代卷に、玉鋺、大神宮儀式帳に、水眞利三百口、字鏡に、鋺加奈萬利、うつほ物語に、天人のよそほひしたる女、山中より出來て、銀のかなまりを持て、水を汲ありて、和名抄金

べし、(また麻許登袁多弖那婆とも訓べし、)全く初の契約の如くに行賜はゞなり、○惶其情は、(ソノコヽロコソカシコケレと訓べし、)曾婆訶里が思はむ心を恐み賜ふなりそは曾婆訶理が心に、我を大臣に爲賜へるは、蒙德きものから、我は己君を弑奉て、不義き者なるに、如此賞賜ふことは、實には然るべからざる御所爲なり、とや思ひなむ若然思はむには、さきに吾爲天皇、と詔ひしことなどを、天皇(履中)に奏さむことも測りがたし、さもあらむには、吾(水齒別命)ために忌々しき大事ぞと惶み所思すなり、故還と云り、(賞られながら惡く思ふことなる故に、却てなり、此還を、師はマタと訓れたり、語のためには、またと云方まさりたれども、意は然らず、)中卷日代宮段に、天皇惶其御子之建荒之情而、ともあり(こは惶情とある例なり、)○正身はかみにいづ、(傳二十八)こゝは曾婆訶理が身をいふなり、○滅は、殺とはあらで、滅としもあるは、意あるべきか、此人若生て世に存在むには、さきに吾爲天皇と詔ひしことをも實と思ひて、若天皇に泄し奏さむことの惶き故に、其身を亡なさむと所思看すなり、(そも〱此段の意をよく〱味ふに、曾婆訶理を殺し給ふことは、其不義を罰ひ給ふとには非ず、其心を惶みて、其口を滅し賜はむためなり、若然らざれば、惶其情とあるに叶はず、上に云々是不義と云るは、たゞ賞まじき理を云るにて、殺し賜はむとする所以を云るには非ず、思ひまがふべからず、)書紀とは、傳の趣異なるぞかし、○先は倭に到坐ぬさきに、先なり、○大臣位、大臣は、位には非るを、位と云は古言なり、(官と位と別れて後の心を以て思へば、いかゞなれども、其は後世心なり、)古は位は即官に在て、別には有らず、況や大臣は、古は官には非ず、(此由

爾登、○殺は、斯勢奉伎と訓べし、殺を斯勢と云こと、上に出つ、○大坂、山口は、上に見えたると同じ、○大功は、意富伎伊佐袁と訓べし、（かくさまの大は、後の言ならば、ユヽシキとも、イミシキとも訓べけれども、萬葉などに、かゝる意には、ゆゝしきと云る例なく、又いみじきと云言も見えざれば、オホキと訓つ、）中王を殺せし事なり、○既は、かゝる處に用ふこと、古への語なるべし、序に、巳因訓云々とあるは、盡く全くの意なり、（傳二にいへり、考へあはすべし、）こゝもその意にして、まぎれも無く全くてふ意なり、次なるも同じ、書紀繼躰卷に、全壞無色、などもあり、不義は、伎多那伎志和邪那理と訓べし、書紀神代卷に、黑心濁心惡心などを、キタナキ心と訓、續紀宣命の中に、逆惡邪などの字をも、然訓べき處多し、逆穢心などもあり、凡て上代には、義に違ひて、邪逆に惡きことをば、伎多那志と云り、○然は、此は、シカリトテと訓て、勢宜しけれども、登互と云辭、（鎭火祭祝詞に、一つあるのみにて、）古く萬葉などにも見えざれば、今はシカレドモと訓てあるなり、○不賽は、牟久伊受波と訓べし、（賽は報なり、）○可謂無信は、伊都波理勢斯爾那理奴倍志と訓べし、（大臣に作むと詔ひし言、僞になりなむと所思すなり、）そも〳〵此處の語、不義と云、無信と云るなど、言も意も漢めきたるは、此ころ既く漢籍の意のうつり初て、かつ〳〵如此さまの議論ひわざもありしなるべし、凡てかく物の理を細密に分て、彼をも此をも立て思ひ云は、上代の直き心には非ず、（既にもとより漢意に依れる語ならむには、不義はコトワリナラズと訓、無信はマコトナシ、と訓てもあるべけれど、なほよまるゝかぎりは、古意古言に依るべきなり、）○既、上なるに同じ、全くなり、○行其信は、知岐理斯碁登淤許那波婆と訓

許々呂爾母阿良受と訓べし、(心字は、上にある故に、省きて書るなり、)○所近習は、知加久都加閇麻都流と訓べし、書紀仁德卷に、近習舍人、推古卷舒明卷に、近習者、○隼人上にいづ、(傳十六の末、十七火照命の段下、)此は勇猛き者なる故に、皇子等にも各附て、仕奉るがありしなるべし、○曾婆加里、(此名、下に五度出たる、並加字は、訶とあり、此のみ加なるは、後に誤れるにや、)名意未考得ず、(師は、十量の意かと云れたり、されど、十は、三十四十など云ときこそ曾とは云へ、たゞに然云ることは見えざるにや、)書紀には、刺領巾とあり、○從は、伎加婆と訓べし、○天皇は、此は須賣良と訓べし、古言なり、(凡て天皇とあるに、オホキミと訓て宜きあり、スメラミコトと訓て宜きあり、其處のさまによるべし、)○大臣上に出、(傳二十九)そも〳〵此曾婆訶理は、臣の姓にも非るに、かく詔ふは、御欺なればなるべし、○答白、白字、諸本曰と作り、今は眞福寺本に依れり、○隨命は、美許登能麻爾麻と訓べし、萬葉十八(二十九丁)に、官乃末爾末、廿(十八丁)に、大王乃美許等能麻爾末、○多祿給は、師の、母能佐波爾多麻比弖と訓れたるに從ふべし、書紀欽明卷に、賞祿、皇極卷、孝德卷に、給祿、天智卷に、賜爵祿など見え、古宣命に、大御物賜などある、即祿なり、後世には、字音にてろくと云り、令に、祿令あり、(すべて此間にて祿字の用ひざま、漢籍にはをさ〳〵見えぬことなり、孝德紀に、重其祿、所以爲民也、などあるは、漢籍に云るさまなり、)○汝王は、伊麻志能伎美と訓べし、汝の仕奉る君と云ことにて、墨江中王を詔ふなり、○己王、この王も、伎美と訓べし、次文に己君とあるに同じ、○入廁と云こと、上に出、(傳二十七のはじめ)○竊伺、二字を宇加々比弖と訓べし、中卷水垣宮段、哥に、宇迦々波久斯良

心を合せて黨與するを、古言に、同心と云るなるべし、續紀廿五詔に、今聞仁仲麻呂止同心之天、竊朕乎掃止謀家利、廿六詔に、逆惡伎仲麻呂止同心之天、朝廷乎動之傾(無止)謀天、(此二共に、心字の下に、爾と云辭無ければ、異訓あるべきか、されど今思得ず、クミシテなど訓むも、いかゞなり、又心ヲ同クシテと訓むも、漢文訓めけり、)と見え、中昔の語にも多し、(源氏物語玉鬘卷に、同じ心にいきほひをかはすべきこと、云々、又、まれ〳〵のはらからは、此監に同じ心ならずとて、中たがひにたりなどあるが如し、今世に、字音にて同心すと云も、古よりおやじ心と云來たる言によれるにて大根をだいこんと云が如し、)さて同を游夜自と云も、古言なり、天智紀童謠に、於野兒弘儞農倶、萬葉十四(廿丁)に、於夜自麻久良波、十七(三十一丁)に、妹毛吾毛許己呂波於夜自、又(四十二丁)於夜自得伎波爾、十九(十一丁)に、此間毛於夜自等なとあり、○疑は、師の淤母本須と訓れたる宜し、(漢文の格に、疑字は書れども自疑ひ給ふことを、疑ふと云ては、宜しからず、これら、此間の語と、漢文とのけぢめなり、云々とおもほすと云にて疑ひ給ふ意なり、)○不相言は、宍穗宮段に、我所相言之孃子者、云々、萬葉十一(卅丁)に、相言始而者、又、(四十二丁)相言而遣都、續紀卅四詔に、其人等乃和美安美應爲久相言部、などあり、人に逢て、互に物云ことなり、中昔には、是を、阿比碁登須とも云り、(伊勢物語に、もはらあひごともえせで俊賴朝臣無名抄に、そのほどにきたる人は、いかにもあひごとをだにせざるなり、など見えたり、)○答白、白字、眞福寺本には曰と作り、○穢邪心は、伎多那伎許々呂とよむべし、上卷また中卷水垣宮段に、邪心とあるところに云るがごとし、(傳廿三)○不同は、淤夜自

乃於其隼人賜大臣位。百官令拜。隼人歡喜。以爲遂志。爾詔其隼人。今日與大臣飲同盞酒。共飲之時。隱面大鋺盛其進酒。於是王子先飲。隼人後飲。故其隼人飲時。大鋺覆面。爾取出置席下之劒。斬其隼人之頸。乃明日上幸。故號其地謂近飛鳥也。上到于倭詔之。今日留此間。爲祓禊而。明日參出。將拜神宮。故號其地謂遠飛鳥也。故參出石上神宮。令奏天皇政既平訖參上侍之。爾召入而相語也。

伊呂弟は、中巻伊邪河宮段に、同母弟とあるこれなり、(傳廿二) 穴穗宮段にも見えたり、また伊呂勢、伊呂泥、伊呂毛などもいへり、なほ上巻に、伊呂妹とあるところにくはしく云り、(傳十三) ○水齒別命、上にいづ、(傳三十五) ○參赴は、麻葦伎坐弖とよむべし、中巻白檮原宮段に見ゆ、(傳十九) 石上神宮にまします天皇の御許にまゐりたまふなり、○令謁は、麻袁佐志米賜布とよむべし、(師はモノマヲサセタマフと訓れたり、物申すといふも古言なれども此はさは云べからず、) 先人を入て、參赴坐る由を申さしめ給ふなり、(中昔の言に、消息すと云、今世言に、案内を乞と云さまなり、其案内を乞詞に、ものまうと云は、即物申すと云ことなり、) ○令詔は、(眞福寺本に、令字無きは、落たるなり、) 人を出して宣らしめ賜ふなり、○同心乎は、淤夜臣許々呂那良牟迦登と訓べし、(師は、ヒトツコヽロナラムと訓れたれど、いかゞあらむ、)

還之、發當縣兵、令從身、自龍田山踰之時云々、太子便居於石上振神宮、(少女は當麻道より幸せと教奉りしに、龍田道より踰坐るは、所以あるか、龍田越は、今の龍野越にて、大坂の道より北にあり、さて此記の趣は、少女の申せし隨に、當麻道より越坐りと見えて何の道よりとも云ず、若他道より物し賜はむには、必其道を云べければなり、)

於是其伊呂弟水齒別命。參赴令謁。爾天皇令詔。吾疑汝命。若與墨江中王。同心乎。故。不相言。答白僕者無穢邪心。亦不同墨江中王。亦令詔。然者。今還下而。殺墨江中王而。上來。彼時吾必相言。故即還下難波。欺所近習墨江中王之隼人。名曾婆加理。云若汝從吾言者。吾爲天皇。汝作大臣。治天下。那何。曾婆訶理答白隨命。爾多祿給其隼人曰。然者殺汝王也。於是曾婆訶理竊伺己王入廁。以矛刺而殺也。故率曾婆訶理。上幸於倭之時。到大坂山口。以爲。曾婆訶理爲吾雖有大功。既殺己君。是不義。然不賽其功。可謂無信。既行其信。還惶其情。故雖報其功。滅其正身。是以詔曾婆訶理。今日留此間而。先給大臣位。明日上幸。留其山口。即造假宮。忽爲豐樂。

六に見えたる、山城の布當なども、フタイと訓れども、フタギと訓べきなり、）神名帳に、同郡當麻都比古神社、當麻山口神社などあり、（當麻寺、當麻村、世人のよく知れる處なり、）書紀垂仁巻に、當麻邑、天武巻に、當麻衢など見えたり、さて此道は、河内の石川郡より、大和の葛下郡へ越る山路にして、二上山、（萬葉に哥多し）の南に在て、今世に、竹内越と云道なり、（かの大坂の道と、此道とは、河内の古市郡の飛鳥より別れて、此道は南へ物して、石川郡を經て、山を越て、葛下郡の竹内と云處に出るなり、）〇廻は、師は、母登本理豆と訓れたる、古言なり、されど此は、米具理豆と訓むぞ宜しかるべき、〇越は、諸本に、起と作るは誤なり、延佳本に、當作越と云るに從ふべし、〇淤富佐迦邇は、於大坂なり、〇阿布夜袁登賣袁は、遇や處女をなり、（夜は助辭、）處女爾と云べきを、袁と云こと、古此例多し、書紀仁德巻哥に、和例烏斗波輸儺、（我に問すなり、）萬葉十五（二十四丁）に、伊豆良等和禮乎等波婆伊可爾伊波牟、などの如し、又此は、袁は余の意と見てもあるべし、〇美知斗閇婆は、道問者なり、（抑此は大道なれば、道の筋のしられぬを、問賜ふ意には非じ、書紀に、此山有人乎、對曰云々、とある如く、ゆくさきに敵などあらむ事をおもほして、道の狀を問賜ふ意なるべし、）〇多陀邇波能良受は、直には不告にて、直に行べき大坂の道の事をば告ずしてなり、凡て、人に物を言聞すを、能流と云は、古言にて、萬葉に、多く告字を書、又謂字をも書り、〇當藝麻知袁能流は、（知は清音、）當麻路を告るなり、〇石上神宮、上に出、（傳十八）書紀云、則急馳之、自大坂向倭、至于飛鳥山、遇少女於山口、問之曰、此山有人乎、對曰、執兵者多滿山中、宜廻自當麻徑踰之、太子於是以爲聆少女言而得免難、則歌之曰、云々、則更

三丁）に、吾者見將遣君之當波、○炳は阿加久美延多理と訓べし、（此字、字書に、火明也と注せり、）○天皇亦歌、こゝは天皇と云、こと無くてあるべし、○波邇布邪迦は、埴生坂なり、（此下に、爾と云辭を添て心得べし、）○和賀多知美禮婆は、吾立見者なり、○迦藝漏肥能は、炫火之なり、此詞の事、冠辭考に云れたるが如し、（萬葉には、此言いろ〳〵によみたれども、此はたゞ炫く火と云ことなり、なほ傳五の卷、火之迦具土神の下をも、考合すべし、）○毛由流伊幣牟良は、燃る家群にて、難波の京の家々なり、（木群草群などのごとく、家の群れる處を、いへむらとは云り、村と云も、此意なり、）○都麻賀伊幣能阿多理は、（此御句九言なれども、中らに伊と阿とあり、萬葉十五にも、等波婆伊可爾伊波牟、など云句あり、）妻之家のあたりなり、書紀には、仲皇子不知太子不在而、焚太子宮、通夜火不滅、太子到河内國埴生坂而醒之、顧望難波、見火而大驚、（醒と云事、上に由なし、いかゞ、）とありて、御哥はなし、○大坂、上に出、（傳廿五本牟智和氣御子條）考合すべし、○山口は、夜麻能久知と訓べし、（常には、凡てやまぐちと云へども、）月次祭祝詞に、山能口坐云々、とあればなり、さて此は、河内の方より上る口なり、（是を書紀に、飛鳥山の山口とあるは、大坂と云は、此山越の大名にて、飛鳥山と云は、其大坂を、河内の方より上る處の名なり、飛鳥の事、下に云を、考合すべし、）○遇一女人は、袁美那阿閇理と訓べし、（一字讀べからず、又女人爾、と爾を添て訓は、後世の語なり、これらの事、既に上に委云り、）○兵は、兵器なり、上に出、○塞は、勢伎袁理と訓べし、（袁理は、居にて、袁流と云なり、）○當岐麻道は、和名抄に、大和國葛下郡當麻、多以末、（正しくは、多岐麻なるを、多布麻と云は、後に音便に頽れたるなり、萬葉

二句にも讀べし、さて此二句、諸本に、字を落し、或は誤りなどして、正しからざるを、(そは舊印本又一本又一本、延佳本などには、多都基母基母知亘、云々と作き、眞福寺本には、多都碁母母知母許亘麻志乎能、と作り、皆誤れり。)今は一本に依れり、但一本又一本などに、母能の母字を、牟と作るは、誤りとしがたし、母能を、通音に、牟能とも云しなるべし、(眞福寺本には、此を乎と作るも、牟を誤れるなるべし。)されど、其は例を未見ざる故に、今は例多かる方に依れり、○泥牟登期理勢婆は、(婆字諸本に波と作り、今は眞福寺本に依れり。)上なるに同じ、一首の意は、かく此野に寢むと豫て知らば、立周らさむ料に、防壁をも持て來べき物を、如此有ぬとも知らで、然る物をも持て來ざりしことよとなり、○時平群木兎宿禰、物部大前宿禰、漢直祖阿知使主三人、啓於太子、太子不信、故三人扶太子、令乘馬而逃之、一云、太子醉以不起、大前宿禰、抱太子而乘馬、○波邇賦坂は、河內國丹南郡なり、諸陵式に、埴生坂本陵、仁賢天皇、在河內國丹比郡と見ゆ、(河內志に、丹南郡羽曳山、在郡東南、山勢起伏逶迤、連亘石川古市錦部三郡、本郡平尾岳、丹比丘、埴生坂、皆此山脈、有古哥と云て、書紀の此段を引たり、古哥とは、即こゝの御哥のことなり、まことに此道、今も此山の內を越るなり、是埴生坂なるべし、此坂を越れば、東は古市郡なり。)書紀孝德卷に、丹比坂とあるも、(上文を考るに。)此坂の事なるべし、又推古卷に、來目皇子を、後に、葬於河內埴生山岡上、とあるも、此山なるべし、(今丹北郡西大塚村のあたりに、來目皇子陵と云あれども、其處は山に非ず、埴生山と云名も、處たがへれば、語傳の誤なるべし。)○望見は、美夜理多麻閇婆と訓べし、熱田宮寬平緣起、倭建命の御哥に、奈留美良乎美也禮波止保志、萬葉十(十

まも所知めさず、殊に夜の事とおぼしければ、ふと御眠寤坐ては、甚あやしくて、何處なるらむと所思看るさまなり、○率逃は、葦豆麻都理豆、倭爾爾宜由久那理と訓べし、率を、ヰテ。マ。ツ。ル。と訓べき事は、上(傳卅一)詞志比宮段下に云り、逃の下に、由久と云言を讀附べき語のさまなり、さて問せる御言、及御歌に依るに、此處は多治比野なりと答せる言もありつらむをば、上文にゆづりて、省ける文なり、○多遲比怒邇は、於丹比野なり、○泥牟登斯理勢婆は、將寢と知せばなり、(斯良婆と云べきを、かく云は、有らばをありせば、成らばをなりせばと云、又盡ぬをつきせぬ、絶ぬをたえせぬ、など云類にて、一の言格なり、)こは、此野にして、暫く御馬を駐めて息たる時に、寤坐るなるべし、故此野に御寢坐るさまに、よみなし賜へるなるべし、(實は、御眠の間に、おもほえず來坐るにこそあれ、此野にして寢坐るには非ればなり、)○多都碁母々は、防壁もなり、(下の母は辭、)和名抄に、釋名云、縛壁以席縛著於壁也、漢語鈔云、防壁多都古毛とあり、大神宮儀式帳に、蒲立薦三張、(外宮儀式帳にも如此見えて、三張は三枚とあり、)主計式に、防壁一枚、(長四丈、廣七尺)と見ゆ、此らとこゝの御哥とを合せて思ふに、席を續合せて、屏風の如く立る物と見えたり、名は、儀式帳に書る如く、立薦の意なるべし、(和名抄の縛壁は、少し當りがたし、縛著於壁と云は、違へり、)○母知豆許麻志母能は、持而來ましものをなり、母能袁と云べきを、母能とばかり云る例、朝倉宮段の御哥に須岐婆奴流母能、書紀應神卷の御哥に、阿比瀰菟流莫能、萬葉四(十八丁)に、附手益物、五(二十五丁)に、等比可弊流母能など、なほあり、さて此句八言なるは、いと〳〵めづらし、(萬葉にも、いとまれ〳〵にはあるなり、)三言五言と

畏有事、將殺太子、密興兵圍太子宮とあり、此記と異なり、此記には、天皇を弑奉らむとせし所以を云ざれば、たゞ自天皇に爲らむとての所爲と聞ゆ、○倭漢直は、中卷明宮段に、たゞ漢直とありて、其處にくはしく云り、(傳卅三)○阿知直、此人のことも、かの漢直の處にいへり、考ふべし、さて此氏の、直の尸になれるは、雄略天皇の御世なるに、此人を直と云るは、いぶかし、(書紀には、阿知使主とあり、)若は後より云るにや、續紀姓氏錄などに、阿智王とあるも、此人の事なり、(神名式に、信濃國伊那郡阿智神社あり、)なほ末に出たり、○盜出とは、天皇を、墨江中王の方の人に知られず、竊に出し奉るを云、凡て奴須牟とは、人の許さぬことを、知らるまじく、竊に物するをいふ、水垣宮段哥に、奴須美斯勢牟登とあるところにいへるが如し、(傳廿三)さて此は、天皇は甚く醉て、熟く御眠坐るほどにて、如此爲しを、御自も所知めさゞりしなり、(其由下に見え、)○多遲比野は、和名抄に、河內國丹比(太知比爲丹南丹北、)郡是なり、(此郡の鄕名に、丹上丹下あるも、丹比上、丹比下なるべし、)神名帳に、同郡丹比神社もあり、反正天皇の多治比之柴垣宮、雄略天皇の御陵、多治比高鷲など、みな此地なり、書紀孝德卷に、丹比坂、天武卷に、自大津丹比兩道、軍衆多至、(大津は、丹南郡に、大江神社あり、)など見えたり、(今世、丹南郡に丹治井村あり、雄略天皇の御陵は、丹北郡に在て、其間やゝ遠し、古に丹比と云しは、廣き名なりけむ、今丹南郡に、野田、東野、野々上、野村、向野、野中、など云村名のあるは、多遲比野のなごりなるべし、)○寤此處までは、何事も所知めさず、御馬の上ながらも、御寢坐りしなり、○此間は、許々と訓べし、○阿處は、伊豆久と訓べし、(伊豆許と云は後なり、其由上に云り、)初より事のさ

ば、(即位の禮は、後の事なり、) 大嘗と云り、但し天皇ならでも、新嘗聞食こども、上に云るが如くなれば、皇太子にても然るべし、(書紀皇極卷に、天皇御新嘗、是日皇太子大臣、各自新嘗、) されども、大と云は、天皇の新嘗に限るべきなり、○坐とは、(師は、嘗の下に、宮字落たるかと云れたり、其も一わたりさることなれども、なほよく思へば、宮とあらむは、中々にわろかるべし、) 大嘗にて坐意なり、(大嘗の事の間を、大嘗と云なり、) たとへば、齋して坐々間を、齋に坐と云、諒闇の間を、諒闇に坐と云むが如し、○爲豐明も、上に出、(傳卅二髮長比賣條) 此は、大嘗の豐明なり、爲は、勢須と訓べし、(爲賜ふと云むが如し、) 又伎許志賣須ともよむべし、○宇良宜は、中卷明宮の段に、天皇宇羅宜是所獻之大御酒而、とあるところにいへり、(傳卅三) ○大御寢也は、中卷白檮原宮段、玉垣宮段などに、御寢坐也とあり、さて此坐大嘗云々の御事、書紀には見えず、○墨江中王、上に出、(傳三十五) ○欲取天皇、皇字諸本に下と作り、今は眞福寺本に依れり、(本どもに、天下と作るは、後人、天皇を取と云古言を知らず、いかゞと思ひて、さかしらに改めつるなるべし、) 取とは、殺を云、穴穗宮段に、人取天皇、爲那何とあり、猶殺を取と云る例、中卷水垣宮段に出せり、考合すべし、(傳廿三日子坐王條) 書紀に、八十七年春正月、大鷦鷯天皇崩、皇太子自諒闇出之、未即尊位之間、以羽田矢代宿禰之女黑媛、欲爲妃納采既訖、遣住吉仲皇子而告吉日、時仲皇子、冒太子名、以奸黑媛、是夜仲皇子忘手鈴於黑媛之家而歸焉、明日之夜、太子不知仲皇子自奸、而到之乃入室、開帳、居於玉床、時床頭有鈴音、太子異之、問黑媛曰、何鈴也、對曰、昨夜之非太子所賚鈴乎、何更問妾、太子自知仲皇子冒名以奸黑媛、則默之避也、爰仲皇子

寢也。爾其弟墨江中王。欲取天皇。以火著大殿。於是倭漢直之祖阿知直。盜出而。乘御馬。令幸於倭。故到于多遲比野而。寤。詔此間者何處。爾阿知直白。墨江中王。火著大殿。故率逃於倭。爾天皇歌曰。多遲比怒邇。泥牟登斯理勢婆。多都碁母母。母知弖許麻志母能。泥牟登斯理勢婆。到於波邇賦坂。望見難波宮。其火猶炳。爾天皇亦歌曰。波邇布邪迦。和賀多知美禮婆。迦藝漏肥能。毛由流伊幣牟良。都麻賀伊幣能阿多理。故到幸大坂山口之時。遇一女人。其女人白之。持兵人等。多塞茲山。自當岐麻道迴應越幸。爾天皇歌曰。淤富佐迦邇。阿布夜袁登賣袁。美知斗閇婆。多陀邇波能良受。當藝麻知袁能流。故上幸。坐石上神宮也。

本は、字のまゝに、母登と訓べし、かゝる處は、多く初といへれども、母登と云も古言なるべし、(今世言にも、初とも、本とも云なり、) 以後のことを末と云に對ひたる言なり、さて此上に、天皇と云ことあるべくおぼゆ、然らでは言足はず聞ゆ、〇坐難波宮之時は、大御父天皇崩坐て後、いまだ其京に坐しほどなり、〇大嘗は、上にいづ、(傳八の始) 天皇崩坐せば、皇太子即天皇に坐せ

るべし、）此御名、地名なるべし、其處未考得ず、（神名式に、若狹國大飯郡、青海神社、越後國頸城郡青海神社、同國蒲原郡青海神社、和名抄に、同郡青海郷、安乎美、參河國碧海郡、阿乎美、碧海郷、阿乎美、などあり、姓氏錄、右京神別に、青海首もあり、或人云、今若狹國に、青浦青嶋など云處あり、又大飯郡に、飯豐天皇を祀ると云神社もあり、）○飯豐郎女、此郎字も、諸本に皇と作るを、今は眞福寺本、又一本又一本などに依れり、飯豐は、鳥名なり、其鳥に由ありて、負賜へる御名なるべし、和名抄に、張華博物志云、鵂鶹鳥、人截手足爪棄地、則入其家拾取之、漢語抄云、以比止與、（書紀皇極卷に、三年三月、休留產子於豐浦大臣大津宅倉、とありて、細注に、休留茅鴟也とあり、釋記に、以比登與者、兼方案之、梟異名也と云り、天武紀に、十年八月、伊勢國貢白茅鴟とあり、和名抄に、陸奧國宇多郡飯豐郷、神名式に、同國白川郡、飯豐比賣神社、賀美郡飯豐神社、安積郡飯豐和氣神社、）此皇女、甕栗宮段には、忍海郎女ともあり、なほ彼段に云べし、（書紀の眞傳の事も、彼處に云、）○書紀には、此次に、次妃幡梭皇女、生中磯皇女、とありて、又六年春正月、立草香幡梭皇女為皇后、とあり、此幡梭皇女の事は、いと紛らはし、其由朝倉宮段に云べし、○記中、他の例を以て思ふに、此次に、忍齒王の御子等を擧、其御母をも擧べきことなり、顯宗天皇、仁賢天皇の大御母の見えざるも、事足らず、例に違へり、故今試に、他の例に依り、書紀顯宗卷に依て補なはゞ、故市邊之忍齒王、娶葦田宿禰之子蟻臣之女波延比賣、生御子、居夏比賣、次意富祁王、樹袁祁王、次橋王、（四柱）故意富祁王、袁祁王二柱、治天下也、などあるべきことなり、

本坐難波宮之時。坐大嘗而爲豐明之時。於大御酒宇良宜而。大御

も見えたり、(云々、蛾臣は、葦田宿禰子也とあり、) ○黒比賣命、同名例おほし、名義、日代宮段、迦具漏比賣のところに云り、(傳二十六) 書紀に、元年秋七月己酉朔壬子、立葦田宿禰之女黒媛爲皇妃、とあり、(私記に、皇妃者、羽田矢代宿禰之女也、と云るは、誤なり、葦田と、羽田矢代とは、別なることと、上に云るが如し、) また、五年秋九月、云々、有如風之聲、呼於太虚曰、劔刀太子王也、亦呼之曰鳥往來羽田之汝妹者、羽狹丹葬立往云々、俄而使者忽來、曰皇妃薨、云々、十月甲寅朔甲子、葬皇妃云々、(羽田は、大和國高市郡の波多なるべし、其は御母の郷などにて、皇妃も初其郷に住賜ひし故に、羽田之汝妹とは云るなるべし、) ○市邊之忍齒王、市邊は、山城國綴喜郡に、市野邊村と云今あり、其處か、又靈異記に、河内市邊井上寺之里と云ることもあり、(今河内國、志紀郡、國府村のあたりに、市邊墓と云もありと云り、) 忍齒は、近飛鳥宮段に、此王の御事を云るに御齒者如三枝押齒坐也、とあれば、其に因れる御名なり、なほその忍齒のことは、彼處 (傳四十三) にいふべし、書紀顯宗卷に、磐坂皇子ともあり、(磐坂は、今大和國城上郡に、磐坂村あり、此なるべし、又同郡に、和名抄に、大市郷、上市郷あるを、或人市邊も是かと云れど、市邊は然らじ、) 此王は御事、なほ穴穗宮段、甕栗宮段、近飛鳥宮段などに見ゆ、書紀に、黒媛爲皇妃、生磐坂市邊押磐皇子、御馬皇子、青海皇女、(一曰飯豐皇女) とあり、○御馬王、此御名、萬葉五哥に、馬を美麻とあるに依て訓べし、御名の由縁未考得ず、書紀雄畧卷に、此王捉はれて殺され給へる事見ゆ、(其文は、穴穗宮段に引べし、) ○青海郎女、郎字諸本に皇と書り、今は眞福寺本、又一本に依れり、皇女と云ことは、記中に例なければなり、(皇女とは、後人の、書紀に依てさかしらに改めたるな

號の遺れるには非るにや、○書紀神功卷に、都於磐余、とある下に、是謂若櫻宮、とある細注は、此履中天皇の宮號を思ひて、後人のさかしらに書加へたるなり、彼紀には、和加には、凡て稚字をのみ用ひて、若と書る例はなきを以ても知べし、古語拾遺にも、神功皇后の御世を、磐余稚櫻朝といひ、此御世をば、後磐余稚櫻朝と云るは誤なり、○葛城之曾都毘古、上に出、(傳廿二建內宿禰子條) ○葦田宿禰は、諸陵式に、片岡葦田墓、在大和國葛下郡、とある地に因る名なり、神名帳、同郡片岡坐神社もあり、古今集より以來の哥に、片岡の朝原、と多くよめるも、此地のことなり、姓氏錄に、大和國に、葦田首と云姓もあり、此人の父、曾都毘古の鄕も、葛城なれば、由緣あり、(備後國に、葦田郡あり、又但馬國氣多郡に、葦田神社もあれど、其らにも非ず、さて此名の葦田を、或人の考に、葉田の誤なり、黒比賣を、書紀に、羽田矢代宿禰之女とありて、鳥往來羽田之汝妹ともあればなり、と云るは、中々に誤なり、其故は、書紀に、初に以羽田矢代宿禰之女黒媛欲爲妃、云々の事見えたれども、元年の處に至ては、立葦田宿禰之女黒媛爲皇妃、云々と見えたり、羽田矢代宿禰は、武內大臣の子にて、曾都毘古の兄なり、其は書紀にも、此記にも、羽田矢代宿禰とのみありて、羽田宿禰とのみは云る例もなく、又文字も、書記に、羽田とのみ書て、葉田と書ることなし、此記にも、波多八代宿禰と書り、さて黒媛と云は、他にも例多くある名なれば、かの羽田矢代宿禰之女とある黒媛と皇妃に立賜へる黒媛とは別にてもあるべし、又羽田之汝妹、と云ることとのあるなどよりまぎれて、葦田宿禰の女なるを、羽田矢代宿禰の女とも傳へたるにてもあるべし、何れにまれ、葦田は、葉田の誤には非ず、思混ふべからず、) 此人の名、書紀顯宗卷の細注に

余、屯聚居此云怡波彌萎、とあり、何れにまれ軍の滿聚るよりの地名なり、(禮は村の意なり、書紀に村を阿禮と訓り、さて此地名、古書に皆石村とかけり、) 清寧天皇、繼躰天皇、用明天皇なども、此地に大宮敷坐り、書紀に神功卷にも、三年都於磐余、とあり、かくて此御卷に、元年春二月壬午朔、皇太子即位於磐余稚櫻宮、とあり、(また二年冬十月、都於磐余、とあるはいかゞ、) 繼躰卷哥に、都奴娑播符以簸例伊開能、萬葉三 (二十一丁) に、角障經石村毛不過、また、(四十五丁) 百傳磐余池爾、(百傳は、角障を誤れるなるべし、伊波禮の枕詞は、書紀又集中哥、皆つぬさはふなり、百傳は例なし、) 又 (四十六丁) 角障經石村之道乎、十三 (二十九丁) に、角障經石村山丹、などよめり、神名帳に、大和國十市郡、石寸山口神社、(寸は村字の偏を省きて書るなり、此神社をば、祈年祭月次祭などの祝詞、又三代實錄二などに、並石寸と作り、何れもイハキと訓るは、偏を省ける例を知らざる誤なり、いはきと云社は、あることなし、此記用明天皇の御陵の石村をも、石寸と書り、天武紀に、村主をも、寸主と作り、さて又四時祭式臨時祭式には、此社を、石根と作り、根も村を誤れるなり、三代實錄三には、石村とあり) かゝれば、十市郡なることさだかなり、(高市郡と次るは誤なり、或人今十市郡に、石原田村と云あり、石原は、伊波禮の名の殘れるにやと云るは、いかゞあらむ、) ○若櫻宮、此宮の名の由縁、書紀の三年の處、又姓氏錄若櫻部造條に見えて、其文は、下に出たる若櫻部臣の處に引り、此宮の御趾は、大和志に、池内村なりと云り、いかがあらむ、神名帳に、大和國城上郡若櫻神社あり、今は十市郡に屬り、(此社は、今十市郡、櫻井の邊なる、谷村にある、白山權現と云、是なりと云り、今思ふに、櫻井と云處も、もしは若櫻宮、

古事記傳三十八之巻

若櫻宮巻

本居宣長謹撰

伊邪本和氣命。坐伊波禮之若櫻宮。治天下也。此天皇。娶葛城之曾都毘古之子葦田宿禰之女。名黑比賣命。生御子。市邊之忍齒王。次御馬王。次妹青海郎女。亦名飯豐郎女。三柱

舊印本に、此首に子とあり、(前御世仁德天皇の御子のよしなり、) 眞福寺本には、此より下終まで、御世々々の首、大かた皆弟某命、御子某命などあり然れば古本には悉く然有けむを、諸本に其字の無きは、後に皆削きたるものなるべし、(舊印本に、此にのみ子とあるは、たまく一つのこれるなるべし、) 然れば、今も眞福寺本に依て、何れも然書くべきが如くなれども、中巻には、一御世も然る例無きに、此巻に至て然らむこと、いかゞなれば、今は中巻の例に從ひ、諸本に子字は無きに依つ、次々の御段ども、皆是に效ふべし、○此天皇、後の漢樣の御諡、履中天皇と申す、○伊波禮は、大和國十市郡なり、書紀神武巻に、復有兄磯城軍、布滿於磐余邑、また夫磐余之地、舊名片居、亦曰片立、逮我皇師之破虜也、大軍集而、滿於其地、因改號爲磐余、或曰、天皇往嘗嚴瓮粮、出軍而征、是時磯城八十梟帥、於彼處屯聚居之、果與天皇大戰、遂爲皇師所滅、故名之曰磐

古事記傳三十七之卷終

云々、冬十月癸未朔己丑、葬于百舌鳥野陵、諸陵式に、百舌鳥耳原中陵、難波高津宮御宇仁德天皇、在和泉國大鳥郡、兆域東西八町、南北八町、陵戸五烟とあり、(中陵とは、此南にも北にも陵ある故に云なり、)此御陵、堺の東南方(舳松村の地)に在て、俗に大仙陵と云是なり、(或人だいせんりようと云は、大鷦鷯の字音を訛れるなりと云り、いかゞあらむ、)和泉志に、在舳松村東、域外四畔有七冢、曰長冢、俗云武内宿禰、曰長山冢俗云王仁、曰狐山、曰寺山、曰土竈山、曰平塚山、曰圓山と云り、

眞福寺本には、天皇の下に之字あり、さる例も此彼あり、○捌拾參歲、（捌は八なり）書紀に、八十七年春正月戊子朔癸卯天皇崩とありて、御年は見えず、（書紀の紀年に依て云ば、應神卷十三年に、髮長媛を感給ひし事あれば、其時既に成人賜ひけむ、然らば崩坐しほどは、百三十歲にも多くあまり給ふべきなり、帝王編年記には、一百一十歲としるせり、竟宴の哥に、煙なきやどを惠みし皇こそ、八十年あまり國しらしけれ、）○舊印本眞福寺本又一本などに、此間に丁卯年八月十五日崩也、と云例の細注あり、（舊印本には、これを大字に書たるは、是までには例なき書ざまなり、）丁卯年は、書紀にては、此御世の五十五年に（又允恭天皇の十六年）あたり、又月も日も異なる、此も一の傳なりけむかし、○毛受之耳上原、（耳の下なる上字は、耳を上聲に讀べしとの注なり、耳原は、美々波良か、美美能波良か、決めがたし、攝津國島下郡にも、今耳原村と云あり、）書紀に、六十七年冬十月、幸河内石津原、以定陵地、始築陵、是日有鹿忽起野中、走之入役民之中而仆死、時異其忽死、以探其痍、即百舌鳥自耳出之飛去、因視耳中、悉咋割剝、故號其處曰百舌鳥耳原者、其是之緣也、（是に依れば、此處も石津原の內なり、和名抄に、和泉國大鳥郡石津鄕、以之都、神名式に、同郡石津太社神社もあり、今も上石津村、下石津村と云あり、此御陵近き地なり、又今毛受莊と云は、九村ありて、此御陵の東南の地なり、御陵の地は、毛受莊の內には非ず、○前皇廟陵記に、天正寺舊記云、四天王寺、在難波荒陵村、故俗號荒陵寺、寺西南有荒陵、相傳仁德天皇築之、以爲陵處、其後以爲此地不可、更石津原以定陵處、大山陵是也、此陵空荒、故君荒陵、俗云茶臼山と云り、書紀推古卷に、元年、是歲始造四天王寺於難波荒陵、）八十七年

同く此字を書り、そのうへ夏の木ならば、何處にてもあるべきに、由良能斗の、斗那加の云々とは、いかでか云む、同人又云く、岩に觸て生立たる夏の木は、榮えてさわやかに見ゆるに、海風吹て、浪の音もそへば、落句を詔はむためなりと云るは、いかなることぞや、榮えてさわやかに見ゆと云は、佐夜々々を、さわやかなる意に取たりと聞ゆるに、又海風吹て云々と云るは、騷く意なり、いと〳〵まぎらはし、こは通えがたきを、強て解るひがことなり、）さて由良能斗能より、此まで五句は、結の佐夜佐夜を云むための序にて、海水に浸漬りて岩に生立る葦荻などの、打寄る浪にゆられて、其葉のさや〳〵と動搖ぎ鳴る音を以てつゞけたるなり、〇佐夜佐夜は、亮亮にて、此琴の音の鏗鏘なるを云るなり、（上句よりつゞける意は葦荻などのさわぐ音なり、哥の意は、亮亮にて、かき彈や亮々とつゞくなり、）中卷明宮段の哥に、布由紀能須加良賀志多紀能佐々夜々、とあるとおなじ格なり、考へあはすべし、（傳卅三）〇志都歌之返歌は、上に出、（傳三十六）返歌は、諸本に歌返とあり、いまは延佳本に依れり、（このことも上にいへり）書紀には、應神卷云、三十一年秋八月、詔群卿曰、官船名枯野者、伊豆國所貢之船也、是朽之不堪用、然久爲官用、功不可忘、何其船名勿絕而得傳後葉焉、群卿便被詔、以令有司、取其船材、爲薪而燒鹽、於是得五百籠鹽、則施之周賜諸國、因令造船、是以諸國一時貢上五百船、悉集於武庫水門、云々、初枯野船爲鹽薪燒之日、有餘燼、則奇其不燼而獻之、天皇異以令作琴、其音鏗鏘而遠聆、是時天皇歌之曰、云々とあり、竟宴哥に、年經たる古き浮木を捨ねばぞ、さやけき響遠く聞ゆる、

此天皇御年捌拾參歲。御陵在毛受之耳上原也。

にて、伊久利へ係れることには非ず、海底なるをも、又上に出たるをも云ひ、又小きをも云、大なるをも云名なり〕此は海上に出たる大なる岩なるべし、○布禮多都は、被振立なり、布禮は、振られを切めたる言にて、〔被折を乎禮、といひ、被知を志禮と云たぐひ、同格なり〕振られとは、浪に蕩搖るゝをいふなり、中卷明宮段末に、振浪比禮、振風比禮とあるところ〔傳卅四〕に云るごとく、浪のたつをも、風のふくをも振といへば、其振る浪に搖されて、海中なる岩に生立るなり、〔此布禮を、觸と心得ては違へり、觸立にては、岩に生たるにはあらで傍なる木の、岩に觸て立るになる、さては岩に觸と云こと、何の用もなきいたづら言なり、又即岩に生立ることを、岩に觸立とは云べくもあらず〕○那豆能紀能は、浸漬之木之なり、中卷倭建命段の哥に、宇美賀由氣婆許斯那豆牟、書紀、此御卷の哥に、許辭那豆瀰會能赴尼苔羅齊、これらの許斯那豆牟は、腰まで海水に浸漬ることなり、又萬葉に、水底に在ことをも、水に浮ぶことをも、水を渡ることをも、凡て水に著ことを、那豆佐布と云り、〔此那豆佐布の事、別に考あり〕されば海水に浸漬りて所殖る木を、那豆之樹とも云るなり、〔海水に浸漬りて立る故に、浪にゆらるゝなり〕さて此木は、荻葭などの類を云なるべし、木と云は、本植物の總名とおぼしくて、古は草の屬をも、木と云ることあり、〔上卷八千矛神の御哥に、茜を、染木とよみ給へるなどこれなり〕萩荻薄蓬歎冬字波疑など、草名にも、紀と云が如きも此故なり、〔此那豆能紀を、或は海樹の名なりと云、或は珊瑚の和名なりなど云は、みなおしあてのみだりごとなり、又字鏡に、杅は塗者也、槾也、奈豆と云ことあれど、木名とは聞えず、契冲は、夏の木と、是も非なり、豆字は濁音なり、書紀にも

る餘燼なり、○許登爾都久理は琴に造なり、書紀繼躰卷、皇子御哥に、駄開能以矩美娜開余嚢開、漠等陛鳴磨、莒等儞都俱利、○加岐比久夜は、搔彈やなり、加岐とは、たゞ添て云には非ず、絃彈をば、搔とも云なり、夜は添たる辭にて、余と云むがごとし、○由良能斗能は、斗は門にて、神名帳に、淡路國津名郡由良湊神社、とある地なり、(湊は、水門にて、即門なり、)今も由良と云て、隱なき湊にて、淡路嶋の東面の地なり、(然るに、此處の由良を、紀國なりと云は非なり、紀國なるは、萬葉七に、木國之、湯等乃三埼、九に、湯羅乃前、などある是なり、又曾禰好忠が哥によめる由良の門は、丹後國與謝郡なり、然るを後世には、是をも紀國と心得てよめる哥多し、紀國のゆらは、崎とこそ萬葉によみたれ、門とも、水門ともよめることなし、)此哥もし書紀の如く、大御哥ならば、應神天皇にまれ、此天皇にまれ、淡路へ幸行しことあれば、御目のあたり御覽しゝさまにつきて、よみ賜へるなるべし、○斗那加能は、門中之なり、凡て水門、島門、迫門、などの門は、船の出入口にて、其處の海を云なり、(然るを、後世に湊と云は、船の出入る處の陸地につきたる名の如くなれども、然らず、其處の海の名なるを、陸地へも及ぼして云なり、)されば門中とは、其處の海上を云なり、○伊久理爾は、海石になり、萬葉二(十九丁)に、角鄣經石見之海乃、言佐敝久辛乃埼有、伊久里爾曾深海松生流、六(十六丁)に、淡路乃野島之海子乃、海底奥津伊久利二、鰒珠左盤爾潜出、など見えて、伊久理は、海なる石なり、(久理と云につきて、栗を思ひて、小き石を云と云說は非なり、海松の生とよめるにても小きに限らぬことを知べし、又海の底なる石を云と云も非なり、此の哥も、底なる石にては叶はず、右の萬葉の哥に、海底とよめるは、たゞ奥の枕詞

（又焼遺も、琴甲に良きにやあらむ、漢國に焦尾琴と云しなど、其由あるに似たれど、彼は焼たるに因てよかりしには非ず、本より良材なりしなり、）○響七里、響は、伎許延伎と訓べし、此琴のいとよく鳴て、音の遠き處まで聞えて、良琴なりし由を云るなり、七里とは、此御世のころは、未道の程を度りて、幾里と云ことはあるまじければ、（路程を幾里と定むるは、漢國にならへる事なり、）是はたゞ、數の村里を云るかとも思はるれども、なほ路程なるべし、さるは、此御世には、未さる事無くとも、やゝ後の定を以て語り傳へたるものとすべし、雜令に、凡度地、五尺為歩、三百歩為里とあり、（一尺二寸為大尺一尺、云々、度地者用大とあれば、五尺為歩の五尺は、常尺の六尺にあたれば、今六尺を一間とするに合り、されば、三百歩は今の五町にあたれり、さて今は間を積て町と云、町を積て里といへども、古へは路を度るに、幾町と云ことはなかりき、又中昔の物には、幾段と云ことも見えたり、町といひ段と云は、田地を度る量よりうつれることなり、）

○歌曰、こは誰よめりともなし、書紀にては、應神天皇の大御哥なり、○加良怒袁は、枯野をなり、

○志本爾夜岐は、鹽に焼なり、こは鹽を焼薪に焼と云ことなるを、如此云ては、（彼舟を焼て鹽に為たる如く聞えて、）事違へるが如くなれども、かくても聞えしことなるべし、（上代の言なれば、とかく云がたし、）若くは又鹽のために焼と云意にもあらむか、（もし其意ならば、夜岐は、焼亡ふ意なり、）○斯賀阿麻理は、其之餘なり、斯賀は、上に云る物を指て、其がと云ことにて、上なる大后の御哥に、斯賀斯多邇とあるところ（傳卅六）に、委いへるがごとし、（これを上なる句に屬て、焼斯賀と讀て、斯を、焼につきたる辭とするは、非なり、）阿麻理は、所焼殘りた

よめるも、船之名と云かけたるにて、上句は、名の序なり、〇寒泉は、志美豆と訓べし、書紀景行卷にも、寒波とあり、（寒と書ることは、水の冷やかなるを、古は寒しと云りしなり、景行紀に、冷水、萬葉十六に、寒水、倭姫命世紀に、其河之水寒有支、則寒河止號云々、）さてこの淡路嶋の淸水は、中卷浮穴宮段に、淡道之御井宮とある御井か、彼ところ考あはすべし、（傳廿一）播磨國風土記に、明石驛家駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生於吉井、朝日蔭淡路嶋、夕日蔭大倭嶋根、仍伐其楠造舟、其迅如飛、一檝去越七浪、仍號速鳥、於是朝夕乘此舟、爲供御食、汲此井水、一旦不堪御食之時、故作歌而止、唱曰、住吉之大倉向而飛者許曾、速鳥云閇何速鳥、とある、是も一の傳なり、〇酌は、此淸水を汲取て、此船に載せて運ぶなり、後撰集に、大嶋の水を運びし早船の、早くも人に逢見てしがな、〇大御水、大御とは、天皇に供御る料なればいへり、水を毛比といふこと、上水取司の下にいへるが如し、（傳三十六）書紀景行卷に、冷水、倭姫命世記に、倭姫命、御水飲止詔弖、爾老爾何處吉水在問給支、其老以寒御水、御饗奉支、赤染衛門集に、小舟にをのこ二人ばかり乘て、漕渡るを、何爲るぞと問ば、ひやかなるおもひ汲に、沖へまがるぞと云、〇燒鹽は、（諸本に鹽燒と作るは、下上に誤れるなり、今は眞福寺本延佳本に依れり、）鹽を燒、薪に用ひたるを云なり、〇燒遺木は、夜氣能許禮流紀（又夜氣能許理能紀とも、）と訓べし、いはゆるもえくひなり、（又は多伎能許理能紀と訓て、薪にゑて、餘りたる木ともすべけれど、なほ然には非し、書紀にも、餘燼とあり、）〇作琴、體源抄に、箏のこうの木は、舊記云、鹽風に吹れたる日あたりの孫枝を用ひるべきなり、と云り、然れば船の材も、久しく潮になれたれば、殊に琴甲によきなるべし、

有しこと知るべし、）○作船、書紀には、六十二年夏六月、遠江國司表上言、有大樹、自大井河流之停于河曲、其大十圍、本一以末兩、時遣倭直吾子籠令造船、而自南海運之將來于難波津、以充御船也、と云ことのみ此御世には見えたり、○枯野は、書紀には、應神卷に、五年冬十月、科伊豆國令造船、長十丈、船既成之試于海、便輕泛疾行如馳、故名其船曰枯野、（神名式に、伊豆國田方郡輕野神社、和名抄に、同郡狩野郷もあり、）とあるは、傳への異なるなり、（もし書紀の方を正しとせば、此記の傳へは、かの六十二年云々の事と、應神天皇の御世の事と一に混ひたるものなるべし、若又此記の方を正しとせば、書紀の傳へは、應神天皇の御世に、伊豆國にて官船を造られし事のありしに、其國に輕野神社と云などもあるから、仁德天皇の御世の、枯野船の事を混へて、彼御世の事とせるなるべし、何れならむ、今決めがたし、）さてかく名けたるは、枯は輕の意なること、此記も書紀も同じ、（然るに、輕字を書ずして、枯と書るは、古へに、枯たる野を、加良怒と云る故に、其字を借て書るなるべし、然るを書紀の細注に、由船輕疾名枯野、是義違焉、若謂輕野、後人訛歟、と云るは、借字と云ことを知ざるなり、後世人の、中々のさかしらなり、）野の意は、未考得ず、（もしくは主の意などにもあらむか、）そも／＼船に、如此名を著ること、續紀三に、船號佐伯、（印本に號字を首に誤れり、此は遣唐使の乘し船にて、此船に從五位下を授けられたり、）同廿に、舶名播磨速鳥、（此二船も、遣唐使の乘しにて、共に從五位下を授らる、）同廿四に、船名能登、（こは高麗國に遣え、船なり、從五位下を授らる、）續後紀六に、船號大平良、（遣唐使の船なり、從五位下を授けらる、）など見えたり、萬葉十一（三十八丁）に、云々、水手船之名者謂手師乎、と

は必非じとも定めがたし。）なほよく考ふべし。○一高樹、一字は讀べからず、（凡てかくさまの一字は、漢文ざまに添たるものなり、記中有一沼、また有一賤夫、など書る例なり。）○當旦日者、云々は、高樹の朝日夕日に當れば、其樹の影の淡路島高安山まで至るなり、（當旦日者、其樹之影云々、當夕日者、其樹之影云々、と云べきを、其樹之影を上に云るなり、其樹の影の、旦日夕日に當るとて云には非ず。）○淡路島、上に出。○高安山は、河内國高安郡の東方にあり、（今も高安山と云なり。）書紀天智卷、天武卷、持統卷、續紀五などに、高安城とある、此山なり、（天智卷には、倭高安城とあれども、天武卷にて見れば、其も河内のなり、天武天皇持統天皇元明天皇など、此城に幸行ありし事も見えたり。）そもそも今世人の心には、いかに高くとも、然ばかりならむ樹はあるべくもあらざるに、如此云るは、虚説の如く思ふべかめれど、然らず、今世にすら、思ひの外なる大木の、深山中などにはあること、此彼に聞り、況て上代には、さる大木のありしこと、此彼物にも見えたり、書紀景行卷に、十八年秋七月、到筑紫後國御木、時有僵樹、長九百七十丈、焉、云々、有一老夫曰、是樹者歷木也、嘗未僵之先、當朝日暉、則隱杵嶋山、當夕日暉、則覆阿蘇山、也、天皇曰、是樹者神木、故是國宜號御木國、と見え、筑後國風土記にも、此樹の事を記して、其には朝日之影、蔽肥前國藤津郡多良之峯、暮日之影、蔽肥後國山鹿郡荒仉之山、云々とあり、（近江國栗太郡に、語傳へて云く、古に栗の大木ありて、其枝數十里にはびこれり、故栗本と云、今も地を掘れば、栗の實、又枝などあり、又すくもと云て、里人の薪に用る物ありて、土中より掘出す、是も其栗の葉なりと云り、此類の語傳、なほ國々に往々あり、然れば、上代には殊なる大木の、處々に

これらは何の由の名か志らず、驚かしおくのみなり)何れにまれ、中間に山なく志て、高安山を東方に常に望る地なるべきなり、(高安山より西方にあたる處は、右の郡々より、津國住吉郡の海濱まで、山はなきなり、されば、此川は、必其間にあるべし、凡てかくさまの傳說は、常に見る處を以て云物なれば、是も西には淡路嶋を見、東には高安山を見る處ならでは、叶はず、然るを和泉志に、これを菟才田河と志て、日根郡の菟才田村と云處の川なりと云、今も其村の東に、此高樹の趾ありと云るは、いと〳〵信られず、日根郡は、和泉國にても、南のはてにて、彼菟田のあたりより、高安山までは、遙に隔たりて、其間には、幾重も山々ありて、障れば、高木の影の至るべき處に非ず、又方もたがへり、抑河內國の東方に、山は多きに、高安山としも云るは、此山を常に目に近く望る處とこそ聞えたれ、他の山々多く隔たりて、よそなる高安山をば、何の由にかは云む、兎寸と兎才と、字よく似たるうへに、此木の趾とて今もありとさへ云るは、まことしげに聞ゆれども、なほ彼處には非じ、才字假字に用ふべくもおぼえず、又或說に、兎字は菟の誤にて、泉南郡八木鄉荒木村の川か、と云るも、取がたきこと、右に同じ、又或說に、和泉郡坂本鄉坂本村の川なるべきか、此村一名大木村とも云、そは古に大木ありて、朝日にあたれば、其影大津浦、又兵庫まで及び、夕日にあたれば、槇尾山を越たり、此に因て大木村と云なり、今も其木のありし趾の地の字を、兵庫畑と云、と里人語傳へたり、其川は、源槇尾山より出て、槇尾川と云下は大津川と云て、大津の海に落つ、坂本鄉此川に傍たりと云り、これも高安山にはなほ物遠し、然れども然る里人の語傳へあらば、此記に高安山とあるは、傳の誤ならむも知りがたければ、これら

て、那賀美古夜の哥もなし、

此之御世。免寸河之西。有一高樹。其樹之影。當旦日者。逮淡道嶋。當夕日者。越高安山。故切是樹以。作船。甚捷行之船也。時號其船謂。枯野。故以是船。旦夕酌淡道嶋之寒泉。獻大御水也。茲船破壞以。燒鹽取其燒遺木。作琴。其音響七里。爾歌曰。加良怒袁。志本爾夜岐。斯賀阿麻理。許登爾都久理。加岐比久夜。由良能斗能。斗那加能。伊久理爾。布禮多都。那豆能紀能。佐夜佐夜。此者志都歌之返歌也。

免寸河、免字は決く寫誤なり、然れども其字未考得ず、(兎字なるべしとは思はるれども、さる河名思得ず、其外もくさ〲考ふれども、其誤字なほ詳ならず、寸字は、本のまゝにてもあるべく、又上字によりて、寸も誤にてもあるべし、免は假字にも、借字にも、用ひたる例もなく、訓べき言もおぼえず、寸は、記中に借字に用ひたる例あり、)されば、訓べき由も無ければ、姑、訓をも闕つ、そも〱此河は、此高樹の、朝夕の影の至る處を云るに因て考るに、必高安山の西方なるべければ、河內國高安郡、若は若江郡、澁川郡などにある川なるべし、(若江郡は、高安郡の西、澁川郡は、又其西につゞけり、)若くは又其傍なる志紀郡、丹北郡の、北によれるあたりにてもあらむか、(志紀郡は、高安郡の西南、丹北郡は、其西なり、志紀郡に、木本村、丹北郡に枯木村と云あり、

意なり、(天下とも國とも世とも無きに、是を天下をしらむと解ゆるは、此に在て此を知らむと云なれば、天下と云はでも、此天下をと聞ゆるなり、そのうへこれは、先の哥の、夜麻登能久邇と云るをも、おのづから承て聞ゆるなり、)〇加理波古牟良斯は、鴈者産子らしなり、(凡て良斯てふ辭は、事をおしはかる辭にて、今俗言に、さうなと云に當れり、此は、云々とて鴈の子を産ださうなと云意なり、)〇一首の意は、此日本國に、未聞ぬ事なるをめづらしく鴈の子を産たるは、汝王ぞ後遂にこの天下を所知看むとて、其祥瑞にこそあらめ、と祝壽奉れるなり、師云、此哥を以て見れば、此故事は、此天皇いまだ皇子にてまし〳〵ける時の事なるべし、日本紀とは異なるなりとぞ云れける、信にさることなり、(書紀にては、此事五十年春三月なれども、凡て彼紀の年だて、必とは泥むべからざること、上にも云るが如し、又此記は、凡て時の前後にかゝはらず、一事々々を取集めて、記せる如きこと多ければ、是は皇子に坐ましゝほどの事なりけめど、此天皇に係れる事なる故に、ついでにもかゝはらで、此には記せるなるべし、然るを契冲、ついにしらむと、云句を、君終久しく世をしろしめさむずる驗にと注したるは、强記なり、終久しくと云ことを、つひに知らむとはいかでか云む、つひに知らむとは、ゆくさきを豫て云言にこそあれ、)〇本岐歌は、祝壽哥なり、中巻神功皇后の御歌に、加牟菩岐本岐玖流本斯登余本岐本岐母登本斯とあり、本岐のこと、彼處にいへり、(傳卅一)〇片歌は、中卷、倭建命段に出て、そのところにくはしくいへり、(傳二十八)〇書紀には、五十年春三月、河内人奏言於茨田堤鴈産之、即日遣使令視、曰既實也、天皇於是歌以問武内宿禰曰、云々、武内宿禰答歌曰、云々、とあり

假字に用ひたる例なし、又まごゝろと云言も未聞ず。）○阿禮許曾波は、吾こそはなり、○余能那賀比登、（諸本、こゝにも、賀の下に乃字あり、今は眞福寺本に依れり、其由上に云るがごとし。）上に同じ、書紀には、麻許曾遲より此まで、四句無し、（後の二句は、無くては、こと足はぬこゝちす。）○蘇良美都、書紀には、阿企菟辭摩とあり、○加理古牟登、上に同じ、○伊麻陀岐加受は、未聞ずなり、書紀には、和例破枳箇儒とあり、（此記の方まさりて聞ゆ）○一首の意は、天皇此事を吾に問賜ふこそ、現にことわりに侍れ、詔はする如く、世中の長人は吾にこそ侍れ、然れども、此日本の國にして、鴈の子産侍りと云ことは、此齡になり侍るまで、吾もいまだうけたまはらぬことに侍り、と云るなり、○被給は、多麻波理と訓べし、多麻波流は、賜ふを受る方より云言なる故に、古書には、多く被字を添て書り、多麻布とは、彼此の差あればなり、（凡て多麻布と云は、與ふる方より云言、多麻波流は、其を受る方より云言にて、中昔までも、此けぢめはよく分れて聞ゆるを、近き世になりては、一に混ひて賜ふをも、たまはると云は非なり。）さて此は、姑く請受るを云り、○那賀美古夜は、汝王やなり、夜は與と云むが如し、（疑の夜にはあらず。）神代の歌に、夜知富許能加微能美許登夜、とある夜に同じ、さて續紀十七なる詔詞に、奈賀御命とあるは、此記に多く、汝命とある是なり、汝王と云も同じ心ばへなり、（若櫻宮段に、汝王とあるは、いささか意異なり。）○都毘邇斯良牟登、（毘字は、比なりけむを、後に寫誤れるなるべし、清音の處なれば、必比字なるべきなり、凡て此記の假字は、清濁いと正しくして、混へるは、をさ〳〵無ければなり、萬葉廿にも、須惠都比爾とあり。）は、終に將知となり、後終に天下を所知看むとての

り、內阿曾よ、世中にて長人は汝にこそあれ、如此有事は聞ることありや、いかゞとなり、○語白、(白字、延佳本又一本には、曰と作り、今は舊印本又一本などに依れり、眞福寺本には、自とあるも、白を誤れるなり、) 答と云ずして、語と云るは、此は尋常の答とは異にして、問給ふ事を、語聞せ奉る哥なればにやあらむ、○多迦比迦流、比能美古、二句上に出、(傳廿八倭建命段) 此は、此天皇を指て申奉るなり、書紀には、此二句、夜輸瀰始之和我於朋枳瀰波とあり、○宇倍志許曾は、諸しこそなり、志は助辭、許曾も辭なり、此句書紀には、于陪儺于陪儺とあり、中卷倭建命段の哥には、宇倍那宇倍那とよめり、諸てふ言、そのところ (傳廿八) にいへり、萬葉十に、奈良山乃峯尙霧合宇倍志社、前垣之下乃雪者不消家禮、伊勢物語に、是や此天の羽衣うべしこそ、君が御衣と奉りけれ、○斗比多麻閇は、問賜へなり、書紀には、和例烏斗波輸儺とあり、(烏は爾と云に同じ、古は、爾と云べきを、袁と云る例多し、とはすは問なり、儺は辭なり、) ○麻許曾邇は、眞こそになり、許曾も邇も、辭なり、許曾の下に、邇を添る例、遠飛鳥宮段、輕太子の御哥に、阿理登伊波婆許曾邇とあり、さて此眞は、めづらしき用ひざまなれども、意はまことにこそと云るにて、後世言に、牙邇こそと云に通へり、(契沖が、曾と登と通ずれば、寔か、又うつほ物語に、ただこそと云名あり、云々、これらの許曾に、眞字を加へて、みづからのことをよみ給へるかと云るは、共に非なり、此の許曾は、辭にあらでは、次なる多麻閇の閇と叶はず、古の歌に、さる辭のみだりなるは無きことなり、又師は、曾字は、魯の誤にて、まごろになり、まごろは、目前にと云意か、後世にげにもと云は、顯字の音にて、目前と意は通へり、と云れたる、此もかなはず、記中に、魯を

依れり、(長之と云言もいかゞなり、又書紀にも、遠人長人とありて、共に之といはず、そのうへ、ノの假字にも、記中みな能をのみ書て乃を用ひたる處は、わづかに三四ならでは無きに、此に二共に是を書るも疑はし、されば、こは後人長人と云ことは聞なれぬ故に、世中の人は心得て、さかしらに乃を加へたるものとおぼしきなり、故此字無き本を取つ、) 世之長人なり、(世は世中を云なるべし、人の齡をも世と云こと常なれは、齡の長き人と云るにもあらむか、と思へど、書紀なるには、國の長人ともあれば、なほ世中のなるべし、) 書紀には、此句豫能等保臂等とありて、(遠人なり、遠も長と同くて、久しく經たる意なり、遠長とつらねても云り、) 次にまた、儺虚曾波、區珥能那餓臂等、と云二句あり、此二句ある方、調まさりて聞ゆ、抑此人は、景行天皇の御世に生賜ひて此時は二百數十歳なるべければ、(此年齡の事は、傳廿二建内宿禰條下に委く云り、) 實に世に匹なく、遠長き人なりけむかし、○蘇良美都は、虛空見つにて、倭の枕詞なり、其事書紀、神武卷に見えて、冠辭考に委し、此句書紀には、阿者豆辭莽とあり、○夜麻登能久邇爾は、(諸本爾字を脱せり、今は眞福寺本延佳本に依れり、) 日本之國になり、此夜麻登は、皇國の總名に詔へるなり、○加理古牟登は、鴈子産となり、(宇牟の字を畧きて、牟と云なり、凡て阿伊宇淤の音は、省く例常に多し、) ○岐久夜は、(三言一句なり、是を、上句と連けて一句とするはわろし、) 聞乎なり、書紀には、儺波企箇輸椰とあり、(汝者聞す乎なり、伎久を延て、伎加須と詔へるにて、伎久夜に同じ、輸は清音の假字なり、契冲が、不聽哉なりと云るは非なり、さては御哥の意にもうとし、) ○一首の意は、此日本國に、鴈の子を生るは、いとめづらしく、未聞ざる事な

は云なり、(此枕詞を、魂極として、說來たるは、ひがことなり、魂の極まると云ことあるべき言かは、又萬葉五、憶良長哥、靈剋內限者、と云處の注に、謂瞻浮州人壽一百二十年也、とあるは、かの魂極の說になれたる後世人のしわざにて、此上の文に、內敎云とて、此語のあるを、取持來て、此に書入たるなり、是を自注と思ふは、ひがことなり、又十卷に、靈寸春吾山之於爾、十二卷に、吾山爾燒流火氣能、などあるは、共に春山を吾山と誤れるなり、春と吾と、草書よく似たればなり、さて春とつゞくは、即あらたまの年とも、月ともつゞくと同意なり、)○宇知能阿曾は、內之阿曾なり、內は、大和國宇智郡にて、此人兄弟共に其處に居住る故に、兄を味師內宿禰、此人を建內宿禰と云て、共に內宿禰なり、(味師といひ、建と云は、美稱なり、猶傳廿二建內宿禰條に委云り、)阿曾は、阿曾美の省、阿曾美は、吾兄臣の切まりたるにて、親み崇めて云稱なり、天武天皇の御代より、朝臣と書て、姓の尸と定め賜へり、(續紀卅二に、阿曾美爲朝臣、云々、書紀釋に、朝臣帝王相親之詞と云り、朝臣の字を當られたるは、阿佐淤美と云訓を借れるのみにて、本より此字の意の稱には非れども、此字を用ひられたるには、朝廷の臣と云意をも取られたるなるべし、さて此を後世に、あそんと唱るは、音便にくづれたるなり、さて天武天皇の御世に、初めて此尸を賜へる氏々は、多くは舊臣の尸なりし氏々なるは、もと吾兄臣の意なる故にやあらむ、)書紀神功卷の歌にも、此人を、多摩枳波屢于知能阿曾とよめり、又萬葉十六には、氷渟池田乃阿曾、八穗蓼乎穗積乃阿曾、薦疊平群乃阿曾、などもよめり、○那許曾波は、汝こそは、許曾も、波も辭なり、(余能那賀比登、諸本共に賀の上に乃字あり、次なる哥なるも同じ、今は眞福寺本に、共に無きに

豐阿伎羅宮御宇天皇之世、新羅國有女神、遁去其夫、暫住筑紫國伊伎比賣島、乃曰、此島者猶不是遠、若居此島、男神尋來、乃更遷來、停此島、故取本所住之地名、以爲島名、とあり、(傳五大八島成出段下考ふべし、)書紀安閑卷に、勅大連云、宜放牛於難波大隅島、與媛島松原、續紀三に、靈龜二年二月、令攝津國、罷大隅媛島二牧、聽佰姓佃食之、萬葉二に、和銅四年、河邊宮人、姫嶋松原、見孃子屍、悲歎作歌、妹之名者千代爾將流姫嶋之子松之末爾蘿生萬代爾、などあり、此嶋にして、宴し給はむとて、幸行せるなり、○鴈は和名抄に、毛詩鴻鴈篇注云、大曰鴻、小曰鴈、和名加利、○生卵は、古字美多理伎と訓べし、○召建內宿禰命は、本より御從仕奉てあるを、御前近く召か、又御從は仕奉らざるを、召來らしむるか、何れにてもあるべし、○多麻岐波流は、宇知の枕詞にて、阿良多麻能と云と同意なり、阿良多麻は、中卷倭建命段の哥に見えて、其處(傳廿八)に云るごとく、年月日時の移りもてゆくを云言なり、さて多麻岐波流は、阿良多麻來經るにて、(阿良を省き、經を通音にて、波と云なり、)彼倭建命段哥に、阿良多麻能、登斯賀岐布禮婆、阿良多麻能、都紀波岐閇由久、とある是なり、(なほ彼哥の處を考合すべし、)されば此も、年月日時の經行ことにて、宇知とつゞく意は、顯現なり、(宇知、宇都、相通ふは、常のことなり、)そは現身、現世など云て、人の此世に生てあるほどを云り、故萬葉に、多麻岐波流命と多くつゞけ、世ともつゞけ、(又うつそみの命、うつそみの世、などつゞくるをも相照して心得べし、うつそみは、現身なり、)又内限とよめるも、現世の限なり、又たゞ世のことを、阿多良世と云るも、阿良多麻の世、多麻岐波流世と云と同じことにて、世と云、命と云、現と云、皆年月日時を經行間のことなる故に、多麻岐波流と

珠、既似鯫鳥皇女之珠、則疑之、命有司問其玉所得之由、對言佐伯直阿俄能胡之妻玉也、乃推鞫阿俄能胡、對曰誅皇女之日、探而取之、即將殺阿俄能胡、於是阿俄能胡乃獻己之私地、請免死、故納其地、赦死罪、是以號其地曰玉代、

亦一時。天皇爲將豐樂而。幸行日女嶋之時。於其嶋鴈生卵。爾召建內宿禰命。以歌。問鴈生卵之狀。其歌曰。多麻岐波流。宇知能阿曾。那許曾波。余能那賀比登。蘇良美都。夜麻登能久邇爾。加理古牟登。岐久夜。是。於建內宿禰。以歌語白。多迦比迦流。比能美古。宇倍志許曾。斗比多麻閇。麻許曾邇。斗比多麻閇。阿禮許曾波。余能那賀比登。蘇良美都。夜麻登能久邇爾。加理古牟登。伊麻陀岐加受。如此白而。被給御琴。歌曰。那賀美古夜。都毘邇斯良牟登。加理波古牟良斯。此者本岐歌之片歌也。

日女島は、攝津國西成郡にあり、(難波の古き圖を見るに、姫島は、九條島の南に並びたる島にて、今世に、勘助島と云處のあたりにあたれり、大坂の西の邊にて、南によれる處なり、然るを或說には、姫島は、今稗島と云處是なりと云り、稗島村は、下中島と云處の內にて、大坂の西北方なり、彼古圖の地とは合はず、なほよく尋ねて定むべし、) 攝津國風土記に、比賣島、松原者、昔輕島

乎、宍穗宮段に、己妹乎、などあるも同じ云ざまなり、○己君、古は王臣と分ちて、臣は、凡て皇子たちをも君とすること、宍穗宮段（傳四十目弱王條下）に委云むを考ふべし、上に奴乎と詔ふも、たゞに賤しめたるのみには非ず、君に對へる臣の意なり、（此事も、なほ宍穗宮段に云を考へ合せて知べし、）己は輕く見べし、（己君と云るは、別に私の君の如く聞ゆれど、然る謂には非ず、）○於膚熅は、（熅字は、温と煖とを合せて、此方にて造れる字にや、）波陀母阿多々祁伎爾と訓べし、（あきらか、さやか、のどか、ゆたか、などの類、古言には、あきらけし、さやけし、のどけし、ゆたけしと云て、あきらか、さやか、のどか、ゆたか、などは云ぬ格なる故に、此熅も、あたゝかなるとは訓ずして、あたゝけきと訓つ、萬葉三なる、筑紫乃綿者暖所見、なども、あたゝけくと訓べきことなり、さて波陀母と、母てふ辭を添て訓るは、事を緩やかに云なり、）弑奉て、即時未膚も冷ざるほどに、いたはりもなく、剝取れる所爲の、情なくむくつけきことを詔ふなり、○與は、阿多閇多流許登と訓べし、許登は、許登余と云意にて、（古の假字文に、常多き辭なり、）歎息の意を含める辭なり、○給死刑は、許呂須都美爾於許那比賜伎と訓べし、書紀允恭卷に、死刑、天武卷に、極刑、また大辟罪、などあり、給を、行賜ふと訓る據は、續紀卅二に、隨法斬乃罪爾行賜倍之とあり、（刑を給ふといふは、古言ともおぼえず、漢文のまゝと聞ゆれば、字のまゝには訓べきにあらず、又天武紀に、坐極刑ども あれども、おくも古言とは聞えず、おこなふと云ぞよく當りて聞えたる、）○書紀云、皇后令問雄鯽等曰、見皇女之玉乎、對言不見也、是歲當新嘗之月、以宴會日、賜酒於內外命婦等、於是近江山君稚守山妻、與采女磐坂媛、二女之手、有纏良珠、皇后見其

ひ、又かの王たちを殺奉て、雄鯽等皇女の玉を探て、裳中より得たり、などあるも、本より各高き玉なりし故にぞありけむ、）○引退は、比伎曾氣と訓べし、退け罷出しめて、宴に預らしめざるなり、○其王等は、速總別王と、女鳥王なり、○无禮は、上に見ゆ、（傳廿七小碓命條）○退賜は、伎良比賜閇流と訓べし、この訓のこと、中卷玉垣宮段に、雖怨其兄、とあるを、其兄ヲコソキラヒタマヘレとよみて、續紀の宣命どもを引ていへるがごとし、考見べし、（傳廿四）退棄賜ふよしなり、（上なる引退の退も、意は通ひて、同じかるべけれど、彼は伎良比とは訓べからず、）○異事は、氣那流許登と訓べし、（又氣志伎許登、又阿夜志伎許登などよまむもあしからじ、）萬葉十三（二十九丁）に、常從異鳴、十四（二十三丁）に、家思吉己許呂、（十五の卷にもかくあり）此外にも、異と云ること多かり、書紀欽明卷に、異などあり、さて其王等云々の事を、此にかく詔ふゆゑは、玉釧を剝取れるを、大き罪とし給ふにつきて、然らば、其王等を弑奉らしめ給ふは、如何ぞ、と云論のあらむことを所思て、先如此詔ふなるべし、○夫之は、（之字諸本に云と作るは誤なり、今は延佳本に依れり、）曾禮能と訓べし、曾禮は、其にて、直に大楯連を指て詔ふなり、（今世の言に、人に對ひて、其方と指て云其の如し、爾字、イマシとも、ソノともよむ、これも通へり、夫字は當らざれども、常に曾禮とよむ字なる故に、其訓を取て書るのみなり、此記には、さる類多し、）○奴乎、乎字諸本に手と作るは誤なり、今改つ、夜都古夜と訓べし、（夜は與と云むが如し、）朝倉宮段に、天皇詔者、奴乎、己家似天皇之御舍而造、即遣人令燒其家、とあると、語の勢も、罪を咎め給ふさへも、全同きを思ふべし、なほ此乎は、上卷に、我那邇妹命乎、中卷玉垣宮段に、云々、鷺

は、石之比賣命は、既く薨坐は、此時は、大后は八田皇女なり、然れども、彼紀の年紀も、必と泥むべきに非ず、此記の傳へを異にて、石之日賣命の大后にて坐しほどの事なりけむかし、(此記は、凡て年紀を立ず、事を記せる次第も、前後にかゝはらざることありて、たゞ事を別々に一づゝ記せり)○大御酒柏は、中卷明宮段に出て、(傳卅二髮長比賣條)其處に委云り、又此御段、上、御綱柏の處(傳卅六の始)をも考あはすべし、○諸とは、此豊宴に參集て候ふ人等、總てを指て云なり、(こと氏々へ係て云諸には非ず、もろ／＼の氏々とは讀べからず、氏々とは、別に離して讀べし、そも／＼此處は、もはら後宮の宴を云るにて、參れる人々は、女等のかぎりと聞えたり、次の言に、召出其夫大楯連とあるにても、男等は參らざること知らる、又男等には、大后の御手づからは、柏を賜ふべきにもあらじか、然れば、氏々の女等と云を、おきて、外に賜ふべき人等はあるまじければ、諸は、なほ氏々へ係るべきが如くにも聞ゆめれど、若然らば、上には氏々之女等とあれば、其處にこそ云べけれ、初に畧きて、次に詳しく云べきよしなし、されば、氏々の女等の外には、指べき人は無きにても、なほ諸は此宴に侍ふ諸人と云意なり、諸の氏々の女等と云には非ず)さてかく皇后の御手づから柏を賜ふ事など、古の豊宴の儀式にぞありけむ、○見知其玉釧は、大楯連が妻の手に纒るは、女鳥王の玉釧なることを、見知賜へるなり、(御酒柏を賜はらむとて、御前近く參りよりて、手を差伸たらむに、よく見えたるべし)書紀に其由見えたり、是を以て思へば、釧には甚美く貴きがありて、女鳥王のは、殊に世に絕てぞありけむ、(書紀に、初軍士を遣て追はしめ給ふ時に、皇后奏言云々、因勅云云、莫取皇女所賫之足玉手玉と詔

帖にも、萬葉九に、久志呂とある哥を、櫛の哥とせり、然るに顯昭袖中抄に其哥を出して、くしろは、釧字をよめり、内典には云々、在臂上名釧に云り、云々と云るは、しかすがに物知なりけり、かくて、師の冠辭考に詳に辨へられたるより、此物の名ふたゝび世に明らけくなりぬ、又和名抄農耕具中に、鍬、加奈加岐、一云久之路、とあるは、物に釧を誤て鍬とかけるに、くしろと云訓のあるを見て、誤て農具とせるなるべし、さて釧には、玉をも鈴をも著たる物と見えたり、玉釧とは、玉を著たるを云なるべし、(又玉と云は、例の美たる言にて、是も鈴を著たるにて、玉を著たるには非しかども思へど書紀には、たゞに珠とあれば、なほ玉つけたるなり、又鈴をつけたりしことは、冠辭考に見えたるが如し、)○此時之後は、許能能知と訓べし、上に自此後時ともあり、○豐樂上にいづ、(傳卅六の始、)○氏々之女等、書紀に、内外命婦等と書れたるは、後の漢文ざまの稱なり、氏々といふことは、遠飛鳥宮段にくはしく云べし、(傳卅九、)○朝參は、美加度麻韋理須と訓べし、書記雄略卷に、臣連伴造、毎日朝參、舒明卷に、群卿及百寮、朝參已懈、自今卯始朝之、巳後退之、因以鐘爲節、天武卷に、云々、二人勿使朝參、また諸文武官人、及畿内有位人等、四孟月必朝參、萬葉十八(三十二丁)に、朝參乃、伎美我須我多乎、美受比左爾、比奈爾之須米婆、安禮故非爾家里、(此朝參をば、マヰイリと訓たれどいかゞ、別に訓べき古言のありげに思はるれど、未考得ず、ミカドマヰリと云も、何とかや字に就て設けたる言めきて聞ゆれども、姑書紀の訓に依て、然訓つ、)○其王之、この其は、加能と訓べし、女鳥王なり、○參赴は、麻韋禮理と訓べし、(師のマウケリと訓れたるは、此にはわろし、)○大后石之日賣命、書紀にて

々、先帝御名、及朕之諱、公私觸犯、猶不忍聞、自今以後、宜並改避、於是改姓白髮部、爲眞髮部、山部爲山、(これより山宿禰と云り、)かくあれども、此姓何れの胤と云こと、物に見えたることなく、詳ならず、姓氏錄にも見えず、(大和國皇別に、山公、内臣同祖、味内宿禰之後也、また和泉國皇別に、山公、垂仁天皇皇子、五十日足彦別命之後也、また同國神別に、山直、天穗日命十七世孫、日古曾日乃己名命之後也などあれど、戸異なれば、これらの内にはあらじ、右の山直は、續後紀八に、山直池作に、宿禰姓を賜へることと見えたり、又攝津國神別に見えたる山直は、山代直を誤れるなるべし、或説に、山部赤人を、垂仁天皇の末なりと云るは、かの姓氏錄なる山公條を見て、ゆくりなく云る説なるべし、又此山部と、山邊とは、別氏にして、戸も異なり、一に混ふべからず、)右の顯宗紀に、此姓舊は伊豫來目部とあれば、若くは大久米命の末にて、久米直と同祖にもやあらむ、久米直の、伊豫國に由縁あること、上卷彼氏の下(傳十五のをはり)考あはすべし、さて山部連と云姓を賜ひしは、書紀に依に、顯宗天皇の御世なるに、此の記しざまはいぶかし、(此は山部連之祖、大楯などこそあるべけれ、)書紀の傳へは、姓名異なり、次に引るが如し、○玉釧は、釧字諸本に釵と作、眞福寺本には劔と作る、並誤なり、師の釧と改めて、久志呂と訓れたるぞ正しき、此久志呂の事、冠辭考の釧著、拆釧、纒釧、玉釧などの條々に云れたるが如し、)萬葉にも、字を寫誤て、釽、劔など書て、訓をも誤れり、されど、久志呂、串呂なども書る處ありて、名と志るし、和名抄服玩部に、釧、内典云、在指上者名之曰環、在臂上者名之爲釧、比知萬岐とあるは、即久志呂なるを、比知萬岐とのみ記したるは、そのかみ既く久志呂と云名は亡せて、人も知らざりしにや、六

ねと云哥なり、伊勢の蔣代野にて殺とあるは、此記の傳と異なり、廬杵河は、谷川氏云、今の一志郡の家城川なるべし、河口と云も、此川の口なりと云りさもあるべし、家城川に、雲出川の上にて川を隔て、北家城村、南家城村とてあり、川口と云は、其東方なり、さて北家城村のあたりに、石をたゝみて造れる窟ありて、里人夫婦窟と云り、是此二王の御墓なるべし、其窟の上に冢あり、これ窟は、其冢の下方のかたく崩れて、内なる岩構の顯れたる物なるべし、）

其將軍山部大楯連。取其女鳥王。所纒御手之玉釧而。與己妻。此時之後。將爲豊樂之時。氏氏之女等皆朝參。爾大楯連之妻。以其王之玉釧。纒于己手而參赴。於是大后石之日賣命。自取大御酒柏。賜諸氏氏之女等。爾大后見知其玉釧。不賜御酒柏。乃引退。召出其夫大楯連以。詔之。其王等因无禮而退賜。是者無異事耳。夫之奴乎。所纒己君之御手玉釧。於膚熅剝持來。即與己妻乃給死刑也。

將軍、上に出、（傳卅一のはじめ）○山部大楯連、山部連氏は、甕栗宮段に、山部連小楯と云人見ゆ、書紀顯宗卷に、山部連先祖伊豫來目部小楯、云々、夫前播磨國司來目部小楯、（更名磐楯）求迎舉朕厥功茂焉、所志願勿難言、小楯謝曰、山官宿所願、乃拜山官、改賜姓山部連氏、天武卷に、十三年十二月、山部連賜姓曰宿禰、（山部赤人など、此氏人なり、）續紀に、延暦四年五月、詔曰、云

ともおぼえずと云意なり、此御哥、書紀には、破始多氏能佐餓始枳椰摩茂和藝毛古等、赴馱利古喩例麼椰須武志呂箇茂とあり、意は同じことなり、(梯立の如く、險き山なれども、妹とゝもに越れば、苦しくもおぼえず、安けき席の上に居るが如しとなり、)○逃亡は、二字を、爾宜弖と訓べし、○宇陀は、上にいづ、(傳十八のをはり)○蘇邇は、大和國宇陀郡の東の極の山中にて、今世八村(長野村、掛村、小長尾村、今井村、葛村、伊賀見村、太郎路村、鹽井村、)ありて、曾爾谷と云、古の漆部郷なりとぞ、伊賀伊勢の堺に近き處なり、(今世長谷より伊勢へ越るに、大道二あり、萩原驛より分れて、北なるは、伊賀國を經て、伊勢の一志郡に至る、南なるは、赤羽根越と云て、直に伊勢の同郡に至る、蘇邇は、其二道の間にありて、赤羽根越の道なる菅野驛より少し西北方なり、此王たちの物し給へりし路は、書紀の趣を以て思ふに、蘇邇より一志郡の家城村を經て、川口に至る道と聞えたり、古の大道は、是にやありけむ、川口關と云も、この道なり、)○殺は、志勢麻都理伎と訓べし、志勢といふことは、上卷沼河比賣哥の下(傳十一)に云るがごとし、○書紀云、天皇聞是歌、而勃然大怒之曰、朕以私恨、不欲失親忍之也、何曁奚私事將及于社稷、則欲殺隼別皇子、時皇子率雌鳥皇女、欲納伊勢神宮而馳、於是天皇聞隼別皇子逃走、即遣吉備品遲部雄鯽、播磨佐伯直阿俄能胡曰、追之所逮即殺、爰皇后奏言、雌鳥皇女、寔當重罪、然其殺之日、不欲露皇女身、乃因勅雄鯽等莫取皇女所賚之足玉手玉、雄鯽等追之至菟田、迫於素珥山、時隱草中、僅得免、急走而越山、於是皇子歌曰、破始多氏能云々、爰雄鯽等知免、以急追及于伊勢蔣代野而殺之、時雄鯽等探皇女之玉、自裳中得之、乃以二王屍、埋于廬杵河邊而復命、(聞是哥とは、さゝきとらさ

を脱し、一本には、伎字、及泥字を脱せり、今は眞福寺本延佳本又一本などに依れり。）岩掻不得而なり、○和賀弖登良須母は、吾手取すもなり、登良須は、登流を延たる言、母は助辭なり、（かくの如き處に、母と云こと、古歌に多し。）一首の意、倉椅山のいと嶮しさに、岩に掻付つゝ、登るに、女鳥王は、手弱女に坐ば、然岩にも得掻著賜はで、我手に取著給ふことよとなり、（吾手は、速總別王の手なり、さて第四句を、契沖は、伊毛波伎加泥弖として、妹者來不得而なり、と云るは、何の本に依れるにか、私に毛字を加へたるにや、されど、契沖はさることはをさ／＼せぬ人なり、大和志に引たるにも然あり、いぶかし、師も是を用ひられたり、然れども、是れはひがことなり、險き山路を登らむほどには、來かねてと云言は似つかはしからず、のぼりかねてなどこそ云べけれ、又來かねて、吾手を取と云むは、言たがへり、加泥は、不得と書る如くにて、來ること得ざる意なれば、いかでか吾手を取ると云ことあらむ。）肥前國風土記に、杵嶋郡有一孤山、名曰杵嶋、閭士女毎歳春秋、登望樂飲哥舞、歌詞曰、阿良禮符縷耆資熊加多塏塢嵯峨紫彌苔、區縒刀理我泥底伊母我提鷗刀縷、是杵嶋曲とあるは、（熊字いかゞ。）此の御哥を取て、所々詞をかへて、彼歌曲に用ひたる物なり、（萬葉三に、霰零吉志美我高嶺乎險跡、草取可奈和妹手乎取、これは右の杵嶋曲の哥なるを、仙柘枝哥と題せるは、ひがことなり、荒木田久老云、可奈和は、可爾手を寫誤れるなり。）○又歌曰、云々、佐賀斯祁杼は、嶮しけれどなり、さるを、禮を省きて云は、古哥の常なり、○伊毛登能煩禮波は、（波子は必婆なるべきを、諸本皆波と作るは、寫誤れるなるべし。）與妹登者なり、○佐賀斯玖母阿良受は、嶮しくも不有なり、妹を携へて、諸共に勝れば、險しくて苦し

のみなり、伊菟岐は、五十槻なるべし、嚴木はよしなし、〕○聞此歌は、傳に聞賜へるなるべし、○欲殺は、登理多麻波牟登須と訓べし、殺を登流と訓べき由は、中卷水垣宮段〔傳廿三日子坐王條〕に、委云り、考ふべし、○逃退は、爾宜佐利と訓べし、〔此二字、訶志比宮段末にあるを、ニゲ。。シ。。リ。ゾ。キと訓つれど、此は、然は訓べからず、〕穴穗宮段に、逃去とある、と同じさまなれぱなり、○倉椅山は、大和國十市郡にあり、崇峻天皇の、倉椅柴垣宮、又諸陵式に倉梯岡陵、在大和國十市郡、これら同地なり、〔今倉橋村は、櫻井より多武峯にゆく間なり、山は村の東方にあり、神名式に、十市郡下居神社あり、そを文德實錄九には、椋橋下居神とあり、今も下居村は、倉橋村の南につゞけり、〕書紀天武卷、七年是春云々、竪齋宮於倉梯河上云々、また、十二年十月、天皇狩于倉梯、續紀慶雲二年三月癸未、車駕幸倉橋離宮、三代實錄に、貞觀十一年七月八日、大和國十市郡椋橋山河岸崩裂、高二丈、深一丈二尺、其中有鏡一、廣一尺七寸、採而獻之、萬葉三〔二十二丁〕に、椋橋乃山乎高可夜隱爾、出來月乃光乏寸、七〔二十七丁〕に、橋立倉椅山立白雲、云々〔同卷に、橋立倉椅川云云、橋立倉椅川云云、〕さて今此王たちの、此山に登給ふは、書紀に依るに、越て伊勢へ往坐むとてなりけり、○波斯多弖能は、梯立之にて、倉椅の枕詞なり、其由は、冠辭考に見ゆ、〔倉の梯と云意につゞくなり、〕○久良波斯夜麻袁は、倉椅山をなり、○佐賀志美登は、嶮みとなり、〔さがしさにと云むが如し、〕字鏡に、嵯峨佐加志、また、崱屶山峻嶮之貌、佐加志、また嶢峴佐加志、峨也嶮也、また、礬嵓山高岐之貌、佐可之、などあり、〔此言を、嵯峨の字音と思ふは、ひがことなり、彼字音は、おのづからたまたま合へるなり、〕○伊波迦伎加泥弖は、〔舊印本には、迦字及加字

婆理波は、雲雀者なり、和名抄に、崔禹賜食經云、雲雀似雀而大、和名比波里、楊氏漢語抄云、鴇鷓、和名上同、○阿米邇迦氣流は、於天翔なり、飛ていと高く騰るを云、○多迦由玖夜、波夜夫佐和氣、上なるに同し、但此は、御名を云て、やがて隼に譬へたり、○佐邪岐登良佐泥は、鷦鷯取さねなり、登禮を延て、登良世と云は、常なるを、又かく泥と云も、一の格なり、（行けをゆかさね、遣れをやらさね、など云類、皆此格なり、又取れをとりね、行けをゆきねと云類あり、是又一の格にて、意は皆同じ、）取給へと云意なり、さて此は、大雀命（天皇）を、弑賜へと云譬なり、（書紀釋に、我朝鷹始出來は、仁徳四十三年也、其以前不可讀鷹才學云々、と云るはあたらぬことなり、鷹を使ひて鳥を捕らすることそ、此御世より始まりつらめ、鷹のたぐひは、もとよりみづからよく鳥をとる物なるをや、）上に、雲雀は天に翔ると云るは、たゞ此句を云むためなり、雲雀は高く天に翔れば、捕るに勢あるべければ、近き鷦鷯を取賜へと云なり、（雲雀云々は、譬の意には關らず、又契冲が、雲雀の如く隼も高く翔りて、鷦鷯を捕れとなり、と云るは、書紀の哥になづめる説にて、わろし、雲雀はと云る語の勢にかなはず、）さて何の故に、天皇を弑し奉賜へとはのたまへるぞと云に、初より天皇の乞賜ふに從ひ奉らずして、速總別王に婚給へれば、必天皇の御咎あらむ事の、恐しく畏くてなるべし、○書紀云、俄而隼別皇子、枕皇女之膝以臥、乃語之曰、孰捷鷦鷯與隼焉、曰隼捷也、乃皇子曰、是我所先也、天皇聞是言、更亦起恨、時隼別皇子之舍人等歌曰、破夜步佐波、阿梅珥能朋利、等弱箇慨梨、伊菟岐餓宇倍能、婆弉岐等羅佐泥、（婆字は、娑を誤れるなり、天にかけりを、契冲が、天位にのぼり給ふべき意なり、と云るはわろし、此二句は、隼の威勢を云る

隼別皇子密親娶而、久之不復命、於是天皇不知有夫而、親臨鵄鳥皇女之殿時、皇女織縑、女人等歌之曰、比佐箇多能、阿梅箇儺麼多、謎廼利餓、於瑠箇儺麼多、波椰歩佐和氣能、瀰於須譬鵝泥、爰天皇知隼別皇子密婚而恨之、然重皇后之言、亦敦友于之義、而忍之勿罪

此時。其夫速總別王到來之時。其妻女鳥王歌曰。比婆理波。阿米邇迦氣流。多迦由玖夜。波夜夫佐和氣。佐邪岐登良佐泥。天皇聞此歌。即興軍。欲殺。爾速總別王女鳥王。共逃退而。騰于倉椅山。於是速總別王歌曰。波斯多弖能。久良波斯夜麻袁。佐賀志美登。伊波迦伎加泥弖。和賀弖登良須母。又歌曰。波斯多弖能。久良波斯夜麻波。佐賀斯祁杼。伊毛登能煩禮波。佐賀斯玖母阿良受。故自其他逃亡。到宇陀之蘇邇時。御軍追到而。殺也。

此時は、誤字かと師の云れたる信にいかゞなり、(下に到來之時とあればなり、)故思ふに、此御段、上に自此後時云々ともあり、又下に、此時之後ともあれば、こゝも時の下、或は上に、後字の脱たるにや、故姑許能々知と訓つ、○夫は、袁と訓べし、上卷須勢理毘賣命の御哥に、那袁岐弖、遠波那志、(汝を置て夫は無しなり、)とあればなり、和名抄に、夫乎宇止とあるは後なり、また後夫字波乎、前夫志太乎とあるにて、夫は、乎と云しことを知べし、○到來は、伎麻世流と訓べし、○比

ふ服は、誰が料にかと問賜へるに答へて、速總別王の、御おすひ料にて侍るとよみ賜へるなり、故上の多泥も、加泥なるべしとは云なり、(上なるは、之よりつゞけば、加清音なるべし、此は、淤須比よりたゞにつゞく故に、賀濁音なり、) さて如此よみ賜へる意は、此時速總別王は、天皇の媒をし奉り給ふなれば、忍々に、天皇の御言を傳へに、此處に往來賜ふ時々、著賜ふべき淤須比の料ぞと云意に申しなし給へるにぞあらむ、淤須比は、上代には男も女も、形を隱す服なればなり、(右の如く見されば、此御答哥、すべて心得がたし、其故は、此時天皇の乞賜ふ時なるに、其御前に對ひ奉て、憚りもなく、自速總別王の料ぞと顯して申し給はむこと、上代の人心、いかに直しとても、あるべきことにあらず、必つゝみ隱したまふべきことならずや、) ○知其情、諸本に、情字を脱せり、今は眞福寺本延佳本に依れり、情とは、内々の實のありさまを云、(心をば、裏とも云て、内と通へり、からぶみにも、情狀情實など云り、) 答御哥には、右の如く、似つかはしく、好さまに云なし賜へども、そは僞にて、實には速總別王に婚賜へる故に、其忍びて通はむ設の淤須比料を織給ふなり、と内々の情狀を、悟り給へるよしなり、(もし答御哥を、右の如く見ずして、たゞ何となく見るときは、知其情と云ことと、たしかに當らず、情とは、表方の言辭に對へて、内々の實をいふ言なればなり、よく〳〵味ふべし、) ○還入二字を、迦閇理坐伎と訓べし、(こゝは、入と云ことは用なき處なれば、たゞ入字は、添て書るのみなり、) かくさまに書るも例あり、朝倉宮段に、賜入とも見え、萬葉二に、奉入哥、祝詞式に、齋内親王奉入時、などもあるが如し、(これらも、入字は、讀べきにあらず、) ○書紀云、四十年春三月、納鵙鳥皇女、欲為妃、以隼別皇子為媒、時

きを、省きて、波多とのみも云なり、)波登理を、服部と書も此故なり、(服織部のよしなり、)さて波多織と云にも、機織と、服を織と、二の意あり、此は書紀には、於瑠箇儺麼多とあるに依らば、織機なるべけれど、下なる句と合せて思ふに、なほ服とする方ぞ親き、○多賀多泥呂迦母は、誰之料歟もなり、多禰は、必加泥とあるべきことなり、上巻八千矛神の御哥にも、茜を、阿多泥と書り、共に加の草書を、多に誤れるにやあらむ、必加泥なるべしと云ゆゑは、次の御歌に、速總別の御おすひ賀泥と答へ給へる賀泥と一言にて、此は、誰が加泥ぞと問賜ふ御言なればなり、なほ御答哥の處に云べし、(多泥を爲とせむはいかゞ、多米を、然云る例もなきことなり、)呂迦母の例、中巻、明宮の段、大御哥のところにいへり、(傳三十二)呂と母は、助辭なり、○多迦由久夜は、高行やなり、虚空飛と云むが如し、(たゞ高く行と云とは、少し異なり、)この事、中巻玉垣宮段に、高往鵠之音、とある處(傳廿五)にいへり、こゝは隼の枕詞なり、○波夜夫佐和氣能は、速總別之なり、○美淤須比賀泥は、御おすひ料なり、淤須比は、上代に、形を覆隱さむために著たる服なり、此物の事、上巻八千矛神の御哥の下(傳十一)に、くはしく云り、賀泥は、中昔の書どもに、(皇后になり給ふべき姫君を、)后がね、(皇太子に立賜ふべき皇子を、)坊がね、(博士になるべき學者を、)博士がね、(聟になるべき男を、)聟がね、など云る賀泥にて、此ら皆其になるべき豫ての設下かたの意なれば、此も御おすひにすべき料と云ことなり、なほ萬葉哥に、云々賀泥、云々賀爾、と云る詞多し、其も(用言よりつゞけ云ると異のみにて、)同言なり、(萬葉の賀泥、賀爾とよめる哥どもは、詞玉緒、七の巻に出せり、)さて此は、上の天皇の大御哥に、此織給

り、なほ此治てふ言の意は、上卷傳十二（幸魂奇魂段）に委云り、○不仕奉吾は、吾を、不仕奉の上へ移して心得べし、○直幸女鳥王之所坐而、こは許などは云ずして、所坐とも云るは、其殿に幸と云とは、こゝろばへ異にして、其御座所まで、直に入幸るよしなり、故直とは云り、（又直と云るは、速總別王の返言申し賜はざるに依て、御自幸る意をも帶たるか。）所坐は、坐處の意なり、上卷に、不知所出とあるも、不知將出處の意にて同じ、（所字、虚字の意には非ず、此記には、かゝる文多し、師は、坐の下に、處字脱たりと云れたれど、然らず。）○闕上は、一本、又書紀釋に引るなどには、間一字に作り、其もあしからず、されど、今は眞福寺本延佳本又一本などに依れり、（一本に、閾を闕と作るは誤なり、又舊印本には、此ところ、王字より王字まで、十七字脱たり。）閾は、斯伎美と訓べし、和名抄に、爾雅注云、閾門限也、兼名苑云、閾一名閫、和名之伎美、俗云度之岐美と見え、靈異記に、閫土自支彌とあり、敷て戸を持よしにて、敷持の意の名か、○賣杼理能は、女鳥之なり、○和賀意富岐美能は、吾王之なり、吾と親みかしづきて詔ふなり、○淤呂須波多は、織す服なり、淤流を延て、淤良須とも、淤呂須とも云は、古言の常なり、（良といはずして、呂と云るは、異さまに聞ゆめれども、宇都流を宇都呂布、隱るを加久呂布と云たぐひなり、又所知看を、志呂志賣須と云なども同じ。）波多に二あり、一は機にて、こは皆人の知れることなり、今一は、服字を書て、布帛の類、凡て織成せる物の總名なり、倭文布を志都波多と云、神功紀に、千繒高繒、天武紀に、綾羅又綺などある、此らにても心得べし、（然るを世には、波多といへば、たゞ機とのみ心得て、布帛の惣名なることをば知らざるが如し、機は、布帛を織る具なるを以て、波多物と云べ

別王曰。因大后之强。不治賜八田若郎女。故思不仕奉。吾爲汝命之妻。即相婚。是以速總別王不復奏。爾天皇直幸女鳥王之坐所而。坐其殿戸之閾上。於是女鳥王坐機而。織服。爾天皇歌曰。賣杼理能和賀意富岐美能。淤呂須波多。他賀多泥呂迦母。女鳥王答歌曰。多迦由久夜。波夜夫佐和氣能。美淤須比賀泥。故天皇。知其情。還入於宮。

速總別王、上に出、(傳卅二のはじめ) ○媒は、那迦毘登と訓べし、催馬樂淺水に、不利爾之和禮乎多禮曾古乃名加比止太天々美毛止乃加太知世宇曾己之止不良比爾久留也、とあるに依れり、中人の意なり、(今世にも、なかうど、云り、) 字鏡には、媒奈加太豆とあり、(豆字いかゞ、知とこそあるべけれ、那加陀知といふも、古き稱なるべし、) ○女鳥王、上にいづ、(傳卅二の始) ○乞は、中卷、明宮段のすゑにも、吾雖乞、伊豆志袁登賣、不得婚、とあり、其處にいへり、(傳卅四) ○語速總別王曰、この上に、天皇の、女鳥王に傳へ告給ふ語のあるべきを、其は、媒として乞賜ふと云に具れる故に、省けるなり、○大后は、石之比賣命なり、○强は、淤受志と訓る宜し、この言のこと、上卷天宇受賣命の下 (傳八) に、くはしく云り、此は、嫉妬深くて、强悍く坐を云なり、○不治賜とは、所念めすまゝに、召入て、寵給ふことも得爲賜はぬを云な

たゞのたまふと云に同じ、凡て言を解くに、其本の意を云ては、中々に用ひたる意にたがふこと多し、用ひたる意を主と解くべきなり、）〇比登理袁理登母、上に同じ、此下に、含みたる意あるべし、御子は無くとも、縦思ほし棄る事はあらじと、天皇の詔はゞ、獨居とも、なほ頼もしくこそ思ひ奉らめとなり、〇御名代、上に出、（傳三十五葛城部下）〇八田部、凡て某部と云稱の事は、上（傳廿四河上部下）に云り、舊事紀（物部連氏の世つぎを記せる中）に、矢田皇女、難波高津宮御宇天皇、立爲皇后、而不生皇子之時、詔侍臣大別連公、爲皇子代、后號爲氏、使爲氏造、改賜矢田部連公姓、（后號爲氏云々とは、さかしらに改めたる文と見えて、爲氏造など云ことと聞えず、此は、此皇后の御子代として、矢田部を定めて、大別連を以て、其部造として、矢田部連と云姓を賜へるよし、物に記せるを取て、其意をえわきまへず、みだりに書たるものなり、彼紀には、かかる類つねに多し、部造は、何れにまれ、其部を掌る者なり、さて此舊事紀にては、八田皇女の御母は、此物部連氏の女にて、大別連は、其弟なれば、其由縁を以てぞ、八田部をば掌らしめ給ひけむ、姓氏録に、矢田部連、伊香我色平命之後也、矢田部、饒速日命七世孫、大新河命之後也、矢田部造、伊香我色雄命之後也、矢田部首、伊香我色雄命之後也、など見ゆ、伊香我色雄命も、大新河命も、大別連の先祖なり、さて又外に、矢田部、鳴縣主同祖云々、と云姓も見えたり、）和名抄に、攝津國八田部郡、八部（也多部）郷あり、〇書紀云、三十八年春正月癸酉朔戊寅、立八田皇女爲皇后、

亦天皇。以其弟速總別王爲媒而。乞庶妹女鳥王。爾女鳥王語速總

るべきさまに思はるれど、よく思へば、伊波米にてよと聞ゆることなり。）〇阿多良須賀志賣は、可惜清し女なり、書紀雄略巻歌に、阿拕羅陀倶彌皤夜また、婀拕羅須彌儺皤などもあり、契冲云、神代紀に、吾心清々之とあるに依に清き女とほめ賜ふなり、菅を祓の具に用るも、清き物にて、すが〳〵しと云意に、須宜とは名けたればなり、されば、菅を以てまづ譬に詔へりと云り、師云、すかしめとは、佐加志女、久波志女など云類の云ざまなりと云れたり、物語書などに、女の美きを、伎與良那理と云ると同じこゝろばへなり、〇夜多能比登母登須宜波、二句上に同じ、〇比登理袁理登母は、雖獨居なり、（をるともと云ずして、をりともと云と、傳十九忍坂大室條に云り。）大御歌に、子不持云々とあるを承て、申給へるなり、〇意富岐彌斯は、天皇しなり、斯は助辭、〇與斯登岐許佐婆は、縱と詔はゞなり、獨居とも縱やとつゞきて、御子は無くとも縱やの意なり、（契冲、與斯を好と注して、我を好しと詔はゞなり、と云るはいかゞ、御自のことを、好しと詔はゞとは、よみ賜ふべきことに非ず。）詔ふと云べきを、伎許須と云る例、書紀此天皇御歌に、以破能臂謎餓、飫朋呂伽珥、枳許瑳怒、于羅愚波能紀、（のたまはぬなり。）萬葉四（三十四丁）に、根毛許呂爾、君之聞四手、年深、長四云者、（のたまひてなり、今本、手を乎に誤れり。）十一（三十三丁）に、狗上之、鳥籠山爾有、不知也河、不知二五寸許瀬、余名告奈、十二（二十四丁）に、空言毛、將相跡令聞、戀之名種爾、（此らのたまへなり。）十三（十九丁）に、莫寢等、母寸巨勢友、（のたまへどもなり。）又、（二十六丁）君者聞之二二、（のたまひしなり。）廿（五十九丁）に、和我勢故之、可久志伎許散婆、などの如し、（此言の本の意は、令聞と云ことなるべけれど、用る意は、

而、吾乎令偲、息長之、遠智能子菅、などなほあり、○古母多受は、子不持にて、子持ずしての意なり、(かゝる處の受は、後世には、傳といへども、古は傳と云ることなし、萬葉の哥などにも、みな受とよめり、) 契冲云、笋を竹子といふ如く、草木も、本に傍て生出るを、子と云なり、八田皇女の御腹には、皇子のおはしまさゞれば、一本菅にたとへて、惜ませたまふなり、(拾遺集に、吾のみや子持るてへば高砂の、尾上に立る松も子もたり、) ○多知迦阿禮那牟は、立歟將荒なり、契冲云、立荒とは、立榮ゆと云裏なり、(己さきには、阿字は訶の誤にて、枯なむなるべしと思ひしかど、皇女を譬へて、其御許に贈給ふ御哥に、ゆゝしく枯なむとは詔ふまじくおぼゆ、されどなほ訶禮にてもあらむか、甕栗宮段、袁祁命の御哥にも、訶禮を阿禮と誤れる例もあり、) ○阿多良須賀波良は、可惜菅原なり、○許登袁許曾は、言をこそなり、袁は爾と云に同じ、(後世には爾と云言を、古は袁とも云る例なほあり、) 遠飛鳥宮段、輕太子の御哥に、許登袁許曾、多々美登伊波米、催馬樂櫻人に、己止乎己曾、安須止毛以波女、○須宜波良登伊波米は、菅原と將言なり、(上には須賀波良、此には須宜波良とある、かくの如く同言を二たび云ときは、少し換て云こと、古歌の常なり、) 二句の意、契冲かの輕太子の御歌を解て云、言にこそ疊よゆめといへ、實には我妻よゆめ〳〵の意なり、と云て、此もそれに同じ、實にはたゞ菅原の事には非ず、汝命のことなり、と詔へるなりと云り、己又思ふに、萬葉十一に、言云者、三々二田八酢四、少九毛、心中二、我念羽奈九二、と云歌の意にて、言にこそ菅原といはゞ輕易げならめ、實は然らず、可惜清し女ぞと詔ふにもあらむか、されどなほ契冲說まさりたるべし、(伊波米は、此も、右に引たる二も、みな伊閇とあ

古事記傳三十七之卷

本居宣長謹撰

高津宮下卷

天皇戀八田若郎女。賜遣御歌。其歌曰。夜多能。比登母登須宜波。古母多受。多知迦阿禮那牟。阿多良須賀波良。許登袁許曾。須宜波良登伊波米。阿多良須賀志賣。爾八田若郎女答歌曰。夜多能。比登母登須宜波。比登理袁理登母。意富岐彌斯。與斯登岐許佐婆。比登理袁理登母。故爲八田若郎女之御名代。定八田部也。

天皇戀八田若郎女、此御事上に見ゆ、(傳三十六)〇賜遣は、淤久理多麻幣流と訓べし、(字のまゝに訓ては、言いがゝなればなり、若くは賜字は、贈を誤れるには非るか、)〇夜多能は、(三言句)八田之なり、此地の事、上に云り、(傳卅二のはじめ)〇比登母登須宜波は、一本菅者なり、神代の哥に、一本薄ともある類なり、和名抄に、菅、和名須計、さて此は、此皇女を譬へるなり、女を菅に譬へたるは、萬葉七(三十三丁)に、眞珠付越能菅原、吾不苅、人之苅卷、惜菅原、十三(二十七丁)に、師名立、都久麻左野方、息長之、遠智能小菅、不連爾、伊苅持來、不敷爾、伊苅持來而、置

すべき物とは思はずと、たはぶれたるなり、又袖中抄に、朝倉を御前の返歌とす、と云るも、調の易る時にうたふ歌と定められたるにて、朝倉を返すと云も調を易て此哥をうたふを云、朝倉がへしと云是なり、其時音振も拍子も皆かはると見えたり、大比禮返と云も、返し歌に、大比禮をうたふことなり、）そもそも、物の調歌音などを呂律と分つことは、漢國の定めに依れることとにて、（但し皇國にてはいかなる故にか、呂律の名、漢國とは相反りて呂と云は、彼國の律、律と云は、彼國の呂なり、漢學の人、いぶかること勿れ、）後のさだなるに、此の返歌を其調の易ることに說むは、如何と思ふ人あるべけれど呂律など云名こそ後なれ、上代よりして歌音にも、物の調などにも、おのづから強き柔なる差などはあるべければ、其を飜して歌ふ事などもありて、返歌と名けゝむこと何かは疑はむ、（然るわざの、上代より有て傳はりたるを稟て、後にも然るわざはあるなり、）

古事記傳三十六之卷終

を借り給ひてと、詞書あり、伊勢の答哥も、六帖にのれり。）袖中抄返し物の條に右の哥どもを引て、神樂譜云、朝倉吹返催馬樂拍子云々、あさくらや木の丸殿に云々、此歌爲御前返歌是延喜廿一年勅定也、神樂遊仕る時は、榊音振唱、又云、星已了搔返絲竹してて可仕朝倉、支催堪能之歌人、私云、朝倉うたふをば、あさくらかへすと云、或は吹返といひ、或は搔返絲竹と云り、或は催馬樂拍子と云り、（云々、）此かへすは、笛も琴も別にしらべ改むるか、催馬樂拍子と云にて知りぬ云々、（これまで、袖中抄。）江次第石清水臨時祭儀に、舞人出畢陪從反歌退出と見えて抄に反歌大比禮返也とあり、源氏物語若菜上卷に、唱歌の人々御階に召て勝れたる聲のかぎり出して、返り音になる、夜の更行まゝに物の調どもなつかしくかはりて、青柳遊ひ給ふほど云々、注にかくりこゑになるは、呂の律になるなり、とあり、體源抄にも返り聲に青柳をうたふと云は、律の聲を返り聲と云と云り、（これは、凡て律聲を、返聲と云には非ず、呂聲の易りて、律聲になれるを云なり。）又云、朝倉がへしと云は、朝倉の哥を催馬樂拍子にうたふを云、神樂は一越調なるを、催馬樂拍子に琴を調ぶるなり、と云り、（是も右の袖中抄に、星已了云云、とある處を見て心得べし。）右のことゞもを合せて考るに、調の易るを返ると云、其は、物の下上に易るを覆ると云、裏表に易るを、飜ると云類にて、調の易るは、呂の律に飜るなり、さて其調を易へたる際に歌ふ歌を返歌と云、返物と云も是なり、（かの青柳は調の律にかはる時にうたふ歌なるを以て、返物と云なり、源氏物語に、物のしらべどもなつかしく易りて、と云る呂の律にかはりたるさまなり、六帖の歌の意は、春の調は呂にて、律に非れば、返物とは思はずと云て、借たるを返

陛下納八田皇女爲妃其不欲副皇女而爲后遂不奉見乃車駕還宮天皇於是恨皇后大忿而猶有戀思三十五年夏六月皇后磐之媛命薨於筒城宮三十七年冬十一月甲戌朔乙酉葬皇后那羅山（諸陵式に、平城坂上墓磐之媛命云々、）○志都歌之返歌此御段の末にも、如此云るあり、彼處には、返歌を諸本共に、歌返とあるを、たゞ延佳本にのみは、返歌とあり、かくて此も諸本には、返歌とあれども、眞福寺本には、歌返とあり、故思ふに、歌返とある方や正しからむ（若然らば彼處に延佳本に、返歌と作るは、例のさかしらに改めたるなるべく、此處に諸本に、返歌とあるも、下上に、誤りたるなるべし、）もし歌返ならば、宇多比加幣志と訓べきにや、されどなほ返歌と云ぞ、理穩に聞え、又夷振之上歌など云例格にも叶へれど今は姑く此も彼も返歌とあるに依つ、さて、志都歌と云は、朝倉宮段にも二處に見えたり、（何れも、志都と作て、都字は清音なり、倭文の、つも常には濁れども、古書には、都の假字を書て、淸音なれば、靜の、つも、古は淸しなるべし、）神樂歌古本に云々、次薦枕靜歌（柏子十本末各五）尻上（拍子十四本末各七）又（裏書）以前宮人木綿志天前張、此三首各靜歌二返尋琴拍子打尻擧二返云々、と見え、韓神歌に、靜韓神早韓神と云こともあり、早に對へて、靜と云を以て見れば、志都歌は、徐に歌ふ由の名なるべし、返歌は、古今集大哥所哥の、神樂哥の中に、返し物の哥とて、青柳を片糸に搓て云々の哥を載たり、此哥は、神樂の青柳と云哥なり、（古今集に、返物の哥と云は、此一首の題なり、袖中抄に次なる、眞金吹の哥をも連ねて擧たるは誤なり、眞金吹は、左に注ありて、別なり、）六帖（琴哥）に、吾妻琴春の調を借しかば返し物とは思はざりけり、（此哥伊勢集に、故中務宮の琴

云る古言のありしを、祝詞には取れるなるべし。）さて是も即此時に、見渡し賜ふを梢を以て譬賜へるなり、故上に打渡すとはあるなり、（此御句、書紀、今本の那字は、耶の誤なることを曉れる人なくして、契沖が長延として、縄などを長く延たる如く長き道を行幸せる意なりと云る其外も長延として云る説どもあれど皆かなはず、延は、波閇にて、延と閇と、假字も異なるものをや。）○岐伊理麻韋久禮は、來入參來れなり、（麻韋を、麻韋理の下略と云は、言の本末たがへり、麻韋理は、參入なり、詣は、參出にて、麻韋と云こそ、言本なれ。）中卷白檮原宮段歌に、意佐加能意富牟盧夜爾比登佐波爾岐伊理袁理、萬葉四（四十六丁）に、不近道之間乎煩參來而、又（五十九丁）持將參來、廿（十丁）に、安禮波麻爲許牟、○一首の意は、汝の嫉妬して、喧擾く言賜へばこそ、朕は幾多の御供奉人を引率て所狹く煩しきに、ふりはへて來つれと詔ふなり、（彌木榮に譬へて、御供奉人の多きことを詔へるは、行幸せる事の容易からず煩しき由なり。）○所歌は、師の、美宇多波斯多流と訓れたる宜し、用語にも、御と云こと、御寢坐御立などの如し、○六歌は、牟宇多と訓べし、（ムツノミウタと訓べきが如くなれど、此はたゞ數を云なれば、なほ牟宇多と云べきなり。）六首と云ことなり、（凡て歌幾首は、幾宇多と云ぞ雅言の常なる記中に、二歌とも三歌とも四歌ともあり。）上なる、山代川を川上りとある御歌より此まで七首の内に、口比賣の歌一を除きて、六首なり、（其中には正しく大后とよみかはし給ふには非るも交れゝど、其も此大后との御中の事に因れる御歌どもなれば、一にしてかく云るなり。）書紀云、明日乘輿詣于筒城宮、喚皇后、皇后不參見、時天皇歌曰云々、亦歌曰云々、時皇后令奏言

の中に、遠く長きことにしては聞えぬがあるを以てその誤なることを知べし、かの後撰集なるも長きは、橋に就たる言にこそあれ、）○夜賀波延那須、夜を書紀に、那と作るは、耶字を寫誤れるなり、（書紀に、那とあるに依て、契冲かへりて、此記の夜を傳寫の誤か、同韻相通ふかなど云、師も書紀に依て、夜を祭の誤とせられたる、皆中々の非なり、これ上の打渡すを、必長きことと思ひなづまれたるから、書紀の寫誤には心づかれざるなり、此記には、奈を假字に用ひたる例はなし、）此句は、春日祭祝詞に、云々、王等卿等乎母平久天皇我朝廷爾伊加志夜久波叡能如久仕奉利佐加叡志米賜登云々、平野祭祝詞にも、親王等王等臣等百官人等乎母夜守日守爾守賜弖天皇朝廷爾伊夜高爾伊夜廣爾伊賀志夜具波江如久立榮之米令仕奉給登云々、とある、夜具波叡能如久と同言なり、其は師の祝詞考に、伊加志は、紀に、嚴又重とかき、諸の祝詞に、茂と書て盛に足ひて勢嚴なるなり、夜具波叡は、彌木榮なり、樹のいやがうへに、生茂榮るを云、木の茂く生たる處を林、又波延と云も此榮なり、今世遠江人の、木草の孫枝の生茂るを、やごばえと云も是なり、此言は、古言の有しを用ひて譬へたるなり、と云れたるが如し、木を賀とも具とも通はし云るなるべし、（但し夜賀、又夜具と云は、彌木には非で別に一の言なるも知がたし、されど總ての意は右の説の如し、後世の言にいやがうへと云も、彌之上にはあらで、此夜賀波延の、訛りたるなるべし、）那須は、如くなり、（彼祝詞どもには即如久とあり、）さて、此に如此詔へるは、率來坐る諸司の御供奉人等の多く盛に茂きことを譬へ賜へるにて、其趣も彼祝詞どもと全同し、（彼祝詞なるも、王臣百官の茂く榮ゆる譬なり、抑此詞此御哥を始、と云て、他にも

なり、さて此御句を、契冲が、いへれこそなり、勢と禮は、同韻にて通へり、と云るは、意は違はざれども精しからず、古言には、言を、伊波須、聞を、伎加賀など云例ありて、此の勢は、其須の活用なれば、いへれこそと云とは同じからず、繼躰紀の哥に、倭我彌細磨とあるも見ればと云とは、云ざま異なり、是も古言に、見を美志、見るを美須、と云其活用にて細と云るにて意は見ればなり、准へて知べし、さて又師は、此御句を、汝家夫ぞとせられたるはわろし、）○宇知和多須は、打渡すにて、向を見渡すことなり、萬葉四（五十五丁）に、打渡竹田之原爾、古今集に、打渡す彼方人になど皆然り、（此外中昔までも、皆見渡すことに云り、後撰集に、打渡し長き心は八橋の蜘手に思ふことは絶せじ、是は橋の縁に云て即其橋を見渡す意の云なしなり、橋の長きを見渡したるよしなり、拾遺集に、舟岡の野中にたてる女郎花渡さぬ人はあらじとぞ思ふ、是も舟の縁に云て、見渡さぬ人はあらじと云るなり、又古哥に、世中は夢の渡りの浮橋か打渡しつゝ物をこそ思へ、此二三の句は、萬葉の哥によめる、吉野の夢のわだと云處にて、そこに渡せる浮橋なるを、打渡しと云むために云るなり、さて哥の意は、世中の憂きまゝにながめして物思ふと云るなり、物思のある時は、物をつくづくと見渡してながむる其を打渡しつゝと云るなり、又俊成卿哥に、都出て伏見をこゆる明方は先打渡す槇川の橋、これも先見渡すなり、夫木集に、堀川のせきのゐぐひの打渡しあはでも人に戀わたるかな、こはへをたゞよそに見渡すのみにて逢がたきよしなり、かくの如くなれば此詞中昔までは、人皆其意をよく知れりと見ゆるを、近世となりて知れる人なく、皆ひがこゝろえして、遠きことぞ長きことぞなど云り、右に引る哥ども

處の傳考へあはすべし、(十四) 大后の嫉妬して喧擾しく詔ふよしなり、さて清々と喧擾とを通はして續けたる例は、明宮段國栖人の哥に、加良賀志多紀能佐夜々々(これ上よりのつゞきは、さわく意、哥の意は、清々なり、なほ傳卅三の始考ふべし、)などあるがごとし、又萬葉四(十五丁)に、珠衣乃狹藍左謂沈、十四(二十三丁)に、安利伎奴乃佐惠々々之豆美(あり衣は鮮衣なり、考へあり、)此狹藍左謂佐惠々々なども、佐夜々々と同くて、夜行の音と和行の音と通ひ、又上よりの續きは清潔にて、(鮮衣の清潔とつゞくなり、又さやめく意につゞけたるにもあらむか、源氏物語初音巻に、黑きかいねりの、さゐ／＼しく張たる一かさね云々、注に、さゐ／＼しくは、さや／＼と鳴意なり、と見え、司馬相如子虛賦に、萃蔡漢書音義に、萃蔡衣聲也と云り、すゐ、さい、さゐ／＼相通へり、)其を喧擾に通はし取れるも同きを思ふべし、(師云、さわさわは、清々なり、先の御哥にも此同じ譬ありて、白腕と詔へれば此は省きて清らかなる大后ゆゑに、其白腕を忘れぬ故に遠く來つとなり、と云れたるは、言の云ざまに叶はず、若其意ならば清々なればとか、清くなる故にとか云では聞えぬことなり、)〇那賀伊幣勢許曾は、汝之言せこそなり、汝は、大后を指す、許曾は、辭なり、(故久禮と結賜へり、)汝が言せればこその意なるを、婆を省くは、古哥の常なり、(伊波勢許曾とあるべきに、伊幣とある幣は、たゞ通音のみか、されど、かゝる活用の處は、いと精しき物にて、みだりに通はしては云ざりしことなり、故思ふに、波勢を切むれば、幣なり、次に勢はあれども、なほ其勢に引るゝ、音便に、幣とは詔へるにや、さる例もあることなり、吾大王を、萬葉に、和期大王とあるも、次の淤の音に引れて、賀を期とは云る

其時々虫にてなるも、卵にてあるも、鳥にてあるも交りてありけむ、其狀を以て、三種とも云べきわざなり、(然らば、今現に鳥にてあるをも凡て虫とは云まじきに似たれども、既に上にも虫といへれば、何てふことかあらむ、) ○獻大后は、天皇を、大后の御許に入坐しめて、御中らひを直し奉むための謀事なり、○御立は、萬葉二(二十九丁)に、御立爲之島乎見時、五(二十三丁)に、美多々志世利斯伊志乎多禮美吉、十九(三十六丁)に、船騰毛爾御立座而、○都藝泥布云々四句上に出たり、此は、佐和々々の序なり、さるは、此度山代に、幸行せる道のほどにて、看行せる事をよみ賜へるなり、故上なる、泥士漏能志漏多陀牟岐てふ御哥も、書紀には、此の御哥の次に接けて擧られて、此同時の御なるを此記には、別に上に出せるは、傳への紛亂なるべし、(凡てかゝること古へは、見る物聞物につけてこそ、よみ出たれ、由もなきよその事を引よせてよむことは、をさ〳〵なかりき、かの根白の御哥も、必此度よまし賜へりと、おぼしければ、書紀ぞ正しかりける、) ○佐和佐和爾(爾字眞福寺本には、邇とあり、)は、上よりの續きの意は、清々にて、清潔なるを云、大根は、色も味も甚清潔なる物なればなり、書紀、私記にも、蘿菔之根嚙時左和也加奈利と云り、(契沖此私記の說をおぼつかなしと云て、木鍬にて畠を打音によせたりと云るはいみしき非なり若然らば、大根打さわ〳〵になどこそ云べけれ、打し大根とは、いかでか云む、また鍬以て土を打音は、いかばかりかあらむ、さわ〳〵と云ばかりの音あらめや、)和と夜と通ひて、佐和々々は、佐夜佐夜と同じ、さて其を喧擾の意にとりて、よませたまへるなり、喧擾しきさまを、佐和々々といへる例は、上卷に、口大之尾翼鱸佐和々々邇控依騰而、とあり、彼

如し、○無異心は氣斯伎美許々呂波麻佐受、と訓べし、(こは、大后の、御うへを奏す、語なる故に、心を、御心、無を、不坐と訓べきなり、)此をおきて外に別御意趣は、おはし坐さずとなり、上巻に、云々參上耳無異心、とあるも同じ、○然者吾は、欲見行へ係れり、(思奇異へつゞけては、看べからず、)○欲見行は、(見行、舊印本延佳本などには、行見とあり、今は眞福寺本又一本又一本などに依り、)美邇由加那と訓べし、那は、牟と云に同じ古言なり、○大宮は、難波京の皇大宮なり、○上幸行、上とは、山代川を、大御舟より泝坐を云り、書紀に、十一月甲寅朔庚申天皇浮江幸山背時桑枝沿水而流、天皇視桑枝歌之曰、兎怒瑳破赴以破能臂謎餓飫明呂伽珥枳許瑳怒于羅愚破能紀豫屢麻志枳筒破能區芬愚芬豫呂明臂喩玖伽茂于羅愚破能紀、(おほろかは、おろそかなり、きこさぬは、詔はぬなり、古哥に、のたまふを、きこすと云る例多し、うらぐは、うらぐはしと云を、桑に云かけ給へるにて、うらぐはしき桑なり、うらぐはしは、うるはしなり、桑は、蠶養に用ふれば婦人の大事にしておろそかにせぬ物なる故に、大后の常におろそかに詔はぬ愛き桑と詔へるなり、よろほひは倚るにて、ほひは其さまなり、桑は大后の、さばかり愛しみ賜ふ物にて、川にちりぼひ流れなどはすまじき物なるに、隈々に倚つゝ流れゆくことよと、此物を見賜ふにつけても、大后の御事を所念めす御哥なり、契冲が解などは甚く誤れり、)○所養之、之字諸本に無し、今は眞福寺本に依れり、(記中かゝる所には多くは、之字ある例なり、)○三種虫は、此上に變字の落たるかと、師の云れたる信に然ることなり、されど諸本共に、變字は無きにつきて猶思ふに、此虫は本より唯一箇にはあるまじく數多ぞありけむ、されば、

言と聞えて、古言とは思はれず、古へは、白黒などの、色ならでは、伊呂とはいはざりけむ、）〇奇虫こは、一度は鳥にも變る物なれば、一方に就て虫とは、云難かるべきを上にも所養虫といひ、次にも三種虫と云るは、此物初は全虫にて在しが後に卵にも鳥にも變る物とはなれるなるべし、故其初に就て虫とは云なるべし、（若初に全ら虫にてあらむには、一度は虫に變とは云べからず、と疑ふ人もあるべけれど一度は虫に變とは、既に變りそめて後の狀を以て云なり、卵になり鳥になり、又立かへりて、虫にもなりて常に、如此次々に三種に變るなり、故一度はと云り、一度はとは、虫になる時もあり、卵になる時もあり、鳥になる時もあり、と云意なり、されど其初はたゞ全虫にてありしことは、所養虫とも、奇虫ともあるを以て知べきなり、又思ひしは、三種に變る物を虫としも云るは卵にも鳥にも變る中に、虫にて在る間の久しき故にやとも思ひしかど、然には非じ、又漢國にては、鳥獸虫魚の屬の總名を、虫と云ことあれば、其意かとも思へど、皇國にてはさることは聞えず、）〇看行は、美曾那波志爾と訓べし、看字諸本に、者とあるは誤なり、（延佳本に、行下に見字を補へたるもなほ宜しからず、）今例に依て改めす、（又者は本のまゝにて其下に、看字の、脫たるにもあるべし、）其例は、中卷倭建命段に、看行其神入坐其野云々、朝倉宮段に、天皇看行其浮盞之葉云々、（此看字をも諸本には、者に誤れるを眞福寺本、延佳本にに、看とあり、）などあり、看行のことは、かの倭建命段（傳廿七）に、くはしく云り、虫下なる而字は讀べからず（ミソナハサムトシテとも訓べけれど、なほわろし、隨云々而と云處にも、而字あれど、讀べからざると同じ、）〇耳字は許曾阿禮と訓べきこと、首卷に云るが

に、伏地之虫などあり、和名抄に、唐韻云、蚑虫行也、訓波布、○殼は、舊印本又一本などには、鼓と作、眞福寺本には、穀、延佳本には、穀と作り皆誤なり、故今改めつ、殼は、卵なり、加比古と訓べし、和名抄に、卵、和名、加比古とあり、なほ殼の事此字を、鼓に誤れる例など、中卷日代宮段建貝兒王のところ（傳廿九）に、くはしく云り、考合すべし、○飛鳥は、舊印本、又一本などには、非虫と作、延佳本、又一本には、蜚と作り、今は眞福寺本に依れり、（蜚とあるは後人のさかしらに、改めたるにやあらむ、其は上に、所養虫と云、下にも、三種虫とあれば、變りたるも、なほ虫にこそあるべけれ、鳥にはあらじと思ひてなるべし、其にとりて、蜚は、飛と通へば、蜚虫とあるべきなれば、又後に虫字を脱せるか、但蜚字虫に从へば、此一字を即飛虫の意に取て書るにもあるべし、又非虫とあるは、蜚を誤りて二字にせるか、はた蜚虫の上の、虫を脱せるか、）飛鳥とは、たゞ鳥を云、飛物なればなり、若蜚とあるに依らば、師の登夫牟志と訓れたるに從ふべし、羽ありて飛虫なり、（延佳が和名抄に、蜚蠊和名、豆乃無之、とあるを引て、然訓るは非なり、）其時は、上の匍虫は、飛に對ひて飛ぬ虫なり、殼も、虫の卵なり、然れどもなほ飛鳥の方ぞ勝りておぼゆる、（所養虫といひ、三種虫と云るに依れば、飛虫とする方穩なるに似たれども、飛ぬ虫の、飛虫に變らむは、さばかり奇しとすべきほどの事にも非ず、常に蟻なども、忽に羽の出來て飛往ことあり、其外にも、さる類つねにあることなるをや、）○三色は師の美久佐と訓れたるに從ふべし、書紀などにも然訓り、次に三種虫とあるに同じ、（祈年祭、祝詞などに種種色物とあるなどは必伊呂と訓べけれど、凡て三種四種などを三伊呂四伊呂、種々を、伊呂々々など云は、色字に就て出來たる

沾雨而流涕之、歌曰云々、時皇后謂國依媛曰何爾泣之、對言今伏庭請謁者妾兄也沾雨不避猶伏將謁是以泣悲耳、時皇后謂之曰告汝兄令速還、吾遂不返焉、口持臣則返之復奏于天皇、(雪字は、零を誤れるなるべし、)

於是口子臣亦其妹口比賣及奴理能美。三人議而。令奏天皇云。大后幸行所以者。奴理能美之所養虫。一度爲匐虫。一度爲殼。一度爲飛鳥。有變三色之奇虫。看行此虫而入坐耳。更無異心。如此奏時。天皇詔。然者吾思奇異故。欲見行。自大宮上幸行。入坐奴理能美之家時。其奴理能美。己所養之三種虫。獻於大后。爾天皇。御立其大后所坐殿戶。歌曰。都藝泥布夜麻斯呂賣能。許久波母知。宇知斯意富泥。佐和佐和爾。那賀伊幣勢許曾。宇知和多須。夜賀波延那須。岐伊理麻韋久禮。此天皇與大后所歌之六歌者。志都歌之返歌也。

三人は、美多理志弖と訓べし、萬葉に、一人爲而、二人爲而、など多く云り、○令奏は、人を難波宮に、遣してなり○大后幸行とは、此度山代へ幸坐る事を廣く云なり、(奴理能美が家に幸行るを云には非ず、)○匐虫は、たゞ凡ての虫を云なり、(たゞ鳥を、飛鳥と云に同じ)虫は波布物なればなり、書紀雄略卷大御哥に、波賦武志、大殿祭祝詞に、波府虫、神代紀、又大祓詞に、昆虫、繼躰紀

に、石麻呂爾吾物申云々、古今集（旋頭哥）に、打渡す彼方人に物申す吾云々、（契沖が此哥どもを引て、次に事を打出る初の詞なり、と云るは、此萬葉古今の哥には叶ふべし、此の哥には叶はず、此は口子臣が、物申すよしをよめるなればなり。）此の哥は、次句へ續けて心得べし、○阿賀勢能岐美波は、吾兄君者なり、此句書紀には、和餓齊烏瀰例麽とあり、此記の如くにてはいかがなり、若は傳へ誤りたるにや、書紀の方は宜し、故彼紀に依て解べし、吾兄の降雨に所沾水潦に所漬て、庭中に恐畏まり居る艱苦きさまを見ればなり、○那美多具麻志母は、涙ぐましもなり、（凡て涙の、たは常には濁て呼ども、此にも書紀にも萬葉五にも、多字を用たり、本清音にや、但し萬葉廿には、二處に、太字を用ひたり、太は、濁音なり。）契沖云、涙ぐむ、葦の角ぐむなど云類は、萠す意なりと云り、（芽ぐむなども同じ。）具牟を、具麻志と云類は、直に指著とは云ずして、其狀を緩やかに云辭なり、此は、吾兄のさまを見れば、悲哀くて涙ぐましくおぼゆと云なり、（上なる句、此記の如くにては、此句口子臣の涙ぐみたるを見たるになるなり、さては一首の趣もいかゞなるうへに、大后問其所由とあるにも叶ひがたし。）萬葉三に、與妹來之敏馬能埼乎還左爾獨而見者涕具末之毛、後撰集に、古の野中の清水見るからにさしぐむものは涙なりけり、○問其所由とは、見れば涙ぐましとよめるは、如何なる由にて然ばかりは哀きぞと問賜ふなり、○僕之兄云々、此上に、彼者と云言を添て心得べし、書紀云、冬十月甲申朔遣的臣祖口持臣喚皇后、（一云和珥臣祖口子臣。）爰口持臣至筒城宮、雖謁皇后而默之不答、時口持臣沾雪雨以經日夜、伏于皇后殿前而不避、於是口持臣之妹國依媛仕于皇后、適是時侍皇后之側、見其兄

るなり、餝抄云、諸司小忌身二幅、袖左右各一幅、凡四幅也、以紙捻閉之云々、大嘗會若豊明節會、小忌袍著次第、只如闕腋、以袍替小忌許也、雖非衛府至小忌闕腋也、なほ摺法など見えたり、同抄云、赤紐濃打幷蘇芳打也、細帖也、小忌著右肩、舞人着左、依袒裼也と見ゆ、或書に、赤紐長八尺廣三分餘赤二筋、黒二筋にて下繪蝶鳥、或は貝を押す、地平絹、或は綾なり、一筋毎に十二結と云り、右の書どもに、小忌と云青摺と云事は、共に同青摺なるを、新嘗などに、小忌人の著るをば、小忌と云、臨時祭の舞人の著るを、青摺と云ならへるなり、裁縫に、いさゝかの異あるのみなりとぞ、さて赤紐は、其小忌には、右肩に著、青摺には左肩に著るは、舞人は右を袒ぐ故なるよし、右に見えたるが如し、さて此紐今は、緋の羅を以て組と或人云り、凡てかゝる衣服餝なども世々を經るままに、漸に其さま變り來ぬることゝ、右の書どもに次々見えたる、此赤紐を以て知べし、）○拂、上卷に、天詔琴拂樹而地動鳴ともあり、此は、水潦に、紅紐の沾れたるを云り、○青皆云々の、青字諸本に無し、今は眞福寺本に依れり、青摺の色を云なり、（此字なくては、足はぬこゝちす、）○變紅色は、師の、阿氣爾那理奴、と訓れたる宜し、（凡て赤はみな阿氣なり、そは阿加と云は、酒を佐加、竹を、多加と云と同格なり、變は、加閇理奴とも訓べし、凡て色の變るを、かへるとも云なり、）上卷に、肥河變血而流ともあり、○口日賣、書紀には、國依媛とあり、○仕奉は、もとより、宮仕えてありつるなり、故此時も御前に侍へるなり、○麻麻志呂能は、山代之なり、○都々紀能美夜邇は、筒木宮になり、筒木上に出、此處は、奴理能美が家なれども（上に見ゆ、）今大后の坐々故に、宮とは云るなり、（上に殿戸と云るも然り、）○母能麻袁須は、物申すなり、萬葉十六（二十三丁）

の人なり。）四時祭式鎮魂祭官人以下裝束料、伯以下史以上七人宮主一人已上蓁摺袍云々、各賜青摺袍一領袴一腰、西宮記新嘗會條に、小忌王卿以下著青摺布袍幷日影縵淺履等云云、大忌王卿以下如恒云々、豊明日小忌王卿著青摺布袍赤紐日影縵等云々、また五節舞姫節會夜羅青摺長袂云々左右著赤紐日蔭縵、また臨時祭條に、舞人裝束青摺布袍赤紐著左方但小忌時著右方云々、又陪從裝束青摺布袍赤紐云々、また神今食條に、小忌王卿以下著青摺如新嘗會但无纓、（雅亮裝束抄云、をみのこと、をみをきること、そくたいのうへにあをすりをきるなり、そのすりあをくてむめきじをすり、かむたちめ殿上人、五せちのせちゑの日、大じやうゑなどに、藏人まできる云々、しり、又これもひとのなれば、まひ人のやうにしたがさねのしりにも、とぢつくるなり、これもあかひもあり、これは右のかたのうへに、中をとぢつけて、うしろまへにさげて、うしろはわきにとぢたるがよきなり、云々、又まひ人のさうぞくのこと、まひ人のさうぞくをすることは云々、そのうへにあをすりをきる、まへはわきあけのやうに、したはりにきすべし、かりぎぬのしり長きに、山あゐと云ものして、竹きりにほうわうをすりたり、あをすりのしりは、ひとのなれども、下がさねのしりのうへに、中のぬひめに中をあて、、わきあけのやうにとぢて、しりをかくること、又わきあけのやうなり、左の袖のぬひめのうへのかたにあかひもとぢつく、うしろのさがりにうけてのなかより引とほしてさげよ、まへはあをすりのひとはりところよりさげよ、あかひもはひろさ、五分ばかりにて、なかからのほどにあげまきむすびて、うらうへのさがりに、になむすびてひらてかひをおしたり、こきうち一すぢすはう一すぢあ

には古の隨を傳へて後まで、大嘗新嘗及賀茂臨時祭などには定まりて、摺衣を用ひらる、青摺とは山藍を以て摺れるを云、(此も上代には、山藍に限らず、何にまれ、青色にすれるを云しか、其は、詳ならず、) 萬葉にも九 (十九丁) に、紅赤裳數十引山藍用摺衣服而、とあり、弘仁內裡式に、十一月新嘗會式に、今日小齋不論高下皆著青摺袍、貞觀儀式大嘗會儀云々青摺袍各一領 (其表以山藍摺之裏淺緑) また前祭一日云々同日薄暮參議已上就宮內省令賜齋服神祇官伯已下彈琴已上十三人云々、各榛藍摺綿袍一領、白袴一腰史生已下神服、已上百卅七人云々、各青摺布衫一領云々、次賜小齋親王己下及群官幷內侍已下女孺已上青摺衫各一領、(五位已上不謂男女淺深相副紅染垂紐自餘結紐祭及宴會同著加日蔭縵) 延喜大嘗祭式にも、云々、小齋親王以下皆青摺袍五位以上紅垂紐 (淺深相副) 自餘皆結紐內親王及命婦以下女孺以上亦青摺袍紅垂紐 (五位以上亦淺深相副) 自餘結紐 (親王以下女孺以上皆日蔭鬘) とあり、內親王は內侍の誤にや、) 縫殿式に、新嘗祭小齋諸司青摺布衫三百十二領、(細布一百卅領佐渡布一百八十二領並別二丈一尺) 緋紐料四丈、貲布六端一丈二尺、(別長二尺二寸廣六寸) 山藍五十四國半、模飯料米二斗四升八勺、生絲四絇紅花大十五斤五兩云々、中宮小齋人青摺細布衫四十九領云々緋紐料云々、(これに、別とあるは、衫一領別緋紐一條別と云ことなり、模は摺るべき文の模なり、青摺模と云こと、小右記に見えたり飯は糊の料なるべし、糊をまじへ用ひて、摺るなるべし) 造酒式に、踐祚大嘗祭供奉料云々青揩調布衫四十領、(四領著赤紐小齋人四人料、三十六領、大忌人三十六人料) 云々其小齋大齋人充青揩調布衫、(こは造酒司の、小齋大齋

流涙七(三十六丁)に、甚多毛不零雨故庭立水大莫逝人之應知、○至腰至は、都祁理と訓べし、書紀神代卷に、潮漬足時云々、至腰時云々、○著紅紐青摺衣(摺字他古書どもに、揩とも作り、今考に、揩は、摩拭也、と注せれば、須流に叶へり、摺字は須流義見えず、こはもと、搨を誤れるか、搨は、摹也、と注せり、又は、揩を寫誤れるものか、はた此方にて別に、此字を用ひならへるか、然る例も多くあれば今は本のまゝに書す、)紅紐は、師の、阿迦比母、と訓れたるに依べし、古へは凡て、摺衣を好美き物にして、男女共に時となく服たること、萬葉の哥に數えらずよみたる趣などを以て知べし、朝倉宮段に、一時天皇登幸葛城山之時、百官人等悉給著紅紐之青摺衣服、同段に、丹摺袖、書紀天武卷に、高市皇子云々、賜蓁揩御衣三具云々、續紀十五に、云々鼓琴任其彈歌、五位已上賜摺衣云々、廿九に、云々道鏡與五位已上摺衣人一領云々、卅に、葛井船津文武生藏六氏、男女二百三十人供奉歌垣、其服並着青摺細布衣、垂紅長紐云々、類聚國史に、延暦十二年十一月、遊獵于交野、右大臣從二位藤原朝臣繼縄獻揩衣、給五位已上及命婦釆女等、また同十八年正月辛酉、御大極殿宴群臣幷渤海客、奏樂賜蕃客以上蓁揩衣云々、萬葉七に、月草爾衣曾染流君之爲綵色衣將摺跡念而、また、不時斑衣服欲香衣服針原時二不有鞆、十に、思子之衣將摺爾々保比與嶋之榛原秋不立友、なほ摺衣の哥數えらず多し、(榛摺は、榛木を以て摺るなり、蓁と書るも同じ、今俗にはんの木とも云り、萬葉に、榛又蓁とあるも皆是なり、然るを萩として波岐と訓は非なり、萩をば彼集には、茅子と書り、なほ此事は別に委く云べし、さて摺衣は、榛に限らず何にまれ用ひて、色々に摺しなり、)かへて後に至ても摺狩衣、(信夫摺など)など見えたり、神事

だ、戸と云るは文なり、○違は、大后の、彼方此方と行違ひて口子臣に遇はじと爲賜ふなり、(上の御哥の爲らずともいはめの、不知と云言、此の狀を以て、心得べし、) ○匍匐は、波比と訓べし、上に出(傳十七鶉羽産屋段) ○進赴は、赴字は、退の誤なるべし、(赴にては此のさまに叶ひがたし、師は、スヽミムカヒテ、と訓れたれど、然云べき處にあらず、) 書紀垂仁卷に、俯仰喉咽進退而血泣、景行卷に、朝夕進退佇待還日、また、神武卷景行卷などに、棲遑をも、シヾマヒテと訓り、(續紀九詔に、進母不知退母不知、同十七詔にも、進母不知退母不知夜日畏恐麻利所念波、) これらに依て、進退と爲て、斯士麻比弖と訓つ、(下のシの、清濁は、詳ならねど姑く、濁音に訓つ、) 甚く畏み惑へる狀なり、萬葉三(十三丁)に、鶉成伊波比毛等保理恐等仕奉而、中卷、倭建命段に、匍匐廻其地之那豆岐田、哭、これらの狀に近し、○庭中、萬葉廿(二十二丁)に、爾波奈加能、○跪―時は、(時字舊印本、又一本、などに、將と、作るは誤なり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、) 比邪麻豆伎袁流登伎爾、と訓べし、(比邪麻豆久は、地に膝を突て屈まり居るにて、敬ふさまなり、故雄略紀に、跪禮を、ヰヤヒテと訓り、師は此の跪を、ウズヽマレバ、と訓れたる、うずすまるは、朝倉宮段大御哥にある言なれども、此には叶はず、異意なり、) 居てふ言を添て讀ざれば、言足はぬこゝちす、書紀允恭卷に、中臣烏賊津使主云々、伏于弟姬庭中、言天皇命以召之云々、經七日、伏於庭中云々此と似たり、○水潦は、和名抄に、唐韻云潦雨水也和名爾八太豆美とあり、雨降時に地上にたまりて流るゝ水なり、(師の俄泉の意なり、と云れたるは、あたれりや、あたらずや、いかゞあらむ、) 萬葉二(二十九丁)に、庭多潦流涙十九(十三丁廿八丁)にも、爾波多豆美

ば、よく聞えたることとなるをや、）一句の意は、今までに、大后の御手を枕て寢たることの、無くはこそなり、○斯良受登母伊波米は、不知とも將言なり、契冲云、知らずとは、俗に、人の云事を聞入まじと思ふ時、さることと我は知らぬと云、其意なるべしと云るが如し、大后の、鳥山につれなき御答し賜へるよしなり、（人の物言かけたるに、不知と云は、つれなき答へなり、）○一首の意は、今までに汝の手を枕て寢し事の無くはこそ、然つれなく、不知とも詔はめ、既に年來夫婦のむつびをなしたる中なれば、たとひいさゝか恨めしきふしありとも、今さら然はあるまじき物をと、大后を恨み賜へるなり、さて此御哥、書紀には、此には在らずして、他時に在り、其に就て、論あり下に云べし、○白此御歌は、大后の御許に參入て申すなり、さるは、此二御哥、必しも大后に贈り賜ふとには非るめれども、如此詠賜へりと告申せるなるべし、○時は、哀理志母、と訓べし、○大雨は、阿米伊多久布理伎、と訓べし、（書紀に、大雨甚雨などをヒサメと訓たれど、ひさめは、氷雨にて、雹のことなり、そは此記には、氷雨と書たり、なほ氷雨のことは、傳廿八、倭建命段にくはしく云り、）萬葉八（五十四丁）に、零雪者甚莫零、十（十丁）に、春雨者甚勿零、などあり、○不避は、佐氣受、と訓べし、○前殿戸後殿戸は、麻幣都登能度斯理都登能度、と訓べし、前後は、一殿の前方後方なり、（前後後殿のいひにはあらず、）下文にも、大后所坐殿戸とも、其殿戸之閾上、ともあり、書紀崇神卷大御哥に、瀰和能等能渡烏、萬葉十八（三十六丁）に、奴之能等能度爾、○後戸前戸は、斯理都斗麻幣都斗と訓べし、水垣宮段哥に、斯理都斗用伊由岐多賀比麻幣都斗用伊由岐多賀比、とあり、多賀比と云ことも此と同じ、さて同戸を上には、殿戸といひ、下にはた

抄に、杴、漢語抄云古須岐鍬屬也、とあるを引て此なるべきか、と云り杴字は、木に从へれば古須岐は、木鍬なるべし、然れば鍬にも木ばかりなるがあるなれば、钁にも然るがあるべし、但し、須伎と久波とは別なれば、此の許久波を、杴か、と云るはあたらず、）○宇知斯淤富泥は、打し大根なり、打とは、木钁を以て、地を打發して掘るを云、和名抄に、爾雅集注云、葍根正白而可食之、和名於保禰、俗用大根二字、兼名苑云、萊菔、本草云、蘆菔孟洗食經云、蘿菔今按皆葍之通稱也、○泥士漏能は、根白之なり、葍の根の白きを云、（此下に如くなると云言を加へて心得べし、）萬葉十四（二十五丁）に、可波加美能禰自路多可我夜、○斯漏多陀牟岐は、白腕なり、上卷沼河比賣の哥にも、多久豆奴能斯路伎多陀牟伎とあり、大根の白きが如くなる、白き腕と云るなり、（契冲が即チ白き手に似たり、と云るは、形まで似たるよしなれど、其までの意はあらず、たゞ色の白きを譬へたるのみなり、）○麻迦受祁婆許曾は、不纏けらばこそなり、祁良婆の良を省きて、祁婆と云は、古言の例なり。（よからばを、よかばと云る類常多し、）其は、先萬葉三（三十二丁）に、尚不如來、十八（九丁）に、見禮度安可須介利、など、不來と云ることなほ多し、又祁理を、祁良とも、活用したること、同五（十五丁）に、奈利爾家良受夜、六（十一丁）に、開來受屋など是もなほ多し、されば不纏けりを、活用して、不纏けらばと詔へるあり、（契冲、祁婆を心得かねて祁、字未詳、もし古への助語などにや、然らば不纏者こそなり、もし世と通せば、不纏爲者こそにて、后の手枕をまかぬことをせばこそなり、是は、八田皇女を召るゝを、任せ奉りて試み給はむ時、后の手枕を離賜はむ時にこその、御哥、意なるべし、と云る、みな非なり、古言の活用の筋をだに、辨へ知れ

說はわろし、群り物と云言、古にあるべくかあらず、又きもむかふを、契冲が、心肝といへば、心に對する肝と云にや、と云るもわろし、許々呂は、上よりつゞきたる意は、たゞ凝る意のみにして、心臟の意にも非ず、又物を識思ふ、心にもあらず、）○許々呂袁陀邇迦は、（諸本皆呂字脫たり、契冲、此字を補へたる宜し、今も其に依つ、延佳本には、許字をも一削て、許袁とゑたるは、子と心得てさかしらに削りたる私ごとなり、又眞福寺本に、迦を賀と作るも誤なり、）心をだに歟なり、陀邇は辭なり、（肝向よりつゞきたる意は、凝々にて、御哥の意は、物を識思ふ心なり、）○阿比淤母波取阿良牟は、（此句、九言なれども、中に、淤と阿とある故に、七言の調べにはづれず、省きて、あひもはざらむ、とも云るゝを以て知べし、）不相思將有なり、如此よみ賜へるは、大后御身は、還坐ずともせめて、御心ばかりだに、相思ひ賜ふべきことなるは、御心だに、朕を相思ひ賜はぬにやと、先の御使鳥山が、返言のつれなきに就て恨み賜へるなるべし、（そは、先に鳥山を遣しけれど、還坐ざるのみならず、其御答言のおもむきの、甚すげなく、つれなきさまにぞありけむかし、）又は朕はかく深く思ふに此朕心をだに、相思ひ賜はぬにや、と詔ふにもあるべし○都藝泥布は、上に出、○夜麻志呂賣能は、山代女之なり、萬葉に、倭女、（十四）河內女、（七）などある類なり、初瀨女などもあり、○許久波母知は、木钁持なり、（師は、木钁と云はあるべからねば、許は小なるべし、と云れしかど、然らず、記中、小又子の假字には、必古を用ひて、許を用ひたる例はなし、書紀の私記にも、持木鍬也と注せり、）和名抄に、兼名苑云、鐅和名久和說文云、钁大鋤也、和名同上とあり、鉄をすげずゑて、木のかぎりなる钁も今もあるものなり、（契冲は、和名

しも、詔へるは、猪は、屠りて腹、内をも見ることある故なり、人の腹、内などは見ることなきものなり、此らを以ても古への哥は何事もみな、實によれることを知るべし、さて契冲が、美母呂を、葛上、郡の室とし、許々呂を、孝昭天皇の都、掖上池心宮のことゝし、意富韋古賀波良を、室にある、原の名なるべし、と云る皆非なり、若其意ならば、おほゐこが原にある、高城とこそ云べけれ、高城なる原とはいかでか云べき、又心を、地名の意につゞけ給ふとしては、高城なると云こと、穩ならず、又大和志に、葛上郡池心宮一名大韋古原、今曰蓬原、と云るは、いみしきみだり言なり、これらみな、おほゐこがはらと云が、ふと地名の如く聞ゆるから、誤れるものなり、）○岐毛牟加布は、肝向にて、心の枕詞なり、萬葉二（十九丁）に、肝向心平痛、九（三十一丁）に、肝向心摧而などあり、かくつゞく由は、まづ腹、中にある、いはゆる、五臟六腑の類を、上代には凡て皆伎毛と云しなり、（各別に名あるは後にからぶみの、五臟六腑の名の字に就て設けたるものなり、今も鳥獸などの、腹、内にあるをば、すべて伎毛といへり、又肝をも、膽とも同く、伎毛と訓も、古への名の遺れるなり）さて、腹、中に多くの、伎毛の相對ひて集り在て凝々し、と云意に、許々呂とは連くなり、凝を許呂とも云ば、（淤能碁呂島は、自凝の義なるが如し、）許々呂は、許呂許呂にて、凝々なり、海菜の心太も、（凝海藻和名抄に見ゆ、）凝る意の名、書紀神代卷に、田心姫、萬葉廿（三十一丁）に、妹之心を、以母加去々里、とあるなどを以て曉るべし、又萬葉に、岩根こゞしきと多くあるも、凝々しきなり、（己凝敷、凝木敷、など書るを以て知べし、岩の群り集れるを云り、）又同集に多く、むら肝の心とつゞきたるも同意にて、群りたる伎毛の凝々しと云るなり、（冠辭考の

紀能美夜邇。母能麻袁須。阿賀勢能岐美波。那美多具麻志母。爾大后問其所由之時。答白僕之兄口子臣也。

又續は、かの鳥山が返言をも、待賜はで引續きて遣したる如くにも聞ゆれども、御哥の趣を考るに鳥山が返言を聞食てのうへの事なり、(書紀に、鳥山を遣したれども、大后還坐さずて、猶行之とありて、次の此御使は、やゝ後のことなり)〇丸邇臣は、上に出、(傳廿二伊邪河宮段始)〇口子(口字舊印本、又一本などに、日と作るは、誤なり、今は、眞福寺本、延佳本に依る、次々なるも皆同じ)書紀には、的臣祖口持臣、一云和珥臣祖、口子臣とあり、〇美母呂能は、御室之にて、三輪山のことなり、その由上卷に、御諸山とあるところに云るがごとし、(傳十二)山とはいはでたゞ、美母呂とのみ云る例も彼處にひける、哥の如し、〇曾能多迦紀那流は、其高城在なり、多迦紀とは山をいふ、その由遠飛鳥宮段太子の御哥に、阿志比紀能とある下にいへるを考へあはせて志るべし、(傳卅九)〇意富韋古賀波良は、大猪子之腹なり、(舊印本、又一本などには此句無し、今は眞福寺本、延佳本に有に依れり、無くても可けれども、有る方調へ勝れり、)猪子は、たゞ猪なり、猪の子を云にはあらず、馬を駒、鹿を鹿兒、ともいふと同例なり、(このこと上傳十三卷天眞兒弓の處に云り、)豕は、即猪なるを、ヰノコと訓も此故ぞ、(豕は、猪の子には非ず、猪の子は豚なり、)〇意富韋古賀は、上に同じ、かく重ねて歌ふは古の常なり、〇波良邇阿流は、腹に有るなり、初より此まで五句は、次句の肝を、詔はむためなり、(肝は人にも何にもある物なるに、猪を

丁）に、波之伎和我勢故などあり、波斯伎夜志、と云も、愛きよと云ことなり、（志は助辭）〇伊斯岐阿波牟迦母は、（迦字眞福寺本には加とあり、）將及遇歟もなり如此詔へるに、若得追及ざらむかと危み思ほせる御心こもれり、此段書紀には、皇后云々、自山背廻而向倭明日天皇遣舍人鳥山令還。皇后乃歌之曰云々皇后不還。猶行之至山背河而云々、と山代川の御哥の前に記されたり、かゝれば、鳥山を遣す、時の前後、此記と異なるが如し、此記の趣は、既に山代川を上り賜ひて、倭へ幸せるよしを聞しめして、遣はしたるさまに聞ゆるなり、）

又續遣丸邇臣口子而。歌曰。美母呂能。曾能多迦紀那流。意富韋古賀波良。意富韋古賀。波良邇阿流。岐毛牟加布。許許呂袁陀邇迦。阿比淤母波受阿良牟。又歌曰。都藝泥布。夜麻志呂賣能。許久波母知。宇知斯淤富泥。泥士漏能。斯漏多陀牟岐。麻迦受祁婆許曾。斯良受登母伊波米。故是口子臣。白此御歌之時。大雨。爾不避其雨。參伏前殿戶者。違出後戶。參伏後殿戶者。違出前戶。爾匍匐進赴。跪于庭中時。水潦至腰。其臣。服著紅紐青摺衣。故。水潦拂紅紐。青皆變紅色。爾口子臣之妹口日賣。仕奉大后。故是口日賣歌曰。夜麻志呂能。都都

乃歌之曰とあり、）又次なる、二首御哥は、正しく大后に贈給へる御哥なるに、彼處には、却てただ歌曰とのみあり、彼處は然のみにては如何なる處なり、されば此處はたゞ歌曰とありて、彼處にこそ送御歌曰、とはあるべきなれ、かくの如く文を入換るときは、此も彼も宜きなり、もとより然ぞありけむを、語傳ふる間に、語を取錯へて、今の如くにはなれるならむ、と思ひしかど、然にはあらじかし、○夜麻斯呂邇は、山代になり、○伊斯祁登理夜麻は、伊は、發語にて、及け鳥山なり、及は追及なり、と契冲云り、及は、俗言に、追著けと云意なり、書紀雄畧卷哥に、農播拖磨能柯彼能矩盧古磨矩羅枳制播伊志柯孺阿羅磨志柯彼能倶盧古磨、（第四句不ㇾ及あらましなり、）萬葉二（十五丁）に、遺居而戀管不有者追及武道之隈回爾標結吾勢、（この、追及を今本に、オ。ヒ。ユ。カ。ム。と訓るは誤なり、）などあり、さて山代にと詔へるは、大后山代より幸せる故のみにもあるべく、又未倭國に至坐ぬほどに山代國の内にして、追及奉れどにもあらむか、○伊斯祁伊斯祁は、及け及けなり、此御句にていかでと、所思看御心甚切に聞ゆ、萬葉十（三十九丁）に、左小牡鹿之聲伊續伊繼などもあり、書紀には、下の、伊はなくて、伊辭鷄之鷄とあり、○阿賀波斯豆麼邇は、（摩字眞福寺本には、麻と作り、）吾愛妻になり、大后を指て詔へり、書紀には、阿餓茂赴菟摩珥、とあり、（茂赴は、思なり、）愛は、萬葉二（四十二丁）に、愛伎妻等者、四（四十一丁）に、愛妻之兒、廿（十九丁）に、波之伎都麻良波、又（三十三丁）波之伎多我都麻などあり、又四に、愛夫十三に、愛妻などあるも意は同じ、なほ愛と云言は、二（十四丁）に、山松之枝者波思吉香聞、三（五十七丁）に、波之吉佐寶山、又（五十九丁）波之吉可聞皇子之命乃、十九（二十一

天皇。聞看大后自山代上幸而。使舍人名謂鳥山人送御歌曰。夜麻斯呂邇。伊斯祁登理夜麻。伊斯祁伊斯祁。阿賀波斯豆摩邇。伊斯岐阿波牟迦母。

上幸とは、倭國に幸せるを云、古への御世々々倭、京のほどは、凡て倭に行をば上ると云ならへるまゝに語傳へたる詞なり、（此時は、難波京なれども、御世々々、多く京は倭なりしかば其時の詞以て云るなり、又難波京の時も、御世々々に云ならへるまゝに、なほ倭に行を、上るとは云るにもあるべし、）○聞看、看字、舊印本、又一本に、其に誤り、又一本、又一本には、者其、とあり、（そは、者字は、看を誤れるにて、其字はあるもあしからず、されば其とのみある本も看を誤れるにはあらで、看字の脫たるにもあるべし、されど、）今は、眞福寺本、延佳本に依れり、○舍人は、上に出、（傳卅三大山守命下）○鳥山、御哥に依て思ふに、速行むことを所念禱て鳥てふ名の人をしも遣したるにや、（されどさまで謂むは、あまりにやあらむ、）○使は、大后を留め奉て、難波宮に還し奉り賜はむとて遣せる御使なり、○送御歌は、鳥山が行を送り賜ふ御哥なり、此御哥を贈賜ふと云には非ず、（もし此御哥を賜ふよしならば、賜ことこそあるべけれ、舍人に賜ふことを贈とは、云べきにあらず、）又大后の御許に、贈給ふ如くにも聞ゆれども、御哥のさま然には非ず、（さきに思ひしは、此文大后に贈賜ふと聞えたるに御哥の趣は然らず、たゞ此鳥山によみて賜へるものと聞えたれば賜などこそあるべけれ、送とは申すべき事に非ず、書紀には、たゞ

れるなり、つゞりと云訓を取れるにはあらず、）書紀繼躰卷に、五年冬十月遷都山背筒城、とありて、同廿年まで此に宮敷坐せり、（此宮のこと、此記には見えず、）萬葉十三（五丁）に空見津倭國青丹吉寧樂山越而山代之管木之原云々、○韓人とは韓國人の歸化てあるを云り、此は其筒木に住居るなり、○奴理能美は、（美は使主なり、上の能に泝の韻ある故に、美と云り、使主の事は、穴穗宮段に云べし、）姓氏錄に、（左京）調連水海連同祖百濟國努理使主之後也、譽田天皇諡應神御世歸化孫阿久太男彌和、次賀夜、次麻利、彌和弘計天皇諡顯宗御世蠶織獻絁絹之樣、仍賜調首姓、また、（右京）民首水海連同祖百濟國人努利使主之後也、また、（山城國）民首水海連同祖百濟國人努理使主之後也、また、（河内國）水海連百濟國人努理使主之後也、また、同調曰佐水海連同祖などあり、又（山城國）伊部造百濟國人乃里使主之後也、とあるも此人なるべし、（右の氏々、何れも諸蕃百濟部に入れり、）さて今大后の其家に入坐るを以思へば、此人もと百濟國の貴族にて、皇國に玄ても宜きさまにてぞ在經けむ、（さてこそ、子孫の氏々もあまたありけるならめ、）かくて大后の此家に玄も入坐ることは此と指て來坐てには非じ、御故鄕を玄ぬば玄て那良山口までおはしつれども、又思ほしかへして、（山代へ）還り賜ひつれども、難波宮にはなほ歸らじと所思せば、さしあたりて、入坐べき處の無きまゝに、まづ苟且に此家には入坐るなるべし、暫とあるに心を著べし、（さるは、其あたりに、然るべき家の他には無かりしか、はた此人比來殊に親玄く奉仕りし、山縁などありけるか、知るべからず、）書紀には、更還山背興宮室於筒城岡南而居之、とありて、奴理能美が家に、入坐し事は見えず、

ふならひなれど、今此大后も天皇に背奉賜ふとして、難波宮を避過て、(宮上りとある是なり、)山代川をそこはかとなく上り賜ひしほどに、依所なく所念すまゝに、(上の吾上ればとある、禮婆の辭を吾欲見云々へ係て味ふべし、)本郷戀しくなりて、葛城に歸らむと所思しなりて、那良山を越給ひしかども、しかすがに、今更故郷に歸らむ事も如何とやすらはれて得物し給はず、所思返して、又山代の方へ還賜はむとする時に、其所念せる御情を述賜へるなり、(書紀の趣は、初より、倭に幸むと所思儲けて川を上り坐るごと聞えたり、然れども、さるにては、必果して葛城に到給はではあるべからざるに、那良山を越て、此御哥よまして忽に山代に還坐ることゝ、ゆくりなく聞ゆ、然れば倭に幸むことゝせしはたゞ、山代川を上り賜ふ間におぼしよれることゝなるべし、書紀に、向倭と初にあるは、例の撰者の加へられたる文にてもあるべし、)○還は、今來坐つる、山代の方へ還坐なり、(此還を、師は辭なり、指所の高宮には至坐ずて却て、筒木に入坐せりとなり、と云れつれど、然にはあらず、)○暫は、斯麻志と訓べし、又斯麻良久とも訓べし、萬葉十五(七丁)に、之麻思久母、(十四丁卅一丁にも如此あり、)十八(六丁)に、布爾之麻志可勢、十四(二十一丁)に、思麻良久波などあり、(又萬葉卷々に、須臾と書るをも右の如く訓べし、今本には、シバシ、又シバラクと訓たれど、假字には皆、麻と書て婆と書る所はなし、)此に如此云るは、苟且かりそめに入坐る由なり、○筒木は、和名抄に、山城國綴喜郡(豆々岐、)綴喜郷(豆々木、)これなり、(今世に、普賢寺庄とて十村ある、これ古の綴喜郷なり、といへり、さて此地名、綴字を書るにつきて、都豆紀と、下の都を濁てよむは非なり、綴字はテツの音を取

丁）儕立乃見杲石山跡、六（四十三丁）に、山見者山裳見貌石、十一（十四丁）に、見我欲君我十七（三十四丁）に、夜麻可良夜見我保之加良武、十八（二十八丁）に、移夜時自久爾奈保之見我保之、又伊夜見我保之久、十九（十六丁）に、眞珠乃見我保之御面などあり、（萬葉に、見容之と書るは昔より、保を遠のやうに云けるにやと契冲が云るは非ず、凡て容の、保の類を、哀と呼は後世音便に頽れたる言にこそあれ、古は、波比布閇保いづれも本音のまゝに正しく云て、音便に、和葦宇惠哀の如く呼言はなかりき、今の心を以て疑ふべきに非ず、）○久邇波は、（三言の句）國者なり、○迦豆良紀は、（四言の句）葛城なり、此地上に出、○多迦美夜は、（四言の句）高宮なり、和名抄に、大和國葛上郡高宮多加美也これなり、書紀垂仁卷に、天皇幸來目居於高宮、皇極卷に、蘇我大臣蝦蛦立己祖廟於葛城高宮、持統卷に、天皇幸高宮などあり、書紀釋に引に、土佐國風土記に、葛城山東下高宮岡とあり、○和藝幣能阿多理は、吾家之當なり、和賀伊幣を切めて、和藝幣と云、萬葉にいと多し、（五卷には、和何幣ともよめり、又催馬樂に、和伊幣牟、と云は、和藝幣の藝を伊と云、ンを添たるにて、音便にくづれたるものなり、）阿多理は、其近きほどをかけて緩やかに云言にて今俗に云と全同意なり、（中昔の、物語書などには、多く、和多理と云り、）萬葉に當と書り、此字の意より出たるなるべし、（今の俗言に、某の邊と云にあたれり、但し俗言の邊にはあたれども邊と云とは、いさゝか異なり、）さて如此よみ賜へる故は、此大后の御父は、葛城之曾都毘古と申せれば、葛城は本御郷にて其家高宮にぞ在けむ、凡て女人は夫に屬ては夫の家を家とはするを其、夫に背く時は、依所なきまゝに、又親の家を戀しく思

りもすべけれど、次なるに有て、初なるに無きことはあるべくもおぼえず、又後に、那良の枕詞になれるは、此御哥によりて、轉れるものと云も、さることながら書紀の武烈卷の哥にも、那良の枕詞に云るあり、彼時などいまだ、然轉し用ることはあるべくもあらず、故なほ本より、那良の枕詞なることは、動かじとぞ思ふ。）〇那良袁須疑は、那良を過なり、〇袁陀弖は、（諸本に此下に夜麻二字あり、今は、眞福寺本に、無きに依れり、其故は、書紀にも其二字なし、義も、無き方まさればなり、抑眞福寺本は、凡て誤字脫字のいと多ければ、此二字も脫たるかとも思へど、然には非じ、餘の諸本にあるは次なる、夜麻より紛れて、重なれる物なるべし。）倭の枕詞にて、小楯なり、倭國は、楯を立並べたる如く、山の周れる國なるを以て云り、なほ委くは、國號考に云るが如し、楯を袁陀弖とは、明宮段の大御哥にもよませり、〇夜麻登袁須疑は、倭を過なり、此は城下那なる、倭鄉を詔へり、此鄉の事も國號考に委云り、さて、袁陀弖と云枕詞は、一國のうへにてのつゞけなれども、名の同きまゝに、此は鄉の倭にも詔へるなり、（此鄉名も國大名より出たれば同じことなり。）さて須疑とは、那良も此も、今其地を過て往賜ふとには非ず、（此御哥は、那良山口にてよみ給へるにて、其處より山代へ還坐ぬれば、那良までも至坐ざれば。）吾欲見國者此處より、那良を過ぎ倭を過て行、葛城と云意なり、されば、阿袁邇余志より是までの四句は、久邇波と云句の下に移して心得べし、〇和賀美賀本斯は、吾欲見なり、契沖云、見がほしは、見まくほしきなり、顯宗紀の哥に、野麻登陛彌我保指母能波於尸農彌能莒能拕哿紀儺屢都奴娑之能彌野、とよめり、萬葉に多しと云り、萬葉三（二十九丁）に、春日者山四見容之、又（三十八

の說なるべけれど、凡て、波比布閇保を、和韋宇惠乎の如く、唱ふるは、後世の音便なれば、通ふ例には非ず。)さて那良とつゞく由は、是も冠辭考に云れたる如く、土を平し堅むる意なり、然らばたゞ土にてあるべきに、青色なるをしも云るは、如何と云に、彼應神天皇の眉書料の青土を賦給へる、和邇坂も、那良山と近きを思ふに古へ那良山も多く青土にて名産にぞありけむ、(されば顯昭が袖中抄に、萬葉抄に、奈良坂に昔は、青き土のありけるなり、とあるは、依處ありしか又おしあてに云るが、當れるか。)故かの崇神天皇の御世に、御軍士の、其青土を、蹢跙え、地と云意につゞくなるべし、那良と云名は、彼故事より負ぬれば、然も云べきことなり、淤志弖流浪速の例などをも思ふべし、(かの故事に因てには非ずて、たゞ青土を平す意ともすべけれど、さては、たゞ土にてあるべきを、青としも云るは、なほ彼、故事に因り、且青土は此山の名産なりし故なるべし、然らざれば、青と云ことといたづらなり、)爰に或人のめづらしき考へあり、云く、阿乎爾余志は、伊邪那岐伊邪那美二柱大神の唱和え、御詞の、阿那爾夜志と一なり、阿那と、阿夜と通ひてその阿夜を、阿乎とも通はし云る例は、阿夜惶根神を日本紀に、青檀城根尊ともある是なり、又夜志と、余志と通ふ例は、はしきやしを、はしきよしとも云が如し、されば此は、那良の枕詞には非ず、吾欲見國は云々、と云處へ係て詔へる御言なり、然るを後に、那良の枕詞となれるは、此御哥のつゞきに因て轉れるものなり、と云るはまことに、さもあるべくおむかしき考へなり、然れどもなほ又よく思ふに、此御哥那良と、倭と、地名を二詔へる內、次なる倭には、枕詞ありて、初の那良に無くては、いかゞ、かく並べ云には、枕詞は初なるに有て、次なるに、無きことはあ

上リとは、詔ふべき、且此言は、宮を上リと云意にこそあれ、宮へ上リと云意には、取がたし、又師は、美夜は水脉なり遠江國人は、川のみよと云り、と云れたれど、其もいかゞ、されば此は、宮上リ、山代川を吾上れば、と、句を序で、心得べし、(上なる御哥の、迦波能煩理の處に云ると、考へ合すべし、)○和賀能煩禮婆、上なるに同じ、○阿袁邇余志は、那良の枕詞にて青土よしなり、青土は、色青き土なり、明宮段大御哥に、和邇佐能邇袁云々、とあるも、眉畫の料なれば、青土なるを思ふべし、余志は冠辭考に、余と呼出す辭にて、志は助辭なり、此余志と云辭を添へたる例、眞菅よし、玉藻よし、大魚よし、阿佐母よし、などなほ多し、とあるが如し、(契冲は、萬葉十三に、緑青吉と書るに依て、古へ奈良より、好き緑青を出しける故なるべし、と云れど、緑青と見るはわろし、たゞ青き土なり、古へ緑青をも、阿袁邇と云し故に、萬葉には、其字を借りても書るにこそあらめ、實は緑青には非じ、緑青にては那良とつゞくべき由なし、かの明宮の大御哥の邇は、眉畫の料なれは、必緑青には非ず、たゞ青き土なり、然ればかの御哥を以て、緑青ならでも、阿袁邇と云べきことを知ルべし、又余志を吉の義とせるがわろきことは、冠辭考に辨へられたるが如し、さて冠辭考に、朝倉宮段の哥に、夜本爾余志伊岐豆岐能美夜、出雲國造神賀詞に、八百丹杵築宮などあるに依て、阿袁邇を八百土なりと云て、阿を延れば、伊夜となる、又、八百の百を、保と唱るはもと濁語にて、保の濁と乎の清と通ふ例なれば、八百と阿乎と異なるに非ず、と云れたるは、强說なり、阿と夜とは通ひもすべけれど、乎と保とを通はし云る例なし、清濁の說も心得ず、八百の百を、もと濁語なりと據なきことなり、思ふに、こは、八百を後世には、やをと唱るから、保と、乎と通ふ由を云むとて

(能を添て)訓べし、月次祭祝詞に、山能口坐皇神等乃云々、とあればなり、さて此山は、山城國相樂郡より、大和國添上郡奈良へ越る道にて、いはゆる奈良坂なり、萬葉一(十三丁)に、靑丹吉奈良能山乃、又(十六丁)靑丹吉平山乎越、(二十四丁)に、佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者、(手祭は、俗に云峠なり、)十三(六丁)に、緑青吉平山過而、又(七丁)見不飽猶山越而、十六(十九丁)に、奈良山乃兒手柏之云々、十七(廿丁)に、靑丹余之奈良夜麻須疑底泉河、などあり、さて書紀には、時皇后不泊于大津、更引之泝江自山背廻而向倭云々、即越那羅山望葛城歌曰、とありて、御哥は此記と全同じ、かくてこれに、越那羅山云々、とあるに依れば、此記に山口とあるは、那良の方より上る、山口なり、(そも〳〵此記には、山を越坐り、と云ことなくて、直に山口とあるは、山城の方より、上る口の如聞ゆれども、書紀と合せて考るに、なほ然にはあらず、)倭京のころは、其方を常に、那良山口と云なれたるまゝに語傳へたる詞にて、此は、山代より來坐る方にて云處にはあれども、其山を越坐る事は、云でも、如此云へば、倭の方の口と聞えけるなるべし、(わが見がほし國は、云々、とよみ給へるさまも、山代の方の、山口にて、詔へりとせむよりは、書紀の如く、那良山を越て、葛城を見やりて、よみ賜ふとする方、勝りてきこゆ、)〇都藝泥布夜夜麻斯呂賀波袁は、(波字、舊印本、又一本などに、婆と作るは誤なり、今は、眞福寺本、延佳本又一本などに依れり、)上なるに同じ、〇美夜能煩理は、宮上りなり、難波宮を避過て泝り賜ふを詔へり、(避過ての意は、御言の外に、おのづから含みて聞ゆ、契沖が、筒城宮を作て、坐まさむと、思食せば、かくは詔へり、と云るは叶はず、然思食せばとて、其宮未造り給はぬに、いかで、宮

字を下に移したるなり、と云るぞ宜き、山の枕詞は、あしひきとより外に云る例なければなり〕
○御哥の、總ての意は、川邊に生立る、椿の照り榮ばたるを、御觀して、天皇の御面影を戀しく所念やりて、今も吾大君は彼椿の花の如く照坐し、彼葉の如く、寛り坐すかや、と詔へるなり、伊麻須波の、波を、淤富岐美の下に、結の迦母を伊麻須の下に、互に入替て心得べし、（若此波と迦母とを移し替ずして、其隨に、心得るときは、此時御目前に、天皇の御光儀を見奉賜ひて、彼は天皇にて坐ますか、と詔ふ意になれば此に叶はず、そも〳〵、如此辭を處を入替るは、強たる說のごと思人あるべけれど古には、然詞を置違へて、其義聞えたるなるべし、書紀の此御哥の趣も同じ格にて、大君は彼八十葉の木の如く榮え坐かや、と云意にて、紀破の、破と、箇茂とを入替ざれば、聞えがたし、よく味ふべし〕 そも、妬く思ほすに、得忍びたまはで、肯きては來坐つれども、然るまゝに又、いとゞ戀しく、所思す御情も堪がたく、所念せるなり、

即自山代廻。到坐那良山口。歌曰。都藝泥布夜。夜麻斯呂賀波袁。美夜能煩理。和賀能煩禮婆。阿袁邇余志。那良袁須疑。袁陀弖。夜麻登袁須疑。和賀美賀本斯。久邇波。迦豆良紀。多迦美夜。和藝幣能阿多理。如此歌而還。暫入坐筒木韓人名奴理能美之家也。

廻とは、難波邊よりは、倭國へは、河内國を經て往ぞ直道なるに、山代より物するは、廻曲れる道なる故に云り、○那良山口、那良は、上に出、（傳廿五本牟遲和氣御子下） 山口は、夜麻能久知と

和名上同、本朝式等用ㇾ之とあり、書紀にも、海石榴と書り、萬葉には、多く、椿と書り、(此は今もまぎるゝことなき、樹なれば、字はとてもかくてもあるべし、)さて、鳥草樹は、さしも高く大なる樹に非るに椿の其下に生立るとは、(下陰の由には非じ、)鳥草樹は、川岸のやゝ高き處にありて、其下方低き處にある、椿なるべし、○斯賀波那能は、其之花のなり、斯賀は、椿を指り、○弖理伊麻斯は、照坐しなり、萬葉十八(十二丁)に、等許余物能己能多知婆奈能伊夜弖里爾和期大皇波伊麻毛見流其登○芝賀波能は、其之葉のなり、○比呂理伊麻須波は廣り坐者なり、比呂理とは、廣くてある貌を云て、寛に坐々よしなり、朝倉宮段、大后御哥に、云々、淤斐陀弖流波毘呂由都麻都婆岐曾賀波能比呂理伊麻志曾能波那能弖理伊麻須多加比加流比能美古爾云々、○淤富岐美呂迦母は、大君歟もにて、呂は助辭なり、呂迦母といふ辭、中巻明宮段の大御哥に、袁陀弖呂迦母とある下にいへり、(傳三十二)この御哥、迦波能倍邇といふ句より、書紀には、(異ありて、)箇波區莽珥多知瑳箇踰屢毛々多羅儒椰素麼能紀破於明耆瀰呂箇茂、とあり、(椰素麼能紀は、八十葉の木にて、何の木にまれ、葉の繁くてあるをよみ賜へるなり、契冲が和名抄に柧棱、和名曾波乃木、とある木として、八とは、其そばの木の多きを云、百不足は、椰の一字にかゝれり、萬葉十三云、百不足山田道乎、これも山のやを、八に取てつゞけたり、と云るは非なり、凡て百不足は八十、又五十とこそつゞくれ、八とつゞけたる例もなく、理もなきことなり、かの萬葉なるを、師は、八十の、十を省きて、八十の意につゞけたりと云れたれど、此も心得ず、彼哥は、吾徒齋田清繩が考に、足日木なるを、日を百に、木を不に誤れるを、百不足を誤れる物と心得て、遂に足

心太良比爾、十九（二十一丁）に、鵜河立取左牟安由能之我波多波、又（二十七丁）黄楊小櫛之賀左志家良之、又（三十九丁）秋花之我色々爾、などある、皆同じ、朝倉宮段大后御哥、此と全同じつゞけなるを、曾賀波能云々、（其が葉のなり、）又曾能波那能云々、とあるにて、斯賀は、其之と同きことを知べし、（然るを契冲が斯賀は、己之なり、萬葉に、さがと云に、己之と書り、佐と斯と通ずれば、斯賀とも、佐賀とも云り、と云るは、萬葉十三に、己之母乎取久乎不知、己之父乎取久乎思良爾、十二に、高麗劒己之景迹故、十三に、己之家尚乎、十六に、己妻尚乎、などある、己之を、サ。カ。と訓るに依れるなれど、佐賀と云こと、古言にあることなし、右の、己之は、皆師も云れたる如く、和賀と訓て宜きを、いかなる由にてサ。ガ。とは訓けむ、いと心得ず、且右の、己之は、皆字の如く、おのがと云意、我之と云意なれば、斯賀と云とは、いさゝか意異なるをや、）○淤斐陀弖流、上に同じ、○波毘呂は、（三言の句なり、）葉廣なり、中巻玉垣宮段に、葉廣熊白檮ともあり、彼處にも云る如く、此は一葉のうへを云には非で、葉どもの、榮え廣ごれる一樹のなべてのうへを云るにや、（白檮も椿も、然云ばかり、葉の廣き物にはあらざればなり、）○由都麻都婆岐は、（舊印本延佳本などには、麻字を、婆と作り、若然らば、葉の意なり、されど今は、眞福寺本、また一本、また一本などに、麻とあるに依れり、次に引る、朝倉朝大后御歌なるも、麻なればなり、）五百箇眞椿なり、由都の義は、上巻、湯津石村、湯津楓、などのところにいへり、（傳五、また十三）椿の枝葉の繁く多きをいふなり、都婆紀といふ名は、即五百箇葉木の謂ならむか、（ある説に、艶葉木なり、と云へれど、艶と云言、古めかず、）和名抄に、唐韻云、椿木名也和名、豆波木、楊氏漢語抄云、海石榴、

迦波能倍邇は、河之邊になり、此より下書紀は異なり、次に云べし。○淤斐陀弖流は、生立有なり、（此言後世には、多を淸ていへども、古言は濁れり。）○佐斯夫袁は、（夫字延佳本に天と作るは次句なる夫を舊印本などに、天に誤れるを宜しと心得て此をもさかしらに改めたるなり、わろし。）烏草樹をなり、袁は余と云むが如し、和名抄に楊氏漢語抄云、烏草樹佐之夫乃紀、辨色立成説同、字鏡にも、烏草樹左之夫（また樹左世夫とも。）とあり、此樹契冲云、今山里人はさせぼの木と云、榊に似て小き實あり、熟すれば紫の黒みたるやうにて童などは、取て食ふとぞ承る、柃は、和名抄に見えて今俗に毘左々紀と云木なり、出雲風土記に、佐世乃木葉とあるは、此烏草樹にやと云り、或人烏草樹は、今俗に、さゝぶの木とも、ゑやぐぶの木とも云と云り、（出雲風土記、大原郡佐世郷處に、須佐能袁命、佐世乃木葉頭刺而踊躍云々、また倭姫命世記に、佐々牟乃木枝とあるも此か、同書に、佐々牟江御船泊給比其處爾佐々牟江宮造令坐給支、と云るは、神名帳に、伊勢國多氣郡竹佐々夫江神社とある地なり、是も此木に因れる名にや。）○佐斯夫能紀、（夫字舊印本又一本延佳本などに天と作るは誤なり、記中に、天を假字に用ひたる例なし、今は、眞福寺本に依れり。）上に同じ、契冲も師も、上れる句の終の袁を、此句の首に屬て、小の義とせられたれど、然ては二句の連きの調わろし。○斯賀斯多邇は、其之下になり、斯賀は、其上に云る物を指て其がと云ことなり、此御段下なる哥にも、鹽たやき斯賀阿麻理、甕栗宮段哥に、斯賀阿禮婆、書紀雄略卷哥に、志我都矩屢麻泥爾、また旨我那稽摩、萬葉五（三十九丁）に、愛久志我可多良倍婆、十八（二十一丁）に、之我願

る山を經てゆく由に解來たるは當らず、まづ次嶺と云言もいかゞなるうへに、山城國は、大和よりたゞ程近き山一重をこそ越れ、さいふばかり續きたる山を經て行國には非るを、いかでか然は云む、）さて山代は、本より一國の大名にてもあるべけれど、又思ふに始はかの繼苗生を云、山代より負る一鄕などの名にてもありけむ、（本より一國の名にても、此枕詞のつゞけの意は同じことなり、）○夜麻志呂賀波袁は、山代河をなり、此河は、山城風土記に、賀茂建角身命云々、至二山代國岡田之賀茂一隨二山代河一下坐、葛野河與二賀茂河一所レ會至坐、とあるに依るに、淀より上にて木津川を云なり、（此川、淀にて宇治川と一に合て其より淀川と云、そは山代國より流れ來れば、淀より下にても山代川とは云まじきに非れども、なほ風土記に依て、木津川とすべし、然るを契沖が書紀にては、木津川なるべしと云ながら、又古事記には、泝二於堀江一隨レ河而上二幸山代一と云て歌あれば、淀川を、山城川と詔へるなりと云るは、上二幸山城一とあるに未山代に到著賜はぬ間と見ての說なれどもわろし、上二幸山代一とあるは、既に山代に入賜へるうへとしても、いさゝかも妨なし、なほ彼風土記を考へ漏せる故にとかくの論をばなせるなり、さて木津川古への名は、泉川なれども其は上の方相樂郡のあたりにての名にして、山代川と云は、其下綴喜郡久世郡などを經る間の名にてもあるべし、又國名なれば、泉川と云あたりまでかけて凡てを、山代川とも云しにもあるべし、）○迦波能煩理は川上りなり、川を御船にて泝坐を詔へり、此迦波は、直に山代川を指て詔ふにはあらず、淀川の下方を詔へるなり、淀川を上りて、山代川を吾上ればとつゞく意なり、次なる御哥の、美夜能煩理の處と合せて考ふべし、○和賀能煩禮

し、萬葉廿(四十九丁)に、保里江欲利美乎左可能保流梶乃音乃、(さかのぼるとは、水の流るるに逆ひて上るなり。)〇隨河河は淀川なり、(堀江と云は、即此川尻なることと上に云るが如し。)隨とは、此時此處へと指て幸すには非ず、たゞ難波宮を避賜ふぞ御心なる、故に何處にとなくたゞ河の隨に上り坐て、おのづから山代には到り坐るなり。〇山代上に出。〇此時とは、河を上り坐間を云。〇都藝泥布夜は、(此言書紀には、四首ある、並夜字なし、萬葉十三にもあるにも、夜字はなし、此記には四首ある二首には、夜字あり、二首には無し、あるをば、師は衍なりとせられつれど、此も次なるも、諸本共に有れば、今はさてあるなり。)繼苗生やなり、(夜は余と云むが如し、歌ひ出したる辭なり。)那閇を切めて泥と云り、繼苗とは、山の樹を伐取たる跡に又繼て樹を生し立む料に植る苗を云、生は其苗を豫て蒔生し設け置く地なり、(粟田豆田淺茅生蓬生などの類、皆其物の生たる地を、某生といへり。)さて稻の苗を蒔生する田を苗代と云如く、かの山の樹の繼苗を生する地を山代と云なるべし、凡て、山の用は材を出すを主とする故に即材を伐取る事を山と云て、(杣人の材を伐初るを山口と云、又材を造る斧を山多豆と云、これらみな山とは、材につきて云り。)此は其伐出すべき材の繼苗を生する地なるを以て、山代と云り、萬葉に、開木代とも書るは、此義なり。(開木は代と離して意を取るときは、材を伐出す意にて山なり、又代に連ねて意を取るときは、材を生立る、繼苗の意なり、何れに取ても此にかなへり、されば、此繼苗生の考へを以て、かの開木代と書る義をも、相明すべし。)されば、此枕詞は、繼苗生之山代と云意につゞけたるなり、(然るを昔より萬葉に、次嶺經と書るに依て、續きた

り、(御津と云名はたゞ大津と云も同くて、此津を稱たる名とこそ聞ゆれ、(然るを此記の傳へは、御綱と云名の似たるから混ひたる物なり、又御津を、三津とも書はたゞ借字なるを、難波津高津敷津の三を云など云る說あるは、いみしきひがことなり、) 但し柏渡も地方は、御津のあたりなるべし、(攝津志に、長柄川に在如く云るは、地理たがへり。)

即不入坐宮而。引避其御船。泝於堀江。隨河而。上幸山代。此時歌曰

都藝泥布夜。夜麻志呂賀波袁。迦波能煩理。和賀能煩禮婆。迦波能倍邇。淤斐陀弖流。佐斯夫袁。佐斯夫能紀。斯賀斯多邇。淤斐陀弖流。波比呂。由都麻都婆岐斯賀波那能。弖理伊麻斯。芝賀波能。比呂理伊麻須波。淤富岐美呂迦母。

不入坐宮而云々は、天皇を恨み奉り賜ひて、背き賜ふ御所爲なり、宮は、難波の皇宮なり、○引避は、比伎與伎弖と訓べし、萬葉七 (二十一丁) に、神前荒石毛不所見浪立奴從何處將行與奇道者無荷、十一 (三丁) に、崗前多未足道乎人莫通在乍毛公之來曲道爲、古今集春に、吹風に誂へ囑る物ならば此一本はよきよと云まし、泊給ふべき難波をば避てなり、○泝於堀江、堀江は上に出、(泝と云には、堀江袁と訓べきが如くなれども、於字あるは、爾と訓べきためなり、そは海より堀江に入給ふを云なり、既に堀江に入て、泝りゆくには非ず、) 泝は、佐加能煩良志弖と訓べ

江に御綱柏を散しても恨みに堪ぬ色を見せばや、此の事を以てよめる哥なり、）○御津前は、書紀仁賢卷（六年）に、難波御津、齊明卷（五年、細書）に、難波三津之浦、萬葉一（廿六丁）に、大伴乃御津乃濱松、又（廿七丁）大伴乃美津能濱、三（十五丁）に、三津埼、十五（卅丁）に、大伴乃美津能等麻里などなほ多し、古へ難波より船發するに主と此津より發、又此津に泊たりし事、萬葉の歌どもに數多よめるが如し、かくておのづから、難波の内の一の地名となれるなり、難波古圖に高津の西方海邊に、三津里、御津濱あり、其處なるべし、（其あたり今も大坂に、三津寺町と云處ありて三津社、三津寺もあり、三津寺、古今集雜下詞書、江次第などにも見ゆ、さて大伴の御津とつゞくるは、稜威の意につゞくるなり、伊と美と通ふ例、上卷傳五、建御雷神の下にいへるがごとし、また稜威の、都は必清音なることも上にいへり、此大伴の御津のつゞけの事昔より詳なる說なく、冠辭考の說もよろしからず、また冠辭考に、此御津を住吉の津と一の如く云れたるも違へり、住吉津の事は上に云る如くにて、別なり、）書紀には、二十二年春正月、天皇語皇后曰、納八田皇女、將爲妃、時皇后不聽、爰天皇歌以乞於皇后曰云々、皇后答歌曰云々、天皇又歌曰云々、皇后答歌曰云々、天皇又歌曰云々、皇后遂謂不聽、故默之亦不答言、三十年秋九月、皇后遊行紀國、到熊野岬、即取其處之御綱葉、（葉此云箇始婆）而還、於是日天皇伺皇后不在、而娶八田皇女、納於宮中、時皇后到難波濟、聞天皇合八田皇女、而大恨之、則其所採御綱葉投於海、而不著岸、故時人號散葉之海、曰葉濟也、とあり、謂御津前と曰葉濟と傳の異なる、此は書紀の方正しかるべし、（難波の津濟、景行紀にも見えたり、其は後の名を以て、語傳へたる物な

之日、群卿百寮必情在戯遊不存國家萬葉九（十七丁）に、容艷縁而曾妹者多波禮弖有家留、古今集秋上に、百種の花の紐とく秋の野に思ひたはれむ人な咎めそ、後撰集雜一に、まめなれどあだ名はたちぬたはれ嶋よる白浪を濡衣に著て、又別に、名にし負ばあだにぞ思ふたはれ嶋浪のぬれ衣いくよ著つらむ、字鏡に、婬遊逸也、戯也、不介留、又太波留、また、泆樂戯也、婬也、躭也、太波志また媱戯也遊也、不介留、又太波志などあり、（齊明紀に、妖女ともあり、萬葉に、風流士、又遊士、などを、タハレヲと訓るは誤なり、）〇不聞看此事乎は、（舊印本には、看字を脱せり、）此事伎許志賣佐泥加母と訓べし、（泥の下に、婆のある意の古言なり、）中昔の雅言に、伎許志賣佐泥婆夜と云意にて、其婆を省きたる例、萬葉などに多し、八（五十六丁）に、十二月爾者沫雪零跡不知可毛梅花開含不有而、（此三の句と同じ、是をシラヌカモと訓るは古言を知らざる訓なり、知らねばにやといふ意なるをや、）〇御船は、先だち坐る大后の御船なり、〇追近は、淤比斯伎弖と訓べし、（近は字のまゝに、チカヅキテと訓ては次に白とあるに疎し、師は、オヒツキテと訓れたり、其意なり、）斯伎は、及にて下なる大御哥に、阿賀波斯豆摩邇伊斯岐阿波牟迦母とある斯岐なり、〇白之狀具如仕丁之言は、仕丁賀伊比都流碁登阿理佐麻都夫佐爾白志伎と訓べし、（文の次第の隨に訓ては、漢文ざまなり、）上卷に、更往廻其天之御柱如先とあるをも、更其天之御柱を先の如往廻り賜きと訓ると同格なり、（傳五の始考あはすべし、）〇投棄は、那牙宇弖賜比伎と訓べし、（棄を、宇弖と云ること上卷、八千矛神の御哥に見えて、上所々に云り、）此御爲態、かの言立者足母阿賀迦爾嫉妬とある心ばへなり、（夫木抄に、權僧正公朝、難波

は、途中の粮料なり、）など見えたり、退は、麻加流と訓べし、萬葉などにも、麻加流に此字を書る處多し、（京より他に往を、麻加流と云、他より京に往を、麻韋流と云、）○大渡書紀仲哀卷に、向津野大濟（豊前國にあり、）ともあり、後に淀の大渡なども云り、難波は殊なる地なる故に、其津を、大津、浦を大浦なども云る如く、其渡を大渡とは云るなり、○所後は、大后の御從仕奉れるが御船に後れて來つるなり、○倉人女此名稱此より外に古書に見あたらず、後に女藏人と云物ならむか、（女にして藏人の職を仕奉る者なり、古今集雜上に、寛平御時に、上のさぶらひに侍けるをのこども云々、藏人ども笑ひて云々とあるも、后の宮の女藏人なり、）但し其は後の事とおぼしければ、藏司の內の女なるべきか、後宮職員令に、藏司尙藏一人掌神璽關契供御衣服巾櫛服翫及珍寶綵帛賞賜之事、典藏二人掌同尙藏、掌藏四人掌出納綵帛賞賜之事、女孺十人とあり、此司上代よりありけるなるべし、（萬葉十五目錄に、中臣朝臣宅守娶藏部女云々、）なほ若櫻宮段に見えたる、藏官のところ（傳卅八）考あはすべし、○遇し船は、布泥阿幣理とよむべし、（フ○チ○ニ○ア○ヘ○リと、爾を添て讀は後世のさまなり、此詞づかひの事上に委いへり、）彼仕丁が船にて國へ下るに、難波の大渡にして此倉人女の乘れる船の行遇たるなり、○語云は、仕丁が倉人女に語告るなり、（此仕丁主水司に侍ひし間に、此倉人女は知人にて在しか、又さらずともあるべし、）○天皇者皆（延佳本に、皆字なきは、さかしらに削きしならむ、諸本並あり、）皆字は、此日二字を誤れるなり、許能碁呂と訓べしと師の云れつる然るべし、萬葉などに、比日とあり、○戲遊は、多波禮麻須遠と訓べし、（麻須は、坐、遠は、辭なり、）書紀景行卷に、其宴樂

は、孝徳紀に、凡仕丁者改舊每三十戸一人、(以一人宛厮也)而每五十戸一人、(以一人宛厮)以宛諸司賦役令に、凡仕丁者每五十戸二人以一人充厮丁三年一替、若本司籍其才用仍自不願替者聽、(孝徳紀には、此事二處に見えたる、共に每五十戸一人とあり、令に、二人とあるは、一人を寫誤れるにやあらむ、又或人の考に、以一人とある上に、十人二字脱たるかと云る、さもあるべし、仕丁十人の内にて、其一人をば、厮に充るなり、厮は義解に、猶使也言給使於汲炊即與火頭同、とありて、其十人の汲炊など、諸事をいとなむ者なり、)持統紀に、諸司仕丁一月放假四日、類聚國史に、延暦廿四年十二月公卿奏議曰云々伏望所點加仕丁一千二百八十一人依數停却云々許之など見えて、諸國の民五十戸の内より、一人づゝ、京に上りて諸の官司に役るゝ者なり、(三年づゝにて替る、)職員令諸の官司に、直丁若干人駈使丁若干人、とある是なり、(書紀、雄畧卷に、信濃國直丁與武藏國直丁侍宿相謂曰云々、持統卷に、賜直丁八人官位云々、などある直丁をも、ツカヘノヨホロと訓り、直丁は、其官司に候ひて役はれ、駈使丁は外へ駈行く事に役はるゝ者にて、此二色即仕丁なり、)さて此らは後の御定めなれども、上代のさまも大方は此に甚く異なることゝ無かりしと見ゆ、此なるは、吉備の兒嶋の民の仕丁に差れて難波京にて、主水司に使はれ居たる者なり、○是は、字の隨に許禮と訓べし、上にも往々此例ありき、(漢文にあるとは用ひざま異なり、)○退己國は、かの令に三年一替とある如く替りて吉備國に還るなり、持統紀に、新羅仕丁八人返于本土仍垂恩以賜祿、(新羅國の民をも、仕丁に役ひ給ひしこと有しにこそ、されど此はなべての事には非じ、)續紀十三に、仕丁役畢還郷始給程粮、(程粮

求得度王臣不經本屬私自駈使云々、(駈字は、驅と同じ、玉篇云、逐遣也、)○吉備國上に出、○兒嶋上卷に出(傳五)嶋下なる之字、眞福寺本又一本などには郡と作り、然とも記中に郡と云る例なく、然は云まじきことなれば、今は、舊印本、延佳本、又一本に依れり、○仕丁は、與本呂と訓べし、(假字は、和名抄近江國淺井郡郷名丁野、與保乃、又同書に、膕、曲脚中也、和名、與保呂、字鏡に、靜與保呂乃須知脚之後大筋などあるに依べし、書紀に膕踵、うつほ物語に、御くしはよほろ過給へり、宇治拾遺物語に、よほろすぢをたゝれたれば、にぐべきやうなしなどもあり、與本呂は、俗に云足のひつかゞみなり、其筋を與保呂須遲と云、これも丁より出たる名と聞えたり、さて仕丁は、書紀に、ツカヘノヨホロ又ツカヒヨホロなど訓て、丁の中の一品にて、すべての丁を云には非れども、此は上に所駈使とある故にたゞ與本呂と訓べきなり、都加閇は、都加波延を切めたる言なれば、使はゆるよほろ、即都加閇與本呂なり、)まづ凡て、丁と云は、民の役使はる、者を云名なり、(中昔の書どもに、夫と云、今世に、人足と云ものなり、戸令に、凡男女三歲以下爲黃、十六以下爲小、廿以下爲中、其男廿一爲丁、六十一爲老、六十六爲耆、また凡老殘並爲次丁、と見え、賦役令に、凡正丁歲役十日云々、次丁二人同一正丁、中男云々、とありて、男年廿一より、六十までなるを、正丁と云、六十一より六十五までなるを、次丁と云、十七より、二十までなるを、中男と云なり、殘とは、殘疾ある者を云、これは、年壯にても、次丁とするなり、さて歲役十日とあるは、歲々定まりたる役なり、)かくて、其役はる、品によりて、某丁と云名ありて(役丁荷丁軍丁丁匠運丁などの如し、金葉集に、御調物運ふ丁を計ふれば二萬の里人數そひにけり、)仕丁と云

早く宇治若郎子の、此天皇に進り給へるなり、(古へ親なき女子は、同母兄ぞ親の如くにて、人に嫁するも同母兄、心にぞありける、其例穴穗宮段の初に見ゆ、)さるを、太后に憚らして今まで得御合坐さゞりけらし、書紀云、二十二年春正月、天皇語皇后曰納八田皇女將爲妃時皇后不聽爰天皇歌以乞於皇后曰云々、皇后答歌曰云々、天皇又歌曰云々、皇后答歌曰云々、天皇又歌曰云々、皇后遂謂不聽故默之亦不答言、○積盈、盈と云るおもしろし、所思看まゝに柏多く取得給ひて、御不足こと無く、ことに御心歡ばしくて還來坐る御さま見えたり、○水取司のことは、中卷白檮原宮段宇陀水取のところ(傳十九)にもいへり、なほ職員令に、主水司、正一人掌樽水饘粥及氷室事、佑一人令史一人、水部四十人、使部十人直丁一人駈使丁二十人氷戸、(延喜主水式に、此司の務見えたり、考ふべし、)さて古へは凡て、飲む水をば母比と云り、(川池などにたゞある水をば美豆と云て、母比とはいはず、たゞ魚をば宇袁と云ひ、食ふ魚を、那と云類なり、)催馬樂、飛鳥井に、安須加爲爾也止利波春戸之可介毛與之美毛比毛左牟之見萬久左毛與之、(美毛比毛左牟之は、御水も寒しなり、)萬葉十六(二十七丁)に云々、出流水奴流久波不出寒水之心毛計夜爾、(此寒水をヒヤミヅと訓るは、俗し、)和名抄に、漿俗云、邇於毛比とあるも、袁御水の由なるべし、(又今俗に於母由と云物も、御母比なり、湯に非ず、)赤染衛門集に、おもひ汲にまかる、○所駈使は、都加波由流と訓べし、(由流は、流々なり、)被使なり、書紀敏達卷に、駈使於官不放還國、孝德卷に、各置己民恣情駈使、又駈役をもツカフと訓り、(又駈使をツカヒトとも訓るは、つかひ人の義なり、)續紀七に、詔曰率土百姓浮浪四方規避課役遂仕王臣或望資人或

かり、まことに常の木草の葉には似ずとあり、三尺とは枝を云るか、葉の長さならば三寸を寫誤れるにや、袖中抄に、わぎもこが御裳すそ川の岸にあふる人を見つゝの柏どをゑれ、顯昭云輔親集云、齋宮の九月祭に詣る夜、みもすそ川に齋宮とゞまりおはしますほどに、女房とまりて三角柏と云柏をおこせて、是は何とか云といへれば、詠ずる哥なり、中納言俊忠卿の家にて、戀十首の中に、逢事を占ふと云る題を俊頼詠云、神風や三角柏に事問て立を眞袖に包みてぞくる、私云、或人云、伊勢大神宮に、みつの柏を取て占ふ事あり、投るに立は叶ひ立ぬは叶はぬなり、此故に、逢ことを占ふに、立はあふべければ、取て袖に包みて悦ぶなり云々、三角と云るは、三葉柏かとあり、拾玉集云、神宮之中禮典之間爲永例有長柏謂之三角柏、件柏者志摩國吉津嶋堺土貢嶋内山中生木上也とあり、大神宮年中行事云、七月四日、風日祈宮神態柏流神事其次第如去四月十四日御笠神事之勤、とあり、神名秘書云、有風神祭名柏流也、豐年則浮流通凶年則沈覆損四月七日祭之)さて豐樂に柏を用ひらるゝことは、中卷明宮段に、大御酒柏とあるところ(傳卅二)にいへり、また此御段すゑに、取大御酒柏云々とある處(傳卅七)にもいふべし、考あはすべし、〇幸行木國、木國は、上卷に見ゆ、この國は名に負木の國なれば、柏もことに多にあるなるべし、さて御躬づから幸行るは、御遊覽がてらなるべし、(次文に靜遊幸行とあるにても知らる)〇婚八田若郎女、此皇女明宮段に出、(傳三十二)大后の御妬を憚坐て、其坐まさぬ間を待つけて、御合坐るなり、書紀に、云々太子啓兄王曰云々乃進同母妹八田皇女曰雖不足納採僅宛掖庭之數云々、(太子は宇治若郎子、兄王は、大雀命なり、)かゝれば、此皇女は

るは何れの柏ならむ、なほよく尋ぬべし、谷川氏云、伊勢神宮にて三角柏と云は、犬朴の木なり、大和國にては兒手柏と云と云り、是は赤芽柏のことにや、赤芽柏は俗にあかべとも云木なり、）新千載集戀二に、御裳濯川と云處に齋宮とゞまり賜ひて御祓し賜ふに、女房を立隱れつゝ見るに、三角柏と云柏をおこせて、此は何とか云と云りければ申し遣しける、祭主輔親、吾妹子が御裳濯川の岸に生る君を見つのゝ柏とを知れ、（四の句、他書に引るにはみな、君をみつゝのとあり、新千載集には直して入れられたるにや、）續古今集戀四に、小侍從、思ひあまり三角柏に問事の沈むに浮は涙なりけり、（鴨長明が伊勢記云、此國に、三角柏と云物あり、小侍從か哥に、神風や三角柏にとふことの沈むにうくは涙なりけり、とよめり、これにて占ふ事あるにや、年ごろおぼつかなく思ふことを、此度人々に尋ぬれば、え聞及ばぬよしをのみいふ、いかなることにか、此柏、輔親卿集に、みもすそ川の岸に生るとよみ侍るは、其わたりにあるかとて尋ぬれば昔やありけむ、今世には、志摩國の内に、とくの嶋と云處にあり、木の上にかづらのやうにて生たるをのぼりてきりおろす時、ひらに伏て落たるをば取ず竪さまに落たるばかりをとる、其落やうにぞ問事のありとかや云傳へたる、是は神宮四度の御祭の時必入物なり、御前の御遊はてゝ、四の御門の腋にとくらのこと云おほみわを設く、祉のつかさ、此三角柏を各一葉つゝ持てよれば、其上に此みわをそゝぐ、ことさら是を腰にさして出るなり、長柏とも云にや、寂阿法師百首哥の中に、思ふ事とくの御嶋の長柏長くぞ賴む廣きめぐみをと云り、かやうに聞けど未其すがたをば見ず、此日或人の許より贈れり、柏のやうにて廣さ三四寸長さ三尺ば

志弖と訓べし、(將爲と書意なり、卽下文には將爲豊樂之時とあり、爲字タメニと訓はわろし、)○御綱柏、造酒司式大嘗祭供奉料に、三津野柏二十把(日十六把)とあり、(二十把は、二十四把なるべし、四字脫たるなり、)同東宮料にも如此あり、大嘗祭式に、酒柏の事所々見えたり、大神宮儀式帳六月祭條に、云々即大神宮司諸司官人等更發第五重參入就坐、卽倭儛仕奉先大神宮司次禰宜次大内人次齋宮主神司諸司官人等(其儛畢人別直會酒、采女二人侍御角柏盛人別給)云々、また九月祭條にも云々其直會酒波采女二人第四御門東方侍弖御角柏盛弖人別捧給、(此事大神宮式にも見えて、其にはたゞ柏とあり、)外宮儀式帳にも同く見えたり、御綱三津野御角みな同じことなり、古は凡て都怒都能都那は通はし云る例なり、此柏は葉三岐にてさき尖りたれば三角の意の名なるべし、(荒木田經雅云、今大神宮祭に用る三角柏は、俗に三柏と云物なり、葉厚くして潤澤あり、常葉なり、俗に大名柏と云葉に似て岐三にて鋒皆尖れり、外宮にては今赤芽柏を三角柏として用ふれども、十二月祭にも六月九月と同く用る事なるに、赤芽柏は冬は葉なければ用ひがたし、古の三角柏に非ずと云り、又伊勢の或書に、按に三節祭御遊の柏酒を、年中行事には、女官に柏を持しめ、今一人の女官榊葉にて柏上に灑くと見えたり、今は杓にて榊葉の上に灑て柏を用ること絕たり、名高き柏なれば再興ありたき事なり、志摩國土貢より今なほ忌物を貢す、其中に三角柏あり、葉の形穀の葉に似たりと云り、是を見れば柏を用る事中ごろ絕たりしに、今は又用るは其後再興ありしなるべし、然れば今用る物古のに合へりやいかゞ慥ならず、土貢と云處より、絕ず貢

古事記傳三十六之卷

高津宮中卷

本居宣長謹撰

自此後時。大后。爲將豐樂而。於採御綱柏。幸行木國之間。天皇。婚八田若郎女。於是大后。御綱柏積盈御船還幸之時。所駈使於水取司。吉備國兒嶋之仕丁。是退己國。於難波之大渡。遇所後倉人女之船。乃語云。天皇者。皆婚八田若郎女而。晩夜戲遊。若大后不聞看此事乎。靜遊幸行。爾其倉人女。聞此語言。即追近御船。白之狀具如仕丁之言。於是大后大恨怒。載其御船之御綱柏者。悉投棄於海。故號其地謂御津前也。

自此後時とは、(後時の二字を能知と訓べし、)吉備の黒比賣の事の後に又如此有事もありしと、次なる事を語らむとて先云出たる詞なり、○豐樂は、豐明と同じ、(明は言のまゝに書き樂は義に依て書る字なり、)中卷明宮段に出、(傳卅二髮長比賣下、)○爲將は、斯多麻波牟登